川越市地域防災計画

（原案）

令和　年　月

川越市防災会議

目　次

第１編　総則編

第１章　計画の策定……1- 1
　第１節　計画の概要……1- 1
　　第１　計画の目的……1- 2
　　第２　計画の性格及び範囲……1- 2
　　第３　計画の目標……1- 2
　　第４　計画の構成……1- 2
　　第５　計画の運用等……1- 4
　　５．１ 他計画との関係……1- 4
　　５．２ 計画の修正……1- 5
　　５．３ 計画の習熟、周知徹底……1- 5
　第２節　計画の基本方針……1- 6
　　第１　川越市総合計画……1- 6
　　第２　防災ビジョン……1-10

第２章　防災関係機関の役割分担……1-12
　第１節　川越市防災会議……1-12
　　第１　組　　織……1-13
　　第２　所掌事務……1-13
　第２節　防災関係機関の業務の大綱……1-14
　　第１　市……1-15
　　第２　消防機関……1-15
　　第３　県の機関……1-16
　　第４　警察の機関……1-17
　　第５　指定地方行政機関……1-17
　　第６　陸上自衛隊……1-19
　　第７　指定公共機関……1-19
　　第８　指定地方公共機関……1-20
　　第９　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者……1-22

第３章　市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割……1-24
　第１節　市民の果たす役割……1-25
　　第１　平常から実施する事項……1-25
　　第２　発災時に実施すべき事項……1-26
　第２節　自主防災組織の果たす役割……1-27
　　第１　平常から実施する事項……1-27
　　第２　発災時に実施すべき事項……1-27
　第３節　事業所の果たす役割……1-28
　　第１　平常から実施する事項……1-28
　　第２　発災時に実施すべき事項……1-28

第４章　川越市の防災環境……1-29
　第１節　自然環境の特性……1-30
　　第１　位置・地勢……1-30

第２　地形・地盤……1-31
第３　活断層……1-36
第４　河川……1-37
第５　気象……1-37
５．１ 気温……1-37
５．２ 降水量……1-38
第６　地震災害履歴……1-39
６．１ 埼玉県における災害履歴……1-39
６．２ 本市における災害履歴……1-41
第７　風水害履歴……1-42
第２節　社会環境の特性……1-43
第１　人口……1-44
１．１ 人口、世帯数の推移……1-44
１．２ 地区別人口、世帯数……1-44
１．３ 要配慮者人口……1-45
１．４ 市外への就業者及び通学者数（昼夜間人口）……1-47
１．５ 観光客数……1-48
第２　建物……1-50
第３　交通……1-51
３．１ 道路・交通の状況……1-51
３．２ 鉄道利用者の状況……1-51
第４　土地利用……1-53
４．１ 土地利用の状況……1-53
４．２ 区域区分及び用途地域……1-54
第３節　被害想定……1-55
第１　地震被害想定……1-56
１．１ 想定地震……1-56
１．２ 想定結果……1-58
第２　風水害被害想定……1-59
２．１ 浸水想定河川・区域……1-59
２．２ 浸水想定結果……1-61
２．３ 水害危険区域……1-65
２．４ 雨水出水浸水の想定区域……1-65

第５章　川越市の防災対策の基本方針……1-66
第１節　震災対策の基本方針……1-67
第１　震災対策の基本的考え方……1-68
第２　震災対策の目標……1-68
２．１ 埼玉県の減災目標……1-68
２．２ 本市の目標フレーム……1-69
第２節　風水害対策の基本方針……1-72
第１　計画の目的……1-73
第２　計画の目標……1-73
第３節　事故災害対策の基本方針……1-74
第１　大規模事故災害の選定……1-75
第２　本市に係る事故災害……1-76

第２編　震災対策編

《注意》
目次項目に対応して担当する部署名を【　　】内に記載しています。
「予防計画」の場合は市の行政組織名を、「応急対策計画」の場合は災害対策本部の班名を記載しています。
災害対策本部の班構成と各班を編成する行政組織については、資料編「■災害対策本部の組織編成（資料集 p1-174、175）」を参照してください。

第１章　震災予防計画…… 2- 1
第１節　震災に強い都市環境の整備…… 2- 2
第１　計画的なまちづくりの推進…… 2- 4
１．１ 防災的土地利用計画の推進……【都市計画課、都市整備課、建設管理課、道路街路課】 2- 4
１．２ 地盤災害の予防……【防災危機管理室、建築指導課、開発指導課】 2- 8
１．３ 防災空間の確保……【環境政策課、都市計画課、公園整備課、農政課】 2-10
第２　都市施設の安全対策…… 2-12
２．１ 建築物の耐震化……【建築指導課、関係各課】 2-12
２．２ 道路、交通施設の安全対策……【道路街路課、道路環境整備課】 2-15
２．３ 河川施設の安全対策……【河川課】 2-17
２．４ 農業集落排水処理施設の安全対策・【下水道課、上下水道管理センター】 2-18
２．５ 倒壊物、落下物等の安全対策……【都市計画課、都市景観課、建築指導課、防災危機管理室】2-18
２．６ ライフライン施設の安全対策……【事業計画課、上下水道管理センター、水道工務課、下水道課、東京電力パワーグリッド(株)、都市ガス事業者、(一社)埼玉県ＬＰガス協会、ＮＴＴ東日本(株)】 2-20
２．７ 危険物等関連施設等の安全対策……【保健総務課、消防組合、埼玉県】 2-25
第３　防災拠点の整備…… 2-27
３．１ 防災拠点のネットワーク化……【防災危機管理室】 2-27
３．２ 防災拠点施設の整備……【防災危機管理室】 2-31
３．３ その他の防災拠点の整備……【防災危機管理室】 2-32
第４　安全避難の確保…… 2-34
４．１ 避難計画の策定……【関係各課】 2-34
４．２ 避難拠点の整備……【防災危機管理室、教育財務課】 2-36
４．３ 避難路の整備……【防災危機管理室】 2-49
第２節　震災に強い防災体制の整備…… 2-52
第１　災害活動体制の整備…… 2-55
１．１ 職員の初動体制の整備……【防災危機管理室、情報政策課】 2-55
１．２ 動員計画等の整備……【防災危機管理室、職員課】 2-56
１．３ 職員の防災教育……【防災危機管理室】 2-57
１．４ 広域応援協力体制の充実……【防災危機管理室、職員課】 2-58
第２　災害情報収集・伝達体制の整備…… 2-66
２．１ 災害情報連絡体制の整備……【防災危機管理室】 2-66

２．２ 被害情報の早期収集体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・【防災危機管理室】 2-68
２．３ 通信施設の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【防災危機管理室、管財課】 2-70
第３ 非常用物資の備蓄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

10.１ 文教対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【各学校、教育財務課、保育課】 2-113
10.２ 文化財の収蔵・保管体制の整備 【都市景観課、文化財保護課、博物館】 2-114
10.３ 防火体制等の整備強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・【都市景観課、文化財保護課】 2-114
第11 帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．１ 配備体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【各班（各課）共通】 2-170
１．２ 動員計画 ・・・・・・・・・・・・【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】 2-171
第２ 災害対策本部の設置・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第３　災害情報の収集・伝達・共有 ····· 2-224
３．１ 被害規模の目安の把握 ····· 【本部班】 2-225
３．２ 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） ·····
【本部班、情報整理班、情報収集連絡班、消防組合】 2-225
３．３ 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） ·····
【本部班、情報整理班、情報収集連絡班】 2-227
３．４ 災害情報の収集・伝達 ·····
【避難所運営班、地域防災拠点班、情報整理班、本部班、関係各班】 2-229
３．５ 災害情報の共有 ····· 【本部班、情報整理班】 2-231
第４　広報活動 ····· 2-232
４．１ 広報活動の方針 ····· 【本部班、広報班】 2-233
４．２ 初動期の広報 ····· 【広報班、情報整理班】 2-233
４．３ 要配慮者への広報 ····· 【広報班、要配慮者支援班、国際班】 2-234
４．４ 報道機関への災害情報の提供 ····· 【広報班】 2-235
第５　消防活動 ····· 2-237
５．１ 消防局による消防活動 ····· 【消防局】 2-238
５．２ 消防団の活動 ····· 【消防団】 2-239
５．３ 応援部隊の要請 ····· 【消防組合、本部班】 2-240
第６　救助・救急 ····· 2-242
６．１ 活動方針 ····· 【消防組合、本部班】 2-243
６．２ 活動要領 ···· 【消防組合、本部班、広報班、医療班、地域防災拠点班】 2-243
第７　医療救護 ····· 2-247
７．１ 医療に関する情報の収集・伝達 ····· 【医療班、本部班】 2-248
７．２ 初動医療体制 ····· 【医療班、保健班、消防組合】 2-248
７．３ 負傷者等の搬送体制 ····· 【医療班、本部班、消防組合】 2-250
７．４ 後方医療体制 ····· 【医療班、本部班、消防組合】 2-251
７．５ 被災医療機関への支援 ····· 【医療班、給水班、福祉班、本部班】 2-252
第８　交通対策 ····· 2-253
８．１ 発災直後の交通対策 ·····
【本部班、情報整理班、道路班、交通・帰宅困難者支援班、広報班】 2-254
８．２ 交通対策の方法 ····· 【道路班、交通・帰宅困難者支援班】 2-255
８．３ 交通規制等の法的根拠 ····· 【交通・帰宅困難者支援班、道路班】 2-256
第９　緊急輸送道路の確保 ····· 2-257
９．１ 道路の被害状況の把握 ·····
【道路班、交通・帰宅困難者支援班、本部班、情報収集連絡班、
川越県土整備事務所、NEXCO 東日本（株）】 2-258
９．２ 交通障害物の除去 ····· 【道路班、廃棄物対策班、本部班】 2-258
９．３ 除去作業上の留意事項 ····· 【道路班、廃棄物対策班】 2-259
第 10 緊急輸送手段の確保 ····· 2-261
10．１ 緊急輸送車両の確保 ····· 【管財輸送班】 2-262
10．２ 緊急輸送車両の管理と運用 ····· 【管財輸送班】 2-262
10．３ 緊急輸送車両の確認 ····· 【本部班、管財輸送班】 2-262
10．４ その他の輸送手段 ····· 【本部班】 2-263
10．５ 災害救助法が適用された場合の実施基準 ····· 【関係各班】 2-264
10．６ 燃料の確保 ····· 【管財輸送班】 2-264
第 11 二次災害の防止 ····· 2-265
11．１ 建築物・構造物の二次災害防止 ····· 【避難所運営班、道路班、建築住宅班、
道復旧班、下水道復旧班】 2-266
11．２ 民間建物の応急危険度判定 ····· 【建築指導班】 2-266

11.３ 水防活動 ・・・・・・・・・・・・・・・【現地調査班、道路班、河川班、消防組合】 2-268
11.４ 危険物等による二次災害防止活動 ・・【消防組合、医療班、環境保全班】 2-268
11.５ 二次災害防止のための市民への呼びかけ ・・・・・・・・【広報班、関係各班】 2-269
第 12 避難活動 ・・・・・・・・・・・・・・・

18．3　ガス施設 ‥‥【都市ガス事業者、(一社)埼玉県ＬＰガス協会川越支部】 2-309
18．4　電力設備 ‥‥‥‥‥‥‥‥【東京電力パワーグリッド(株)川越支社】 2-310
18．5　電気通信施設 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥【ＮＴＴ東日本(株)埼玉事業部】 2-312
18．6　関係機関との調整 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

５．５ 市民への広報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【廃棄物対策班、環境保全班】 2-355
第６ 住宅の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２.10 借地借家の特例の適用に関する計画 ‥‥【建築住宅班（建築住宅課）】 2-398
第３　地域経済の復旧支援 ‥‥‥

第３編　風水害対策編

《注意》
　目次項目に対応して担当する部署名を【　　】内に記載しています。
　「予防計画」の場合は市の行政組織名を、「応急対策計画」の場合は災害対策本部の班名を記載しています。
　災害対策本部の班構成と各班を編成する行政組織については、資料編「■災害対策本部の組織編成（資料集 p1-174、175）」を参照してください。
　また、目次項目のなかで震災対策編を準用することで対応可能な項目については、＜震災対策編を準用＞と記載しています。

第１章　風水害予防計画……3- 1
第１節　風水害に強い都市環境の整備……3- 2
第１　風水害予防計画……3- 4
１．１　流域整備計画……【河川課、下水道課】 3- 4
１．２　河川・下水道の整備……【河川課、下水道課、事業計画課】 3- 5
１．３　地盤沈下対策……【環境対策課】 3- 7
１．４　土地利用の適正化……【都市計画課、開発指導課】 3- 7
１．５　水防用資機材の確保……【防災危機管理室、河川課、道路環境整備課】 3- 7
１．６　竜巻等突風対策・【防災危機管理室、農政課、教育財務課、教育指導課】 3- 7
第２　計画的なまちづくりの推進…… 3-11
２．１　防災的土地利用計画の推進……＜震災対策編を準用＞ 3-11
２．２　地盤災害の予防……【防災危機管理室、開発指導課】 3-12
２．３　防災空間の確保……＜震災対策編を準用＞ 3-13
第３　都市施設の安全対策……＜震災対策編を準用＞ 3-14
第４　防災拠点の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-14
第５　安全避難の確保……3-15
５．１　避難計画の策定……【防災危機管理室】 3-16
５．２　指定避難所の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-18
５．３　避難路の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-18
第２節　風水害に強い防災体制の整備……3-19
第１　災害活動体制の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-22
第２　災害情報収集・伝達体制の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-22
第３　非常用物資の備蓄……＜震災対策編を準用＞ 3-22
第４　消防体制の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-23
第５　災害時医療体制の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-23
第６　防疫体制の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-23
第７　緊急輸送体制の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-24
第８　廃棄物処理体制の整備……＜震災対策編を準用＞ 3-24
第９　住宅対策……＜震災対策編を準用＞ 3-25
第 10　文教対策……＜震災対策編を準用＞ 3-25
第 11　帰宅困難者対策……＜震災対策編を準用＞ 3-25
第 12　鉄道・道路の災害予防……3-26
第３節　市民と行政の協働による防災対策……3-27
第１　防災意識の高揚……＜震災対策編を準用＞ 3-28

第２　防災訓練の充実 ・・・

４．１ 避難情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【本部班、消防組合、警察署】 3-76
４．２ 警戒区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・【本部班、河川班、消防組合、警察署】 3-81
４．３ 避難誘導及び移送 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【本部班、河川班】 3-82
４．４ 避難所の開設 ・・・・・・・・・・・・【本部班、教育財務班、建築住宅班、学校教育班、
避難所連絡班、避難所運営班、広報班、各施設管理者】 3-82
４．５ 避難者名簿の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【避難所運営班】 3-85
４．６ 埼玉県への報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【本部班】 3-85
４．７ 広域避難のための避難場所の調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【本部班】 3-85
４．８ 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ ・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-85
第３節　発災初期における災害応急対策活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-87
第１　市民からの通報・問合せの処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-91
第２　災害情報の収集・伝達・共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-91
第３　広報活動 ・・＜震災対策編を準用＞ 3-91
第４　消防活動 ・・＜震災対策編を準用＞ 3-91
第５　救助・救急 ・・・＜震災対策編を準用＞ 3-92
第６　医療救護 ・・＜震災対策編を準用＞ 3-92
第７　交通対策 ・・＜震災対策編を準用＞ 3-92
第８　緊急輸送道路の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-92
第９　緊急輸送手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-93
第 10　二次災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-93
第 11 給水活動 ・・＜震災対策編を準用＞ 3-93
第 12 食料の供給 ・・・＜震災対策編を準用＞ 3-93
第 13 生活必需品等の供給・貸与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-94
第 14 要配慮者の安全確保 ・・ 3-95
14．1 高齢者、障害者等の安全確保 ・・
【本部班、要配慮者支援班、広報班、建築住宅班、保健班、市民班】 3-96
14．2 外国人の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-99
第 15 遺体の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-100
第 16 ライフラインの応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-100
第 17 公共施設等の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-100
第 18 帰宅困難者への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-101
第４節　救援期における災害応急対策活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-102
第１　災害情報の収集・伝達・共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-104
第２　広報広聴活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-104
第３　避難所の運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-104
第４　防疫及び保健衛生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-105
第５　廃棄物対策 ・・・＜震災対策編を準用＞ 3-105
第６　住宅の確保 ・・・＜震災対策編を準用＞ 3-105
第７　文教・保育対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-106
第８　商工・農業対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-106
第９　義援金品の受付、配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-106
第 10 労働力の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-106

第３章　風水害復旧・復興計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第２　被災者の生活確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-111
第３　地域経済の復旧支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜震災対策編を準用＞ 3-111
第３節　激甚災害の指定 ・・ 3-112

第４章　雪害対策計画・・ 3-113
第１　雪害予防対策 ・・ 3-114
１．１　市民等による雪害対策 ・・・【防災危機管理室】 3-114
１．２　情報通信体制の充実強化 ・・【防災危機管理室】 3-115
１．３　避難所の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第４編　複合災害対策編

第１　複合災害対策計画 ····· 4- 1
　１．１ 基本方針 ····· 4- 1
　１．２ 予防・事前対策 ····· 【関係各課】 4- 2
　１．３ 応急対策 ····· 【関係各班】 4- 3
第２　最悪事態（シビアコンディション）への対応 ····· 4- 5
　２．１ シビアコンディションへの対応 ····· 4- 5
　２．２ シビアコンディションの共有と取組の実施 ····· 4- 5

第５編　事故災害対策編

第１章　大規模事故災害への対応・・・

２．６ 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 ・・・・・・・・・・・・ 【道路管理者】 5-24
２．７ 被災者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【市、埼玉県】 5-25
２．８ 道路災害からの復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【道路管理者】 5-25
第４節 鉄道事故対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１編　総則編

第１編　総則編

第１章　計画の策定（p1-1）

- 第１節　計画の概要
- 第２節　計画の基本方針

第２章　防災関係機関の役割分担（p1-12）

- 第１節　川越市防災会議
- 第２節　防災関係機関の業務の大綱

第３章　市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割（p1-24）

- 第１節　市民の果たす役割
- 第２節　自主防災組織の果たす役割
- 第３節　事業所の果たす役割

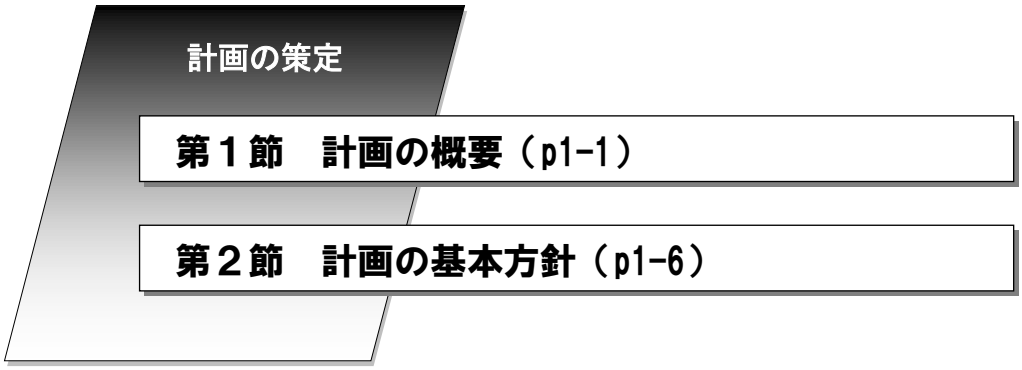
第４章　川越市の防災環境（p1-29）

- 第１節　自然環境の特性
- 第２節　社会環境の特性
- 第３節　被害想定

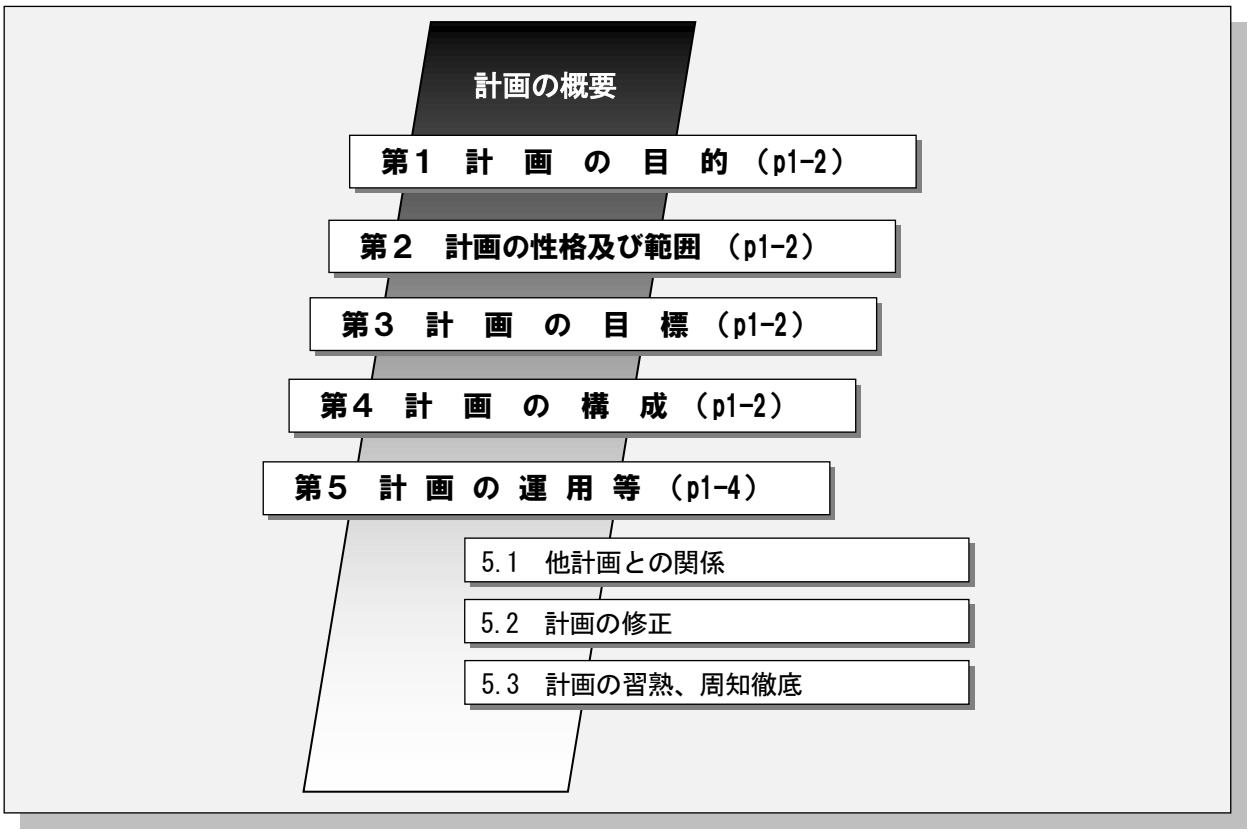
第５章　川越市の防災対策の基本方針（p1-67）

- 第１節　震災対策の基本方針
- 第２節　風水害対策の基本方針
- 第３節　事故災害対策の基本方針

第１章　計画の策定



第１節　計画の概要



第１　計画の目的

川越市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災に関し、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民と協働して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格及び範囲

１　本計画は、本市の地域に係る防災に関し、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。

２　本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

３　本計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 13 条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、本市が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

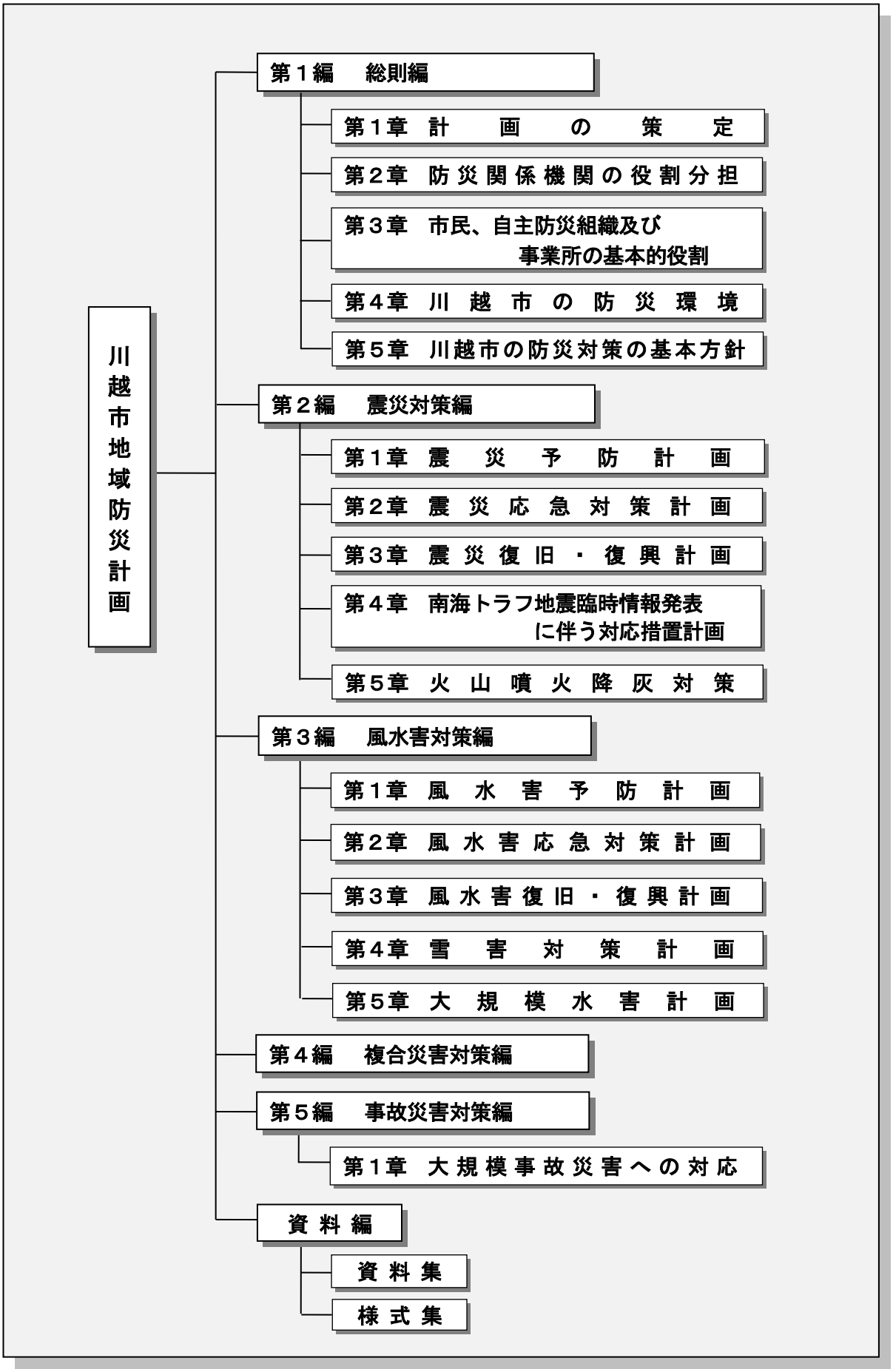
第３　計画の目標

本計画は、本市において発生の可能性がある地震災害、風水害及び大規模事故災害に対処することを目標とする。

第４　計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は次に示すとおりである。

■川越市地域防災計画の構成



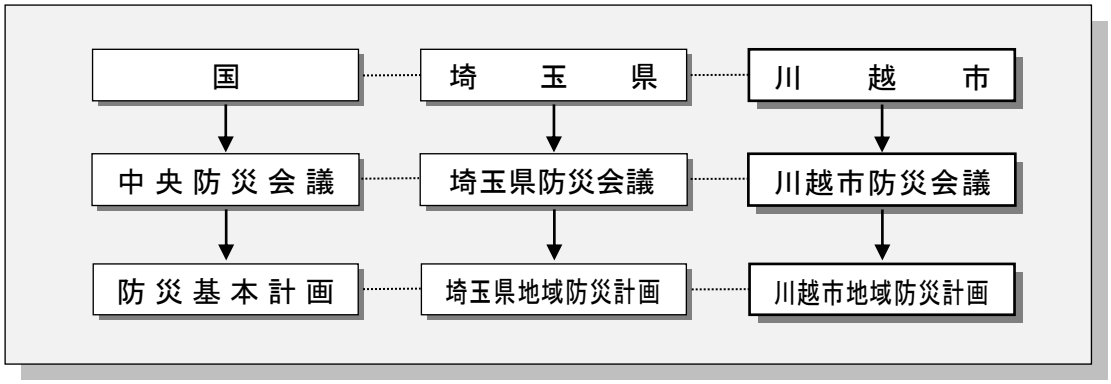
第５　計画の運用等

５．１ 他計画との関係

埼玉県地域防災計画との関係

本計画は、本市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び本市の防災会議並びに防災計画の関係



災害救助法との関係

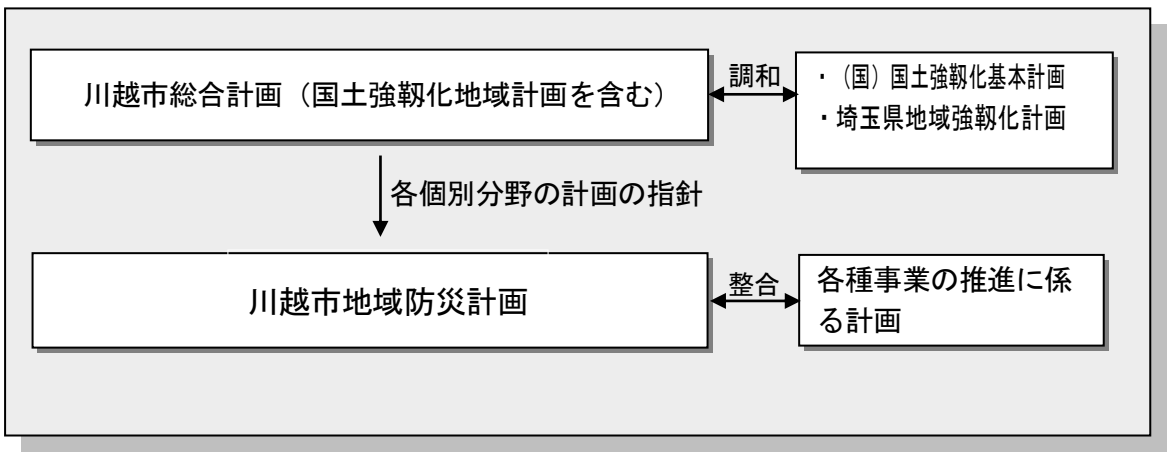
本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する救助のうち、同法第13条の規定に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

川越市総合計画（国土強靭化地域計画を含む）との関係

本計画は、川越市総合計画の「地域社会・安全安心」に係る基本目標である「地域でつながり支え合える、安全安心なまち」の実現に向けての諸施策と連携して、総合的な防災対策体制を確立するものである。

また、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図るものとする。

■川越市総合計画（国土強靭化地域計画を含む）との関係



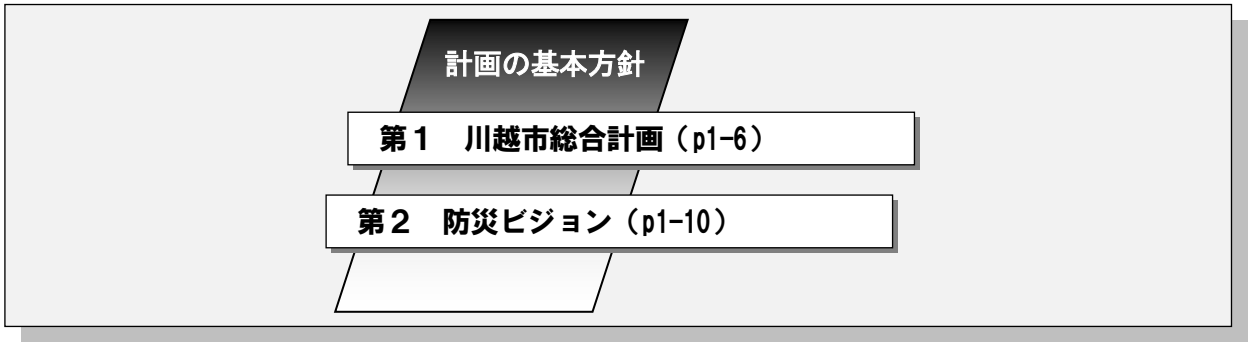
５．２ 計画の修正

川越市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正するものとする。

５．３ 計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市の職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるものとする。また、特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第２節　計画の基本方針



第１　川越市総合計画

川越市総合計画は、本計画の上位計画として位置付けられ、本市のまちづくりを進める指針となるもので、目指すべき将来都市像を描き、その実現に向けた目標や方向性を定めるものである。

第五次川越市総合計画では、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、社会状況の変化を踏まえた上で、本市の目指すべき姿、10 年後の本市が表現された姿として、将来都市像を「ずっと安心、もっと幸せ、魅力あふれるまち　川越」とし、この将来都市像を実現するために、８つの政策分野別の基本目標を定めており、計画期間を令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間としている。

また、「国土強靭化基本法」第 13 条に基づく国土強靭化地域計画を含むものであり、計画期間を令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの５年間としている。

■将来都市像

将来都市像

ずっと安心、もっと幸せ、魅力あふれるまち　川越

本市は、多くの人々を魅了する歴史的遺産や文化、豊かな自然などに恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力によって、県西部地域の中心都市として、大きく発展してきました。

一方、将来に向けては、更なる少子高齢化や本格的な人口減少などの中で、これまでどおりの社会や暮らしを維持し続けることが難しくなることも懸念されます。

こうした中であっても、先人たちが幾多の困難を乗り越えてきたように、私たちもまた、本市を更に発展させられるよう努力し、今以上に良いまちとして次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市が、10 年後、更にその先も、安心して幸せに暮らせる魅力あふれるまちになることを目指し、行政だけでなく、市民、事業者等、本市に関わる全ての人の知恵と力を結集して、まちづくりに取り組んでいきます。

分野別の基本目標

① こども・子育て

こどもや若者が将来に希望をもって自分らしく成長できるまち

② 福祉・保健・医療

生涯にわたって、健やかでいきいきと安心して暮らせるまち

③ 教育・文化・スポーツ

共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れるまち

④ 都市基盤・生活基盤

多くの人が集い行き交う、暮らしやすく魅力あふれるまち

⑤ 産業・観光

にぎわいと活力を生み出し続けるまち

⑥ 環境

環境にやさしく、人と自然が調和するまち

⑦ 地域社会・安全安心

地域でつながり支え合える、安全安心なまち

⑧ 協働・行財政運営

活発な連携・協働と持続可能な行財政運営を行うまち

「④都市基盤・生活基盤」に係る基本目標である「多くの人が集い行き交う、暮らしやすく魅力あふれるまち」を実現するため、施策４－５には、次の成果指標を示している。

上下水道事業の充実（施策４－５）
【成果指標】

指標名	基準値（R6）	目標値		目指す方向
		R12	R17	
重要施設配水管耐震化率*	25.0	34.0	44.0	↗

* 重要施設配水管耐震化率：重要施設配水管（病院や避難所等の重要施設への配水管）のうち耐震管の割合のこと。

「⑦地域社会・安全安心」に係る基本目標である「地域でつながり支え合える、安全安心なまち」を実現するため、施策７－４及び施策７－５には、次の成果指標を示している。

防災・危機管理体制の整備（施策７－４）
【成果指標】

指標名	基準値（R6）	目標値		目指す方向
		R12	R17	
３日分以上の水や食料を備蓄している市民の割合（%）	33.7	37.0	40.0	↗
自主防災組織の結成率（%）	81.8	85.0	90.0	↗
個別避難計画*作成数（件）	561	1,500	2,500	↗

* 個別避難計画：高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

消防・救急体制の充実（施策７－５）
【成果指標】

指標名	基準値（R6）	目標値		目指す方向
		R12	R17	
出火率*（件／万人）	2.4	2.2	2	↘
心肺停止傷病者に対する応急手当実施率*（%）	52.1	53.0	55.0	↗

* 出火率：川越市内における人口１万人当たりの出火件数。
* 心肺停止傷病者に対する応急手当実施率：家族や知人等により心肺停止が目撃された傷病者のうち、救急車が到着するまでの間にバイスタンダー（救命現場に居合わせた人）による応急手当が実施されていた人の割合。

防災ビジョン

災害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件を併せ持ち、さらには多くの観光客が訪れる本市において、防災は、かけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

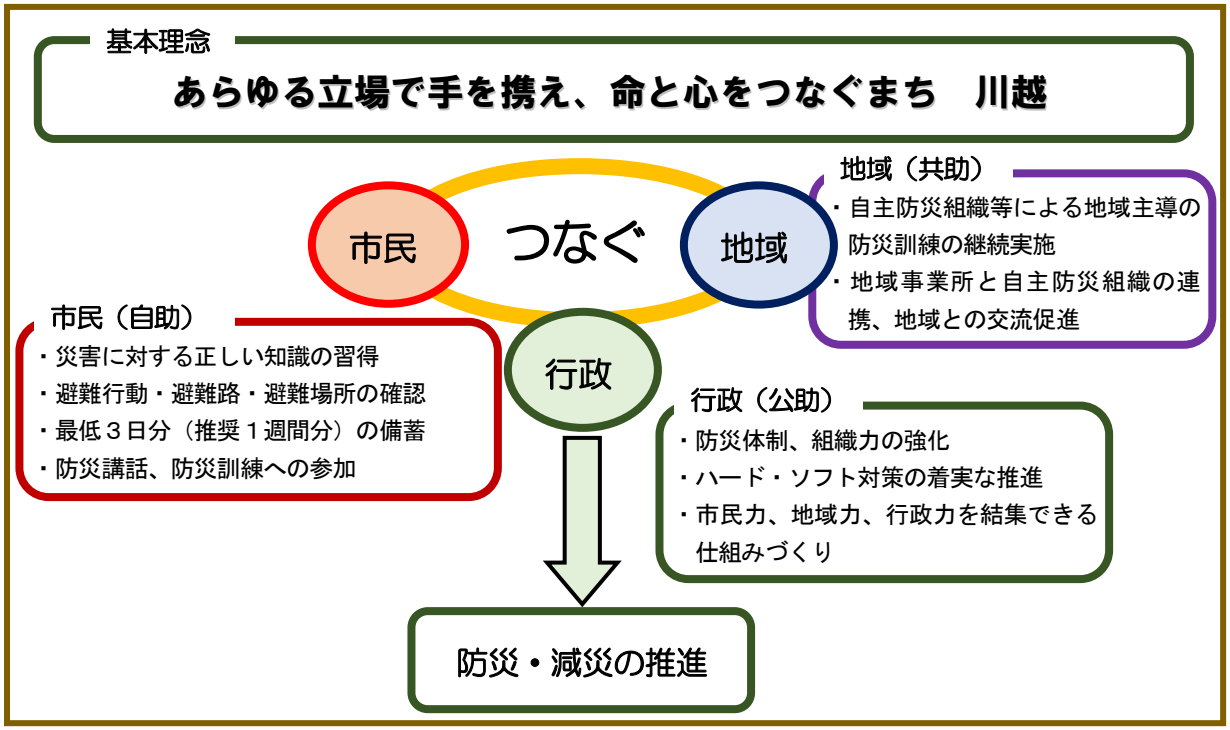
過去には、川越大火をはじめとする大規模火災、台風や集中豪雨等の水害による被害、関東大震災では多くの建物被害と死傷者が発生している等の事実に鑑みれば、本市における災害発生事例は、決して少ないとは言えない。

特に近年は、地球温暖化に起因する気候変動などにより、世界的に大規模な気象災害が多発する中で、豪雨災害の激甚化・頻発化は、多くの河川を有する本市にとって大きな脅威であり、過去にも平成 29 年台風第 21 号や令和元年東日本台風等の大型台風により大きな被害を受けている。

また、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が危惧されるなど、災害に強いまちづくりは本市にとって喫緊の課題となっており、市域における防災対策は一層の充実強化が求められている。

もはや、日本全国どこの地域にあっても災害の危険性からは免れることはできず、災害の発生しない地域の存在そのものがすでに安全神話であると捉えれば、発生しうるあらゆるケースから目をそらさずに対処し、生命、身体、財産を保護するための減災を、いかに推進していくかが、防災対策の本質である。

行政、地域、市民それぞれが、それぞれの立場であらゆるケースに「備え」（**あらゆる立場で**）、知恵と力を出し合い、お互いを「支え」（**手を携え**）、そしてそれらを「連携」させる（**つなぐ**）ことこそが、かけがえのない生命、身体、財産を保護する（**命と心をつなぐ**）ための防災対策の推進と捉えて、本市の防災対策の基本理念を「あらゆる立場で手を携え、命と心をつなぐまち　川越」として、次に掲げる３つの方向性によりその実現を図るものとする。



基本理念の実現を図るための３つの方向性

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、避難所等に利用される公共建築物の耐震化、老朽建築物の耐震不燃化、防災性・防火性を考慮した都市緑地の整備及び避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における迅速な初動組織体制の立ち上げ、広域応援の要請及び受入れ、二次災害の防止、被災者の生活確保、帰宅困難者の支援、社会経済活動の早期回復を図るため、防災拠点における緊急時の組織的な対応力を強化するとともに、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

《 自助、共助、公助の適切な役割分担による防災体制の推進 》

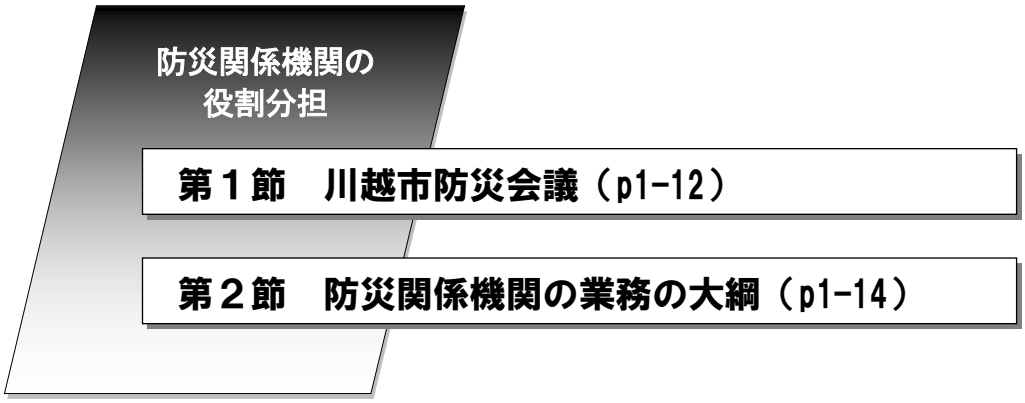
災害時の被害を軽減する上では、市民の日頃からの災害への備えと的確な組織対応が大きな力となるため、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティの協力が不可欠である。

また、過去の災害において、高齢者、障害者などの要配慮者が被害を受ける事例が少なくないことから、要配慮者の安全確保を推進していくことは、自助、共助、公助に通じる重要な課題である。

さらに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する必要がある。

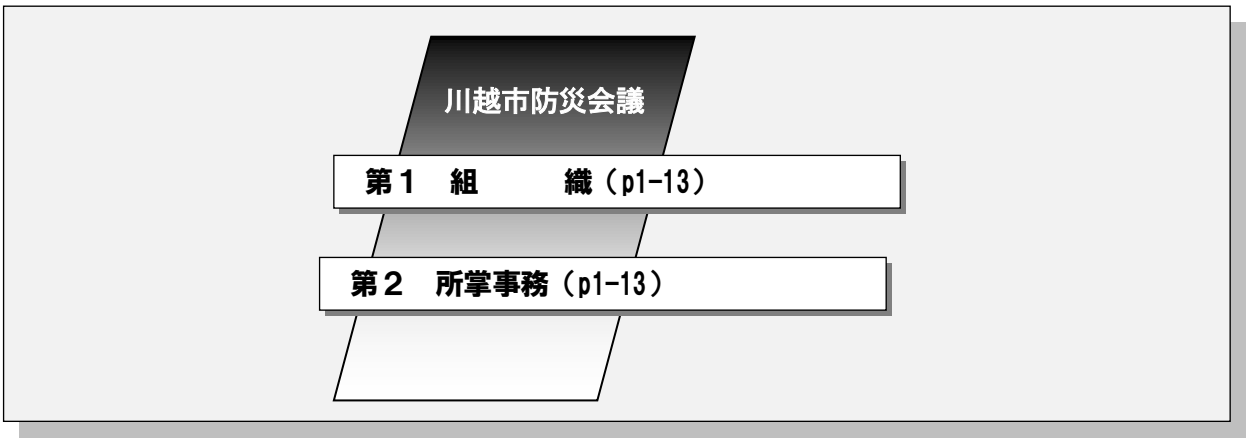
そのため、本市は、自主防災組織の育成及び強化、防災に対する意識及び知識の普及啓発を図り、市民（個人）と地域、行政の協働による防災体制の整備を推進する。

第２章　防災関係機関の役割分担



第１節　川越市防災会議

川越市防災会議は、災対法第 16 条及び川越市防災会議条例に基づき設置され、本市の地域における災害対策全般に関し、本市及び本市以外の防災関係機関が所掌すべき事務を総合的かつ計画的に推進することを目的とする機関である。



第１　組織

川越市防災会議は、市長を会長とし、各防災関係機関の長又は職員のうちから任命された委員をもって組織し、併せて、委員を補佐するものとして、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命する。

防災会議の庶務は、防災危機管理室がこれにあたる。

なお、防災会議委員には、女性委員数に配慮して委員を任命し、防災会議への女性の参画を図る。

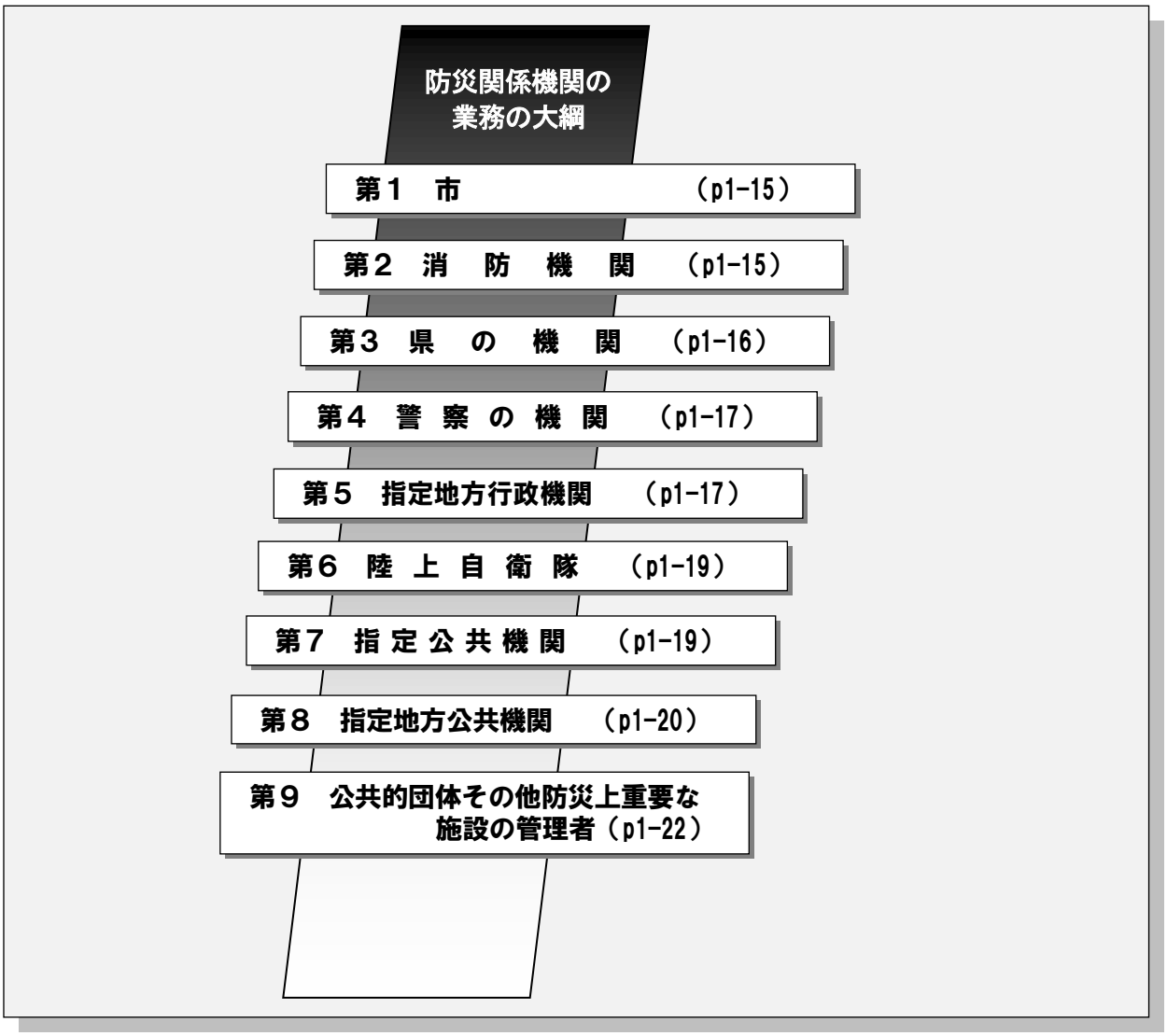
第２　所掌事務

(1) 川越市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4) 前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

『 ➔ 資料１．１「川越市防災会議条例」参照』
『 ➔ 資料１．２「川越市防災会議に関する規程」参照』

第２節　防災関係機関の業務の大綱

防災に関し、本市及び各防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。



第１　市

市は、防災の第一次的責任者として、当該市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する（災対法第５条第１項）。なお、災害救助法の適用後は、同法第 13 条の規定に基づき災害救助にあたる。

【川越市】

１　災害予防

(1) 防災に関する組織の整備に関すること。
(2) 防災空間の整備拡大に関すること。
(3) 建築物及び構造物の耐災化に関すること。
(4) 防災に関する訓練の実施に関すること。
(5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。
(6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
(7) 市民の防災力の向上に関すること。
(8) その他災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

２　災害応急対策

(1) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。
(2) 避難の指示に関すること。
(3) 被災者の救難、救助及び保護に関すること。
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
(5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
(6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
(7) 交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。
(8) 緊急輸送の確保に関すること。
(9) その他災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

３　災害復旧・復興

(1) 災害復旧・復興の基本方針の作成に関すること。
(2) 被災者及び被災事業者の自立支援に関すること。
(3) 公共土木施設の災害復旧に関すること。

第２　消防機関

【川越地区消防組合】

(1) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること。
(2) 人命の救出、救助及び応急救護に関すること。
(3) 消防、水防その他の応急処置に関すること。
(4) 災害時の救助、救急及び情報の伝達に関すること。
(5) 危険物の安全性確保のための指導に関すること。

第３　県の機関

県は、当該県域並びに当該県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する（災対法第４条第１項）。

【埼玉県】

(1) 自助・共助・公助による防災力の向上に関すること。
(2) 災害に強いまちづくりの推進に関すること。
(3) 交通ネットワーク・ライフライン等の確保に関すること。
(4) 応急対応力の強化に関すること。
(5) 情報収集・伝達体制の整備に関すること。
(6) 医療救護等対策に関すること。
(7) 帰宅困難者対策に関すること。
(8) 避難対策に関すること。
(9) 災害時の要配慮者対策に関すること。
(10) 物資供給・輸送対策に関すること。
(11) 県民生活の早期再建に関すること。
(12) 災害復興に関すること。

【川越比企地域振興センター】

(1) 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び県災害対策本部長（以下この章において「県本部長」という。）への報告に関すること。
(2) 防災基地の開設及び運営に関すること。
(3) 市町村と連携した帰宅困難者対策に関すること。
(4) 市町村災害応急対策業務の支援に関すること。
(5) その他、県本部長の指示に基づく事項に関すること。

【川越県税事務所】

(1) 災害応急対策組織の整備に関すること。
(2) 災害情報の収集及び報告に関すること。
(3) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 災害現地調査に関すること。
(5) 災害対策現地報告に関すること。
(6) 災害応急対策に必要な応援措置に関すること。

【川越農林振興センター】

(1) 農作物及び耕地の被害状況調査に関すること。

【川越県土整備事務所】

(1) 県所管の河川、道路及び橋りょうの被害状況の調査及び応急修理に関すること。
(2) 降水量、水位等の観測情報に関すること。
(3) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。
(4) 水防管理団体との連絡指導に関すること。
(5) 県所管の河川、道路等における障害物の除去に関すること。

【西部教育事務所】

(1) 災害情報の収集に関すること。
(2) 文教施設の被害状況調査に関すること。
(3) 教育実施者の確保に関すること。
(4) 応急教育の方法及び指導に関すること。
(5) 教科書、学用品等の調達に関すること。
(6) 国及び県指定文化財の保護に関すること。
(7) 学校の給食指導に関すること。

第４　警察の機関

【川越警察署】

(1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
(2) 警告及び避難誘導に関すること。
(3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
(4) 交通秩序の維持に関すること。
(5) 犯罪の予防検挙に関すること。
(6) 行方不明者の捜索及び検視（見分）に関すること。
(7) 漂流物等の処理に関すること。
(8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第５　指定地方行政機関（１／３）

【東京管区気象台（熊谷地方気象台）】

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
(6) 災害時等における地方自治体への職員派遣、防災対応支援のための防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言に関すること。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）

第５　指定地方行政機関（２／３）

【関東農政局】

(1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保、供給すること。

【川越労働基準監督署】

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

【国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所】

１　災害予防

(1) 災害対策の推進に関すること。
(2) 危機管理体制の整備に関すること。
(3) 災害及び防災に関する研究、観測等の推進に関すること。
(4) 防災教育等の実施に関すること。
(5) 防災訓練に関すること。
(6) 再発防止対策の実施に関すること。

２　災害応急対策

(1) 災害発生直前の対策に関すること。
(2) 災害発生直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保に関すること。
(3) 活動体制の確立に関すること。
(4) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。
(5) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。
(6) 災害発生時における応急工事等の実施に関すること。
(7) 緊急輸送に関すること。
(8) 二次災害の防止対策に関すること。
(9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。
(10) 地方公共団体等への支援に関すること。
(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。
(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。
(13) 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること。

３　災害復旧・復興

(1) 災害復旧の実施に関すること。
(2) 復旧・復興資機材の安定的な確保に関すること。
(3) 都市の復興に関すること。

第５　指定地方行政機関（３／３）

【国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所】

１　災害予防
(1) 災害危険区域の設定又は指導に関すること。
(2) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。

２　災害応急対策
(1) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。
(2) 災害時における交通確保に関すること。
(3) 災害時における応急工事に関すること。

３　災害復旧
(1) 災害復旧工事の施工に関すること。
(2) 二次災害防止工事の施工に関すること。

第６　陸上自衛隊

【陸上自衛隊第 32 普通科連隊】

１　災害派遣の準備
(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
(3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。

２　災害派遣の実施
(1) 人命又は財産の保護のために、緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第７　指定公共機関（１／２）

【日本郵便株式会社 川越西支店】

(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
(2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。

【東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社】

(1) 災害時に線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連結車線への振替輸送に関すること。
(2) 災害により線路が不通になった場合の措置に関すること。
① 列車の運転整理及び折返し運転を行うこと。
② 線路の復旧並びに脱線車両の復線及び修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。
(3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視又は巡回監視に関すること。
(4) 死傷者の救護及び処置に関すること。
(5) 事故の程度によっては、外部への救援要請及び報道機関への連絡に関すること。
(6) 停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設及び通信施設の保守及び管理に関すること。

第７　指定公共機関（２／２）

【ＮＴＴ東日本株式会社 埼玉事業部】
【株式会社ドコモ CS 埼玉支店】

(1) 電気通信設備の整備に関すること。
(2) 災害時の重要通信の確保に関すること。
(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

【ＮＥＸＣＯ東日本株式会社 関東支社所沢管理事務所】

(1) 東日本高速道路の保全に関すること。
(2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること。
(3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

【東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社】

(1) 災害時における電力供給に関すること。
(2) 被災電力設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

【日本赤十字社 埼玉県支部】

(1) 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。
(2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
(3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性及び能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集及び配分に関すること。

【ＮＨＫさいたま放送局】

(1) 防災知識の普及に関すること。
(2) 災害応急対策等の周知徹底に関すること。
(3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

第８　指定地方公共機関（１／２）

【東武鉄道株式会社 東武川越駅管区東武川越駅】
【西武鉄道株式会社 本川越駅管区本川越駅】

(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
(2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

【一般社団法人埼玉県バス協会】
【西武バス株式会社 川越営業所】
【東武バス株式会社 川越営業事務所】

(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

第８　指定地方公共機関（２／２）

【埼玉県トラック協会 川越支部】

⑴ 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること。

【ガス供給事業者（都市ガス）】

⑴ ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。
⑵ 災害時におけるガスの供給に関すること。

【一般社団法人ＬＰガス協会 川越支部】

⑴ ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全に関すること。
⑵ ガスの供給の確保に関すること。

【株式会社テレビ埼玉】

⑴ 防災知識の普及啓発に関すること。
⑵ 応急対策等の周知徹底に関すること。
⑶ 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

【株式会社エフエムナックファイブ】

⑴ 防災知識の普及啓発に関すること。
⑵ 応急対策等の周知徹底に関すること。
⑶ 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

【一般社団法人埼玉県医師会】
【一般社団法人埼玉県歯科医師会】
【公益社団法人埼玉県看護協会】

⑴ 医療及び助産活動の協力に関すること。
⑵ 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
⑶ 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

【荒川右岸用排水土地改良区】
【入間第二用水土地改良区】
【名細第一土地改良区】

⑴ 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること。
⑵ 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
⑶ たん水の防排除施設の整備及び活動に関すること。

第９　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（１／２）

【一般社団法人川越市医師会】
(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

【川越市社会福祉協議会】
(1) 要配慮者の支援に関すること。
(2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

【いるま野農業協同組合】
(1) 本市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
(2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
(3) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。
(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせんに関すること。
(5) 農産物の需給調整に関すること。

【川越市管工事業協同組合】
(1) 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。
(2) 災害時における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。

【川越商工会議所等商工業関係団体】
(1) 本市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。
(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
(3) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。

【病院等医療機関の管理者】
(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
(2) 被災時の病人等の収容及び保護に関すること。
(3) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。

第９　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（２／２）

【社会福祉施設の管理者】
(1) 避難施設の整備、避難等の訓練に関すること。
(2) 災害時における収容者の保護に関すること。

【災害時の協力協定締結企業】
(1) 災害時において、罹災者に支給する食料、生活必需品、応急対策に必要な資機材の確保、施設及び人材の提供に関すること。

【金融機関】
(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

【学校法人】
(1) 避難施設の整備、避難等の訓練の実施に関すること。
(2) 被災時における教育対策に関すること。
(3) 被災施設の災害復旧に関すること。

【自治会】
(1) 本市が実施する応急対策についての協力に関すること。

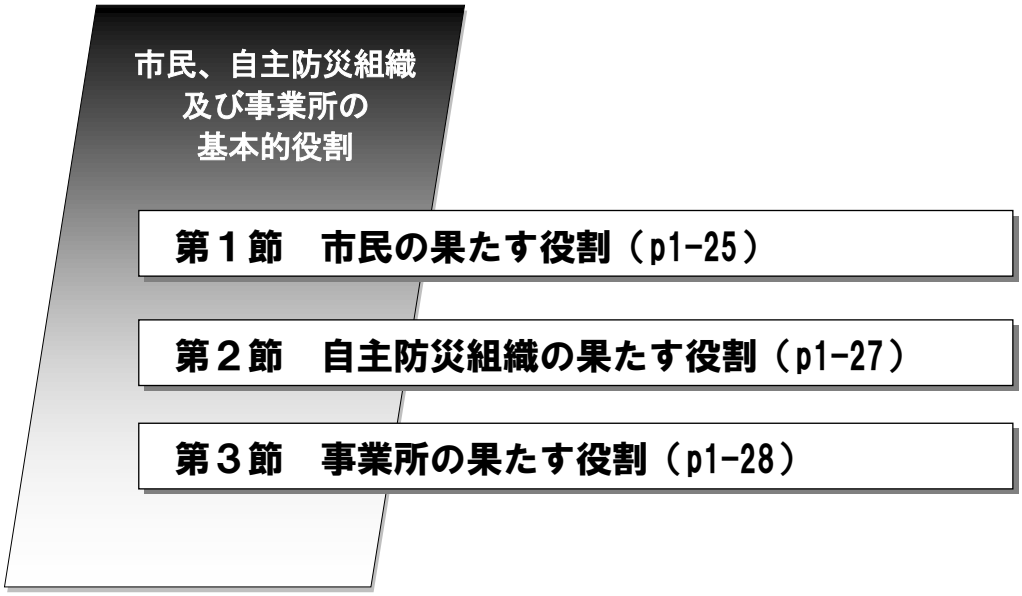
【自主防災組織】
(1) 防災に関する知識の普及に関すること。
(2) 災害予防に関すること。
(3) 災害時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
(4) 防災訓練の実施に関すること。
(5) 防災資機材等の備蓄に関すること。

第３章　市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

阪神・淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

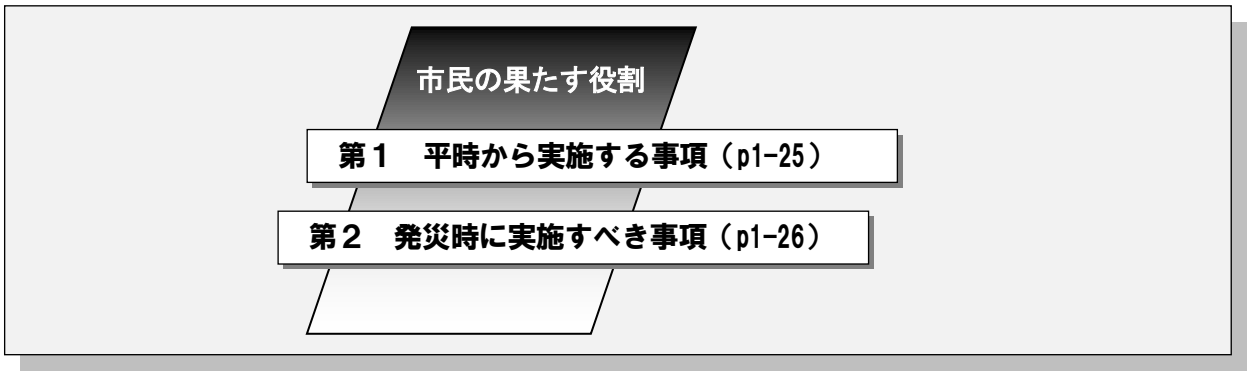
市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、自発的に防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等防災に寄与するように努めなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材等を提供する事業者は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、市等の活動に協力するよう努めなければならない。（災対法第７条：住民等の責務）。



第１節　市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。



第１　平時から実施する事項

①防災に関する知識の習得
②災害教訓の伝承
③地域固有の災害特性の理解及び認識
④家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策
⑤家屋等の風水害対策
⑥ブロック塀等の改修及び生垣化
⑦火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置）
⑧避難場所及び避難路の確認
⑨災害時の家庭内の連絡体制の決定
⑩３日分（推奨１週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等生活必需品等の備蓄
⑪非常用持出品（非常用食品、救急セット、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
⑫自動車へのこまめな満タン給油
⑬保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
⑭飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
⑮自主防災組織への参加
⑯各種防災訓練や地域活動への参加
⑰家庭での防災総点検の実施

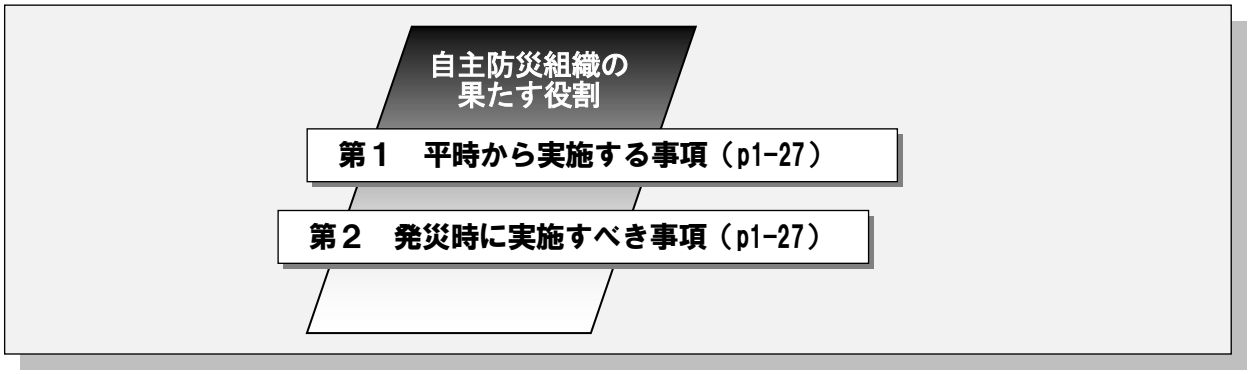
第２　発災時に実施すべき事項

①自らの身の安全の確保
②正確な情報の把握及び伝達
③出火防止措置及び初期消火の実施
④家族の安否確認
⑤適切な避難の実施、避難所でのゆずりあい
⑥組織的な応急復旧活動への参加及び協力
⑦風評に乗らず、風評を広めない

第２節　自主防災組織の果たす役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、自主防災組織における女性その他の参画を促進する。



第１　平時から実施する事項

①防災に関する知識の普及及び啓発
②地域危険箇所の把握
③避難所及び避難路の確認
④地区内の避難行動要支援者の把握
⑤避難行動要支援者等の支援体制の整備
⑥消火訓練の実施
⑦水防訓練の実施
⑧避難誘導訓練の実施
⑨救援救護訓練の実施
⑩地元商店街等との連携
⑪防災資機材の備蓄及び管理

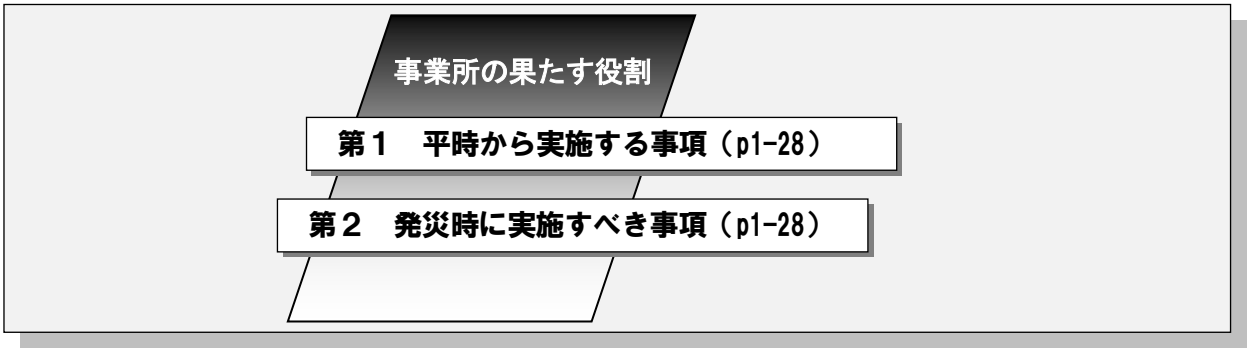
第２　発災時に実施すべき事項

①対策本部の設置及び運営並びに各班との連絡調整
②火災の初期消火並びに市災害対策本部及び関係機関への連絡
③人員の確認及び地域住民の避難誘導
④避難行動要支援者の保護及び安全確保
⑤負傷者の応急救護及び医療機関との連携
⑥避難所開設への協力
⑦避難所運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
⑧被害状況及び災害情報の収集・報告・広報
⑨救援物資の受入れ及び配分
⑩食料及び飲料水の調達及び配分
⑪防災資機材の活用

第３節　事業所の果たす役割

事業所が、平時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

なお、事業所については、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成 14 年３月 29 日公布）においても、積極的な防災対策の実施、地域との連携などについて定められている（第４条「事業者の責務」）。



第１　平時から実施する事項

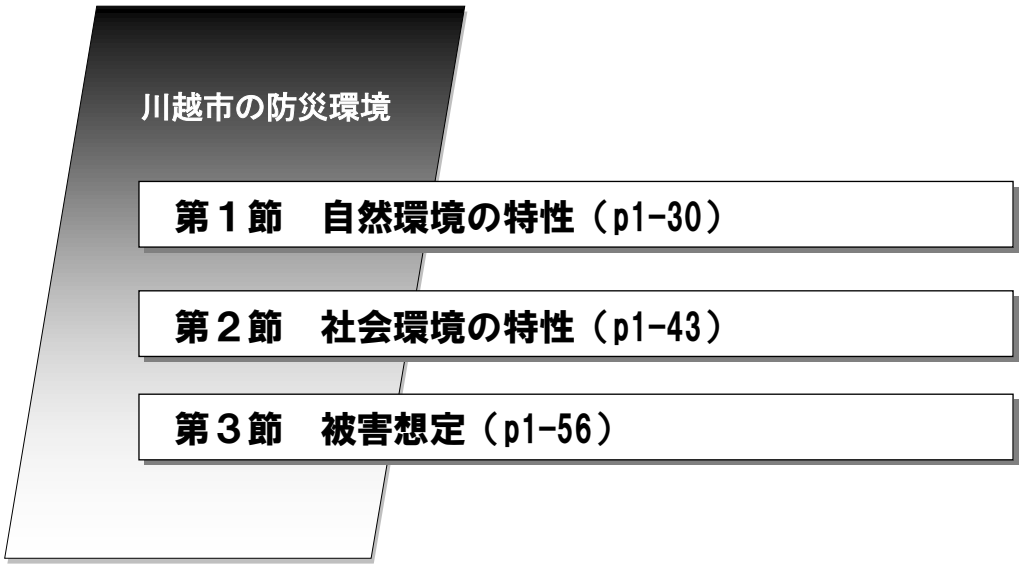
①防災責任者の育成
②建築物の耐震化等による安全性の確保
③建築物の風水害対策
④施設、設備の安全管理
⑤防災訓練の実施
⑥従業員に対する防災知識の普及
⑦自衛消防隊の結成及び防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導等）の作成
⑧地域防災活動（防災訓練など）への参加及び協力
⑨企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討・協力体制の確立
（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など）
⑩飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
⑪広告、外装材等の落下防止
⑫災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

第２　発災時に実施すべき事項

①正確な情報の把握及び伝達
②出火防止措置及び初期消火の実施
③従業員、利用者等の安全確保及び避難誘導
④負傷者の応急救護
⑤人的・物的資源の提供
⑥帰宅困難な従業員への支援
⑦重要業務の継続及びそのために必要な措置

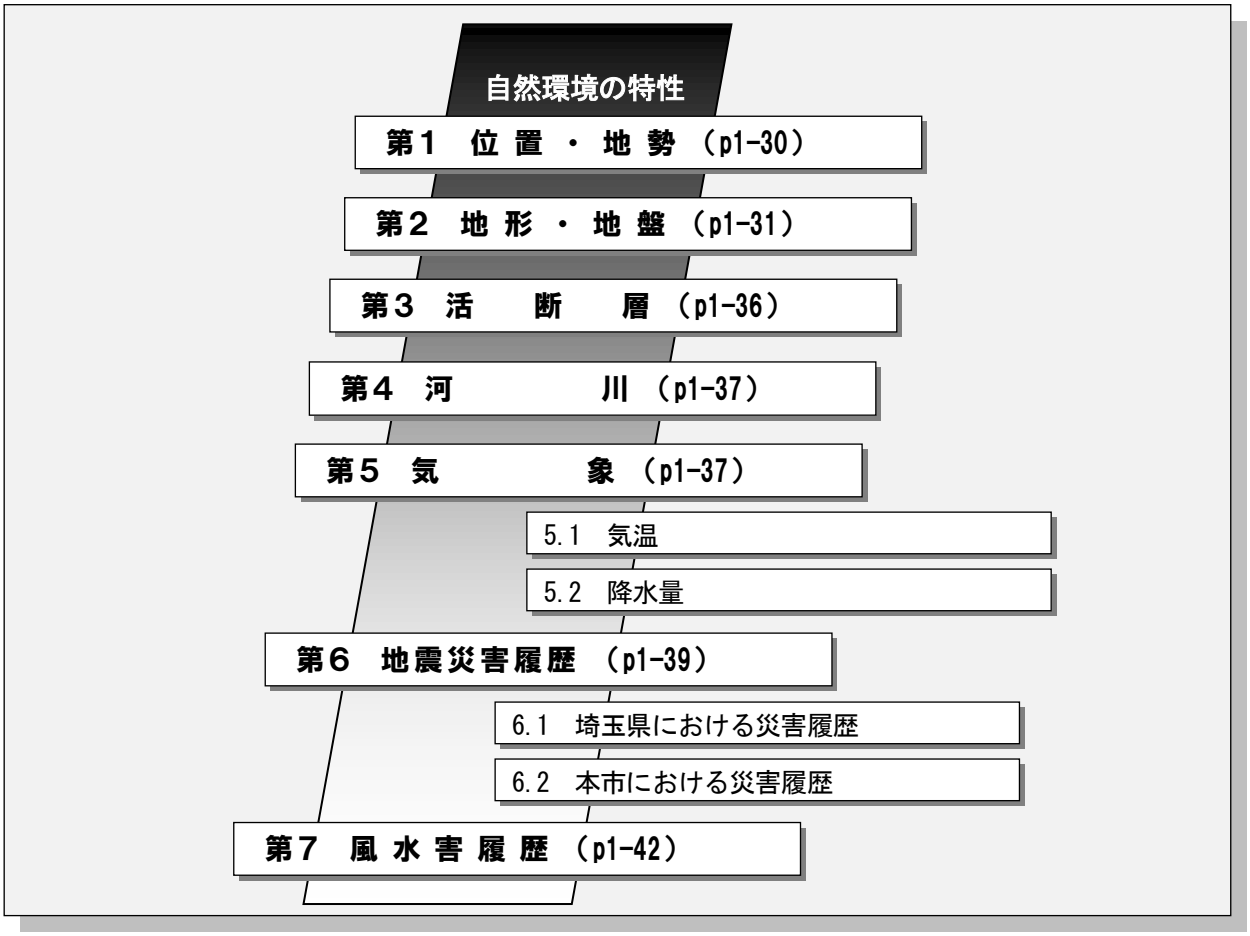
第４章　川越市の防災環境

本市において防災上留意すべき自然環境及び社会環境について次に整理した。



第１節　自然環境の特性

本市の自然環境の特性を次に整理した。



第１　位置・地勢

本市は、埼玉県の西部に位置し、東京都心から 30㎞ 圏内にあり、北は坂戸市、川島町、東は上尾市、さいたま市、富士見市、南はふじみ野市、所沢市、三芳町、西は狭山市、日高市、鶴ヶ島市に隣接している。

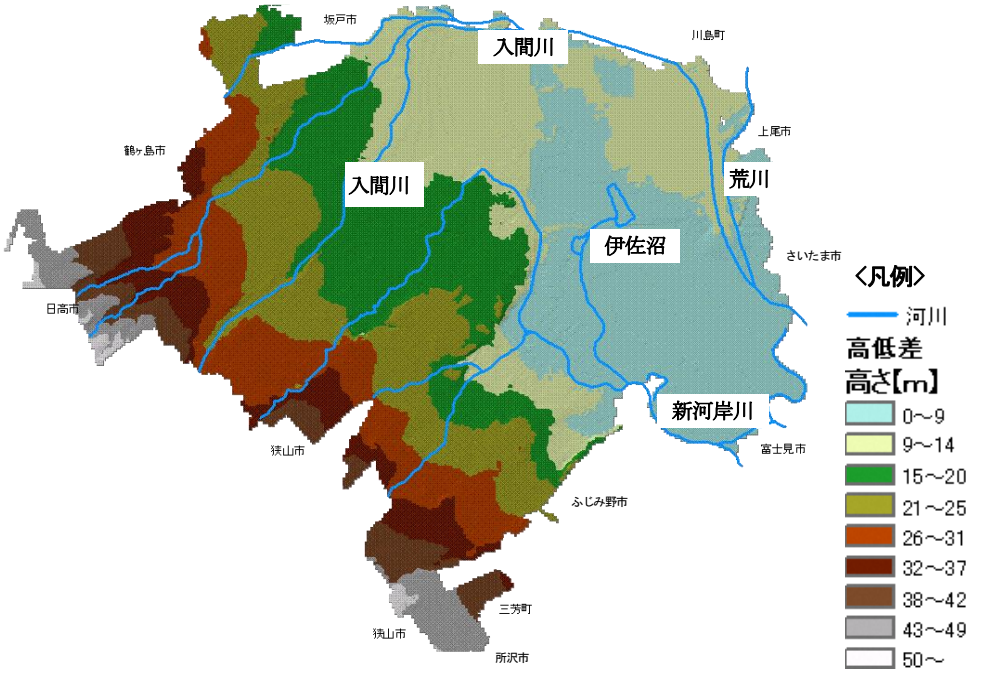
地勢としては、関東平野の中西部に位置し、本市の南部、西部から中央部まで平坦な武蔵野台地の東北端に位置している。また、北部、東部は低層な沖積平野で、本市域はほとんど高低差の無い平地である。また、荒川が本市の東部を、入間川が西部から北部を回って東部へと本市を取り囲むように流れており、さらに新河岸川が中心市街地を取り囲むように流れるなど、10 の一級河川が流れている。

■本市の位置と面積

面積	市庁舎の所在地及び位置				東西の距離	南北の距離	周囲
	所在地	東経	北緯	海抜			
109.13㎢	川越市元町１丁目３番地１	139° 29′ 08″	35° 55′ 30″	18.5m	16.27㎞	13.81㎞	86.8㎞

出典）統計かわごえ（令和７年版）

■本市の地勢



第２　地形・地盤

本市の地形は、洪積台地と荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分される。この地形を構成する地盤は、台地部が比較的固結度の高い関東ローム層から構成されているのに対して、低地部は主に粘土層あるいは泥炭層（腐植土層）など固結度の極めて低い軟弱地盤から構成されている。

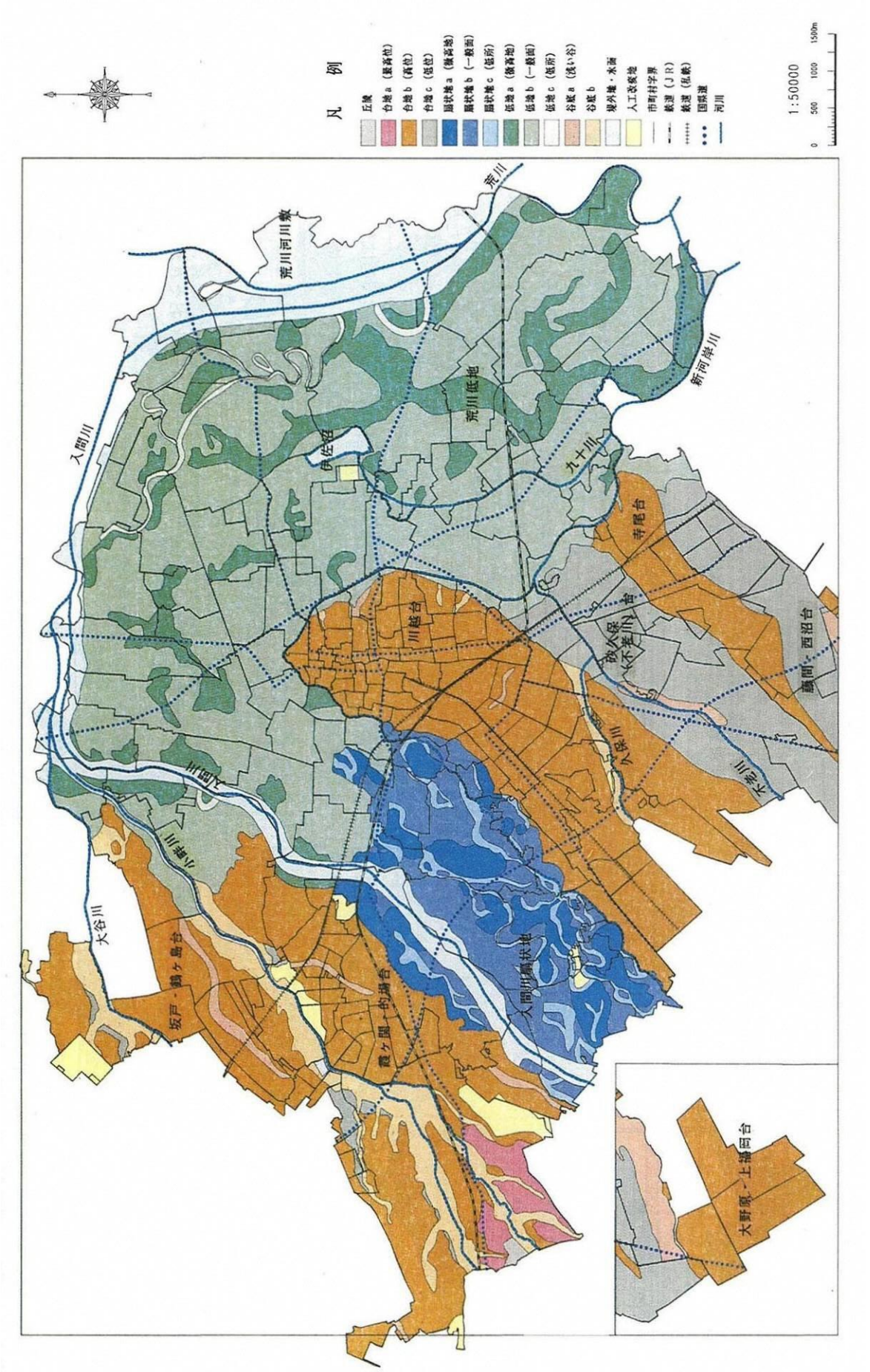
このため、台地部は地震時における増幅特性が小さく（震度が小さい）、また振動の周期が短くなりやすいことから、木造建物などへの被害は小さいと考えられる。一方、荒川及び入間川沿いの低地部は、地震時における増幅特性が大きく（震度が大きい）、また周期の長い振動が起こりやすいことから、木造建物などへの被害が大きくなるとともに、浅層部に砂層が分布する砂質地盤のところでは液状化が起こりやすいことから、ライフライン（地下埋没管）の被害も大きくなると考えられる。

このように、本市における地震時の被害は、台地部よりも低地部の危険性が大きいと考えられる。

また、これらの低地部では、浸水による被害も大きくなると考えられる。例えば、荒川、入間川のような大きな河川が氾濫した場合、低地部の大部分が浸水する大きな被害が予想される。

一方、台地を刻んだ低地を流れる小河川が氾濫した場合には、流域内が宅地化され、地表がアスファルトやコンクリートで覆われていることから、雨水を地中に浸透させる機能や一時的に貯留させる保水機能が低下し、浸水が発生する危険が高まっている。

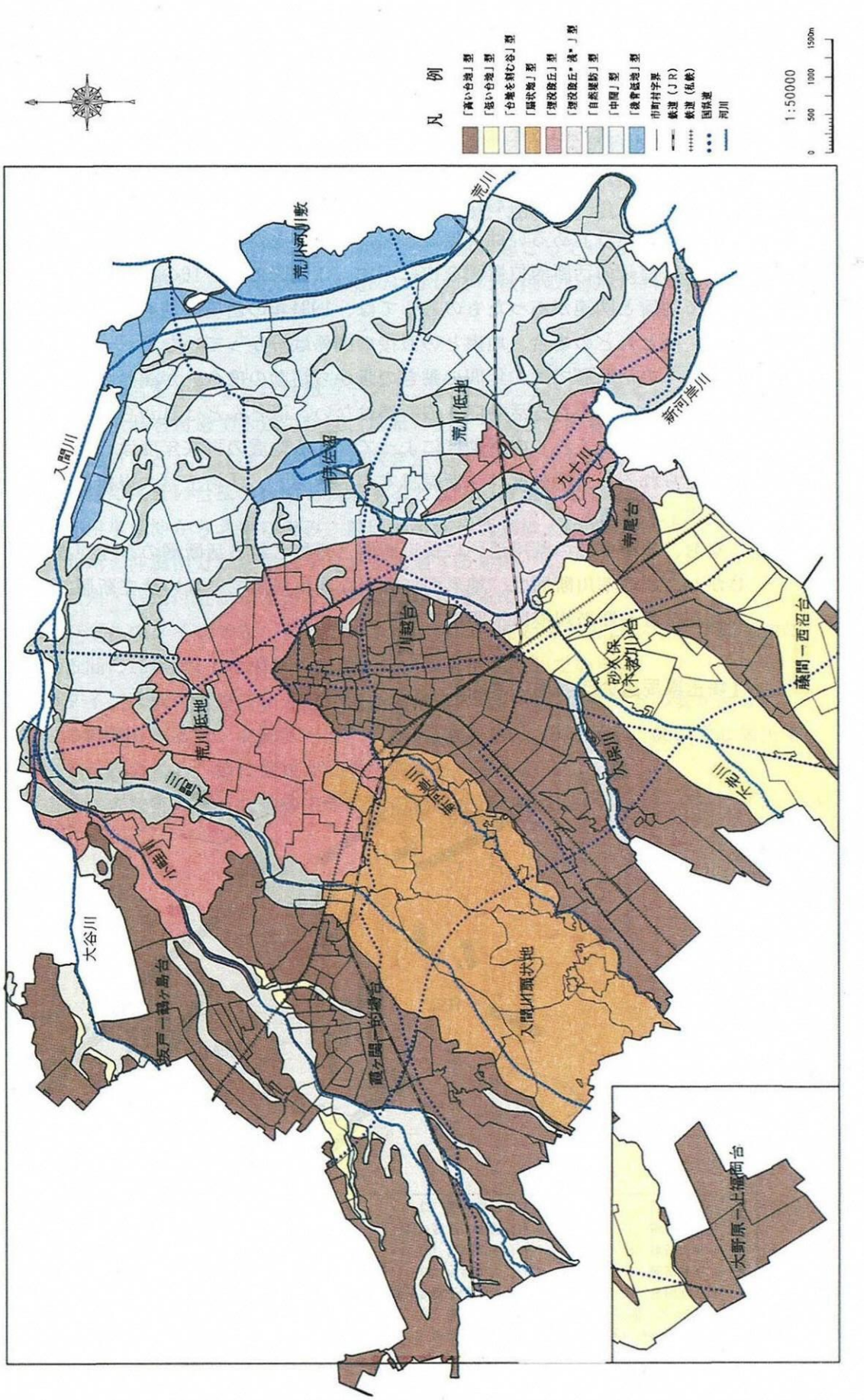
■地形分類図


凡　例
丘陵
台地ａ（最高位）
台地ｂ（高位）
台地ｃ（低位）
扇状地ａ（微高地）
扇状地ｂ（一般面）
扇状地ｃ（低所）
低地ａ（微高地）
低地ｂ（一般面）
低地ｃ（低所）
谷底ａ（浅い谷）
谷底ｂ
堤外地・水面
人工改変地
市町村字界
鉄道（ＪＲ）
鉄道（私鉄）
国道線
河川
1:50000
0　500　1000　1500m
荒川
荒川河川敷
入間川
伊佐沼
荒川低地
新河岸川
九十川
寺尾台
川越台
砂久保・不老川台
霞ヶ関・西沼台
不老川
川越南台
小畔川
大谷川
坂戸・鶴ヶ島台
霞ヶ関・的場台
入間川扇状地
大野原・上広谷台

■地形と災害の関係

区　分		土地条件	主な分布地（地区）	構成物質（地質）	地震災害	風水害
台地	①丘陵	丘陵	霞ヶ関ゴルフ場付近… 高麗丘陵、日高台（霞ケ関）	関東ローム（５ｍ以上） 砂礫	低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。	低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。
	②台地ａ	最も高い台地(下末吉面)				
	③台地ｂ	高い台地（武蔵野面）	坂戸－鶴ヶ島台、霞ケ関 的場台…入間台地 （名細・霞ケ関、霞ケ関北） 川越台、寺尾台、大野原－上福岡台…武蔵野台地 （本庁･高階･福原･大東）	関東ローム（３～５ｍ） 砂礫	低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。（比高の大きいもの）	低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。 （比高の大きいもの）
	④台地ｃ	低い台地（立川面）	砂久保（不老川）台、藤間－西沼台…武蔵野台地（福原・高階）	関東ローム（１～1.5ｍ） 砂礫	－	東縁部の低地との比高の小さい地区では浸水のおそれがある。
低地	⑤扇状地ａ	砂礫堆	入間川低地の JR 川越線以南… 入間川扇状地（大東）	砂礫	－	－
	⑥扇状地ｂ	扇状地の一般面			縁辺部では液状化のおそれがある。	破堤の際、浸水のおそれがある
	⑦扇状地ｃ	旧低水路			場所により液状化のおそれがある。	破堤の際、洪水流の通路となるおそれがある。
	⑧低地ａ	自然堤防	荒川低地及び入間川低地の JR 川越線以北 （山田・芳野・南古谷・古谷・市街地周辺）	砂礫～砂・砂質シルト	縁辺部では液状化のおそれがある。	－
	⑨低地ｂ	後背湿地		シルト、粘土、泥炭	地震動の振幅は大きい。 （ゆれが大きくなる）	破堤の際、浸水のおそれがある。
	⑩低地ｃ	旧河道		砂、シルト、粘土	地震動の振幅は大きい。 （ゆれが大きくなる） 場所により液状化のおそれがある。	破堤の際、洪水流の通路となるおそれがある。
	⑪谷底ａ	台地上の浅い谷	大谷川、小畔川、久保川 等の谷 （名細・霞ケ関）	関東ローム他	－	排水不良による浸水のおそれがある。
	⑫谷底ｂ	台地を刻む谷		粘土、泥炭等	粘土や泥炭が厚いところでは地震動の増幅がある。	排水不良による浸水のおそれがある。
	⑬堤外地・水面	高水敷、低水敷	荒川、入間川等河川敷、 伊佐沼付近	砂礫、砂、シルト	場所により液状化のおそれがある。	浸水する。
人工改変地		盛土地、切土地	霞ケ関駅周辺（霞ケ関北）	埋土	軟弱基盤上の盛土地は沈下、陥没のおそれがある。	－

■地盤分類図


凡例
「高い台地」型
「低い台地」型
「台地を刻む谷」型
「扇状地」型
「埋没段丘」型
「埋没段丘・浅い」型
「自然堤防」型
「中間」型
「後背低地」型
市町村字界
鉄道（JR）
鉄道（私鉄）
国県道
河川
1:50000
0 500 1000 1500m
荒川
荒川河川敷
入間川
荒川低地
新河岸川
丸十川
寺尾台
川越台
砂久保（末広川）台
霞ヶ関－西台
久保川
不老川
大谷川
坂戸－鶴ヶ島台
霞ヶ関－的場台
入間川氾濫原
大野原－上福岡台

■川越市の地盤区分

区　分	主な分布地（地区）	特　　徴	地震時の所見
①「高い台地」型	坂戸－鶴ヶ島台（霞ケ関・名細） 霞ケ関－的場台（霞ケ関・霞ケ関北　・名細）、川越台（本庁・大東）、　寺尾台（高階・福原） 大野原－上福岡台（福原）	・関東ローム（３～５ｍ）と台地を構成する砂礫層からなる。 ・砂礫層の下位に東京層[注1)]の粘性土が分布することがある。	・地盤はおおむね良好。 ・東京層中に粘性土がある場合やや劣。
②「低い台地」型	砂久保（不老川）台（本庁・高階・　福原） 藤間－西沼台（高階・福原）	・関東ローム（１～1.5m）と砂礫層からなるが、関東ロームは①の約半分の厚さである。砂礫層の下位は粘性土もしくは砂礫である。	・地盤はおおむね良好。 ・東京層中に粘性土がある場合やや劣。
③「台地を刻む谷」型	小畔川、大谷川、久保川及び不老川に沿う地域	・最上部に粘土や泥炭土が薄く分布するが、その下は台地を構成する砂礫である。最下流部は粘性土がやや厚い。	・最下流部で粘性土が厚い場合は、地震動の増幅が大きいが、他はおおむね良好。
④「扇状地」型	入間川低地のＪＲ川越線以南（大東）	・砂礫層が卓越する（沖積層）。	・おおむね良好、ただし扇状地の地下水の高い地域は液状化の発生するおそれがある。
⑤「埋没段丘[注2)]」型	入間川低地の川越線以北及び台地末端部からおよそ１㎞の範囲 （市街地周辺・南古谷・名細・山田）	・地下 10～20mに砂礫層(洪積層)が存在し、その上に粘性土(埋没関東ローム及び沖積層)が堆積している。	・地震動の増幅はやや大きい。
⑥「埋没段丘“浅”」型	「砂久保（不老川）台」及び「藤間－西沼台」の荒川方面への延長部 （本庁･市街地周辺･南古谷･高階）	・地下 10m以浅に砂礫層が存在し、その上に粘性土が堆積している。	・地震動の増幅はやや大きい。
⑦「自然堤防」型	荒川に平行する自然堤防地域及び入間川下流部の自然堤防（芳野・古谷・南古谷・名細・山田）	・沖積層基底（⑤以外では 20～30m）まで砂層が卓越する。	・地下水位の高いところでは液状化の発生するおそれがある。
⑧「中間型」	荒川低地（芳野・古谷・南古谷・山田）	・沖積層基底（⑤以外では 20～30m）まで砂層と粘土層が混在する。	・地下水位の高いところでは液状化の発生するおそれがある。
⑨「後背湿地」型	荒川河川敷・伊佐沼付近　（芳野・古谷）	・沖積層基底（20～30m）まで粘土層が卓越する。	・地震動の増幅はやや大きい。

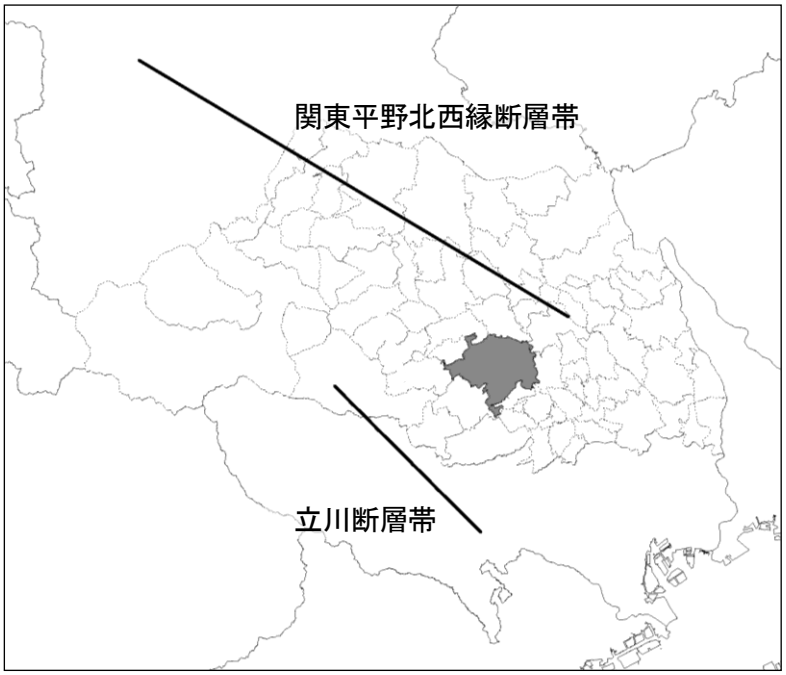
注１）東京層……武蔵野台地の基盤となる、約 12～13 万年前の海進の堆積物
注２）埋没段丘…古い段丘がほとんどそのままの形で新しい堆積物によって埋め立てられたもの。
　　海面低下期の段丘がその後の海面上昇で埋没する場合など。

第３　活断層

新生代第四紀の後期以降に地震を起こし、今後も活動を継続すると考えられる断層を活断層と呼ぶ。活断層では地震が過去に繰り返し発生しており、また今後も地震が発生すると考えられているため、活断層の活動度の評価は、そこを震源として発生する地震の予知に役立つと考えられている。活断層の調査は、航空写真の判読、地形分類図の作成、現地での測量や地形観察、ボーリング調査などの方法によって行われている。

活断層は、長期間連続的に動き続けるのではなく、ある一定の周期で瞬間的に動き、他の期間はあまり目立った活動をしないものが多い。活動周期と１回に動く大きさは、各々断層固有の特徴がある。活動周期は、海洋プレート沈み込み地帯などでは 100 年前後、内陸の断層では数百年～数十万年である。

これまでの国及び県の調査では、本市直下に活断層の存在は報告されていないが、県レベルでは次に示す２つの大きい断層帯の存在が報告されている。



■県下関連活断層の概要

関東平野北西縁断層帯	群馬県南部から埼玉県北西部に延びる南西側隆起の逆断層である。段丘面に撓曲変形を与えるが、多くの部分は平野下に伏在している。
立川断層帯	埼玉県南部から東京都中部にかけて、北西－南東方向に延びる立川断層及び名栗断層からなる北東側隆起の断層帯である。北西部では左横ずれ変位を伴う。

第４　河川

本市域を流れる河川は荒川水系に属し、荒川、入間川等の一級河川（10 河川）、天の川等の準用河川（４河川）その他普通河川、都市下水路等である。

主要河川等の改修は、かなり進んでいるが、市街化の拡大により中小河川が都市型河川化したことから、豪雨時に流域内の雨水が円滑に流下できず所々で浸水の被害が発生している。

また、本市の管理河川は準用河川の外に都市下水路（１路）、普通河川（2,451 河川）があり、管理延長は 838km となっている。

河川改修は幹線河川を優先とし緊急性を勘案して整備を図っている。

■主要河川の概要　　令和８年１月１日現在

名称	等級	市内上流端	市内下流端	市内流路距離（km）	管理者
荒川	一級河川	中老袋	古谷本郷	6.3	国土交通省
入間川	一級河川	増形	古谷本郷	19.0	国土交通省・埼玉県
越辺川	一級河川	福田	府川	2.0	国土交通省
小畔川	一級河川	笠幡	福田	10.3	国土交通省・埼玉県
南小畔川	一級河川	笠幡	笠幡	3.4	埼玉県
新河岸川	一級河川	上野田	渋井	11.7	埼玉県
不老川	一級河川	今福	砂	4.6	埼玉県
九十川	一級河川	古谷上	南田島	4.5	埼玉県
びん沼川	一級河川	古谷本郷	萱沼	2.7	埼玉県
新河岸川放水路	一級河川	渋井	渋井	0.7	埼玉県
天の川	準用河川	天沼新田	下小坂	3.8	川越市
古川	準用河川	上寺山	府川	3.6	川越市
今福川	準用河川	今福	中台元町１丁目	1.7	川越市
久保川	準用河川	南大塚５丁目	岸町３丁目	2.5	川越市

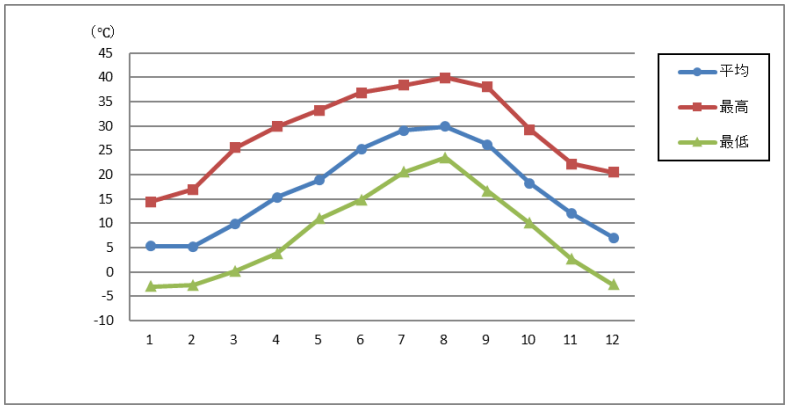
出典）統計かわごえ（令和７年版）

第５　気象

5.1 気温

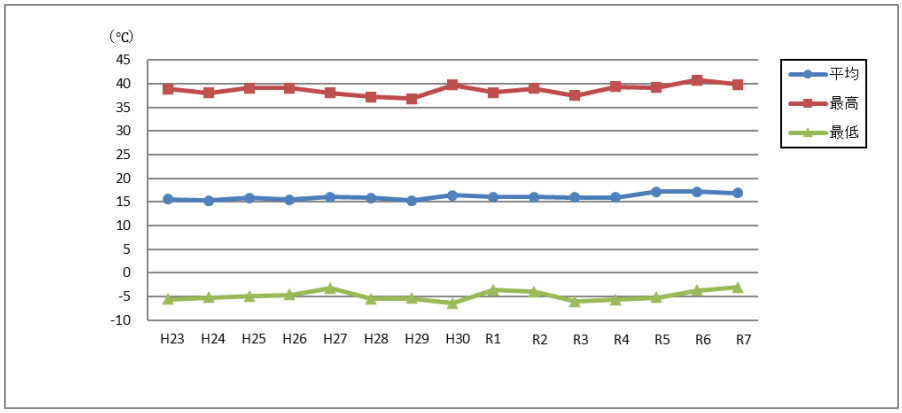
本市における気温の月別変動（令和 7 年）、及び平成 23 年から令和 7 年までの推移を次に示す。

■気温の月別変動



出典）統計かわごえ（令和７年版）

■気温の経年変化

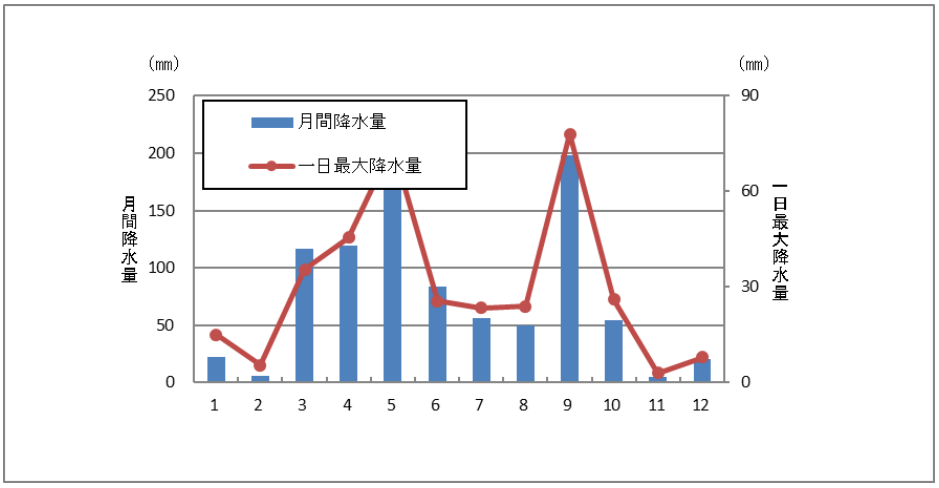


出典）統計かわごえ（令和７年版）

５．２ 降水量

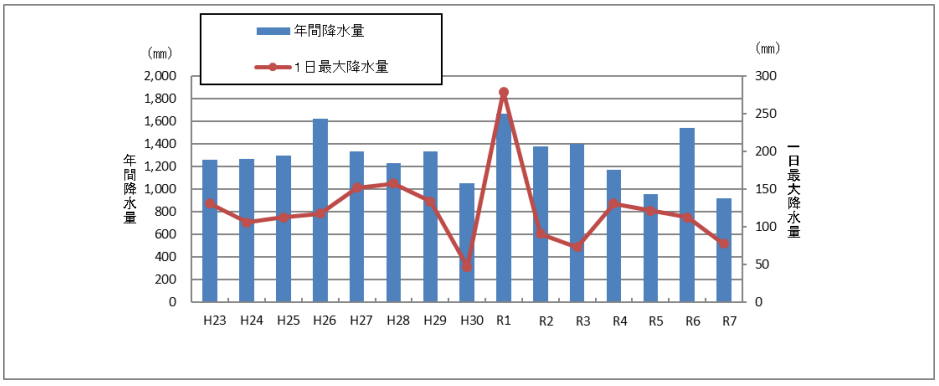
本市における降水量の月別変動（令和 7 年）及び平成 23 年から令和 7 年までの推移を次に示す。

■降水量の月別変動



出典）統計かわごえ（令和７年版）

■降水量の経年変化



出典）統計かわごえ（令和７年版）

第６　地震災害履歴

過去、埼玉県及び本市において被害をもたらした大規模地震について、その被害の程度と被害特性について整理を行い、地震被害想定の参考にするとともに震災対策に反映する。

６．１ 埼玉県における災害履歴

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近いいわゆる直下型地震と、本県から中～長距離の主として海溝部に起こる巨大地震とがある。

これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。

なかでも大きな被害をもたらした地震としては、818 年の関東諸国の地震、1855 年の安政江戸地震、1923 年の関東大地震及び 1931 年の西埼玉地震が挙げられる。

埼玉県における地震被害の履歴を次頁に掲げる。

■埼玉県における地震被害

発 生 年月日	M	緯度 経度	深さ (km)	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、５～６日震動が止まらなかった。公私の屋舎１つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75		江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で 700 軒ばかり大破、500 石の村、700 石の村で田畑３尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50 回、死 50 人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度　蕨、桶川、行田５。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは 1 つもなかった。民家の壊も多く、14,346 軒という。また土蔵壊 1,410。地震後 30 余箇所から出火し、焼失面積は２町(0.2km)×２里 19 町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計１万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮５、浦和６。荒川沿いに北の方熊谷当たりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の 52 か村総家数 5,041 軒中、壊家 17 軒、人家・土蔵・物置倒壊同然 3,243 軒。(村毎の被害率９～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊３軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破 33 軒、死１、傷１。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊３。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者 24、負傷 157 人。家屋全半壊 90、破損家屋 4,922、煙突倒壊 376、煙突亀裂 453、地面の亀裂 316 か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅 350 間(約 630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損５、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破３、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突３本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者 99,331 人、負傷者 103,733 人、行方不明者 43,476 人、家屋全壊 128,266 軒、半壊 126,233 軒、焼失 447,128 軒、流出 868 軒。 (埼玉県)死者 316 人、負傷者 497 人、行方不明者 95 人、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒
1924. 1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東大震災の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東大震災後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷６名、家屋一部破損 50、非住家破損１、栃木で負傷１人。
1989. 2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者２人、火災２件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度３。
2011. 3.11	9.0	38.6.2 142.51.6	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,833 名、行方不明者 2,676 名、負傷者 6,144 名。 (埼玉県)最大震度６弱(宮代町)、負傷者 104 名、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件

６．２ 本市における災害履歴

本市において発生した地震災害のなかで最も大きなものは、1923 年（大正 12 年）の関東大地震（関東大震災）である。この地震では、本市の震度は５～６程度であったと推定される。

現在の川越市域に該当する旧市村の被害の内容は、次のとおりである。

市域全体では、人的被害は死者数 10 人、負傷者６人となっている。建物被害は全壊数 88 戸、半壊数 69 戸、破損程度も含めると建物被害総数 1,121 戸となっている。

地域別では、人的被害は旧川越市、芳野村、霞ケ関村及び山田村で発生しており、これは、死者の発生がない霞ケ関村を除いて、全壊戸数の多い地域と対応している。

また、家屋の被害は、市北東部の新河岸川、荒川、入間川沿いでの被害が目立っているが、これは、低地の地盤の性状によるものと考えられる。

■関東大震災による本市の被害状況

地域区分	全戸数（戸）	建物被害（戸）				住家被害率（%）	人的被害（人）	
		全壊	半壊	破損	計		死者	負傷者
川越市(旧)	5,452	20	21	372	413	7.6	8	1
田面沢村	504	2	4	65	71	14.1		
芳野村	513	19	17	380	416	81.1	1	1
植木村	187	10	6	25	41	21.9		
古谷村	766	12	8	65	85	11.1		
南古谷村	692	4	7	40	51	7.4		
高階村	647					0		
福原村	611					0		
日東村	454					0		
大田村	527					0		
霞ケ関村	674					0		2
名細村	675	3	2	5	10	1.5		
山田村	469	18	4	12	84	7.2	1	2
合計	12,171	88	69	964	1,121	9.2	10	6

第７　風水害履歴

本市域における昭和 33 年以前の主な水害では、荒川・入間川本川の堤防決壊及び溢水を伴っていた。その後、両河川の河川改修の進捗により、大河川の水害は減少し、新河岸川をはじめとする中小河川による被害が主要なものとなっていたが、近年は、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では、越辺川の堤防決壊により市内で浸水被害が発生した。

過去に繰り返し浸水害の見られた地区は、市街地周辺、古谷、南古谷等の新河岸川左岸及び入間川右岸の地区である。本市の主な水害履歴を次に示す。

■川越市の主な水害履歴一覧

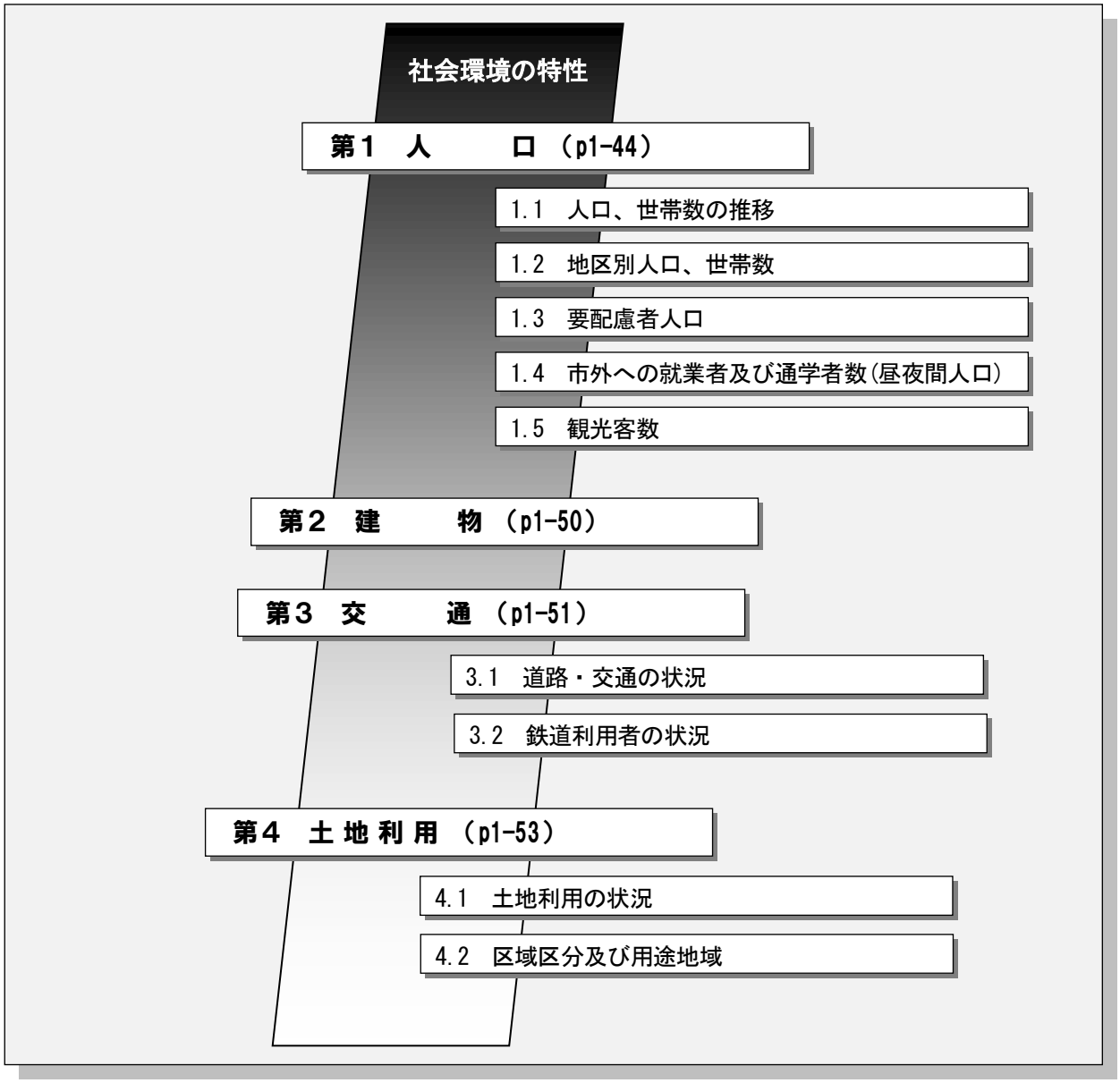
発生年月日	災害の種類	被害状況												災害に対してとった体制	総雨量(mm)
		人的被害(人)	住宅被害			田畑被害(ha)	その他の被害						被害場所		
			全半壊・一部破損(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)		道路(箇所)	鉄道(箇所)	橋(箇所)	河川(箇所)	公共施設(箇所)	公園(箇所)			
明治 43. 8.2～9		死者 21	流出 20 以上 半壊 1	古谷村全面浸水	－	－	－	川越電鉄 9 日間不通	決壊 5	破堤多数	－	－	古谷・日東・大田・霞ケ関・名細・山田・芳野(村)	(入間郡全体で死者 32 人)	－
昭和 22 9.14 ～15	ｶｽﾘﾝ台風	死者 6	4	476	385	0.6	2	－	8	6	－	－	川越市､芳野・古谷・霞ケ関・名細・山田(村)	(罹災人員 2,894 人)	206.5 (熊谷)
33.9.24 ～27	狩野川台風(22)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	川越市の被害状況は不明	－	－
41.6.28	台風第 4 号	－	－	240	356	2,839	5	－	8	－	－	－	旭団地・角栄団地	－	2 日間 319.5
41.9.25	台風第 26 号	死者 1 負傷者 10	全壊 35 半壊 252 一部 1,619	－	20	3,981	各所	－	－	－	－	－	市内各所	災害救助法適用	前日 140
57.8.1 ～2	台風第 10 号	－	半壊 1 一部 2	6	37	1,345	－	－	破損 1	－	－	冠水多し	握津・小仙波・名細・月吉町	警戒第1 床上浸水に見舞金支給	156.5
57.9.11 ～12	台風第 18 号	－	－	330	1,089	2,300	破損 2	－	破損 1	溢水 1	－	冠水多し	岸町 1,2・河原町・砂新田・霞ケ関北・月吉町	警戒第 2 床上浸水に見舞金支給	329.5
平成 2. 11.29 ～12.1	台風第 28 号	－	－	37	157	冠水 34	冠水 31	－	破損 2	溢水 2	－	－	岸町 1・仙波 4・木野目・砂新田 1・寺尾	警戒第 1 河川溢水 不老川・新河岸川	189
3.9.19 ～20	台風第 18 号	－	－	27	329	1	冠水 90	－	－		－		岸町 1・砂・木野目	警戒第 2	172
8.9.22	台風第 17 号	－	－	50	182	－	冠水 16 通止 5	－	－	－	－	－	岸町 1・砂新田・砂・木野目・上新河岸 他	警戒体制第 1 配備	186.5
10.8.6	大雨	－	－	18	46	－	－	不通 1	－	－	－	－	連雀町・中原町・松江町・小仙波町 2 丁目仲町・久保町	110 人	60.5
10.8.28 ～31	集中豪雨	－	－	731	1,390	田 25 畑 95	冠水 19	不通 2	－	－	－	－	岸町 1,2・砂・下新河岸・南大塚・牛子・木野目 他	警戒体制第2 災害救助法適用 災害対策本部設置 延べ2,956 人	8/27～31 425.5 日最大 8/28 282.5
10.9.15 ～16	台風第 5 号	－	－	2	387	田 37 畑 0.5	冠水 8	－	－	－	－	－	岸町 1・砂・南田島・寺尾・上新河岸 他	－	190
11.8.14 ～15	集中豪雨	－	－	136	829	36.05	22	－	－	－	－	9	岸町 1,2,3・古谷上・木野目・砂・寺尾	－	299.5
11.8.24	集中豪雨	－	落雷による火災 6	30	275	－	2	－	－	－	－	－	岸町 2,3・砂・旭町 3・砂新田 1	－	57.0
12.7.7 ～8	台風第 3 号	－	－	1	95	47.05	冠水 12 通止 7	－	－	－	－	－	寺尾・扇河岸岸町 1・府川砂新田上・木野目・南野島	警戒体制 第 1 配備 延べ 742 人	189.0
12.9.11 ～12	台風第 14 号	－	－	54	273	65.0	通止 15	不通 1	－	－	－	－	岸町 1・小仙波町 4・砂新田・砂・扇河岸他	警戒体制 第 1 配備	250.0
20.8.28 ～29	集中豪雨	－	－	7	73	－	冠水 37	－	－	－	－	5	旭町 1,2,3・岸町 1,3・小仙波町町 2・寿町 1・中原町 1,2・木野目・南田島・寺尾・霞ケ関東 5 他	－	218.5
29.10.22 ～23	台風第 21 号	－	半壊 45	201	234	1.8	冠水 44 通止 34 陥没 13	－	－	溢水 2	浸水 2	冠水 20	岸町 1・山田・南田島・木野目・下新河岸・府川・菅間・砂・寺山 他	警戒体制 第 1 配備	260.5
令和元年.10.12 ～13	台風第 19 号	負傷者 3	半壊 127 一部 69	79	277	1.49	冠水 6 通止 44 損壊 1	－	1	破堤 1 溢水 2	浸水 1	浸水 10	寺尾、下小坂、岸町 1、菅間、南田島、木野目、小堤 他	非常体制 第一配備	325.0

第２節　社会環境の特性

本市は、今もなお昔の面影を残す歴史的な町並みの存在に加え、再開発事業による駅前の整備などにより、その活気と魅力を保ちながら更なる発展を遂げており、現在も歴史的な町並みなど既存の景観と調和した建築物の施工、街路整備、電線地中化など、都市景観を尊重した街づくりを進めている。

また、本市は、歴史的な背景から昭和 30 年の旧川越市と周辺９村ごとのまとまりを基本に、市役所市民センター管轄によって 12 地区に区分されている。なかでも、本庁管内は約 11 万人と人口が最も多い地区になっており、また、古い町並みが多く木造家屋などが密集していることから、火災や地震などの災害に対応した耐震不燃化などの防災対策が最も求められている地区である。また、高階地区は、人口が５万人を超え、市内で最も人口密度の高い地区となっている。なお、南古谷地区では、近年中層マンション等の建設が進み、人口が急激に増加している。

本市の防災面からみた社会環境の特性を次に示す。



第１　人口

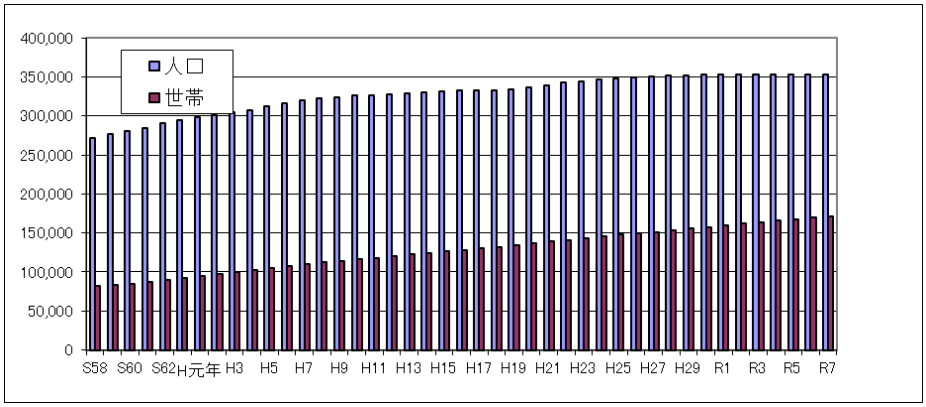
１．１ 人口、世帯数の推移

本市の人口及び世帯数は、令和７年１０月 1 日現在 352,670 人、171,201 世帯となっている。

総人口は、昭和 40 年代には年間 10,000 人以上増加していたが、昭和 50 年以降、増加数は緩やかとなり、昭和 60 年代には 5,000 人前後、平成 10 年以降は 1,000 人程度まで低下しており、増加の割合は年々低くなり、令和７年には減少となった。一方、世帯数はほぼ一定の割合で増加している。

人口、世帯数の推移を次に図示する。

■人口、世帯数の推移



出典）統計かわごえ（令和７年版）

１．２ 地区別人口、世帯数

本市の地区別人口は、本庁地区が 106,615 人と最も多く全体の 30.2%を占めている。次に多いのが高階地区の 53,857 人で 15.3%、以下順に大東地区の 35,029 人、霞ケ関地区の 32,380 人で、最も少ないのが芳野地区の 5,273 人で全体の 1.5%となっている。

地区別世帯数も人口と同様に本庁地区が 55,064 世帯と最も多く全体の 32.1%を占めている。次に多いのが高階地区の 27,130 世帯で 15.8%、以下順に大東地区の 16,392 世帯、霞ケ関地区の 14,894 世帯で、最も少ないのが芳野地区の 2,306 世帯で全体の 1.3%となっている。

■地区別人口、世帯数　　［令和８年１月１日現在］

	人口（人）	構成比（%）	世帯数（世帯）	構成比（%）
本庁	106,615	30.2	55,064	32.1
芳野	5,273	1.5	2,306	1.3
古谷	9,937	2.8	4,552	2.7
南古谷	25,147	7.1	11,283	6.6
高階	53,857	15.3	27,130	15.8
福原	20,759	5.9	9,366	5.5
大東	35,029	9.9	16,392	9.6
霞ケ関	32,380	9.2	14,894	8.7
川鶴	5,503	1.6	2,651	1.5
霞ケ関北	16,401	4.7	8,328	4.9
名細	29,913	8.5	14,379	8.4
山田	11,793	3.3	5,197	3.0
川越市計	352,607	100.0	171,542	100.0

出典）統計かわごえ（令和７年版）

１．３ 要配慮者人口

高齢者人口

本市の高齢者（65 歳以上）の人口は 95,782 人（令和８年１月１日現在）で、総人口に占める割合は 27.2%となっている。そのうち、80 歳以上の人口は 34,242 人で、総人口の 9.7%となっている。

地区別の高齢者人口（65 歳以上）は、本庁地区が 27,461 人で最も多く、以下順に高階地区の 14,088 人、大東地区の 9,160 人、霞ケ関地区の 8,648 人、名細地区の 8,251 人となっている。

また、地区別の高齢者割合は、川鶴地区が 43.5%と最も高く、以下順に古谷地区の 36.5%、霞ケ関北地区の 35.6%、福原地区の 28.9%となっており、高齢者割合が最も低いのは、南古谷地区の 23.3%、次いで山田地区の 25.3%となっている。

地区別高齢者人口を次に表示する。

■地区別高齢者人口　［令和８年１月１日現在］

地区	総数	65 歳以上	
		人口（人）	割合（%）
市内全域	352,607	95,782	27.2
本庁	106,615	27,461	25.8
芳野	5,273	1,457	27.6
古谷	9,937	3,630	36.5
南古谷	25,147	5,867	23.3
高階	53,857	14,088	26.2
福原	20,759	6,004	28.9
大東	35,029	9,160	26.2
霞ケ関	32,380	8,648	26.7
川鶴	5,503	2,395	43.5
霞ケ関北	16,401	5,836	35.6
名細	29,913	8,251	27.6
山田	11,793	2,985	25.3

出典）統計かわごえ（令和７年版）

乳幼児人口

本市の０～４歳の人口は 10,556 人（令和８年１月１日現在）で、総人口 352,607 人の 2.9%となっている。

障害者人口

本市の身体障害者は 9,582 人、知的障害者は 3,192 人、精神障害者は 4,681 人となっている。身体障害者のうち、肢体不自由者が 4,149 人と最も多く、次いで内部障害者の 3,588 人となっている。

■身体障害者の人口　［令和８年３月３１日現在］

総数	視覚障害	聴覚・平衡障害	音声･言語障害	肢体不自由	内部障害
9,582 人	748 人	969 人	128 人	4,149 人	3,588 人

出典）障害者福祉課

■知的障害・精神障害者の人口　［令和８年３月３１日現在］

知的障害者	精神障害者
3,192 人	4,681 人

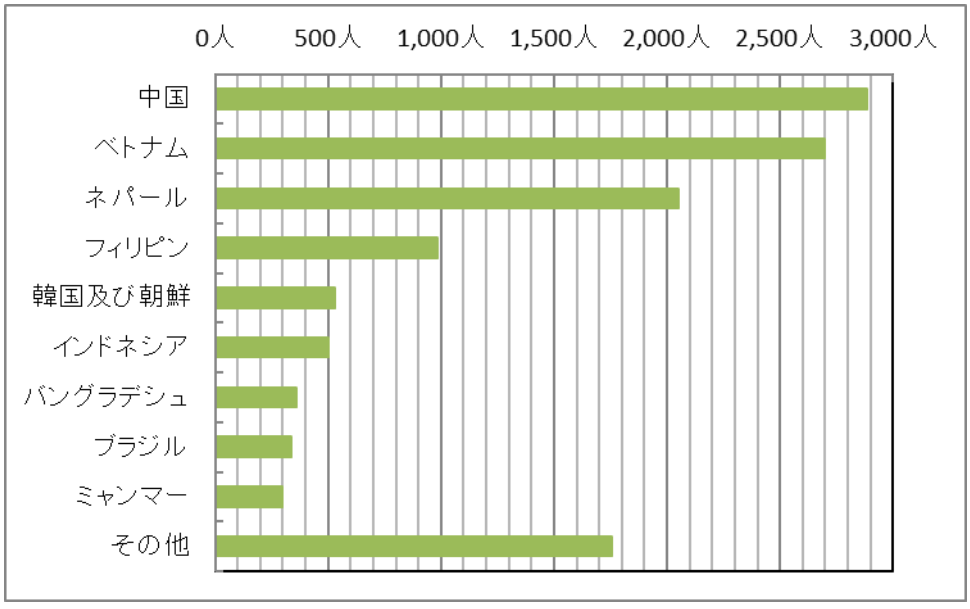
出典）障害者福祉課

外国人人口

令和８年１月１日現在、本市に住民登録している外国人は、91 か国 12,399 人で、総人口の 3.5%となっている。

国籍別人口で最も多いのは中国で、以下順にベトナム、ネパール、フィリピン、韓国及び朝鮮、インドネシア、バングラデシュ、ブラジル、ミャンマー（以上、本市に 250 人以上在住している国）となっている。

■国籍別の外国人人口



１．４ 市外への就業者及び通学者数（昼夜間人口）

本市から市外へ通勤・通学している者は、86,022 人であるが、そのうち県内各市町に通勤・通学している者は 53,475 人、東京都など県外に通勤・通学している者は 32,547 人となっている。

本市の当面の対策目標である「東京湾北部地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は最大で 46,790 人、最終的な対策目標である「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は最大で 47,399 人にのぼると想定されている（以上、「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県）。

■本市からの就業・通学者数（15 歳以上）　［令和２年 10 月１日現在］

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者 ※１	168,913	154,330	14,583
自市町村で従業・通学	78,573	72,941	5,632
他市区町村で従業・通学　※２	86,022	77,270	8,752
県　内	53,475	48,134	5,341
さいたま市	7,579	6,715	864
狭山市	5,908	5,506	402
ふじみ野市	4,688	4,528	160
坂戸市	3,447	2,681	766
所沢市	3,318	2,968	350
鶴ヶ島市	2,883	2,825	58
三芳町	2,211	2,190	21
その他の市町村	23,441	20,721	2,720
県　外	32,547	29,136	3,411
東京都	30,306	27,171	3,135
千代田区	3,493	3,269	224
新宿区	3,452	3,123	329
豊島区	3,215	2,862	353
港区	2,377	2,322	55
板橋区	2,129	1,877	252
その他の市区町村	15,640	13,718	1,922
神奈川県	816	700	116
千葉県	531	447	84
その他の道府県	894	818	76

※１　従業地・通学地「不詳」を含む。

※２　他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む

出典）国勢調査報告から収録（情報政策課）

■昼夜間人口　［各年 10 月１日現在］

年	夜間人口※	流出人口	流入人口	昼間人口※	昼夜間人口比率（%）
平成 12 年	330, 402	97, 196	76, 226	309, 432	93. 7
17	331, 836	90, 666	79, 116	320, 286	96. 5
22	342, 670	86, 045	76, 251	332, 876	97. 1
27	350, 745	89, 131	77, 049	338, 663	96. 6
令和２年	354, 571	84, 432	72, 913	343, 052	96. 8

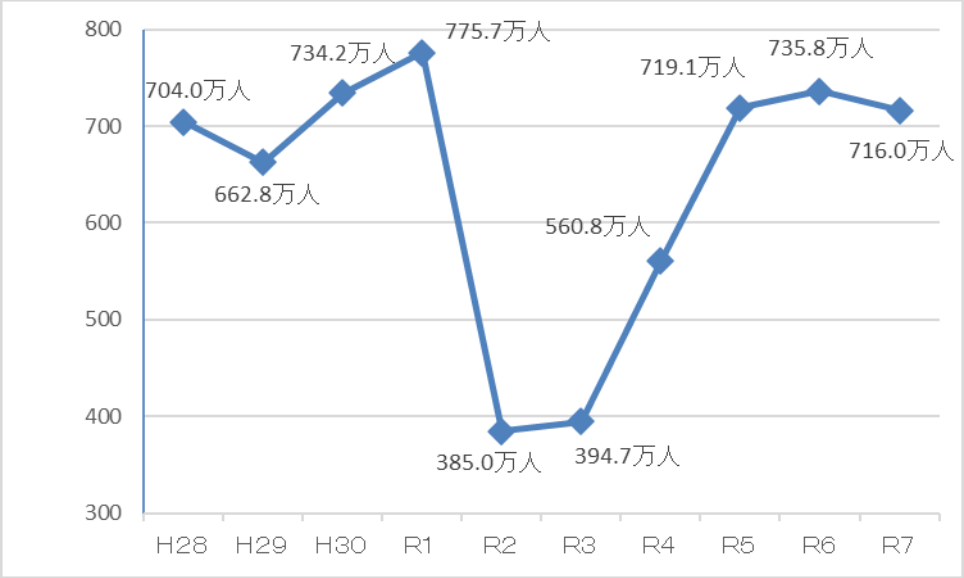
注）平成 17 年までは、年齢「不詳」を含まない。　※は労働力状態「不詳」を含む。
出典）国勢調査報告から収録（情報政策課）

１．５ 観光客数

観光客数の推移

本市への観光客数は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請のため過去のピーク時より減少しましたが回復しつつある。

■観光客数の推移（単位：万人）



引用）川越市観光アンケート調査報告書（令和７年）

観光客の特徴

市が実施した「川越市観光アンケート調査報告書（令和７年）」による観光客の特徴は次のとおりである。

■本市観光客の特徴

項目	内容
観光客の出発地	県内が最も多く全体の 49.2%を占め、以下順に、東京都からが 26.2%、神奈川県からが 6.8%、千葉県からが 3.8%、群馬県からが 2.8%となっている。
年齢区分	50 歳代以上の中高年層が最も多く全体の 47.7%を占め（60 歳以上が 16.5%、50 歳代が 27.0%）、以下順に 40 歳代が 23.5%、30 歳代が 15.0%、20 歳代が 10.9%となっている。
交通手段	鉄道３社（東武線、JR 線、西武線）を利用する観光客が最も多く全体の 50.2%を占め、自家用車利用客が 39.5%、路線バス利用客が 1.5%となっている。
滞在期間	日帰りが全体の 91.9%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。

第２　建物

1968 年（昭和 43 年）の十勝沖地震を教訓として、昭和 46 年に建築基準法の見直しが行われた。さらに、1978 年（昭和 53 年）の宮城県沖地震を教訓として、昭和 56 年に耐震設計基準が大幅に改正され、現在の新耐震設計基準が誕生した。なお、新耐震設計基準により建築された建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

住宅について、本市では、所有者への啓発活動や耐震診断および耐震改修に対する補助を行う等、耐震化の促進に取り組んでおり、近年、耐震化率は向上しているものの、令和７年３月 31 日現在、耐震性のない建物は全体の 7.5%（全住宅 158,284 戸のうち耐震性のない建物 11,956 戸）存在している。

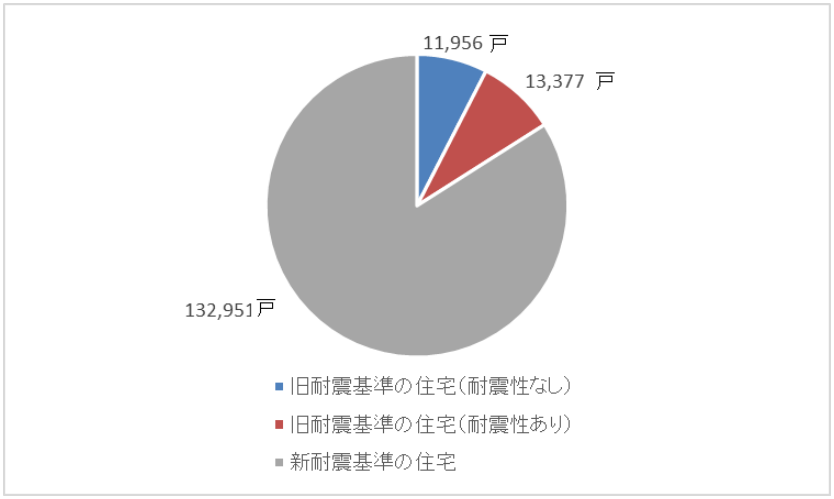
■近年における住宅の耐震性　　［単位：戸］

集計日	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅			56 年 6 月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率
		耐震性なし	耐震性あり			
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=c+d/e)
平成 25 年 10 月 1 日	30,097	16,889	13,208	111,043	141,140	88.0%
平成 30 年 10 月 1 日	22,977	12,165	10,812	124,703	147,680	91.8%
令和 5 年 10 月 1 日	25,992	12,466	13,526	129,408	155,400	92.0%
3 月 31 日	25,772	12,296	13,476	130,988	156,760	92.2%
令和 7 年 3 月 31 日	25,333	11,956	13,377	132,951	158,284	92.5%

出典）第４期川越市建築物耐震改修促進計画（令和８年３月）

■住宅の耐震性（令和 8 年 3 月 31 日現在）

出典）第４期川越市建築物耐震改修促進計画（令和８年３月）に基づき編集


11,956 戸
13,377 戸
132,951戸
旧耐震基準の住宅(耐震性なし)
旧耐震基準の住宅(耐震性あり)
新耐震基準の住宅

第３　交通

３．１ 道路・交通の状況

本市は、古くから交通の要所として栄えてきたまちで、国道 16 号や国道 254 号をはじめとした主要な幹線道路が中心市街地から放射状に延びる構造となっている。中心市街地や幹線道路の交差点に自動車が集中し、渋滞が発生しているため、交差点の改良などが求められている。

また、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）が東名・中央・関越・東北・常磐などの各自動車道とつながり、高速交通の利便性が向上し、自動車交通量が増加していることから、環状道路の整備・促進も求められている。

本市の鉄道は、３事業者により運行され、市内には 11 の鉄道駅がある。平成 25 年３月からは、鉄道５社による相互直通運転が行われ、横浜方面までつながり、利便性が向上している。

また、令和元年 11 月から、相鉄線が JR 線に乗り入れ、海老名方面へのアクセスが可能となっている。

さらには、本市の路線バスは、川越駅や本川越駅を中心に放射状に運行しており、市の中心部では鉄道と並び基幹的公共交通となっている。

３．２ 鉄道利用者の状況

本市を通る鉄道路線の JR 川越線、東武東上線、西武新宿線各駅の乗車人数は、次のとおりである。

各駅の中でも最も乗車人数の多い駅は、令和６年度の実績で、東武東上線の川越駅で１日当たり 58,685 人、以下順に、JR 川越線の川越駅で 36,080 人、西武新宿線の本川越駅で 24,583 人、東武東上線の川越市駅で 21,729 人、東武東上線の鶴ヶ島駅で 15,171 人、東武東上線の新河岸駅で 12,960 人となっている。

■乗車人員数（東日本旅客鉄道）

年度	乗車人員		
	年間総数	１日当たり	割合（%）
令和２年度	14,324,790	39,246	－
令和３年度	16,165,850	44,290	－
令和４年度	17,594,825	48,205	－
令和５年度	18,396,990	50,403	－
令和６年度	18,708,805	51,257	100.0
南古谷駅	2,906,130	7,962	15.5
川越駅	13,169,200	36,080	70.4
西川越駅	489,100	1,340	2.6
的場駅	1,113,615	3,051	6.0
笠幡駅	1,030,760	2,824	5.5

出典）統計かわごえ（令和７年版を基に編集）

■乗車人員数（東武鉄道）

年度	乗車人員		
	年間総数	１日当たり	割合（%）
令和２年度	33,097,645	90,678	－
令和３年度	37,622,642	103,076	－
令和４年度	41,638,058	114,077	－
令和５年度	43,417,164	118,951	－
令和６年度	44,054,548	120,697	100.0
新河岸駅	4,730,575	12,960	10.7
川越駅	21,420,137	58,685	48.6
川越市駅	7,931,118	21,729	18.0
霞ケ関駅	4,435,266	12,151	10.1
鶴ケ島駅	5,537,452	15,171	12.6

出典）統計かわごえ（令和７年版を基に編集）

■乗車人員数（西武鉄道）

年度	乗車人員		
	年間総数	１日当たり	割合（%）
令和２年度	9,317,223	25,527	－
令和３年度	10,544,356	28,889	－
令和４年度	11,541,643	31,621	－
令和５年度	11,837,128	32,430	－
令和６年度	12,004,340	32,888	100.0
南大塚駅	3,031,715	8,306	25.3
本川越駅	8,972,625	24,583	74.7

出典）統計かわごえ（令和７年版を基に編集）

第４　土地利用

４．１ 土地利用の状況

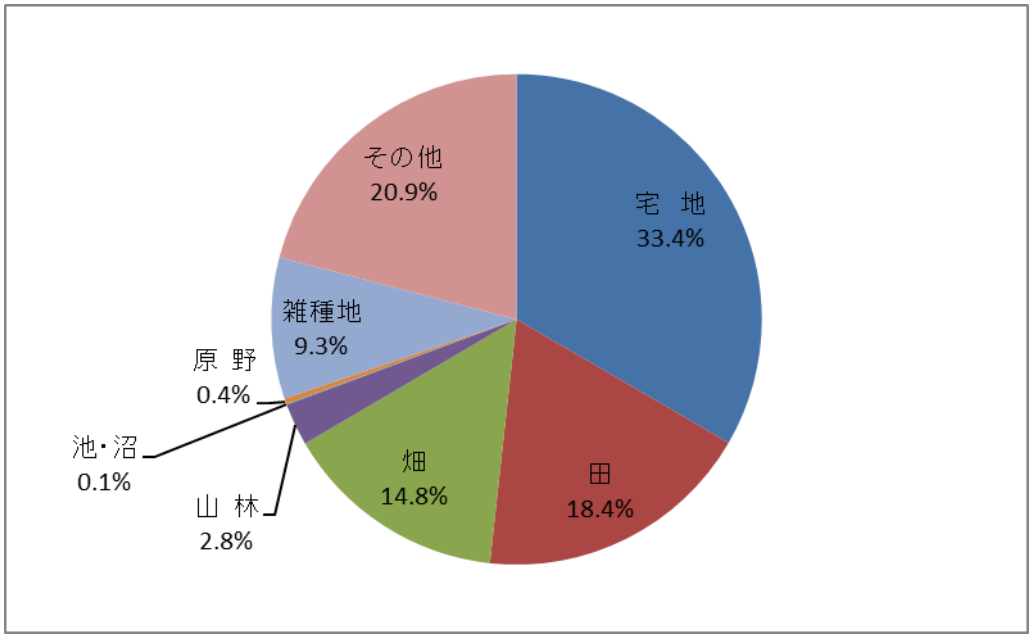
本市の総面積は 109.13㎢ で、令和 7 年現在の地目別土地面積では、宅地が最も大きく 36.43㎢ と全体の 33.4%を占めている。宅地に次いで大きいのがその他の 22.83㎢ で全体の 20.9%を占めている。以下順に、田の 20.03㎢ で 18.4%、畑の 16.17㎢ で 14.8%、雑種地の 10.17㎢ で 9.3%となっている。

地目別土地面積の推移は、田畑の減少とあいまって宅地が増加傾向にある。

■地目別土地面積の推移　　［単位：㎢、各年１月１日現在］

年　次	総　数	宅　地	田	畑	山　林	池・沼	原　野	雑種地
令和３年	109.13	35.71	20.3	16.6	3.24	0.07	0.39	10.06
令和４年	109.13	35.87	20.22	16.49	3.17	0.07	0.39	10.12
令和５年	109.13	36.02	20.17	16.38	3.12	0.07	0.39	10.17
令和６年	109.13	36.22	20.07	16.26	3.1	0.07	0.39	10.20
令和７年	109.13	36.43	20.03	16.17	3.04	0.07	0.39	10.17

出典）統計かわごえ（令和７年版）



４．２ 区域区分及び用途地域

本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、29.48％と 70.52％である。

用途地域別の面積では、住居系の区域が最も多く市街化区域全体の 77.6％を占め、次に多いのが工業系の区域で 16.3％、最も少ないのが商業系で 6.1％となっている。

■市街化区域及び市街化調整区域　［令和８年１月１日現在］

区分	面積(ha)	割合(%)
総数	10,916	100.0
市街化区域	3,218	29.48
市街化調整区域	7,698	70.52

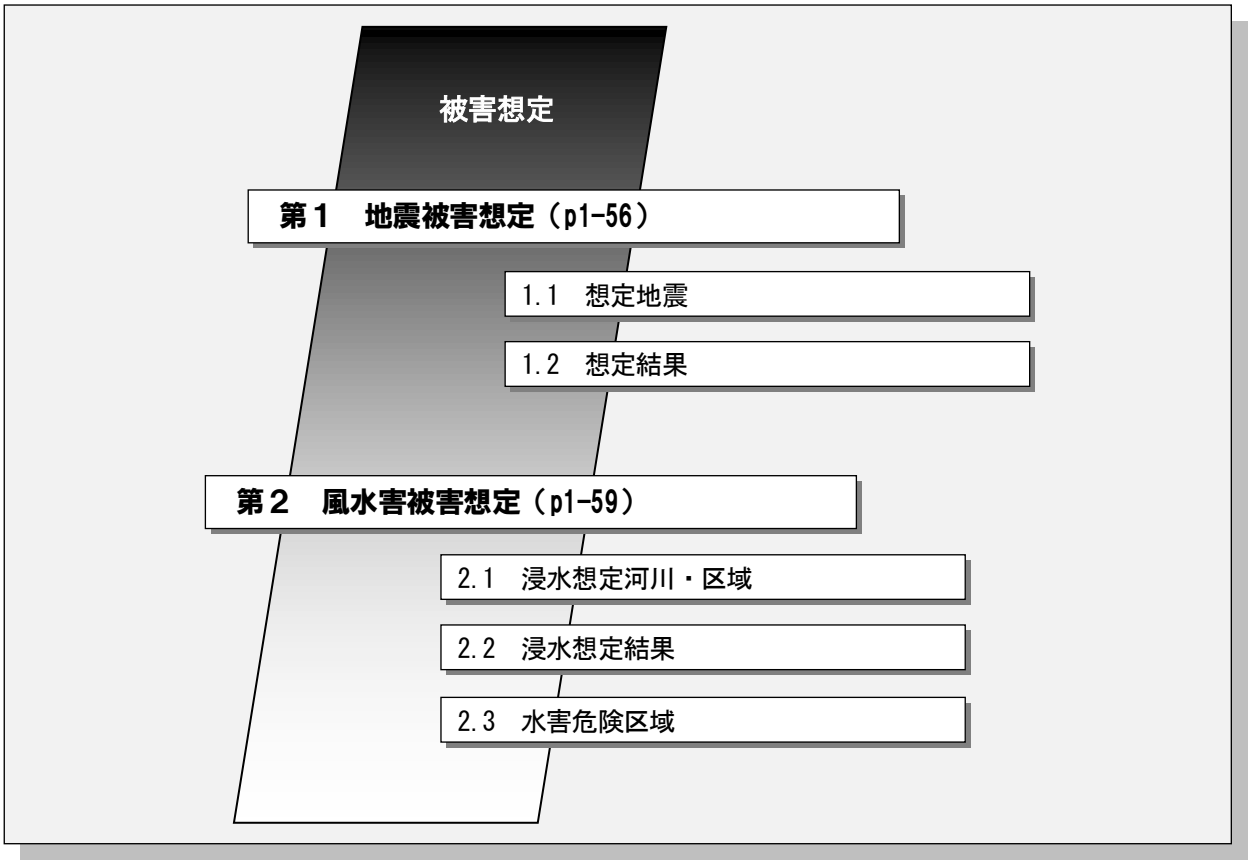
出典）統計かわごえ（令和７年版）

■用途地域別面積　［令和８年１月１日現在］

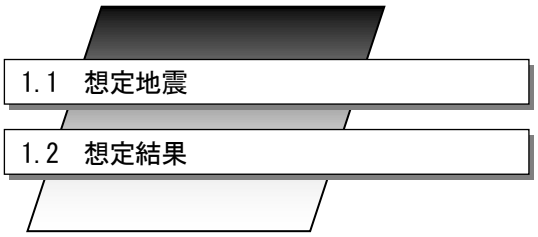
区分	面積(ha)	割合(%)
総数	3,218.5	100
第一種低層住居専用地域	827.2	25.7
第二種低層住居専用地域	67.8	2.1
第一種中高層住居専用地域	427.3	13.3
第二種中高層住居専用地域	54.9	1.7
第一種住居地域	859.2	26.7
第二種住居地域	206.5	6.4
準住居地域	53.4	1.7
近隣商業地域	83.9	2.6
商業地域	114.9	3.5
準工業地域	272.8	8.5
工業地域	41	1.3
工業専用地域	209.6	6.5

出典）統計かわごえ（令和７年版）

第３節　被害想定


被害想定
第１　地震被害想定（p1-56）
1.1　想定地震
1.2　想定結果
第２　風水害被害想定（p1-59）
2.1　浸水想定河川・区域
2.2　浸水想定結果
2.3　水害危険区域

第１　地震被害想定



１．１ 想定地震

埼玉県では、これまでに地震被害想定調査を５回実施している。平成 25 年度に実施した５回目の地震被害想定調査は、最近までに国が実施した活断層調査や首都圏での大規模な地下の調査などにより、埼玉県周辺の地震の起こり方や揺れの伝わり方の知見がこれまでよりもかなり得られるようになったこと、また、前回調査から６年が経過したことによる県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

今回、埼玉県が対象とした想定地震は、以下の５つの地震を選定している。

■想定地震の概要

想定地震	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	30 年以内の発生確率
東京湾北部地震	7.3	70% ※南関東地域で M7 級の地震が発生する確率
茨城県南部地震	7.3	
元禄型関東地震	8.2	ほぼ０%
立川断層帯地震	7.4	２%以下
関東平野北西縁断層帯地震※	8.1	0.008%以下

※：関東平野北西縁断層帯は地震調査研究推進本部で深谷断層帯・綾瀬川断層に見直されている。
出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

■被害想定の予測条件

項目	条件	内容
季節・時刻 ３ｹｰｽ	夏 12 時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬５時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	冬 18 時	火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速 ２ｹｰｽ	３ m/s	平均的な風速のケース
	８ m/s	強風のケース

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

■想定地震の断層位置図



出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

■被害予測項目

項目	予測内容
地震動	震度
液状化	液状化可能性
地盤災害	急傾斜地崩壊
建物被害	全壊数、半壊数
火災被害	出火件数、焼失数
人的被害	死者数、負傷者数
津波遡上	河川遡上による津波高さ、浸水域分布
交通被害	道路橋りょう被害、鉄道路線被害
ライフライン	電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数、住機能支障、飲食機能支障、衛生機能支障、災害時要援護者数、エレベータ停止台数、中高層階住宅支障
その他	危険物等関連施設、河川、火山噴火降灰、大規模停電、長周期地震 大規模盛土造成地、防災公共施設、震災廃棄物量、直接被害額

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

１．２ 想定結果

埼玉県が想定した５地震による本市への被害の発生状況を見ると、最も大きな被害をもたらす地震は「関東平野北西縁断層帯地震」である。

「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市における最大震度は７と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。

建築物被害は、全壊数が 3,361 棟、半壊数が 8,070 棟、焼失数が 1,069 棟と予想されている。

人的被害については、死者数が 215 人、負傷者数が 1,627 人と予想されている。避難者数（１日後）は、18,006 人、帰宅困難者数は最大 47,399 人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が 89,906 人となっている。

また、最も切迫性の高い地震と想定される「東京湾北部地震」が発生した場合、本市における最大震度は６弱と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。

建築物被害は、全壊数が 27 棟、半壊数が 144 棟、焼失数が 57 棟と予想されている。

人的被害については、死者数が０人、負傷者数が 23 人と予想されている。避難者数（１日後）は 338 人、帰宅困難者数は最大 46,790 人と予想されている。

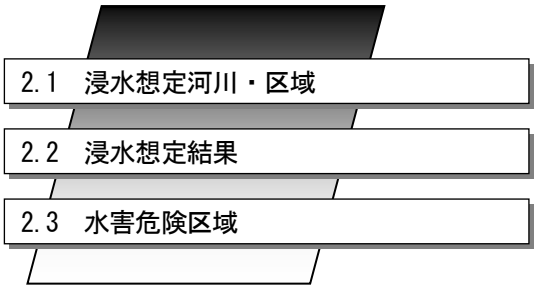
ライフラインの被害については、上水道の断水人口が 45,681 人となっている。

■想定結果（本市関連）

項目＼想定地震			東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	立川断層帯による地震（破壊開始点南）	関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）
本市の最大震度			６弱	５強	５強	６弱	7
建物被害（棟）	全壊数		27	117	14	21	3,361
	半壊数		144	204	46	296	8,070
	焼失数	冬18時, 8m/s	57	36	37	70	1,069
人的被害（人）	死者数	夏12時, 8m/s	0	0	0	0	109
		冬5時, 8m/s	0	0	0	0	215
		冬18時, 8m/s	0	0	0	1	155
	負傷者数	夏12時, 8m/s	18	5	7	53	1,250
		冬5時, 8m/s	16	3	4	44	1,627
		冬18時, 8m/s	23	8	9	58	1,267
１日後避難者数（人）		冬18時, 8m/s	338	589	187	426	18,006
帰宅困難者数（人）		平日12時	46,790	25,643	45,169	40,736	47,399
ライフライン	上水道（断水人口）		45,681	208	272	5,581	89,906

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

第２　風水害被害想定



２.１ 浸水想定河川・区域

洪水災害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良から起こる内水氾濫とがある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であるが、本市の場合、市域を荒川、入間川をはじめとする 10 の一級河川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び埼玉県による一級河川の改修が進められた結果、近年まで、これら河川の氾濫は起きていなかった。しかし、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害が激甚化・頻発化し、令和元年東日本台風では、越辺川の堤防が決壊し、市内で浸水被害が発生した。

洪水予報河川及び水位周知河川については、水防法第 14 条に基づき、河川整備の基本となる、降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっている。

現在、公表されている洪水浸水想定区域のうち、本市に関係する河川は次のとおりである。

■荒川、入間川流域及び新河岸川流域の浸水想定について

指定河川名及び流域名	洪水浸水想定区域図等名称	作成者	指定の前提となる対象降雨の規模
荒川 入間川 流域	荒川水系荒川 及び入間川流域 洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所	想定最大規模 荒川流域の３日間総雨量 632㎜ 入間川流域の３日間総雨量 740㎜
入間川 流域	入間川流域 洪水浸水想定区域図	埼玉県	想定最大規模 入間川流域の３日間総雨量 740㎜
新河岸川 流域	新河岸川流域 洪水浸水想定区域図	埼玉県	想定最大規模 新河岸川流域の２日間総雨量 746㎜

一方、内水氾濫については、令和４年度に対象降雨を従来の既往最大降雨から想定最大規模降雨に見直しして、地形の高低差などから浸水が想定される範囲やその深さを表示した図面（雨水出水浸水想定区域図）を作成した。

現在、公表されている雨水出水浸水想定区域は次のとおりである。

■内水の浸水想定について

対象区域	浸水想定区域図等名称	作成者	指定の前提となる対象降雨の規模
市内全域	雨水出水浸水想定区域図	川越市	想定最大規模 １時間雨量 153㎜

《参考》

◆洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域とは、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことで、河川管理者が指定する。

また洪水浸水想定区域図は、その洪水浸水想定区域と区域内の浸水深を示した図面である。事前に洪水浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表するものである。

《参考》

◆雨水出水浸水想定区域

雨水出水浸水想定区域とは、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水が排除できなくなった場合等に、浸水が想定される区域のことで、下水道事業管理者が指定する。

また雨水出水浸水想定区域図は、浸水想定区域と区域内の浸水深等を示した図面である。事前に雨水出水浸水想定区域図を区域別に拡大した内水ハザードマップで浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、内水氾濫発生時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、被害の軽減を図ることを目的に公表するものです。

２．２ 浸水想定結果

荒川、入間川流域及び新河岸川流域における浸水の想定結果を次に示す。

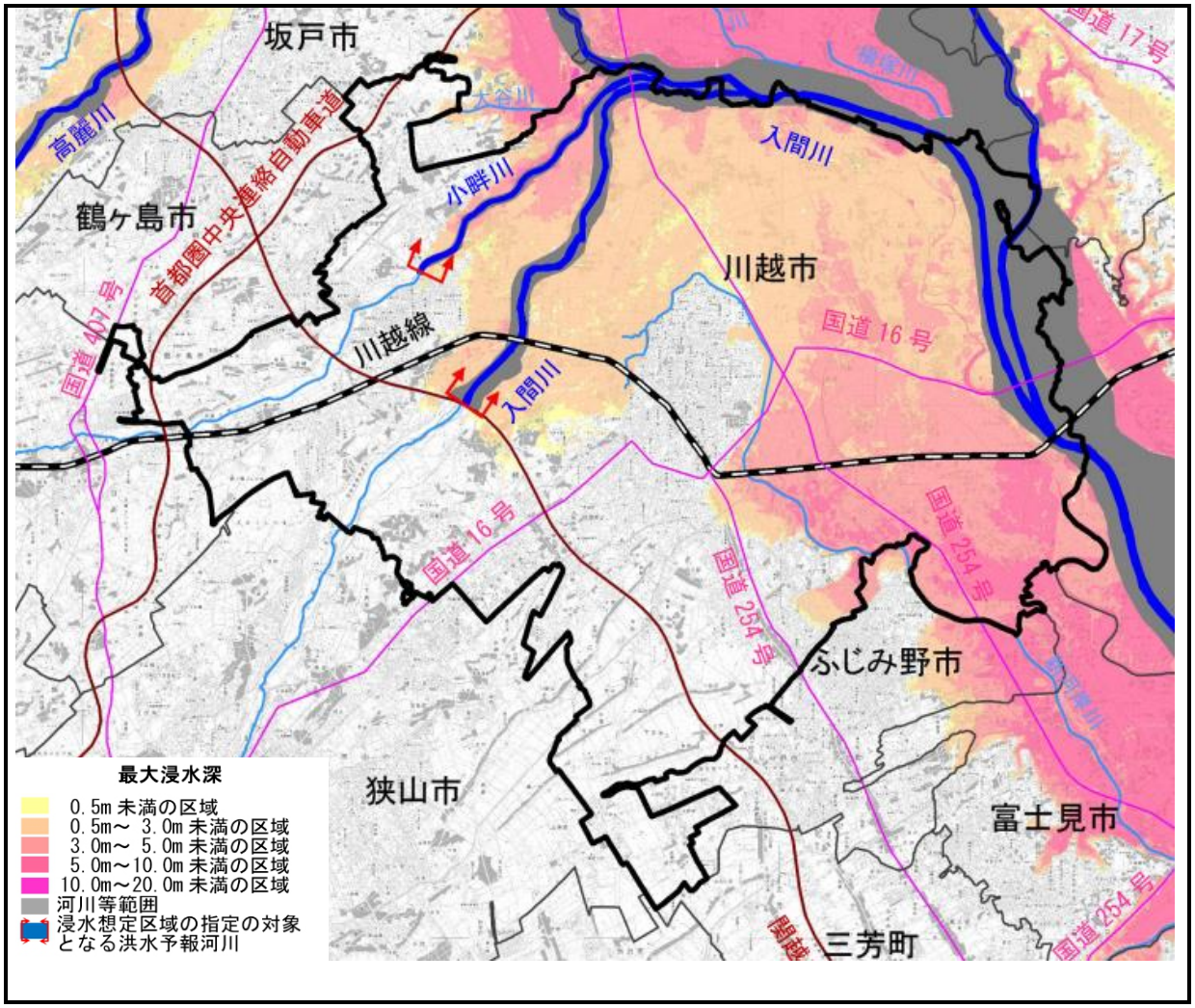
荒川及び入間川流域洪水浸水想定区域

荒川及び入間川流域に想定最大規模の大雨（荒川流域　３日間総雨量 632 ㎜、入間川流域３日間総雨量 740 ㎜）が降り、かつ荒川、入間川流域の国土交通省管理区間の堤防が決壊した場合の洪水浸水想定区域は次図に示すとおりである。

これによると本市の北西部から本庁地区を除く東武東上線の北側がほぼ浸水し、低地部においては浸水深が５ｍ以上になると予測されている。

■荒川及び入間川流域　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

［指定年月日　平成 28 年５月 30 日：荒川、小畔川　／　令和元年６月 20 日：入間川］



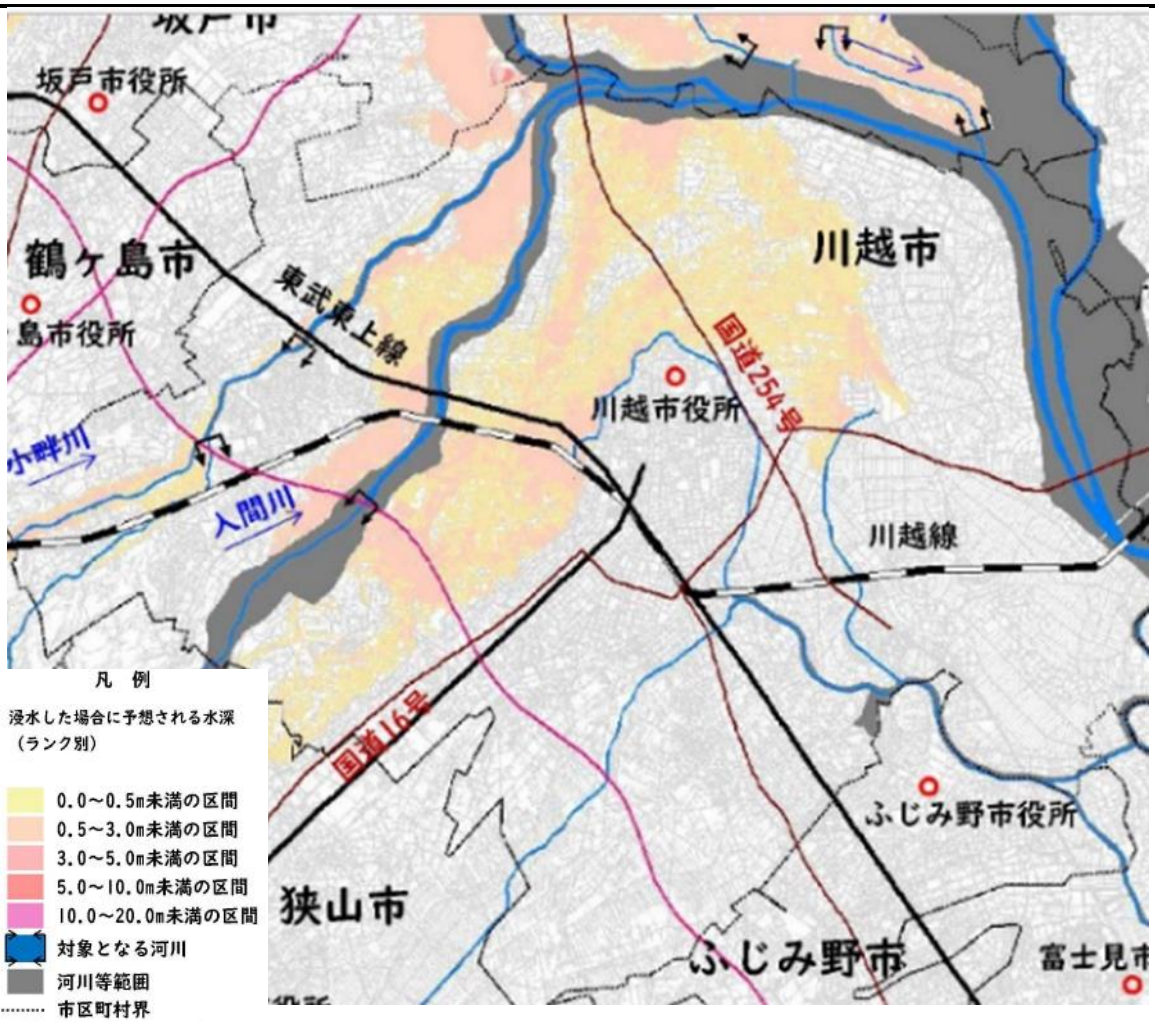
出典）国土交通省荒川上流河川事務所「荒川水系荒川及び入間川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」

また、入間川流域に想定最大規模の大雨（入間川流域　３日間総雨量 740 ㎜）が降り、かつ入間川流域の県管理区間（国土交通省管理区間より上流）の堤防が決壊した場合の洪水浸水想定区域は次図に示すとおりである。

これによると小畔川と国道 16 号に挟まれる地域のうち、本庁地区や入間川の下流部を除く区域で広く浸水し、0.5m 以上 3.0m 未満の浸水深となる区域が散在する予測となっている。

■入間川流域　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

［公表年月日　令和６年５月 28 日］



出典）埼玉県「荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」

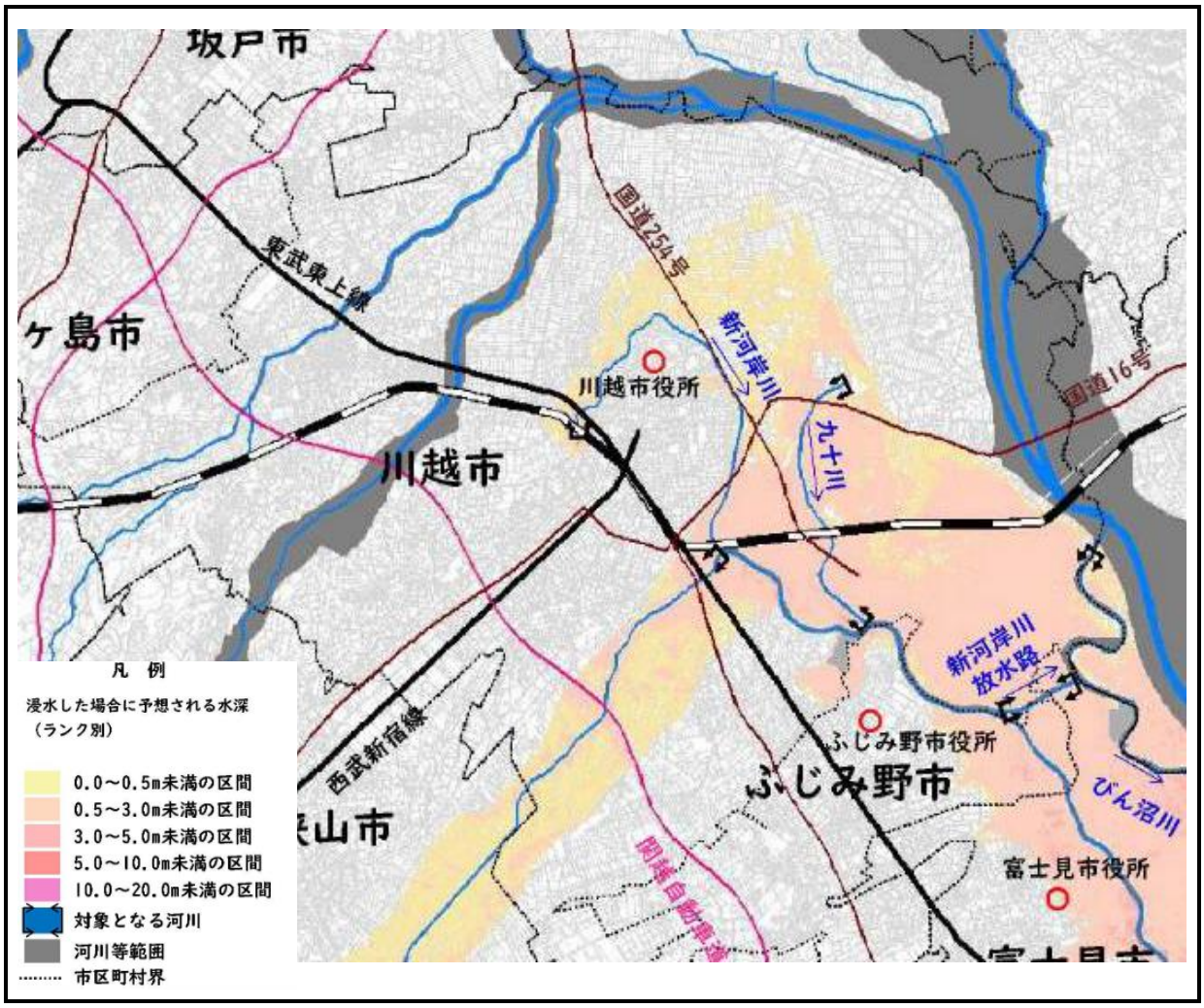
新河岸川流域洪水浸水想定区域

新河岸川流域に想定最大規模の大雨（２日間総雨量 746㎜）が降り、かつ新河岸川流域の県管理区間の堤防が決壊した場合の洪水浸水想定区域は、次図に示すとおりである。

これによると、洪水浸水想定区域は、荒川の堤防が決壊した場合に比べると地域が限定され、避難が必要と考えられる浸水深 0.5m 以上（床上浸水）の区域は、局所的に不老川と新河岸川との合流地点付近に分布するものの、主として国道 16 号より南側の新河岸川に沿った、本庁地区、高階地区、南古谷地区の一部と考えられる。

■新河岸川流域　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

［公表年月日：令和６年５月 28 日］



出典）埼玉県「荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模図）」

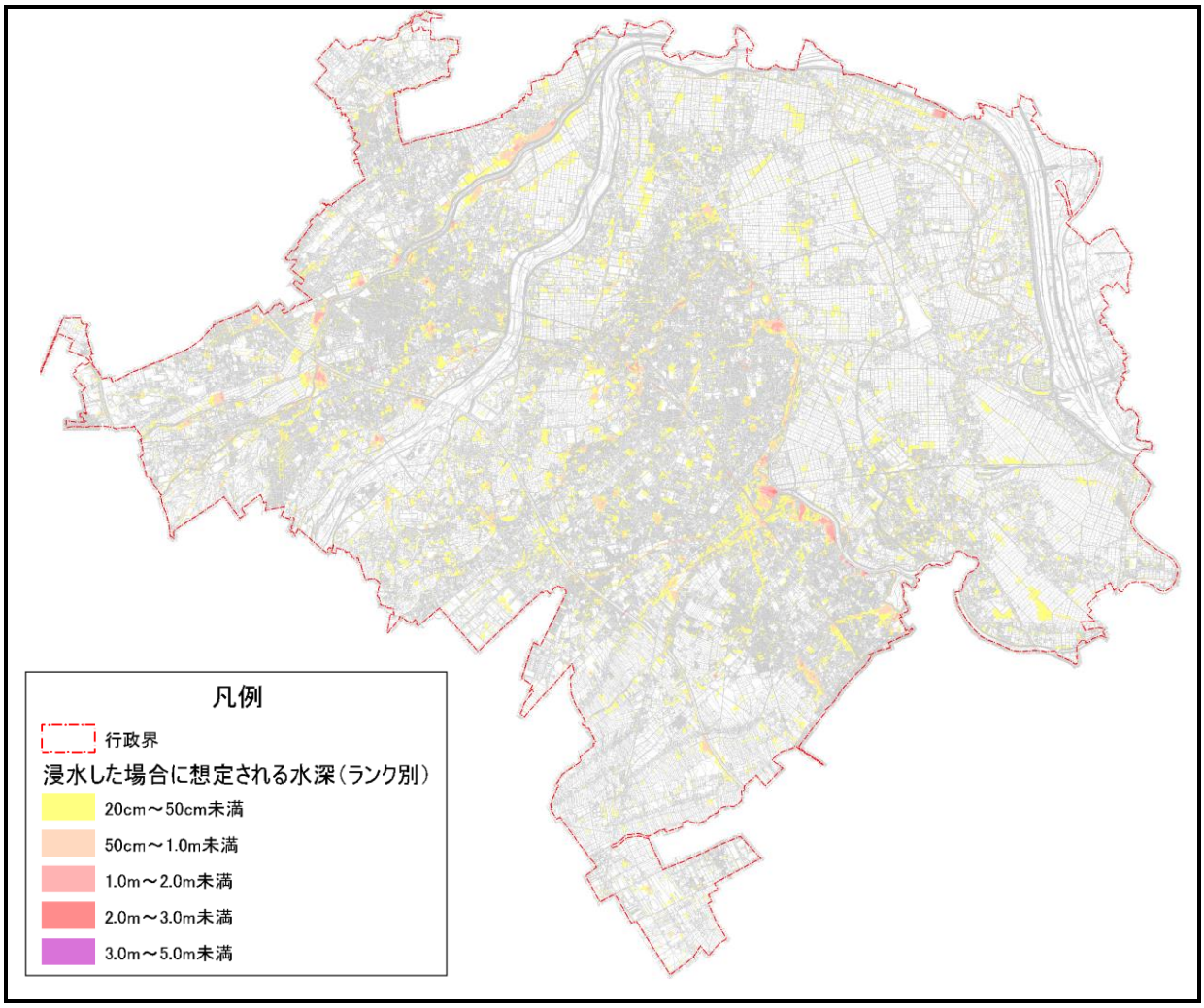
雨水出水浸水想定区域

川越市内に想定最大規模の降雨（１時間降雨量 153㎜）が発生した場合に、雨水出水による内水氾濫が想定される浸水区域は、次図に示すとおりである。

地形情報によるシミュレーション結果ではあるが、市内各所において、地形の高低差が大きい箇所では床上浸水（浸水深 0.5m以上）が発生し、アンダーパスや河川の周りなどにおいては、浸水深が 2m以上となる区域が散在する予測となっている。

■雨水出水浸水想定区域図

［指定年月日：令和５年 10 月１日］



２．３ 水害危険区域

本市の水害危険区域は、荒川、入間川流域及び新河岸川流域の氾濫に伴う洪水浸水想定区域の中でも、特に避難が必要と考えられる床上浸水（浸水深0.5m以上）以上の区域とした。

河川別、浸水深別の水害危険区域の有無を、防災ブロックごとに次に示す。

■荒川、入間川流域浸水に伴う水害危険区域

防災ブロック / 予想浸水深	本庁			芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ケ関	川鶴	霞ケ関北	名細	山田
	中央	南	北											
0.5m～3.0m	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○
3.0m～5.0m	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○
5.0m～10.0m	－	－	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○
10.0m以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

■新河岸川流域浸水に伴う水害危険区域

防災ブロック / 予想浸水深	本庁			芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ケ関	川鶴	霞ケ関北	名細	山田
	中央	南	北											
0.5m～3.0m	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○
3.0m～5.0m	○	－	○	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
5.0m～10.0m	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－
10.0m以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

２．４ 雨水出水浸水の想定区域

本市の雨水出水浸水想定区域は、歩道が冠水しはじめる目安として、浸水深 0.2m 以上の区域としている。

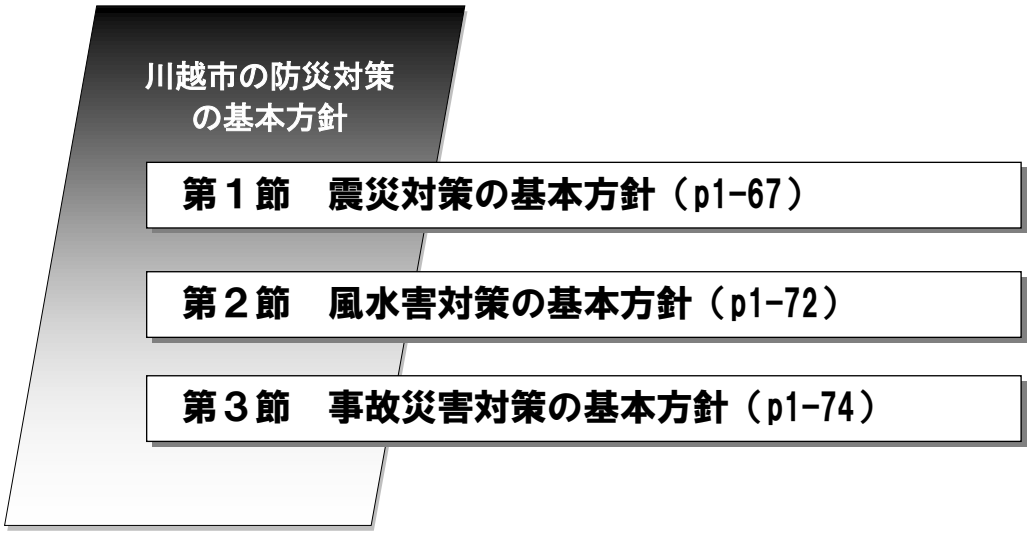
浸水深別の浸水想定区域の有無を、防災ブロックごとに次に示す。

■雨水出水浸水想定による浸水想定区域

防災ブロック / 予想浸水深	本庁			芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ケ関	川鶴	霞ケ関北	名細	山田
	中央	南	北											
0.2m～0.5m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0.5m～1.0m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.0m～2.0m	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－
2.0m～3.0m	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	○	－
3.0m～5.0m	－	○	－	－	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－

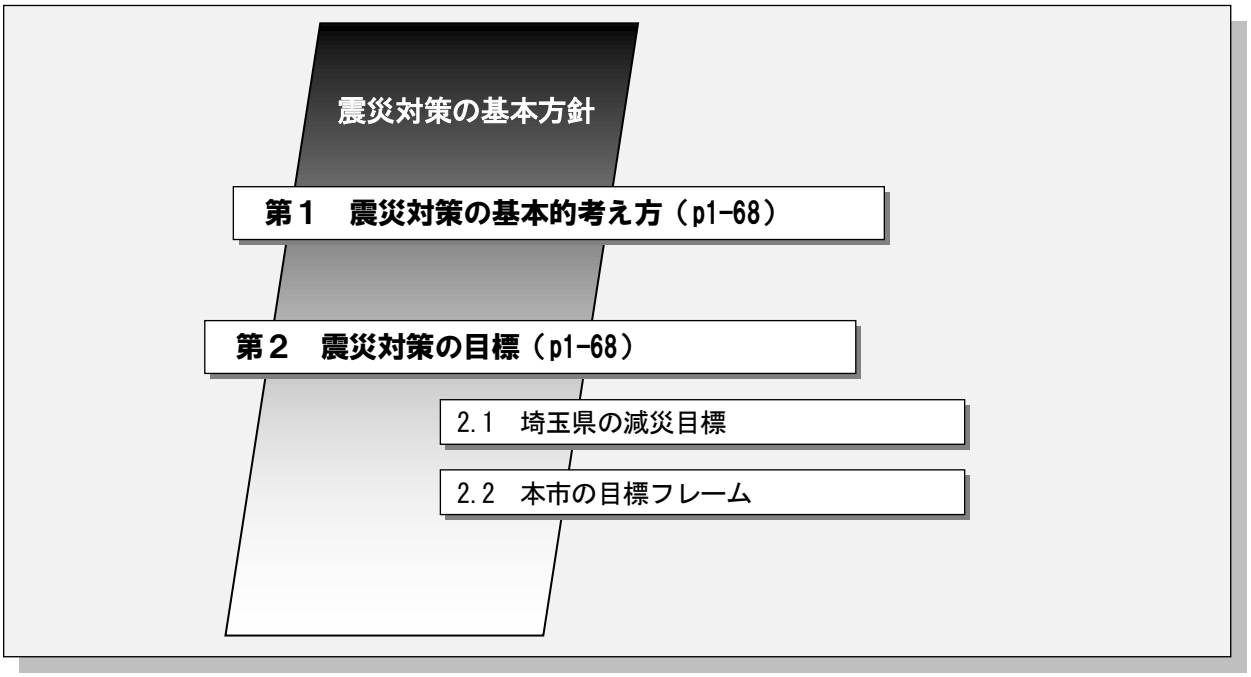
第５章　川越市の防災対策の基本方針

本市における防災対策の基本方針について次に整理した。



第１節　震災対策の基本方針

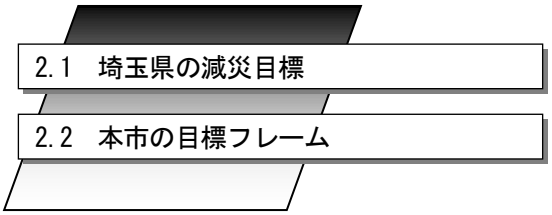
本市の震災対策の基本方針を次に整理した。



第１　震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、想定する地震による被害の内容及び規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的で実効性のある「予防計画」かつ実践的な「応急対策活動」及び「復旧・復興計画」を策定するものとする。

第２　震災対策の目標



２.１ 埼玉県の減災目標

埼玉県では、最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、「東京湾北部地震」をはじめとする５つの地震（「■想定地震の概要」（p1-55 参照））を対象に、地震被害想定を行っている（参照「埼玉県地震被害想定調査報告書」平成 26 年３月埼玉県）。県では、地震被害想定結果を参考に、減災目標の設定及び目標達成への主な対策を明示し、被害を最小化する取組を進めるものとしている。

減災目標

埼玉県地域防災計画では、次の「３つの減災目標」を掲げている。

減災目標①	死者・負傷者を約 4,000 人減少させる（約 50%）
減災目標②	避難者（１週間後）を約３万人減少させる（約 50%）
減災目標③	ライフラインを 60 日以内に 95%以上復旧する。

目標達成に向けた取組

県では、この目標達成に向け、地震被害想定調査の５つの想定地震を対象として「新たな埼玉県震災対策行動計画」において具体化を図っている。「３つの減災目標」の達成に特に効果的な次の８つの施策を「重点施策①」として、また、大規模地震発生時には、自助・共助が重要であることから、防災の原点である自助・共助の強化を「重点施策②」としている。

【重点施策①】

・住宅の耐震化
・家具の固定
・感震ブレーカーの普及

・防火地域又は準防火地域の指定
・消防団員の確保
・自主防災組織の育成
・応急危険度判定士の養成
・ライフラインの早期復旧

【重点施策②】

・自助の取組
・自主防災組織の活性化

２．２ 本市の目標フレーム

埼玉県が実施した地震被害想定調査報告書（平成 26 年３月）によると、今後 30 年以内の地震発生確率が 0.008%以下と極めて低いものの、想定される地震の中で本市に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合である。

しかし、「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な対策を短期間で整備することは、その被害規模の大きさからも容易ではない。

そのため、本市の震災対策は、埼玉県の地域防災計画等を参考に、想定される地震の中では本市に与える被害の程度は「関東平野北西縁断層帯地震」より小さいものの、今後 30 年以内の地震発生確率が 70%と高く、より発生の切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」は当面の対策目標とし、最終的な対策目標を「関東平野北西縁断層帯地震」におくものとする。

本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとおりであり、具体的な減災目標を検討していくものとする。

■本市が対策目標とする震災規模

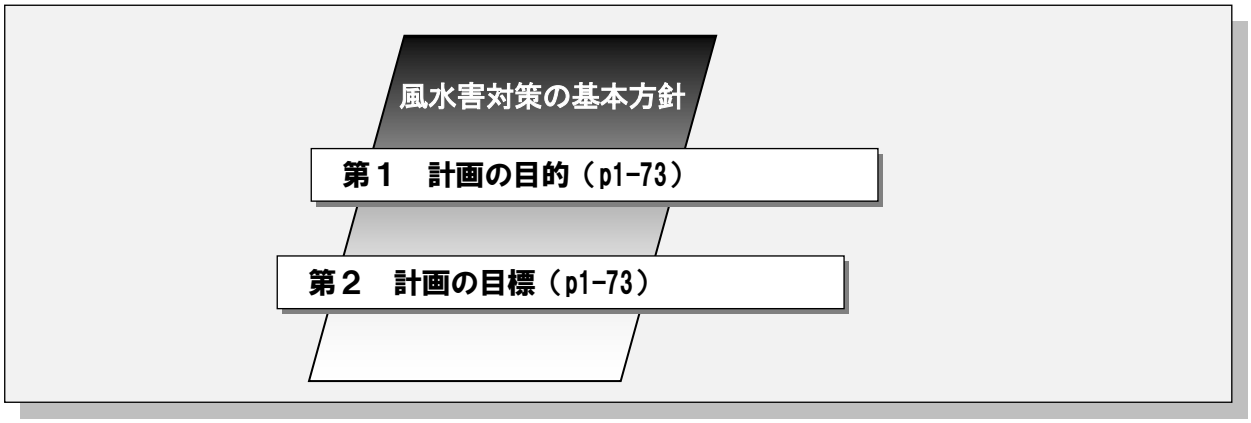
項目＼想定地震			東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）
マグニチュード			7.3	8.1
本市の最大震度			６弱	7
建物被害	揺れによる被害	全壊数（棟）	0（0.0%）	3,083（2.6%）
		半壊数（棟）	101（0.1%）	7,614（6.4%）
	液状化による被害	全壊数（棟）	27（0.0%）	276（0.2%）
		半壊数（棟）	43（0.0%）	451（0.4%）
	揺れ+液状化による被害	全壊数（棟）	27（0.0%）	3,359（2.8%）
		半壊数（棟）	144（0.1%）	8,065（6.7%）
	急傾斜地崩壊による被害	全壊数（棟）	0（0.0%）	2（0.0%）
		半壊数（棟）	0（0.0%）	5（0.0%）
	火災による被害	焼失数（棟）	57（0.0%）（条件Ａ）	1,069（0.9%）（条件Ａ）
人的被害	死者数（人）		0（0.0%）（条件Ａ）	215（0.1%）（条件Ｂ）
	負傷者数（人）		23（0.0%）（条件Ａ）	1,627（0.5%）（条件Ｂ）
	負傷者うち重傷者数（人）		1（0.0%）（条件Ａ）	262（0.1%）（条件Ｂ）
避難者数	１日後（人）		338（0.1%）（条件Ａ）	18,006（5.2%）（条件Ａ）
	１週間後（人）		3,365（1.0%）（条件Ａ）	24,060（7.0%）（条件Ａ）
	１か月後（人）		338（0.1%）（条件Ａ）	30,545（8.8%）（条件Ａ）
帰宅困難者数	（平日12時）（人）		46,790（13.4%）	47,399（13.6%）
ライフライン	電力（停電人口）	直後（人）	1,671（0.5%）	209,870（60.2%）
		１日後（人）	421（0.1%）（条件Ａ）	34,731（10.0%）（条件Ａ）
	通信（電話不通回線数（回線））		57（0.0%）（条件Ａ）	1,420（1.0%）（条件Ａ）
	都市ガス（供給件数（件））		0（0.0%）	78,311（52.9%）
	上水道（断水人口）	１日後（人）	45,681（13.1%）	89,906（25.8%）
	下水道（被害・機能障害人口（人））		39,512（11.3%）	62,372（17.9%）

注１）建物被害欄中の（　）内の%数字は、本市の各総建物数（H25 年 12 月１日現在 119,872 棟）に対する割合（%）を示す。
注２）人的被害、避難者数、帰宅困難者数、ライフライン欄の（　）内の%数字は、本市の総人口及び総世帯数（H25 年 12 月１日現在 348,659 人、147,971 世帯）に対する割合（%）を示す。
注３）季節、時刻、風速を変えて被害想定を行っているため、項目により最大被害となるケースが異なる。記載している条件Ａ・Ｂの内容は、次のとおりである。
条件Ａ：冬 18 時、風速８m/s のとき
条件Ｂ：冬５時、風速８m/s のとき
出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

このほか、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性についても想定し、備えを充実させる必要がある。

第２節　風水害対策の基本方針

本市の風水害対策の基本方針を次に整理した。



第１　計画の目的

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。なお、本計画では、同じ自然災害である積雪による災害についても風水害として取り扱うものとする。

本市は、これら風水害に対して、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等を総合的かつ計画的に行うことを目的として、災対法第 42 条（昭和 36 年法律 223 号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本市域で発生するおそれがある風水害から、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

第２　計画の目標

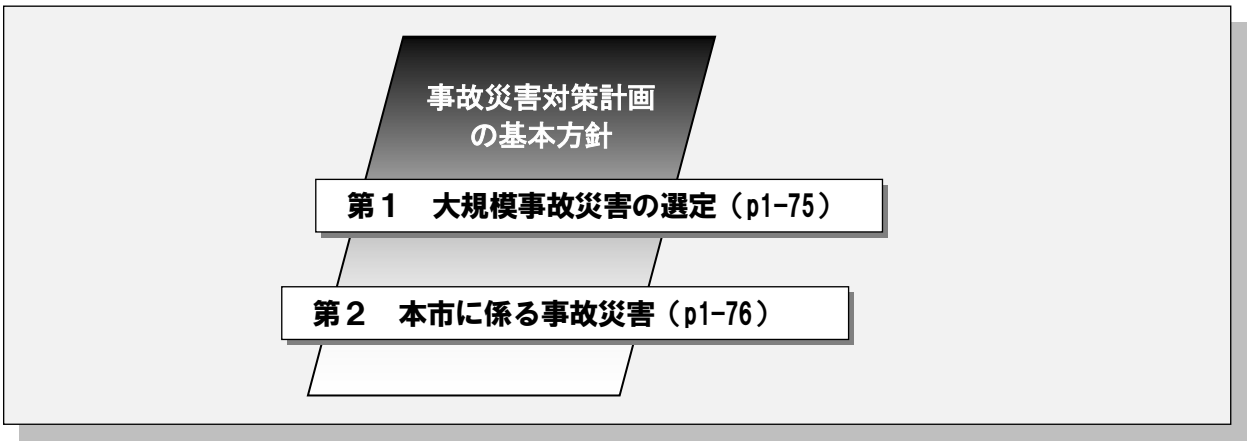
本市における水害事例、国土交通省及び埼玉県が公表した洪水浸水想定区域図から、本市に大きな被害を及ぼすおそれのある水害は、荒川の堤防が決壊した場合と考えられる（「本編第４章　第３節 第２『２．３ 水害危険区域』」参照）。

そのため、本計画は、荒川の堤防が決壊し氾濫した場合を前提に、その被害を最小限にとどめ、また早期復旧を可能とすることを目標として策定するものとする。

このほか、複合災害（同時又は連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性についても想定し、備えを充実させる必要がある。

第３節　事故災害対策の基本方針

本市の事故災害対策の基本方針を次に整理した。



第１　大規模事故災害の選定

本市が策定する大規模事故災害対策計画の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画、本市の地域環境等を踏まえて以下のとおり選定する。

埼玉県地域防災計画に示されている事故災害について、本市域における発生の可能性及び発生した場合の既存の地域防災計画による対応の可否について検討し、本市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

■本市に係る大規模事故災害の選定（１／２）

大区分	小区分	本市における発生の可能性		対応の可否
火災	大規模火災	発生が考えられる。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	林野火災	大規模な森林はない。	×	－
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	高圧ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	火薬類災害	市内に該当する事業所がある。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所がある。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	サリン等による人身被害	テロ行為による危険性は低いが、ゼロとはいえない。	△	国民保護法の対象として取り扱う。
放射性物質及び原子力発電所事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	市内に該当する事業所はない。	×	－
	輸送事故	市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	市域外の原子力事故	発生が考えられる。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	人工衛星の落下	発生する可能性はほとんどない。	×	－
農林水産災害	凍霜害	凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。	×	－
	暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	野菜、米、花きなどを中心に県内でも屈指の農業産出額を維持している。	○	地域防災計画の事故災害としては扱わない。
道路災害	地震や水害による道路災害	市内を関越自動車道、圏央道、国道 16 号、国道 254 号等の幹線道路が通る。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	
鉄道事故	鉄道事故	市内を東武東上線、西武新宿線及びＪＲ川越線が通る。	○	本編で事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故	本市に隣接して狭山市には航空自衛隊入間基地がある。	○	本編で事故災害として取り扱う。
電気通信設備災害	電気通信設備の被災	電気通信施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能
電力施設災害	電力施設の被災	電力施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能
ガス施設災害	ガス施設の被災	ガス施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。	○	震災・風水害対策で対応可能

■本市に係る大規模事故災害の選定（２／２）

大区分	小区分	本市における発生の可能性		対応の可否
文化財災害	文化財火災	本市には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能

注１）「本市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。
○：発生する可能性がある。
△：発生する可能性は低いが、ある。
×：発生する可能性はほとんどない。

注２）「対応の可否」欄の「－」は、「対応の必要がないこと」を示す。

第２　本市に係る事故災害

本市において発生することが懸念される事故災害は、以下のとおりである。

■本市において発生が懸念される事故災害

事故災害	内容
大規模火災	本市には、密集市街地があり、出火延焼等により大規模火災が発生する可能性がある。
危険物等災害	本市には、危険物保管施設や高圧ガス保管施設、毒物・劇物施設等がある。 本市が対象とする危険物等災害は、これら危険物等に係る災害を対象とする。
道路災害	本市には、関越自動車道、圏央道、国道 16 号、国道 254 号及び国道 407 号などの幹線道路が通っている。 本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。
鉄道事故	本市には、東武東上線、西武新宿線、ＪＲ川越線の各線が通っている。 本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。
航空機事故	本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。 入間基地は、輸送機などを中心に約 50 機の航空機を保有しており、18 個の部隊と約 4,500 名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である。 本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。
放射性物質事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本市にある関越自動車道を利用して新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 また、市外での原子力事故の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害及び市外での原子力事故の発生とする。

第２編　震災対策編

この計画は、本市で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市及び防災関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、地震による災害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定するものである。

第２編　震災対策編

第１章　震災予防計画（p2-1）

- 第１節　震災に強い都市環境の整備
- 第２節　震災に強い防災体制の整備
- 第３節　市民と行政の協働による防災対策
- 第４節　地震災害の防止に関する調査研究

第２章　震災応急対策計画（p2-171）

- 第１節　活動体制の確立
- 第２節　発災初期における災害応急対策活動
- 第３節　救援期における災害応急対策活動

第３章　震災復旧・復興計画（p2-382）

- 第１節　施設の復旧・復興対策
- 第２節　民生安定のための措置
- 第３節　激甚災害の指定

第４章　南海トラフ地震臨時情報発表
に伴う対応措置計画（p2-411）

- 第１節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応
- 第２節　地震発生後の対応

第５章　北海道・三陸沖後発地震注意情報
に伴う対応措置計画（p2-416）

- 第１節　北海道・三陸沖後発地震注意情報に伴う対応
- 第２節　地震発生後の対応

第６章　火山噴火降灰対策（p2-421）

第１章　震災予防計画

地震の発生を予測することは現状では困難であるため、震災対策については、地震が発生してもその被害をいかに軽減するかの予防対策が最も重要となる。

地震による被害を軽減するためには、危険性の高い木造住宅密集地区における耐震・不燃化事業の推進、老朽化非木造建物に対する耐震診断や補強計画等を推進し、震災に強い都市構造への転換を進めるとともに、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することも必要である。

さらに、阪神・淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震の教訓に見られるように、大規模地震に被災した場合、行政の力だけでは災害応急活動にも限界があるため、行政と市民が一体となって地域ぐるみの防災体制を構築する必要がある。

このため、本市は震災予防計画を以下の施策をもって推進するものとする。

震災予防計画

第１節　震災に強い都市環境の整備（p2-2）
第２節　震災に強い防災体制の整備（p2-53）
第３節　市民と行政の協働による防災対策（p2-126）
第４節　地震災害の防止に関する調査研究（p2-166）

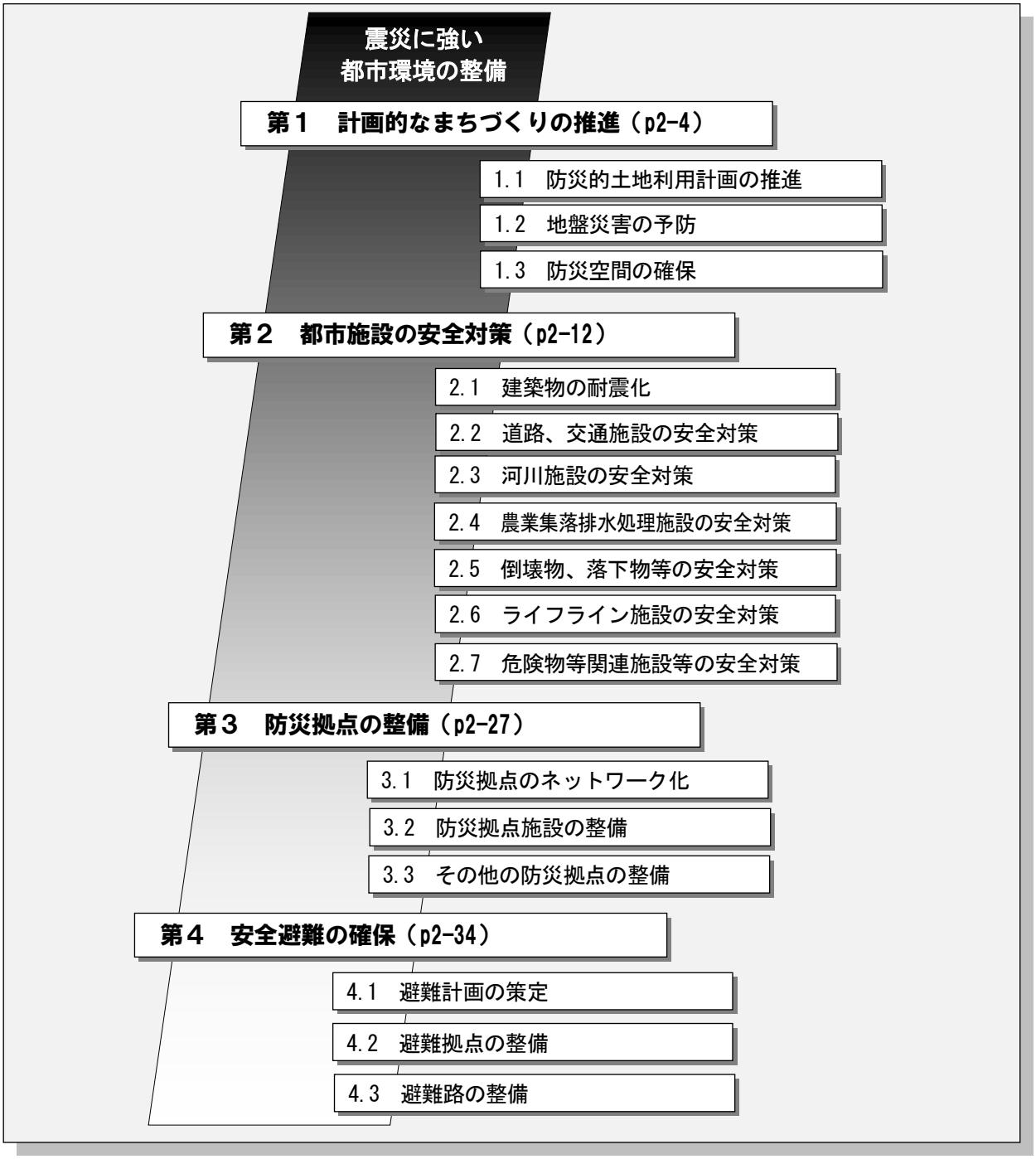
第１節　震災に強い都市環境の整備

本市においては、既成市街地域に都市機能が集中するとともに、木造住宅密集地区や都市基盤の未整備な地域があるなど地震に対してぜい弱な条件を抱えており、被害を軽減あるいは拡大を防止するとともに、円滑な救援・救護活動を実施するためには、安全な市街地の整備、防災空間の確保、道路及び橋りょうの整備等により震災に強い都市空間の形成を図る必要がある。

また、ライフライン施設を含めた都市施設の機能低下は、被災後の消防活動をはじめとする応急復旧対策活動や市民生活に多大な影響を与える。このことから、迅速な応急復旧対策と都市生活の早期復旧を図るため、都市施設の耐震性の向上を図る必要がある。

さらに、震災時における迅速、的確な救援・救護活動を実施するためには、地域特性に応じた防災拠点及び避難環境の整備を図り、地震に強い都市環境の整備を推進することが求められる。

本市では、地震を含めた大規模自然災害を想定し、強靱化に向けた分野横断的な事前の取組みとして川越市国土強靱化地域計画を策定し、施策を推進しているところである。本計画では、川越市国土強靱化地域計画を指針とし、防災分野における対策を位置づけるものである。

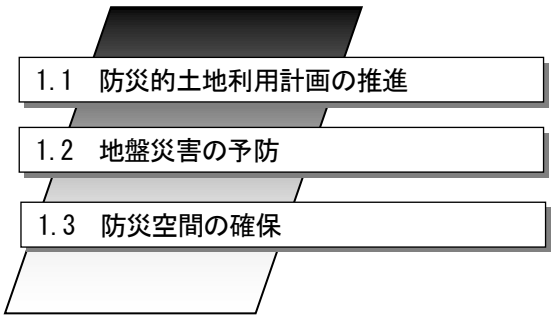

震災に強い
都市環境の整備
第１　計画的なまちづくりの推進（p2-4）
1.1　防災的土地利用計画の推進
1.2　地盤災害の予防
1.3　防災空間の確保
第２　都市施設の安全対策（p2-12）
2.1　建築物の耐震化
2.2　道路、交通施設の安全対策
2.3　河川施設の安全対策
2.4　農業集落排水処理施設の安全対策
2.5　倒壊物、落下物等の安全対策
2.6　ライフライン施設の安全対策
2.7　危険物等関連施設等の安全対策
第３　防災拠点の整備（p2-27）
3.1　防災拠点のネットワーク化
3.2　防災拠点施設の整備
3.3　その他の防災拠点の整備
第４　安全避難の確保（p2-34）
4.1　避難計画の策定
4.2　避難拠点の整備
4.3　避難路の整備

第１　計画的なまちづくりの推進

本市は、これまでに地震災害時に危険性が高いと想定される区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による市街地の耐震・耐火の推進、延焼遮断帯並びに避難路及び避難場所となる道路及び公園の整備事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては依然として建築物の密集や老朽化が多く見られる地区もあり、地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による安全な市街地及び公園等の整備による防災空間の確保、道路及び橋りょうの整備をより一層促進し、地震に強い計画的なまちづくりを推進する。



１．１ 防災的土地利用計画の推進

【都市計画課、都市整備課、建築指導課、建設管理課、道路街路課】

埼玉県では震災予防のまちづくりを総合的に推進するため「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成 14 年３月 29 日）を制定している。また、本市では「川越市都市計画マスタープラン」（令和 6 年 10 月）において、「安全・安心のまちづくりの方針」に基づき、災害に強い市街地の形成などを目標としている。

本市は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」に配慮し、「安全・安心のまちづくりの方針」に従い各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強いまちづくりを推進する。

《方策》

⑴ 防災まちづくりの基本方針
⑵ 市街地の整備等
⑶ 不燃化等の促進

《内容》

防災まちづくりの基本方針

① 都市における震災の予防に関する基本的な方針

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

□基本的方針

○密集市街地の改善と拡大防止
防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

○都市施設の整備
広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

○市街地の防災性能の保全
適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

○埼玉県と市の役割分担による震災予防対策の推進
埼玉県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市との連携、協力及び市に対する必要な支援を行う。
市は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

② 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

防災まちづくりの基本である、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を推進する。

□土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づく国土利用計画や土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

③ 川越市都市計画マスタープラン

本市では、都市計画法に基づき、将来あるべき都市像やまちづくりの基本的方針である「都市計画マスタープラン」を策定している。

このなかで防災面からのまちづくりとして、安全・安心に関する基本的な方針を次のように定めている。

■安全・安心のまちづくりの体系図

目標	方針
災害に強い市街地の形成	■防災性の強化に向けた都市基盤の整備推進 ■個別敷地ごとの防災性の向上 ■延焼遮断帯の形成 ■適切な盛土等対策の推進
流域治水の推進	■治水施設の整備 ■雨水流水抑制対策の推進 ■地域における防災力の強化
犯罪のない都市環境の創出	■犯行の機会を与えにくいまちづくりの推進

出典）「川越市都市計画マスタープラン」令和６年 10 月、川越市

④ 川越市立地適正化計画

本市では、令和 22（2040）年を目標年次とし、今後の人口減少と少子・超高齢社会の進展の中にあっても次世代へ暮らしやすいまちを引き継ぐための都市戦略ビジョンとして、「川越市立地適正化計画」を策定している。

居住誘導区域の設定にあたっては、特に慎重な判断を要するエリアとして、浸水想定区域を考慮するとともに、区域に含めないことを検討するエリアとして、家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域について、突発的な災害や、家屋倒壊等の可能性があることを考慮して含めないこととした。

市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、地域の実態に即した都市計画制度を活用し、市街地の整備を行う。

① 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業は、市街地における道路、広場、公園等の公共施設と建築物を総合的かつ一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、商業・業務施設を適切に配置して経済基盤の強化を図るとともに、オープンスペースを確保し地震災害に強い安全なまちづくりを実施するものである。

本市では、これまでに川越駅東口等をこの事業により整備しており、今後とも都市機能の充実と快適で安全な生活環境の確保のため、地区に応じた事業を計画的に推進する。

② 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の増進を図り、安全で安心な暮らし、快適に住み続けられるまちづくりを進めるものであり、防災面からも有効な事業である。

本市では、土地区画整理事業をこれまでに市及び組合施行等で 21 地区を完了している。

今後、一般市街地の住環境の改善・整備を図るとともに、安全な市街地空間を形成するため、土地区画整理事業を計画的に推進する。

③ 地区計画等の活用

地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限、建築物の高さの最高限度等や道路や公園などの地区施設を定めることにより防災性を備えた都市づくりを誘導する。

④ 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

不燃化等の促進

市街地において木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、市街地の不燃化等の促進を図る。

① 防火地域又は準防火地域の指定

市は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。

また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

② 延焼遮断帯の形成

幹線道路、鉄道などの既存施設、都市計画道路、河川などを活用した延焼遮断帯ネットワークの形成を促進する。

特に、新耐震基準（昭和 56 年６月１日施行）前の建築物が密集している、本庁地区、霞ケ関地区においては、幹線道路の整備・促進と沿道の建物の中層不燃化を促進し、延焼遮断帯の早期形成を図る。

③ 屋根不燃化区域の指定

県は、防火地域又は準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域の指定を行う。

④ 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

１．２ 地盤災害の予防

【防災危機管理室、建築指導課、開発指導課】

地震被害は、地盤によって大きく異なるため、その被害を未然に予防あるいは軽減するには、その土地が有する地形、地質及び地盤条件を十分理解し、その土地の自然及び地震災害特性に適した土地利用を計画的に実施する必要がある。

本市の地盤は、台地部は比較的固結度の高い地盤のため、地震時における増幅特性は小さく、また周期の短い振動が起こりやすいため、木造建物などの被害は小さいと考えられる。

一方、荒川・入間川沿いの低地は、軟弱地盤のため地震時における増幅特性が大きく、強い振動となり、また周期の長い振動が起こりやすいため、木造建物などの被害が大きく、加えて浅層部に砂層が分布する砂質地盤のところでは液状化が起こりやすいため、ライフライン（地下埋没管）の被害も大きいと考えられる。

《方策》

(1) 液状化危険地域の予防対策
(2) 急傾斜地の予防対策
(3) 造成地の予防対策
(4) 地盤沈下の防止

《内容》

液状化危険地域の予防対策

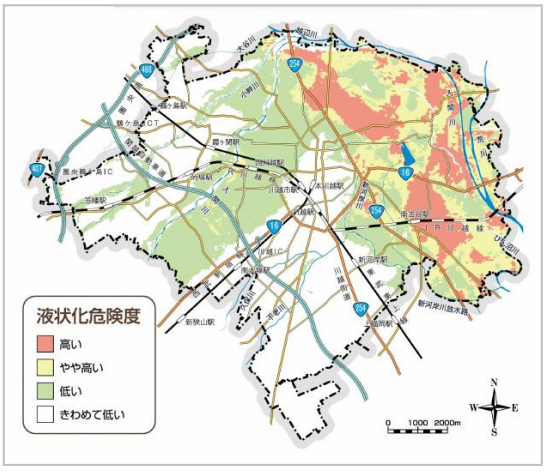
① 液状化危険度マップの公表

液状化は、地震により地盤が揺すられ、それまでしっかりしていた地盤が泥水のように軟らかくなる現象であり、一般的には、河川沿いや埋立地などの地下水位の高い砂質の地盤で発生しやすいとされている。

本市では、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年３月埼玉県）」等を参考に、地形地質分類、ボーリングデータ、地下水位などから推定した地盤モデルを基に、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）」が発生した場合における液状化の危険度を予測したマップを作成している。

なお、液状化危険度マップを「川越市地震ハザードマップ（令和８年５月）」に掲載し、市民に公表している。

■液状化危険度マップ



② 液状化対策工法の普及

土木構造物、建築物及び地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策があるため、各種の対策工法を普及させ、施設整備に反映させていく。

③ 耐震診断の実施

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

急傾斜地の予防対策

埼玉県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定しており、本市域では５か所が指定されている。これら危険箇所はすべて川越台地の東南端の縁に位置しており、同じ地形条件を持つ台地端の急傾斜地でも、土砂災害の危険性がある。

『 ➔ 資料２．１「土砂災害警戒区域等一覧」参照 』

造成地の予防対策

① 災害防止に関する指導等

市は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可並びに開発許可等の審査及び当該工事に対し、必要に応じて災害防止のための指導を行う。

② 指導基準

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

③ 大規模盛土造成地の調査

近年の大地震によって、人工盛土造成地における滑動崩落被害が相次いだ。このため、大規模な人工盛土地盤の耐震対策に向けた調査が全国で行われており、本市でも平成 26 年度に市内２箇所の大規模に盛土造成が行われた宅地を調査した。

この結果、いずれの場所においても地震時における滑動崩落のおそれがないことを確認した。

> **《参考》**
> **◆大規模盛土造成地**
> 面積3,000 ㎡以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が２０度以上かつ盛土高５ｍ以上の腹付け盛土がなされた造成地

④ 大規模盛土造成地マップの作成・公表

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表した。引き続き、宅地の安全性の把握に努める。

地盤沈下の防止

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による水害を増大させる可能性があるほか、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。

地盤沈下は地下水の過剰揚水が原因であるが、本市は、地下水の揚水に関しては「埼玉県生活環境保全条例（条例第 85 条～第 103 条）」で第一種指定地域に指定されている。

そのため、本市は、埼玉県に協力して地盤沈下防止に努めるとともに、地盤沈下の状況に応じた建築物・土木構造物の劣化状況の把握に努める。

１．３ 防災空間の確保

【環境政策課、農政課、都市計画課、公園整備課】

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、公園・緑地、耐火造・耐（防）火壁の存在及び注水等の消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。これは、公園や緑地などが、こどもの遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における延焼防止あるいは避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

《方策》

(1) 都市公園の整備
(2) 緑地・生産緑地の保全

《内容》

都市公園の整備

都市公園は、市民の健康維持・増進やレクリエーション活動の場として、潤いのある都市空間を形成するばかりでなく、地震災害時には火災の延焼防止の効果を有するとともに、避難場所や救援・救護活動の拠点として重要な役割を担っている。

本市の都市公園は、令和８年４月１日現在で、326 か所、約 169ha が整備され、市民一人当たりの都市公園面積は川越市都市公園条例が示す標準を下回っており、少子高齢化などの社会情勢に即応した公園整備がますます求められている。

今後は、大規模な都市公園や身近な都市公園を適切に配置し、良好で魅力的なまちづくりを推進するとともに、近年の地震災害の教訓を踏まえ、災害時に円滑な救援活動や物資輸送ができるよう、災害救援活動の拠点となる公園の整備に努める。

□本市における都市公園の整備方針

・子育て環境の向上や少子高齢化に配慮した都市公園
・健康の維持・増進やレクリエーション活動の場となる都市公園
・防犯、防災の強化に配慮した都市公園
・生物多様性やエコロジカル・ネットワークに配慮した都市公園
・地域固有の歴史的文化遺産、自然環境を活かした都市公園
・地域の活性化、観光振興に資する都市公園
・事業者や地域住民等との協働による都市公園の整備及び管理運営

■本市の公園の現状値　［令和８年４月１日現在］

項目	内容
都市公園数（箇所）	326
都市公園面積（ha）	約 169
市民一人当たり都市公園面積（㎡/人）	4.78

緑地・生産緑地の保全

① 緑地の保全

市街地内の緑地は、市民の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、地震災害時の火災延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っている。

このため、本市は緑化事業等による建築物周辺の緑化、道路・河川における水と緑のネットワーク化、樹林地の保全等により、積極的に緑地の保全を推進する。

② 生産緑地の保全

市街地内の農地は、良好な環境の保全はもとより、防災上も火災の延焼防止、井戸等の農業施設の活用、被災者への食料供給などの重要な役割を担っている。

本市では、このような生産機能や環境防災機能を有する市街化区域内農地について、生産緑地地区として令和７年 11 月 26 日現在、473 地区、面積 124.67ha を指定しており、今後もこれら生産緑地の適正な保全を図り、市街地におけるオープンスペースの確保を図る。

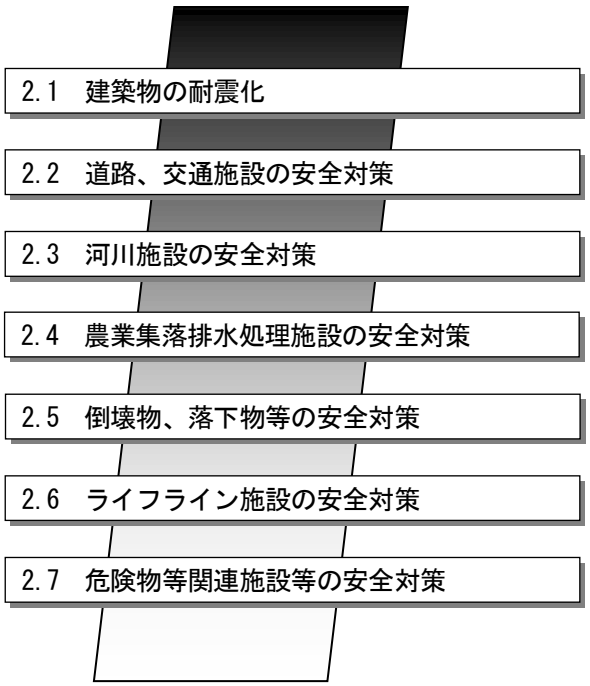
第２　都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活及び社会・経済活動ばかりでなく、地震災害時の応急復旧対策においても重要な役割を果たす。

このため、本市及び防災関係機関は、地震発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、各施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための予防対策を講ずる必要がある。

また、一般建築物の耐震化を促進していくため、耐震化に関する相談窓口の開設及び耐震化の実施状況の把握等を積極的に実施する必要がある。

そのため、本市では、次に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずるものとする。



２．１ 建築物の耐震化

【建築指導課、関係各課】

平成 17 年 11 月に、耐震診断・改修の促進等を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が改正され、平成 18 年１月 26 日に施行された。川越市では、令和８年３月に「第４期川越市建築物耐震改修促進計画」を策定している。

本市では新耐震基準(昭和 56 年６月１日施行)前に建てられた建築物が多いため、「第４期川越市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化の促進に努めるものとする。

なお、本市における建築物の耐震化は、以下の方策をもって促進する。

《方策》

(1) 公共建築物の耐震化
(2) 一般建築物の耐震化
(3) 耐震診断を行う技術者の確保

《内容》

公共建築物の耐震化

本市は、地震災害に対する公共建築物の安全性と機能の確保を図るため、次のとおり耐震化を推進するものとする。

なお、耐震化にあたっての建築物ごとの耐震安全性（耐震性能）の目標については、平成25 年に国が制定した「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」などに準拠するものとし、関係各課と十分協議し実施するものとする。

① 旧耐震基準により建築された公共建築物

本市所有の建築物については、震災時に防災拠点や避難所等として利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用される。大規模地震が発生した場合においても、施設の機能が維持できるように、計画的に耐震化を推進する。

なお、次の建築物については、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施及びその結果の公表が義務付けられている。

・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物
・学校、要配慮者が利用する大規模建築物
・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場、処理場
・県及び市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

② 新耐震基準による公共建築物

□新耐震基準で建築された公共建築物

新耐震基準で建築された既存の公共建築物のうち、防災活動の拠点となる施設や要配慮者が利用する施設については、その機能等に応じた適切な耐震安全性を確保する必要があることから、必要があれば耐震診断を実施し、当該施設の耐震補強に努めるものとする。

□今後新築する公共建築物

今後新築する公共建築物については、平時のみならず災害時に求められる機能や重要性について十分検討した上で、適切な耐震安全性を確保できるよう、設計時から構造・設備などについて多面的な検討を行うものとする。

『 ➔ 資料１．３「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年制定）」参照 』

一般建築物の耐震化

本市の住宅総棟数、約 158,284 戸(令和７年３月 31 日現在)のうち、旧耐震基準で建てられ耐震性がない住宅が、約 11,956 戸と全体の 7.5%を占めている（「第１編　第４章　第２節『第２ 建物』」参照）。

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、市はそのための助言、指導及び支援に努める。

① 耐震化促進対策

市は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、以下の耐震化対策を講ずる。

□市の支援制度の活用促進

市で実施している「簡易耐震診断」、「既存建築物耐震診断・耐震改修補助金制度」及び「住宅改修補助金制度」のより一層の活用に向けて市民への周知を図る。

□緊急輸送道路沿道閉塞建築物の実態把握及び耐震化の支援等

市は、県が行う次の対策に協力する。

・震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。
・また、震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要と認めるときは、閉塞建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導、助言又は勧告を行う。

□耐震化に関する相談体制の整備

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応じるため常設の相談窓口を設置するとともに、埼玉県建築士会等と連携して、相談会の開催や専門技術者の紹介等相談体制の整備に努める。

□耐震化に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法、耐震補強等に関し、パンフレットの配布、地震ハザードマップ等を活用した講習会や出前講座の開催等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。

□関係情報の公開

窓口やホームページにおいて耐震診断や耐震改修の補助制度、税制特例、技術的情報等を提供する。

② 空家等の実態把握

市は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「川越市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき、空家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがある等と認められるときは、所有者又は管理者に対して助言又は指導等を行う。

耐震診断を行う技術者の確保

本市は、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行える技術者が増加するよう、埼玉県の実施する耐震診断講習会の周知、耐震診断講習会の実施等を通じて技術者の養成に努める。

２．２ 道路、交通施設の安全対策

【道路街路課、道路環境整備課】

道路及び橋りょう等の公共施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、地震災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有している。

このため、本市は、市が管理する道路、交通施設の安全対策を推進するとともに、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県川越県土整備事務所及び東日本高速道路株式会社と連携を図り、本市域に係る道路及び交通施設の安全化を促進する。

本市における道路、交通施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 安全な道路の整備
(2) 耐震性の向上
(3) 液状化対策
(4) 鉄道施設の安全化

《内容》

安全な道路の整備

円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全確保のため、広幅員の歩道や耐火性の高い街路樹の設置、電線の地中化により安全な道路の整備が必要である。

このため、本市は、国及び埼玉県と連携し、広域幹線道路網及び幹線道路の整備を促進する。また、防災効果の高い都市計画道路の整備に努め、道路網のネットワーク化を図るとともに、救援・救護、消防活動にも有効な、生活に密着した道路の整備を促進する。

耐震性の向上

道路施設の耐震性の向上を図るため、以下の対策を実施する。

① 道路防災点検調査

道路、橋りょう、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平時に点検調査する。特に緊急輸送道路等に架かる橋りょうについては重点的に実施する。

② 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに対策を講じる。

③ 橋りょう施設の耐震化

本市は荒川をはじめ入間川、新河岸川など 10 の一級河川をはじめ多くの河川が流れている。そのため、市内の防災拠点や隣接市町とを結ぶ橋りょうが地震で通行不能となった場合、救助物資の輸送等、救援対策活動に大きな障害となる。

本市は、所管する橋りょうの耐震診断、補強等を行うとともに、国、埼玉県が所管する橋りょうの耐震化についても積極的にその事業の推進に協力する。

④ 道路啓開計画の作成及び資機材の確保

道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

液状化対策

地盤の液状化による道路施設等土木構造物の機能障害を最小限に抑えるため、各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、次のような液状化被害防止対策を行う（「本節　第１『１．２ 地盤災害の予防　(1) 液状化危険地域の予防対策』」参照）。

- 道路防災点検調査の実施
- 締固め、置換、固結等有効な地盤改良の実施
- 基礎杭

鉄道施設の安全化

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するため、大規模地震が発生した場合には、大きな被害となるおそれがある。このため、各鉄道会社は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきており、今後とも施設の改良整備を推進し人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

本市は、本市域の鉄道施設の安全化を促進するため、各鉄道会社が実施する予防対策に対し積極的に協力する。

① 東日本旅客鉄道(株)の予防対策

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、次の方策により鉄道施設の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

- 災害に対する防災体制の確立
- 情報収集体制の整備
- 施設の点検整備計画の推進
- 耐震列車防護整備計画の推進
- 災害用資機材等備蓄計画の推進

② 西武鉄道(株)の予防対策

西武鉄道(株)は、災害予防対策計画として次の事項について定め、係員に周知徹底させておかなければならない。

・施設及び構造物の耐震化
・各施設の保守点検
・職員に対する防災教育訓練

③ 東武鉄道(株)の予防対策

東武鉄道(株)は、地震による被害を軽減し、旅客の生命、財産の安全と輸送の円滑を図るため、次のとおり輸送施設の整備を図るとともに、教育訓練の充実を図る。

・施設及び構造物の耐震化
・各施設の保守点検
・職員に対する防災教育訓練

２．３ 河川施設の安全対策

【河川課】

本市には、荒川水系の荒川、入間川、越辺川、小畔川、新河岸川、南小畔川、不老川、びん沼川、新河岸川放水路及び九十川の 10 の一級河川が流れている。

これら河川に対して、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊等により、河川水が堤内地に流入すると、市民の生命及び財産に甚大な被害を与えることとなる。

このため、本市は、市が管理する河川施設の安全化を推進するとともに、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び埼玉県川越県土整備事務所と連携を図り、本市域に係る河川施設の安全化を促進する。

《方策》

(1) 安全性調査の実施
(2) 耐震性の向上
(3) 水防用資材の充実

《内容》

安全性調査の実施

地盤の液状化にともない、河川周辺が沈下するおそれがあることから河川・河川管理施設等の安全性について調査に努める（「本節　第１　『１．２ 地盤災害の予防　(1) 液状化危険地域の予防対策』」参照）。

耐震性の向上

耐震設計の行われている河川構造物以外の管理施設について、耐震性の向上を図るため優

先的に、改良を行う。

水防用資材の充実

護岸崩壊が発生した場合の防水シート、その他水防用資材の備蓄の充実に努める。

２．４ 農業集落排水処理施設の安全対策

【下水道課、上下水道管理センター】

農業集落排水処理施設は、農村地域住民の生活に密着した社会インフラであることから、大規模地震により施設が相当な被害を受けてその機能が停止した場合には、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすこととなる。加えて、道路下の管路被害に起因する交通障害や汚水の流出による公共用水域の汚染等の二次災害を引き起こす危険性がある。このため、今後発生が予測される大規模地震に備えて、現実的な対応の中で被災を最小限に抑え、早期に施設機能の復旧を図る。

２．５ 倒壊物、落下物等の安全対策

【建築指導課、都市景観課、都市計画課、防災危機管理室】

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度５弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが 1978 年宮城県沖の地震で明らかになった。その後の地震においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

新設ブロック塀の安全性については、建築確認行政の中で指導の強化を図る一方、既存のブロック塀についても安全対策を実施できるよう、既存のブロック塀の補強方法を含む適切な指導の徹底を図る。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上３階建て以上の既存建築物（落下の危険性のある広告塔、看板等の屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等）を対象に実態調査を実施し、安全対策の指導を行い、安全を確保していくものとする。

特に、緊急輸送道路や避難路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底して確認作業を行うものとする。

本市の倒壊物、落下物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

⑴ ブロック塀対策
⑵ 落下物等対策
⑶ 自動販売機の転倒防止
⑷ 家具類の転倒・落下及び出火防止対策
⑸ エレベーターにおける閉じ込め防止対策

《内容》

ブロック塀対策

ブロック塀に対しては、次に示す対策を実施する。

○実態調査の実施
避難路、避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む）の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

○ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発
ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性についてホームページ及び広報紙等により広く住民に対し啓発を図る。ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及・啓発を図る。

○地区計画の活用
住民参加型の身近なまちづくり手法である地区計画制度を活用し、ブロック塀の高さ制限や構造上の制限等を定めブロック塀の倒壊防止対策を推進する。

落下物等対策

落下物に対しては、次に示す対策を実施する。

○落下物調査の実施指導
繁華街等の道路沿いにある３階建て以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下物調査の実施の指導に努める。

○落下物防止に関する普及・啓発
建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下物防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について普及・啓発を行う。

○改修等の指導
落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、改修を指導する。

○屋外広告物等の規制
屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

○緊急輸送道路沿道等における落下対象物の把握及び落下防止の指導等
市は、県が行う緊急輸送道路に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に協力する。また、落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置及び転倒防止については、日本産業規格（「自動販売機据付基準」（JIS B 8562-1996））で定められているほか、業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」も作成されている。

県及び市は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

《参考》

◆「埼玉県震災予防のまちづくり条例」

第 19 条　（落下対象物等の安全性の確保）

３項　自動販売機（屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定めるところにより当該自動販売機を設置するとともに、定期的に当該自動販売機を点検し、その転倒を防止するよう努めなければならない。

５項　県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努めなければならない。

６項　知事は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、前項の落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機（以下この項及び第 26 条において「落下対象物等」という。）の地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該落下対象物等の所有者又は管理者に対し、その安全性の確保について必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

家具類の転倒・落下及び出火防止対策

市は、地震や火災による建物内での家具類・じゅう器の転倒・落下・火災発生を防止するため、市民及び事業者に対し、家庭内又は事業所内の安全対策を促進する。

すなわち、市は、市民及び事業者に対し、家庭内又は事業所内での家具類の転倒・落下・出火防止対策の重要性について、広報資料の作成・配布、広報紙やホームページの活用など、あらゆる機会を通じ、普及・啓発に努める。

エレベーターにおける閉じ込め防止対策

市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

２．６ ライフライン施設の安全対策

【事業計画課、上下水道管理センター、水道工務課、下水道課、東京電力パワーグリッド(株)、都市ガス事業者、（一社）埼玉県ＬＰガス協会、ＮＴＴ東日本(株)】

市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極め

て重要である。また、地震発生直後の応急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要であり欠かすことはできない。

このため、本市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の耐震化を推進しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた相互協力関係の充実等に努める。

また、事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

《方策》

⑴ 上水道施設の安全対策
⑵ 下水道施設の安全対策
⑶ 都市ガス施設の安全対策
⑷ ＬＰガス施設の安全対策
⑸ 電力設備の安全対策
⑹ 電気通信施設の安全対策
⑺ ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定
⑻ エネルギーの確保

《内容》

上水道施設の安全対策

本市は、現在８か所の受･浄水場と約 1,507㎞ の導送配水管路を有している。多くの施設は、昭和 40 年代の高度経済成長期に建設され、今後急速な老朽化が見込まれることから、これらの更新が急務である。

また、近年頻繁に発生している大規模地震の被害状況を勘案すると、管路の破損による漏水発生が想定され、特に軟弱地盤地域においては、被害の拡大が懸念される。

このため、本市は地震時における被害の軽減、応急復旧の迅速化を図るため、次の安全対策を実施する。

① 上水道施設の耐震化の推進

本市は、老朽管の更新及び新設管の布設に際しては、高度の耐震性を備えた管種を採用するとともに、災害時の防災拠点、緊急医療機関、避難場所等へ、水道水を供給する管路を重要施設配水管として設定し、耐震性の強化を図る。また、浄水場施設についても、その機能を維持すべく順次耐震補強を推進する。

② 復旧用資材の備蓄

被災した配水管の復旧の迅速化を図るため、各種配管資材等の備蓄を推進する。

③ 応急復旧活動への備え

地震災害時において、給水機能を速やかに回復できるように、各職員が「川越市上下水道局震災等防災計画」及び「防災対策行動マニュアル」について習熟するとともに、庁舎の損壊、消失等に際しても迅速な被害状況の調査が可能なように、管理図面、台帳

の分散管理体制の整備を図る。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等、最優先に復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

④ 応援体制

非常時の応援体制や相互連絡管路の運用方法、消防水利の問題などについて関係機関、近隣自治体と事前調整を行う。

応急復旧の実施に備えて、復旧要員、資材、重機等の確保や応援について市、資機材メーカー、施工業者等の間で協定の締結に努める。

下水道施設の安全対策

下水道施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や低地に建設されることの多いポンプ場等があり、必ずしも安定した地盤に建設されるわけではない。そのため、液状化による被害等、地震被害が発生すると復旧に長期間を要することが考えられる。しかし、施設全体を安全な構造とすることは不可能に近いが、適切な工法を採用し耐震性の向上に努め、被害を最小限にくい止める必要がある。また、停電による施設の稼働停止を防ぐため、非常用設備等の対策が必要である。

そのため、本市は、地震に対しても最低限有すべき機能を確保するための対策を緊急かつ重点的に推進するため、耐震化計画の策定に努める。

① 耐震性の向上

中継ポンプ場の耐震診断を実施するとともに耐震補強工事を行う。また、電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。ポンプ場の建設にあたっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。

さらに、管きょ等は耐震施工と老朽管きょの計画的な更新により耐震性の向上を図る。

② 資機材等の備蓄

地震災害時における応急復旧活動を円滑に実施するため、必要な資機材の確保を推進するとともに、復旧体制の整備を図る。

③ 下水道台帳の整備

下水道台帳は、下水道施設の維持管理における最も重要な基礎資料であり、震災時には被害状況の調査及び復旧など下水道の機能を速やかに確保する上で重要な資料となる。このため大規模な震災に備え、システム機器の耐震装置の設置や台帳のバックアップを行う。

④ 応援体制の確保

応急復旧の実施に備えて、資材、重機等の確保や応援体制など関係機関、施工業者等との連携に努める。

都市ガス施設の安全対策

都市ガス事業者は、地震対策として、第一にガス工作物の耐震化により被害の軽減を図ること、第二に緊急遮断装置を確実に作動させ、二次災害の発生を防止すること、第三に早期

にガスの供給再開ができるよう復旧対策を講ずることを目標とし、次の安全化対策を実施する。

① 施設の耐震化

□供給設備

導管を圧力別に区分し、それぞれに最適な材料を採用し、耐震性の向上を図る。

□製造所、供給所及び整圧器

耐震性を向上させ、安全性を確保するとともに、緊急遮断弁等により二次災害を防止する。

② 施設の保守点検

定期的な点検により、経年劣化の状況や機能の確認を行う。

③ ガス導管網のブロック化

地震被害は、地域差が生じることが予測されるため、被災地域を分離した応急対策を実施し、ガスの供給確保を図る必要がある。このため、供給地域の導管網を独立させるブロック化を推進し、ブロックごとに応急対策を講ずる体制の整備を図る。

ＬＰガス施設の安全対策

ＬＰガスについては、販売店等がボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具（マイコンメーター）の普及促進に努めるほか、ＬＰガス消費者に対して震災時にとるべき初期行動について啓発活動を推進する。

また、本市は、（一社）埼玉県ＬＰガス協会（川越支部）等から、市民への啓発における協力を求められた場合、積極的に対応し、ＬＰガス施設の安全化に寄与する。

（一社）埼玉県ＬＰガス協会が実施する地震予防対策は、以下のとおりである。

- 災害時の出動体制の整備
- 応急復旧対策に必要な資機材等の整備
- 災害時におけるガス漏れ、一酸化炭素中毒の防止対策
- 防災教育及び防災訓練

電力設備の安全対策

被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備については東京電力パワーグリッド(株)の規定により進められるものであるが、本市は、同社に対して耐震性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

□平時の対策

○設備強化対策

各設備所管箇所は、法令、基準を遵守することはもとより、既往災害例を参考に、電力ルートの冗長化等、各設備の強化対策に万全を期すものとする。

また、平時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努めるものとする。

○要員の確保対策

非常災害体制時に要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておく。

○資材等の確保対策

非常災害に備え、平時から復旧用資機材工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備に努めるものとする。

○宿泊施設、食料の確保対策等

非常災害に備え、平時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めるものとする。

○広報活動

平時から新聞、テレビ、ＰＲ車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。

・無断昇柱、無断工事をしないこと
・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に連絡すること
・断線垂下している電線には絶対さわらないこと
・浸水雨漏りなどにより冠水した屋内配線電気器具等は危険なため使用しないこと、また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること
・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること（感震ブレーカーの普及促進）
・警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと
・その他事故防止のため留意すべき事項

○社外機関、他企業との協調

非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧をはかるため、市災害対策本部と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力する。

また、官公署、請負先とも平時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化・充実に努めることとする。

電気通信施設の安全対策

市内の通信施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備についてはＮＴＴ東日本（株）等通信事業者の規定により進められるものであるが、本市は、事業者に対して耐震性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

また、市が保有する通信機能については、通信施設の固定、定期点検等を講ずることにより安全性の一層の向上を図る。

なお、事業者の災害対策は次のとおりである。

① 計画の方針

電気通信設備の災害対策は、電気通信役務を一元的に運営している重大な使命にかんがみ、通信障害時においても重要通信の確保ができるよう平時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、

災害対策本部を設置し、要員、資材の運送及び通信の疎通と施設の早期復旧を図るものとする。

② 通信確保のための諸施策

災害が発生した場合、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。

- 公共機関等、重要加入者の要請に応じて、当該機関の協議のうえ加入ケーブルの２ルート化と回線の分散収容等を行う。
- 衛星携帯電話等、被災しにくい通信手段の確保を推進する。
- 通信が途絶する場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるよう、特設公衆電話を設置する。
- 指定の避難所等へ一般公衆通信として使用する特設公衆電話を設置する。
- 震災による孤立地帯対策として移動無線車及び可搬型無線機等を主要地域に配する。
- 架空ケーブルは災害時における震災による二次的災害（火災等）を考慮し主要なケーブルについては、地中化を推進する。
- 主要箇所について耐震、耐火性の強い施設へのケーブル収容を推進する。
- ＮＴＴ東日本（株）の「災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」のＰＲに努める。
- 交換設備、電力設備及びその他、所内設備の倒壊を防止するために支持金物等で補強する。
- 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機等を常備しているが、さらに移動電源設備による増強を行っている。
- 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取り替えを進める。
- 平時から災害復旧用資材を確保しておく。

③ 防災訓練等

災害予防及び災害応急対策を円滑迅速に実施するため、平時から災害対策施策を進めるとともに、行政機関等が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、協力する。

ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

エネルギーの確保

市は、自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により、電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

２．７ 危険物等関連施設等の安全対策

【保健総務課、消防組合、埼玉県】

地震による火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

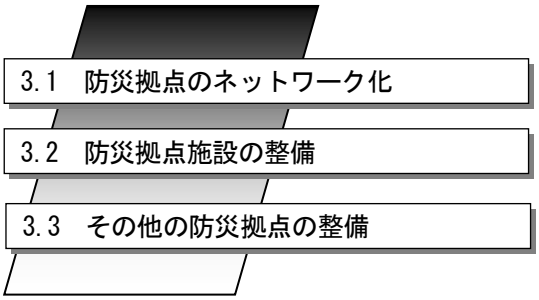
そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）の作成指導を徹底するほか、消防組合及び関係機関等は、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

本事項については
第５編　第１章　第２節　『 第１　危険物等災害予防 』（p5-12）を準用する。

第３　防災拠点の整備

地震災害時の応急復旧対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急復旧対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが必要である。このため、本市は応急復旧対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、その拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

以下では、防災拠点の整備を促進するための必要な施策を定める。



３．１ 防災拠点のネットワーク化

【防災危機管理室】

防災拠点は、地震災害が発生した場合には、市の防災活動の拠点として災害情報の収集伝達を行うことはもとより、市民の避難所、負傷者の救護場所としての役割を持つ。

これらの防災拠点は、地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性をもとに、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に整備する必要がある。

また、地震災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

このため、本市は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、次に示す防災拠点のネットワーク化を推進する。

《方策》

(1) 防災拠点の区分
(2) 防災中枢拠点の設定
(3) 防災ブロック、地域防災拠点の設定
(4) 指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所の指定

《内容》

防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、地域防災拠点、避難所と避難場所に区分し各防災拠点間の連携を図るようにする。

防災中枢拠点の設定

市役所を防災中枢拠点と位置付け、本市の統括的防災活動を担う。

このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点を形成するようにする。

防災ブロック、地域防災拠点の設定

市内を 12 地区に分け、地区ごとに応急復旧対策の拠点となる防災拠点を設置し、防災中枢拠点の機能をバックアップできるようにする。

地域防災拠点は、本庁地区については中央・南・北の各公民館とし、その他の地区については地区ごとに設置している市民センターとする。

指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所の指定

指定避難所は、学校の体育館などの屋内施設で、長期間にわたり避難生活が可能な施設を指定する。指定緊急避難場所は、学校の校庭や公園などの屋外施設で、避難所へ避難する際に一時的に安全を確認したり、地域の防災活動の拠点としてのオープンスペースなどの施設を指定する。なお、指定緊急避難場所は、異常な現象の種類ごとに指定するものとし、本市においては早急に検討する必要がある。

指定避難所及び指定緊急避難場所の指定にあたっては、原則として 14 の防災ブロックごとにグループ分けをする。特に、本庁地区については人口の密集度などを考慮して地域を３つに分け、それぞれ中央ブロック、南ブロック及び北ブロックとした。

なお、大規模地震に伴う同時多発火災等の避難場所として、10ha 程度の広さを持った広域避難場所が防災拠点として位置づけられるが、本市の場合、防災空間としての機能を有する農地などが市の郊外に広がっているため、広域避難場所については特に指定しないものとする。

《参考》

◆「指定避難所」、「指定緊急避難場所」について

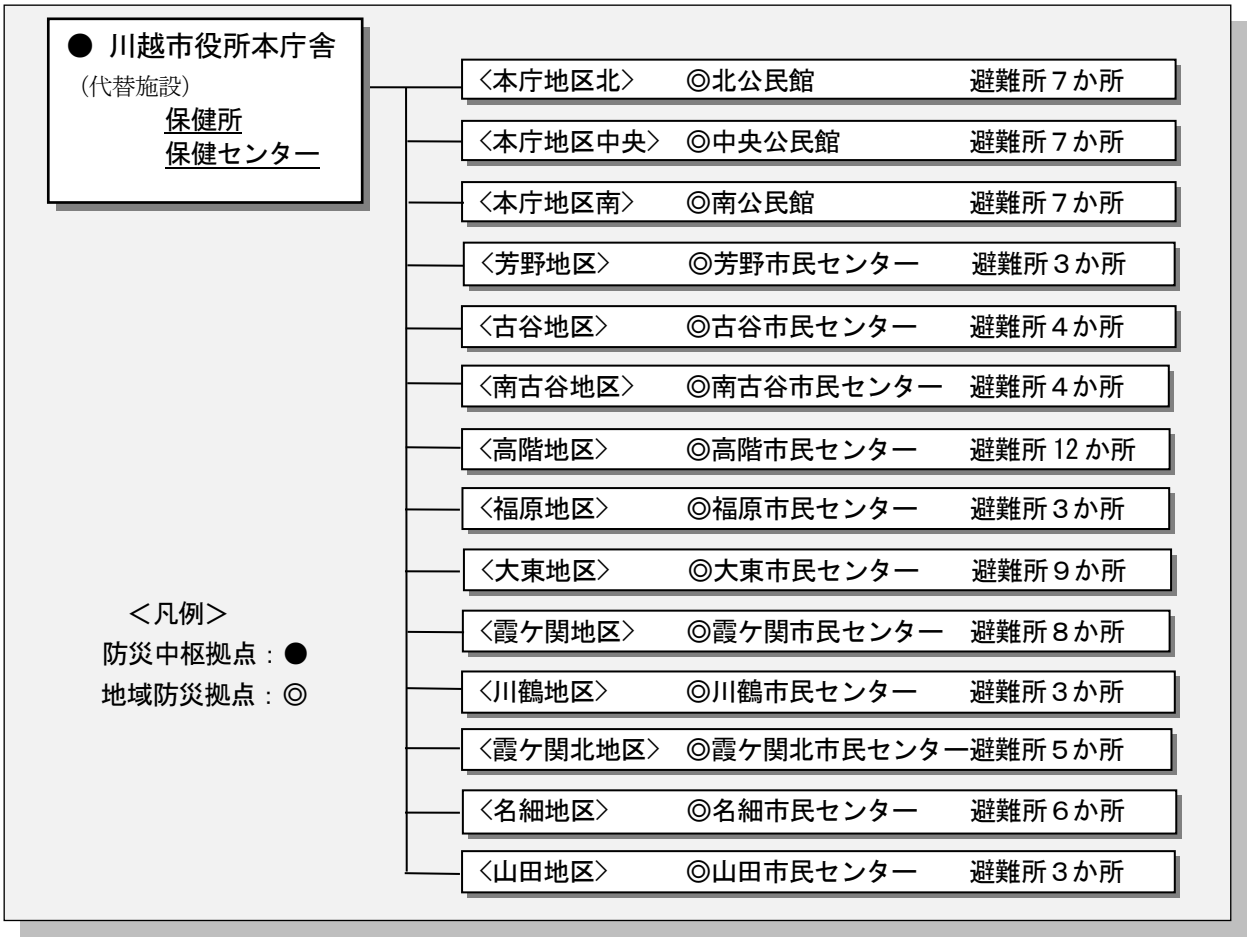
指定避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

■防災ブロック区分と字界

防災ﾌﾞﾛｯｸ		字界
本庁地区	中央	久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波
	南	旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字岸、大字小室、大字野田
	北	石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、問屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ケ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷
芳野地区		芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋
古谷地区		大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ツ島
南古谷地区		藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、 大字古市場、大字南田島
高階地区		稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間
福原地区		大字今福、むさし野南、中台、中台元町、中台南、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東
大東地区		寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、かし野台、大塚、藤倉、豊田本、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城
霞ケ関地区		かすみ野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字的場
川鶴地区		川鶴、かわつる三芳野、吉田新町
霞ケ関北地区		伊勢原町、霞ケ関北、霞ケ関東、的場北、的場新町
名細地区		広谷新町、上戸新町、大字天沼新田、大字上戸、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田
山田地区		大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田

■防災拠点のネットワーク



３．２ 防災拠点施設の整備

【防災危機管理室】

地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。また、ライフラインの長期途絶に備え、電源確保や非常用電源設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を検討する。加えて、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携し各地区ごとの地域防災拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を次に示す。

■本市の各種防災拠点

拠点区分	施設名等	活動拠点の役割
防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は保健所及び保健センターを本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整
地域防災拠点	地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区：中央公民館 ・本庁南地区：南公民館 ・本庁北地区：北公民館 ○市民センター管内 ・各市民センター管内：各市民センター	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄
消防活動拠点	川越地区消防組合 （緊急消防援助隊の受入拠点は川越運動公園及び川越（水上）公園）	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点及び宿営場所
	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点
自衛隊活動拠点	・川越（水上）公園 ・川越運動公園	・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地
避難拠点	指定避難所　：　81か所（p2-38～参照）	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点
	指定緊急避難場所：124か所（p2-42～参照）	・一時的な避難拠点
物資拠点	災害備蓄庫：14か所	・非常用物資の備蓄
	物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園	・指定避難所への物資の供給拠点
医療拠点	・救急病院	・傷病者に対する医療拠点
災害(対策)活動拠点	・排水機場 ・浄水場、受水場	・水防、給水等の災害対策の活動拠点

『 ➔ 資料２．６「備蓄品保管室整備状況」参照 』
『 ➔ 資料２.10「救急病院・救急診療所（川越市）」参照 』

３．３ その他の防災拠点の整備

【防災危機管理室】

地震災害時の防災拠点として救援物資集積場及び臨時ヘリポートの指定を図るとともに、県有施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

《方策》

(1) 災害備蓄庫の整備
(2) 救援物資集積場の整備
(3) 臨時ヘリポートの指定
(4) 埼玉県有施設の活用

《内容》

災害備蓄庫の整備

本市は、被災者のための食料や生活必需品、救急救助等に必要な資機材等の備蓄のため、災害備蓄庫を整備している。

救援物資集積場の整備

地震災害時の救援物資等の集積、配分、輸送等を効率的に行うため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者などと連携して確保するよう努める。

なお、次に掲げる交通及び連絡に便利な公共施設を救援物資集積場及び中継基地と位置付け、必要な整備を推進する。

・川越運動公園総合体育館　・埼玉川越総合地方卸売市場　・川越市なぐわし公園

臨時ヘリポートの指定

地震災害時におけるヘリコプターによる負傷者搬送、物資輸送その他救援活動を実施するため、本市は次の場所を臨時ヘリポートに指定している。

■臨時ヘリポート指定地

位置付け	施設名	所在地	管理者
飛行場外離着陸場	川越運動公園	下老袋388-1	川越市役所
	埼玉医科大学総合医療センター	鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター

『 ➔ 資料２.13「離着陸場ドクターヘリ（ランデブーポイント）」参照 』

埼玉県有施設の活用

埼玉県は、市内の次の県有施設を地域の防災活動拠点として整備しており、本市はそれら施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

① 県立高校

埼玉県は、県立高校38校を防災拠点校と位置づけ、次の施設及び設備を整備している。
市内では川越工業高等学校及び川越高等学校の２校が対象校となっている。

・緊急宿泊所（一部合宿所を利用し、要配慮者の収容も可能）
・備蓄倉庫（食料、生活必需品等）
・太陽光発電、給油装置、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置

② 県営公園

埼玉県は、県内21の県営公園を防災活動拠点と位置づけ、次の施設及び設備を整備している。

市内では、県営川越（水上）公園が対象施設となっている。

・臨時ヘリポート
・夜間照明装置
・非常電源
・放送施設
・耐震性貯水槽
・井戸

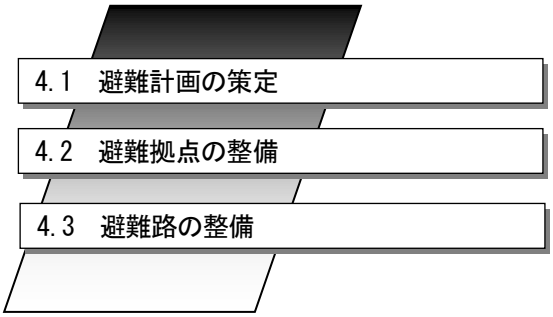
『 ➔ 資料１.８「災害時における防災施設の運営に関する協定」参照 』

第４　安全避難の確保

地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者や、延焼火災等により危険性の迫った地域の住民を避難収容し保護するため、住民の安全な避難について適切な計画を作成し、平時から避難に必要な体制の整備を図る。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

安全避難の確保は、以下の施策により推進する。



４．１ 避難計画の策定

【関係各課】

《方策》

(1) 避難計画の策定
(2) 避難支援全体計画
(3) 避難所運営組織の設置
(4) 避難所開設・運営マニュアルの整備
(5) 防災上重要な施設の避難計画
(6) メンタルヘルスケア実施体制の整備

《内容》

避難計画の策定

本市は、避難計画を作成するとともに、自治会及び自主防災組織等を通じて避難組織の確立に努める。なお、避難計画に定める事項は、次のとおりである。

・避難の指示を実施する基準及び伝達方法
・避難所の名称、所在地等
・避難所への経路及び誘導方法
・避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
・避難所の管理・運営に関する事項
・避難所の整備に関する事項
・避難の心得、知識の普及・啓発に関する事項

避難行動要支援者避難支援全体計画

避難行動要支援者の避難支援全体計画は、市全体の避難行動要支援者の支援についてまとめたものであり、その中で避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の方法を個別避難計画としている（「本章　第３節 『第４　避難行動要支援者対策』参照）。

① 避難行動要支援者避難支援全体計画の作成

市民の迅速・円滑な避難を実現するため、また、独自での避難が困難又は避難に時間を要する高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難活動を支援するため、庁内外の避難行動要支援者避難支援に関する取り組み等の状況を把握し、あるべき避難支援計画の全体イメージを整理する。

② 個別避難計画作成の支援

全体計画に基づき、自助・共助・公助の役割の位置付け、防災部局と福祉部局における役割分担、「要配慮者支援班」の設置などについて整理し、高齢者や障害者等、避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、民生委員・児童委員、ＮＰＯ等の協力を得ながら避難支援の実施主体となる自治会等への支援を行う。

避難所運営委員会の設置

避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行えるよう、平時から指定避難所ごとに避難所運営体制を整備し、避難所開設・運営マニュアルの作成や避難所運営訓練等を実施する。

避難所運営は、各指定避難所に避難する被災者や自主防災組織等で構成する避難所運営委員会を設置し、被災者が相互に助け合いながら主体的に関与する運営を行うこととし、早期に移行できるよう市職員及び施設管理者は支援するものとする。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。なお、構成員について、女性の参画促進に努める。

避難所開設・運営マニュアルの整備

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、「避難所の運営に関する指針」及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、マニュアルの整備に努める。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要があることから、マニュアルを整備する際は、女性の参画を推進する。

防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- 高齢者、障害者及び児童施設においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食などの実施方法
- 公共交通機関の駅、その他不特定多数の人々が出入りする都市施設では、周辺環境や状況に応じて避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法など
- 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携など

メンタルヘルスケア実施体制の整備

市は、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルヘルスケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員の確保に努める。

４．２ 避難拠点の整備

【防災危機管理室、教育財務課】

避難所は、地震により生活の場を失った市民が安全に当面の生活を確保するためには欠かすことのできない施設である。

また、平時には市民の防災及び地域コミュニティの活動場所として、地震災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

本市は、学校、公園等の公共施設を活用して避難拠点を整備してきたが、今後も、指定避難所、指定緊急避難場所についてより一層の整備に努める。なお、指定緊急避難場所等の整備に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。

また、市は指定避難所について、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。

《方策》

(1) 指定避難所の指定
(2) 指定緊急避難場所の指定
(3) 市民による空き地等の把握
(4) 広域避難のための避難場所の利用
(5) 福祉避難所の指定

《内容》

指定避難所の指定

① 指定避難所の指定要件

指定避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、市外からの来訪者等が帰宅できない者が利用する一時的な場として、主に学校の体育館や一部の普通教室、さらには公共施設を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

・原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
・環境衛生上、問題のないこと。

② 指定避難所の指定状況

本市の指定避難所の指定状況及び収容可能人数は、次に示すとおりである。

■指定避難所の指定状況（１／２）　［令和８年８月１日現在］

地区	NO	指定避難所	所在地	電話	体育館等施設面積(㎡)	収容可能人数（人）	
						施設別	ﾌﾞﾛｯｸ別
本庁中央地区	1	中央公民館	三久保町 18-3.	222-1394	469	100	1,870
	2	川越第一中学校	小仙波町 5-6	222-1204	766	160	
	3	川越総合高等学校	小仙波町 5-14	222-4148	1,306	280	
	4	中央小学校	中原町 1-25	222-0310	808	170	
	5	川越工業高等学校	西小仙波町 2-28-1	222-0206	1,688	360	
	6	仙波小学校	富士見町 4-1	222-0195	809	170	
	7	川越女子高等学校	六軒町 1-23	222-3511	2,931	630	
本庁南地区	8	南公民館	新宿町 1-17-17 ウェスタ川越１階	243-0038	334	70	1,980
	9	市立川越高等学校	旭町 2-3-7	243-0800	3,800	810	
	10	城南中学校	新宿町 3-19-1	242-0919	794	170	
	11	新宿小学校	新宿町 6-9-1	246-4227	1,053	230	
	12	野田中学校	野田町 2-19-14	246-8484	1,455	310	
	13	富士見中学校	東田町 17-1	242-0931	789	170	
	14	泉小学校	大字小室 463	242-3119	1,022	220	
本庁北地区	15	北公民館	氷川町 107	222-1400	322	70	1,690
	16	川越小学校	郭町 1-1-1	222-0309	788	170	
	17	川越第一小学校	郭町 1-21	222-0308	809	170	
	18	川越高等学校	郭町 2-6	222-0224	3,008	640	
	19	月越小学校	月吉町 51	222-2261	804	170	
	20	初雁中学校	宮下町 1-21-3	222-0749	1,320	280	
	21	今成小学校	今成 2-42-1	224-3534	883	190	
芳野地区	22	芳野市民センター	大字北田島 144-1	222-0527	204	40	390
	23	芳野中学校	大字石田本郷 733	222-1265	810	170	
	24	芳野小学校	大字鴨田 331	222-1264	829	180	
古谷地区	25	古谷市民センター	大字古谷上 3830-2	235-2621	222	50	570
	26	東中学校	大字小中居 278	235-2731	813	170	
	27	古谷小学校	大字古谷上 5465	235-0177	805	170	
	28	教育センター	大字古谷上 6083-10	235-7591	840	180	
南古谷地区	29	南古谷市民センター	大字今泉 371-1	235-1835	220	50	710
	30	牛子小学校	大字牛子 418	245-6702	820	180	
	31	南古谷小学校	大字木野目 1451	235-2150	793	170	
	32	南古谷中学校	大字久下戸 3721	235-2664	1,449	310	
高階地区	33	高階市民センター	大字藤間 27-1	242-0600	898	190	2,480
	34	高階南公民館	藤原町 23-7	245-3581	477	100	
	35	砂中学校	大字砂 260	242-6588	909	190	
	36	高階小学校	大字砂新田 58	242-0689	813	170	
	37	川越初雁高等学校	大字砂新田 2564	244-2171	2,218	480	
	38	高階西中学校	大字砂新田 2593	244-6741	1,435	310	
	39	寺尾小学校	大字寺尾 979-2	245-9555	793	170	
	40	寺尾中学校	大字寺尾 1068	245-6701	794	170	
	41	高階中学校	大字藤間 10	242-1010	793	170	
	42	高階西小学校	大字藤間 1102	243-6042	883	190	
	43	高階北小学校	砂新田 1-16-1	244-0988	800	170	
	44	高階南小学校	諏訪町 12-3	242-7566	792	170	

■指定避難所の指定状況（２／２）　［令和８年８月１日現在］

地区	NO.	指定避難所	所在地	電話	体育館等施設面積(㎡)	収容可能人数（人）	
						施設別	ﾌﾞﾛｯｸ別
福原地区	45	福原市民センター	大字今福 481-3	243-4015	403	90	430
	46	福原小学校	大字今福 508	243-4036	800	170	
	47	福原中学校	大字今福 512	243-4142	804	170	
大東地区	48	大東市民センター	豊田本 5-16-1	243-3426	622	130	1,790
	49	大東南公民館	南台 3-4-3	242-0498	484	100	
	50	大東西中学校	藤倉 1-1-1	246-7166	1,436	310	
	51	武蔵野小学校	むさし野 14-1	242-1394	809	170	
	52	大東東小学校	豊田本 4-16-1	243-3105	883	190	
	53	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	244-5223	1,731	370	
	54	大東中学校	南大塚 1-20-1	243-3738	813	170	
	55	大塚小学校	大塚 2-10-1	245-2929	859	180	
	56	大東西小学校	大字山城 32-5	243-3910	803	170	
霞ケ関地区	57	霞ケ関市民センター	大字笠幡 177-1	231-2102	301	60	1,680
	58	霞ケ関西公民館	大字笠幡 3001-12	227-6551	256	50	
	59	霞ケ関中学校	大字笠幡 72	231-1302	817	180	
	60	霞ケ関小学校	大字笠幡 177	231-1303	841	180	
	61	川越西高等学校	大字笠幡 2488-1	231-2424	2,706	580	
	62	霞ケ関西中学校	大字笠幡 3464-3	231-0188	1,409	300	
	63	霞ケ関西小学校	大字笠幡 3971-4	232-8500	803	170	
	64	霞ケ関南小学校	かすみ野 1-1-4	232-0395	738	160	
川鶴地区	65	川鶴市民センター	川鶴 2-8-3	233-6910	403	90	630
	66	川越西中学校	川鶴 1-1	231-0641	1,453	310	
	67	川越西小学校	川鶴 1-5	231-0181	1,053	230	
霞ケ関北地区	68	霞ケ関北市民センター	霞ケ関北 6-30-2	231-0221	293	60	790
	69	伊勢原公民館	伊勢原町 5-1-1	237-5676	294	60	
	70	霞ケ関東中学校	大字的場 2706	232-4606	809	170	
	71	霞ケ関東小学校	大字的場 2735-2	232-4871	839	180	
	72	霞ケ関北小学校	伊勢原町 5-1-1	231-1968	1,476	320	
名細地区	73	名細市民センター	大字小堤 662-1	231-2202	398	80	1,010
	74	上戸小学校	大字上戸 390-1	232-7200	793	170	
	75	鯨井中学校	大字鯨井 562-2	231-0255	910	200	
	76	名細中学校	大字小堤 14	231-2213	818	180	
	77	名細小学校	大字小堤 214	231-2216	813	170	
	78	広谷小学校	大字下広谷 558-1	233-3941	966	210	
山田地区	79	山田市民センター	大字山田 161-7	222-0693	246	50	450
	80	山田小学校	大字山田 167	222-2042	1,056	230	
	81	山田中学校	大字山田 550	222-2043	789	170	
合計					77,095	16,470	16,470

注）指定避難所の収容可能人数は、学校は体育館面積の75%を有効収容可能面積とし、公民館等は会議室等の面積とし、一人当たりの占有面積を3.5㎡（スフィア基準参考）として設定。また、施設別の収容可能人数（一の位を四捨五入）は目安。

③ 指定避難所の収容能力

本市が指定する避難所の収容可能人数は、避難所合計 16,470 人となっており、総人口の約 4.6%を占める。

防災ブロック別の避難所の収容可能人数は、本庁地区が 5,540 人で最も多く、以下順に、高階地区の 2,480 人、大東地区の 1,790 人、霞ケ関地区の 1,680 人となっている。

地区ごとの人口に対する避難所の収容割合は、川鶴地区の約 11.4%が最も高く、以下順に、芳野地区の約 7.3%、古谷地区の約 5.7%、本庁地区の約 5.1%となっている。

また、本市に最も大きな被害をもたらすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、避難者数は最大で 30,545 人と想定されている。このため、避難所の不足が生じ、すべての避難者の収容が困難になると考えられることから、継続的に多様な避難先についての検討に努める。

なお、収容可能人数を超過した場合については、避難者の協力と理解を得ながら、弾力的に受け入れ人数の増加を適宜検討する。

指定緊急避難場所の指定

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため、避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所を、都市公園、学校の校庭（屋外運動場）等を利用して指定緊急避難場所として異常な現象の種類ごとに指定する。

指定緊急避難場所は、おおむね次の基準により指定、整備する。

□指定緊急避難場所の指定基準

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a～c の条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次の a～d の全ての条件を満たすこと

a）災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
b）他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
c）周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
d）耐震基準を満たしており、安全な構造であること

注）指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所の指定状況

本市の指定緊急避難場所の指定状況は、次に示すとおりである。

■指定緊急避難場所の指定状況（１／６）　［令和８年８月１日現在］

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等（㎡）	収容可能人数（人）	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ			施設別	ﾌﾞﾛｯｸ別
本庁中央	1	中央公民館	三久保町 18-3	○	○	○	○	○	3,627	1,360	27,330
	2	川越第一中学校	小仙波町 5-6	○	○	○	○	○	13,629	5,110	
	3	川越総合高等学校	小仙波町 5-14	○	○	○	○	○	11,003	4,130	
	4	中央小学校	中原町 1-25	○	○	○	○	○	5,802	2,180	
	5	川越工業高等学校	西小仙波町 2-28-1	○	○	○	○	○	5,357	2,010	
	6	仙波小学校	富士見町 4-1	○	○	○	○	○	6,013	2,260	
	7	川越女子高等学校	六軒町 1-23	○	○	○	○	○	13,452	5,040	
	8	川越工業高等学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	大字小仙波 847	×	×	○	○	－	13,976	5,240	
本庁南	9	南公民館	新宿町 1-17-17 ウェスタ川越 1 階	○	○	○	○	○	1,030	390	46,230
	10	市立川越高等学校	旭町 2-3-7	○	○	○	○	○	27,437	10,290	
	11	新宿町一丁目広場（ヤオコーみんなの広場）	新宿町 1-1-1	×	×	○	○	－	11,854.97	4,450	
	12	城南中学校	新宿町 3-19-1	○	○	○	○	○	14,296	5,360	
	13	新宿小学校	新宿町 6-9-1	○	○	○	○	○	6,655	2,500	
	14	岸町健康ふれあい広場	岸町 3-32	×	×	○	○	－	9,312	3,490	
	15	野田中学校	野田町 2-19-14	○	○	○	○	○	17,906	6,720	
	16	富士見中学校	東田町 17-1	○	○	○	○	○	17,565	6,590	
	17	泉小学校	大字小室 463	●2	●2	○	○	○	6,645	2,490	
	18	山村学園高等学校第一運動場	大字野田 1311-84	×	×	○	○	－	10,528	3,950	
本庁北	19	北公民館	氷川町 107	○	○	○	○	○	1,583	590	53,430
	20	星野高等学校第二校舎	石原町 2-71-11	×	×	○	○	－	5,916	2,220	
	21	濯紫公園	喜多町 8-10	×	×	○	○	－	3,803	1,430	
	22	川越小学校	郭町 1-1-1	○	○	○	○	○	6,175	2,320	
	23	やまぶき会館	郭町 1-18-1	×	×	○	○	－	2,762	1,040	
	24	川越第一小学校	郭町 1-21	○	○	○	○	○	8,225	3,080	
	25	川越高等学校	郭町 2-6	○	○	○	○	○	20,503	7,690	
	26	初雁公園	郭町 2-13-1	×	×	○	○	－	44,757	16,820	
	27	月越小学校	月吉町 51	●2	●2	○	○	○	7,872	2,950	
	28	初雁中学校	宮下町 1-21-3	○	○	○	○	○	11,290	4,230	
	29	市民グランド	宮元町 23-22	×	×	○	○	－	15,299	5,740	
	30	宮元町健康ふれあい広場	宮元町 33-4 及び 33-19	×	×	○	○	－	5,695.75	2,140	
	31	今成小学校	今成 2-42-1	●2	●2	○	○	○	8,467	3,180	

■指定緊急避難場所の指定状況（２／６）　［令和８年８月１日現在］

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等（㎡）	収容可能人数（人）	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ			施設別	ﾌﾞﾛｯｸ別
芳野	32	芳野市民センター	大字北田島119-2	●2	●2	○	○	○	1,494	560	26,090
	33	芳野中学校	大字石田本郷733	●2	●2	○	○	○	9,605	3,600	
	34	グリーンツーリズム拠点施設	大字伊佐沼887	×	×	○	○	－	14,206	5,330	
	35	芳野小学校	大字鴨田331	●2	●2	○	○	○	13,822	5,180	
	36	ｻﾝﾗｲｸﾞ川越・芳野台体育館	芳野台 1-103-57	×	×	○	○	－	1,000	380	
	37	伊佐沼公園	大字伊佐沼584	×	×	○	○	－	29,443	11,040	
古谷	38	古谷市民センター	大字古谷上3830-2	●2	●2	○	○	○	1,597	600	62,310
	39	東中学校	大字小中居278	●3	●3	○	○	○	12,016	4,510	
	40	川越運動公園	大字下老袋388-1	●2	●2	○	○	－	135,000	50,630	
	41	古谷小学校	大字古谷上5465	●3	●3	○	○	○	10,951	4,110	
	42	教育センター	大字古谷上6083-10	●2	●2	○	○	○	6,547	2,460	
南古谷	43	南古谷市民センター	大字今泉371-1	×	×	○	○	○	1,827	690	26,060
	44	牛子小学校	大字牛子418	●3	●3	○	○	○	6,120	2,300	
	45	南古谷小学校	大字木野目1451	●3	●3	○	○	○	5,733	2,150	
	46	南古谷中学校	大字久下戸3721	●3	●3	○	○	○	17,474	6,550	
	47	城北埼玉高等学校	大字古市場585-1	●2	●2	○	○	－	8,562	3,210	
	48	並木西町公園	並木西町16	×	×	○	○	－	2,850	1,070	
	49	東邦音楽大学校庭	大字今泉84	×	×	○	○	－	5,092	1,910	
	50	川越東高等学校	大字久下戸6060	×	×	○	○	－	21,814	8,180	

■指定緊急避難場所の指定状況（３／６）　［令和８年８月１日現在］

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等（㎡）	収容可能人数（人）	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ			施設別	ﾌﾞﾛｯｸ別
高階	51	高階市民センター	大字藤間27-1	○	○	○	○	○	8,417	3,160	55,310
	52	高階南公民館	藤原町23-7	○	○	○	○	○	2,417	910	
	53	砂中学校	大字砂260	●3	●3	○	○	○	20,566	7,710	
	54	高階運動広場	大字砂451-1	×	×	○	○	－	8,014	3,210	
	55	高階小学校	大字砂新田58	○	○	○	○	○	10,861	4,070	
	56	川越初雁高等学校	大字砂新田2564	○	○	○	○	○	25,220	9,460	
	57	高階西中学校	大字砂新田2593	○	○	○	○	○	15,960	5,990	
	58	寺尾小学校	大字寺尾979-2	●3	●3	○	○	○	6,739	2,530	
	59	寺尾中学校	大字寺尾1068	●3	●3	○	○	○	12,682	4,760	
	60	高階中学校	大字藤間10	○	○	○	○	○	10,240	3,840	
	61	高階西小学校	大字藤間1102	○	○	○	○	○	9,186	3,450	
	62	高階北小学校	砂新田1-16-1	●2	●2	○	○	○	7,522	2,820	
	63	高階南小学校	諏訪町12-3	○	○	○	○	○	7,518	2,820	
	64	藤原町第二公園	藤原町18-6	×	×	○	○	－	1,925	580	
福原	65	福原市民センター	大字今福481-3	○	○	○	○	○	2,102	790	13,920
	66	福原小学校	大字今福508	○	○	○	○	○	10,390	3,900	
	67	福原中学校	大字今福512	○	○	○	○	○	12,560	4,710	
	68	南文化会館(ｼﾞｮｲﾌﾙ)	大字今福1295-2	○	○	○	○	－	12,042	4,520	

■指定緊急避難場所の指定状況（４／６）　［令和８年８月１日現在］

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等（㎡）	収容可能人数（人）	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ			施設別	ﾌﾞﾛｯｸ別
大東	69	大東市民センター	豊田本 5-16-1	○	○	○	○	○	6,692	2,510	197,920
	70	大東南公民館	南台 3-4-3	○	○	○	○	○	1,664	620	
	71	川越（水上）公園（ホットスタッフ川越パーク）	大字池辺 880	×	×	○	○	－	396,000	148,500	
	72	大東西中学校	藤倉 1-1-1	○	○	○	○	○	13,386	5,020	
	73	武蔵野小学校	むさし野 14-1	○	○	○	○	○	9,263	3,470	
	74	大東東小学校	豊田本 4-16-1	○	○	○	○	○	6,592	2,470	
	75	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	○	○	○	○	○	28,980	10,870	
	76	大東中学校	南大塚 1-20-1	○	○	○	○	○	15,575	5,840	
	77	大塚小学校	大塚 2-10-1	○	○	○	○	○	5,980	2,240	
	78	大東西小学校	大字山城 32-5	○	○	○	○	○	7,553	2,830	
	79	南台かすみ公園	南台 2-10	×	×	○	○	－	3,151	1,180	
	80	南台ふじみ公園	南台 3-5	×	×	○	○	－	5,399	2,020	
	81	尚美学園大学川越ｷｬﾝﾊﾟｽ	豊田町 1-1-1	×	×	○	○	－	24,500	9,190	
	82	川越少年刑務所鍛錬所前駐車場	南大塚 6-40-1	×	×	○	○	－	3,100	1,160	

■指定緊急避難場所の指定状況（５／６）　［令和８年８月１日現在］

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等（㎡）	収容可能人数（人）	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ			施設別	ﾌﾞﾛｯｸ別
霞ケ関	83	霞ケ関市民センター	大字笠幡177-1	○	○	○	○	○	899	340	47,840
	84	霞ケ関西公民館	大字笠幡3001-12	○	○	○	○	○	2,128	800	
	85	霞ケ関中学校	大字笠幡72	○	○	○	○	○	11,812	4,430	
	86	霞ケ関小学校	大字笠幡177	○	○	○	○	○	8,904	3,340	
	87	川越西高等学校	大字笠幡2488-1	○	○	○	○	○	23,000	8,630	
	88	霞ケ関西中学校	大字笠幡3464-3	○	○	○	○	○	14,645	5,490	
	89	霞ケ関西小学校	大字笠幡3971-4	●2	●2	○	○	○	7,629	2,860	
	90	秀明高等学校	大字笠幡4792	×	×	○	○	－	27,912	10,470	
	91	霞ケ関南小学校	かすみ野1-1-4	○	○	○	○	○	7,637	2,860	
	92	水久保第一公園	かすみ野1-10	×	×	○	○	－	4,211	1,580	
	93	的場たぬき山公園	的場1-19	×	×	○	○	－	3,920	1,470	
	94	的場原公園	的場2-17	×	×	○	○	－	3,688	1,380	
	95	東京国際大学第２ｷｬﾝﾊﾟｽ	大字的場2509	×	×	○	○	－	2,190	820	
	96	特別支援学校塙保己一学園	大字笠幡85-1	×	×	○	○	－	8,996	3,370	
川鶴	97	川鶴市民センター	川鶴2-8-3	○	○	○	○	○	2,542	950	19,030
	98	川越西中学校	川鶴1-1	○	○	○	○	○	13,823	5,180	
	99	川越西小学校	川鶴1-5	○	○	○	○	○	12,542	4,700	
	100	笠幡公園	川鶴2-7	×	×	○	○	－	21,860	8,200	
霞ケ関北	101	霞ケ関北市民センター	霞ケ関北6-30-2	○	○	○	○	○	5,837	2,190	35,620
	102	伊勢原公民館	伊勢原町5-1-1	○	○	○	○	○	736	280	
	103	霞ケ関東中学校	大字的場2706	●2	●2	○	○	○	13,373	5,020	
	104	霞ケ関東小学校	大字的場2735-2	●2	●2	○	○	○	8,884	3,330	
	105	東京国際大学第１ｷｬﾝﾊﾟｽ	的場北1-13-1	×	×	○	○	－	1,200	450	
	106	かほく運動公園	霞ケ関北6-30-1	×	×	○	○	－	11,220	4,210	
	107	霞ケ関北小学校	伊勢原町5-1-1	○	○	○	○	○	9,488	3,560	
	108	御伊勢塚公園	伊勢原町3-3	×	×	○	○	－	44,220	16,580	

■指定緊急避難場所の指定状況（６／６）　［令和８年８月１日現在］

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等（㎡）	収容可能人数（人）	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ			施設別	ﾌﾞﾛｯｸ別
名細	109	名細市民センター	大字小堤662-1	○	○	○	○	○	5,984	2,240	71,560
	110	上戸小学校	大字上戸390-1	●2	●2	○	○	○	10,159	3,810	
	111	鯨井中学校	大字鯨井562-2	●2	●2	○	○	○	13,053	4,900	
	112	東洋大学川越キャンパス	大字鯨井2100	×	×	○	○	－	80,000	30,000	
	113	名細中学校	大字小堤14	○	○	○	○	○	11,384	4,270	
	114	名細小学校	大字小堤214	●2	●2	○	○	○	13,123	4,920	
	115	広谷小学校	大字下広谷558-1	○	○	○	○	○	7,230	2,710	
	116	西文化会館(ﾒﾙﾄ)	大字鯨井1556-1	○	○	○	○	－	4,521	1,700	
	117	みよしの公園	大字吉田685-1	×	×	○	○	－	5,149	1,930	
	118	あおい公園	上戸新町36-5	×	×	○	○	－	3,050	1,140	
	119	なぐわし公園	大字鯨井1216	×	×	○	○	－	37,158	13,940	
山田	120	山田市民センター	大字山田161-7	●2	●2	○	○	○	900	340	16,040
	121	山田小学校	大字山田167	●2	●2	○	○	○	9,334	3,500	
	122	山田中学校	大字山田550	●2	●2	○	○	○	15,879	5,960	
	123	城西大学付属川越高等学校	大字山田1042	×	×	○	○	－	16,264	6,100	
	124	北部地域ふれあいセンター	大字山田1578-1	×	×	○	○	－	360	140	
合計									1,862,629	698,690	698,690

注）表中の「対象とする災害」欄の表記は「○：使用可、●2：2階以上使用可、●3：3階以上使用可、×：使用不可」を表す。

注）指定緊急避難場所の収容可能人数は、施設面積の75%を有効収容可能面積とし一人当たりの占有面積を2.0㎡として設定。なお、施設別の収容可能人数（一の位を四捨五入）は目安。

② 指定緊急避難場所の収容能力

本市の指定緊急避難場所全体の地震時の収容能力は 698,690 人であり、最も多くの避難者が発生する「関東平野北西縁断層帯地震」による避難者数はもとより、本市の人口 352,670 人（令和 8 年１月１日現在）に対しても十分な収容能力を確保している。
ただし、本庁地区など人口密度が高い地区では、より多くの収容能力を確保する必要があることから、引き続き指定緊急避難場所の整備を推進する。

市民による空き地等の把握

自治会や自主防災組織は、市が指定する指定緊急避難場所とは別に、地域住民が災害発生時に一時的に退避するための身近な避難場所として、初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所として、身近な広場や空き地、緑地等を自主防災活動等を通じて把握する。

□把握する空地の目安

・高齢者・こどもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること
・自主防災活動に適した広さの場所であること
・市民によく知られた地域に密着した場所であること

広域避難のための避難場所の利用

市は、市町村・都道府県の区域を越えた市外への被災者の避難、市内への被災者の受入れを円滑に行うことができるよう、他自治体と協定締結の推進を図る。

このほか本市は、隣接する坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山町と「災害時における相互応援に関する協定（令和２年３月１０日）」を、さいたま市と「災害時の避難場所相互利用に関する協定（平成８年８月１日）」をそれぞれ締結している。

そのため、市域の周辺地域に住む住民が緊急措置として隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、住民に周知する。

福祉避難所の指定

介護を必要とする寝たきりの高齢者、障害者又は乳幼児などの要配慮者に対する避難収容施設である福祉避難所を指定する。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化され、可能な限り居室を確保できる施設とし、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等から選定し、災害時の受入れ体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「要配慮者用スペース」として対応することも検討する。

４．３ 避難路の整備

【防災危機管理室】

安全な避難活動を実施するためには、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導体制の確立等避難誘導体制の整備を図る必要がある。

本市の避難路の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 避難路の指定
(2) 避難場所標識の整備
(3) 誘導体制の確立

《内容》

避難路の指定

避難路は、被災地から指定緊急避難避難所や指定避難所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

・避難路は、幅員 15m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道とする。
・避難路は、相互に交差しないものとする。
・避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
・避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得る。
・避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

避難場所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難場所標識の整備を以下の事項に従って実施する。

□避難場所標示板の整備

平時より、指定緊急避難場所及び指定避難所であることを明示する。
なお、設置済の標示板の維持管理を実施するとともに、多言語による表記とするなど外国人へ配慮した整備に努める。

□避難場所案内図の整備

平時より、指定緊急避難場所及び指定避難所の位置を示す。
なお、設置済の案内図の維持管理を実施するとともに、多言語による表記に加えピクトグラムで災害種別がわかるよう配慮した整備に努める。

□避難場所誘導板の整備

平時より、周辺住民に対する避難場所の方向を示す。なお、多言語による表記をするなど外国人へ配慮した整備に努める。

誘導体制の確立

避難誘導は、避難措置の中でも最も重要な部分であり、避難の指示を実施した場合、市は、次の事項に留意して市民の避難誘導をしなければならない。

ただし、被害の規模等により、対応が困難な場合には必要により、消防団、警察、自衛隊、あるいは自主防災組織等へ協力を要請する。

□避難誘導の留意事項

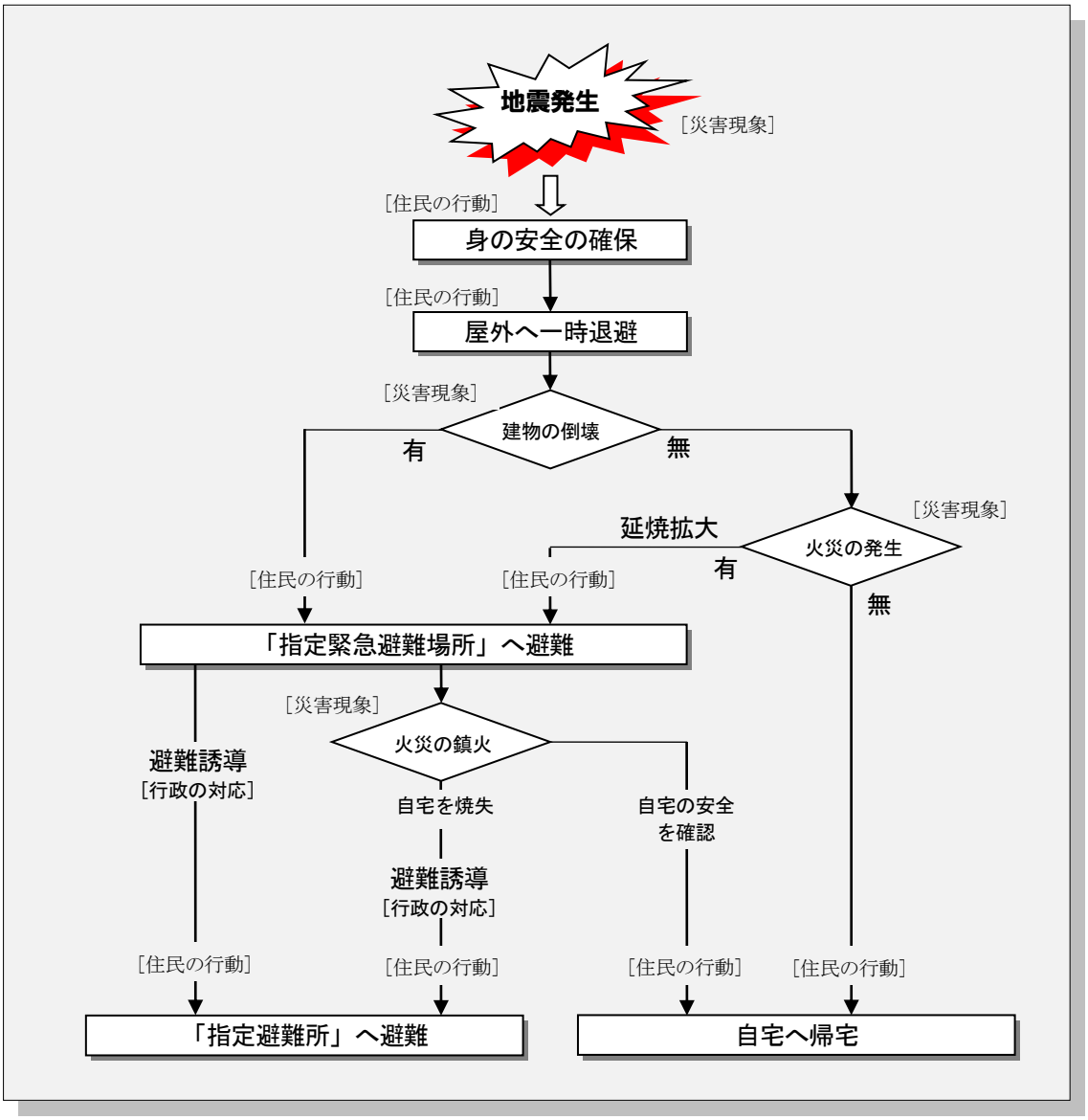
○避難順位
防災アセスメント調査の結果等から、地震災害の危険性の高い地域の居住者あるいは避難行動要支援者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

○集団避難
避難は、できるだけ自治会等、地域ごとに集団で行う。

○誘導者の配置
集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につく。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜配置し、避難の安全を期す。

○避難行動要支援者の避難
避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障害者、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送する。

■避難行動のフロー


地震発生
［災害現象］
［住民の行動］
身の安全の確保
［住民の行動］
屋外へ一時退避
［災害現象］
建物の倒壊
有
無
［災害現象］
延焼拡大
火災の発生
有
無
［住民の行動］
［住民の行動］
「指定緊急避難場所」へ避難
［災害現象］
火災の鎮火
避難誘導
［行政の対応］
自宅を焼失
自宅の安全
を確認
避難誘導
［行政の対応］
［住民の行動］
［住民の行動］
［住民の行動］
［住民の行動］
「指定避難所」へ避難
自宅へ帰宅

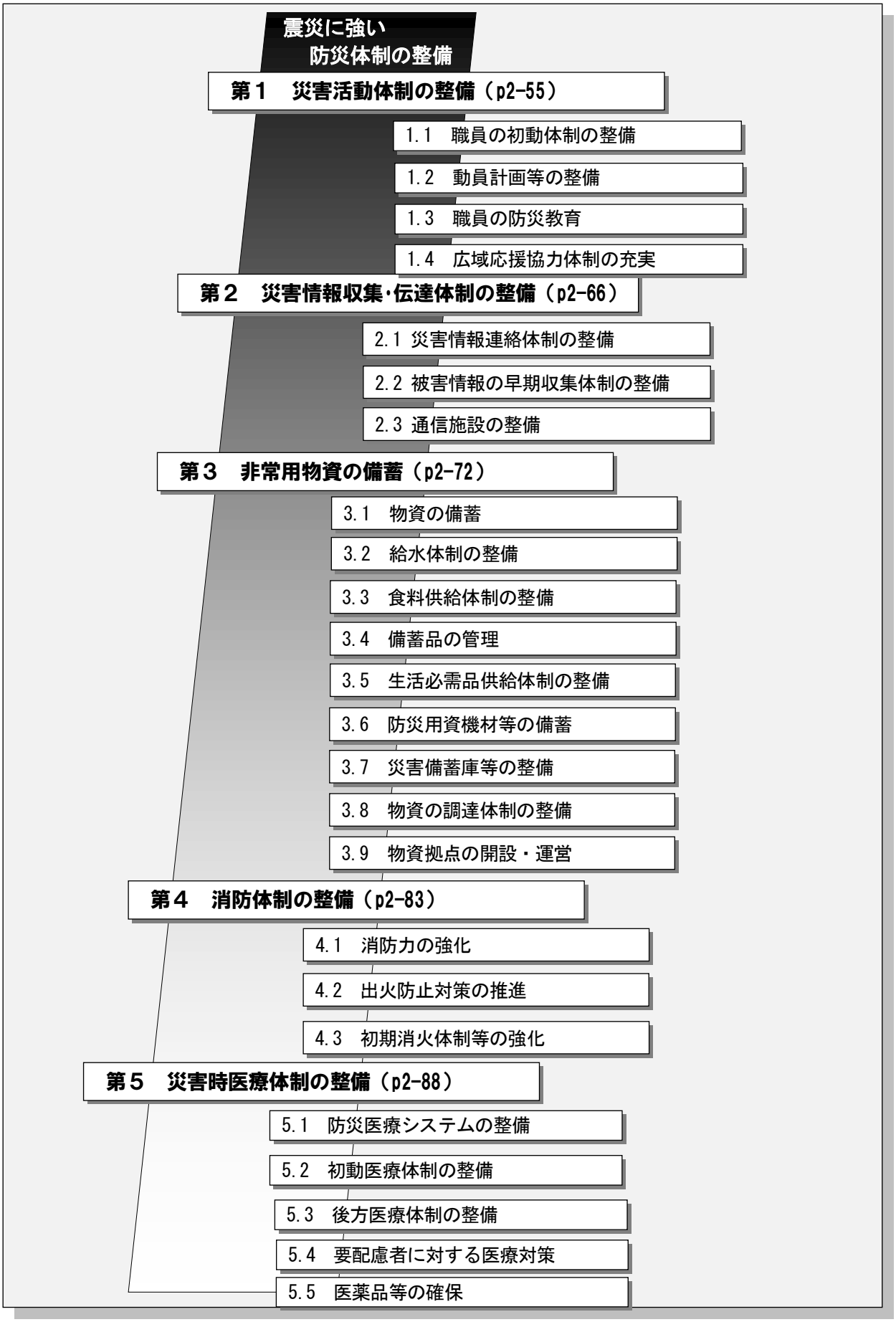
第２節　震災に強い防災体制の整備

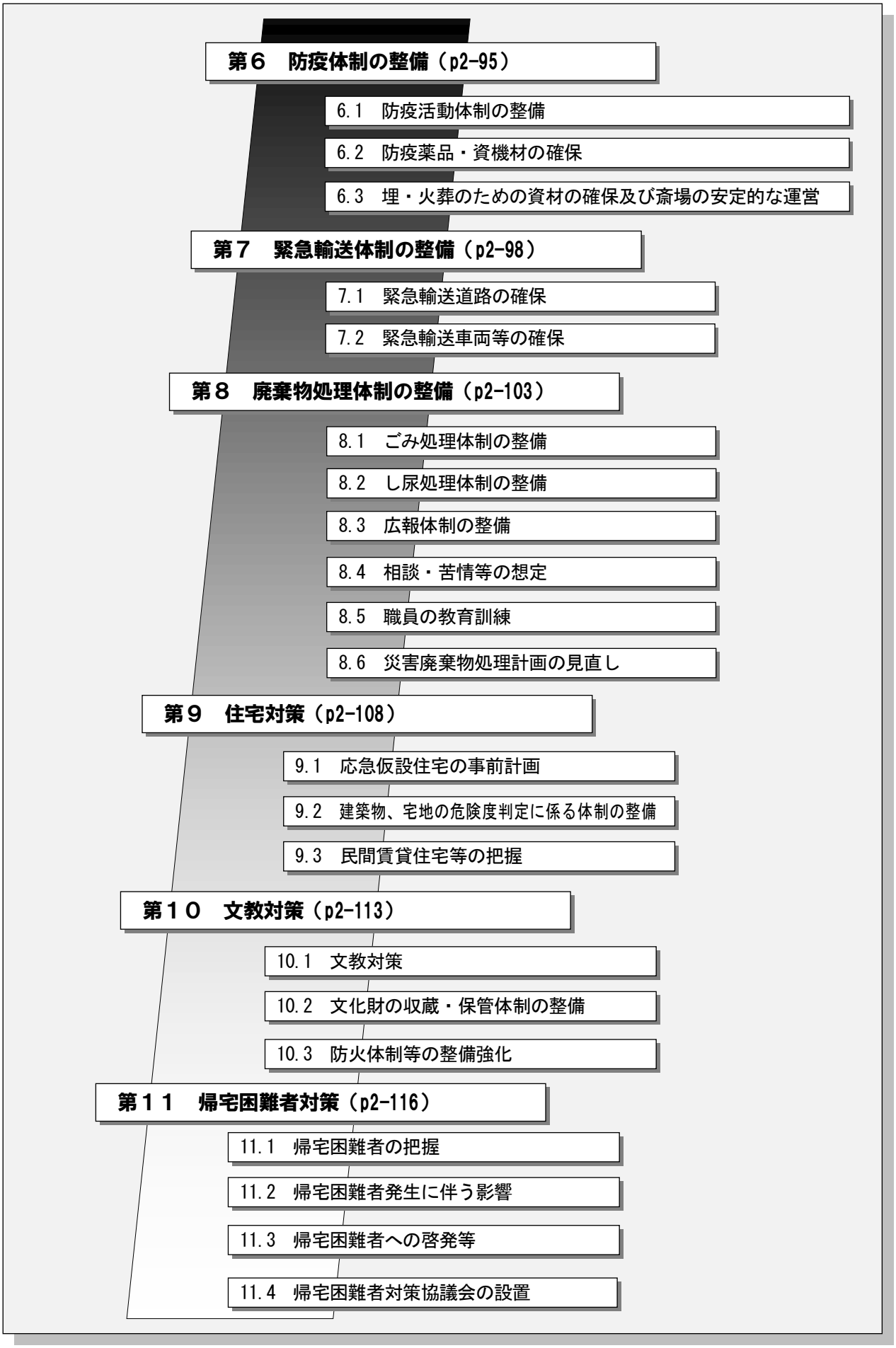
阪神・淡路大震災等では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本市においては、最も大きな被害をもたらすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、人的被害は、死者数が最大で 215 人、負傷者数は 1,627 人（うち重傷者 262 人）、避難者数は最大で 30,545 人、建物被害は、全壊棟数 3,361 棟、半壊棟数 8,070 棟と大きな被害の発生が予測されている。

そのため、本市は、首都圏で発生が予想される地震のなかでは比較的切迫性が高い東京湾北部地震や関東平野北西縁断層帯地震など、今後起こりえる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災等が残した教訓を踏まえ、平時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、震災に強い防災体制を構築する。

震災に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。


震災に強い
防災体制の整備
第１　災害活動体制の整備（p2-55）
1.1　職員の初動体制の整備
1.2　動員計画等の整備
1.3　職員の防災教育
1.4　広域応援協力体制の充実
第２　災害情報収集･伝達体制の整備（p2-66）
2.1 災害情報連絡体制の整備
2.2 被害情報の早期収集体制の整備
2.3 通信施設の整備
第３　非常用物資の備蓄（p2-72）
3.1　物資の備蓄
3.2　給水体制の整備
3.3　食料供給体制の整備
3.4　備蓄品の管理
3.5　生活必需品供給体制の整備
3.6　防災用資機材等の備蓄
3.7　災害備蓄庫等の整備
3.8　物資の調達体制の整備
3.9　物資拠点の開設・運営
第４　消防体制の整備（p2-83）
4.1　消防力の強化
4.2　出火防止対策の推進
4.3　初期消火体制等の強化
第５　災害時医療体制の整備（p2-88）
5.1　防災医療システムの整備
5.2　初動医療体制の整備
5.3　後方医療体制の整備
5.4　要配慮者に対する医療対策
5.5　医薬品等の確保

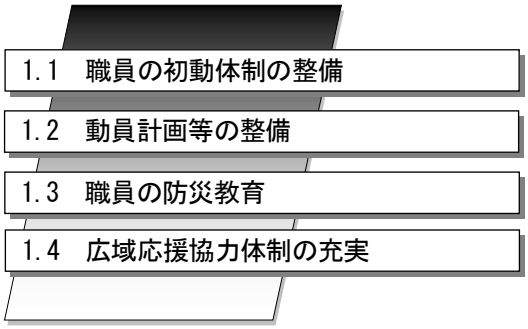

第６　防疫体制の整備（p2-95）
6.1　防疫活動体制の整備
6.2　防疫薬品・資機材の確保
6.3　埋・火葬のための資材の確保及び斎場の安定的な運営
第７　緊急輸送体制の整備（p2-98）
7.1　緊急輸送道路の確保
7.2　緊急輸送車両等の確保
第８　廃棄物処理体制の整備（p2-103）
8.1　ごみ処理体制の整備
8.2　し尿処理体制の整備
8.3　広報体制の整備
8.4　相談・苦情等の想定
8.5　職員の教育訓練
8.6　災害廃棄物処理計画の見直し
第９　住宅対策（p2-108）
9.1　応急仮設住宅の事前計画
9.2　建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備
9.3　民間賃貸住宅等の把握
第１０　文教対策（p2-113）
10.1　文教対策
10.2　文化財の収蔵・保管体制の整備
10.3　防火体制等の整備強化
第１１　帰宅困難者対策（p2-116）
11.1　帰宅困難者の把握
11.2　帰宅困難者発生に伴う影響
11.3　帰宅困難者への啓発等
11.4　帰宅困難者対策協議会の設置

第１　災害活動体制の整備

「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市における建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。



１．１ 職員の初動体制の整備

【防災危機管理室、情報政策課】

本市では、阪神・淡路大震災等の教訓にかんがみ、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信のふくそうにより職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

本市の職員の初動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 初動配備体制の整備
(2) 職員参集システムの整備
(3) 業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく対策の実践及び見直し
(4) 情報システムやデータバックアップ対策

《内容》

初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災等では、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災という悪条件の中で、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。

そのため、本市は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、職員危機管理防災マニュアルに基づき、震度４以上を観測した地震に対しては、自動的に防災体制を立ち上げるものとする。

職員参集システムの整備

本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、携帯電話を使用した職員参集システム等により、職員がすぐに指定場所に参集し災害対策活動を行える体制の整備を推進するものとする。

業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく対策の実践及び見直し

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために策定した川越市業務継続計画（地震編）に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正・見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

情報システムやデータバックアップ対策

市は、災害情報の収集・共有や避難所運営などの災害対応について、迅速かつ効果的に実施できるようデジタル技術等の活用や導入に向けた調査を行い、防災ＤＸの推進を図る。

また、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

１．２ 動員計画等の整備

【防災危機管理室、職員課、人事課】

突然の地震に対しても応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、震度階級に応じた職員の動員計画を定め、それに伴う活動マニュアルを作成するとともに、職員に対する防災教育を実施するものとする。

また、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制を整備するため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策を検討する。

本市の動員計画等の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 動員配備計画の作成
(2) 活動マニュアルの整備

《内容》

動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模、交代要員と交代時期を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常勤務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告するものとする。防災危機管理室及び人事課は、この報告をもとに職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。

活動マニュアルの整備

個々の職員が、地震発生直後の初動期及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各部において実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化、防災訓練等による検証に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を次に示す。

□活動マニュアルの記載事項

・班の活動諸元	・班を構成する課室及び所属職員
・各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）	・応急対策活動の実施手順
・防災要員及び防災関係機関の連絡リスト	・個人別覚書（携帯品等）

１．３ 職員の防災教育

【防災危機管理室】

各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部課の分掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点を置くようにする。

なお、研修の企画にあたっては、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

《方策》

⑴ 一般職員の防災教育
⑵ 防災担当職員の教育
⑶ 市長及び幹部職員の教育

《内容》

一般職員の防災教育

□方法及び機会

・新任研修
・職場研修
・防災訓練
・防災活動手引き等印刷物の配布
　各課において、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。

□習熟内容

・市の地域の災害特性
・地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
・気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
・過去の主な被害事例
・防災知識と技術
・防災関係法令の運用
・その他必要な事項

防災担当職員の教育

防災危機管理室の職員は、防災要員として本市の防災活動の中枢を担わなければならない。

そのため、日ごろから地域防災計画に基づく防災実務に習熟することはもとより、防災関係の研修会等に参加するなど、防災に係る知識、技術及び関係法令の習得に努める。

市長及び幹部職員の教育

市長及び市幹部職員は、国等が実施する、市長及び市幹部職員を対象とした研修への参加や、公開用ｅラーニングの活用等を通じて、初動対応等の災害対応能力の向上に努めるものとする。

１．４ 広域応援協力体制の充実

【防災危機管理室、職員課、人事課】

本市及びその周辺に大規模地震が発生した場合、本市の通常の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。

また、地震災害時に防災体制が円滑に機能するためには、平時の訓練や情報交換とともに、職員の資質や危機意識の向上を図る必要がある。

このため、地震災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

本市の広域応援体制の充実は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 国・自治体間の相互応援体制の整備
(2) 指定地方行政機関等との協力体制の整備
(3) 指定公共機関・指定地方公共機関との協力体制の確立

(4) 公共的団体との協力体制の確立
(5) 事業者との協力体制の確立
(6) 受入れ体制の整備

《内容》

自治体間の相互応援体制の整備

本市では、次のとおり災害時の相互応援等に関する協定を締結している。
今後とも相互応援等が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図るとともに、広域応援体制の充実に努める。

■災害時における相互応援協定（自治体）

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1.4 参照
さいたま市（旧大宮市）	災害時の避難場所相互利用に関する協定	H8.8.1	災害発生時に川越市及びさいたま市の指定避難場所をそれぞれの市民が相互利用できる	資料 1.5 参照
越谷市	大規模災害発生時における相互応援に関する協定	R7.7.16	大規模災害発生時における相互応援	資料 1.6 参照
福島県棚倉町	災害時における相互応援に関する協定	H11.1.25	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1.7 参照
川越公園管理事務所	災害時における防災施設の運営に関する協定	H11.3.24	川越（水上）公園内の防災施設の有効活用	資料 1.8 参照
東京都八王子市	災害時における相互応援に関する協定	H15.1.22	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1.9 参照
埼玉県、県内全市町村	災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定	H19.5.1	・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整・施設の提供 ・応急教育の受入れ	資料 1.10 参照
坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山町	災害時における相互応援に関する協定	R2.3.10	災害が発生し被災市町独自では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し救援活動を遂行する	資料 1.12 参照
中核市災害相互応援協定締結市	中核市災害相互応援協定	R3.4.1	災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、応急対策及び復旧対策を遂行する	資料 1.13 参照

指定地方行政機関等との協力体制の整備

地震災害時において、指定地方行政機関等への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時からの訓練及び情報交換等を実施する。
なお、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため、次に示すような整備を図るものとする。

□職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

□職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

■災害時における相互応援協定（指定地方行政機関等）

協定締結先	協定名称	締結 年月日	内容	備考
国土交通省 関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	H23.2.1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1.92 参照
川越少年刑務所	災害時における相互協力に関する協定	R1.6.27	災害時における一時的な避難場所	資料 1.15 参照

指定公共機関・指定地方公共機関との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、指定公共機関・指定地方公共機関に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

■災害時における相互応援協定（指定公共機関・指定地方公共機関）

協定締結先	協定名称	締結 年月日	内容	備考
(一社)埼玉県ＬＰガス協会川越支部	災害時におけるＬＰガスの優先供給等に関する協定	H10.11.18	災害時におけるＬＰガスの優先供給等	資料 1.16 参照
埼玉県トラック協会 川越支部	災害時における物資の輸送に関する協定	H12.5.29	災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施	資料 1.17 参照
川越西郵便局	川越市と川越市内郵便局との包括連携協定（災害発生時の協力に関する覚書）	H29.5.31	災害時における被災状況等の情報の相互提供や避難所における臨時郵便箱の設置等	資料 1.18 参照
東京電力パワーグリッド(株)川越支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R2.10.13	災害による大規模停電時における早期復旧等に係る情報連携及び相互協力	資料 1.19 参照

公共的団体との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、公共的団体に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

■協力体制の確立に努める公共的団体等

名称	所在地	電話
川越市管工事業協同組合	三久保町 20-134	049-224-4667
川越商工会議所	仲町 1-12	049-229-1810
川越市社会福祉協議会	小仙波町 2-50-2	049-225-5703
川越交通安全協会	大仙波 410-1	049-224-1609
病院等医療機関の管理者	－	－
各関係業者組合	－	－

■災害時における応援協定（公共的団体）

協定締結先	協定名称	締結年月日	協定の内容	備考
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	H17.7.1	災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	資料1.20参照
いるま野 農業協同組合	災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	H18.7.7	災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等	資料1.21参照
埼玉弁護士会 川越支部	災害時における特別法律相談に関する協定	H18.7.7	災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施	資料1.22参照
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料1.23参照
埼玉県石油商業組合 川越支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H24.6.25	災害時における燃料等の優先供給	資料1.24参照
公益社団法人 柔道整復師会 川越支部	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	H24.9.3	大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動	資料1.25参照
埼玉土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H27.11.25	災害時における市職員と連携した家屋被害認定調査及び市が発行した罹災証明について市民からの相談に関する支援	資料1.26参照
一般社団法人 川越市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	H27.12.25	大規模な災害が発生した場合における医療救護活動	資料1.27参照
一般社団法人 川越市医師会	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	H27.12.25	大規模な災害時における医療救護活動を行うことに関し、医薬品等を医療機関に分散配置し備蓄管理する。	資料1.28参照
埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	H28.7.28	災害時における司法書士の派遣による相続や登記等に関する相談の実施	資料1.29参照
埼玉県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定	H28.11.17	災害時における行政書士の派遣による、罹災証明書申請などの被災者相談窓口の支援	資料1.30参照
川越市建設業協会	災害時における応急復旧業務に関する協定	H30.5.9	災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施	資料1.31参照
公益社団法人 埼玉県不動産鑑定協会	災害時における住家被害認定調査に関する協定	H30.10.30	災害時における市の職員と連携した住家被害認定調査の支援や罹災証明についての市民からの相談業務の補助等	資料1.32参照
一般社団法人 川越市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	R2.1.28	災害時における歯科医療救護活動	資料1.33参照
公益社団法人 川越青年会議所	災害時応援協定	R2.2.14	災害時における災害応急復旧に必要な人員の派遣	資料1.34参照
川越緑地協会	災害時における応急復旧業務に関する協定	R2.3.31	災害時における公園巡回及び応急復旧業務、水害被害による家屋等の消毒	資料1.35参照
社会福祉法人川越市社会福祉協議会	川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R4.2.17	災害時における相互協力及び川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等	資料1.36参照

事業者との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平時に確立しておく。併せて、石油類燃料等についても応急対策業務に必要な車両や避難所、防災用資機材の稼働に必要なため、市内石油販売事業者の協力を得られる体制を、平時に確立しておく。

本市と事業者との協力に関する協定の締結状況は、次表のとおりである。なお、次表に示

す事業者は、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするため、災害時の事業活動の継続体制を、平時に確立しておく。

■災害時における応援協定（事業者）

避難所・施設・住宅に関する協定

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
学校法人城北埼玉学園	水害時における施設の利用に関する協定	R2.9.28	水害時における一時的な避難場所の提供	資料1.58参照
学校法人東洋大学	水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定	R3.8.18	水害時における車両避難場所としての施設利用	資料1.66参照
医療法人聖心会	水害時における施設の利用に関する協定	R2.9.28	水害時における一時的な避難場所の提供	資料1.59参照
(株)デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	R2.8.18	災害時におけるコンテナモジュール（移動式宿泊施設）の提供	資料1.55参照
(株)ピーアンドディコンサルティング及び(株)ウニクス	水害時における施設の利用に関する協定	R2.11.9	水害時における一時的な避難場所の提供	資料1.60参照
イオンタウン(株)	風水害時における車両避難場所としての駐車場利用確認書	R3.5.31	風水害時における車両避難場所としての駐車場利用	資料1.65参照
(株)丸広百貨店	災害時における資機材の優先提供に関する協定	R4.11.15	水害時における(株)丸広百貨店川越店東口第１駐車場の車両避難場所としての開放	資料1.70参照
（株）しまむら	水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定	R7.11.28	水害時におけるしまむら的場店屋上駐車場の車両退避場所としての開放	資料1.75参照
コーナン商事（株）	水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定	R7.12.3	水害時におけるホームセンターコーナン川越的場店駐車場の車両避難場所としての開放	資料1.76参照
川木建設（株）	水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定	R8.7.28	水害時における川木建設(株)が管理する施設の一部の車両退避場所としての開放	資料1.80参照

食料品・飲料水に関する協定

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
(株)イトーセーブ	災害時等における精米の優先供給に関する協定	H6.3.22	災害時等における精米の優先供給	資料1.37参照
コカ・コーライーストジャパン(株)	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	H16.12.22	災害時等における飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等	資料1.41参照
生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H25.8.30	災害時における応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報の提供	資料1.44参照
(株)伊藤園	災害時における飲料水の提供に関する協定	H25.1128	災害時における飲料水の提供の協力	資料1.45参照
(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時における生活物資等の供給に関する協定	H28.3.25	災害時に市からの要請により、食料、飲料水、生活必需品等の調達、供給等の協力	資料1.48参照

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
マミーマート(株)	災害時における物資の供給等に関する協定	H30.10.30	災害時における食料品、食器類、日用品等の生活物資の供給や緊急避難先としての駐車場の一部の無償開放	資料1.51参照
(株)ヤオコー	災害時における食糧供給等の協力に関する協定	H31.1.30	災害時における食料品、食器類、日用品などの生活物資の供給	資料1.52参照
山崎製パン(株) 埼玉工場　埼玉第一工場	災害時における相互協力に関する協定	H31.3.1	災害時における食糧の供給	資料1.53参照
(株)OSG　コーポレーション	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	R2.9.14	災害時における飲料水及び除菌水等の供給等	資料1.57参照
(株)ふくしま	災害時における物資の供給等に関する協定	R3.10.25	災害時における食料品、炊き出し用食材等の提供	資料1.67参照

輸送支援に関する協定

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
エアロトヨタ㈱※R7.7.1に朝日航洋㈱から社名変更	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	H7.3.27	ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用	資料1.38参照
（一社）埼玉県バス協会西部地区部会	災害時におけるバス利用に関する協定	H21.6.8	災害発生時又は災害発生のおそれのある場合における、避難者輸送・避難所としてのバス利用	資料1.42参照
佐川急便（株）	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	R7.11.26	災害時における物資拠点等から避難所等への物資の配送、及び物資拠点等における荷役作業等	資料1.74参照

医療支援に関する協定

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
（一社）川越市薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定	R8.1.23	薬剤師派遣による救護所等における医療救護活動	資料1.79参照

復旧作業・設備に関する協定

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8.7.9	地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	資料1.39参照
グランド産業(株)	災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定	H28.10.24	災害時における仮設トイレ、仮設ハウス等の優先的な提供	資料1.49参照
モスト技研(株)	災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定	R1.12.25	災害時におけるダンボール製品（ダンボールベッド等）避難所用仮設品の供給	資料1.54参照
ムサシ王子コンテナー(株)	災害時における物資提供等の協力に関する協定	R2.12.22	災害時における段ボールベッド等の物資の提供	資料1.61参照
(株)出羽紙器製作所	災害時等における物資供給に関する協定	R3.2.19	災害時等における段ボール製品の供給	資料1.62参照

葬祭事業に関する協定

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	災害時における葬祭協力等に関する協定	H26.2.20	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力	資料1.46参照

情報提供その他に関する協定

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	H24.8.1	防災情報、緊急情報等のヤフーサービス上への掲載	資料1.43参照
JCOM マーケティング株式会社	防災情報等の放送に関する協定	H28.3.14	災害時等におけるケーブルテレビを利用した災害情報や防災情報等の放送	資料1.47参照
(株)ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29.7.11	災害時における備蓄用住宅地図等の提供	資料1.50参照
ネッツトヨタ東埼玉(株)	災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定	R2.8.19	災害時における給電業務等のための車両の貸し出し、車両等の給電場所の提供等	資料1.56参照
アースシグナル(株)	災害時における車両貸出及び給電に関する協定	R3.4.12	災害時における給電業務等のための車両の貸出及び車両の給電場所としての会社敷地の提供	資料1.63参照
(株)小江戸FM	災害時緊急放送に関する協定	R3.5.17	災害時におけるラジオ放送を使用した防災情報の提供	資料1.64参照
(株)原一	災害時応援協定	R3.12.22	被災状況の情報収集、情報提供、ドローンによる被災状況調査等	資料1.68参照
(株)ワンウェイ	災害時における資機材の優先提供に関する協定	R4.3.28	災害時における資機材の優先提供	資料1.69参照
三井住友海上火災保険（株）	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	R6.5.30	災害時における住家等の損害に関する情報の提供	資料1.71参照
（株）ダスキンくりはら	災害時におけるレンタル機材及び衛生サービス等の提供に関する協定	R6.11.18	災害時における冷暖房機やパーテーション等のレンタル機材、及び避難所の巡回清掃等の衛生サービスの提供	資料1.72参照
スギホールディングス（株）	災害時における物資調達に関する協定	R7.1.24	災害時における物資（調剤薬を除く医薬品・医療用品、生活必需品 等）の提供	資料1.73参照
コーナン商事（株）	災害時における物資の供給に関する協定	R7.12.3	災害時におけるホームセンターコーナン川越的場店による物資の供給	資料1.77参照
（株）スズキ自販西埼玉及びスズキ（株）	災害時における車両貸与等に関する応援協定	R7.12.18	電源供給のための電気自動車及び物資運搬のための車両貸与	資料1.78参照

帰宅困難者の受入れ等に関する協定

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
川越第一ホテル 川越プリンスホテル 川越湯遊ランド・ホテル三光	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	H 28.6.1	市域内の帰宅困難者に対して一時滞在施設としての受け入れ等に関する協定	資料1.81参照

受入れ体制の整備

市及び県は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、以下のとおりあらかじめ受入体制を整備する。

・県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。また、市は「川越市災害時受援計画」の策定をしている。
・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
・応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておくものとする。特に女性の応援職員にとって安全で安心できる受け入れ環境の整備と円滑な受け入れに努める。
・感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
・消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。
・情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

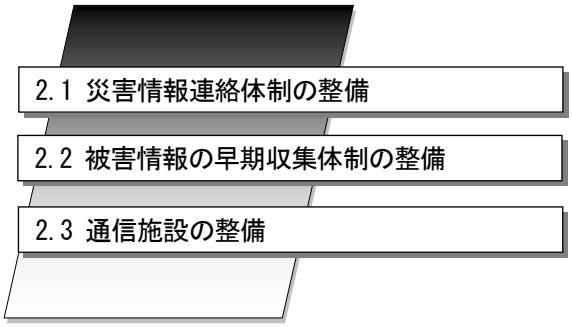
第２　災害情報収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、本市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

また、近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になりつつあり、こうした成果を踏まえる必要もある。本市においても、効果的・効率的な防災対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努めるものとする。

さらに、想定される地震の種類、地域特性及び時間特性により、必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくるため、夜間に地震が発生した場合や、被害が局地的に発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を確保しておく必要がある。

災害情報収集・伝達体制の整備は以下の施策により推進する。



２．１ 災害情報連絡体制の整備

【防災危機管理室】

災害時における本市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

本市の災害情報連絡体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

⑴ 災害情報ネットワークの構築
⑵ 通信連絡体制の確立
⑶ 通信連絡方法の整備

《内容》

災害情報ネットワークの構築

本市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するために必要な情報連絡体制の確立に努める。なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、次に示すとおりである。

□防災拠点の機能強化

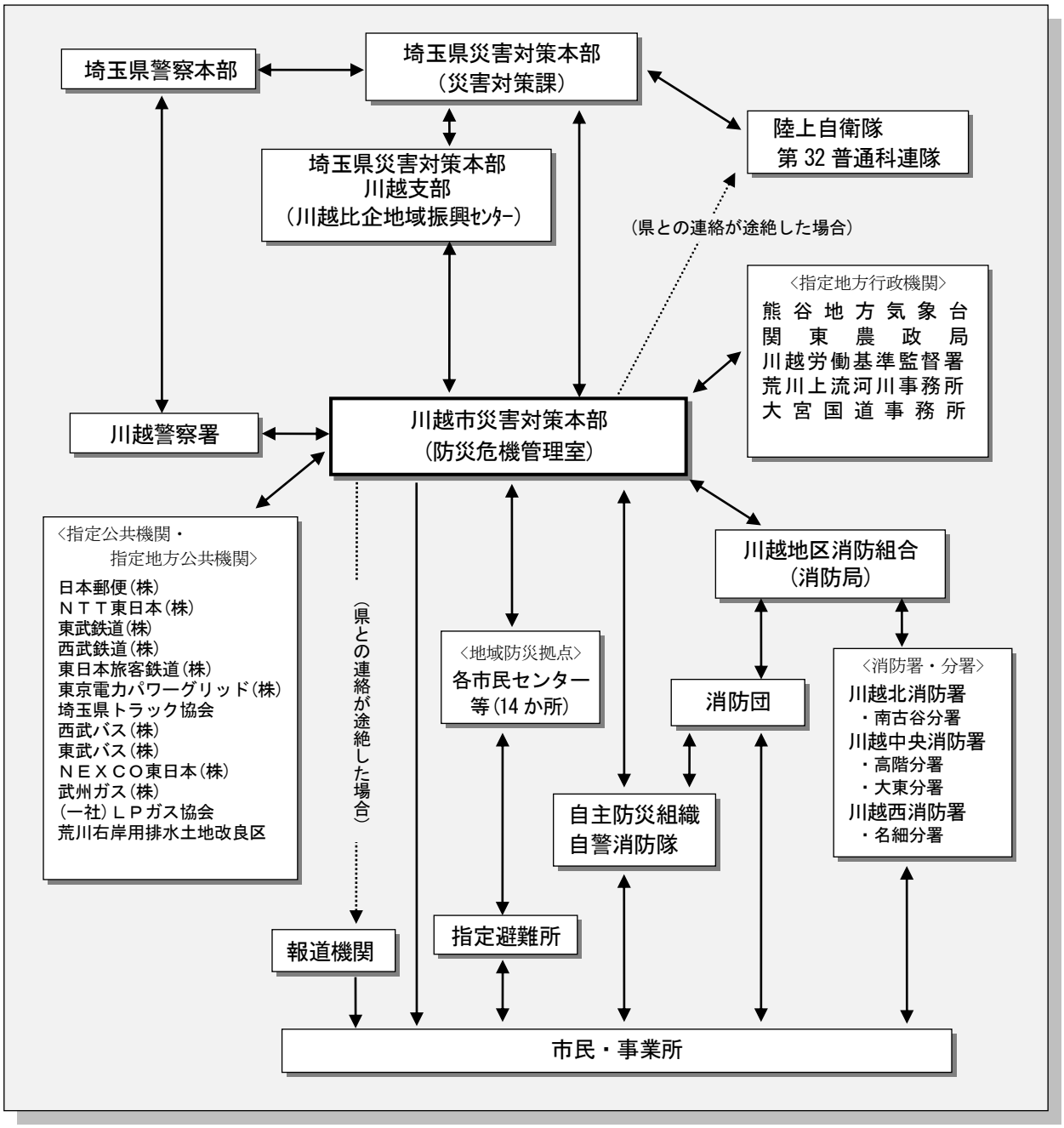
各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

□防災関係機関との連携強化

防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

■本市に係る情報連絡網



■本市の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体･防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 埼玉県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線(固定系)	災害対策本部 → 市内各所
	ＩＰ無線	災害対策本部 ～ 防災拠点

通信連絡体制の確立

本市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。
そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。
また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話（衛星携帯電話を含む）等の通信手段の活用を図る。

２．２ 被害情報の早期収集体制の整備

【防災危機管理室】

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。
本市の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 情報収集体制の強化
(2) 情報統括責任者の選任
(3) 情報の一元管理・共有化
(4) 情報処理分析体制の整備
(5) 自主防災組織等からの情報収集
(6) SNS 情報の収集・分析
(7) ヘリコプター等による状況把握
(8) アマチュア無線等からの情報収集

《内容》

情報収集体制の強化

地震発生直後に、職員が自宅から参集する間に収集した各方面の災害情報を取りまとめ、活用する体制の整備を図る。

また、交通路の遮断、電話の不通等に対応してバイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、現地調査要員の編成及び活動要領、連絡方法、現場写真の撮影等について事前に定めておく。

情報統括責任者の選任

市は、災害情報を一元的に集約し、県や関係機関へ報告するため、情報統括責任者を選任し、情報の集約・報告体制を整備する。

情報の一元管理・共有化

市は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化が図れるよう体制を整備する。

情報処理分析体制の整備

① 災害情報データベースの整備

市は、平時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化に努める。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所、指定緊急避難場所、防災施設等のデータの整備に努める。

② 災害情報シミュレーションシステムの整備

市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムの整備に努める。

③ 人材の育成等

市は、収集した情報を的確に分析するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう体制を整備する。

自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

ＳＮＳ情報の収集・分析

市は、市民等により発信されるＳＮＳ情報を収集・分析し、災害対応への活用を検討する。

ヘリコプター等による状況把握

本市は、エアロトヨタ(株)と、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結しており、地震災害時には早期に高所から市内全域の被災状況を把握できるように、災害時の臨時ヘリポートの指定等を図る。

このほか、必要に応じ、本市は無人航空機（ドローン）の活用について具体的に検討する。

『 ➔ 資料１.39「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定」参照 』

アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時には、有線の通信が途絶することも考えられるため、アマチュア無線クラブやタクシー会社からの災害情報が得られるように、平時から協力体制の確立を図る。なお、本市は、市内タクシー会社９社と災害時の情報提供等に関する協定を締結している。

『 ➔ 資料１.41「災害時の情報提供等に関する協定（西武ハイヤー(株)、他）」参照 』

２.３ 通信施設の整備

【防災危機管理室、管財課】

本市は、地震災害時に、被害情報等の収集・伝達を行うための通信施設の整備を図る。
本市の通信施設の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

⑴ 防災行政無線の整備・充実
⑵ 電話通信設備の整備
⑶ その他の情報通信設備の整備
⑷ 通信施設の安全対策

《内容》

防災行政無線の整備・充実

① 防災行政無線のデジタル化整備
防災行政無線（固定系）のデジタル化更新整備が完了したため、情報連携機能を活用したメール配信やｉＦＡＸ等の情報伝達手段の多様化を推進する。

② 防災拠点への配備
防災中枢拠点、地域防災拠点、指定避難所等にＩＰ無線を配備し、災害時に情報収集、連絡を行う。

③ 防災行政無線の配置見直し
避難情報等の災害情報や平時の災害情報を適時市民に提供するために、新たな宅地の形

成動向をかんがみ、防災行政無線（固定系）の配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設、移動等を行う。

『 ➔ 資料２.15「防災行政無線配置図」参照 』
『 ➔ 資料２.16「防災行政無線一覧表」参照 』

電話通信設備の整備

本市は、ＮＴＴ東日本一般有線電話がふくそう制御によりかけづらい場合でも優先的に通話ができるように既設の電話番号をＮＴＴに「災害時優先電話」として登録している。災害時に効率的な運用を図るため、平時から災害時優先電話の設置場所を確認するとともに、登録番号については関係機関等との共有を図る。ただし、災害時において有効に使用するため、登録番号は公表しないものとする。

その他の情報通信設備の整備

先端技術を防災対策に適用することが可能となってきたことから、こうした技術に基づく情報通信設備・機器の整備を進め、迅速な情報収集・連絡体制を構築する。

○情報発信・広報に活用する機器
同報通信機能を有するファクシミリ通信、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、防災情報メール
○双方向の情報通信に活用する施設・機器
インターネット・ホームページの整備
Ｘ、フェイスブック、ＬＩＮＥ等のＳＮＳの活用
○主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器
携帯情報端末、衛星携帯電話

通信施設の安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

○非常用電源の確保
停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
○通信システムのバックアップ化
通信システムを多ルート化し、バックアップシステムを整備する。
○地震動への備え
災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとする。

第３　非常用物資の備蓄

本市は、地震災害時の市民生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。地震発生の季節及び時間帯等は、事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。さらに、食料及び生活必需品の備蓄並びに調達品目については、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性及びこどもに配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。また、食料品については、アレルギー対象食材を表示したものの補充に努めるものとする。

また、市は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組むものとする。



３．１　物資の備蓄

【防災危機管理室】

本市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

《方策》

⑴ 備蓄品の整備・充実

《内容》

⑴ 備蓄品の整備・充実

① 想定最大規模の地震災害

埼玉県が実施した「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26 年３月）によると、想定される地震の中で本市に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは、「**関東平野北西縁断層帯地震**」である。

本市では、本地震における想定避難者数に対して必要となる３日間の備蓄量を当面の目標とする。

② 備蓄計画

本市では、備蓄の基本的な考え方、備蓄する品目、数量を示した「川越市備蓄計画」を定め、計画的な備蓄に努めるものとする。

３．２　給水体制の整備

【給水サービス課、事業計画課、上下水道管理センター、水道工務課、総務企画課、防災危機管理室】

震災時は、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

本市は、これまで災害用給水井戸等の給水拠点の整備や応急給水資機材の備蓄等を実施しており、今後とも、地震災害時における給水体制の一層の整備を推進する。

本市の給水体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

⑴ 行政備蓄
⑵ その他水源の確保
⑶ 応援協力体制の整備

《内容》

行政備蓄

① 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者、地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

② 目標給水量

飲料水の給水量を次に示す。

地震発生から３日間は１人１日３リットルを目処とする。その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

■一日当たりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から３日	３ ℓ/人･日	生命維持に最小限必要な水量
４日から10日	20 ℓ/人･日	炊事､洗面､トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ/人･日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量

③ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、受・浄水場施設の耐震強化を図り、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を推進する。また、貯水槽を保有する中高層住宅等においては、災害、その他非常時に緊急応援の水道用水供給に係る理解と協力に努める。

なお、本市では、受・浄水場施設における配水池の貯水能力だけでも125,100m^3（令和７年４月１日現在）有しており、全市民（令和８年１月１日現在352,607人）に対して、少なくとも１日３リットルの飲料水を３日間給水可能な量を確保している。

□災害用給水井戸の整備

本市は、昭和 57 年度以来、避難所となる小・中学校等に災害用給水井戸を整備し、これまでに 22 か所設置している。

今後とも、施設の整備を図るとともに、定期的なメンテナンス及び水質検査を実施する。また、災害用給水井戸には応急給水に必要な資機材の確保を図るものとする。

ただし、井戸水については、地震により水質が変化している可能性もあることから、発災後に飲用のほか、炊事用や洗面用に使用する場合には、水質検査を実施する。

『 ➔ 資料２．２「指定給水場所一覧表」参照 』

□飲料水兼用耐震性貯水槽の設置

本市は、平成８年度に高階小学校に 100m³ の飲料水兼用耐震性貯水槽を設置しており、今後、他の給水拠点との地域的バランスを考慮し、施設の増設を図る。

□配水池の整備

本市は、これまで受・配水場の整備に努め、18 か所の配水池を整備しており、その有効貯水能力は 125,100m³ となっている。

これらの配水池については、耐震化工事や緊急遮断弁の設置等により地震災害時において給水拠点としての機能が維持できるように必要な整備を図る。

『 ➔ 資料２．３「拠点給水場所一覧表」参照 』

④ 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の確保を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

『 ➔ 資料２．４「備蓄品の状況」参照 』

⑤ 水質検査体制の整備

井戸、プール、防火水槽、ため池、河川等の比較的汚染が少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備する。

その他水源の確保

① 事業者及び民間業者との連携

地震災害時に迅速かつ安定して飲料水を供給できる事業者との連携を図り、飲料水の確保を図るとともに、市内の事業所が所有する井戸についても、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

②　市民・事業者の自己備蓄の推進

日ごろから地震災害に備えて飲料水を備蓄するとともに、生活用水についても給水タンク及び貯水槽の整備など、確保手段の多様化に努める。

また、市は、市民や事業者が所有する井戸及び農業用井戸で、地震災害時に開放できるものについて、飲料用以外の洗濯やトイレ等の生活用水を確保するため、「川越市災害時協力井戸登録制度」の推進を図る。

③ 受水槽、高架水槽の活用

地震災害時において、小・中学校等の受水槽、高架水槽の活用を図るため、緊急遮断弁及び非常用給水栓の設置を促進する。

応援協力体制の整備

本市は、地震災害時の応急給水に必要な人員及び車両等の資機材に不足をきたした場合に協力が得られるよう、関係機関との応援協力体制の確立に努める。

３．３ 食料供給体制の整備

【防災危機管理室】

地震災害時は、平時には予測できない市場・流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の混乱が収まり流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間（発災後おおむね３日間）の食料の備蓄は、市、市民及び埼玉県が各々分担して備蓄する。

そのため、市は、平時から備蓄必要量の把握と計画的な備蓄を行うとともに、３日目以降の調達のため、業者と調達協定の締結等を行うとともに緊急調達可能量の一覧表を作成し、適切な市の備蓄を確保するものとする。

本市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 食料の備蓄
(2) 食料の調達
(3) 資機材の備蓄

《内容》

食料の備蓄

① 埼玉県の備蓄計画

埼玉県では、地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口に基づき、埼玉県と市町村がそれぞれ1.5日分（３日分）以上、災害救助従事者用を県と市町村でそれぞれ３日分以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県で１日分以上備蓄するものとしている。

② 備蓄量の推定

県の備蓄計画に基づき、市は、避難住民用として２日分、災害救助従事者用として３日分を備蓄しておく。

必要な備蓄量について、以下の方法で推定する。

□市の備蓄計画

供給対象者	埼玉県	川越市	住民
避難住民	1.5日分	２日分	３日分（推奨１週間）
災害救助従事者	３日分	３日分	－

□『関東平野北西縁断層帯地震』における市域の避難者数

・発災後１日後の避難者数：18,006人
・帰宅困難者数：47,399人

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年３月埼玉県

□必要な備蓄量の推定

供給対象者	川越市	必要な備蓄数
避難住民	２日分	18,006 人×３食×２日＝108,036 食
災害救助従事者	３日分	1,800 人※×３食×３日＝16,200 食
合　計	－	124,236 食

※災害救助従事者数については、避難住民数に対して１割と想定する。

③ 本市の備蓄状況

令和８年４月１日現在、本市の備蓄量は約 13 万食となっており、備蓄目標である「関東平野北西縁断層帯地震」に対する備蓄量は達成している。

なお、備蓄目標を上回るものについては、他県への応援要請やその他不測の事態の備えとして確保する。

□備蓄の留意点

・物資を１か所に集中して備蓄しその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。
・高齢者・乳幼児などの要配慮者及び女性に配慮した食料、生活関連物資の備蓄に努める。また、食料品については、アレルギー対象食材を表示したものの補充に努めるものとする。
・季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

『 ➔ 資料２．４「備蓄品の状況」参照 』

食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。特に備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。また、地震災害時に積極的な協力が得られるように、平時からのコミュニケーションの強化に努める。さらには、地震災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに市域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

■食料調達の方法

食料	調達方法
米　　穀	・備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出） ・農林水産省農産局長への要請（災害救助用米穀の引渡し） ・協定締結先への要請
パン、育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
副　　食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

資機材の備蓄

本市は、炊き出し及び給水に必要な資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、自主防災組

織の資機材整備について補助を行い、充実した資機材の確保を推進する。

『 ➔ 資料２．４「備蓄品の状況」参照 』

３．４ 備蓄品の管理

【防災危機管理室】

備蓄品の計画的な入れ替えを実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

《方策》

⑴ 備蓄品の適切な管理
⑵ 備蓄状況の公表

《内容》

⑴ 備蓄品の適切な管理

備蓄品には、数量、賞味期限等の表示を行い、外見から中身が判断できるように措置するとともに、定期的な点検及び計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。
また、資機材についても定期的なメンテナンスを実施し、機能維持に努める。

⑵ 備蓄状況の公表

災対法第 49 条第 2 項の規定により、物資の備蓄の状況を公表するものとする。

３．５ 生活必需品供給体制の整備

【防災危機管理室】

災害時は、平時の市場流通の混乱・途絶が予想されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平時から、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。本市の生活必需品供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

⑴ 生活必需品等の確保
⑵ 災害時民間協力体制の整備
⑶ 供給品目の検討

《内容》

⑴ 生活必需品等の確保

生活必需品は公的備蓄のほか、市民による備蓄や協定業者から速やかに調達することで対

応し、状況により埼玉県等に応援を要請する。

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

□民間との協力体制

・あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
・災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平時から供給品目について検討しておく。

３．６ 防災用資機材等の備蓄

【防災危機管理室】

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材の備蓄を図るものとする。

本市の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 防災用資機材等の備蓄
(2) 避難所へのマニュアル等の配置

《内容》

(1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、各避難所の収容人員の計画値等を考慮し、備蓄に努める。

□備蓄品目

・浄水装置	・発電機	・炊飯器	・かまどセット
・非常用飲料水袋	・投光機	・懐中電灯	・防水シート
・簡易トイレ	・仮設トイレ	・組立トイレ	・車椅子
・ポリタンク	・給水タンク	・簡易ベッド	・パーテーション
・テント	・ブルーシート	・携帯電話用充電器	
・避難所用資機材（看板、レイアウト図等）			
・移送用具（リヤカー､担架、台車等）			
・救助用資機材（バール､ジャッキ､のこぎり等）			
・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋等）			

(2) 避難所へのマニュアル等の配置

震災時等における避難所の開設時の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な避難所開設・運営マニュアル、避難者カード、文房具類等を各避難所に配置する。

３.７ 災害備蓄庫等の整備

【防災危機管理室】

本市は、食料、生活必需品、応急対策用資機材等を備蓄する災害備蓄庫及び備蓄品保管室を計画的に整備する。

《方策》

(1) 災害備蓄庫の整備・充実
(2) 備蓄品保管室の充実

《内容》

(1) 災害備蓄庫の整備・充実

本市は、昭和 54 年度以来、食料、生活必需品及び応急対策用資機材等を備蓄する災害備蓄庫を建設し、これまでに 14 か所整備している。

今後、災害備蓄庫を建設する場合は、防災アセスメント調査における被災状況等を勘案して選定するなど、計画的な整備を図るとともに、必要な備蓄品を計画的に備蓄する。

『 ➔ 資料２.５「災害備蓄庫整備状況」参照 』

(2) 備蓄品保管室の充実

本市は、平成７年度から避難所となる小・中学校及び高校の余裕教室などを利用した備蓄品保管室の整備を進めている。

備蓄品保管室には、地震発生後直ちに必要となる救助用資機材、食料、生活必需品等を備蓄しており、今後は必要な備蓄品を計画的に備蓄する。

備蓄品保管室の位置については、児童生徒の安全を最優先した上で、できる限り校舎１階に配置するよう努め、明確な表示をする。

『 ➔ 資料２．６「備蓄品保管室整備状況」参照 』
『 ➔ 資料２．７「備蓄品保管室の備蓄状況（１校当たり）」参照 』

３．８ 物資の調達体制の整備

【防災危機管理室、管財輸送班、食料・物資調達班】

本市は、救援物資の調達のため、次に示す体制を整備する。

《方策》

⑴ 事業者との協力体制の整備
⑵ 炊き出し実施体制の整備
⑶ 新物資システム（B-PLo）を活用した調達・輸送体制の整備

《内容》

⑴ 事業者との協力体制の整備

本市は、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、備蓄するには不適当なものについて検討し、事業者と十分調整し、災害時に協力が得られるように物資調達に関する協定を締結するなど協力体制の確立に努める（「本章　第２節　第１　『１．４　広域応援協力体制の充実」』参照）。

また、県は一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時の福祉用具等物資の供給等に関する協定」を締結しており、市は県を通じて必要な物資を依頼する。

⑵ 炊き出し実施体制の整備

地震災害時における食料の炊き出しについては、学校給食センター施設を利用するものとし、要員の確保、食材の調達方法等について定めておくものとする。

また、学校給食センター施設が被災するなどの状況により、避難所等で現地炊き出しすることも考慮し、煮炊き釜やカマドセット等の調理機材の備蓄を推進する。

『 ➔ 資料１．６７「災害時における物資の供給等に関する協定（ふくしま）」参照 』

⑶ 新物資システム（B-PLo）を活用した調達・輸送体制の整備

新物資システム（B-PLo）は、令和７年４月より国が運用を開始し、平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資の支援を実現するためのシステムである。

また国は、本システムを活用することで、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合において、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し輸送（プッシュ型支援）を行うこととしている。

市は、備蓄物資についてあらかじめ本システムに入力するとともに、定期的な備蓄物資の点検と入力データの更新を行う。さらに、本システムの入力訓練を定期的に行い、操作方法の習熟に努める。

また市は、地震災害時の物資の輸送力の強化を図るため、輸送に関する協定を締結した市内輸送業者と協議し、民間輸送事業者の物流センター等、物資拠点施設の活用を検討する等、協定で定めた支援の拡張、協力体制の更なる強化に努める。

『➔ 資料１.17 「災害時における物資の輸送に関する協定（埼玉県トラック協会）」参照 』

３．９物資拠点の開設・運営

【防災危機管理室】

本市は、指定避難所等への物資の供給拠点となる物資拠点を速やかに開設・運営する要員を確保するとともに、民間事業者との災害協定に基づいて物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を整備する。

《方策》

⑴開設・運営マニュアルの整備

《内容》

⑴ 市は、物資拠点を速やかに開設するため、あらかじめ物資拠点の開設・運営マニュアルを整備する。

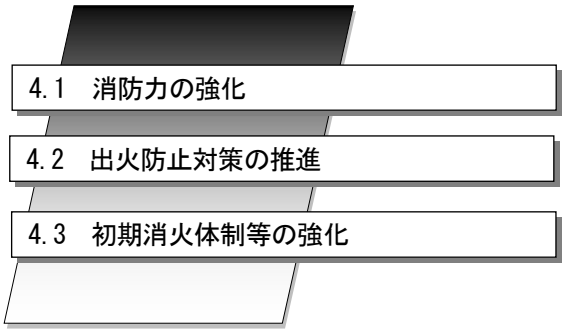
物資拠点	災害備蓄庫：１４か所	・非常用物資の備蓄
	物資の集積場及び中継基地は以下のとおり。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園	・指定避難所への物資の供給拠点

『➔ 資料１.17 「災害時における物資の輸送に関する協定（埼玉県トラック協会）」参照 』
『➔ 資料１.74「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書」(佐川急便株式会社　北関東支店)参照』

第４　消防体制の整備

地震に伴い発生する火災の特徴は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがあることである。

したがって、地震火災による被害を最小限にするため、消防力の強化、出火防止対策の推進及び初期消火体制等の強化のため消防体制を整備する。



４．１ 消防力の強化

【消防組合】

地震発生直後は、同時多発火災の発生あるいは救助、救急要請が多数予想される。

したがって、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、地震による被害を軽減するため、次の計画を推進する。

《方策》

(1) 消防署所の整備
(2) 予防体制の整備
(3) 消防活動体制の整備
(4) 消防通信体制の整備
(5) 消防水利施設の整備
(6) 非常用車両等の整備
(7) 消防団消防力の強化
(8) 受援体制の強化

《内容》

消防署所の整備

市街地の拡大に対応し、消防署及び分署の新設、改築、改修や適正な配置のほか、洪水浸水想定区域にある消防署所の浸水対策を図る。

その他、感染症流行下における消防力の維持及び確保のため、施設及び設備の整備を図り、万全な感染症対策を講じる。

予防体制の整備

火災を未然に防止するため、防災学習施設等により防災知識の普及と予防思想の高揚を図るとともに、事業所等に対する予防査察の強化、住民に対する防火指導の徹底に努める。

消防活動体制の整備

大規模かつ多様化する火災、救助及び救急需要に対応するため、消防ポンプ自動車、化学車、救助工作車、はしご車、高規格救急車等の計画的な整備及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、屋外訓練場等により隊員の教育をするため各種消防訓練を実施し、警防、救助及び救急体制の強化を図る。

その他、大規模かつ広域な災害や複雑多様化する災害に対し施設整備や消防装備の充実強化を図る。

消防通信体制の整備

地震災害時の同時多発火災や救助・救急事案に対処するためには、災害情報及び消防部隊運用情報等を正確に把握し、効率的な部隊運用を図るとともに、支援情報の高度化、情報伝達の確実化、秘匿性の向上を図るため消防通信体制の機能維持を図る。

消防水利施設の整備

大規模地震が発生した場合、消火栓の機能はほとんど失われることから、防火水槽など消火栓以外の消防水利を既設の防火水槽等の配置状況等を勘案して計画的に整備する。また、既設の防火水槽・プール等にあっては、定期的な水利調査等により、機能の維持を図る。

非常用車両等の整備

① 非常用車両等の整備

地震災害時の情報収集及び大規模災害に対処するため、消防ポンプ自動車、救急車等の非常用車両を計画的に整備を図る。

② 消火用資器材等の整備

地震災害時に消防力を最大限活用するため、可搬式小型動力ポンプ、消防用ホース等の消火用資器材、ハンマー、バール、のこぎり等の簡易救助資器材、エアーテント、担架、毛布等の救護用資器材等を計画的に整備する。

③ 隊員用装備品の整備

隊員の長時間にわたる現場活動を支えるため、水、アルファ米、乾パン等の非常食、その他隊員用装備品を計画的に整備する。

消防団消防力の強化

消防団は、地震災害時には常備消防と協力し、消防活動を行うとともに、平時には地域住民に対して、出火の防止、初期消火等の指導を行うなど地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。一方、サラリーマン化及び高齢化が進行しており、団員確保が急務とな

っている。
　また、地震災害時等に迅速な意思決定を図り、対応できるよう常備消防と連携する。老朽化や手狭となった車庫は、消防団拠点施設等として計画的に建替えや長寿命化を図るための改修を行い、分団消防車を計画的に更新整備していくとともに、多様化する災害活動に合わせた装備品、ホース等の資機材の増強を図る。
　また、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

『 ➔ 資料２．８「消防分団の受持区域」参照 』

受援体制の強化

　大規模災害等が発生し、緊急消防援助隊や他自治体からの応援体制等を受援するため、情報伝達及び指揮支援を行う場所として大会議室がある消防庁舎、応援部隊の集結場所である屋外訓練場及び車両燃料を補充するための自家用給油所の機能の維持を図る。

４．２ 出火防止対策の推進

【消防組合】

　地震発生直後の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備、さらに危険物、化学薬品等からの出火がある。本市内には、これら多くの種類のものが多量にあり、地震発生時に相当数の火災発生が予想される。
　そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、市民の防火知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施する。

《方策》

(1) 一般火気使用器具からの出火防止
(2) 石油等危険物等関連施設からの出火防止
(3) 予防査察の実施
(4) 予防広報

《内容》

一般火気使用器具からの出火防止

　地震に伴う消火の意識はかなり普及し実施されているが、今後は、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、地震発生後、避難するときは、ブレーカーを落とす等の方法を含め、防火知識の普及・啓発を積極的に推進する。
　また、火気使用器具等は、加熱防止機構、対震自動遮断機構、対震自動消火装置等の安全装置付き器具が普及してきているが、今後ともこれらの器具の普及に努める。
　さらに、防災学習施設を活用し、住民が防火防災に関する知識や行動的に学べる機会を設けることで、一層の防災意識の向上を図る。

石油等危険物等関連施設からの出火防止

　市内には、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所等の危険物等関連施設が点在するが、これらの施設等からの出火防止を図るため、埼玉県主催の危険物保安講習に協力するとともに、研

修会を実施し、危険物取扱者や危険物保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入検査を実施し、危険物等関連施設の安全確保を図るための指導をする。

予防査察の実施

川越地区消防組合火災予防査察規程に基づき、防火対象物及び危険物等関連施設等に対して立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理指導を行うとともに、火災予防上の不備欠陥事項について是正指導を行う。

予防広報

街頭広報等により、住民に対し火災予防を呼びかけ、住宅からの出火防止、初期消火及び安全避難等について指導するとともに、市民の防災意識の向上及び家庭における住宅用火災警報器の設置促進等を図る。

また、事業所等の防火管理者、危険物取扱者等に対して防火講習会等を実施し、事業所が一体となって維持管理、安全管理等が実施できるように教育する。

４．３ 初期消火体制等の強化

【防災危機管理室、消防組合】

地震発生直後は、地震火災はもとより、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板、窓ガラスの落下などによる多数の救急、救助を必要とする事態が予想される。

このため、出火の未然防止とともに、特に、市民自らの手による初期消火、応急救護、救助対策が重要である。

消防機関は、家庭、事業所及び地域における防災教育、防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火、応急救護、救助体制の確立を図る。

《方策》

(1) 市民による初期消火等の徹底
(2) 自主防災組織等による初期消火体制等の充実
(3) 事業所による初期消火体制等の強化
(4) 市民と事業所の連携

《内容》

市民による初期消火等の徹底

消防組合は、自治会等を単位とした防火教室等により、水消火器等を用いて、消火器の使用方法及び消火技術の向上を図る。

一般の火災で消火器を使用して消火協力をした人々に対しては、買い替え若しくは薬剤詰替えについて助成を行い、市民による初期消火の徹底を図る。また、心肺蘇生法、止血法等の応急手当や身の回りにある簡易救助資器材を使った救助技術の実技講習会を実施し、普及・啓発を図る。

自主防災組織等による初期消火体制等の充実

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、公設消防力にも限界がある。そのため、消防組合は､市と連携し、自主防災組織及び自警消防隊が中心となって、近隣住民の協力による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、そして簡易救助資器材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、訓練や指導を行える施設を整備し、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

事業所による初期消火体制等の強化

本市は、市内に３つの工業団地と２つの工業適地をもつ埼玉県内でも有数の工業都市である。

そのため、消防組合は、市と連携し、市内の事業所に対して、地震発生直後の初期消火等に対応できるよう初期消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

市民と事業所の連携

消防組合は、市と連携し、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、防災学習施設を活用した体験的な学習の機会を充実させることにより、市民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織、自警消防隊及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

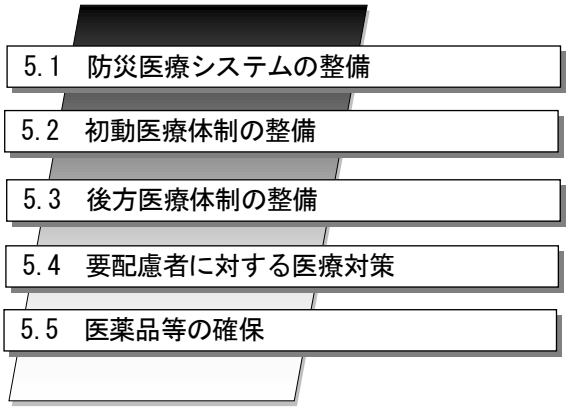
第５　災害時医療体制の整備

首都圏において比較的切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」が発生した場合、本市では死者０人、負傷者 23 人の発生が予想されている。また、本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合には、死者が最大で 215 人、負傷者 1,627 人と、さらに大きな人的被害の発生が予想されている。

市は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。

大規模地震が発生した場合は、医療機関についても、施設の被災、ライフライン被災による影響、また特定の医療機関に負傷者が集中することなどにより、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、本市は、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

次に、医療体制の整備を推進するための必要な施策について定める。



５．１ 防災医療システムの整備

【保健医療推進課、保健総務課、国民健康保険課】

地震災害時における市災害対策本部、医療救護所、病院・一般診療所及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

《方策》

(1) 医療情報ネットワークの構築
(2) 通信機器の整備
(3) 一般社団法人川越市医師会との協定

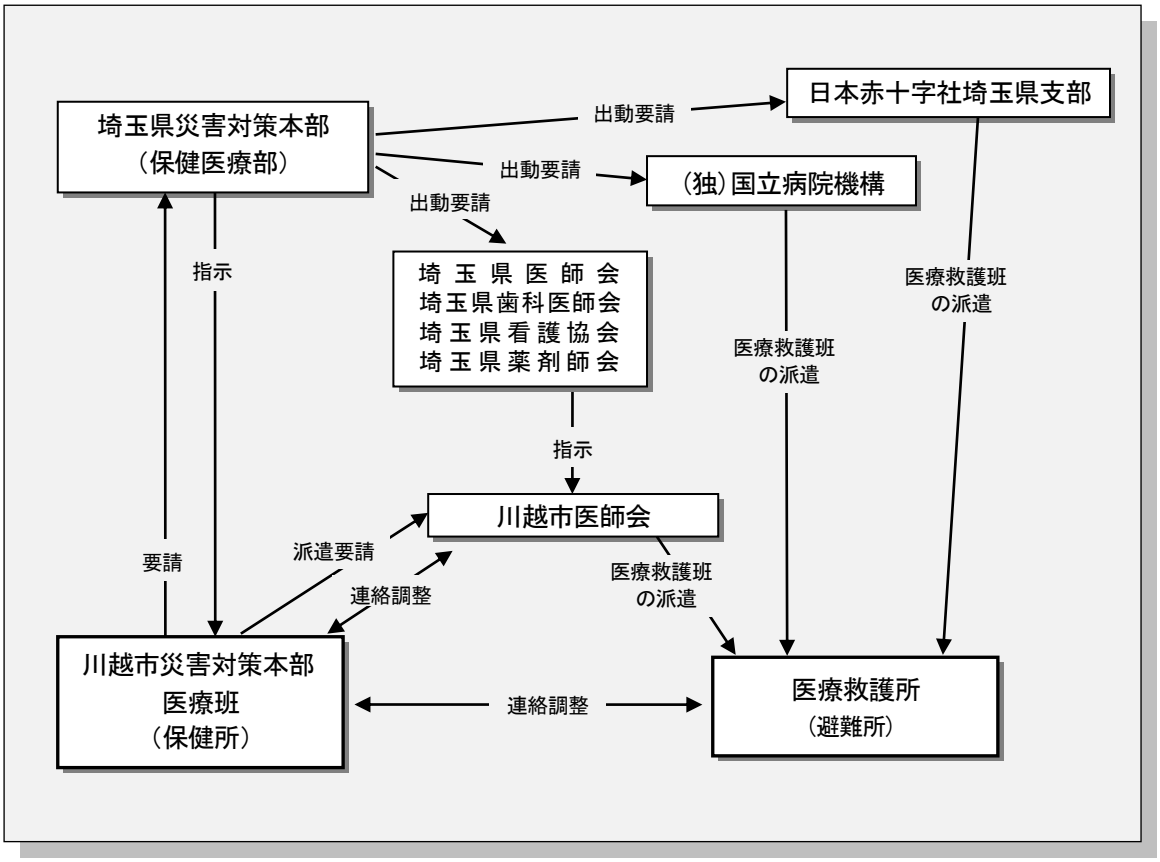
《内容》

医療情報ネットワークの構築

市災害対策本部、医療救護所、防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達・共有できるよう情報ネットワークの構築に努める。

医療情報の連絡網の全体構成は、次に示すとおりである。

■医療情報ネットワーク



通信機器の整備

地震災害時における非常通信手段として、市医師会との医療情報の連絡調整に IP 無線を活用する。

また、医療救護所及び病院・一般診療所を含め、地震災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

川越市医師会との協定

本市は、市医師会との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」を締結しており、平時における防災訓練への参加、災害時における医療救護班の派遣及び医薬品の備蓄管理について定められている。

協定については、必要に応じて随時見直しを行う。

□医療救護班の役割

・傷病者に対する応急処置
・後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
・死亡の確認

『 ➔ 資料１.27「災害時の医療救護活動に関する協定」参照 』
『 ➔ 資料１.28「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」参照 』

５．２ 初動医療体制の整備

【保健医療推進課、保健総務課、消防組合】

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

《方策》

(1) 保健医療に係る調整部門の設置
(2) 医療救護所の設置
(3) 医療救護班の編成
(4) 救急病院等での救護体制の整備
(5) トリアージタッグ（負傷者選別標識）の周知徹底
(6) 自主救護体制の整備

《内容》

保健医療に係る調整部門の設置

市災害対策本部と連携し、市内の災害時医療救護活動の総合調整を行う「保健医療に係る調整部門」を設置する。

医療救護所の設置

市医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な対策を推進する。

□設置基準

設置場所は、被災地に近接する指定避難所とする。また、設置時期は指定避難所の設置が３日以上に及ぶ場合とする。

□必要資機材

医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の確保を図る。

医療救護班の編成

市医師会は、初動医療に従事する医療救護班の編成に必要な対策を講じる。
医療救護班の構成は、最低限、医師１人、看護師１人、助手１人の３人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員確保に努める。

『 ➔ 資料１.27「災害時の医療救護活動に関する協定」参照 』

救急病院等での救護体制の整備

本市は、医療救護所等で対応できない負傷者等を、市内の救急病院等において速やかに治療及び入院等の救護ができる体制を整備する。

『 ➔ 資料２.10「救急病院・救急診療所（川越市）」参照 』

トリアージタッグ（負傷者選別標識）の周知徹底

本市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタッグの周知徹底を推進する。

『 ➔ 資料２．９「トリアージ・タッグ」参照 』

自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

また、自主的な救護体制が実施できるよう、止血、人工呼吸、ＡＥＤ等の応急救護訓練を通じて応急救護能力の強化に努める。

５．３ 後方医療体制の整備

【保健医療推進課、保健総務課、消防組合】

医療救護所や病院・一般診療所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

《方策》

⑴ 後方医療支援体制の確立
⑵ 搬送体制の整備
⑶ 臨時ヘリポートの設置

《内容》

後方医療支援体制の確立

本市は、医療救護所や市内の医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命処置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県との協議のうえ、確立を図る。

『 ➔ 資料２．11「災害拠点病院（埼玉県）」参照 』
『 ➔ 資料２．12「救命救急センター（埼玉県）」参照 』

搬送体制の整備

医療救護所から市内の医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

埼玉県では防災ヘリコプターやドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）により負傷者の搬送を行い、被災地外の医療機関への搬送も想定し、広域医療搬送体制を整備する計画となっている。

災害時におけるヘリコプターによる負傷者の搬送が円滑に行われるよう、本市は事前に県

と協議・調整を図ることに努める。

□搬送順位

負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

□搬送経路

負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

臨時ヘリポートの設置

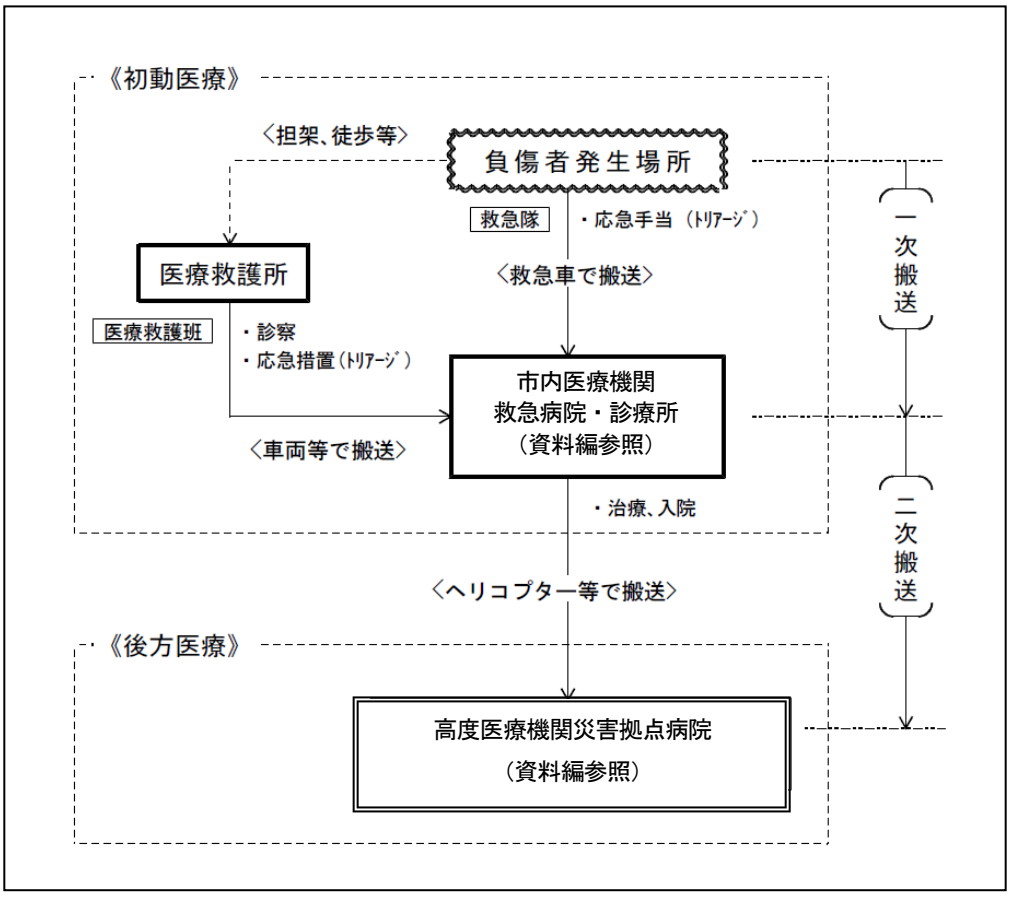
本市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、次に示す臨時ヘリポート基地を設置する。

■臨時ヘリポート指定地

位置付け	施設名	所在地	管理者
飛行場外離着陸場	川越運動公園	下老袋388-1	川越市役所
	埼玉医科大学総合医療センター	鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター

『 ➔ 資料２.13「離着陸場ドクターヘリ（ランデブーポイント）」参照 』

■負傷者搬送体制の流れ



５．４ 要配慮者に対する医療対策

【防災危機管理室、保健医療推進課、障害者福祉課】

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、寝たきりの高齢者、身体障害者、知的障害者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

本市の要配慮者に対する医療支援は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 巡回健康相談体制の整備
(2) メンタルヘルスケア対策
(3) 透析患者への対策
(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策

《内容》

巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。また、必要に応じて医療・保健・福祉専門職等の支援チーム等と連携を行う。

メンタルヘルスケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルヘルスケアが必要である。このため、市医師会等関係機関と協力しメンタルヘルスケア対策の推進を図る。

透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、関係機関と協議を行い整備を図る。

ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策

ぼうこう又は直腸障害者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

５．５ 医薬品等の確保

【防災危機管理室、保健医療推進課】

地震災害時に、医療救護班が使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品等の確保に関する必要な予防対策を推進する。

《方策》

(1) 医薬品等の備蓄
(2) 医薬品等の調達体制の整備

《内容》

医薬品等の備蓄

本市は、市医師会との間で「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」を締結している。この中で、地震災害時に医療救護班が使用する医薬品等を医療機関に分散配置し、「ランニング備蓄」方式により備蓄管理することをとり決めている。

『 ➔ 資料１.28「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」参照 』

医薬品等の調達体制の整備

本市は、地震災害時に必要な医薬品等を確保するため、市内医薬品卸売業者等の協力を得ながら、調達体制の整備を図る。

第６　防疫体制の整備

地震災害時においては、被災者の健康の確保を目的とした衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

そのため、本市では、活動を円滑に実施するため防疫活動体制を整備するとともに、防疫薬品・資機材の確保を行う。

防疫体制の整備を促進するための施策を次に示す。

6.1　防疫活動体制の整備

6.2　防疫薬品・資機材の確保

6.3　埋・火葬のための資材の確保及び斎場の安定的な運営

６．１ 防疫活動体制の整備

【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康管理課】

本市の防疫活動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 活動体制の整備
(2) 感染症予防体制の整備
(3) まん延防止体制の整備

《内容》

活動体制の整備

地震災害時の防疫活動は、市医師会の協力の下に防疫担当グループを編成し、速やかな防疫活動を実施できるよう体制の整備を図る。

感染症予防体制の整備

感染症発生の予防のため、関係機関と密接な情報交換を行う体制を整備する。

まん延防止体制の整備

被災後に感染症患者又は病原体保有者が発生する可能性があり、まん延防止のための伝染家屋内外の消毒・清掃方法及び臨時予防接種等を実施できる体制の整備を図る。

また、感染症患者は、迅速に病院・施設等へ隔離収容できるよう体制の整備を図る。

６．２ 防疫薬品・資機材の整備

【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、防災危機管理室】

本市の防疫活動に必要な薬剤及び資機材を円滑に確保できる体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 感染症等の感染症対策に向けた備蓄
(2) 薬剤の調達体制の整備
(3) 資機材の調達体制の整備

《内容》

感染症対策に向けた備蓄

感染症対策として、感染防止に必要な物資・資材（使い捨て手袋・フェイスガード、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、段ボールベッド、パーテーション等）の備蓄に努めるものとする。

薬剤の調達体制の整備

地震災害時の迅速な防疫活動に備え、関係業者等との協力をもとに防疫活動に要する薬剤の調達体制を整備する。

資機材の調達体制の整備

市内業者等との協力をもとに防疫活動用の資機材器具の調達体制を整備する。

６．３ 埋・火葬のための資材の確保及び斎場の安定的な運営

【斎場】

災害により死亡した者については遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬の実施を円滑に確保できる体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 遺体収容所の選定
(2) 埋・火葬のための資材の確保
(3) 斎場の安定的な運営

《内容》

遺体収容所の選定

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

埋・火葬のための資材の確保

市は、震災時に棺、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との災害協定を締結している。

『 ➔ 資料１.46「災害時における葬祭協力等に関する協定」参照 』

斎場の安定的な運営

平成 29 年４月に新たな斎場（火葬場）が開設された。

斎場には、火葬炉が 12 基設置されたが、必要な火葬を円滑に行うため、人員体制の整備に努める必要がある。

斎場では、大規模災害に備えて、非常用発電機を 10 時間運転可能な燃料の備蓄、火葬用の都市ガスが遮断された場合に備えて火葬８件分の都市ガスの備蓄を行っている。

第７　緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、防災アセスメント調査の結果や地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議のうえ、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、救援物資や応急活動人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための施策を次に示す。

7.1　緊急輸送道路の確保
7.2　緊急輸送車両等の確保

７.１ 緊急輸送道路の確保

【防災危機管理室、防犯・交通安全課、道路環境整備課、上下水道局】

地震災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市は、あらかじめ地震災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

本市の緊急輸送路の確保は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 緊急輸送道路の指定
(2) 道路交通情報の収集及び情報伝達
(3) 応急復旧用資機材の確保

《内容》

緊急輸送道路の指定

① 市指定の緊急輸送道路

埼玉県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

本市は、埼玉県指定緊急輸送道路から災害応急対策上、最優先する防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定している。

■本市指定の緊急輸送道路　［令和８年３月現在］

区分		路線名		延長（m）	幅員（m）	指定区間
県道	A	川越新座線		－	－	小仙波（国道 16 号との交差点）～ 富士見市境
	B	並木川崎線		－	－	並木（川越新座線との交差点）～ ふじみ野市境
	C	今福木野目線		－	－	下新河岸（旭橋）～ 木野目（川越富士見有料道路との交差点）
	D	川越越生線		－	－	大袋新田（国道 16 号との交差点）～ 鶴ヶ島市境
	E	鯨井狭山線		－	－	安比奈新田（安比奈親水公園入口交差点）～的場（的場上交差点）
	F	片柳川越線		－	－	石原町２丁目（石原町北交差点）～ 坂戸市境
	G	川越栗橋線		－	－	元町１丁目（札の辻）～ 宮元町（国道 254 号との交差点）
	H	川越上尾線		－	－	新宿町２丁目（新宿町北交差点）～ 松江町１丁目（川越日高線との交差点）
	I	川越北環状線		－	－	脇田新町（国道 16 号との交差点）～ 福田（国道 254 号との交差点）
	J	本川越停車場線		－	－	連雀町（川越日高線との交差点）～ 新富町１丁目（本川越駅）
市道	1	市道 0001 号線	全部	3,452.8	5.4～33.6	元町１丁目 15 番８地先 ～ 鴨田 1061 番１地先
	2	市道 0006 号線	全部	2,813.6	4.0～27.0	脇田新町２番 36 地先 ～ 小仙波町２丁目 23 番４地先
	3	市道 0009 号線	全部	1,700.4	7.3～67.4	新宿町１丁目７番７地先 ～ 新富町１丁目 22 番 27 地先
	4	市道 0010 号線	全部	2,939.4	7.7～48.6	脇田本町 14 番１地先 ～ 南大塚３丁目 13 番地 20 地先
	5	市道 0013 号線	一部	101.0	5.0～13.0	南大塚１丁目 14 番 12 地先～南大塚２丁目５番 18 地先
	6	市道 0016 号線	全部	1,557.3	11.2～24.8	神明町 11 番１地先 ～ 月吉町１番１地先
	7	市道 0017 号線	全部	3,117.1	7.3～43.8	上戸 288 番６地先 ～ 石原町２丁目 59 番１地先
	8	市道 0021 号線	全部	1,431.5	8.5～21.2	山田 783 番３地先 ～ 神明町 12 番１
	9	市道 0023 号線	一部	1,187.8	5.9～32.1	福田 1171 番地先 ～ 府川 1200 番１地先
	10	市道 0028 号線	一部	170.3	4.0～15.8	鴨田 1061 番１地先 ～ 鴨田 1151 番１地先
	11	市道 0032 号線	全部	2,496.4	7.5～27.6	古谷上 5321 番１地先 ～ 鴨田 1850 番１地先
	12	市道 0039 号線	全部	1,867.3	5.7～13.6	古谷上 3779 番１地先 ～ 並木 89 番１地先
	13	市道 0043 号線	全部	1,093.4	5.2～12.1	砂新田 13 番２地先 ～ 下新河岸 18 番５地先
	14	市道 0050 号線	全部	2,624.3	4.4～12.3	藤間 12 番２地先 ～ 中福 393 番４地先
	15	市道 0057 号線	一部	473.0	8.8～12.6	今福 398 番４地先 ～ 中台２丁目９地先
	16	市道 0060 号線	一部	867.0	15.5～17.9	南大塚 514 番６地先 ～ 南台１丁目９番１地先
	17	市道 0061 号線	全部	775.0	9.3～23.2	南台１丁目３番５地先 ～ 南台１丁目９番１地先
	18	市道 0070 号線	一部	2,250.0	4.9～27.8	豊田新田 19 番３地先 ～ 小ケ谷 233 番６地先
	19	市道 0073 号線	全部	756.9	7.5～23.0	笠幡 4873 番３地先 ～ 安比奈新田 243 番２地先
	20	市道 0078 号線	一部	784.0	3.6～17.2	的場 247 番３地先 ～ 笠幡 46 番２地先
	21	市道 0080 号線	全部	1,776.3	5.6～22.7	吉田 100 番１地先 ～ 的場北１丁目４番６地先
	22	市道 0086 号線	一部	2,200.0	5.5～21.5	下広谷 431 番５地先 ～ 小堤 311 番２地先
	23	市道 0089 号線	全部	1,908.7	11.9～35.3	平塚 248 番１地先 ～ 鯨井 1794 番１地先
	24	市道 0093 号線	全部	1,842.3	16.0～38.3	的場 811 番１地先 ～ 吉田新町２丁目 17 番１地先
	25	市道 0096 号線	全部	1,393.7	16.0～23.1	野田 1055 番１地先 ～ 豊田本 715 番１地先
	26	市道 0098 号線	全部	718.3	6.2～13.7	新宿 573 番 21 地先 ～ 今福 1064 番１地先
	27	市道 2506 号線	全部	296.6	11.0～40.5	寺山 539 番１地先 ～ 寺山 384 番１地先
	28	市道 3400 号線	一部	423.0	8.0～ 8.0	鴨田 1565 番１地先 ～ 鴨田 1151 番１地先
	29	市道 5455 号線	全部	1,487.6	6.8～14.6	熊野町 17 番１地先 ～ 寺尾 1176 番２地先
	30	市道 5484 号線	全部	249.5	9.5～ 9.5	寺尾 1029 番２地先 ～ 寺尾 1168 番１地先
	31	市道 7476 号線	一部	729.0	3.7～22.4	南大塚２丁目４番地７地先 ～ 豊田新田 17 番３地先
		合計		45,483.5	－	－

『 ➔ 資料２.14「緊急輸送道路位置図」参照 』

■本市の緊急輸送道路が結ぶ防災関係施設

区分	防災関係施設
消火活動 救助救出	消防局、消防署、各分署、救急病院、警察署、 医療救護所及びその他医療機関等（県指定血液センター等施設）
防災活動拠点	市庁舎、市民センター、公民館、災害備蓄庫等、 川越比企地域振興センター、埼玉県川越県土整備事務所等
物資集積場	川越運動公園総合体育館、埼玉川越総合地方卸売市場、 川越市なぐわし公園
避難拠点等	避難所、その他国・埼玉県・市有施設等

② 埼玉県指定の緊急輸送道路

埼玉県は、本市域における地震災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

■埼玉県指定緊急輸送道路（本市域関連）　［令和７年７月改訂］

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など４車線道路とこれを補完する広域幹線道路	・関越自動車道 （新座市片山（都境）～上里町五明（群馬県境）） ・首都圏中央連絡自動車道 （入間市木蓮寺（都境）～幸手市木立（茨城県境）） ・国道16号 （入間市二本木(都境)～春日部市西金野井(千葉県境)） ・国道254号 （川越市小仙波（16号との交差点）～神川町肥土(群馬県境)） ・国道254号バイパス （富士見市下南畑(463号との交差点)～ 川越市小仙波（16号との交差点）） ・国道407号 （熊谷市妻沼（群馬県境）～ 東松山柏崎（254号との交差点））
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	・国道254号 （新座市中野(英IC)～川越市新宿町(16号との交差点)） ・主要地方道川越栗橋線 （川越市宮元町(254号との交差点)～ 久喜市西大輪(さいたま栗橋線との交差点)） ・主要地方道川越日高線 （川越市小仙波(254号との交差点)～ 日高市久保(299号との交差点)） ・主要地方道川越上尾線 （川越市松江町(川越日高線との交差点)～ 上尾市愛宕(17号との交差点)）
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	・主要地方道川越所沢線 （川越市新宿町(16号との交差点)～ 所沢市下安松(練馬所沢線との交差点)） ・主要地方道川越入間線 （川越市今福(川越所沢線との交差点)～ 入間市宮寺(16号との交差点)） ・主要地方道川越坂戸毛呂山線 （川越市上寺山(川越北環状線との交差点)～ 坂戸市にっさい花みず木(坂戸西IC入口)） ・主要地方道さいたまふじみ野所沢線 （川越市渋井(254号BPとの交差点)～ ふじみ野市亀久保(254号との交差点)）

『 ➔ 資料２.14「緊急輸送道路位置図」参照 』

③ 緊急輸送道路及び沿線の整備

本市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小限に抑えるように努める（本章　第１節　第２　「２．１　建築物の耐震化」、「２．５　倒壊物、落下物等の安全対策」参照）。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

④ 下水道のマンホールの対策

本市は、液状化が想定される緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

⑤ 道路啓開体制の整備

□協力体制の整備

本市は、地震災害時の道路啓開作業が円滑に進められるよう、国土交通省、埼玉県、近隣市町村、警察、東日本高速道路株式会社、川越市建設業協会等との協力体制をあらかじめ整備する。

□道路啓開状況等の情報提供体制の整備

本市は、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

⑥ 市民への周知

本市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

道路交通情報の収集及び情報伝達

本市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対して的確に情報伝達ができるように、埼玉県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

応急復旧用資機材の確保

本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平時から応急復旧用資機材の手配に関し、各所との連携強化を図る。

また、発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

《注意》

◆道路啓開

道路の障害物を取り除いて、車両等が通行できるようにすること。

７．２ 緊急輸送車両等の確保

【防災危機管理室、管財課】

地震災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。本市の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 輸送車両の増強
(2) 車両及び燃料の調達体制
(3) 緊急輸送車両等の確認
(4) その他の輸送手段の確保

《内容》

輸送車両の増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が管理している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

車両及び燃料の調達体制

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるよう関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

『 ➔ 資料１.17「災害時における物資の輸送に関する協定」参照 』
『 ➔ 資料１.24「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」参照 』

緊急輸送車両等の事前確認

市は、地震災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、事前に使用者より緊急輸送車両確認申出書等の提出を受けた場合には、県公安委員会に事前審査の手続きを行う。

『 ➔ 様式１（１）「緊急通行車両確認申出書」参照 』
『 ➔ 様式１（２）「緊急輸送車両確認申出書」参照 』

その他の輸送手段の確保

市は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、ヘリコプターなどの輸送手段について確保できるよう努める。

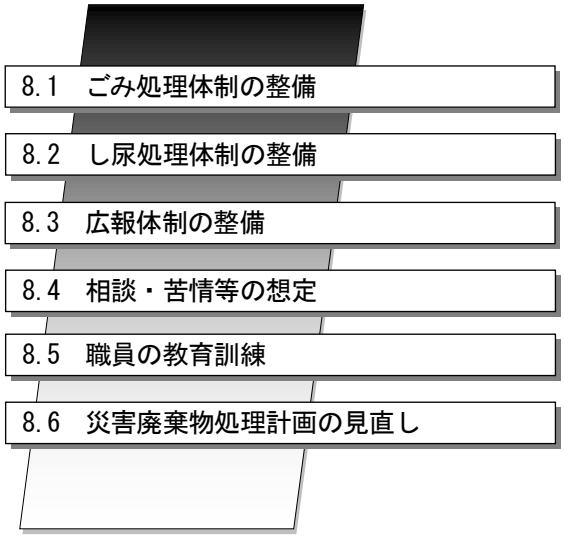
なお、本市は災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結している。

『 ➔ 資料１.38「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定」参照 』

第８　廃棄物処理体制の整備

地震災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、木くず、コンクリートがら等、金属くず、腐敗性廃棄物、処理困難物等の通常の一般廃棄物とは異なる性状の廃棄物が大量に発生するとともに避難所からの生活ごみやし尿に対する処理対策も必要となるほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

災害により発生した廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要があるため、災害廃棄物処理体制を整備する。災害廃棄物処理体制の整備を促進するための施策を次に示す。



８.１ ごみ処理体制の整備

【資源循環推進課、環境施設課】

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

《方策》

(1) 災害廃棄物発生量の推定
(2) 仮置場候補地の確保
(3) ごみ処理体制の整備

《内容》

災害廃棄物発生量の推定

埼玉県では「東京湾北部地震」、「関東平野北西縁断層帯地震」による市町村別の災害廃棄物量を予測している。

■災害廃棄物の推計量（東京湾北部地震の場合）

風速／発災時間	3m/s		8m/s	
	災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万㎥）	災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万㎥）
夏 12 時	0.9	0.6	1.0	0.6
冬５時	0.7	0.5	0.7	0.5
冬 18 時	1.5	1.0	1.8	1.1

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

■災害廃棄物の推計量（関東平野北西縁断層帯地震の場合）

風速／発災時間	3m/s		8m/s	
	災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万㎥）	災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万㎥）
夏 12 時	60.3	39.0	62.2	40.2
冬５時	58.7	37.9	60.1	38.8
冬 18 時	70.5	45.6	75.1	48.6

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

■種類別の災害廃棄物の推計量（川越市）

	総量（トン）	災害廃棄物(トン)				
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
東京湾北部地震	15,390	723	5,958	7,915	526	269
関東平野北西縁断層帯地震	869,618	62,284	267,603	489,402	27,007	23,322

出典）埼玉県災害廃棄物処理指針

仮置場候補地の確保

① 仮置場面積の推定

埼玉県災害廃棄物処理指針において、災害廃棄物の積み上げ高さは、周辺の生活環境保全上、３ｍ以下が望ましいとされている。

そのため、積み上げ高さを３ｍと想定した場合、被害想定の結果に基づく災害廃棄物等の仮置場候補地として必要な面積は、関東平野北西縁断層帯地震の場合では 40ha、東京湾北部地震の場合では 0.92ha と推定している。

なお、廃棄物の種類によって、積み上げ方が異なるため、実際はより広い面積が必要となる。

② 仮置場候補地の把握

災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場候補地は、現状以下のとおりであり、仮置き可能面積は 6.55ha である。

災害廃棄物の積み上げ高さを３ｍとした場合、仮置き可能量は 98,250 ㎥となる。
災害廃棄物発生量は、最も大きな被害の場合に 600,000 ㎥と見込まれることから、仮置場候補地を可能な限り多く確保するように努める。

また、仮置場の配置、搬入経路、分別の種類や方法をあらかじめ想定する。

■仮置場の候補地

名　称	所在地	総面積（㎡）	有効面積（㎡）	仮置可能量（㎥）
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	58,500
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	10,000	15,000
北久保最終処分場跡地	笠幡 2630-1	9,565	8,500	12,750
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	12,000
合計	－	138,756	65,500	98,250

注）令和８年４月現在
　　積み上げの高さ３ｍ

③ ごみ処理体制の整備

ごみの処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討する。

また、本市での処理が困難な場合に協力・支援を要請する、埼玉県清掃行政研究協議会や埼玉県一般廃棄物連合会、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会等との連携・強化に努め、適宜、締結した協定の見直しを行い、実効性向上に努める。

このほか、仮置場の運営やごみの分別等多くの人員が必要となることから、必要に応じてボランティアによる協力を災害ボランティアセンターに要請する。

８．２ し尿処理体制の整備

【資源循環推進課】

地震災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想される。

このため、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施するための体制の整備を図る。

《方策》

(1) 仮設トイレの確保
(2) し尿処理体制の整備

《内容》

仮設トイレの確保

本市では、これまで仮設トイレ等の備蓄を行ってきており、今後も備蓄の拡充を図るとともに、震災時に不足することも予想されるため、民間業者へ直ちに応援依頼できる体制を整備する。

『 ➔ 資料２．４「備蓄品の状況」参照 』

し尿処理体制の整備

震災時のし尿処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な応援体制の整備を図る。

８．３ 広報体制の整備

【資源循環推進課】

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物などの分別や排出方法に対する市民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民からの問合せへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害発生時に廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、平時から市民等に対して必要な広報等の啓発活動を行う。

・災害発生時の一般廃棄物の分別及び排出方法
・災害廃棄物（建築物の崩壊・解体に伴う廃棄物）の処理方法
・災害発生時における廃棄物関連情報の伝達方法

８．４ 相談・苦情等の想定

【資源循環推進課】

相談・苦情等に対しては、震災の発生状況に応じて対応することになるが、ある程度想定される内容は、事前に対応を検討しておくものとする。

・分別方法等排出方法に関わる質問
・施設への直接搬入に関する質問
・瓦礫等の処理に係る相談
・不法投棄・野焼きの苦情
・登録業者（運搬、解体業者）の紹介
・その他

８．５ 職員の教育訓練

【資源循環推進課、環境施設課、収集管理課、産業廃棄物指導課
環境対策課、環境政策課】

災害発生時に廃棄物処理に関する計画及び対策の実行主体となる環境部の職員は、平時から災害時の廃棄物処理に関する情報を積極的に収集するとともに、国・県等が開催する研修会

等への参加や、教育訓練等の継続的な実施に努めるものとする。

８．６ 災害廃棄物処理計画の見直し

【資源循環推進課、環境施設課、収集管理課、産業廃棄物指導課
環境対策課、環境政策課】

災害廃棄物処理の実効性を高めるため、関係法令や上位・関連計画等の改定、災害に伴う教訓、訓練等を通じて得られた課題等を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物処理計画を見直すものとする。

第９　住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、あらかじめ罹災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備するものとする。

応急仮設住宅対策の整備を促進するための施策を次に示す。

9.1　応急仮設住宅の事前計画
9.2　建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備
9.3　民間賃貸住宅等の把握

９．１ 応急仮設住宅の事前計画

【管財課、建築住宅課】

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくことが重要である。

仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

本市の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討
(2) 応急仮設住宅用地の選定
(3) 設置事前計画
(4) 応急仮設住宅用資機材の確保

《内容》

応急仮設住宅の建設戸数の検討

本市が当面の対策目標としている「東京湾北部地震」による建物被害は、全壊数が 27 棟、半壊数が 144 棟、焼失数が 57 棟、最終的な対策目標としている「関東平野北西縁断層帯地震」による建物被害は、全壊数が 3,361 棟、半壊数が 8,070 棟、焼失数が 1,069 棟となって

いる。

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による建物被害の全焼、全壊又は滅失世帯の３割の範囲内として検討する。

■建物被害想定結果（棟）

区分＼想定地震			東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震
揺れ＋液状化による被害	木造	全壊数	18	3,061
		半壊数	122	7,302
	非木造	全壊数	8	298
		半壊数	22	763
	計	全壊数	27	3,359
		半壊数	144	8,065
急傾斜地崩壊による被害		全壊数	0	2
		半壊数	0	5
火災による被害	冬 18 時、風速８m/s	焼失数	57	1,069

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県

■応急仮設住宅の建設戸数（東京湾北部地震）

区分	全壊数（棟）	世帯数（世帯）		仮設住宅建設戸数（戸）	仮設住宅用地（㎡）
			計		
揺れ＋液状化による被害（木造建物）	18	18	235	71	4,260
揺れ＋液状化による被害（非木造建物）	8	160			
急傾斜地崩壊による被害	0	0			
焼失建物	57	57			

注１）木造建物は１棟当たり１世帯、非木造建物は１棟当たり 20 世帯とした。
注２）１戸当たりの用地面積を 60 ㎡（建屋面積の２倍を想定）として算定した。

■応急仮設住宅の建設戸数（関東平野北西縁断層帯地震）

区分	全壊数（棟）	世帯数（世帯）		仮設住宅建設戸数（戸）	仮設住宅用地（㎡）
			計		
揺れ＋液状化による被害（木造建物）	3,061	3,061	10,111	3,033	181,980
揺れ＋液状化による被害（非木造建物）	298	5,960			
急傾斜地崩壊による被害	2	21			
焼失建物	1,069	1,069			

注１）木造建物は１棟当たり１世帯、非木造建物は１棟当たり 20 世帯とした。
注２）急傾斜地崩壊による被害の全壊数２棟のうち１棟は木造建物、１棟は非木造建物と仮定した。
注３）１戸当たりの用地面積を 60 ㎡（建屋面積の２倍を想定）とした。

応急仮設住宅用地の選定

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。

そのため、次に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適当な予定地を選定する。また、応急仮設住宅建設予定地の選定状況を年１回、県に対して報告する。

なお、状況に応じて、空き地の有効活用も検討する。

□予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 土砂災害警戒区域等に配慮した場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

■応急仮設住宅用地の候補地　［令和７年４月１日現在］

候補地名	所在地	面積（㎡）	設置可能戸数（戸）
南台かすみ公園	南台2丁目10番	1,243	13
南台ふじみ公園	南台3丁目5番	1,587	17
藤原町第一公園	藤原町15番4	1,028	11
的場たぬき山公園	的場1丁目19番	2,328	25
的場原公園	的場2丁目17番	2,241	24
稲荷公園	吉田新町2丁目6番1	975	10
笠幡公園	川鶴2丁目7番	8,009	88
御伊勢塚公園	伊勢原町3丁目3番	7,315	81
初雁公園	郭町2丁目13番1	10,906	121
富士見六地蔵公園	広谷新町41番4	1,185	13
みよしの公園	大字吉田字堤内685番1	1,154	12
あおい公園	上戸新町36番5	1,490	16
並木西町公園	並木西町16番	1,087	12
芳野台第二公園	芳野台1丁目103番42	1,373	15
藤木町第一公園	藤木町1番1	1,136	12
大塚新町公園	大塚新町17番5	986	10
かほく運動公園	霞ケ関北6丁目30番1	1,094	12
伊佐沼公園	大字伊佐沼字沼田町584	2,644	29
市民グランド	宮元町23番22	11,647	129
合計	－	59,428	650

注）「設置可能戸数」は、１戸当たりの用地面積を90㎡（「応急仮設住宅建築適地の調査について（照会）」（平成20年６月20日、埼玉県）を参照）として算定した。

設置事前計画

本市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画の作成に努める。

□応急仮設住宅設置計画の内容

・応急仮設住宅の着工時期
・応急仮設住宅の入居基準
・応急仮設住宅の管理基準
・要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅用資機材の確保

市は、（一社）プレハブ建築協会、川越市建設業協会等との協力体制の整備を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

９．２ 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

【建築指導課、開発指導課】

被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、大地震により被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などによる建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。

《方策》

(1) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備
(2) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

《内容》

被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

本市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

《注意》

◆被災建築物応急危険度判定

「被災建築物応急危険度判定」は、地震発生後の二次災害防止のために行うもので、罹災証明のために行う被災度区分判定（応急危険度判定が終了してから実施）とは異なることに注意する。

被災宅地危険度判定に係る体制の整備

本市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保するものとする。

《注意》

◆被災宅地危険度判定

「被災宅地危険度判定」は、地震災害に対してのみ対応する「被災建築物応急危険度判定」と異なり、降雨災害に対しても対応するものである。

９．３ 民間賃貸住宅等の把握

【建築住宅課】

本市は、災害時に被災者への一時的な居住場所を確保するため、入居可能な民間賃貸住宅の情報把握及び提供を速やかに行えるよう、(公社)埼玉県宅地建物取引協会埼玉県西部支部と協定を締結している。

『 ➔ 資料１.20「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」参照 』

第１０　文教対策

震災時において、児童及び生徒、園児等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前対策を推進する。

また、本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、本市はその保護・保存に努めているが、文化財の耐震・防火対策を図るため、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制づくりに努める。

10.1　文教対策
10.2　文化財の収蔵・保管体制の整備
10.3　防火体制等の整備強化

１０.１ 文教対策

【各学校、教育財務課、保育課】

所管する学校及び学童保育室、保育園（以下「公立学校等」という。）における児童及び生徒、園児（以下「児童生徒等」という。）の安全を図るため、平時から防災訓練等を実施する。また、災害時の教育活動の実施を確保するため、事前計画の作成の推進を図る。

《方策》

(1) 公立学校等の災害対策
(2) 市（教育委員会）の措置

《内容》

公立学校等の災害対策

公立学校等の校長等は、災害の発生に備えて次の措置を講じる。

□校長等の措置

・児童生徒等を安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、各公立学校等の実態に即した学校防災計画を作成し、定期的に同計画の整備点検を行う。
・公立学校等の立地条件などを考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等を定め、明確な計画を立てる。
・市地域防災計画における学校の位置づけを確認し、公立学校等の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
・教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
・不時の災害発生に対処する訓練を実施する。

市（教育委員会）の措置

市（教育委員会）は、次の措置を講じる。

□市（教育委員会）の措置

・所管する学校を指導及び支援し、各学校における学校防災計画や応急教育計画の作成、防災訓練の実施等、事前対策を推進する。
・教材用品の調達及び配給方法についてあらかじめ計画を立てる。

１０．２ 文化財の収蔵・保管体制の整備

【都市景観課、文化財保護課、博物館】

大規模地震災害時には寺院、神社、蔵造り町家及び文化財所有者の住宅等の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想される。このため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

・保管施設の立地環境及び構造の調査（文化財の位置と危険箇所等の調査）
・収蔵・保管施設の耐震・免震化
・収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

１０．３ 防火体制等の整備強化

【都市景観課、文化財保護課】

過去の文化財に対する被害は、火災による焼失が多い。このため、次の防火体制の整備・徹底を図る。

《方策》

(1) 防火体制の整備
(2) 防火施設等の整備強化

⑶ 防火施設等の管理及び点検
⑷ 災害発生時の緊急的保護体制づくり
⑸ その他の対策

《内容》

防火体制の整備

・防火管理体制の整備
・火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応
・自衛消防と訓練の実施
・火災発生時における措置の徹底

防火施設等の整備強化

・警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化
・消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化
・避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化

防火施設等の管理及び点検

・自治会や市民団体等との早期連携
・防火施設等の管理・点検・措置

災害発生時の緊急的保護体制づくり

災害が発生した場合に迅速な文化財保護応急対策が図れるよう次の体制づくりを行う。

・文化財所有者・管理者との連絡網の整備
・関係機関との連絡網の整備
・隣接する地方公共団体との支援体制づくり

その他の対策

・文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動
・管理・保護のための指導助言・訓練
・関係者（所有者、管理者）の研修
・文化財地図（未指定、近代資料等を含む）の作成
・防災施設に対する助成

第１１　帰宅困難者対策

本市からは、毎日約 86,000 人の市民が他市区町村に通勤・通学（都内へは約 30,000 人）しており、埼玉県全体として県外への通勤・通学者の総数は 100 万人以上にのぼることから、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

また、本市には、市外から毎日約 73,000 人が通勤・通学しており、さらに、年間約 700 万人もの観光客が訪れている。これらの人たちも道路の損壊や交通機関の停止により市内で帰宅困難者となることが予想される。

そのため、本市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、市外からの観光客等に対しても災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、埼玉県及び関係機関等と協議し、実施していく。

帰宅困難者対策を推進するための必要な施策を次に示す。

11.1　帰宅困難者の把握
11.2　帰宅困難者発生に伴う影響
11.3　帰宅困難者への啓発等
11.4　帰宅困難者対策協議会の設置

１１.１ 帰宅困難者の把握

【防災危機管理室、防犯・交通安全課、政策企画課】

《方策》

(1) 帰宅困難者の定義
(2) 帰宅困難者数の想定

《内容》

帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者のうち、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

帰宅困難者数の想定

本市から市外に就業・通学している人は約 86,000 人、そのうち県内が約 53,000 人で、市町別に多い順に見ると、さいたま市へ約 7,600 人、狭山市へ約 5,900 人、ふじみ野市が約 4,700 人となっている。県外へは約 33,000 人で、そのほとんどが都内に就業・通学している（以上、「第１編 第４章 第２節 第１ 『１．４ 市外への就業者及び通学者数』」参照）。

本市の当面の対策目標である「東京湾北部地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は 46,790 人、最終的な対策目標である「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は 47,399 人にのぼると想定されている（以上、「埼玉県地震被害想定調査報告書」平成 26 年３月埼玉県）。

■市民の帰宅困難者数

想定地震	平日		休日	
	12時	18時	12時	18時
東京湾北部地震	46,790人	30,205人	37,308人	26,942人
関東平野北西縁断層帯地震	47,399人	30,666人	37,833人	27,436人

出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成 26 年３月埼玉県）

市外から本市に毎日通勤・通学する約 73,000 人、さらに、観光客の一部が市内で帰宅困難者となることが予想される。

１１．２ 帰宅困難者発生に伴う影響

【防災危機管理室、防犯・交通安全課、交通政策課】

《方策》

(1) 都内及び市内主要駅周辺等での混乱
(2) 帰宅困難者への対応
(3) 地域の災害対応力の低下
(4) 被害の拡大
(5) 通信手段の喪失

《内容》

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

都内及び市内主要駅周辺等での混乱

本市から県外に就業・通学している約 33,000 人のうち約 30,000 人は都内への就業・通学者であるが、都内全体では 約 453 万人が帰宅困難になるものと推計されており（「首都直下地震等による東京の被害想定」　東京都防災会議）、都内での大混乱に巻き込まれることが想定される。

また、鉄道運行停止により、市内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱することが想定される。

帰宅困難者への対応

① 市外からの就業・通学者

鉄道等の停止に伴い、市外から本市に就業・通学している約 73,000 人の多くが、市内において帰宅困難者になると考えられる。

② 観光客

本市への観光客数は、年間約 700 万人であるが、約 90%が日帰り客である。

本市へは鉄道を利用する者と自動車を利用する者がそれぞれ半分程度となっており、鉄道及び道路の機能停止に伴い、一部の観光客が帰宅困難になると考えられ、その対応が求められる。

地域の災害対応力の低下

最大で市外在住者を含む市内滞在者 47,399 人の市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

被害の拡大

発災直後から多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり、公衆電話や有線電話の優先接続のため電気通信事業者による通信規制（ふくそう制御）が行われる。

１１．３ 帰宅困難者への啓発等

【防災危機管理室、産業振興課、観光課】

《方策》

(1) 市民への啓発
(2) 観光客への広報
(3) 災害用伝言ダイヤル等のＰＲ
(4) 企業等への要請

《内容》

市民への啓発

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、次の点を

実行するよう啓発する。

・徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
・災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

観光客への広報

観光客が本市において被災し、帰宅困難になった場合の対応（避難場所、災害情報・交通情報の提供等）について、あらかじめ観光パンフレットやホームページで広報しておくとともに、被災時には防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、X、フェイスブック、LINE などを通じて広報する。

災害用伝言ダイヤル等のＰＲ

災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてＰＲする。

企業等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客、学生等に対し、適切な対応を行えるよう、これらの企業等に対して、次の点を要請する。

・施設の安全化
・災害時のマニュアルの策定
・飲料水、食料や情報の入手手段の確保
・災害時の水、飲料水、食料や情報の提供
・仮泊場所等の確保

１１．４ 帰宅困難者対策協議会の設置

【防災危機管理室】

《方策》

(1) 関係機関との連携
(2) 備蓄品の購入及び管理
(3) 企業等への一斉帰宅抑制の普及啓発
(4) 帰宅困難者対策訓練の実施

《内容》

関係機関との連携

災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施できるよう、県、市、鉄道事業者、警察、消防

及び企業による構成で設置した川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会において、平時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を強化する。また、地震の発生により、鉄道等が運行を停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設のさらなる確保に努める。なお、一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、柔軟に安全な施設を確保する。その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。

(2) 備蓄品の購入及び管理

川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会において、帰宅困難者対策を行うために必要な物品を購入し、備蓄する。

(3) 企業等への一斉帰宅抑制の普及啓発

大規模地震発生時においては「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠であるため、川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会においてチラシを作成のうえ、企業等に対して一斉帰宅抑制の普及啓発を行う。

(4) 帰宅困難者対策訓練の実施

主要駅における利用者保護訓練や、主要駅から一時滞在施設への避難誘導訓練等を実施することにより、市民への啓発のほか、関係機関との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

《参考》

◆「埼玉県震災時帰宅支援マップ」の配布

県は、「埼玉県震災時帰宅支援マップ」を作成し、帰宅困難者支援の協定を締結している事業者の店舗において、帰宅困難者支援が確実に実施されるように関係各店舗に配布した。

《参考》

◆災害時における帰宅困難者支援に関する協定

県は、大規模災害により交通が途絶した際、通勤・通学者など多数の帰宅困難者に対し、「トイレや水道水を提供する。」、「ラジオやテレビ等による随時の情報提供を行う。」ことなどを目的に、埼玉県石油業協同組合（ガソリンスタンド）、コンビニエンスストア及びファミリーレストランチェーンと随時協定を締結している。



災害時帰宅支援ステーション
のステッカー

第３節　市民と行政の協働による防災対策

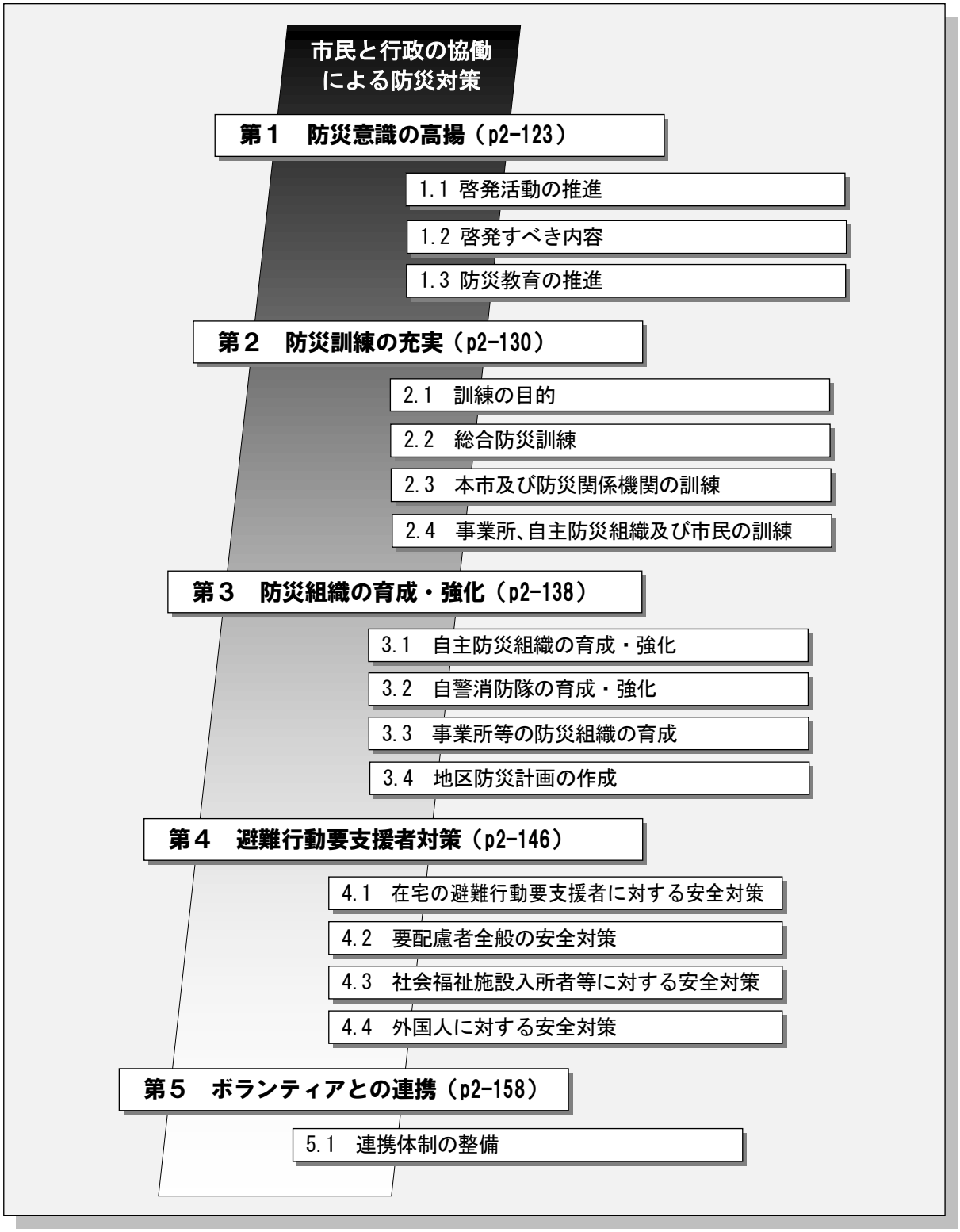
市民や事業所の日ごろの地震災害への備えと地震災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、本市及び消防組合では、自主防災組織及び自警消防隊の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及・啓発、ボランティアによる防災活動への参加促進を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

なお、防災知識の普及や訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

また、地域において要配慮者を支援する防災体制の整備を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

本市が実施する市民との協働による防災対策に係る施策を次に示す。


市民と行政の協働による防災対策
第１　防災意識の高揚（p2-123）
1.1 啓発活動の推進
1.2 啓発すべき内容
1.3 防災教育の推進
第２　防災訓練の充実（p2-130）
2.1　訓練の目的
2.2　総合防災訓練
2.3　本市及び防災関係機関の訓練
2.4　事業所、自主防災組織及び市民の訓練
第３　防災組織の育成・強化（p2-138）
3.1　自主防災組織の育成・強化
3.2　自警消防隊の育成・強化
3.3　事業所等の防災組織の育成
3.4　地区防災計画の作成
第４　避難行動要支援者対策（p2-146）
4.1　在宅の避難行動要支援者に対する安全対策
4.2　要配慮者全般の安全対策
4.3　社会福祉施設入所者等に対する安全対策
4.4　外国人に対する安全対策
第５　ボランティアとの連携（p2-158）
5.1　連携体制の整備

第１　防災意識の高揚

地震による被害を未然に防止し軽減を図るためには、本市及び防災関係機関等による各種の災害対策を推進すると同時に、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導の公助のみでは限界があることを前提とし、市民主体の自助・共助の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の高揚を図ることが必要である。

自助・共助の強化に向けては、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等をはじめとする、必要な知識を与える実践的な防災教育が必要である。

本市及び防災関係機関等は、市民が生涯を通じた防災教育により災害対応力を高めるとともに、地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する。

次に、市民の防災意識の高揚を促進するための必要な施策を定める。



１．１ 啓発活動の推進

【防災危機管理室】

市は、市民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後とも地震ハザードマップの配布、講演会・研修会の開催等を実施し、防災広報の充実を図り、地震災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

本市の啓発活動の推進は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 広報紙・ホームページ等による啓発
(2) 講演会、研修会の開催
(3) 地震ハザードマップ等の作成配布
(4) 防災ポスターによる啓発
(5) マスメディアの活用

《内容》

広報紙・ホームページ等による啓発

広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く市民に防災知識の普及・啓発を図る。

講演会、研修会、防災講話の開催

本市は、地震災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催する。

また、住民の防災に関する知識の普及・啓発を図るため、自治会等に職員を派遣し、防災講話を開催する。

地震ハザードマップ等の配布

本市は、地震ハザードマップや防災ガイドブック等を作成・配布し、防災知識の普及・啓発を図る。

防災ポスターによる啓発

本市は、市立小・中学校の児童生徒を対象に、毎年１回防災ポスターコンクールを実施し優秀作品の展示会を開催している。さらに、優秀作品を啓発用ポスターとして印刷し、学校、防災関係機関及び自治会等に配布している。

マスメディアの活用

本市は、ケーブルテレビ等を活用し、防災事業を紹介することにより防災知識の普及・啓発を図る。

１．２ 啓発すべき内容

【防災危機管理室】

防災意識の啓発は、おおむね次の内容を重点的に行う。

《方策》

(1) 地域の危険性の周知
(2) 防災意識の向上
(3) 家庭内の取組の普及
(4) 発災時の心得
(5) 防災総点検の実施
(6) 緊急地震速報の普及・啓発

《内容》

（１）地域の危険性の周知

地震ハザードマップを活用し、具体的な地域の危険性を周知する。
また、市民により市内で発災した災害の教訓が伝承されるように努める。

（２）防災意識の向上

市は、市その他防災関係機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう市民に啓発する。

（３）家庭内の取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

□家庭内の取組

①家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
②災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）、及び携帯電話事業者の災害用伝言版をそれぞれ体験し、発災に備える。
③家庭内で備蓄を行う（最低３日間（推奨１週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨１週間分）を行う。
④家屋等が被災した場合でも一定の補償を得て生活再建が可能となるよう、保険・共済等への加入促進に努める。

（４）発災時の心得

・様々な条件下での地震発生時にとるべき行動
・自ら情報収集するよう努めること
・避難所での行動、注意事項
・災害時の家族での連絡手段
・緊急地震速報の概要と受けた時の適切な対応行動
・要配慮者や男女のニーズの違いについて配慮すべき事項

（５）防災総点検の実施

市民は、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者等主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

□主な点検例

各主体	点検事項
家庭	・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル（171）」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持出品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持出品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機などの防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検
自主防災組織	・地域の危険性の把握 ・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認(安否確認、避難誘導等) ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難路、避難所の確認・点検
学校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

（６）緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 〈注意〉 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	・館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 〈注意〉 ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。 ・エレベーター、エスカレーターは使用しない。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

１．３ 防災知識の普及

【教育指導課、地域教育支援課、中央公民館、防災危機管理室、消防組合】

市は、児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及・啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

本市の防災教育の推進は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

⑴ 市民への防災啓発
⑵ 学校における防災教育
⑶ 社会教育における防災教育
⑷ 事業所等の防災啓発
⑸ 防災上重要な施設における防災知識習得の促進

《内容》

市民への防災啓発

本市は、防災とボランティア週間（１/15～１/21）、火災予防運動週間、国民安全の日（７/１）、防災の日（９/１）、救急の日（９/９）、危険物安全週間等の行事を通じて、地震災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を一般市民に広く普及させるものとする。

また、自治会及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のためのビデオの貸出しや、消防署と連携した防災学習により、防災知識を広く普及させるものとする。さらに、多様な視点が反映されるよう、男女共同参画センターと連携し、男女共同参画の視点に基づく研修の実施に努めるものとする。

学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動（ホームルーム）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、地域の災害リスクや児童生徒の発達段階に即した指導をする。

① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練を行う。

また、防災に関する専門家や自然災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、ＡＥＤ研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター）や消防署、地域の防災訓練での体験学習等を実施するとともに、学校における消防団員・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

② 教科等による防災教育

社会科や理科などでの教科等指導の一環として、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等、現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について視聴覚教材等を活用した教育を行う。

また、学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に、特に留意する事項等について「学校防災対応マニュアル」を作成しており、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

社会教育における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、PTA等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

事業所等の防災啓発

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

防災上重要な施設における防災知識習得の促進

① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者が発生する危険性があるため、施設管理者は平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

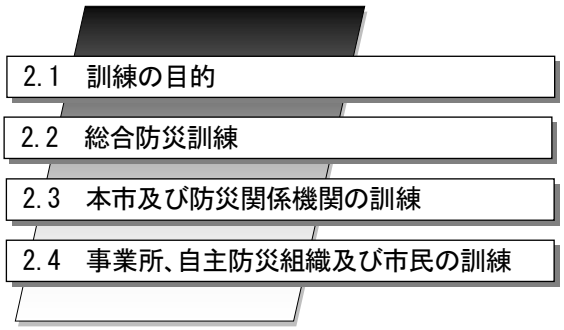
② その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他、各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第２　防災訓練の充実

本市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力を育成するとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を次に定める。



２．１ 訓練の目的

【防災危機管理室、消防組合、各課共通】

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

《方策》

(1) 防災関係機関との連携体制の確認
(2) 各種計画の検証
(3) 防災意識の向上
(4) 多様な主体による実践的な訓練の実施
(5) 要配慮者、男女ニーズの違いへの配慮
(6) 訓練見学等の留意点

《内容》

防災関係機関との連携体制の確認

防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与する。

各種計画の検証

防災訓練の実施に当たっては、市地域防災計画や活動マニュアル等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、各種計画及びマニュアル等の継続的な改善に寄与する。

防災意識の向上

住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民が災害についていつでも学べる環境を整備し、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とする。

また、こどもから大人までの幅広い世代が、楽しみながら防災意識を高めることが可能な防災フェスティバルの開催を検討する。

多様な主体による実践的な訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資する。

要配慮者、男女ニーズの違いへの配慮

防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

訓練見学等の留意点

防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

２．２ 総合防災訓練

【防災危機管理室、消防組合、各課共通】

本市は、大規模な地震の発生を想定して、地震災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

《方策》

(1) 実施時期及び場所
(2) 実施方法
(3) 訓練内容

《内容》

実施時期及び場所

原則として防災週間中に実施するのが望ましいが、できるだけ多くの者が参加可能な日程を調整して決定する。

訓練会場については、その都度選定する。

実施方法

本市の主催又は埼玉県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

なお、総合防災訓練は、近年の災害状況等を考慮し、必要に応じて開催する。総合防災訓練を実施しない場合には、図上訓練や避難所開設・運営訓練等の開催を検討する。

訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。

また、実施にあたっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、緊急地震速報等の新たな防災対策をシナリオに取り入れるなどにより、その知識の普及に努める。

□本市が主とする内容

・災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）
・災害情報の伝達収集、広報訓練
・災害現地調査訓練
・避難誘導訓練
・帰宅困難者対策訓練
・避難所、医療救護所開設・運営訓練
・道路応急復旧訓練
・水防訓練
・給水訓練
・自主防災組織、自警消防隊等の活動支援訓練等

□防災関係機関が主とする内容

・消火訓練
・救出救助訓練
・救急救護訓練
・災害医療訓練
・学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
・ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
・救援物資輸送訓練
・交通対策訓練等

□自主防災組織・自警消防隊及び市民が主とする内容

・初期消火訓練 ・避難訓練 ・通報訓練 ・救出訓練 ・応急救護訓練 ・炊き出し訓練 ・巡回点検訓練 ・避難行動要支援者等の安全確保訓練等

２．３ 本市及び防災関係機関の訓練

【防災危機管理室、教育指導課、保育課、消防組合】

本市及び防災関係機関は、地震災害時の応急復旧対策活動の中心的役割を迅速かつ的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

《方策》

(1) 消防訓練
(2) 避難・救助訓練
(3) 災害通信連絡訓練
(4) 非常招集訓練
(5) 地域防災拠点及び避難所開設訓練
(6) 緊急輸送路の応急復旧訓練
(7) その他の訓練
(8) 訓練の検証

《内容》

消防訓練

消防組合は、市民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

① 実施時期
随時実施する。

② 実施場所及び方法
市内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

③ 訓練内容

・初動出動対応訓練
・災害情報収集活動訓練
・遠距離中継送水訓練
・大規模災害対応訓練
・消防団、自主防災組織及び自警消防隊等との連携活動訓練
・非常招集訓練
・その他消防に関する訓練

避難・救助訓練

地震災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり避難・救助訓練を実施する。

① 実施時期

総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。
また、必要に応じて国や県等関係機関との合同訓練を実施する。

② 実施場所

学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

③ 実施方法

□本市による避難・救助訓練

災害時において、避難の指示及び立退き等の円滑、迅速、確実を期するため、本市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び自治会、居住者、滞在者の協力を得て実施する。

□保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

施設管理者は、地震災害時の乳幼児、児童生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。
訓練にあたっては、あらかじめ各種の想定のもとに実施し、災害に対し、臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。

□広域避難に向けた関係機関との合同訓練

市は、国及び関係機関と連携し、大規模地震災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

災害通信連絡訓練

各防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような情報

の収集、伝達訓練を実施する。

① 実施時期

総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。

② 実施方法

本市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

③ 実施事項

・災害情報の収集伝達機器について、日常業務での活用及び点検と性能の維持
・災害に関する予測、警報の通知及び伝達
・被害状況及び災害応急措置についての報告及び連絡

④ 訓練内容

・災害情報収集伝達訓練
・通信連絡訓練
・非常無線通信訓練

非常招集訓練

各防災関係機関は地震災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに地震災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常招集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を併せて実施する。

① 実施時期

総合防災訓練の日又は効果のある日を選び実施する。

② 実施方法

市防災計画及び各防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

地域防災拠点及び避難所開設訓練

地震災害発生時の各地域における情報収集及び避難所開設等の初動体制の確立を図るため、地域防災拠点及び避難所の開設訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練とすることや女性を参加させるなど、女性の視点からも課題を抽出できるよう、実施方法について工夫する。

緊急輸送路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、埼玉県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

その他の訓練

上記訓練のほか、業務継続計画図上訓練、帰宅困難者対策訓練等、災害対応に資する各種

訓練を計画的に実施する。

訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、評価及び検証を行う。

① 評価及び検証の方法

・訓練後の意見交換会
・アンケート
・訓練の打合せでの検討

② 検証の効果

・評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。
・次期の訓練計画に反映する。

２．４ 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

【防災危機管理室、消防組合】

地震災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、日ごろから市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。

事業所、自主防災組織、自警消防隊及び市民は、平時から訓練を実施し、地震災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。

《方策》

(1) 事業所の訓練
(2) 自主防災組織等の訓練
(3) 市民の訓練
(4) 実践的な訓練の導入

《内容》

事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

自主防災組織等の訓練

各自主防災組織及び自警消防隊等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連する防災関係機関との連携を図るため、本市及び消防組合の指導のもと、

地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。その際、女性やこども・若者の参画の促進に努めるものとする。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、通報訓練、救出訓練、応急救護訓練等及びそれらを組み合わせた訓練とする。

また、自主防災組織及び自警消防隊等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織及び自警消防隊等の活動を支援する。

市民の訓練

本市及び防災関係機関は、市民一人ひとりの地震災害時の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

実践的な訓練の導入

本市は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（ＤＩＧ※1）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ※2）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

※１　ＤＩＧ（Disaster Imagination Game）
　大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。
※２　ＨＵＧ（Hinanzyo Unei Game）
　避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

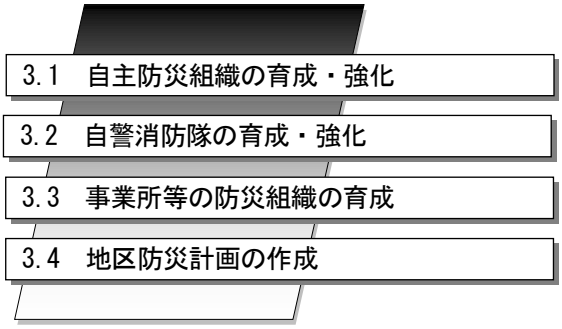
第３　防災組織の育成・強化

大規模災害時には、火災をはじめ、道路の寸断、建物の倒壊、ライフラインの停止など多種多様な被害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持って、市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防隊等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、本市は地域住民、地域及び事業所などによる防災組織の育成・強化に努めるものとする。



３．１ 自主防災組織の育成・強化

【防災危機管理室、消防組合】

災害の防止軽減を図るためには、行政や防災関係機関とともに、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

そのため、災害時に円滑な救援活動が行えるよう平時から各地域における自主防災組織の整備を促進していく。

あわせて自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。

《方策》

(1) 自主防災組織整備の考え方
(2) 自主防災組織の整備
(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進
(4) 自主防災組織のネットワーク化

《内容》

自主防災組織整備の考え方

震災時に、本市は、組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋りょうの損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に本市の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。

このため、住民及び事業所は行政の防災活動に協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えをもち、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

市は、市民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚と普及を進めていく。その際、男女双方の視点に配慮した自主防災組織とするため、女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成に努める。

自主防災組織の整備

① 組織づくり

自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合、防災に関するＮＰＯ等の組織で編成していくことが望ましい。

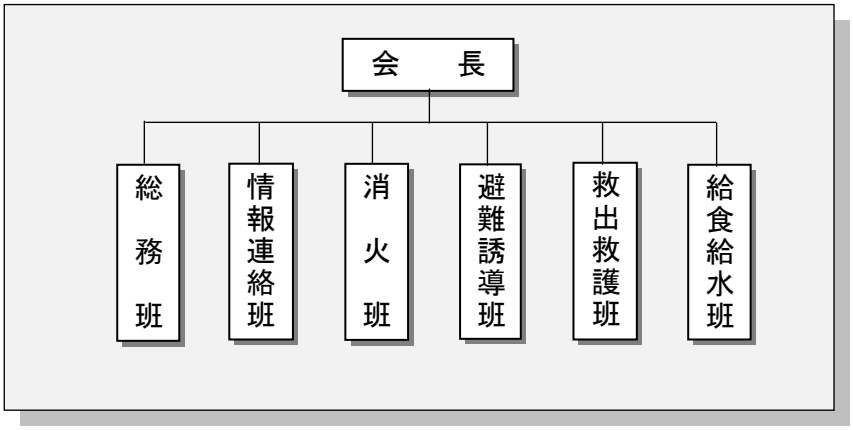
また、大規模な地震などの災害に対処するために、各地区が協力連携して効果的な活動を行うように自主防災会連絡会を設置する。地域防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、市は、当該地区の市民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行い組織づくりを働きかける。

なお、本市の総合計画では、防災体制の整備の根幹の一つとして自主防災組織の結成率を令和 17 年度までに 90%に高めるとしているが、令和８年 4 月１日現在、222 組織が結成され、結成率は 82.9%となっている。

そのため、今後とも、自主防災組織の結成を計画的・積極的に促進する必要がある。

自主防災組織の標準的な組織編成は次のとおりである。

■自主防災組織の標準編成



■活動内容

班区分	平　時	災 害 時
総　務　班	・防災知識の普及・啓発 ・防災訓練等の企画 ・会の庶務及び経理	・対策本部の設置及び運営 ・各班との連絡、調整
情報連絡班	・防災関連情報の収集､記録	・被害状況､災害情報の収集､報告､広報
消　火　班	・消火訓練の実施 ・消火器の取扱方法の指導	・火災の初期消火 ・火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	・避難誘導訓練の実施 ・避難路、避難地の巡回点検並びに現状の把握	・人員確認、地域住民の避難誘導 ・避難所の設置協力
救出救護班	・救出救護訓練の実施 ・負傷者の救出に必要な用具の調達並びに技術の習得 ・診療所、医療機関等との協議	・避難行動要支援者の保護、安全確保 ・負傷者の救護、医療機関との連携 ・救援物資の受入れ、配分
給食給水班	・地元商店等との協議 ・炊き出し訓練の実施 ・非常用物資の備蓄・管理	・食料、飲料水の調達、配分

② 活動の充実、強化

市は、次に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努め、組織の活性化を促進する。

自主防災組織の結成の促進　（結成への働きかけ、支援等）

↓

自主防災組織の育成・支援　（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）

↓

活動のための環境整備　（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

③ 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民主体となって自主防災組織づくり及び運営を行うために、自主防災組織の市民リーダーの発掘・育成に努める。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。さらに、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

□リーダー発掘・育成の事例

○地域の活動のリーダーの発掘
自主防災組織は、コミュニティ活動の一環であることから、地域の活動（バザーやお祭り、スポーツ・運動会等）における中心的人材を活用して地域防災のリーダーとして育成を図る。

○消防経験者等の育成
消防活動の経験者（消防団・消防職員のＯＢ等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員ＯＢ等を組織のリーダーとして育成していく。

○専門分野の経験者の育成
看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。

○リーダー研修
自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に、防災上の知識、技能の向上を図ることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的として、自主防災組織リーダー養成講座を行う。

自主防災組織育成のための諸方策の推進

自主防災組織活動の活性化を図るため、防災知識の普及・啓発、情報の提供などの方策を検討し推進するとともに、自主防災訓練実施や防災資機材の確保を支援する。

□育成のための諸方策の事例

○楽しみながら行える訓練や防災知識の啓発活動
ゲーム的要素やレクリエーション的要素を取り入れながら防災訓練や知識の啓発活動を行う。
例）防災施設ウォークラリー、防災フェア等

○防災訓練の機会を増やす
「いつでもどこでも訓練を実施する」というように、地区のお祭りや運動会など地域の人々が集まる機会に訓練や防災知識の啓発を織り込む。

○情報の提供
自主防災活動の紹介や参加を呼びかけるために、他市町村の自主防災組織の活動事例等を広く地域の人々に情報提供するとともに、自主防災組織のための広報紙・会報発行の支援を行う。

○自主防災活動への補助
自主防災訓練や防災資機材の確保など、自主防災活動を支援するために、補助金の交付を行う。

□その他の支援策

・市民に対する普及・啓発
・防災資機材、防災訓練場所確保の支援
・防災に対する講習会、講演会等の推進
・防災関係機関の見学会の実施
・市内外の自主防災組織との情報交換会（友好団体の締結）の実施
・自主防災組織の手引き（活動ハンドブック）の作成
・消防署と連携した実践的な訓練の実施

自主防災組織のネットワーク化

本市では、平成16年度に全市的な組織である自主防災会連絡会を結成した。
これにより、従来、個別に活動していた自主防災組織相互の連携が可能になり、災害時においても市と協働して迅速な対策活動の向上を目指すものとする。

３．２ 自警消防隊の育成・強化

【消防組合】

本市の自警消防隊は、地域の自治会長の管理の下に組織され、令和７年４月１日現在 17 隊編成されている。自警消防隊は、地域住民にとっての身近な消防として組織・運営され、地区の消防分団と一体となり消防活動及び予防活動を底辺から支えている。
このような自警消防隊に対して、消防組合では、自警消防隊に対する補助金交付要綱（昭和49 年告示第４号）に基づき、運営費や消防施設費等に対して補助金を交付し育成・強化してきたところであり、今後も一層の充実・強化を推進する。

３．３ 事業所等の防災組織の育成

【防災危機管理室、消防組合】

企業は地域社会の重要な構成員であり、地域の防災力を確保する上でも重要な役割を果たすことが期待されている。これまでも大規模な災害が発生した場合には、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要な役割を果たしたことは周知の通りである。
そのため、市は、事業所における自主的な防災組織の整備促進を目的として、埼玉県の支援、指導を得ながら、一般企業の防災意識の向上を図り、防災組織の整備・育成を図っていく。
また、市は、企業が災害時において果たすべき役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）が策定されるよう、こうした企業の取組に資する情報提供等の支援に努めるものとする。

《方策》

(1) 事業所の防災組織
(2) 多数の人が出入りする施設の防災組織
(3) 危険物等関連施設等の防災組織
(4) 地域防災サポート企業・事業所の登録

《内容》

事業所の防災組織

消防組合では、防火管理者選任義務事業所を中心に職場を組織的、機能的に活用して地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう、防火管理者講習会等を通じ

て事業所の防災組織の育成を図るなど防災体制の強化を推進する。

① 防災体制の強化

消防組合では、多数の人が利用する事業所について、防火管理者の選任、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等が図られるよう努めている。また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている複合用途防火対象物については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導を図る。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市及び商工会議所は、中小企業等の経営の強靱化に向け、共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、連携して、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

このほか企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

② 自衛消防隊の設置

一定規模以上の事業所については自衛消防隊を設置し、隊員の訓練等の指導を行い活動能力の向上に努める。

③ 企業等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

消防組合は、防火管理者講習会や危険物保安講習等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院等の施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施する。また市が実施する防災関連活動に積

極的に協力していく。
　消防組合は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

危険物等関連施設等の防災組織

　危険物等関連施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

地域防災サポート企業・事業所の登録

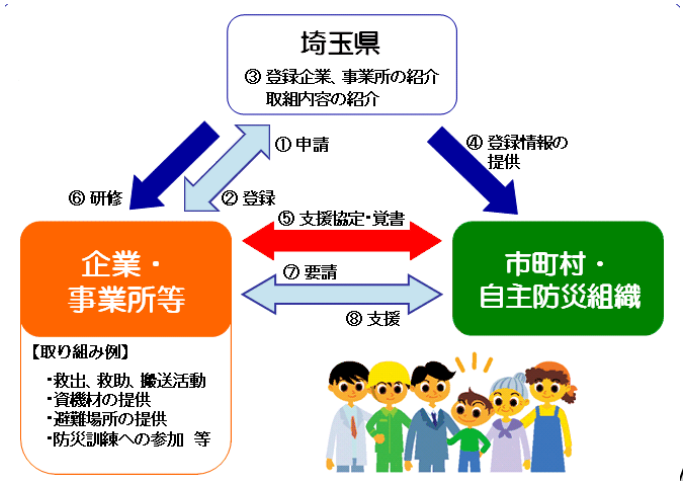
　埼玉県では、地域の防災・救助活動に協力可能な企業・事業所を募集している。
　登録した企業や事務所は、普段は、地域の防災・救援活動に積極的に取り組むとともに、災害や事故が起きた場合、地元の市町村や自主防災組織と協力して防災・救援活動などを行う。

□企業ができること、求められていること

・自社の防災体制の整備、事業所の耐震化等による安全性の確保
・企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討
・情報の開示、日頃からの連携

《参考》

◆埼玉県地域防災サポート企業・事業所の位置づけと役割



３．４ 地区防災計画の作成

【防災危機管理室】

大規模災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。

そのため、市内の一定の地区内の地域住民及び事業所を有する事業者は、共同して地区防災計画を策定し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

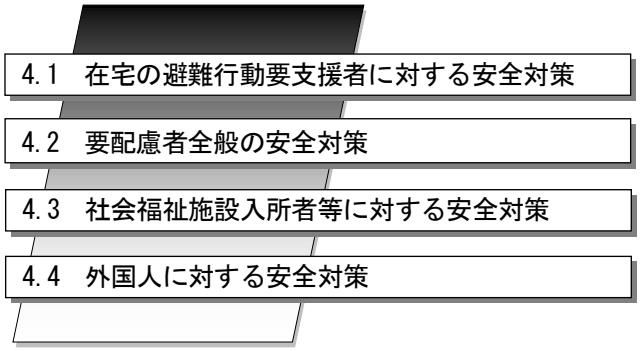
なお、地区防災計画の作成にあたり、本市は当該地区に対して必要な支援や助言等を行うものとする。

第４　避難行動要支援者対策

大規模な地震が発生した場合、寝たきり等の高齢者、施設利用者（高齢者）、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱い者及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「要配慮者」という。）が、適切な防災行動をとることは容易でない。また、要配慮者の中でも特に要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このため、本市は、これら避難行動要支援者に対する防災環境の整備や支援等を中心とした防災対策を推進する。

本市の要配慮者の安全確保を推進するために必要な施策を次に示す。



《参考》

◆要配慮者とは

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

◆避難行動要支援者とは

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

４．１ 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策

【防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課】

本市は、在宅の避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

在宅の避難行動要支援者に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 川越市避難行動要支援者避難支援全体計画の作成
(2) 避難行動要支援者の把握
(3) 避難支援等関係者となる者
(4) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲
(5) 避難行動要支援者名簿の作成
(6) 避難行動要支援者名簿の更新
(7) 避難行動要支援者名簿の活用及び適正管理
(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置
(9) 個別避難計画の作成
(10) 個別避難計画の対象者
(11) 個別避難計画の内容
(12) 個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法
(13) 個別避難計画の適正管理
(14) 防災訓練の実施

《内容》

川越市避難行動要支援者避難支援全体計画の作成

市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年８月、内閣府）」を参考に、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、より細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として「川越市避難行動要支援者避難支援全体計画」を定めている。

また、令和３年５月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定したことを受け、市は「川越市避難行動要支援者避難支援全体計画」を令和６年７月に改訂し、災害時における要支援者の安全・安心の確保について一層の強化を図る。

避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことであり、消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会等、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により避難支援者を決める。

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

□高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点

① 警戒や避難情報の災害関係情報の取得能力
② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

なお、要介護状態区分、障害種別、障害等級等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう努める。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

□避難行動要支援者名簿に登載する者

① ひとり暮らしの高齢者（65 歳以上）で要介護３以上の者
② 高齢者（65 歳以上）のみの世帯の方で要介護３以上の者
③ 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者
④ 視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者
⑤ 上記以外の身体障害（１級または２級）のある者
⑥ 知的障害（Ⓐまたは A）のある者
⑦精神障害者保健福祉手帳（１級）を所持する者
⑧ ①～⑦以外で、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

名簿は、福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するほか、必要があればその他関係機関に対して情報提供を求め、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、作成する。

□避難行動要支援者名簿の記載事項

①氏名
①生年月日
③性別
④住所又は居所
⑤避難支援等を必要とする事由
⑥電話番号
⑦前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、上記(5)に掲げた方法に基づき年に１回避難行動要支援者名簿の更新を行う。

避難行動要支援者名簿の活用及び適正管理

平時は避難行動要支援者本人の同意を得て、提供用名簿を消防機関、警察署、自治会、民生委員・児童委員、福祉事務所等へ提供し、避難行動要支援者情報の共有による連携を進める。また、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、日頃から提供用名簿への登載について、避難行動要支援者等に働きかける。

なお、名簿の提供にあたっては、市は名簿の提供を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとるものとし、避難行動要支援者に関する個人情報の取扱いについては、以下のとおり行う。

□避難行動要支援者の個人情報等の取扱い

避難行動要支援者の個人情報については、市が名簿提供組織に対し、守秘義務を守り適切に取り扱われるよう十分配慮する。
市と自治会との間で個人情報の取り扱いに関する覚書を取り交わす。
民生委員・児童委員等へは取り扱いについての十分な説明を行う。

このほか、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、市は名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、自助が前提であり、制度はその補助であることを正しく理解してもらうよう周知に努める。

個別避難計画の作成

自力での避難が困難な避難行動要支援者への避難活動を支援するため、本市は、避難行動要支援者避難支援全体計画を推進し、避難支援等関係者（居宅介護支援事業所や相談支援事業所などの福祉事業所、自治会、民生委員・児童委員等）と連携して作成するよう努め、自治会等を主体とした避難行動要支援者支援基盤を構築し、高齢者世帯、要介護認定者や障害者が居る世帯に対して地域全体として避難の支援等を行う体制づくりを推進する。

また、避難行動要支援者避難支援全体計画に基づく個別避難計画の作成について、支援実施主体への支援を行う。個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するものとし、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し避難の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で関係者の安全確保の措置について十分な配慮に努める。

■個別避難計画作成までの手順

手順	実施事項	備　考
随時	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催
1	福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約	全体名簿の作成
2	避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認
3	避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理	提供用名簿の作成
4	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	情報の管理方策についても研修
5	提供用名簿の提供	避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保
6	一人ひとりの個別避難計画の作成・整理	－
7	以後、継続的に登録情報を更新	－

個別避難計画の対象者

個別避難計画の作成には避難支援等関係者に対する要支援者の個人情報の提供が必要であることから、個別避難計画を作成、更新及び外部提供する同意を避難行動要支援者から得るあるいは災害時における支援を希望し、そのために必要な自らの個人情報を外部に提供することについて同意した要支援者の個人情報を登載した、外部提供用名簿を活用する。

なお、作成に当たっては次に掲げる者について特に優先的に取組む。

①外部提供同意者のうち、75 歳以上かつ独居の者で、ハザードマップの想定浸水深が 3.0m 以上、または家屋倒壊等氾濫想定区域・土砂災害（特別）警戒区域に居住している者

②外部提供同意者のうち、介護・障害要件に該当する者で、ハザードマップの想定浸水深が3.0m以上、または家屋倒壊等氾濫想定区域・土砂災害（特別）警戒区域に居住している者

③その他、必要と認められる者（①・②に含まれないが、作成すべき者）

個別避難計画の内容

個別避難計画には、外部提供用名簿に記載された項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

①メールアドレス・電話番号・FAX番号
②同居家族
③ハザードの状況
④情報取得方法
⑤避難場所
⑥かかりつけ医
⑦利用中の福祉サービス
⑧緊急連絡先
⑨避難支援等実施者
⑩配慮すべき事項
⑪特記事項
⑫避難支援時の留意事項

個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護や障害者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者にかかる情報等、市で把握していない情報が必要と認められる場合は、県知事その他の者に対して積極的に必要な情報の取得に努める。

個別避難計画の適正管理

① 個別避難計画の共有
個別避難計画に記載された情報は、要支援者本人及びその避難支援等実施者並びに避難支援等関係者で共有する。

② 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置
避難支援等関係者は、個別避難計画情報の秘密保持に十分留意し、必要以上に複製しない等、情報を適切に管理する。
また、市は名簿及び個別避難計画の情報提供時、及びその他の機会において避難支援等関係者に対し情報の取り扱いについて指導する。

③ 個別避難計画の更新
個別避難計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために重要である。そのため、市は申し出等により本人状況の変化を把握し、個別避難計画を更新するものとする。

④ 緊急時の情報提供

災害時において要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を提供できる。（災対法第４９条の１５第３項）

⑤ 個別避難計画作成希望者への対応

市は要支援者の要件に該当しないものであっても、個別避難計画等の作成を希望する旨の申し出があった場合は、必要に応じて避難支援等関係者と協力し、その作成に努めるものとする。

防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、自治会や民生委員・児童委員など多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備、社会福祉施設との連携や福祉避難所の開設訓練の実施等を一層図るものとする。

４．２ 要配慮者全般の安全対策

【防災危機管理室、福祉推進課、指導監査課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課】

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

《方策》

(1) 地域との連携
(2) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備
(3) 防災知識の普及・啓発
(4) 緊急通報システム事業の実施
(5) 防災基盤の整備

《内容》

地域との連携

① 近隣住民とのコミュニティづくり

災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平時から地域活動を通じた、高齢者、乳幼児をもつ家庭、障害者等とのコミュニケーションづくりを推進し、要配慮者等を含めた防災訓練を実施するなど、地域での要配慮者支援体制の基盤づくりに努める。

② 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制の確立に努める。

③　社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、福祉避難所の開設や被災者に対する給食サービス、介護相談など施設が有する機能の活用も図っていく。

④ 見守りネットワーク等の活用

市は、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等による見守り活動や民間事業者等の協力による「ときも見守りネットワーク」の活用を図る。

要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

高齢者や障害者等への災害情報の伝達を有効に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保、外国語や絵文字による案内板の表記、要配慮者を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等、

要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその関係者を対象に、パンフレット、チラシなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

□防災知識の例

・家庭における家具の固定等、身の回りの安全化
・食料、飲料水の備蓄
・避難生活での心得の周知

緊急通報システム事業の実施

ひとり暮らしの高齢者や障害者等が、急病、事故等の際に迅速な救援を受けられるよう、緊急通報システム事業（聴覚障害者用通信装置も含む）を実施しており、消防組合で通報を受けている。

震災時等にも、利用されることが期待されるところであり、今後も、事業の周知等に努める。

防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市及び県は、その他の集客施設における取組を推進する。

４．３ 社会福祉施設入所者等に対する安全対策

【障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども家庭課、指導監査課、保育課、療育支援課、防災危機管理室】

本市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設の入所者等に対する安全対策を以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 災害対策を網羅した計画の策定
(2) 防災教育の充実
(3) 防災訓練の充実
(4) 地域との連携

《内容》

災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

① 緊急連絡体制の整備

□職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

□安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

② 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所へ誘導や移送するのための体制を整備する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受入れることができるよう体制の整備を行う。

また、施設管理者は、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

④ 被災した在宅の要配慮者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

⑤ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

⑥ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を３日分程度備蓄しておく。

・非常用食料（特別食を含む）　・照明器具　・非常用電源　・飲料水 ・熱源　・常備薬　・移送用具（担架、ストレッチャー等）　・介護用品

防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するように努める。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平時に受入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市は県と協力してこれを促進する。

地域との連携

施設管理者は、地震発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、本市は、施設管理者が地震災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

４．４ 外国人に対する安全対策

【防災危機管理室、国際文化交流課】

本市には外国籍市民の住民登録者数は、令和８年１月１日現在、12,399 人（総人口に占める割合は 3.5%）の住民登録がされている（「第１編　第４章　第２節　第１『１．３ 要配慮者人口』」参照）。

本市は、これら外国人が、言葉や文化の違いにかかわらず、地震災害時に適切な行動を円滑にとれるよう、市内に在住する外国人の安全確保に必要な対策を以下の方策をもって推進する。

《方策》

(1) 外国人の所在把握
(2) 防災知識の普及・啓発
(3) 防災訓練の実施
(4) 通訳・翻訳ボランティア・災害時外国人支援情報コーディネーターの養成・確保
(5) 避難場所標識等の設置

《内容》

外国人の所在把握

本市は、地震災害時における外国人の安否確認等を迅速に実施し、円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

防災知識の普及・啓発

市は、日本語が不得手な外国人に対して外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事務所等、様々な機会や機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、生活ガイドブック、ホームページ等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係る行政情報についての多言語による情報提供に努める。

防災訓練の実施

外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

通訳・翻訳ボランティア・災害時外国人支援情報コーディネーターの養成・確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの養成及び確保に努める。

このほか、市は県や国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの養成に努めるものとする。

避難場所標識等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第５　ボランティア等との連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有する専門ボランティアと避難所等における被災住民の世話や、支援物資の仕分け・配布、炊き出し等の特別の資格を必要としない一般ボランティアがあり、地震災害時におけるボランティア活動が、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは周知のとおりである。

このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平時から構築することが必要である。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために、必要な施策を次に示す。

5.1　連携体制の整備

５．１ 連携体制の整備

【防災危機管理室、福祉推進課】

大災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

そのため、本市は、市民に対しボランティア意識の啓発を行うとともに、災害発生時にボランティアと適切な連携・協力が得られるよう、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携体制の整備を推進する。

本市のボランティアとの連携体制の整備は、以下の方策をもって実施する。

《方策》

(1) ボランティア意識の啓発
(2) ボランティア活動の環境整備
(3) ボランティア関係機関等との情報共有
(4) 専門ボランティア団体の情報把握
(5) 被災者援護協力団体のデータベース活用（令和８年度以降に運用される予定）

《内容》

ボランティア意識の啓発

本市は、関係機関・団体と連携して、市民に対してボランティア意識の啓発に努めるものとする。

特に、「防災とボランティアの日」や「防災ボランティア週間」を中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求めるものとする。

ボランティア活動の環境整備

現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、本市は日頃からボランティアの自主性を尊重しつつ、次に示すようなボランティアのための環境の整備に努める。

① 災害ボランティアセンター立ち上げのための備えの充実

災害時には市ボランティアセンター（社会福祉協議会）を災害ボランティアセンターとして機能させることとしている。

本市は、災害時に災害ボランティアセンターが円滑に立ち上がるよう、市ボランティアセンターと協議して、以下の事前対策を講じていく。

○災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成

○必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）

購入して揃えておくということだけでなく、市やボランティア関係団体等から調達が可能なものは、調達先を明らかにしておく。

○運営スタッフ（コーディネーター）の確保・育成

商工会議所等への協力依頼、市民への公募等により運営スタッフを確保し、研修等を通じて育成する。特に、災害ボランティアの受入れ、配置等の中心的役割を担うコーディネーターについては、研修や災害地への派遣など実践的な育成を行っていく必要があり、継続的な取組ができる体制を構築する。

② ボランティアとの連携のための災害時応援協定の充実

災害時に、ボランティアが多数駆けつけ、災害ボランティアセンターの活動が活発に展開されるようになると、ボランティアとのさまざまな調整作業が市において発生すると考えられる。これは、市とボランティアとの連携によるきめ細かな対応が図られている証拠であり、期待すべき事象であるが、一方で市にとっては大きな負担となる。

そこで、その負担を軽減させるため、「福祉推進課」及び「防災危機管理室」は、現在他市町村との間で締結している災害時応援協定での応援項目の中にボランティアとの調整に関する事項も追記し、外部からの応援体制を明確にしておく。

③ 市内ボランティア団体のネットワーク化

災害時においても市内ボランティア団体による救援活動が期待されるが、日頃からこれらの団体相互が顔見知りの関係にあれば、災害時の活動もそのネットワークを生かしたものになる。

そこで、「福祉推進課」は、市社会福祉協議会と連携して、これらの団体のネットワーク化の実現を図っていく。

④ 市内災害救援ボランティアの育成

発災直後の消火活動、救出活動、負傷者の応急手当等を的確に行っていくためには、ボランティアとしてその技能を有する人材の育成が必要である。

自主防災組織を育成・強化するなかで、人材の育成にも努めているが、それ以外にも災害時にボランティアとして個人的に貢献したいという意向を持つ者について組織化・育成を図ることは、地域の安全の一層の向上につながる。

そのため、「防災危機管理室」及び市社会福祉協議会は、こうしたボランティア（市内災害救援ボランティア）の組織化・育成を図っていく。

ボランティア関係機関等との情報共有

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、、彩の国会議、社会福祉協議会、日本赤十字社及び登録被災者援護協力団体等ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

また、市及び県は、ボランティア関係機関等と連携し、平時の登録、ボランティア活動、避難所運営等に関する研修・訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れ・調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について平時から意見交換を行うとともに、研修や訓練を通じて推進するものとする。

専門ボランティア団体の情報把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野のボランティアや支援団体からの支援を受入れることが考えられる。

(5) 避難生活支援リーダー／サポーター等

本市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(6) 被災者援護協力団体のデータベース活用（令和８年度以降に運用される予定）

令和７年度に国は、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等が 発災直後から被災者支援の担い手として、その能力を発揮できるよう、「被災者援護協力団体」として登録できる制度を創設した。

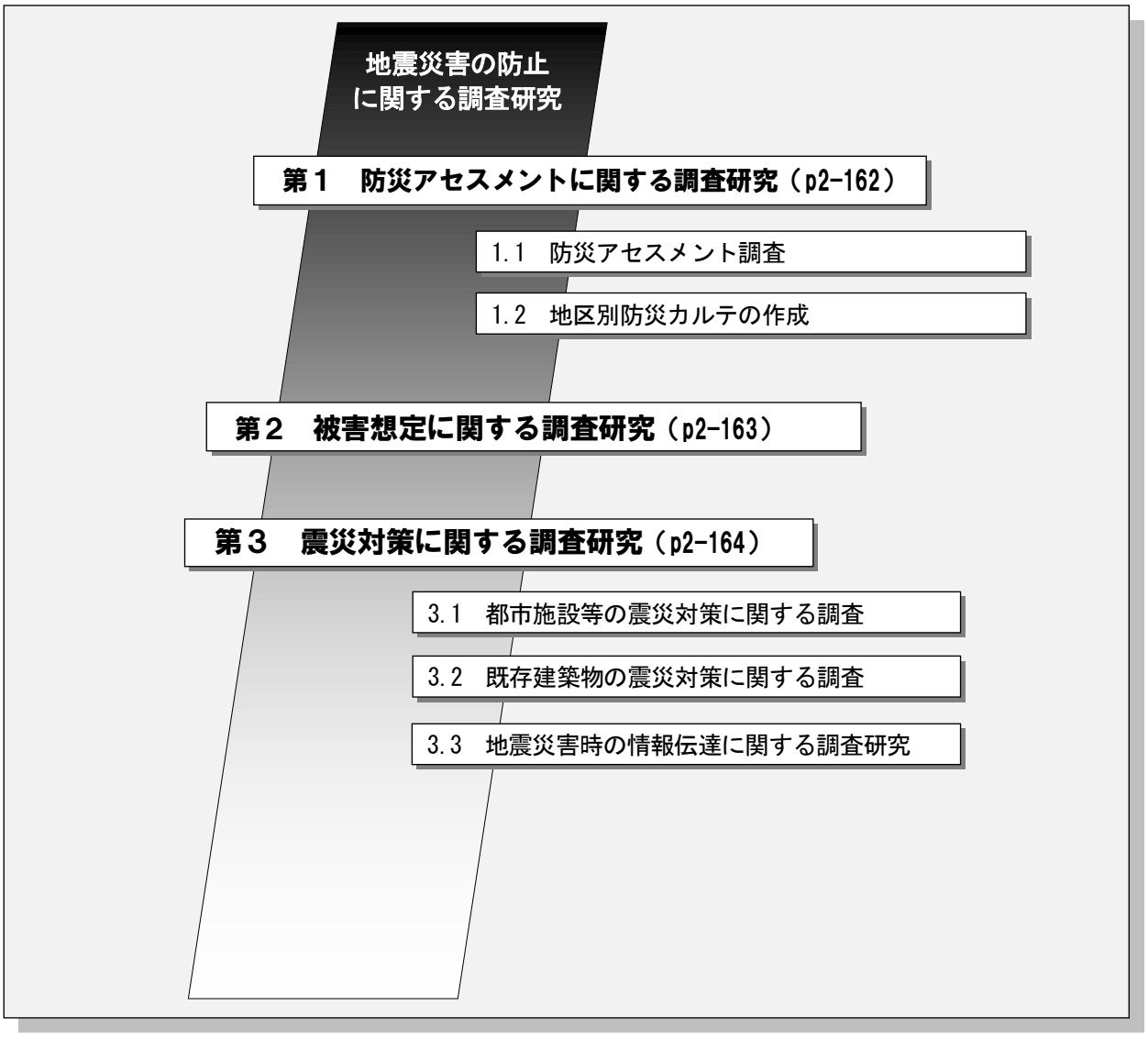
本データベースは、令和８年度以降に運用される予定であり、運用されれば地方公共団体等が利用できる予定である。

第４節　地震災害の防止に関する調査研究

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑である。震災対策を総合的かつ効果的に推進する上で、地震災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究は極めて重要である。

大きな破壊力を有する大地震に対し、災害を発生させない機能、拡大させない機能及び安全の確保を図る機能等を不断に維持することが必要であるため、時代の変化に即した災害波及構造の解析等を実施する必要がある。このため、埼玉県あるいはその他の機関が実施した調査研究の成果を有効に活用する必要がある。

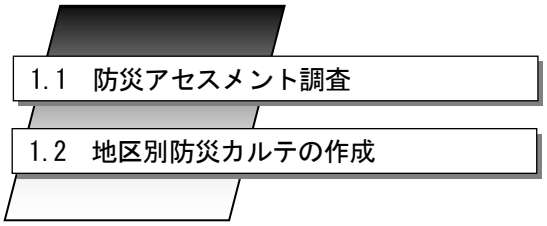
また、震災予防計画の一環として実施する調査研究は、最終的に震災対策に資することを目的としており、したがって、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施することを検討する必要がある。なお、調査研究に当たっては、男女別データの収集・分析に努める。



第１　防災アセスメントに関する調査研究

地震災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平時から地域の特性を踏まえつつ、その地域の災害危険性を総合的かつ科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント調査」という。

本市では、平成 18 年度に防災アセスメント調査を実施しており、今後地震災害に関する調査研究が進み、かつ本市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の再調査を検討する。



１．１ 防災アセスメント調査

【防災危機管理室】

防災アセスメント調査においては、以下の事項について検討する。

《方策》

(1) 災害誘因の検討
(2) 災害素因の検討
(3) 災害履歴の検討

《内容》

災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風等）のことをいう。ここでは、地域に影響を及ぼす地震等を抽出・検討する作業を実施する。

災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点である。ここでは、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一把握する作業を実施する。災害素因には、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集地、危

険物等関連施設の集中地域等の社会的な要因が挙げられる。

災害履歴の検討

ここでは、過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握する作業を実施する。

《参考》
◆平成 18 年度本市が実施した防災アセスメント調査の項目
１．はじめに
２．川越市直下地震の被害想定
３．地域防災上の課題抽出
４．川越市住民の防災意識調査
５．文化財など歴史的建築物の振動特性と耐震の考え方
６．まとめと今後の課題

１．２ 地区別防災カルテの作成

【防災危機管理室】

地区別防災カルテとは、防災アセスメント調査で明らかになった地域全体の総合的な災害危険度判定から自治会、学校区等の地域単位で十分活用できるような精度で危険地域や、防災関係施設等を表示した地区別防災地図と、地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成されるものであり、本市は、今後、地区別防災カルテの作成を検討する。

第２　被害想定に関する調査研究

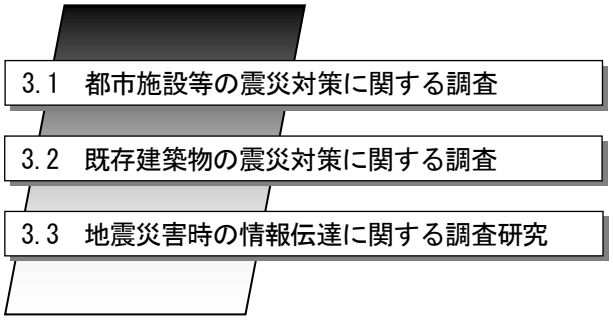
震災対策を効果的に実施するためには、市内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴をできる限り詳細に把握することが必要である。

埼玉県では、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的に実施している。（「第１編　第４章　第３節　『第１　地震被害想定』」参照）。

第３　震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、有効な震災対策を検討するためには、現象を様々な分野から科学的に解明し、その成果を生かしていく必要がある。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例を見れば明らかであり、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるのは何か、被害を最小限に抑える方法は何かを常に調査研究して地震災害の防止策の向上に努めることも重要である。



３．１ 都市施設等の震災対策に関する調査

【関係各課】

都市施設は、地震によりその機能が失われた場合、市民の生活や応急対策等に深刻な影響を与える。このため慎重かつ十分な点検調査が必要であり、破壊を防止し、破壊した場合の代替機能の確保等の都市機能の信頼性向上及び迅速な復旧のための調査研究の推進に努める。

３．２ 既存建築物の震災対策に関する調査

【関係各課】

住宅等の既存建築物の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。また、建築物の不燃化により、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能になる。このため既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための方策等に関する調査研究の推進に努める。

３．３ 地震災害時の情報伝達に関する調査研究

【防災危機管理室】

地震災害時においては、地震情報、被害情報及び対策に関する情報等各種の情報を、行政が被災者を含めた市民へ正確かつ迅速に伝達することが極めて重要である。したがって、地域的、社会的特性を考慮し、災害時の特殊状況下における最も効果的な情報伝達の方法、伝達内容等に関する調査研究及び災害情報システムに関する調査研究の推進に努める。また、地震災害に関する新たな情報である緊急地震速報は、有効活用により地震災害の軽減が期待できることから、その特性を踏まえた伝達方法及び利活用の方策等に関する調査研究の推進に努める。

第２章　震災応急対策計画

大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。県の被害想定調査よると、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本市の人的被害は死者数が最大で 215 人、重軽傷者数は 1,627 人、建物被害は全壊棟数 3,361 棟、半壊棟数 8,070 棟と大きな被害が予想されている。

災害対策の第一線に立つ本市としては、多岐・広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設など、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

そのため、本市は大規模地震発生後の災害応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、発災初期と救援期とに分けて、次に定める施策を策定する。

震災応急対策計画

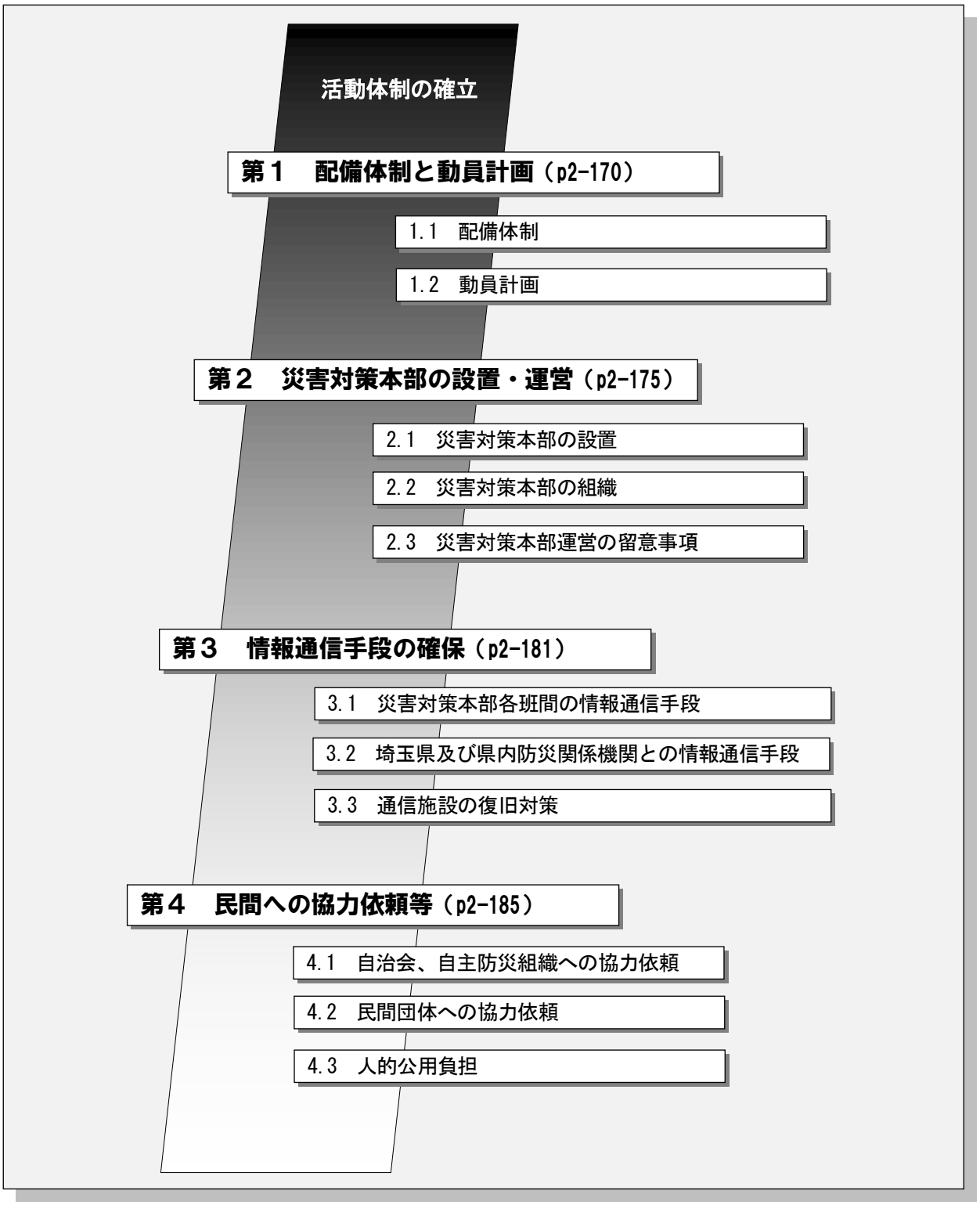
第１節　活動体制の確立（p2-167）

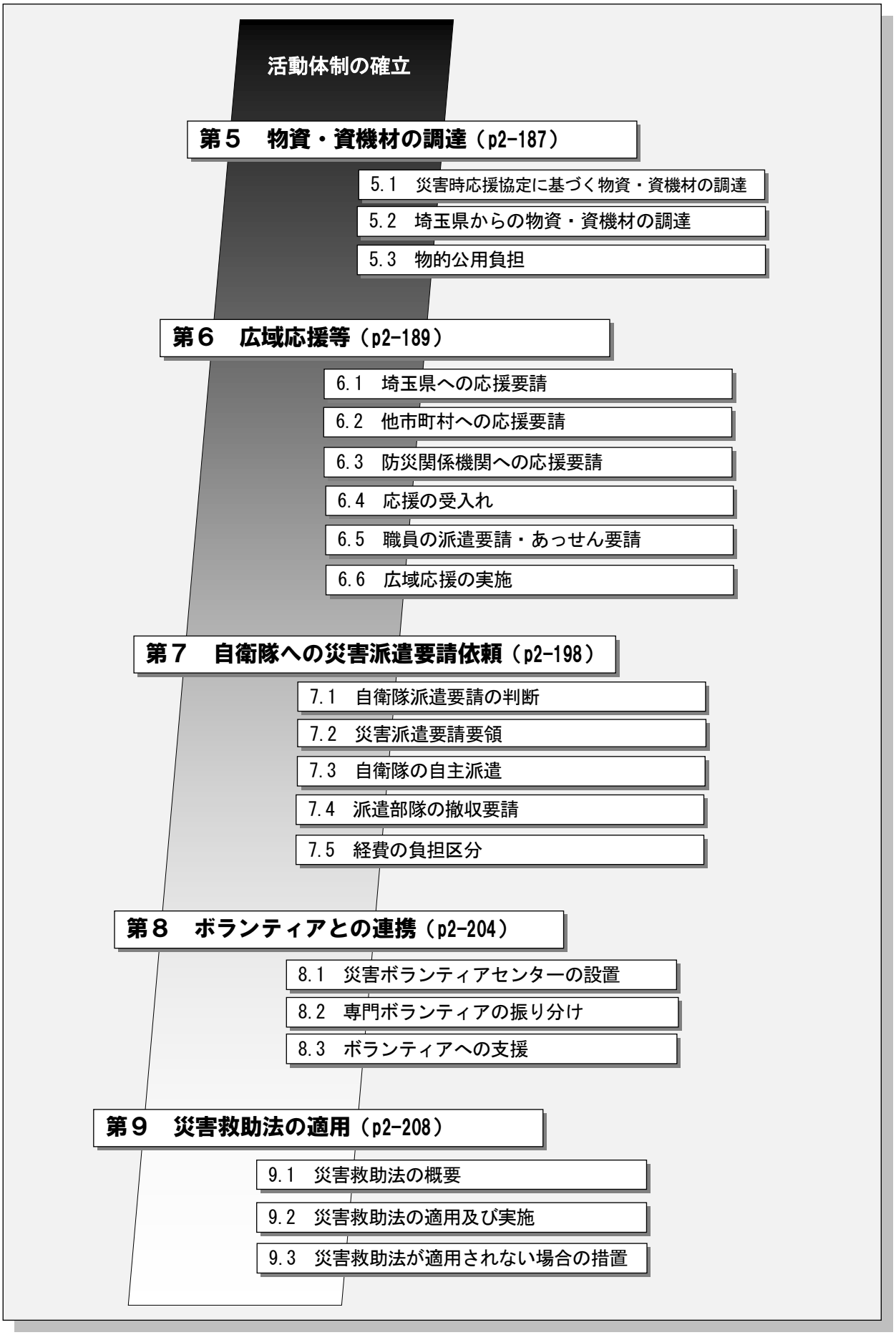
第２節　発災初期における災害応急対策活動（p2-213）

第３節　救援期における災害応急対策活動（p2-327）

第１節　活動体制の確立

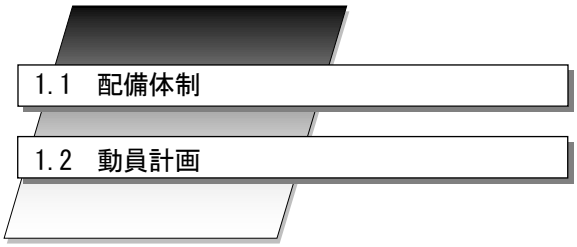
本節では、迅速かつ効率的な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。




活動体制の確立
第５　物資・資機材の調達（p2-187）
5.1　災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達
5.2　埼玉県からの物資・資機材の調達
5.3　物的公用負担
第６　広域応援等（p2-189）
6.1　埼玉県への応援要請
6.2　他市町村への応援要請
6.3　防災関係機関への応援要請
6.4　応援の受入れ
6.5　職員の派遣要請・あっせん要請
6.6　広域応援の実施
第７　自衛隊への災害派遣要請依頼（p2-198）
7.1　自衛隊派遣要請の判断
7.2　災害派遣要請要領
7.3　自衛隊の自主派遣
7.4　派遣部隊の撤収要請
7.5　経費の負担区分
第８　ボランティアとの連携（p2-204）
8.1　災害ボランティアセンターの設置
8.2　専門ボランティアの振り分け
8.3　ボランティアへの支援
第９　災害救助法の適用（p2-208）
9.1　災害救助法の概要
9.2　災害救助法の適用及び実施
9.3　災害救助法が適用されない場合の措置

第１　配備体制と動員計画

地震災害時における配備体制と動員計画は、次のとおりである。



「配備体制と動員計画」	
事項	担当班
１．１ 配備体制 ⑴ 配備体制及び配備基準 ⑵ 配備体制の決定手続き	各班（各課）共通
１．２ 動員計画 ⑴ 職員の動員計画 ⑵ 動員の方法 ⑶ 出動職員の把握 ⑷ 職員の非常心得 ⑸ 職員及び職員の家族の被災状況の把握等 ⑹ 職員の健康管理 ⑺ 災害対策要員のローテーション ⑻ 公務災害処理	各班（各課）共通 職員班、本部班、保健班

１．１ 配備体制

【各班（各課）共通】

地震発生時においては、要員と情報を集中させ迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、次の配備基準に従い応急対策組織を編成する。

配備体制及び配備基準

本市の活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

■配備体制と配備基準〔震災対策〕

体制区分			配備基準	活動内容
監視体制		通常の組織をもって活動にあたる体制	原則として本市で**「震度４」**を観測したとき	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
警戒体制		警戒対策本部を設置し、警戒活動にあたる体制	原則として本市で**「震度５弱」**を観測したとき	軽微な地震被害が発生し、被害の発生に対して、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制	第１配備	災害対策本部を設置して災害対策活動にあたる体制	原則として本市で**「震度５強」**を観測したとき	大規模な地震被害の発生に対して、応急対策活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第２配備		原則として本市で**「震度６弱以上」**を観測したとき	激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策活動を実施する体制

注）震度は、気象庁から発表されたものとする。

震度６弱以上の揺れが発生した場合、川越市業務継続計画＜地震編＞に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策などの災害業務を行うものとする。

配備体制の決定手続き

応急対策組織の配備体制の決定の手続きは、以下のとおりである。

■配備決定手続き

活動体制	決定手続き
監視体制	危機管理監が行い、副市長及び市長へ報告する。
警戒体制	副市長が行い、市長へ報告する。
非常体制	警戒対策本部会議で協議のうえ、市長の承認を得て行う。

１．２ 動員計画

【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】

地震災害時における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 職員の動員計画

体制ごとの職員の動員計画については、川越市災害対策本部要綱の別表において定めるほか、職員危機管理防災マニュアルにて位置付ける。

(2) 動員の方法

① 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、震度情報により、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

合わせて、勤務時間内外によって、次の方法で動員を行うものとする。

② 勤務時間内の職員の動員方法

勤務時間内における職員の動員は、「職員班」がその旨、庁内放送し、各部の動員は部長が行う。

③ 勤務時間外の職員の動員方法

休日・夜間等の勤務時間外における職員の動員は、原則として自主参集とする。

各職員は、職員参集システム及びラジオ、テレビ等により本市の震度に関する情報を把握し、職員動員計画に従って自主的に参集する。

ｱ) 本市の震度が震度４～５強の場合

地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。

ｲ) 本市の震度が震度６弱以上の場合

全職員が自主参集するものとし、避難所運営班に配置された職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。

④ 地震以外の災害における動員方法

勤務時間内及び勤務時間外において、配備体制が決定され次第、該当職員は通常勤務する場所または指定された場所に参集する。

出動職員の把握

① 各班の出動職員の把握

各部の部内統括担当班の班長は、部内の職員の出動状況を班別に「出動職員報告書」に取りまとめ、部長に報告のうえ「職員班」に提出する。

『 ➔ 様式４「出動職員報告書」参照 』

② 各部の要員配備の調整

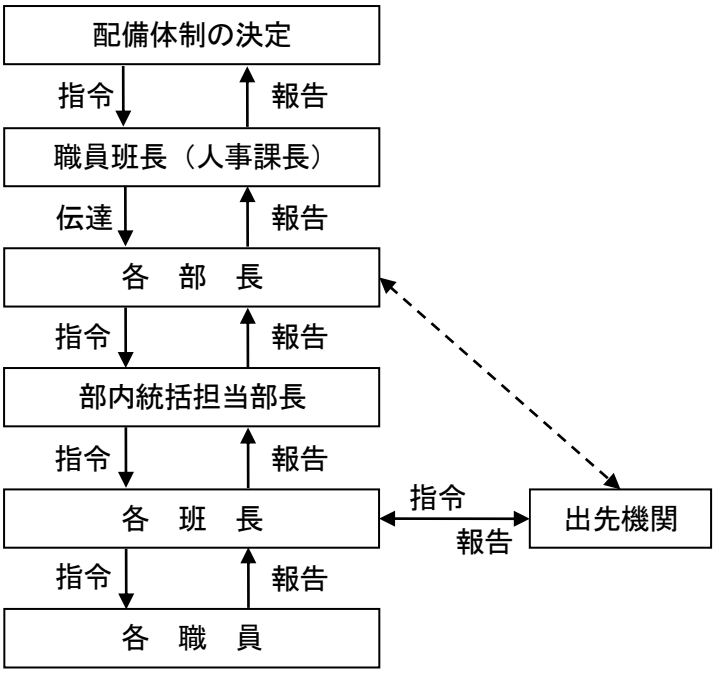
各部長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要な場合（現職員だけでは対策の迅速性が損なわれる場合、職員の負担が大きい場合等）は、部内の各班間で要員を調整する。なおかつ、要員が不足する場合は、「職員班」に要員配備の調整を求める。

「職員班」は、要員配備の調整を求められた場合には、各部と調整を行う。

③ 現地災害対策本部設置時の要員配備の調整

現地災害対策本部を設置する場合、「職員班」は本部長（市長）の指示により、各部との間で要員配備の調整を行う。

■勤務時間内の職員の動員指令・動員報告の流れ



職員の非常心得

災害対策本部の職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

① 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。
② 非常の際、直ちに参集できるよう所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
③ 各部の部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。
④災害時に自分や周囲の安全確保を行った後は、初期消火や倒壊した家屋に閉じ込められた人の救出など、二次災害の防止に努めること。
⑤交通手段が途絶する場合でも、自ら手段（徒歩、自転車又はバイクなど）を尽くして参集すること。やむを得ず参集できない場合、連絡が可能となったときに速やかに担当部署に連絡すること。
⑥緊急に参集する際の服装は、防災服又は活動に適したものとし、悪路を想定し、底の厚い靴で参集すること。
⑦食料（３日分）、着替え、衛生用品、常備薬、身分証、筆記用具、軍手、懐中電灯、携帯電話等、必要な物を携行すること。
⑧ 参集途上において、周囲の被害状況の把握に努め、参集後に報告するとともに、スマートフォン、携帯ラジオ等を使い、災害の情報を入手すること。
⑨ 市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

職員及び職員の家族の被災状況の把握等

「職員班」は、職員参集システム等により職員及び職員の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講ずる。

職員の健康管理

「職員班」は、職員の健康管理及び給食等に必要な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。

また、災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「職員班」は「医療班」に協力を求めて、健康診断の実施や職員用救護所（メンタルヘルスケアを含む。）を設置するなどして職員の健康管理に努める。

また、必要に応じて医療・保健・福祉専門職等の支援チーム等と連携を行う。

災害対策要員のローテーション

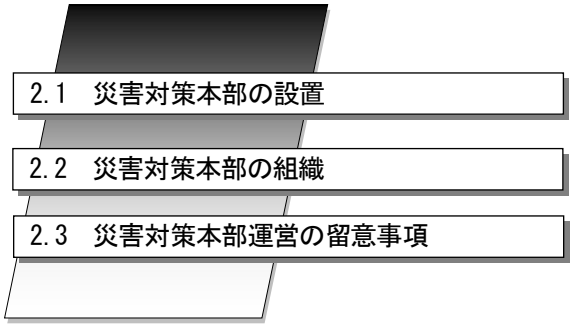
大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、「本部班」は職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

公務災害処理

職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、「職員班」は公務災害適用に関する所要の事務を執る。

第２　災害対策本部の設置・運営

災害対策本部の設置・運営に関する事項は、次のとおりとする。



「災害対策本部の設置・運営」	
事　項	担当班
２．１ 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、 関係各班
２．２ 災害対策本部の組織 (1) 組織の運営 (2) 組織編成 (3) 各部班の分掌事務	各班共通
２．３ 災害対策本部運営の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 災害救助法の適用要請 (3) 応援部隊等の受入れ (4) 情報共有	本部班 情報整理班

２．１ 災害対策本部の設置

【本部班、職員班、管財輸送班、関係各班】

市長は、本市域で地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本計画及び川越市災害対策本部条例並びに同要綱に基づき、川越市災害対策本部を設置する。

設置基準

・本市の震度が震度５強以上の地震が発生した場合
・相当規模の地震災害が発生した場合
・その他市長が必要と認めた場合

※南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合の体制区分は、本部長がその都度判断する。

設置場所

災害対策本部は市役所本庁舎内に置き、市役所正面玄関に「川越市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、本庁舎が被災した場合は、保健所及び保健センターを災害対策本部の代替施設とする。

なお、予定した場所に設置できない場合は、地域の災害の状況や施設の被災状況を考慮しながら、付近の公共施設から代替の設置場所を決定し、参集した職員に周知する。

実施の責任者

災害対策本部長は市長とし、市長が不在の場合は次の順位による。

第１順位	第２順位	第３順位
副市長（副市長が２人の場合には、本部の庶務を所管する部署を担任する副市長を第１順位とし、他の副市長を第２順位とする。）	教育長（副市長が２人の場合は第３順位とする。）	上下水道事業管理者（副市長が２人の場合は第４順位とする。）

設置の手順

① 庁舎の被害状況の把握

「管財輸送班」は、市本庁舎（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の被害状況の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を講ずる。

災害対策本部の活動に重大な支障があるものについては「本部班」に報告する。

⑤ 職員の被災状況の把握

「職員班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに災害対策本部各部各班（以後、「各部班」という。）から職員の負傷等の状況に関する報告を求め、その結果を「本部班」に報告する。

また、勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者の概況を掌握する。

⑥ 通信機能の確保

「本部班」は、市防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

⑦ 備品類の用意

「本部班」は、本部の運営に必要な備品類を用意する。

■災害対策本部に用意すべき備品類

区分	備品類
情報機器類	・有線電話及びファクス　・防災行政無線 ・災害対応用臨時電話　・庁内放送設備 ・テレビ、ラジオ　・ＩＰ無線 ・パソコン（インターネット）・衛星携帯電話
事務用品	・複写機　・ホワイトボード、掲示板 ・筆記用具等事務用品　・ハンドマイク ・懐中電灯
関係資料	・防災関係機関一覧表 ・災害時の市内応援協力者名簿 ・職員名簿 ・災害処理表その他書類一式 ・被害状況図板、住宅地図及びその他地図類

閉鎖基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を閉鎖するものとする。

行政機能の確保状況の報告

震度６弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により以下の内容を速やかに、埼玉県に報告する。第１報は、原則として発災後１２時間以内、第２報以降は、既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。

①トップマネジメントは機能しているか

②人的体制は充足しているか

③物的環境（庁舎施設等）は整っているか

『 ➔ 様式５「市町村行政機能チェックリスト」参照 』

本部設置及び閉鎖の通知・公表

災害対策本部を設置（閉鎖）した場合、直ちにその旨を次のとおり通知・公表する。

■本部設置及び閉鎖の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県災害対策課	県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム	本部班 情報整理班
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班
川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班
議会	電話、ファクス	議会庶務班
報道機関	電話、ファクス	広報班
応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班

注）国（消防庁）へは、埼玉県に連絡できない場合通知する。

『 ➔ 資料１.84「川越市災害対策本部条例」参照 』
『 ➔ 資料１.85「川越市災害対策本部要綱」参照 』
『 ➔ 資料１.86「川越市災害対策本部運営要領」参照 』

２.２ 災害対策本部の組織

【各班共通】

組織の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

① 本部長（市長）
災害対策本部を総括し、職員を指揮監督する。

② 副本部長（副市長、教育長、上下水道事業管理者）
本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

③ 本部員（各部局長等）
本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

④ 本部会議
本部長、副本部長、本部員をもって組織し、次の事項について適時協議し、調整する。本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、「本部班」が処理する。

・動員配備体制に関すること
・各部の災害対応状況の報告に関すること
・各部・班間の調整事項に関すること
・自衛隊の災害派遣要請に関すること
・埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
・応援協定締結市町村等への応援要請に関すること
・災害救助法の適用に関すること
・その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

⑤ 総括部

当該災害の総括的窓口として、危機管理監、総務部長、秘書広報監、副危機管理監を長とする「総括部」を設置する。

「総括部」は、「本部班」、「情報整理班」、「第１～第３特別監視班」、「第１～第 11 現地調査班」、「情報収集連絡班」、「情報処理班」、「職員班」、「契約班」、「秘書班」及び「広報班」で構成し、おおむね次の事項を処理する。

・災害対策本部体制の確立に関すること。
・埼玉県、他市町村、自衛隊への応援要請（派遣要請）に関すること。
・災害救助法の適用基準に関すること。
・避難情報、警戒区域の設定に関すること。
・地震情報の収集・集約・伝達に関すること。
・災害情報の収集・集約・伝達・共有化に関すること。
・市民からの通報・問合せの処理に関すること。

⑥ 現地災害対策本部

局地的な災害に対する応急対策活動を効果的に実施するため、本部長が特に必要があると認めるときに地域防災拠点に設置し、現地情報の総合的集約等災害応急対策の推進に資する。現地災害対策本部には、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地対策本部員を置く。要員配備については、本部長がその都度決定する。

⑦ 各部班

各部班ごとに定められた「分掌事務（別添・資料集参照）」に従って災害応急対策を遂行する。

⑧ 災害対策連絡会議

防災関係機関、団体との間の連絡調整を図るため、必要に応じて開催する。

災害対策連絡会議の庶務は、「本部班」が処理する。

組織編成

災害対策本部の組織編成は、「川越市災害対策本部要綱」のとおりである。

『 ➔ 資料１.85「川越市災害対策本部要綱」参照 』

各部班の分掌事務

各部班の分掌事務を、各部ごとに別添・資料集に示す。（川越市災害対策本部要綱参照）

なお、応急対策の流れの中で発災初期の目安としては、発災に伴う災害情報の収集、被災住民への避難支援活動、救急・救助活動等を主体とした活動時期とし、救援期及び復旧・復興期の目安としては、救急・救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動の時期と位置付けられる。

２．３ 災害対策本部運営の留意事項

【本部班、情報整理班】

災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにもかかわらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

また、災害対策本部（総括部）の要員として防災危機管理室から他部局に異動した職員を、災害の状況に応じて総括部各班の要員として活用する等、柔軟に人員体制を確保する。

災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合、または災害の発生するおそれのある段階において、速やかに埼玉県知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。

応援部隊等の受入れ

大規模災害の場合は、本市の防災体制だけでは応急対策の全てには対応できないことも予想されるため、自衛隊、埼玉県、近隣市町等に応援を要請することとなる。また、市内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、関係各部班は、これらの応援部隊が円滑な活動ができるよう、受入れ体制を整えるとともに、ボランティア等と情報共有する場を設置し、連携の取れた支援活動の展開に努める。

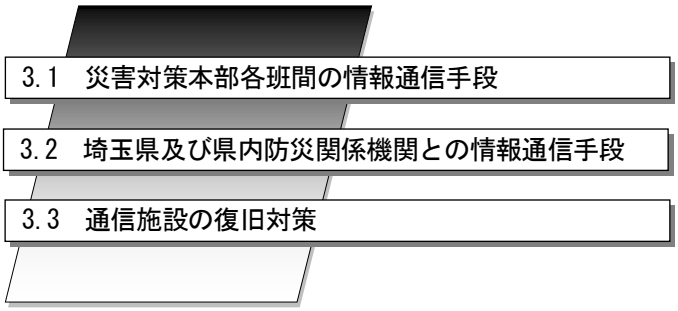
情報共有

災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報整理班に集約する。情報整理班は取りまとめた情報を一元管理し、適宜、各班に伝達し、庁内における情報の共有化を図る。

また、令和６年４月より、内閣府が運用し、全国で発生した災害における被害状況などを地方自治体や指定公共機関が閲覧できる「新総合防災情報システム」の運用が開始されたことから、本システムの活用を図る。

第３　情報通信手段の確保

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。



「通信手段の確保」	
事項	担当班
３．１ 災害対策本部各班間の情報通信手段 (1) ＩＰ無線 (2) 災害時優先電話 (3) 消防無線 (4) 衛星電話	 本部班 情報整理班 消防組合
３．２ 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 埼玉県との通信手段 (2) 防災関係機関との通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 (4) 他団体への協力要請通信手段 (5) 非常通信（非常無線）の利用	 本部班 情報処理班
３．３ 通信施設の復旧対策	本部班、情報処理班 管財輸送班

３．１ 災害対策本部各班間の情報通信手段

【本部班、情報整理班、消防組合】

災害対策本部組織内の情報通信手段は、加入電話、庁内電話のほか、市防災行政無線（移動系）を利用する。なお、これらの通信手段が使用できない場合は、アマチュア無線の活用、あるいは道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し、迅速に情報を伝達する。

ＩＰ無線

ＩＰ無線は、本庁、地域防災拠点となる市民センター、保健所、建設部、上下水道局、消防組合及び指定避難所に設置され、相互通話が可能である。

「本部班」は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。補助的な手段として、市防災行政無線（固定系）による一斉伝達も行うこととし、各部班は固定系からの情報にも十分注意するものとする。

災害時優先電話

避難所との通信手段は有線を主体とし、災害時優先電話等を有効に活用する。

消防無線

消防局、消防署、分署、消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、消防組合は必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

衛星電話

有線電話の途絶または無線施設の障害発生時、消防局との情報通信手段として、衛星電話を適切に活用する。

３．２ 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段

【本部班、情報処理班、消防局、埼玉県、川越警察署、東京電力パワーグリッド㈱】

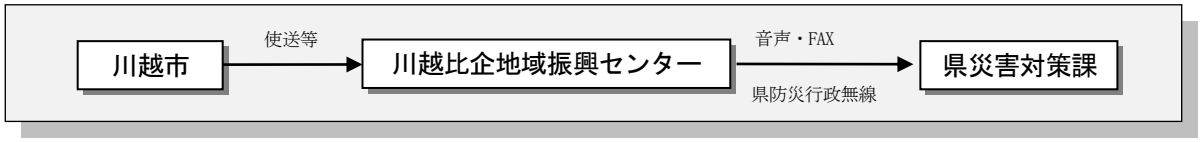
① 埼玉県との通信手段

埼玉県との通信手段は、地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線とする。

これらのルートが使用できない場合には、次に示す他団体・他機関の通信回線を利用する非常通信（地方通信）ルートを活用する。

なお、上記のほか、県では県職員が本市庁舎に派遣され、市の情報を収集し県へ報告する市町村情報連絡員（勤務時間外）、市町村情報連絡係（勤務時間内）を位置付けている。

非常通信ルート（第１経路）
最寄りの県防災行政無線が使用できる機関を利用するルート

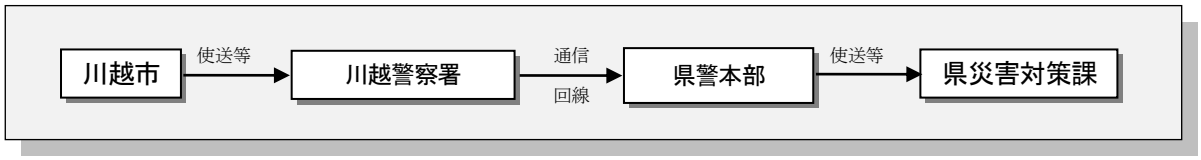


② 非常通信ルート（第２経路）
最寄りの他団体・他機関（消防･警察･電力機関等）を利用するルート（複数路作成する。）

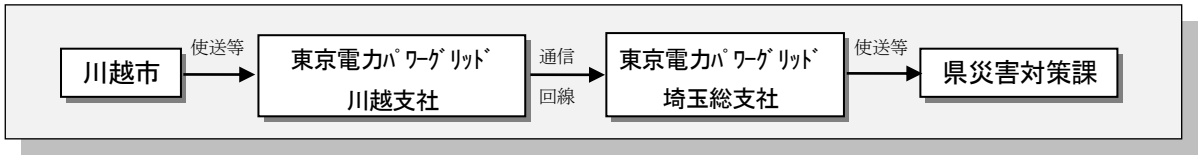
■消防機関ルート



■警察機関ルート



■東京電力ルート



防災関係機関との通信手段

本市と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話等を使用して通信連絡を実施する。

非常電報及び緊急電報の利用

本市及び防災関係機関は、電気通信事業法に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

① 非常電報
非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互において実施するものとする。

② 緊急電報
緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する内容

とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施するものとする。

他団体への協力要請通信手段

有線電話が途絶した場合など、他の情報伝達手段を活用することが困難な場合、アマチュア無線及びタクシー無線の協力を得るものとし、このため市にもアマチュア無線局を設置して災害情報の収集に努める。

非常通信（非常無線）の利用

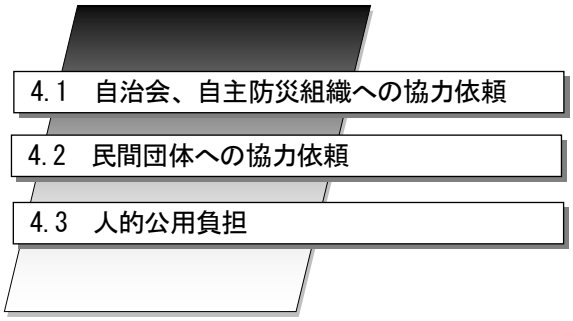
地震災害時に有線や防災行政無線が途絶した場合は、電波法の規定に基づき関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設（警察無線、消防無線等）を利用した非常無線を利用することができる。

３．３ 通信施設の復旧対策

【本部班、情報処理班、管財輸送班】

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施して通信を確保する。

第４　民間への協力依頼等



「民間への協力依頼等」	
事項	担当班
４．１　自治会、自主防災組織への協力依頼	関係各班
４．２　民間団体への協力依頼	関係各班
４．３　人的公用負担	本部班、職員班

４．１ 自治会、自主防災組織への協力依頼

【関係各班】

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、自主防災組織（自主防災組織が組織されていない地区については自治会）に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

自治会、自主防災組織への依頼事項を、次に例示する。

・炊き出し支援	・給水支援（給水拠点の補助、要配慮者の補助等）
・救援物資の仕分け・運搬・配布	・安否の確認
・避難所での避難者カードの作成	・避難所での情報伝達
・広報紙、ビラの配布・貼付　等	

４．２ 民間団体への協力依頼

【関係各班】

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、川越市建設業協会、いるま野農業協同組合、商工業関係団体等に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

４．３ 人的公用負担（災対法第 65 条等）

【本部班、職員班】

市の地域に係る災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第 65 条）。各班は必要に応じて「本部班」にその旨を伝え、手続き関係は「職員班」が処理するものとする。

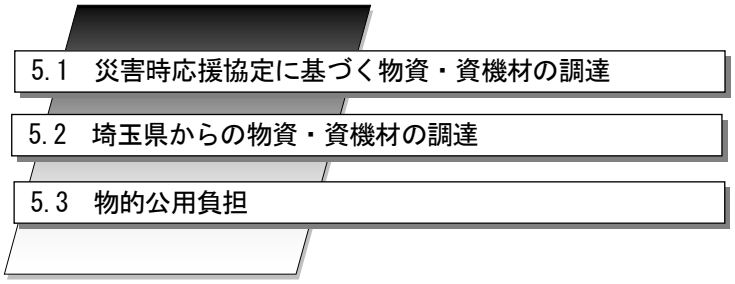
■従事命令

執行者	命令対象の作業	対象者	根拠法規
市長又は警察官	災害応急対策作業(全般)	市民又は災害現場にある者	災対法第 65 条
消防吏員又は消防団員	消防作業	災害現場付近にある者	消防法第 29 条第５項

□応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（災対法第 84 条第１項の内容）

市長又は警察官が、従事命令及び警戒区域の設定のため市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、本市の非常勤消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより、その者、又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第５　物資・資機材の調達



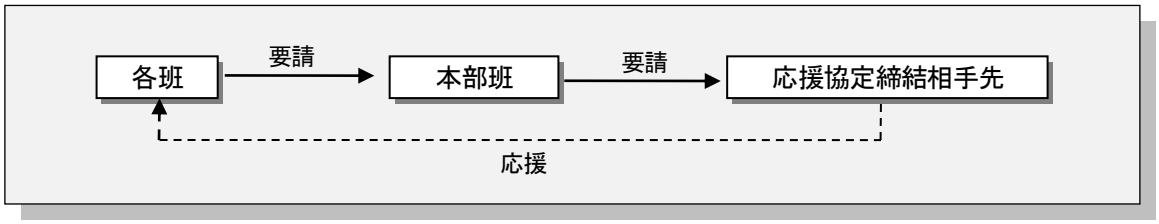
「物資、資機材の調達」	
事項	担当班
５．１　災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達	関係各班、本部班
５．２　埼玉県からの物資・資機材の調達	関係各班、本部班
５．３　物的公用負担	関係各班

５．１ 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達

【関係各班、本部班】

各部班が災害時応援協定に基づく物資・資機材の応援を求める場合は、「本部班」を介して協定の相手先に要請する。

■調達要請の手順



５．２ 埼玉県からの物資・資機材の調達

【関係各班、本部班】

各班が埼玉県から物資・資機材の調達を図る場合は、原則として各班が「本部班」へ調達情報を伝達し、「本部班」から埼玉県の現地対策本部である川越比企地域振興センターへ要請し、調達する。ただし、川越比企地域振興センターへの通信が途絶した場合は、県災害対策課へ連絡し、調達する。なお、埼玉県への連絡先については、「■時間帯による埼玉県への連絡先」（p2-199）参照のこと。

５．３ 物的公用負担（災対法第 64 条）

【関係各班】

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、災対法第 64 条等に基づき必要な物資等を確保する。

■工作物の使用等

執行者	命令の内容	対象者	根拠法規
市長	① 土地、建物及び工作物の一時使用 ② 土石、竹木の使用及び収用 ③ 災害を受けた工作物及び物件で応急措置に支障となるものの除去	占有者 所有者	災対法 第 64 条

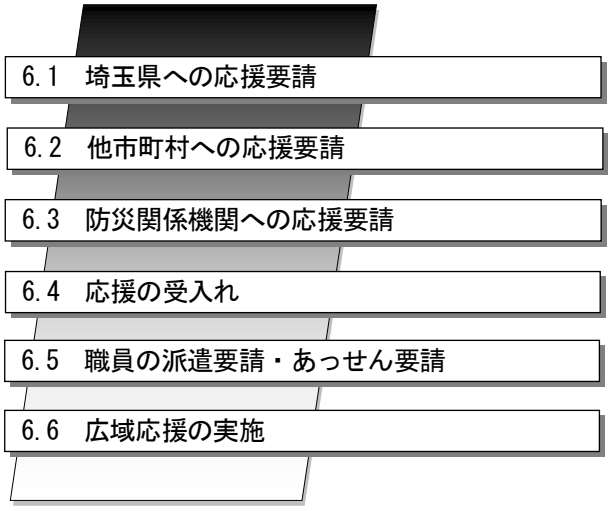
『 ➔ 様式６「公用負担命令票」参照 』

□損失補償（災対法第 82 条第１項の内容）

市長は、上記①から③により市長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。

第６　広域応援等

市長は、地震の規模や初動活動により収集された災害情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、埼玉県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。



「広域応援等」	
事項	担当班
６．１ 埼玉県への応援要請	本部班
６．２ 他市町村への応援要請 (1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請 (2) 災対法第 67 条に基づく応援の要求 (3) 消防相互応援協定に基づく応援要請 (4) 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請	本部班 消防組合
６．３ 防災関係機関への応援要請 (1) 防災関係機関の責務 (2) 活動体制	本部班
６．４ 応援の受入れ (1) 連絡体制の確保 (2) 応援隊の受入れ体制の整備	職員班 関係各班
６．５ 職員の派遣要請・あっせん要請 (1) 趣旨 (2) 手続き	職員班 関係各班
６．６ 広域応援の実施	関係各班

６．１ 埼玉県への応援要請

【本部班、埼玉県】

市長は、埼玉県知事又は指定地方行政機関、指定公共機関に応援又はあっせんを求める必要があると判断した場合、「本部班」は、埼玉県に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって速やかに要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

■要請先

勤務時間内	□県危機管理防災部災害対策課 Tel　048-830-8181　　Fax 048-830-8159 防災行政無線　(発信特番) -200-6-3177
勤務時間外	□県危機管理防災部当直 Tel　048-830-8111　　Fax 048-830-8119 防災行政無線　(発信特番) -200-6-8111

■要請事項

要請内容	事項	備考
埼玉県への応援要請又は応急措置の実施要請	・災害の状況 ・応援（応急措置の実施）を要請する理由 ・応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量 ・応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ・応援を必要とする活動内容 （必要とする応急措置内容） ・その他の必要事項	災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請を求める場合	「本節『第７　自衛隊への災害派遣要請依頼』」参照	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	・派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ・派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・その他参考となるべき事項	災対法第 29 条 災対法第 30 条 地方自治法 第 252 条の 17
埼玉県を通して報道機関に放送要請を求める場合	・放送要請の理由 ・放送事項（希望する放送日時及び送信系統、その他必要事項）	災対法第 57 条 ※市から報道機関への放送要請は、原則として県を介する。

６．２ 他市町村への応援要請

【本部班、消防組合】

災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し、以下の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、「本部班」が処理する。応援が必要と判断した各部は「職員班」にその旨を申し出ることとし、各部からあった申し出を取りまとめ、「本部班」に報告する。

・災害の状況及び応援を求める理由
・応援を必要とする人員、物資等
・応援を必要とする場所、期間
・応援を必要とする活動内容
・通行可能経路
・応援の受入れ地
・その他応援に関し必要な事項

■災害時応援協定締結市町の連絡先一覧

協定都市名	連絡担当課	TEL	FAX	備考
群馬県高崎市	総務部防災安全課	027-321-1111 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ) 027-321-1352	027-321-1277	災害時における相互応援に関する協定 （資料 1.4 参照）
さいたま市	総務局 危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978	災害時の避難場所相互利用に関する協定 （資料 1.5 参照）
坂戸市	総務部防災安全課	049-283-1331	049-283-3903	災害時における相互応援に関する協定 （資料 1.12 参照）
鶴ヶ島市	市民生活部 安心安全推進課	049-271-1111	049-271-1190	
川島町	総務課	049-299-1753	049-297-6058	
毛呂山町	総務課	049-295-2112	049-295-0771	
越生町	総務課	049-292-3121	049-292-5400	
鳩山町	総務課	049-296-1214	049-296-2594	
福島県棚倉町	住民課	0247-33-2116	0247-33-3715	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.7 参照)
東京都八王子市	生活安全部防災課	042-620-7207	042-626-1271	災害時における相互応援に関する協定(資料 1.9 参照)
越谷市	危機管理室	048-963-9285	048-965-7809	大規模災害発生時における相互応援に関する協定(資料 1.6 参照)
中核市	―	―	―	中核市災害相互応援協定締結市　（資料 1.13 参照）

注）「中核市」の欄は、幹事市が持ち回りのため連絡先を記載していない。

□災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定による応援要請

埼玉県内全市町村で平成 19 年５月１日に締結した「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」により、県内の市町村間における応援要請を行う。また、複数の市町村に応援を要請する場合は、県へ応援要請の依頼を行う。

『 ➔ 資料１.11「災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定」参照 』

□埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

埼玉県及び県内全市町村で平成 26 年３月 31 日に締結した「埼玉県・市町村安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

なお、派遣要請ができる対象業務は、以下のとおりである。

	期間	業種・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	―	

災対法第 67 条に基づく応援の要求（協定締結市町を除く。）

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く。）に対し、次の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、「本部班」が処理する。応援が必要と判断した各部は「職員班」にその旨を申し出ることとし、各部からあった申し出を取りまとめ、「本部班」に報告する。

・応援を求める理由
・応援を必要とする人員、物資等
・応援を必要とする場所、期間
・応援を必要とする活動内容
・応援の受入れ地
・その他応援に関し必要な事項

消防相互応援協定に基づく応援要請

「本章　第２節　第５　消防活動 『５．３ 応援部隊の要請』」に定める。

(4) 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同システムは、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、避難所の運営及び罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援、被災市区町村が行う災害マネジメントの支援の２つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

６．３ 防災関係機関への応援要請

【本部班】

市は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

(1)防災関係機関の責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2)活動体制

① 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておく。

② 市による応急措置の実施の要請

市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県知事に対し、指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

市長は、この要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

６．４ 応援の受入れ

【職員班、関係各班】

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

連絡体制の確保

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市は応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関する総括的な連絡窓口を「職員班」に設ける。

「職員班」は、応援隊の派遣が決定した場合は、当該応援隊の人数、到着日時等必要な事項を「本部班」及び応援を受入れる各班に対し速やかに連絡する。

応援隊の受入れ体制の整備

応援を受入れる各班は、埼玉県や市町村等からの応援隊の派遣が決定した場合、次に示す受入れ体制を整える。また、応援団体からリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう活動場所の提供、被害状況や受援ニーズ等の情報提供等、県に準じた配慮を行う。

なお、他市町村から派遣協力があった場合には、「職員班」で受け付けた後に各班にあっせんする。各班で派遣職員を受入れる場合には、同様の受入れ体制を整えるとともに、協力活動の状況を把握する。

① 連絡責任者の指定

応援を受入れる各班は、応援隊及び「職員班」との窓口となる連絡責任者を指定する。

② 活動の調整

作業計画の策定及び応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となって行う。

③ 資機材の確保

応援を受入れる各班は、応援隊の活動内容に応じて必要な資機材を確保する。

④ 受入れ拠点の指定

「本部班」は、上記の応援を受入れる場合、公園等を受入れ拠点として確保するとともに、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、埼玉県等に協力を求めて確保するものとする。

⑤ 経費の負担

災害時の応援協定に関する経費負担については次のとおりである。

■災害時応援協定における経費負担（その１）

協定名	協定都市名	備考
災害時における相互応援に関する協定	群馬県高崎市	・職員の派遣に関する経費は、応援を行う市が負担する。 ・応援物資の調達その他の応援に要する経費は、応援を受ける市が負担する。
災害時における相互応援に関する協定	坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山町	・職員の派遣に関する経費は、応援を行う市町が負担する。 ・救援物資の調達、その他の応援に要する経費は、応援を受ける市町の負担とする。
災害時における相互応援に関する協定	福島県棚倉町	・職員の派遣に関する経費は、応援を行う者が負担する。 ・救援物資その他応援に要する経費は、応援を受ける者の負担とする。
災害時の避難場所相互利用に関する協定	さいたま市	・避難場所を管理する市が、避難市民が居住する市に経費を請求できる。

■災害時応援協定における経費負担（その２）

協定名	協定都市名	備考
災害時における相互応援に関する協定	東京都八王子市	・原則として被災市の負担とする。 ・ただし、応援のための派遣職員にかかる経費は、応援要請を受けた市の負担とする。
中核市災害相互応援協定	中核市	・食料等の購入費及び輸送費、車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費は応援要請市の負担とする。 ・応援のための派遣職員にかかる経費は、応援市の負担とする。 ・それ以外の応援業務に要する費用については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

⑥ 感染症対策に向けた執務スペースの確保

感染症対策のため、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

６.５ 職員の派遣要請・あっせん要請（災対法第 29 条、第 30 条、地方自治法第 252 条の 17）

【職員班、関係各班】

趣旨

「職員班」は、災害応急対策又は災害復旧のため市長等が必要があると認めたときに、指定地方行政機関の長、埼玉県知事に対して、主として長期にわたる身分の異動を伴う職員の派遣・あっせんを要請するものである。

手続き

各部からの要請を踏まえ、「職員班」が市長の承認を得て派遣要請・あっせん要請を行う。なお、費用等については、法に基づく。

６.６ 広域応援の実施

【本部班、関係各班】

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、災対法及び相互応援協定に基づき、次の物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

また、県が行う応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣にあたっては、県と一体となって応援を行い、県の体制整備への協力に努めるものとする。

このほか、国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき、応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制の整備に努める。

なお、応援要員の派遣に当たっては、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるほか、感染症対策として、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

□実施事項

〇応急対策活動

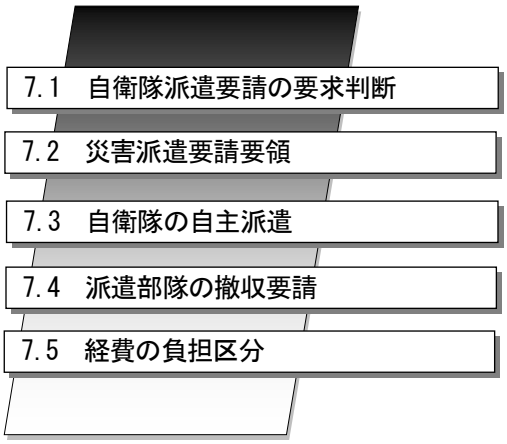
・県後方応援本部が実施する応援活動への協力
・緊急消防援助隊の派遣
・活動拠点等における救出救助活動
・広域応援要員の派遣
・広域一時滞在者の受入れ（**「本編 第２章 第２節 『12. ６ 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ』**）参照。）
・被災市町村のがれき処理への協力
・環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

〇復旧・復興

・広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
・ライフライン施設の復旧活動支援
・他市町村からの火葬依頼への対応
・空き工場・作業場の情報提供、あっせんの協力
・被災者の生活支援
・政府の災害対応及び業務継続の支援

第７　自衛隊への災害派遣要請依頼

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、災対法第 68 条の 3 に基づき、直ちに県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。



「自衛隊への災害派遣要請依頼」	
事項	担当班
７．１ 自衛隊派遣要請の要求判断	本部班
７．２ 災害派遣要請要領 (1) 担当部署 (2) 依頼方法 (3) 災害派遣要請の範囲 (4) 派遣部隊等の受入れ	本部班
７．３ 自衛隊の自主派遣	―
７．４ 派遣部隊の撤収要請 (1) 市長から埼玉県知事への撤収依頼 (2) 撤収を依頼する際の留意事項	本部班
７．５ 経費の負担区分	財政班

７．１ 自衛隊派遣要請の要求判断

【本部班】

市長は、地震災害の規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、人命又は財産の保全のための災害応急対策、又は災害復旧等を実施することが困難であると判断した場合、法律等に基づき、速やかに埼玉県知事へ自衛隊の派遣を要請する。

７．２ 災害派遣要請の要求要領

【本部班】

担当部署

自衛隊の災害派遣要請の要求に関する手続きは、「本部班」が担当する。

依頼方法

市長が埼玉県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、埼玉県知事に要請を依頼する時間がないときは、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行う。

『 ➔ 資料２.19「自衛隊への連絡先」参照 』
『 ➔ 様式７「自衛隊災害派遣要請書」参照 』

■時間帯による埼玉県への連絡先

勤務時間内	危機管理課（危機管理担当） Tel　048-830-8131　　Fax　048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直 Tel　048-830-8111　　Fax　048-830-8119

■埼玉県への依頼要領

提 出 先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
提出部数	３部
記載事項	○災害の状況及び派遣を要請する事由 ○派遣を必要とする期間 ○派遣を希望する区域と活動内容 ○その他参考となるべき事項 （注）特別救護要請の場合は、次のとおりとする。 ・要請者 ・要請内容 事由（目的） 派遣希望時期又は期間 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容 （輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示） 患者の付添、医者の有無、その他参考となる事項

災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

１　緊急性の原則 差し迫った必要性があること。 ２　公共性の原則 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 ３　非代替性の原則 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

また、要請の範囲はおおむね次のとおりとする。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 （ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬
消防活動	消防活動利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等 交通路上の 障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 （ただし､放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）
診察､防疫､病虫害 防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 （薬剤等は本市準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の 緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 （航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯・給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の 無償貸付 又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年１月総理府令１号）による。 （ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
交通対策の支援	自衛隊車両の通行がふくそうする地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し､かつ他に適当な手段がない場合
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

派遣部隊等の受入れ

市長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。

① 受入れ準備

「本部班」は、埼玉県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

□競合重複の排除

市は、自衛隊と他の防災関係機関の活動が競合重複せず、最も効率的となるよう調整のうえ、作業分担を行う。

□作業計画及び資材の準備

市は、部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を立てておく。

また、作業実施に必要な資材等を確保し、諸作業に関係する管理者等の了解を取る。

さらに、自衛隊の活動が円滑にできるよう、常に関係情報を収集し、作業実施に必要な十分な資料（現場の地図等）を準備する。

作業計画に明示すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 作業箇所（地区）及び作業内容
- 作業の優先順位
- 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

② 派遣部隊の受入に関する具体的措置

市は、派遣部隊の活動が十分に達成できるように、次の措置を行う。

□本部事務所（連絡場所）の設置

派遣部隊の本部となる場所を設け、自衛隊及び埼玉県に連絡する。

□宿泊施設の提供

派遣部隊の宿泊施設を確保し、あるいは野営場所を準備する。この際、資材置き場や駐車場（車１台の基準３ｍ×８ｍ）を合わせて確保するとともに、必要に応じて臨時電話を設置するように努める。

■派遣部隊の受入れ場所

区分	施設名	所在地	面積(㎡)	備考
本部事務所	川越市役所	元町 1-3-1	―	市の防災中枢拠点
宿営地及び ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ発着地	川越(水上)公園	大字池辺 880	396,000	市の指定緊急避難場所
	川越運動公園	大字下老袋 388-1	135,000	市の指定緊急避難場所

《参考》
◆阪神・淡路大震災での自衛隊の活動拠点の例
○第 10 師団・第６施設群の指揮所・宿営地
・神戸市東灘区六甲アイランド
面積 52,650 ㎡、人員約 1,300 人、車両 146 両、天幕数 255 張
○第 13 師団の指揮所・宿営地
・神戸市北区しあわせの村
面積 30,780 ㎡、人員約 2,900 人、車両 64 両、天幕数 277 張

□協議体制の確立

作業計画に基づき、現場指揮官と協議を行う。必要に応じ、地図、略図等を提供する。また、作業地区ごとに連絡員を定める。

□埼玉県への報告

「本部班」は、派遣部隊の到着後次の事項を埼玉県に報告するとともに、必要に応じて随時埼玉県に報告する。
・派遣部隊の長の官職氏名
・隊員数
・到着日時
・従事している作業内容及び進捗状況

７．３ 自衛隊の自主派遣

【陸上自衛隊第 32 普通科連隊】

自衛隊の災害派遣は、埼玉県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに埼玉県知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

・大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
・通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
・地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

７．４ 派遣部隊の撤収要請

【本部班、陸上自衛隊第 32 普通科連隊】

市長から埼玉県知事への撤収依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要が無くなったときは、速やかに埼玉県知事に対して自衛隊の撤収を依頼する。

撤収を依頼する際の留意事項

① 撤収日時等の協議

市は、消防機関及び自衛隊派遣部隊の責任者等と協議のうえ、撤収日時等を決定する（時刻までの調整を含む）。

② 埼玉県への連絡

市は、撤収日時等が決定次第、埼玉県に連絡をする。連絡は、まず電話での連絡の後、文書にて依頼する。

『 ➔ 様式８「自衛隊災害派遣撤収要請書」参照 』

７．５ 経費の負担区分

【財政班】

災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は、原則として防衛省の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

また、区分を定めにくいものについては、市と派遣部隊が協議のうえ決定する。

なお、多数の市町村が同時に自衛隊の災害派遣を受けた場合は、まず、埼玉県と派遣部隊との間で経費負担に関する協定を交わした上で、各市町村の負担分については、埼玉県と市町村間の協議により決定する。

□市町村が負担する経費例

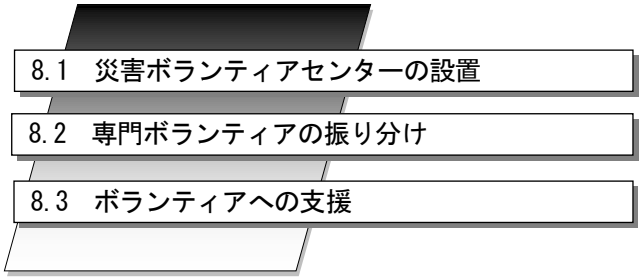
- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

□派遣部隊が負担する経費例

- 派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
- 写真用消耗品

第８　ボランティアとの連携

「福祉班」は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。



「ボランティアとの連携」	
事項	担当班
８．１ 災害ボランティアセンターの設置	福祉班
８．２ 専門ボランティアの振り分け	福祉班 関係各班
８．３ ボランティアへの支援 ⑴ 情報提供 ⑵ 資機材等物品、車両の貸与 ⑶ 活動拠点の支援 ⑷ 健康管理への支援	 福祉班 保健班 医療班

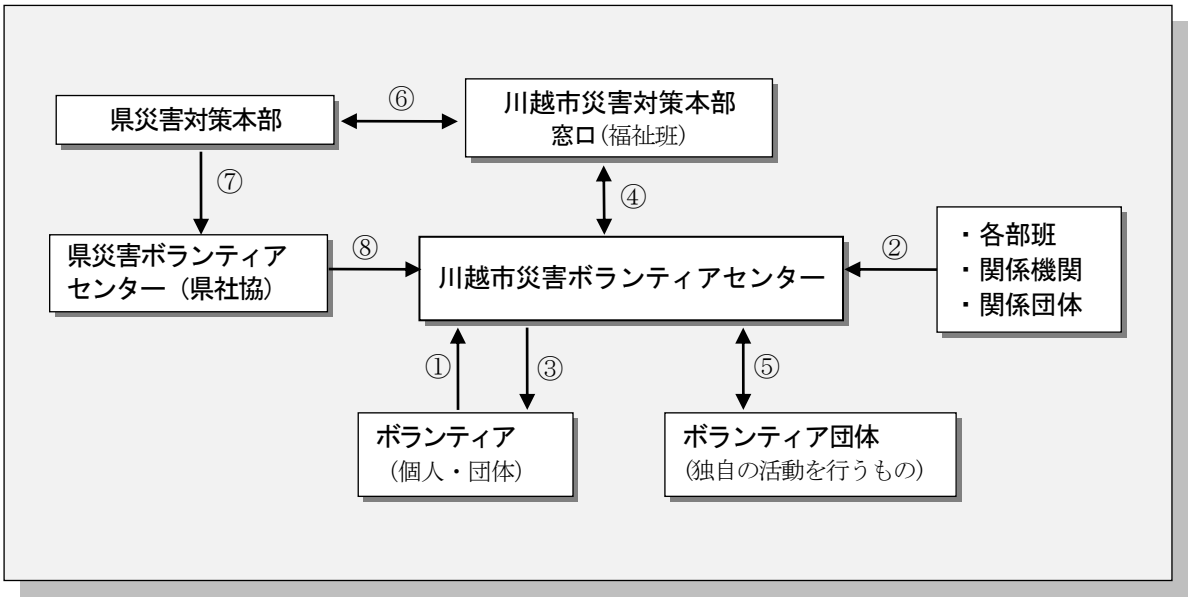
８．１ 災害ボランティアセンターの設置

【福祉班】

「福祉班」は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを開設する。

なお、ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

■災害ボランティアセンターの活動（一般ボランティア）



注）①：ボランティアとの連携の窓口は災害ボランティアセンターとし、市社会福祉協議会内に設置し、②～⑥の活動を行う。

②：災害ボランティアセンターは、各部班、関係機関及び関係団体からボランティアに協力を求める事項を受け付ける。各部班、関係機関及び関係団体は、次の事項を災害ボランティアセンターに伝達し、協力を求める。

・活動内容　　・活動期間　・必要な人数、技能等、 ・必要な資機材　・集合先　　・連絡先

③：災害ボランティアセンターは、一般ボランティア（個人、団体）からの協力の申し出を受け付け、②をもとに協力依頼事項を紹介する。また、ボランティア受入れ名簿を作成する。

④：災害ボランティアセンターは、ボランティアの拠点等ボランティアの支援に関し、市側の窓口となる「福祉班」と協議する。

⑤：災害ボランティアセンターは、市内で独自に活動を行っているボランティア団体の把握を行い、当該団体との意思疎通を図るため、適時情報交換を行う。

⑥：市災害対策本部は、県災害対策本部と連絡を密にし、情報交換やボランティアの確保要請等を行う。

⑦：県災害対策本部は、市災害対策本部の要請に応じて、県災害ボランティア支援センターに対してボランティア確保の支援を要請する。

⑧：ボランティア確保の支援。

８．２ 専門ボランティアの振り分け

【福祉班、関係各班】

災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門性を考慮して管轄する活動窓口ごとにボランティアの振り分けを行う。

専門ボランティアＡに対しては、各所管において参加申込みの受け付け及び登録を実施し、専門ボランティアＢ及び一般ボランティアに対しては、災害ボランティアセンターにおいて参加申込みの受け付け及び登録を実施する。

□災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、市ボランティアセンター（社会福祉協議会）に設置する。

■ボランティアの種別と登録窓口

種別	資格・機能	登録窓口
専門ボランティアＡ	特殊な資格、職能を有している者 ・ 医師、看護師 ・ 被災建築物応急危険度判定士 ・ 被災宅地危険度判定士	各所管
専門ボランティアＢ	資格、職能を有している者 ・ アマチュア無線技士 ・ 大型運転免許所有者 ・ オペレーター ・ 外国語通訳、手話通訳 ・ 建設作業員、その他	災害 ボランティアセンター （市社会福祉協議会）
一般ボランティア （個人・団体を含む）	上記の資格、職能を有していない者	

□災害ボランティアセンターの役割

・ボランティアコーディネーターの確保
・ボランティアの登録、名簿作成
・ボランティアの証明書、名札の発行
・ボランティアの募集、派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整
・被災地、避難所におけるボランティア要望（ニーズ）の把握等の情報収集
・ボランティア要望（ニーズ）とボランティア活動のマッチング
・支援活動に必要な資機材の調達及び提供に関すること
・埼玉県、埼玉県社会福祉協議会、ボランティア団体との連絡調整

８．３ ボランティアへの支援

【福祉班、保健班、医療班】

情報提供

各部班は、ボランティアから情報の提供を求められた場合、積極的に協力する。
「福祉班」は、その連絡調整窓口となる。

資機材等物品、車両の貸与

各部班は、ボランティアから物品等の貸与を求められた場合、積極的に協力する。
「福祉班」は、その連絡調整窓口となる。

活動拠点の支援

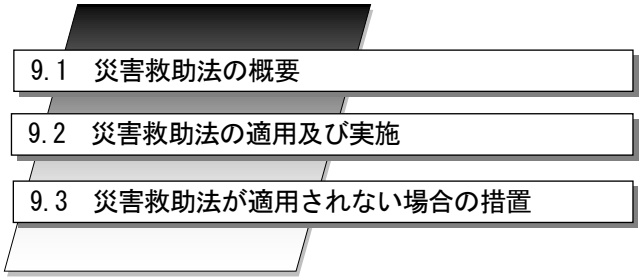
「福祉班」は、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの活動拠点の確保に努める。

健康管理への支援

「福祉班」は、ボランティアの健康保持を支援するため、「保険班」または、必要に応じて医療・保健・福祉専門職等の支援チーム等と連携し、健康管理のための情報提供を行う。
また、「福祉班」は、医療・保健・福祉専門職等の支援チームに、定期的な災害ボランティアセンターの巡回を要請するなどして、健康管理（メンタルヘルスケアを含む）を支援するとともに、「医療班」は必要に応じて医療救護班の派遣を要請する。

第９　災害救助法の適用

災害により被害の程度が適用基準に該当する場合、または災害の発生するおそれのある段階において、市は災害救助法の適用を埼玉県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。



「災害救助法の適用」	
事項	担当班
９．１ 災害救助法の概要 (1) 救助の実施機関 (2) 救助の種類 (3) 救助の実施者 (4) 費用	本部班、 関係各班
９．２ 災害救助法の適用及び実施 (1) 適用・実施の流れ (2) 適用基準 (3) 被災世帯の算定 (4) 滅失住家の判定基準 (5) 埼玉県への報告 (6) 追加委任された場合の対応	本部班、 関係各班
９．３ 災害救助法が適用されない場合の措置	関係各班

９．１ 災害救助法の概要

【本部班、福祉班、関係各班】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、または災害の発生するおそれのある段階において、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行い、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できることと定められている。

救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

○発災時
- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 福祉サービスの提供
- 被災した住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

○災害の発生するおそれのある段階
- 避難所の供与

救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第 13 条）とされている。

救助の種類と実施者は、「■救助の種類と実施者」（p2-213 参照）に示すとおりである。

なお、応急仮設住宅の建設、医療・助産についても市長に委任することができるとされている。

費用

救助にかかる費用の負担は、災害救助法に基づく救助の費用については埼玉県が負担（救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を埼玉県知事に申請する。）し、その他の費用については市が負担する。

■救助の種類と実施者【発災時】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の供与	7 日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内 （但し､助産分娩した日から 7 日以内）	医療班派遣は県及び日赤埼玉県支部（ただし、委任したときは市）
学用品の給与	教科書１ヶ月以内 文房具 15 日以内	市
被災者の救出	3 日以内	市
埋葬	10 日以内に完了	市
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅）20 日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※いずれも供与期間は２年以内	対象者、設置箇所の選定は市 設置は県（ただし、委任したときは市）
福祉サービスの提供	7 日以内	市
被災した住宅の応急修理	日常生活に必要な最小限の部分の修理は、３ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月以内）に完了。住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、10 日以内に完了。	市
死体の捜索	10 日以内	市
死体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

注）期間については、すべて災害発生の日から起算する。

■救助の種類と実施者【災害の発生するおそれのある段階】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の供与	災対法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	県（ただし、委任したときは市）

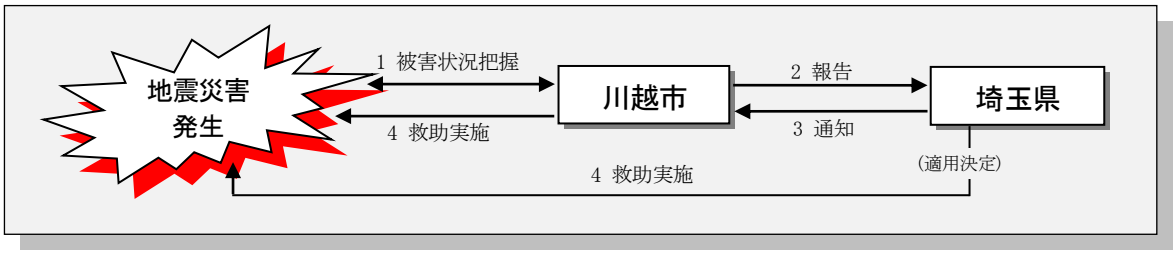
９．２ 災害救助法の適用及び実施

【本部班、福祉班、関係各班】

災害救助法による救助は、本市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合、または災害の発生するおそれのある段階で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

適用・実施の流れ

市長は、被害状況の調査、把握に努め埼玉県知事に報告する。埼玉県知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、または災害の発生するおそれのある段階において、災害救助法の適用を決定する。



適用基準

災害救助法による救助は、市の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当する場合、または災害が発生するおそれのある段階において適用される。

■川越市の災害救助法適用基準

①	本市における住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯数が 150 世帯以上の場合
②	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯数が 150 世帯に達しない場合でも、埼玉県下で 2,500 世帯以上で、しかも、本市における滅失住家の世帯数が 75 世帯数以上の場合
③	埼玉県下の滅失住家の世帯数が 12,000 世帯以上で、しかも、本市における被災世帯が多数（滅失世帯数が 75 世帯に達していないが、救助が必要な程度の被害）の場合
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合（住家の被害には関係なく、直接多数の者の生命又は身体に危害を及ぼす事故等）

注）基準 ④、⑤ については、これまで次のような災害について適用の例がある。
- 船舶の沈没又は交通事故により多数の者が死傷した場合
- 火山爆発、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- パニックの発生により多数の者が死傷した場合
- 山崩れ等により多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊（半焼）については２世帯をもって１世帯と見なし、床上浸水又は土砂のたい積等によって一時的に居住できなくなった世帯については３世帯をもって１世帯とみなす。

滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

住家の滅失	(ｱ) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の 70%以上に達したもの。
	(ｲ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊・半焼	(ｱ) 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの。
	(ｲ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。
住家の床上浸水、土砂のたい積	(ｱ) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(ｲ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に埼玉県知事に報告しなければならない。

追加委任された場合の対応

埼玉県知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、埼玉県知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

『 ➔ 資料２.20「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照 』

９.３ 災害救助法が適用されない場合の措置

【関係各班】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて災対法に基づき救助を実施する。

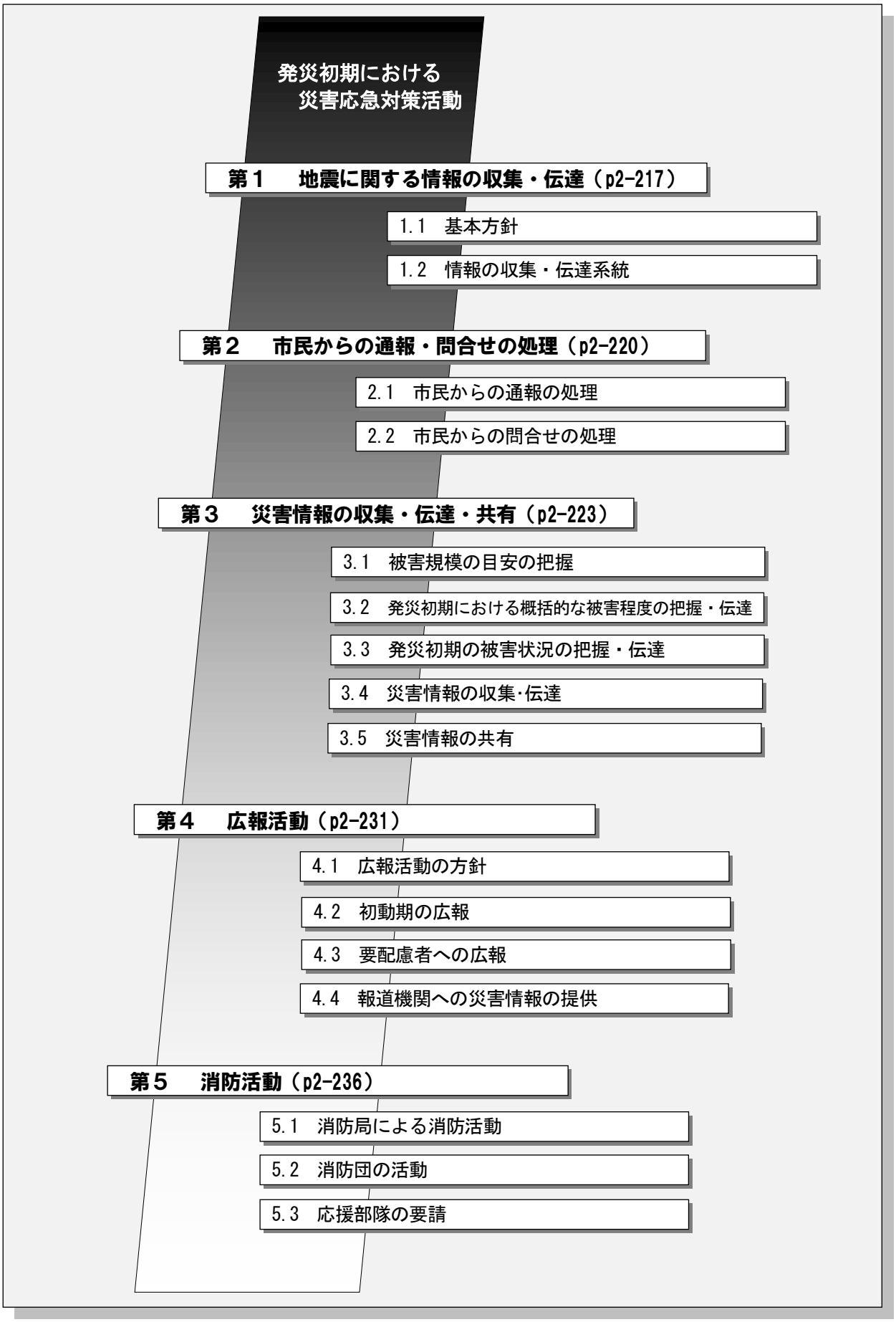
第２節　発災初期における災害応急対策活動

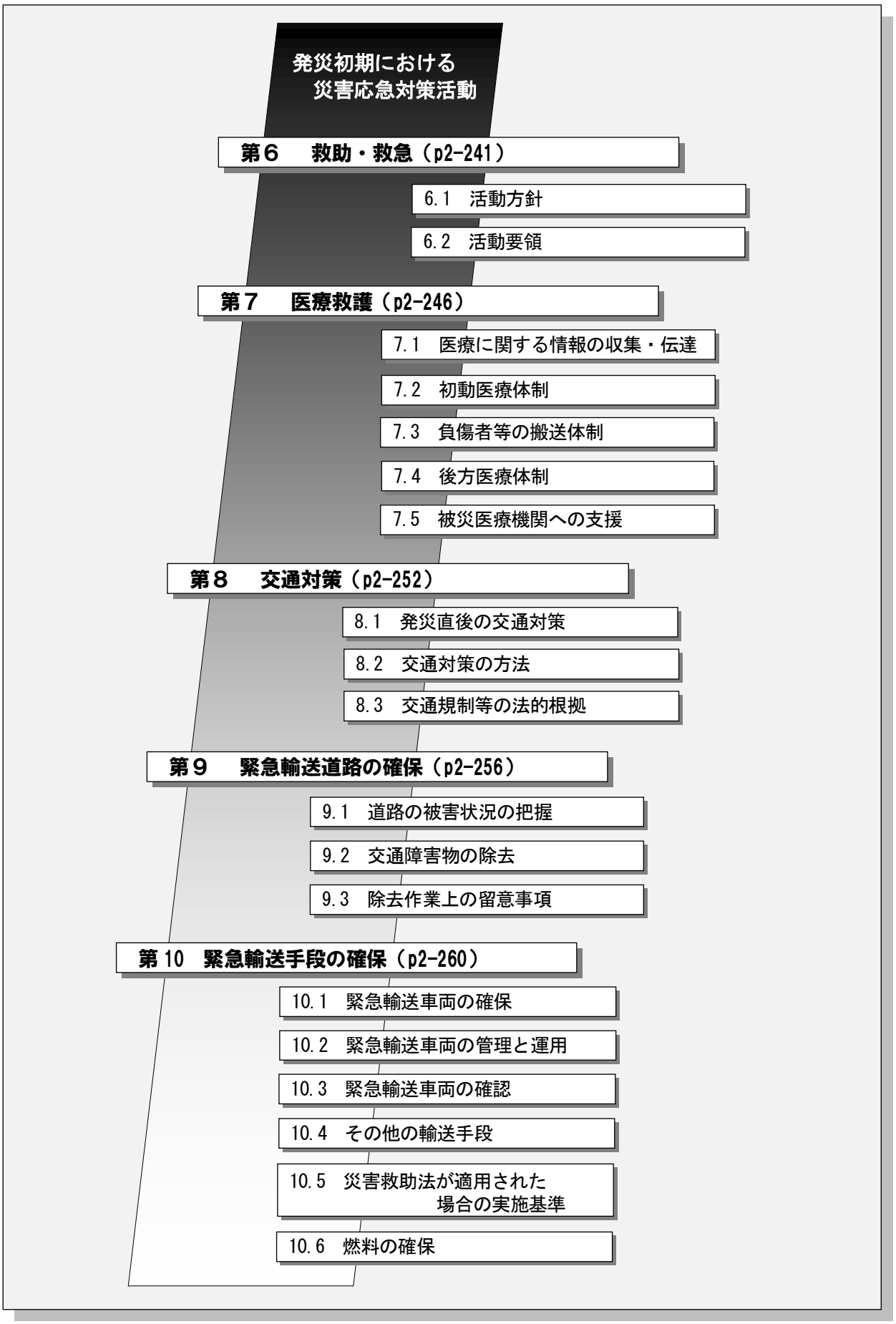
本節では、発災初期における災害応急対策活動について定める。

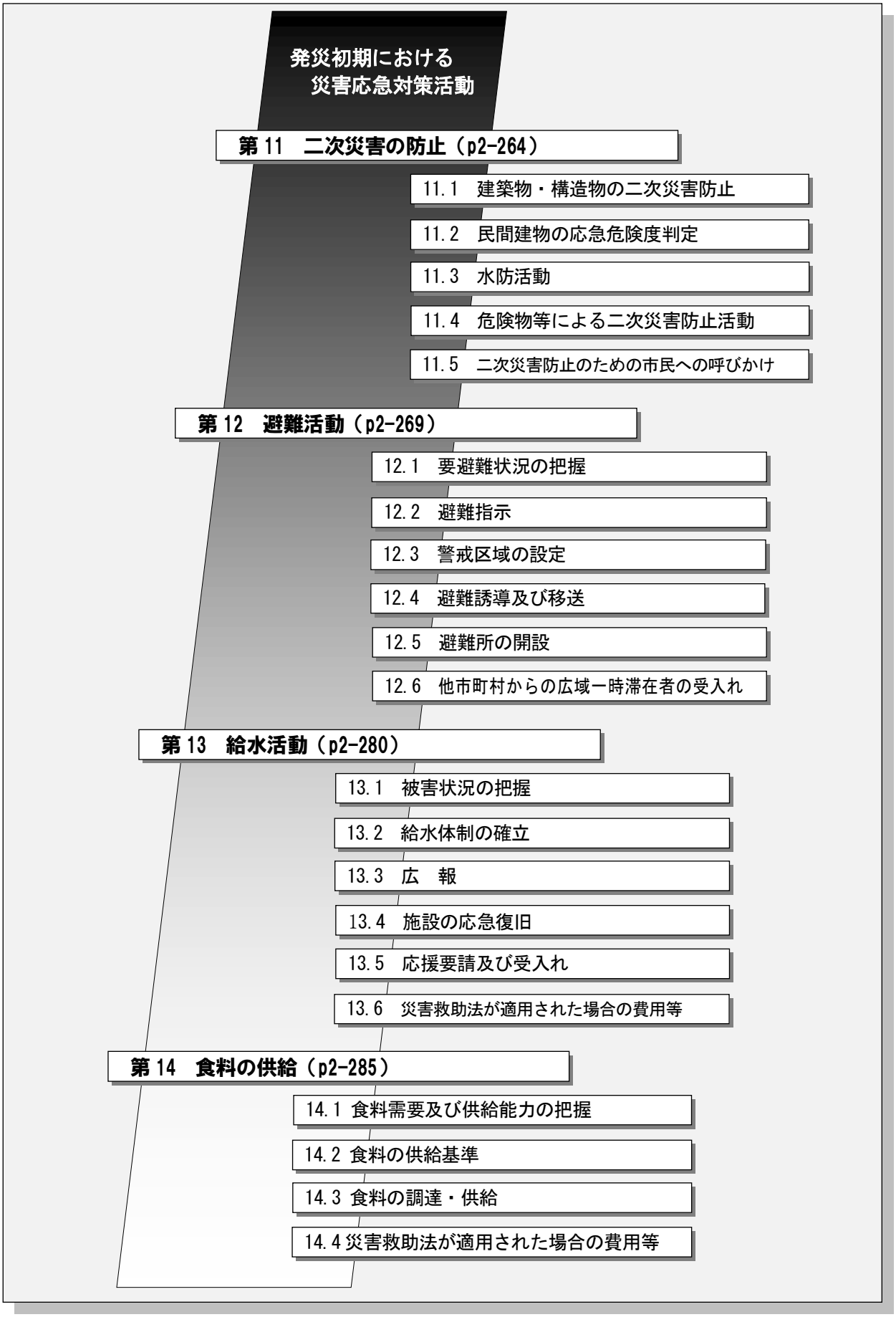
発災初期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主体とした活動時期とする（発災から３日程度を一応の目安とする）。

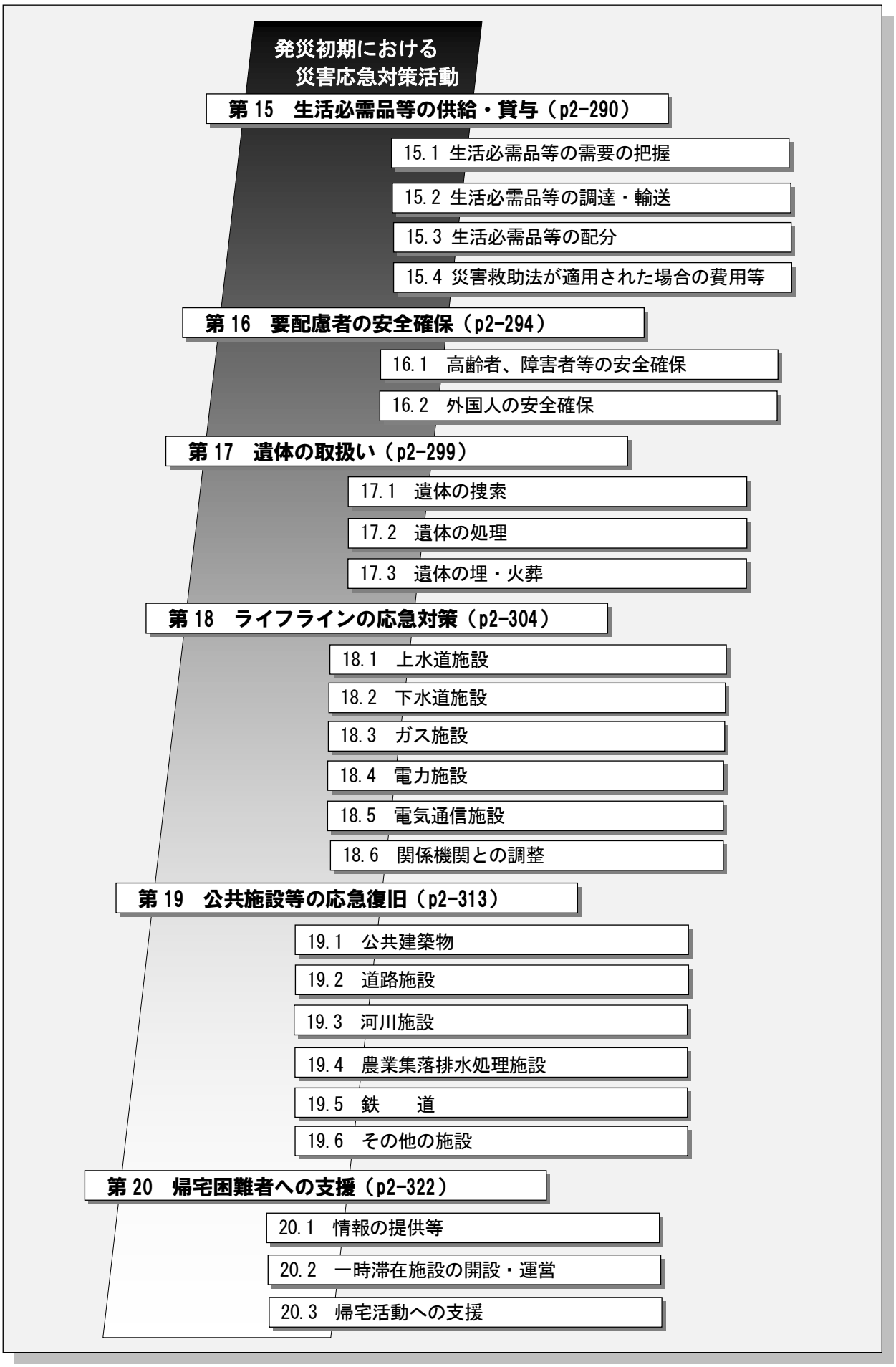
災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があり、その際は、「本章　第１節 『第１　配備体制と動員計画』」に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

本市に大きな被害をもたらすと考えられる「東京湾北部地震」や「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市のみでは十分な対応が困難と考えられるので、埼玉県、他市町、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。なお、本市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合は、国が応急措置を代行する。また、本市は自主防災組織、ボランティアなどと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。

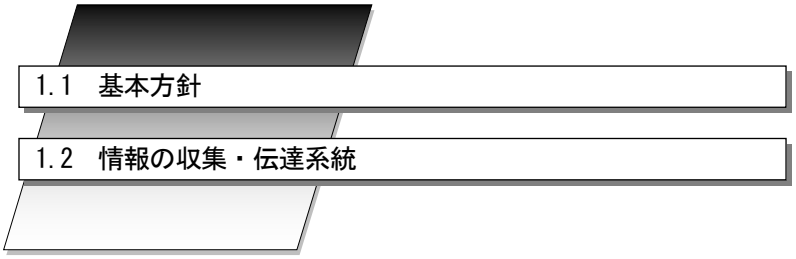

発災初期における
災害応急対策活動
第１　地震に関する情報の収集・伝達（p2-217）
1.1　基本方針
1.2　情報の収集・伝達系統
第２　市民からの通報・問合せの処理（p2-220）
2.1　市民からの通報の処理
2.2　市民からの問合せの処理
第３　災害情報の収集・伝達・共有（p2-223）
3.1　被害規模の目安の把握
3.2　発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達
3.3　発災初期の被害状況の把握・伝達
3.4　災害情報の収集･伝達
3.5　災害情報の共有
第４　広報活動（p2-231）
4.1　広報活動の方針
4.2　初動期の広報
4.3　要配慮者への広報
4.4　報道機関への災害情報の提供
第５　消防活動（p2-236）
5.1　消防局による消防活動
5.2　消防団の活動
5.3　応援部隊の要請


発災初期における
災害応急対策活動
第６　救助・救急（p2-241）
6.1　活動方針
6.2　活動要領
第７　医療救護（p2-246）
7.1　医療に関する情報の収集・伝達
7.2　初動医療体制
7.3　負傷者等の搬送体制
7.4　後方医療体制
7.5　被災医療機関への支援
第８　交通対策（p2-252）
8.1　発災直後の交通対策
8.2　交通対策の方法
8.3　交通規制等の法的根拠
第９　緊急輸送道路の確保（p2-256）
9.1　道路の被害状況の把握
9.2　交通障害物の除去
9.3　除去作業上の留意事項
第 10　緊急輸送手段の確保（p2-260）
10.1　緊急輸送車両の確保
10.2　緊急輸送車両の管理と運用
10.3　緊急輸送車両の確認
10.4　その他の輸送手段
10.5　災害救助法が適用された
場合の実施基準
10.6　燃料の確保


発災初期における
災害応急対策活動
第 11　二次災害の防止（p2-264）
11.1　建築物・構造物の二次災害防止
11.2　民間建物の応急危険度判定
11.3　水防活動
11.4　危険物等による二次災害防止活動
11.5　二次災害防止のための市民への呼びかけ
第 12　避難活動（p2-269）
12.1　要避難状況の把握
12.2　避難指示
12.3　警戒区域の設定
12.4　避難誘導及び移送
12.5　避難所の開設
12.6　他市町村からの広域一時滞在者の受入れ
第 13　給水活動（p2-280）
13.1　被害状況の把握
13.2　給水体制の確立
13.3　広　報
13.4　施設の応急復旧
13.5　応援要請及び受入れ
13.6　災害救助法が適用された場合の費用等
第 14　食料の供給（p2-285）
14.1 食料需要及び供給能力の把握
14.2 食料の供給基準
14.3 食料の調達・供給
14.4 災害救助法が適用された場合の費用等


発災初期における
災害応急対策活動
第 15　生活必需品等の供給・貸与（p2-290）
15.1 生活必需品等の需要の把握
15.2 生活必需品等の調達・輸送
15.3 生活必需品等の配分
15.4 災害救助法が適用された場合の費用等
第 16　要配慮者の安全確保（p2-294）
16.1　高齢者、障害者等の安全確保
16.2　外国人の安全確保
第 17　遺体の取扱い（p2-299）
17.1　遺体の捜索
17.2　遺体の処理
17.3　遺体の埋・火葬
第 18　ライフラインの応急対策（p2-304）
18.1　上水道施設
18.2　下水道施設
18.3　ガス施設
18.4　電力施設
18.5　電気通信施設
18.6　関係機関との調整
第 19　公共施設等の応急復旧（p2-313）
19.1　公共建築物
19.2　道路施設
19.3　河川施設
19.4　農業集落排水処理施設
19.5　鉄　　道
19.6　その他の施設
第 20　帰宅困難者への支援（p2-322）
20.1　情報の提供等
20.2　一時滞在施設の開設・運営
20.3　帰宅活動への支援

第１　地震に関する情報の収集・伝達



「地震に関する情報の収集・伝達」	
事項	担当班
１．１ 基本方針 (1) 地震情報の伝達 (2) 緊急地震速報の伝達	本部班 情報整理班
１．２ 情報の収集・伝達系統	本部班 情報整理班

１．１ 基本方針

【本部班、情報整理班】

地震情報の伝達

本市で地震が発生した場合の震度は、市役所本庁舎、市立川越高校及び新宿町地内に設置した計測震度計により把握し、震度５弱以上の場合は市防災行政無線（固定系）を通じて市民に伝達する。

県内各市町村の震度については、埼玉県震度情報ネットワークシステムにより把握する。気象庁から発表される震度速報等の地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

『 ➔ 資料２.21「気象庁震度階級関連解説表」参照 』

緊急地震速報の伝達

気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上若しくは長周期地震動階級１以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報（警報）は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警戒システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

市は、住民への緊急地震速報（警報）の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、その後発表される地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード）等についても住民へ伝達するよう努めるものとする。

注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

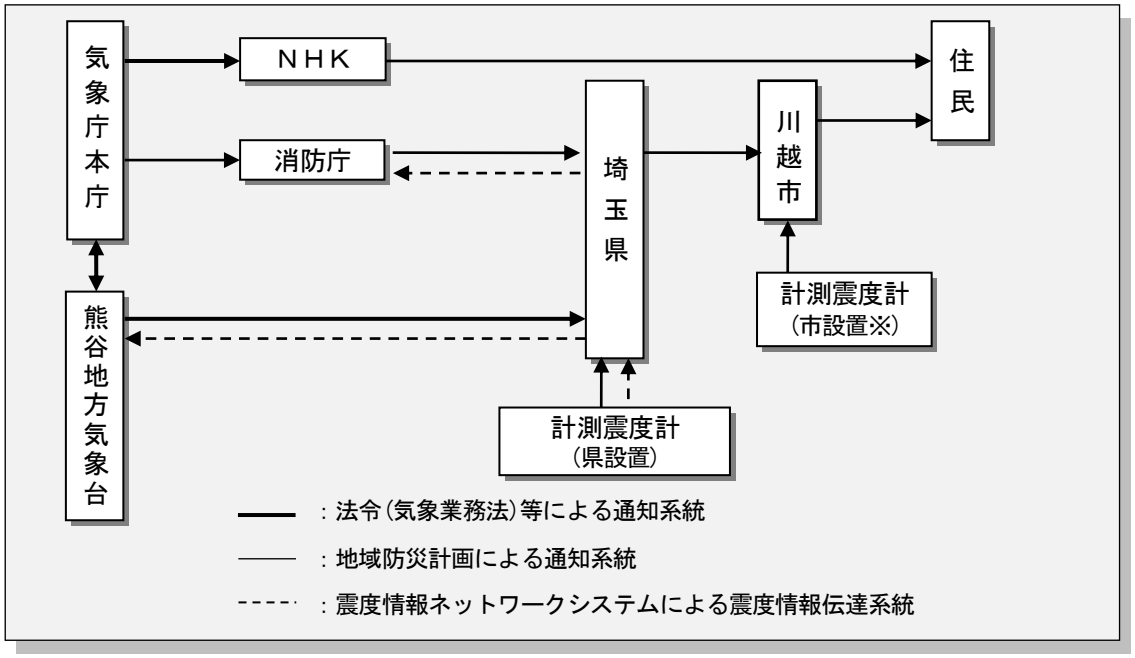
『 ➔ 資料２.22「長周期地震動階級関連解説表」参照 』

１．２ 情報の収集・伝達系統

【本部班、情報整理班】

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は、次のとおりである。

■地震情報の収集伝達体制



注１）※本市設置の計測震度計は、市役所本庁舎に設置されている。
注２）本市には、上記の計測震度計以外に、気象庁設置の計測震度計が市立川越高等学校（旭町）に、独立行政法人防災科学技術研究所設置の計測震度計が新宿町地内に設置されている。

第２　市民からの通報・問合せの処理

大規模地震の発生に伴い、市の窓口には市民から様々な被災に関する情報、安否確認などの問合せ情報等が集中するものと考えられる。

そのため、市は、市民からの通報及び問合せについて的確に対応できるように、処理体制を整備する。



「市民からの通報・問合せの処理」	
事項	担当班
２．１ 市民からの通報の処理	情報収集連絡班 本部班、情報整理班
２．２ 市民からの問合せの処理	情報収集連絡班 本部班、情報整理班、広報班

２．１ 市民からの通報の処理

【情報収集連絡班、本部班、情報整理班】

市民から市（消防組合を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「情報収集連絡班」は以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。

□通報の処理

① 「情報収集連絡班」は、市民からの通報を受け付け、災害情報記録用紙を作成する。
② 「情報収集連絡班」は、「情報整理班」に災害情報記録用紙を回付する。
③ 「情報整理班」は、災害情報記録用紙を本部班及び必要に応じて関係部班に回付する。
④ 関係部班は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。
⑤ 「本部班」は、災害情報記録用紙のコピーを「広報班」に回付する。

□処理の目的

・市民からの通報の蓄積及び共有化を図る。
・特定部局への通報の殺到による業務の混乱を防止する。
・「広報班」における広報情報の基礎資料を蓄積する。

２．２ 市民からの問合せの処理

【情報収集連絡班、本部班、情報整理班、広報班】

市民から市（消防組合を除く。）へ応急対策の実施状況等の問合せがあった場合、以下のとおり処理する。

なお、電話による問合せに対しては、「情報収集連絡班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。

□問合せの処理

①「情報収集連絡班」は、市民からの問合せを受け付け、担当班へ取り次ぎを行う。
②「情報収集連絡班」は、把握した情報を「本部班」及び「情報整理班」に伝達する。（市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。）
③「本部班」は、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を「広報班」に伝達する。

《注意》

問合せの処理が各部班の災害応急対策の妨げとならないよう、問合せの窓口を一本化する。

問合せへの回答は、問合せがあった時点で「本部班」が把握している情報をもとにすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。

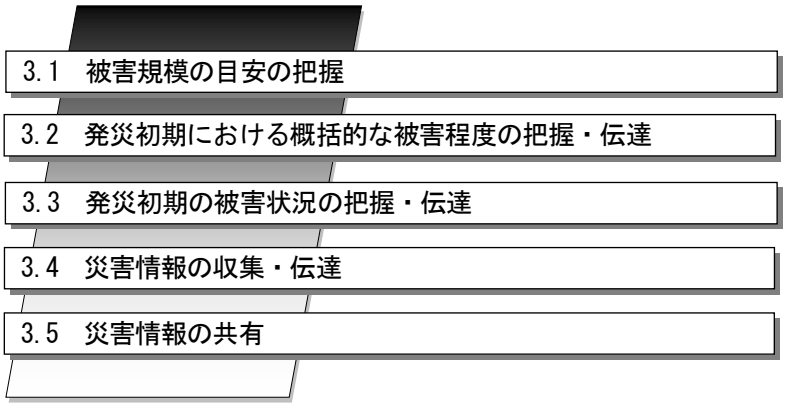
■市民からの問合せが予想される内容と情報集約関係部班、関係機関

内容	関係班、関係機関
被害状況	□本部班
家族、知人の安否に関する情報	□職員班 （死者、行方不明者及び負傷者） □避難所運営班（避難者） □要配慮者支援班 （在宅及び施設の避難行動要支援者） □学校教育班（児童生徒） ※ ただし、在校中の発災の場合
医療に関する情報（診療可能病院等）	□医療班
避難の必要性に関する情報	□本部班
避難所に関する被災情報	□教育財務班
水の確保に関する情報	□給水班
食料、救援物資の確保に関する情報	□食料・物資調達班
遺体の安置等に関する情報	□市民班 □福祉班
電気に関する情報	□本部班（東京電力パワーグリッド（株））
ガスに関する情報	□本部班 （都市ガス事業者・ＬＰガス事業者）
下水道、トイレの使用に関する情報	□廃棄物対策班 □上下水道管理班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	□廃棄物対策班
電話に関する情報	□本部班（ＮＴＴ東日本(株)）
道路に関する情報（交通規制状況等）	□交通・帰宅困難者支援班 □警察署
公共交通に関する情報（運行状況等）	□交通・帰宅困難者支援班 （東日本旅客鉄道(株)） （東武鉄道(株)） （西武鉄道(株)） （西武バス(株)） （東武バス(株)）
教育に関する情報（休業等）	□学校教育班
ボランティア募集に関する情報	□福祉班

注）電気、ガス、電話等のライフラインに関する情報は、「本部班」が収集する。

第３　災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。



「災害情報の収集・伝達・共有」	
事項	担当班
３．１ 被害規模の目安の把握	本部班
３．２ 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） ⑴ 基本方針 ⑵ 留意事項 ⑶ 収集系統	本部班 情報整理班 情報収集連絡班 消防組合
３．３ 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） ⑴ 基本方針 ⑵ 留意事項 ⑶ 収集系統	本部班 情報整理班 情報収集連絡班
３．４ 災害情報の収集・伝達 ⑴ 災害情報の収集担当班 ⑵ 情報の収集 ⑶ 情報の伝達	避難所運営班 地域防災拠点班 情報整理班 本部班、関係各班
３．５ 災害情報の共有	本部班 情報整理班

３．１ 被害規模の目安の把握

【本部班】

「本部班」は、震度５弱以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、本市及び隣接する市町の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるかなどを見極める。

３．２ 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

【本部班、情報整理班、情報収集連絡班、消防組合】

基本方針

市内で震度５弱以上の地震が発生した場合、「情報整理班」及び「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から以下により、市内の概括的な被害程度を把握し、「本部班」に報告する。

「情報整理班」は、把握した情報の第１報を『発生速報』として、埼玉県災害オペレーション支援システム（使用できない場合は防災行政無線ＦＡＸ）を用いて埼玉県に報告することにより応援体制の早期確立を求める。

埼玉県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する（災対法第53条第1項括弧書）。

また、市内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第１報は原則として発災後１２時間以内。第２報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後１２時間以内（遅くとも２４時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報を基に、市に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、消防組合が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。

■埼玉県への連絡先（埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合）

体制の別		被害速報		確定報告
埼玉県の 情報収集体制, 警戒体制, 非常体制	対策本部設置前 （現地対策本部 又は支部設置前）	勤務 時間内	県災害対策課 Tel 048-830-8181 Fax 048-830-8159 防災行政無線　（発信特番）-200-6-3177	県災害対策課
		勤務 時間外	県危機管理防災部当直 Tel 048-830-8111 Fax 048-830-8119 防災行政無線　（発信特番）-200-6-8111	
	対策本部設置後 （現地対策本部 又は支部設置後）	○県災害対策本部川越支部 川越比企地域振興センター Tel　049-244-1110 Fax　049-243-1707 防災行政無線　（発信特番）-272-2-4320		

『 ➔ 様式９「人的被害の状況」参照 』
『 ➔ 様式 10「発生速報」参照 』

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
応急対策室 〔平日（9:30～18:15)〕	一般加入電話	電話	03-5253-7527
		ＦＡＸ	03-5253-7537
	消防防災無線	電話	9049013
		ＦＡＸ	9049033
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049013
		ＦＡＸ	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	電話	03-5253-7777
		ＦＡＸ	03-5253-7553
	消防防災無線	電話	9049102
		ＦＡＸ	9049036
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049102
		ＦＡＸ	TN-048-500-9049036

留意事項

次に示す事項について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第１報として報告する。

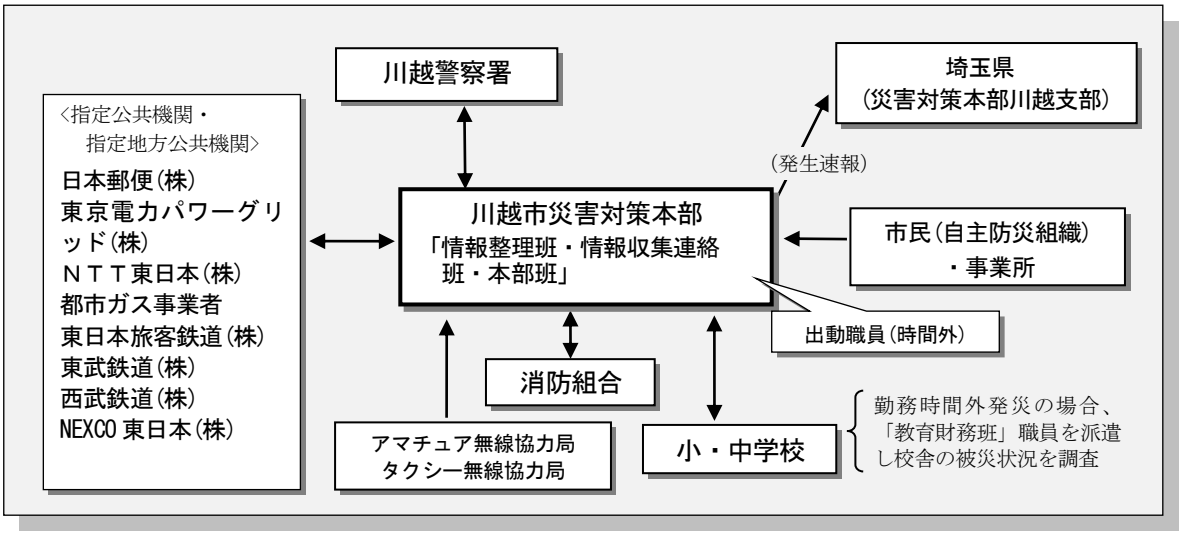
・被害（火災、生き埋め等）の発生地域・地点
・被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
・応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難情報、避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）

収集系統（加入電話、ＦＡＸ、ＩＰ無線等による）

本活動は、迅速性を優先するため、消防局を除き、それぞれ把握した情報を直接「情報整理班」に報告する。

「情報整理班」は、収集した情報を『発生速報』として埼玉県へ報告する。『発生速報』報告後の情報収集・伝達は「３．３ 発災初期の被害状況の把握・伝達」による。

■発災初期の情報収集経路（発生速報）



注）「アマチュア無線協力局」：川越アマチュア無線クラブ、川越市役所アマチュア無線クラブ、川越地区消防関係アマチュア無線局非常通信協議会

『 ➔ 資料１.41「災害時の情報提供等に関する協定（西武ハイヤー(株)、他）」参照 』

３.３ 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

【本部班、情報整理班、情報収集連絡班】

基本方針

概括的な被害程度の把握の後、「情報整理班」及び「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。

「情報整理班」は、把握した情報を『経過速報』として県（災害対策本部川越支部）（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね２時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。ただし、市が甚大な被害を受け、被害状況を報告できなくなった場合には、埼玉県が自ら情報を収集する。

『 ➔ 様式 11「経過速報」参照 』

留意事項

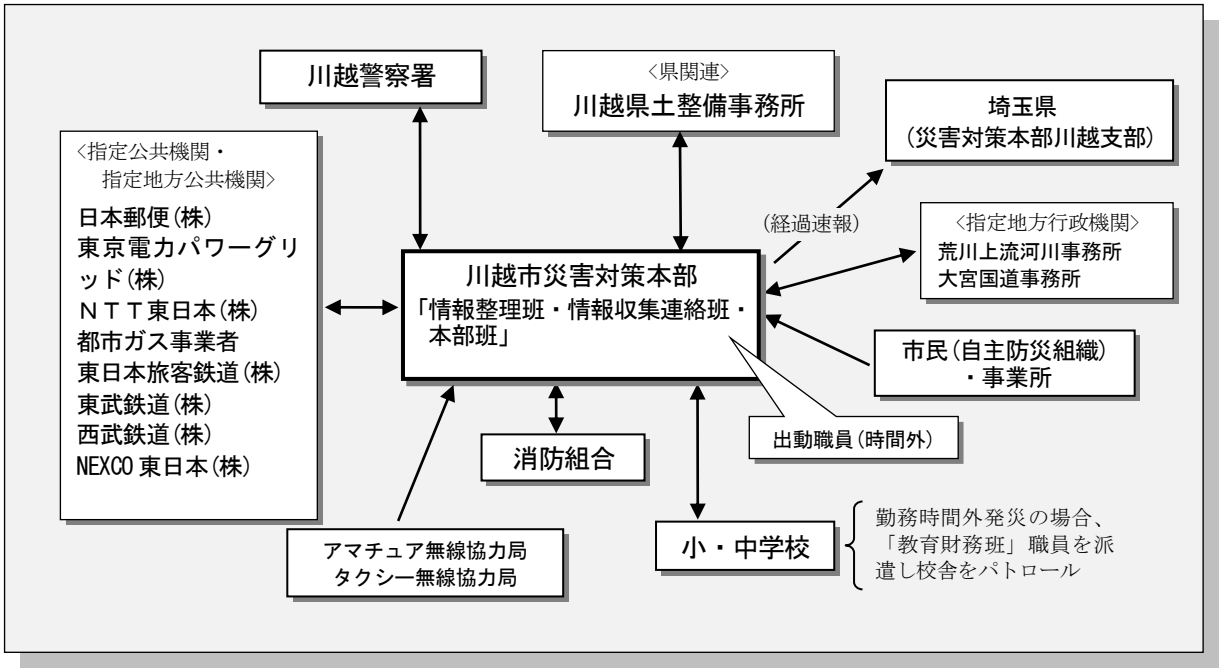
被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

収集系統（加入電話、ＦＡＸ、ＩＰ無線等による）

『発生速報』報告後の被害情報の収集系統は、次に示すとおりである。

■発災初期の情報収集系統（経過速報）



３．４ 災害情報の収集・伝達

【避難所運営班、地域防災拠点班、情報整理班、本部班、関係各班】

災害情報の収集担当班

被害情報の収集担当班は、次に示すとおりである。

被害情報を収集した担当各班は、速やかに「災害情報記録用紙」を用いて「情報整理班」へ情報を伝達する。

『 ➔ 様式 12「災害情報記録用紙」参照 』

■被害情報等の収集担当班一覧

情報項目	被害内容	収集担当班	情報責任者
人的被害	死者、負傷者	医療班	保健医療推進課長
一般建築物被害・行方不明	全壊(全焼)、半壊(半焼)、半壊に至らない、床上床下浸水、行方不明者	総括現地調査班	市民税課長
公共土木・建築施設等の被害・復旧	道路､橋りょう等	道路班	道路環境整備課長
	河川､水路等	河川班	河川課長
	市営住宅	建築住宅班	建築住宅課長
ライフライン施設の被害・復旧	上水道	上下水道管理班	総務企画課長
	下水道	上下水道管理班	総務企画課長
	ガス、電気、電話	本部班	防災危機管理室長
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	要配慮者支援班	指導監査課長
医療機関の被害・復旧	医療機関の被害	医療班	保健医療推進課長
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ・し尿施設	廃棄物対策班	資源循環推進課長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設	食料・物資調達班	産業振興課長
	農産物	農政班	農政課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育財務班	教育財務課長
	社会教育施設	教育総務班	地域教育支援課長
	給食施設	給食班	学校給食課長
	文化財	文化財保護班	文化財保護課長
公共交通施設の被害・復旧	道路交通、鉄道、バス等	交通・帰宅困難者支援班	防犯・交通安全課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	施設管理者
火災等被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防組合予防班	消防局予防課長

情報の収集

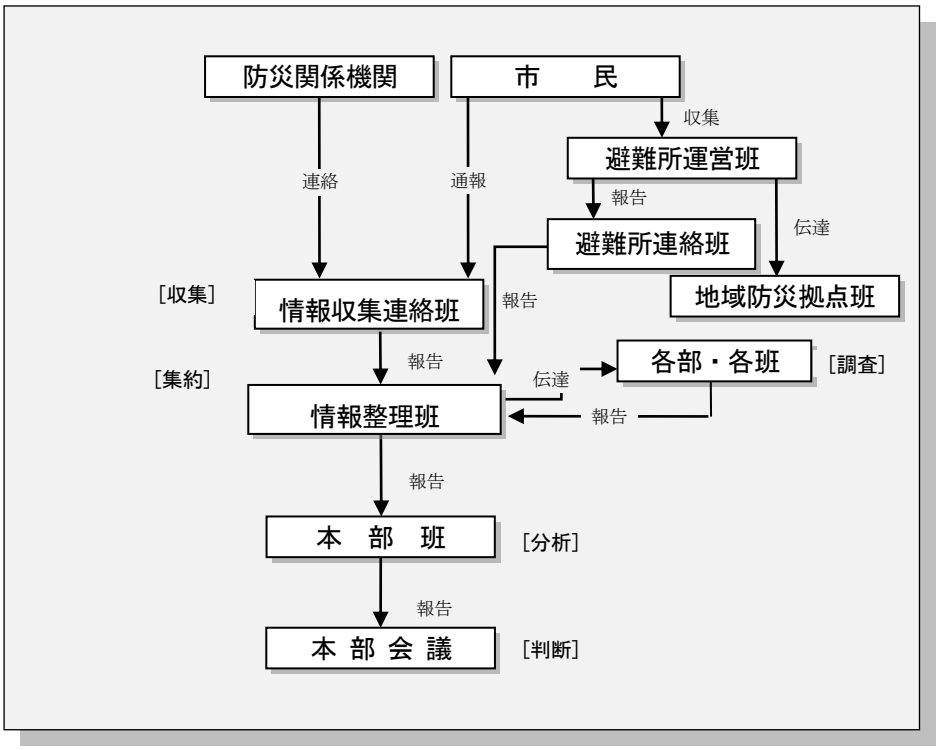
災害情報の収集にあたっては、川越警察署と緊密に連携して実施するものとし、次の事項に留意する。

また、「本部班」は、「情報整理班」へ集約された被害情報に基づき情報分析を行うとともに本部会議に報告する。

□情報収集の留意事項

・被害程度の調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整しておくものとする。
・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
・特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、本市の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
・要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

■被害情報等の収集

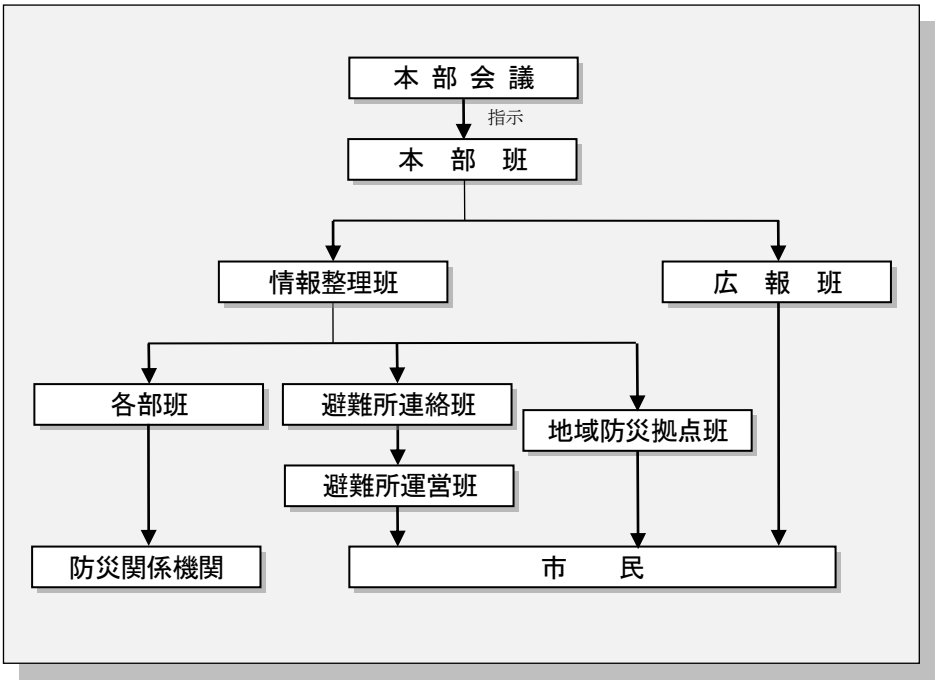


情報の伝達

本部会議は、被害情報等から判断し本市の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

『 ➔ 様式 13「本部長指令」参照 』

■応急対策情報等の伝達



３．５ 災害情報の共有

【本部班、情報整理班、市民班、消防組合、警察署】

各部班は的確な災害応急対策に資するため、次に示す情報を埼玉県災害オペレーション支援システムに入力する。

なお、共有にあたっては、情報整理班は地図のほか、埼玉県災害オペレーション支援システムを活用し、情報の集約、地図化を行うとともに、閲覧機能を使い、各班と災害状況を共有する。

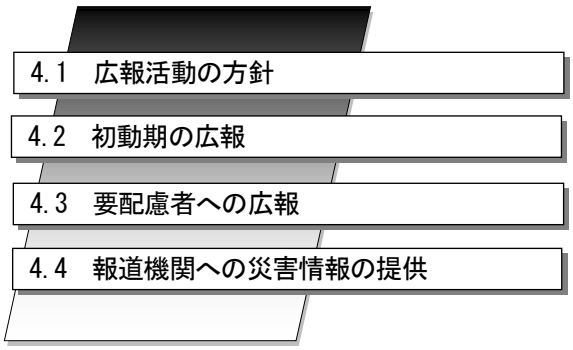
また災害情報のうち、特に、死者・行方不明者・負傷者等の人的被害者数については、県で一元的に集約することが求められており、県との共有に努める。

さらに、救出・救助活動を実施する警察・消防機関とも緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者（行方不明者）や死者の氏名等の公表について、安否不明者（行方不明者）のリスト作成・住民基本台帳の閲覧制限の確認・家族等への同意確認を行い、県や警察・消防機関との情報共有に努める。

・死者、行方不明者の発生地点	・人的被害者数	・要救出者の発生地点
・火災の発生地点・避難所の開設地点		
・ヘリポート	・物資輸送拠点	
・通行不能区間	・交通規制地点	・停電、断水区域　等

第４　広報活動

地震発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、「広報班」は適切かつ迅速な広報活動を実施する。



「広報活動」	
事項	担当班
４．１ 広報活動の方針 (1) 広報ルートの一元化 (2) 災害広報の方法	本部班 広報班
４．２ 初動期の広報 (1) 初動期の広報の内容 (2) 初動期の広報手段	広報班 情報整理班
４．３ 要配慮者への広報 (1) 聴覚障害者への広報 (2) 視覚障害者への広報 (3) 外国人への広報	広報班 要配慮者支援班 国際班
４．４ 報道機関への災害情報の提供 (1) 災害情報の内容 (2) プレスセンターの開設 (3) 県への放送要請	広報班

４．１ 広報活動の方針

【本部班、広報班】

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。周知に際しては、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車の利用など、適切に情報提供を行うよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するように努める。

広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として「本部班」による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、「広報班」による広報の実施となる。

災害広報の方法

市民への広報は、防災行政無線、ホームページ及び広報車等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

４．１ 初動期の広報

【広報班、情報整理班】

地震直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、次に示す情報を中心に実施する。

・市災害対策本部の震災対策状況
・住民に対する避難情報に関する事項
・災害救助活動状況
・被害状況と被害拡大防止に関する情報
・埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
・公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
・支援情報
（避難所、医療救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
・電気、通信、ガス、水道等の状況
・流言、飛語の防止に関する情報

初動期の広報手段

初動期の広報は、次に示す手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

○防災行政無線による広報

防災行政無線による広報は、広報班と情報整理班が協力して実施する。

○広報車

原則として本市所有の広報車を使用する。
ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、その他の関係機関の協力を要請する。
また、広報担当者の安全確保に配慮して実施する。

○ホームページ、防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、Ｘ、フェイスブック、ＬＩＮＥ

○Ｌアラート

○報道機関による広報

報道機関への放送要請は、原則、埼玉県を介して実施する。

○拠点広報

避難所、市民センター等へ掲出する。

○掲示板

チラシの貼り出し、紙媒体等の配布

○その他広報手段

ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。

４．２ 要配慮者への広報

【広報班、要配慮者支援班、国際班】

「要配慮者支援班」及び「国際班」は、「広報班」と連携して、聴覚・視覚障害者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう十分配慮し、多様な手段の活用により、広報に努める。

なお、観光客等の旅行者に対する広報については、「本編 第２章 第２節 『第 20 帰宅困難者への支援』」を参照のこと。

聴覚障害者への広報

聴覚障害者に対しては、視覚情報による広報が必要であることから、市は、掲示板への掲出、ファクシミリ、インターネット、電子メールによる広報のほか、JCOM マーケティング株式会社等への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

視覚障害者への広報

視覚障害者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、市は、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるようにする。

また、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、ＮＰＯ・ボランティア等と密接な連携を図り、避難場所・避難所への要員派遣、在宅要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

外国人への広報

外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、報道機関へも埼玉県を通して外国語放送の協力を要請し、外国人に対し広報が行き届くよう努める。

４．３ 報道機関への災害情報の提供

【広報班】

「広報班」は、プレスセンターを開設し報道機関に対して、災害情報を提供する。

災害情報の内容

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。
個人情報の公開については、十分に配慮のうえ実施する。

○地域の被害状況等に関する情報

○本市における避難に関する情報
- 避難の指示に関すること
- 避難施設に関すること

○地域の応急対策活動の状況に関する情報
- 救護所の開設に関すること
- 交通機関及び道路の復旧に関すること
- 電気、水道等の復旧に関すること

○被災者生活再建支援に関する情報

○その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
- 給水及び給食に関すること
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること
- 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
- 防疫に関すること
- 各種相談窓口の開設に関すること

プレスセンターの開設

「広報班」は、報道機関等に情報を提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問合せ等に対応する。

県への放送要請

災対法第 57 条に基づき市が放送要請する際には、「広報班」が埼玉県を通じ、ＮＨＫさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行う。

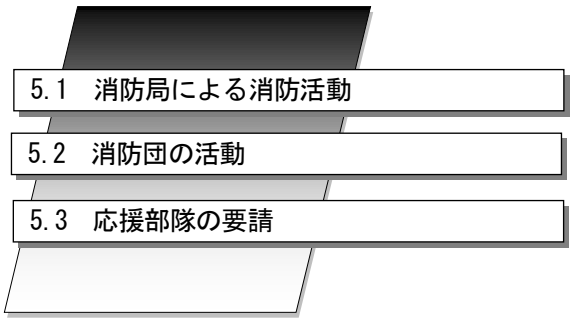
ただし、やむを得ない場合は、本市から直接要請する。

『 ➔ 様式 14「市町村放送要請依頼用紙」参照 』

第５　消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、消防組合は、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、大地震時の火災から市民の生命及び財産を保護するため、災害状況に対応した防御活動を展開して、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努める。



「消防活動」	
事項	担当班
５．１ 消防局による消防活動 ⑴ 情報収集及び伝達 ⑵ 初期活動 ⑶ 消火活動	消防局
５．２ 消防団の活動 ⑴ 初期活動 ⑵ 消火活動 ⑶ その他の活動	消防団
５．３ 応援部隊の要請	消防局

５．１ 消防局による消防活動

【消防局】

大規模地震の発生に伴い消防局は、直ちに以下の消防活動にあたるものとする。なお、消防団を含め、消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行するものとする。

情報収集及び伝達

① 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、消防車両をはじめ、あらゆる手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

■被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	・火災の発生状況 ・延焼地域の状況 ・水道施設の被害状況 ・危険物の流出等の状況 ・道路の被害状況	・消防署 ・災害対策本部「本部班」 ・警察署 ・消防団 ・自主防災組織 ・市民からの通報、駆け込み ・出動職員 ・テレビ等の映像情報
救急救助活動	・救急救助事案の発生状況 ・病院等医療機関の被害状況 ・道路の被害状況 ・建物の倒壊状況	

② 情報の伝達

消防局は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

□活動内容

・初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。
・庁舎及び車両の被害状況の調査と応急措置にあたる。
・高所見張りを行い、被害の全体状況の把握を行う。
・非常参集者からの災害状況報告、また一般市民等から情報の提供を受け、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。

消火活動

消防機関における消火活動は、消防局において別に定める計画等による。
なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

□避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

□重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

□市街地火災消防活動優先の原則

大規模危険物貯蔵・取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

□重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

□火災現場活動の原則

・出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。

・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

５．２ 消防団の活動

【消防団】

消防団は、災害時には消防局と連携して、次に示す活動を行う。

初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

□活動内容

・各分団は、地震時には、分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強や必要機材を積載して出動準備を行う。
・高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

消火活動

① 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防局及び市民や自主防災組織と協力して行う。

その他の活動

① 救急救助

担当地域における要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

② 避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。また、要配慮者の避難を自主防災組織と協力して行う。

③ 情報の収集

消防局による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

④ 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を消防局と協力して行う。

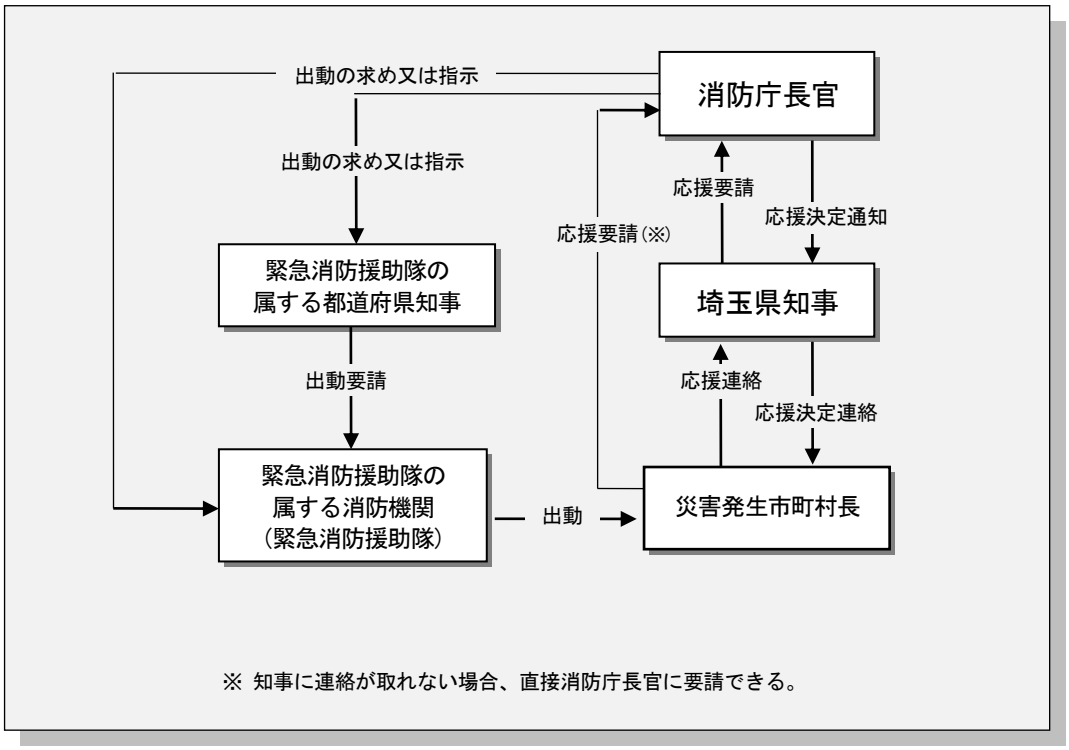
５．３ 応援部隊の要請

【本部班、消防局】

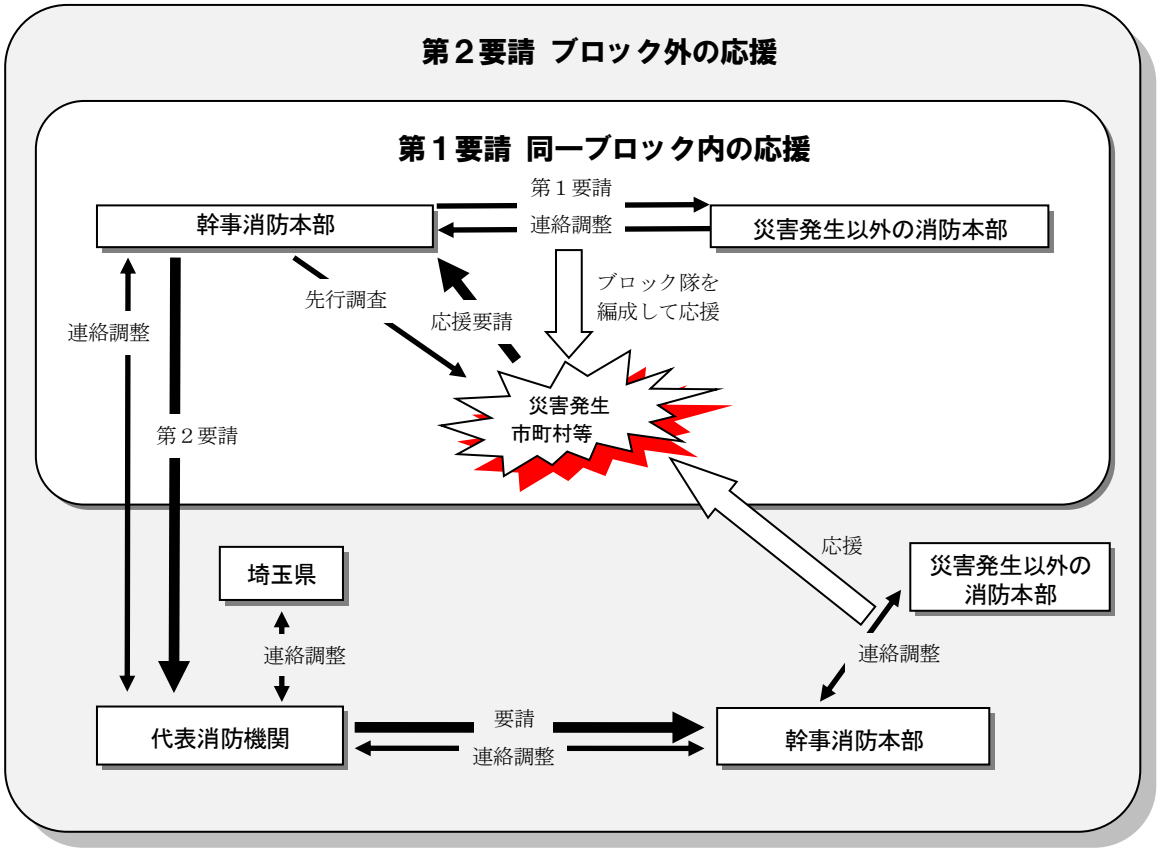
消防局は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、消防局で別に定めるところにより応援要請を行うものとする。

『 ➔ 様式 15「緊急消防援助隊応援要請連絡」参照 』

■緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ



■埼玉県下における消防機関の応援要請

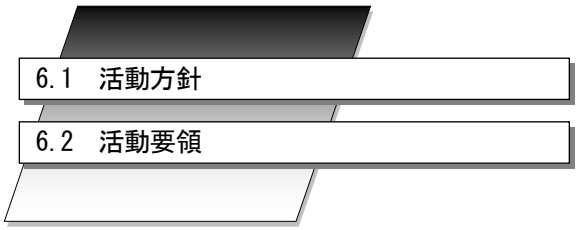


第６　救助・救急

大規模地震の発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、本市に想定される「東京湾北部地震」及び「関東平野北西縁断層帯地震」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、付近住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動にあたる必要がある。



「救助・救急」	
事項	担当
６．１ 活動方針	消防組合、本部班
６．２ 活動要領 (1) 基本方針 (2) 活動内容 (3) 活動体制 (4) 実施要領 (5) その他の注意事項	消防組合、本部班 医療班 地域防災拠点班

６．１ 活動方針

【消防組合、本部班】

消防組合は、救助隊及び救急隊を編成し、「本部班」及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

６．２ 活動要領

【消防組合、本部班、医療班、地域防災拠点班】

基本方針

消防組合は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

□重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

□幼児・高齢者優先の原則

傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の要配慮者を優先する。

□火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

□救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は緊急度の高い傷病者を優先する。

□大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は次のとおりとする。

・傷病者の救出作業
・傷病者の応急処置
・傷病者の担架搬送及び輸送
・救急医療品、資器材の輸送
・現場救護所から常設医療機関への輸送
・重傷病者等の緊急避難輸送

活動体制

① 発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の災害情報等の収集及び積載資器材の増強等を実施する。

② 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

③ 救急及び救助活動の必要な場合の体制

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

④ 救助活動を必要としない場合の体制

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

実施要領

① 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

② 救出

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資器材及び人員を活用して救出にあたる。

□救出活動を要する現場に対する人員の確保

○消防職員の確保
○消防団員の確保
○警察職員の派遣要請
「本部班」は、警察署に対して警察職員の派遣を要請する。
○自衛隊派遣を「本部班」に要請
緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、自衛隊の派遣要請を「本部班」に依頼する。
○緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入れ
○その他機関等からの人員の投入
地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。
「本部班」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。
○医療機関との相互連絡
「医療班」は、市医師会及び消防組合と随時相互連絡を取り、傷病者を受け入れる医療機関との協力体制の確立を図る。

□救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

「本部班」は、地震発生後直ちに川越市建設業協会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

□救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防組合は、市災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。
・各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「本部班」に提供要請を行う。
・各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
・各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防組合に対し必要な救助隊の派遣を要請する。
・救出活動の重複を避けるため検索済みのところは分かるように印をつけておく。
・「本部班」は、必要に応じて、消防、自衛隊等の現地合同調整所の参加を検討する。

③ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

④ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への緊急分散輸送を行う。

また、傷病者の救急輸送にあたっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

⑤ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

⑥ 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資器材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

⑦ 消防団、自主防災組織、一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の応急救護所、医療救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

その他の注意事項

・救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
・負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
・救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。
・長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンドローム」発症の可能性を考慮し、救出する。

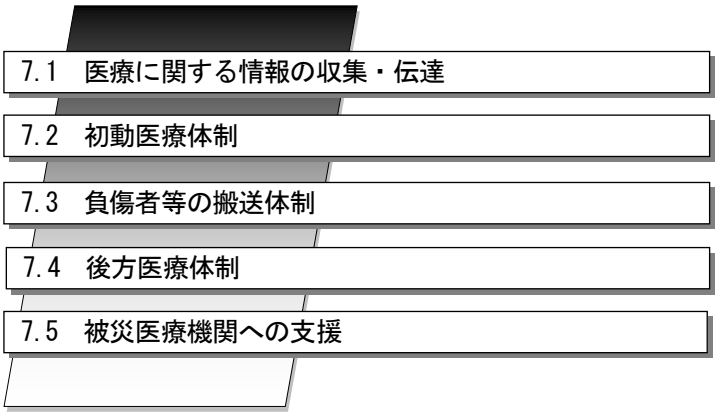
《参考》

◆クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

災害時の建物等の倒壊で崩れた瓦礫、家具等の下敷きになり長時間体を圧迫された人が無事救出され、ひどい外傷もなく意識もあるため打撲などの軽傷と思われていた矢先に容態が急変し、様々な症状を訴え死に至ることもある症候をクラッシュシンドロームといいます。

第７　医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。



「医療救護」	
事項	担当班
７．１ 医療に関する情報の収集・伝達	医療班、本部班
７．２ 初動医療体制 (1) 初動医療体制の整備 (2) トリアージ（負傷者選別）の実施 (3) 精神科救急医療の確保 (4) 医薬品等の調達	医療班 保健班 管財輸送班 消防組合
７．３ 負傷者等の搬送体制 (1) 一次搬送方法 (2) 病院・一般診療所の受入れ要請 (3) 二次搬送方法 (4) 後方医療機関への受入れ要請	医療班 本部班 消防組合
７．４ 後方医療体制 (1) 搬送体制 (2) 広域医療協力体制	医療班 本部班 消防組合
７．５ 被災医療機関への支援	医療班、給水班 福祉班、本部班

７．１ 医療に関する情報の収集・伝達

【医療班、本部班】

傷病者等を迅速かつ的確に医療機関へ搬送するために、医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため「医療班」は「本部班」の協力を得て、医療救護所及び医療機関に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備する。

なお、厚生労働省により、災害時に医療救護活動に関係する機関等が情報共有するためのシステムとして、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が構築されている。

７．２ 初動医療体制

【医療班、保健班、管財輸送班、消防組合】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に医療救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

また、市医師会と連携し、状況把握、対応の決定、実施の指令が速やかに行える体制を構築する。

初動医療体制の整備

「医療班」は、初動医療体制として市医師会、日本赤十字社等とともに、医療救護班を編成する。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関及び助産所等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医療救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請する。

医療救護班及び医療ボランティアなどの応援の受入れは、「医療班」を窓口として行う。

「医療班」は、受入れにあたって以下の点に努める。

□応援の受入れ

- 必要な情報の提供
- 受入れ場所（医療救護所）に関する調整
- 物資、資器材等の支援
- 宿舎等の支援

『 ➔ 資料１.27「災害時の医療救護活動に関する協定」参照 』
『 ➔ 資料２.24「医師会医療救護班編成表」参照 』

トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

① 救急隊の活動内容

消防組合の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、治療の優先度の高い傷病者から市内の病院・一般診療所まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て病院・一般診療所へ搬送する。

② 医療救護班の活動内容

医療救護班は、消防組合や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

□医療救護班の活動内容

・診察
・医薬品等の支給
・応急処置及びトリアージ
・看護
・後方の病院・一般診療所等への搬送要請

『 ➔ 資料２．９「トリアージ・タッグ」参照 』

精神科救急医療の確保

「保健班」は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、「医療班」に協力を求め、市内の精神科医療機関の協力のもと、適切な医療へつなげる支援をする。

医薬品等の調達

「医療班」は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資機材等を、災害の規模に応じて市医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

なお、大量の医薬品、医療用資機材等を扱う必要がある場合は、「本部班」と協議のうえ集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

『 ➔資料１．29「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」参照 』

□医薬品等の調達

○医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、「管財輸送班」が行う。

○血液の供給

医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県（保健医療部長）に報告する。

７．３ 負傷者等の搬送体制

【医療班、本部班、消防組合、管財輸送班】

負傷者等の病院・一般診療所への一次搬送及び後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。（「■負傷者搬送体制の流れ」（P2-92）参照）

一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

□一次搬送の方法

- 「医療班」が消防組合に配車・搬送を要請する。
- 公用車、市内救護医療機関又は医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- 医療救護所の班員、消防職員などにより担架やリヤカーで搬送する。
- 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

病院・一般診療所の受入れ要請

「医療班」及び消防組合は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

二次搬送方法

次の体制により、二次搬送を実施する。

□二次搬送の方法

- 市内病院・一般診療所で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、「医療班」及び救護医療機関等が協力して実施する。
- 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県防災ヘリやドクターヘリなどを要請する。

■臨時ヘリポート指定地

位置付け	施設名	所在地	管理者
飛行場外離着陸場	川越運動公園	下老袋388-1	川越市役所
	埼玉医科大学総合医療センター	鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター

『 ➔ 資料２.13「離着陸場ドクターヘリ（ランデブーポイント）」参照 』

後方医療機関への受入れ要請

本部長（「本部班」）は、埼玉県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、病院・一般診療所に必要な情報を伝達する。

７．４ 後方医療体制

【医療班、本部班、消防組合】

市は、二次搬送先となる医療機関を後方医療機関として位置付け、後方医療体制の整備を行う。

また、医療救護所からの搬送ルート等について、医療救護所間あるいは医療救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

搬送体制

「医療班」は、医療救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、後方医療機関に搬送する。

広域医療協力体制

「本部班」は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応する。

７．５ 被災医療機関への支援

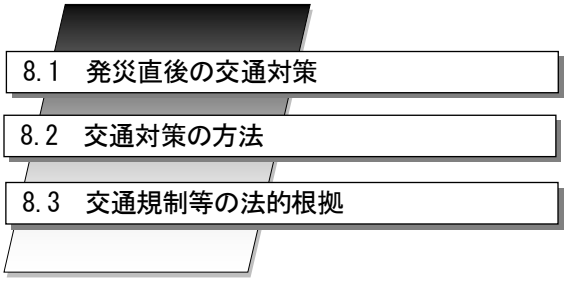
【医療班、給水班、福祉班、本部班】

「医療班」は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関への支援を次のとおり行う。

・被災医療機関は、人員・物資の確保等で支援が必要な場合、市医師会に支援を要請する。
・市医師会は、被災医療機関から支援の要請を受けたときは「医療班」にその内容を伝達する。
・「医療班」は、被災医療機関又は市医師会から支援の要請を受けたときは、支援に努める。物資の確保等で、災害時応援協定締結市町村に対する支援要請が必要と判断した場合は、「本部班」を通じて応援協定締結市町村へ応援要請を行う。
・「医療班」は、水の確保に関する支援が要請された場合、「給水班」に支援を要請する。「給水班」は、要請があったときは当該支援に努める。
・「医療班」は、後片付け、給水補助等に係る要員の確保に関する支援が要請された場合、「福祉班」にボランティアのコーディネートを要請する。災害ボランティアセンターは、「福祉班」からの要請があったときは、ボランティアの確保及びコーディネートに努める。
・「医療班」は、他県、国（厚生労働省）等からの支援が必要な場合、「本部班」にその旨を要請する。
・「医療班」は、その他関係機関・団体からの支援が必要と判断された場合、各々の関係機関・団体に支援を要請する。

第８　交通対策

地震発生直後の市民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災対法に基づいて交通対策を実施する。



「交通対策」	
事項	担当班
８．１ 発災直後の交通対策 ⑴ 交通対策実施の要請 ⑵ 市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知 ⑶ 市内の交通対策 ⑷ 被災地区への流入抑制	本部班、情報整理班 道路班、交通・ 帰宅困難者支援班 広報班
８．２ 交通対策の方法 ⑴ 災対法に基づいて標識を設置して実施する場合 ⑵ 現場警察官の指示により実施する場合 ⑶ 道路法による市道の交通対策の場合	道路班 交通・ 帰宅困難者支援班
８．３ 交通規制等の法的根拠	交通・ 帰宅困難者支援班 道路班

８．１ 発災直後の交通対策

【本部班、情報整理班、道路班、交通・帰宅困難者支援班、広報班】

「道路班」は、市道の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

また、「交通・帰宅困難者支援班」は、「道路班」及び関係機関（道路管理者）の情報をもとに、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（川越警察署）に通報し、「道路班」と協力して交通対策を実施するとともに、市民への広報に努める。

交通対策実施の要請

「交通・帰宅困難者支援班」及び「道路班」は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を確保するため、交通対策等の措置を講ずる場合は次の対策を実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察及び関係機関等に協力を要請する。

- 交通要員にあっては、広報、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
- 規制路線にあっては、通行止め用のロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
- 緊急輸送道路において被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知

「広報班」は「本部班」及び「情報整理班」と連携し、防災行政無線等により、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く市民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

市内の交通対策

「道路班」は、市内の道路が次のような場合、交通対策を実施し、「情報整理班」、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

- 市内の道路が破損又は欠壊した場合
- 除去できない障害物がある場合
- 沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
- その他の事由により交通が危険であると認められた場合
- 市内の緊急輸送道路を確保する場合

被災地区への流入抑制

市は、被災区域への車両の流入を抑制し、道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、交通整理等を実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要に

より、警察及び関係機関等に協力を要請する。
　埼玉県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都県と連携を取りつつ実施する。

８．２ 交通対策の方法

【道路班、交通・帰宅困難者支援班】

交通対策の方法には、次のような場合がある。

災対法に基づいて標識を設置して実施する場合

　災対法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。

現場警察官の指示により実施する場合

　緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

道路法による市道の交通対策の場合

① 標識を設置して実施する場合
　市道において道路法による交通対策（通行の禁止又は制限）を実施した場合、警察署長に連絡のうえ、規定の規制標識を立てる。

② 現場職員等の指示により実施する場合
　緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。

８．３ 交通規制等の法的根拠

【交通・帰宅困難者支援班、道路班】

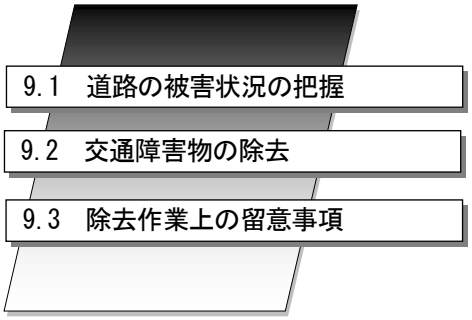
交通規制等の法的根拠は、次に示すとおりである。

■交通規制等の法的根拠

根拠法令	実施者	範囲
災対法 （第 76 条～第 76 条の４）	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 （第４条～６条）	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき
道路法（第 46 条）	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるとき

第９　緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。



「緊急輸送道路の確保」	
事項	担当班
９．１ 道路の被害状況の把握	道路班 交通・帰宅困難者支援班 本部班、情報収集連絡班 大宮国道事務所、川越県土整備事務所、NEXCO 東日本㈱
９．２ 交通障害物の除去 ⑴ 応急復旧作業の順位 ⑵ 実施方法 ⑶ 人員及び資機材等の確保	道路班 廃棄物対策班 本部班
９．３ 除去作業上の留意事項	道路班、廃棄物対策班

９．１ 道路の被害状況の把握

【道路班、交通・帰宅困難者支援班、本部班、情報収集連絡班、川越県土整備事務所、NEXCO東日本㈱】

埼玉県及び本市は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している（「■本市指定の緊急輸送道路」（p2-99）、「■埼玉県指定緊急輸送道路（本市域関連）」（p2-100）参照）。

「道路班」は「交通・帰宅困難者支援班」と連携して、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を「本部班」に報告する。

また、「情報収集連絡班」は、市民からの通報を受け付け、「道路班」に報告する。

■各道路管理者と連絡先

対象道路	連絡先	電話
国 道 (圏央道を含む)	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	Tel 048-669-1200 Fax 048-669-1221
国道 254 号及び 県 道	埼玉県川越県土整備事務所	Tel 049-243-2020 Fax 049-243-2025
関越自動車道	東日本高速道路(株)　関東支社 所沢管理事務所	Tel 04-2944-4111

９．２ 交通障害物の除去

【道路班、廃棄物対策班、本部班】

「道路班」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するにあたっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

実施方法

① 市道における障害物の除去

「道路班」及び「廃棄物対策班」は、川越市建設業協会の協力を得て作業チームを編成し、障害物の除去作業を行う。

被害が甚大で、市内土木建設業者等で対応が難しい場合は、市長（「本部班」）は埼玉県知事に対して県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。

このほか、川越市建設業協会の協力を得て行う作業については、川越市建設業協会と

締結した「災害時における応急復旧業務に関する協定に基づく対応マニュアル」に基づき対応する。

なお、応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は、次のとおりである。

■交通障害物集積所の候補地

名　称	所在地	総面積（㎡）	有効面積（㎡）	仮置可能量（㎥）
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	37,510
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	1,600	2,280
北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	8,470
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	7,410
合計	－	138,756	57,100	55,670

② 各道路・河川管理者との連携

県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を施設管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

③ ライフライン施設の破損

上下水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

④ 車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災対法第７６条の６の規定により、区間を指定した上で、当該車両の所有者等に移動等を命ずることができる。また、所有者等がその場にいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとし、やむを得ない必要がある場合は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。

人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、川越市建設業協会等との協力体制の強化を図る。

９．３ 除去作業上の留意事項

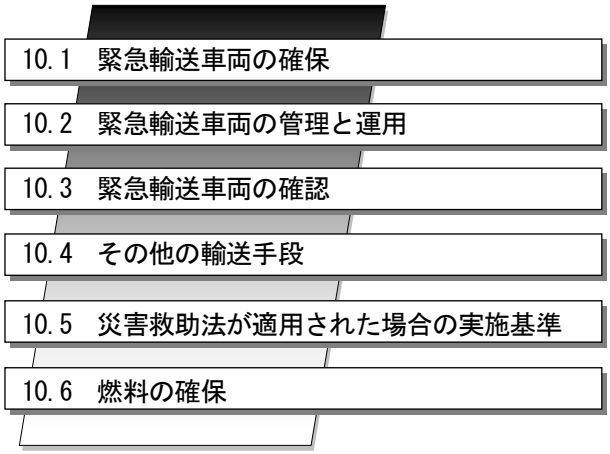
【道路班、廃棄物対策班】

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。

・他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
・交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
・除去作業は、緊急かつやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

第１０　緊急輸送手段の確保

被災者の避難、緊急物資の輸送等に使用する車両の確保に必要な措置を速やかに実施する。



「緊急輸送手段の確保」	
事項	担当班
１０．１ 緊急輸送車両の確保 (1) 確保の方法 (2) 応援要請	管財輸送班
１０．２ 緊急輸送車両の管理と運用 (1) 車両の管理 (2) 車両の運用	管財輸送班
１０．３ 緊急輸送車両の確認 (1) 緊急輸送車両の確認申請 (2) 緊急輸送車両の証明書の発行 (3) 緊急通行の確認対象車両	防災危機管理室 管財輸送班
１０．４ その他の輸送手段 (1) 航空輸送 (2) 鉄道輸送	本部班
１０．５ 災害救助法が適用された場合の実施基準 (1) 実施責任者 (2) 輸送の範囲 (3) 費用 (4) 期間	関係各班
１０．６ 燃料の確保	管財輸送班

１０．１ 緊急輸送車両の確保

【管財輸送班】

「管財輸送班」は、地震災害時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

確保の方法

「管財輸送班」は、庁用車の全面的な活用を行うとともに、埼玉県トラック協会川越支部をはじめ市内の輸送業者に応援を要請し、輸送力の確保を図る。

応援要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村及び県に対して応援を要請する。

１０．２ 緊急輸送車両の管理と運用

【管財輸送班】

車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、すべて「管財輸送班」が集中管理する。

ただし、すでに各部署に配属されている車両は、「管財輸送班」から要請があるまでは、各部署の実施する応急業務に使用することができる。

車両の運用

「管財輸送班」は、各部の要請に基づき、使用目的に合わせ、適正な配車、車両の運用を実施する。「管財輸送班」は、配車状況を常に把握し、各部の要請に対応する。

１０．３ 緊急輸送車両の確認

【本部班、管財輸送班】

緊急輸送車両の事前確認

市は、事前に使用者より緊急輸送車両確認申出書の提出を受けた場合には、県公安委員会に事前審査の手続きを行う。

緊急輸送車両の証明書及び標章の発行

県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、証明書及び標章を交付する。

緊急通行の確認対象車両

・警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
・消防、水防その他の応急措置に関するもの
・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
・施設及び設備の応急復旧に関するもの
・清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
・前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

『 ➔ 様式２「緊急輸送車両確認申出書参照」 』

１０．４ その他の輸送手段

【本部班】

航空輸送

「本部班」は、次に示す目的で輸送手段としてヘリコプターの使用が効果的と判断された場合、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結しているエアロトヨタ㈱へヘリコプターの派遣を要請する。

・緊急患者等の輸送
・救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
・災害対策従事者の輸送
・その他の緊急輸送

鉄道輸送

輸送手段として鉄道機関の使用が効果的と判断された場合、「本部班」は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を関係する鉄道各社に要請する。

１０．５ 災害救助法が適用された場合の実施基準

【関係各班】

災害救助法による応急的な救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施するものとする。

実施責任者

市長

輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、救済用物資の整理配分、遺体の捜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送

費用

当該地域における通常の実費

期間

当該救助の実施が認められる期間

１０．６ 燃料の確保

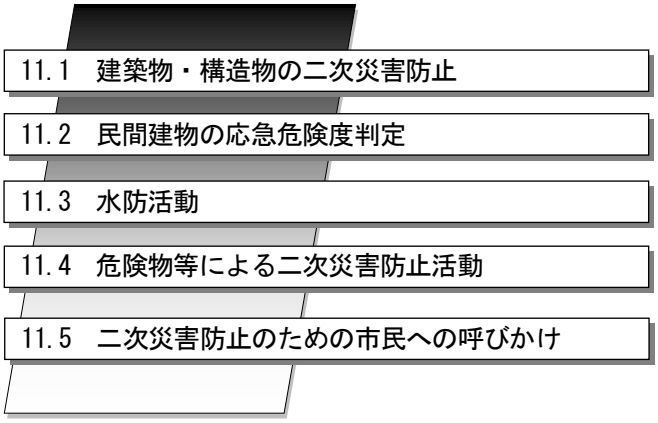
【管財輸送班】

市は、災害対策活動に必要な燃料を確保するため、災害協定に基づき、埼玉県石油商業組合川越支部に燃料の供給を要請する。

『 ➔ 資料１.25「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」参照 』

第１１　二次災害の防止

本市は関係機関と協力して、大規模地震の余震等による建築物や土木構造物の二次災害の発生、危険物等施設からの危険物漏洩などによる人的被害の防止対策を行い、住民の安全の確保を図る。



「二次災害の防止」	
事項	担当班
１１．１　建築物・構造物の二次災害防止 (1) 避難所施設の点検 (2) 公共建築物の点検及び避難対策・応急対策 (3) 市所管道路、堤防、橋りょう、上下水道等構造物の点検及び応急対策	関係各班
１１．２　民間建物の応急危険度判定 (1) 判定士の確保 (2) 被災建築物応急危険度判定 (3) 宅地被害調査 (4) 応急措置に関する相談及び広報	建築指導班
１１．３　水防活動 (1) 点検及び応急措置 (2) 避難の呼びかけ又は指示 (3) 応援要請	現地調査班 道路班 河川班 消防組合
１１．４　危険物等による二次災害防止活動	消防組合 医療班 環境保全班
１１．５　二次災害防止のための市民への呼びかけ	広報班、関係各班

１１.１ 建築物・構造物の二次災害防止

【避難所運営班、道路班、建築住宅班、水道復旧班、下水道復旧班】

余震等による建築物・構造物の二次災害を防止するため、各部班は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

避難所施設の点検

避難所施設の管理者又は「避難所運営班」は、二次災害を防止するため避難所施設の安全性について点検を実施する。また、必要に応じ「建築住宅班」に応援を要請する。

危険性が認められるときは、避難及び立入り禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

公共建築物の点検及び避難対策・応急対策

各公共建築物の管理者は、二次災害を防止するため「建築住宅班」と連携、協力し、公共建築物の安全性について点検を実施する。

危険性が認められるときは、避難及び立入り禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

市所管道路、堤防、橋りょう、上下水道等構造物の点検及び応急対策

「道路班」は、地震後市の所管する道路、堤防及び橋りょう等の点検を、「水道復旧班」及び「下水道復旧班」は、上下水道等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置を取るとともに必要な場合は応急措置を実施する。

１１.２ 民間建物の応急危険度判定

【建築指導班】

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、「建築指導班」は、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、県とも協議しながら被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

判定士の確保

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するため、市内の応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保する。

また、必要に応じて県に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。

被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

□被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。
なお、調査時にアスベストに関する情報があった場合、環境保全班に情報提供を行う。

宅地被害調査

① 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

② 被災度区分判定調査

調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「**危険宅地：赤**」、「**要注意宅地：黄**」、「**調査済宅地：青**」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

応急措置に関する相談及び広報

危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

・日常生活に必要な最小限の部分の修理は、３ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月以内）に完了とする。また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、10 日以内に完了とする。
・災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者等に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に必要最小限度の部分に対して、川越市建設業協会等に協力を求め応急的に修理する。また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、川越市建設業協会等に協力を求める等、緊急的に修理する。

③ 応急措置に対する指導・相談

□落下等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

口電気、ガス等の整備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

④ 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて相談窓口を設置し、次に示す相談を行う。

・復旧に関する技術的指導及び相談を行う。 ・復旧の助成に関する相談。

１１．３ 水防活動

【現地調査班、道路班、河川班、消防組合】

地震後の水害を防止するため、各部班及び消防団は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

点検及び応急措置

「現地調査班」、「道路班」、「河川班」及び消防組合は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

避難の呼びかけ又は指示

市長は、地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要とする区域の居住者に対して避難の呼びかけ又は指示を行う。

応援要請

市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、川越警察署長に対して警察官の出動を求める。

１１．４ 危険物等による二次災害防止活動（環境汚染対策を含む。）

【消防組合、医療班、環境保全班】

本市は関係機関と協力して、地震による危険物等施設からの危険物漏洩などによる人的被害の防止対策を行い、住民の安全の確保を図る。

本事項については
第５編 第１章 第２節 『第２　危険物等災害応急対策 』 (p5-14)
を準用する。

１１．５ 二次災害防止のための市民への呼びかけ

【広報班、関係各班】

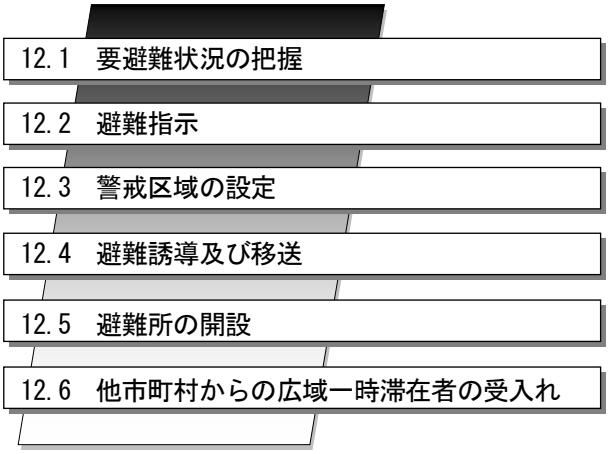
関係各部班は、１１．１～１１．４の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「本節　『第４　広報活動』」に則って広報活動を行う。

第１２　避難活動

大地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、市民の人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、市民に対して避難指示を発令する。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難場所まで誘導しなくてはならない。

また、避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進め、避難者の初期生活が円滑に行われるように努めるものとする。



「避難活動」	
事項	担当班
１２．１ 要避難状況の把握	本部班、消防組合
１２．２ 避難指示 (1) 実施責任者 (2) 避難指示の発令基準 (3) 避難指示の伝達内容と伝達方法 (4) 避難指示の解除	本部班 消防組合 警察署 広報班 陸上自衛隊第 32 普通科連隊
１２．３ 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告	本部班 消防組合 警察署
１２．４ 避難誘導及び移送 (1) 避難の誘導 (2) 避難順位 (3) 誘導及び移送 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策	要配慮者支援班 医療班、学校教育班 現地調査班、本部班 市民班 消防団

１２．５ 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順 (5) 避難者名簿の作成 (6) 埼玉県への報告 (7) 広域避難のための避難場所の調整	本部班 避難所連絡班 避難所運営班 教育財務班 建築住宅班 学校教育班 広報班 各施設管理者
１２．６ 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ (1) 避難所開設の公示及び避難者の収容 (2) 避難所の管理運営 (3) 要配慮者への配慮 (4) 全国避難者情報システム等の活用	要配慮者支援班 医療班、学校教育班 本部班、市民班 消防団

１２．１ 要避難状況の把握

【本部班、消防組合】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難情報発令等の対策が実施できるようにしておく必要がある。

■危険地域の把握

必要情報	収集先
①堤防等の破壊による水害危険地域 ②延焼火災危険地域 ③危険物災害の危険地域 ④建物倒壊の危険 ⑤宅地崩壊の危険 （クラックやずれ、のり面崩壊等）	・庁舎等からの高所視察 ・埼玉県 ・消防局 ・警察署 ・市の各機関、出動職員 ・消防団 ・市民からの通報、駆け付け ・テレビ、ラジオ、インターネット、参集職員等からの情報

１２．２ 避難指示

【本部班、消防組合、警察署、広報班、陸上自衛隊第 32 普通科連隊】

市長は、市街地火災、崖崩れ、ガス等の流出拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民や来街者等の市民等に対して避難指示を発令する。

実施責任者

避難指示は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則的に市長が発令するものである。

なお、避難指示発令の実施者については、関係法規に基づき次のように定められている。

■避難指示発令の実施責任者

実施責任者	避難指示を発令する要件等	根拠法令
市長 知事※	市民等の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し、避難のための立退きを指示する。	災対法第60条
警察官	・市長が避難指示を発令できないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災対法第61条 警察官職務執行法第４条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法 第94条の３
知事､その命を受けた県職員 水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。	水防法第29条
知事､その命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。	地すべり等防止法第25条

注）※市長が事務を行うことができない場合

避難指示の発令基準

市長は、次の基準により避難指示を発令し、対象地域の市民等に伝達する。なお、このほか必要に応じて自主避難について呼びかけを行う。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

・地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
・崖崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
・有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
・その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

避難指示の伝達内容と伝達方法

① 内容

避難指示は、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなどし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難指示は、以下の内容を明示して行う。

○避難対象地域
○避難の理由
○避難先及び必要に応じた避難経路
○その他避難にあたっての注意事項
・火気等危険物の始末
・２食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
・素足を避け、帽子、ヘルメット等を必ず着用する
・隣近所そろって避難する
等

② 伝達・報告

避難指示発令を行った者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

□市長の措置

川越市長から埼玉県知事（災害対策課）へ速やかにその旨を報告する。

□警察官の措置

警察官　→　川越市長　→　埼玉県知事（災害対策課）

□自衛官の措置

自衛官　→　川越市長　→　埼玉県知事（災害対策課）

■放送事業者への措置

区分	内容
伝達ルート	・放送事業者への依頼は、「広報班」が原則として県に要請する。 ただし、県へ連絡できない場合は、「広報班」から直接、放送事業者へ依頼する。
伝達手段	・県への要請は、所定の様式を用いてファクシミリにより行う。 ・放送事業者へはファクシミリ及びＥメールを用いて行う。 ・確実性を図るため、県又は放送事業者へは情報の伝達後電話連絡する。
伝達する情報の種類	・災対法に基づく避難指示 （解除を含む）

注）法的及び制度根拠のない自主避難の呼び掛けは、報道機関への情報提供の対象外とする。
ただし、放送事業者から電話等で取材を行う場合はある。

③ 住民への周知

本市は、自ら避難指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、必要に応じて隣接市町へもあわせて連絡を行う。

□伝達方法

・防災行政無線
・広報車
・テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ）
・ホームページ
・防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）
・Ｘ、フェイスブック、ＬＩＮＥなどのＳＮＳ
・Ｌアラート
・口頭伝達　　等

避難指示の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められるときとする。

《参考》
◆災対法第60条（市町村長の避難の指示等）第５項
市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

１２．３ 警戒区域の設定

【本部班、消防組合、警察署、陸上自衛隊第 32 普通科連隊】

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市職員が現場にいない場合又はこれから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。

ただし、当該措置を講じたときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者及びその内容

実施責任者	内容	備考
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	市長、その委任を受けた市長の職権を行う市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第63 条の職権を行使した場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第63条第２項

災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じ、かつ、市長又は市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第63条 第３項
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法 第23条の２

伝達及び報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難指示の伝達方法を準用する。

１２.４ 避難誘導及び移送

【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、現地調査班、本部班、市民班、消防団】

「要配慮者支援班」、「医療班」及び「学校教育班」は、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、可能な限りその避難を支援する。

「現地調査班」は、担当地区の地域住民に対して避難誘導を行う。

なお、「本部班」は、各部班から要請があった場合、消防団、自主防災組織に対して協力を要請する（自治会に対しては「市民班」が協力を要請する。）。

避難の誘導

市は、消防団及び自主防災組織と連携し、住民の避難誘導を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察、自衛隊等へ協力を要請する。誘導にあたっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。

また、市は、特定の指定避難所に避難者が集中しないよう、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

① 高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者及び外国人等の要配慮者及びこれらの介護者
② 一般市民
③ 防災従事者

誘導及び移送

避難所への誘導及び移送は、以下の事項に留意し行うものとする。

① 避難路の指示
② 避難路中の危険箇所の事前伝達
③ 避難路中の危険箇所に誘導員を配置
④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
⑤ 出発、到着の際の人員点検
⑥ 自力での避難が困難な者に対する車両輸送
（状況により県へ応援要請を行う）

避難行動要支援者に対する避難誘導

避難行動要支援者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測され、安否確認及び誘導等の避難支援が必要となる。

避難誘導者は、把握した避難行動要支援者情報に基づき付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、避難行動要支援者の安否確認及び誘導等の避難支援に努めなければならない。

災害時、市民の生命や身体を緊急に保護する必要が認められる場合、市は、本人の同意を得ずして、避難行動要支援者名簿を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉事務所、その他避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、避難行動要支援者情報の共有により円滑な避難支援に努める。なお、名簿の提供にあたっては、市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとる。

避難行動要支援者を適切に避難誘導するとともに、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得て安否確認を行い、把握した情報については関係者との共有に努める。

また、介護職員、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の安否確認及び誘導等の避難支援を最優先として初動活動を実施するものとする。

学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

児童生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するように努める。

市は小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

また、学校、施設、病院においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。

① 避難実施責任者
② 避難の順位
③ 避難誘導責任者及び補助者
④ 避難誘導の要領措置

１２．５ 避難所の開設

【本部班、避難所連絡班、避難所運営班、教育財務班、建築住宅班、学校教育班、広報班、情報整理班、各施設管理者】

「避難所運営班」及び各施設管理者は、震度５弱または５強の地震が観測された場合、必要な避難所を開設するものとし、震度６弱以上の地震が観測された場合、全ての避難所を開設する。なお、避難所の開設は、あらかじめ策定した避難所開設・運営マニュアルに基づき実施する。

(1)避難施設

避難所の開設については、指定避難所を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、ホテル・旅館、神社等の既存建物を各管理者の許可を得たうえで応急的に使用する。

ただし、これらの適当な施設を得難いときは、指定避難所の敷地内にテント等により仮設するものとする（野外テントについては、自衛隊へ設営依頼を行う）。

(2)収容対象者

避難所への収容対象者は、次に示すとおりである。なお、避難所では市外在住者やホームレスなど、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

また、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

□災害によって現に被害を受けた者

○住家が被害を受け、居住の場所を失った者
全壊（焼、半壊（焼）、流失）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。

○現実に災害を受けた者
自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。（例、宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人等）

□災害によって現に被害を受けるおそれがある者

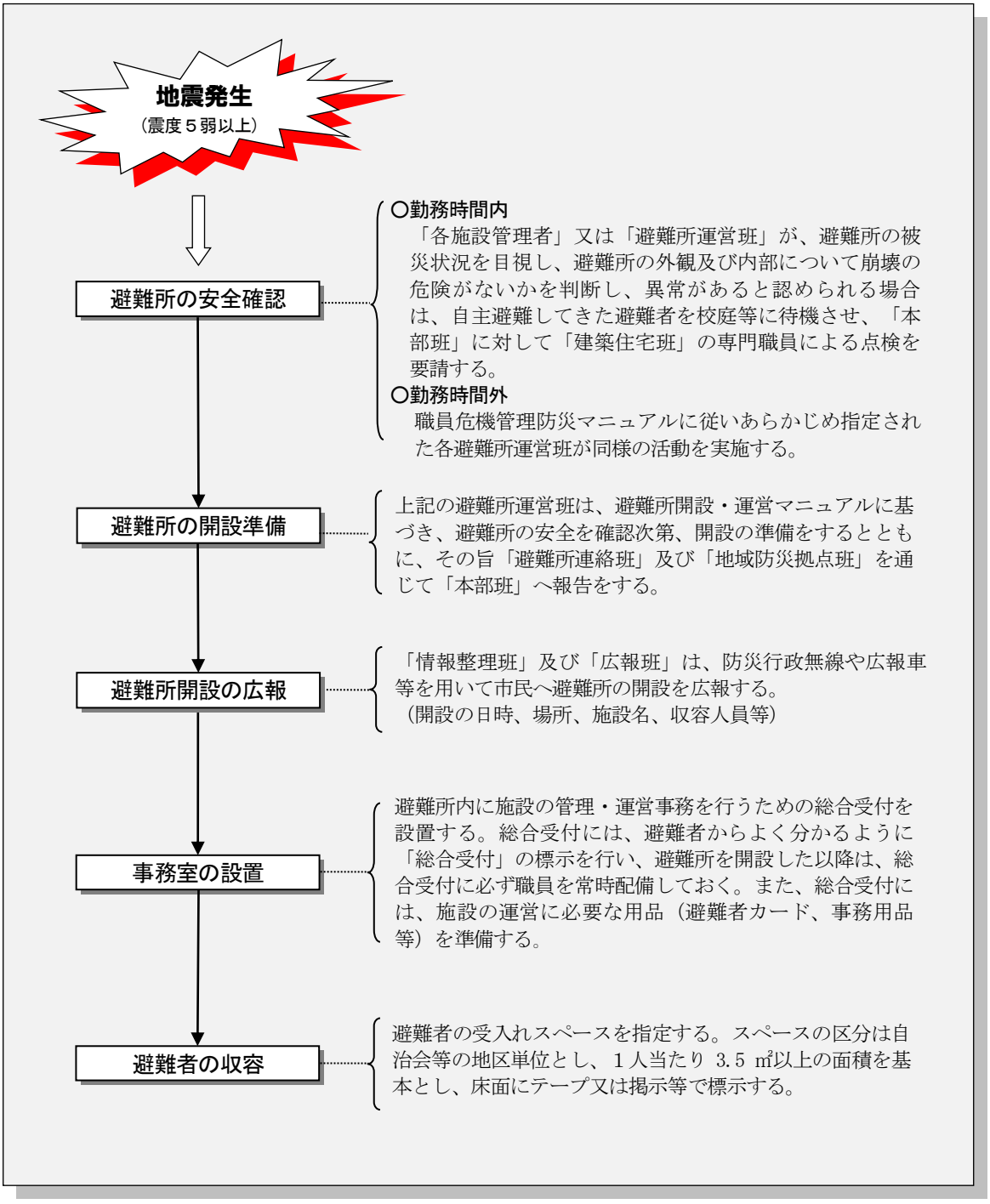
・避難情報が発令された場合
・避難情報は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

(3)開設の担当者

避難所等の開設は、「避難所運営班」又は施設の管理者（勤務時間内）が施設・設備の安全を確認した後に実施する。なお、夜間・休日など勤務時間外においては、避難所運営班が各避難所に自主参集し、避難所を開設する。

(4)開設手順

■避難所の開設手順



『 ➔ 様式 16「避難所状況報告書」参照 』
『 ➔ 様式 17「避難所状況一覧（避難所連絡班用」参照 』
『 ➔ 様式 18「避難者名簿」参照 』

《参考》
◆避難外国人への配慮
避難所内に多言語表示シートを設置するとともに、避難所会話セットや質問票を活用し、外国人の状況把握に努める。

(5)避難者名簿の作成

「避難所運営班」は、避難所を開設した後、避難所施設管理者及び避難者の協力を得て避難者カードを基に避難者名簿を作成し、「避難所連絡班」に報告する。

(6)埼玉県への報告

市長（「本部班」）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを埼玉県知事に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に連絡する。なお、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告する。

広域避難のための避難場所の調整

市は、市外への被災者の避難の必要がある場合は、他自治体との事前の協定締結に基づき、他自治体の避難場所へ被災者を受入れてもらえるよう調整を図ることを基本とする。

このほか、更なる受入れ調整が必要となる場合、市は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、必要に応じて市は国へ広域避難について助言を求めることができる。

１２．６ 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ

【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、本部班、市民班、消防団】

大規模災害発生時に、本市の避難者発生状況を踏まえつつ、被災した相互応援協定市町村又は県を通じて他市町村から避難者（広域一時滞在者）の受入れについて要請があり、被害の状況等から受入れの必要があると判断した場合は、広域一時滞在のための避難所を提供する。

被災市町村から広域一時滞在者を受入れた場合、市は、自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、避難所の運営を支援する。

避難所開設の公示及び避難者の収容（災対法第 61 条第 4 項）

市は、広域避難者を受入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

避難所の管理運営

「第２編　第２章　第３節　『第３　避難所の運営』」を参照する。

要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した避難所の選定・開設に留意する。

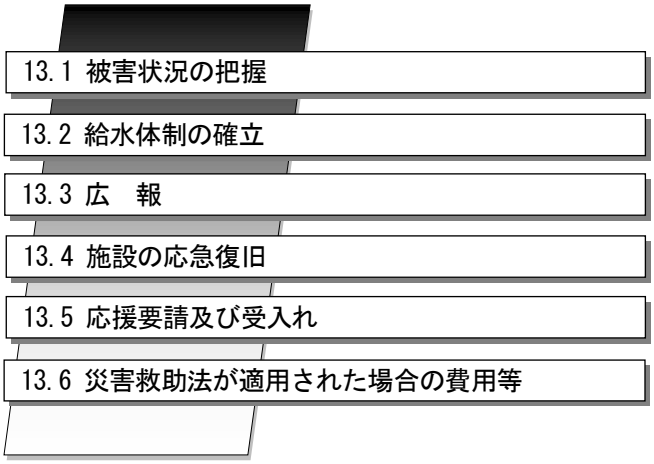
また、県と連携して、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

全国避難者情報システム等の活用

県は、全国避難者情報システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、市はこれに協力する。

第１３　給水活動

市は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、生命維持等に必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。



「給水活動」	
事項	担当班
１３．１　被害状況の把握	上下水道管理班
１３．２　給水体制の確立 (1) 給水方針の決定 (2) 水の確保 (3) 給水方法 (4) 給水用資機材	上下水道管理班 給水班 医療班 要配慮者支援班
１３．３　広　報	上下水道管理班、広報班
１３．４　施設の応急復旧	水道復旧班
１３．５　応援要請及び受入れ	上下水道管理班
１３．６　災害救助法が適用された場合の費用等	上下水道管理班

１３．１ 被害状況の把握

【上下水道管理班】

「上下水道管理班」は、断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握し、「情報整理班」へ報告する。

１３．２ 給水体制の確立

【上下水道管理班、給水班、医療班、要配慮者支援班】

給水は「給水班」が実施し、その方法等は以下のとおりとする。

給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

① 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は、原則として市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入あっせん要請を行う。

② 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への給水については、「医療班」及び「要配慮者支援班」と連携して実施する。

③ 給水量

給水量は、災害発生から３日までは、１人１日約３リットル、４日目以後は約 20 リットルを目標とする（「■一日当たりの給水目標」（p2-68）参照）。

これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものであり、期間は、原則として７日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示す水源についても利用する。

○浄水場及び受水場
○災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽の活用
○その他の水源
・受水槽等の利用
小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽及び高架水槽に貯留する水を、当該管理者の了解を得て、水源として利用する。

給水方法

給水は、仮設共用水栓の設置による仮設給水方式（仮設の水栓を設置して給水するもの）と給水容器による運搬給水方式を併用するが、全市的で大規模な被害の場合は長期間の断水が懸念されるので、仮設給水方式での給水を可能な限り拡大する。

① 指定給水場所での給水
「給水班」は、自主防災組織や自治会と連携、協力のうえ、指定給水場所において、災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽を利用し、被災者等に給水する。

『 ➔ 資料２．２「指定給水場所一覧表」参照 』

② 拠点給水場所からの給水
「給水班」は、拠点給水場所である受・配水場の配水池から周辺住民に給水する。
また、配水池から給水車、給水タンクなどに取水し、被災者及び医療機関等に給水する。

『 ➔ 資料２．３「拠点給水場所一覧表」参照 』

③ 医療機関等への優先給水
医療機関、公的施設及び防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水する。

④ 要配慮者への支援
いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障害者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。
そのため、「要配慮者支援班」は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、古谷水道復旧用資材倉庫の災害備蓄庫、各指定給水場所及び拠点給水場所に分散備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

『 ➔ 資料２．４「備蓄品の状況」参照 』

１３．３ 広報

【上下水道管理班、広報班】

「上下水道管理班」は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況について「広報班」を通じて被災市民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示する。

□広報事項

・水道施設の被害状況
・断水等の状況
・応急給水の現状と見通し
・指定給水場所及び拠点給水場所の状況
・その他必要と認める事項

１３．４ 施設の応急復旧

【水道復旧班】

応急復旧については、「本節 『第 18　ライフラインの応急対策』」により行う。

１３．５ 応援要請及び受入れ

【上下水道管理班】

市の保有する能力では１３．２～１３．４の活動を迅速・的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入れについては、「本章　第１節 『第６　広域応援等』」により行う。

１３．６ 災害救助法が適用された場合の費用等

【上下水道管理班】

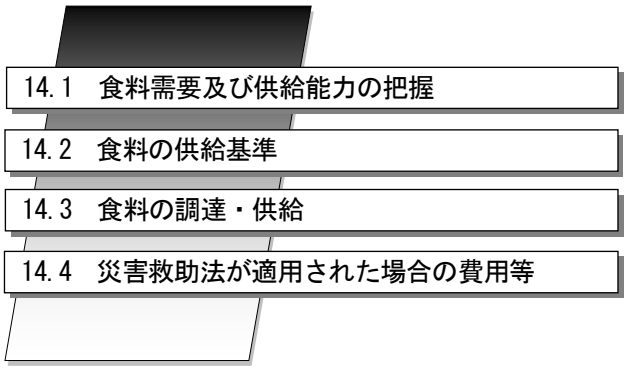
災害救助法が適用された場合、「上下水道管理班」は、次の帳簿類を整え「本部班」に報告する。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市が県に請求できる。

・救助実施記録日計票
・給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
・飲料水の供給簿
・飲料水供給のための支払証拠書類

第１４　食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出し等によって食料を供給する。



「食料の供給」	
事項	担当班
１４．１ 食料需要及び供給能力の把握	食料・物資調達班、給食班 避難所運営班 交通・帰宅困難者支援班 要配慮者支援班、職員班
１４．２ 食料の供給基準 (1) 実施責任者 (2) 給食基準 (3) 給食の方法	避難所運営班 要配慮者支援班 食料・物資調達班 給食班
１４．３ 食料の調達・供給 (1) 市備蓄食料の放出 (2) 関係業者からの調達 (3) 県備蓄食料の放出及び調達の要請 (4) 食料の搬送 (5) 食料集積地 (6) 炊き出しの実施 (7) 食料の供給 (8) 埼玉県への報告	食料・物資調達班 管財輸送班 給食班 避難所運営班 避難所連絡班 本部班
１４．４ 災害救助法が適用された場合の費用等	食料・物資調達班、給食班

１４．１ 食料需要及び供給能力の把握

【食料・物資調達班、給食班、避難所運営班、交通・帰宅困難者支援班、要配慮者支援班、職員班】

「食料・物資調達班」は、下表を参考に、食料の供給対象となる者の人数を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

また、「給食班」は、給食センターの被害状況、稼働能力等を早期に把握する。

□供給対象者

・避難所に収容された者
・在宅、社会福祉施設等の高齢者、障害者等で、食料の供給を必要とする者
・住家に被害を受けて炊事のできない者
・被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせのない者
・帰宅困難者で現に食を得ることができない状態にある者
・応急活動に従事する者

１４．２ 食料の供給基準

【避難所運営班、要配慮者支援班、食料・物資調達班、給食班】

実施責任者

被災者に対する炊き出し等による食料の供給は、市長が行う。
ただし、市で対応が困難な場合は、食料品のあっせん要請を県災害対策本部に行う。

給食基準

食料の供給対象者に対する給食基準は、次のとおりである。

□供給する食料の品目

供給する食料は、地震災害初期には本市が備蓄する缶入りパン、アルファ米等とするが、被害の長期化等の状況に応じて、米穀又は食パン等を供給する。

ただし、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

■配給数量（埼玉県地域防災計画資料編より抜粋）

品目	一人当たりの供給量		
米穀	被災者	１食当たり	精米 200 グラム以内
	応急供給受配者	１人１日当たり	精米 400 グラム以内
	災害救助従事者	１食当たり	精米 300 グラム以内
缶入りパン	１食当たり	：	１包（ 100 グラム入り）以内
食パン	１食当たり	：	185 グラム以内
調整粉乳	乳児１日当たり	：	200 グラム以内
アルファ米	１食当たり	：	100 グラム以内
乾燥がゆ	１食当たり	：	20 グラム以内

給食の方法

食料の給与に際しては、次の事項に配慮して実施する。

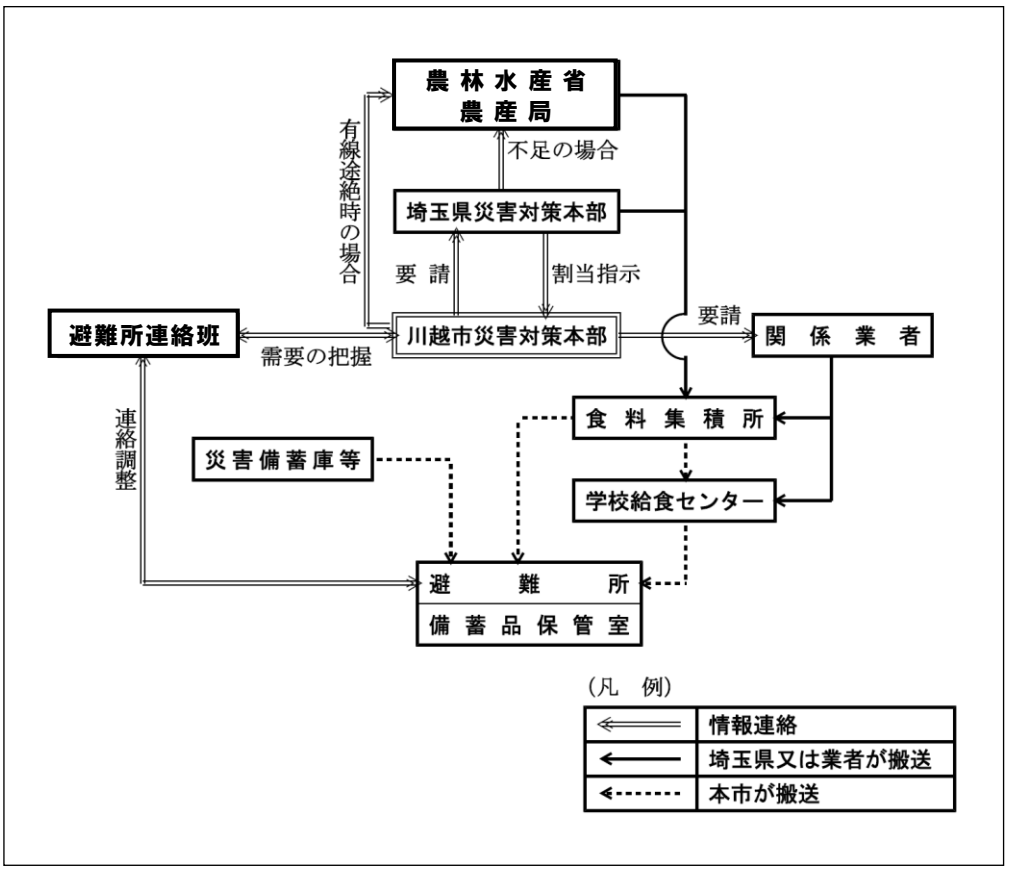
- 食料供給機能の停滞により生命の危険が及ぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。
- 各現場にそれぞれ実施責任者を定め炊き出し及び食料の給与を実施する。
- 速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力方を要請し、炊き出し体制の確立を図る。
- 状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。
- 移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。
- 要配慮者に対応した給食方法を検討（軟らかい食事､栄養の考慮等）する。
- 可能な限りアレルゲン表示（アレルギーの原因となる抗原物質の表示）に配慮した食品を選択する。

１４.３ 食料の調達・供給

【食料・物資調達班、管財輸送班、給食班、避難所運営班、避難所連絡班、本部班】

「食料・物資調達班」は、避難所などからの要請に基づき食料の必要数量を把握し、次のとおり食料を調達する。

■食料の調達・搬送体制の流れ



市備蓄食料の放出

本市が災害備蓄庫及び備蓄品保管室に備蓄するアルミパックパンやアルファ米等を放出する。

『 ➔ 資料２．４「備蓄品の状況」参照 』

関係業者からの調達

① 米穀の調達

「食料・物資調達班」は、協定に基づき市内米穀業者から調達する。

『 ➔ 資料１．38「災害時等における精米の優先供給に関する協定」参照 』

② その他食品の調達

「食料・物資調達班」は、米穀以外の食品の供給を行う必要が生じた場合は、関係組合等を通じて、生産者及び販売業者から調達する。

県備蓄食料の放出及び調達の要請

災害の状況により、市備蓄食料の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事が定める範囲における県備蓄食料の放出及び調達の要請を行うものとする。

また、災害救助法が適用され、あらかじめ埼玉県知事から指示される範囲で、農林水産省農産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付総合食料局長通知）に基づき災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

『 ➔ 様式 19「食料調達状況」参照 』

食料の搬送

食料の搬送方法は、次のとおりとする。

- 本市の備蓄食料は、本市が搬送する。
- 埼玉県からの救援食料は、埼玉県が本市の食料集積地まで搬送し、集積地からは本市が搬送する。
- 米穀業者等からの調達食料は、原則的には業者が提供場所まで搬送するが、本市も搬送に協力する。
- 本市の搬送は、「管財輸送班」が庁用車又は埼玉県トラック協会川越支部等の協力を得て実施する。ただし、学校給食センター施設を利用し、炊き出しをした食料は、「給食班」が避難所まで搬送する。

《参考》

市での搬送が不可能な場合は、食品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

『 ➔ 様式 20「輸送状況」参照 』

食料集積地

本市の食料集積地は、被害状況、避難所への搬送経路及び連絡等を勘案し、次の施設から選定する。

・川越運動公園総合体育館
・埼玉川越総合地方卸売市場
・川越市なぐわし公園

炊き出しの実施

地震災害時における食料の炊き出しは、「食料・物資調達班」が調達した米穀等により「給食班」が学校給食センター施設を利用し実施する。

また、必要に応じ、本市所有の煮炊き釜やかまどセットを使用し、避難所で現地炊き出しを実施する。

なお、炊き出し等が実施困難と認めるときは、埼玉県に炊き出し等について協力を要請する。

食料の供給

被災者に対する食料の供給は、次のとおり実施する。

・被災者に対する食料の供給は、原則として、避難所において「避難所運営班」が実施する。
・避難所に搬送された食料は、「避難所運営班」が引き取り、自主防災組織、自治会等の協力により公平かつ円滑に供給する。
・避難所における食料の供給は、一時に多数の供給は困難と思われるので、高齢者や傷病者等を優先する。
・事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

埼玉県への報告

「本部班」は、炊き出し、食料の配分を実施したとき（埼玉県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに埼玉県に報告するものとする。

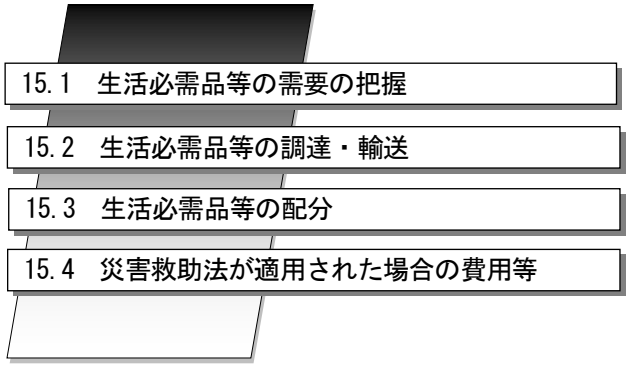
１４.４ 災害救助法が適用された場合の費用等

【食料・物資調達班、給食班】

炊き出しその他による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において、市が埼玉県に請求できる。

第１５　生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。



「生活必需品等の供給・貸与」	
事項	担当班
１５．１ 生活必需品等の需要の把握	避難所連絡班 避難所運営班 食料・物資調達班
１５．２ 生活必需品等の調達・輸送 (1) 市備蓄物資の放出 (2) 関係業者からの調達 (3) 県備蓄物資の放出要請 (4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保 (5) 他市町村からの物資の調達 (6) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送 (7) 義援物資の輸送	食料・物資調達班 管財輸送班 福祉班
１５．３ 生活必需品等の配分	避難所運営班 福祉班
１５．４ 災害救助法が適用された場合の費用等	食料・物資調達班

１５．１ 生活必需品等の需要の把握

【避難所連絡班、避難所運営班、食料・物資調達班】

「避難所運営班」は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者から把握し、「避難所連絡班」を通じて「食料・物資調達班」に報告する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。また、季節に応じた供給及び要配慮者、女性、こどもに配慮した供給を行うものとする。

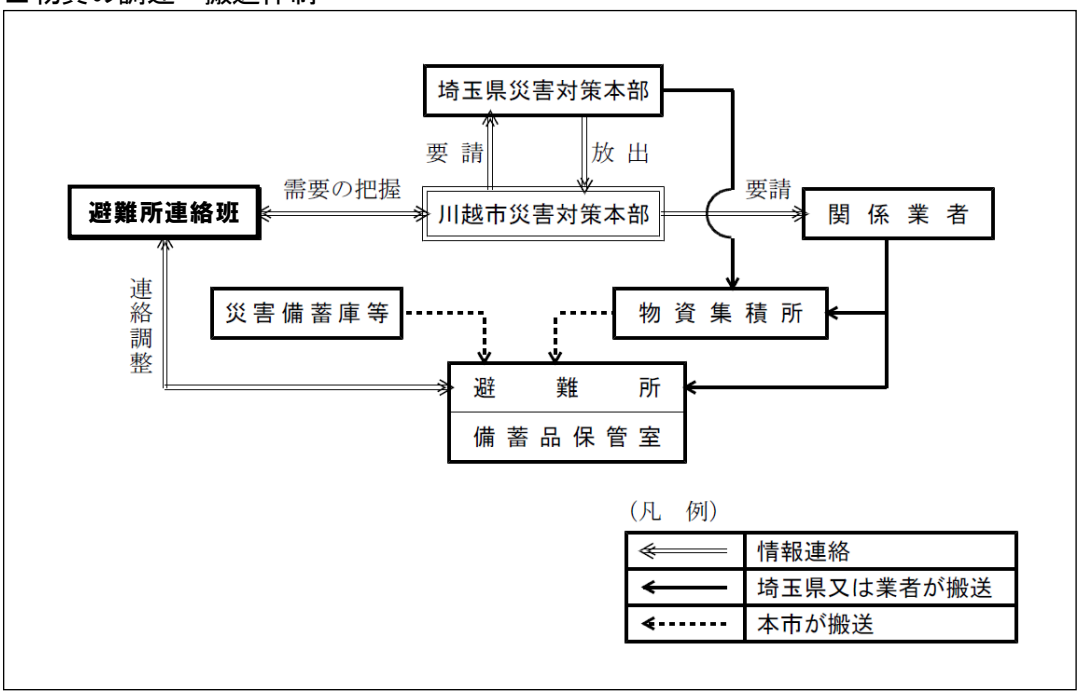
・寝　　具 … 毛布、タオルケット、布団等
・外　　衣 … 洋服、作業衣、こども服等
・肌　　着 … シャツ、パンツ等の下着類
・身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
・炊事用具品 … 鍋､炊飯器､包丁､バケツ､カセットコンロ､洗剤､ガス器具等
・食　　器 … 茶碗、皿、はし等
・日　用　品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
・光熱材料品 … マッチ、ＬＰガス等
・そ　の　他 … 紙おむつ、生理用品、風邪薬等医薬品、ＡＭ／ＦＭラジオ等

１５．２ 生活必需品等の調達・輸送

【食料・物資調達班、管財輸送班、福祉班】

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は次により行う。

■物資の調達・搬送体制



市備蓄物資の放出

「食料・物資調達班」は、市備蓄物資の放出が必要と判断した場合は、備蓄庫から物資の放出を行うとともに、「管財輸送班」に対して各避難所への輸送を要請する。

「管財輸送班」は、協定に基づき埼玉県トラック協会川越支部の協力を得て備蓄庫から物資を各避難所に輸送する。

関係業者からの調達

「食料・物資調達班」は、協定に基づき災害時応援協定事業所に対して、物資の確保及び避難所への輸送を要請する。

それでもなお不足する場合は、関係組合を通じてその他の事業所に対して、同様の要請を行う。

県備蓄物資の放出要請

「食料・物資調達班」は、被害の状況により市備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事に県備蓄物資の放出を要請する。

□埼玉県を通じて調達が可能な物資

・医薬品　・毛布　・肌着　・タオル　・簡易トイレ　他

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、「食料・物資調達班」を窓口にして確保する。

なお、「福祉班」は、日本赤十字社埼玉県支部から連絡があった場合、適切に「食料・物資調達班」に引き継ぐ。

他市町村からの物資の調達

「食料・物資調達班」は、本市のみで物資を確保することが困難な場合は、他市町村に対して物資の供給を要請する。

生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送

本市の生活必需品等の集積地は、被害状況、避難所への輸送経路及び連絡等を勘案し、次の施設から選定する。

集積地から避難所への輸送は、「管財輸送班」が、埼玉県トラック協会川越支部等の協力を得て行う。

なお、集積地での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織などの協力を得る。

・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園

義援物資の輸送

市外から善意の市民、企業から送付されてくる義援物資の集積地、集積地から避難所への輸送方法についても「(6) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送」と同様である。

『 ➔ 様式 21「物資輸送引渡書・物資受領書」参照 』
『 ➔ 様式 22「物資調達状況」参照 』
『 ➔ 様式 23「災害救援物資受領書」参照 』

１５．３ 生活必需品等の配分

【避難所運営班、福祉班】

避難所に到着した生活必需品等の配分は、「避難所運営班」が避難者、ボランティア等の協力を得て行う。

また、生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うものとするが、「福祉班」は、状況に応じて地区民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、被災世帯に対しても被害程度及び世帯構成人員に応じて配給する。

１５．４ 災害救助法が適用された場合の費用等

【食料・物資調達班】

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において、市が埼玉県に請求できる。

この場合、「食料・物資調達班」は次の帳簿類を整え「本部班」に報告する。

- 救助実施記録日計票
- 物資受払簿
- 物資の給与状況
- 物資購入関係支払証拠書類等

第１６　要配慮者の安全確保

要配慮者が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、防災関係機関及び地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。



「要配慮者の安全確保」	
事項	担当班
１６．１ 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (3) 避難所における支援 (4) 福祉避難所の開設 (5) 仮設住宅における配慮	要配慮者支援班 建築住宅班 保健班、市民班
１６．２ 外国人の安全確保 (1) 避難誘導の実施 (2) 安否確認の実施 (3) 情報提供 (4) 各種相談	本部班 情報整理班 広報班 国際班 市民班

１６．１ 高齢者、障害者等の安全確保

【要配慮者支援班、建築住宅班、保健班、市民班】

地震災害時に機敏に行動できない高齢者や障害者等の被害状況や安否について、家族や自主防災組織などの近隣住民の協力を得て把握・確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

社会福祉施設入所者等の安全確保対策

① 「要配慮者支援班」は、施設管理者と連携し社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 被災状況の確認、受入れ先の確保及び移送

「要配慮者支援班」は、社会福祉施設の被災状況を確認し、必要に応じて医療機関及び社会福祉施設等の受入れ先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

④ ライフライン復旧優先

施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部班」を通じて要請する。

⑤ 巡回サービスの実施

「要配慮者支援班」は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

在宅の避難行動要支援者の安全確保対策

「要配慮者支援班」は、関係機関、自治会等と連携して在宅の避難行動要支援者の安全を確保する。

① 安否確認

自治会、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら避難行動要支援者の安否を確認する。災害時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難行動要支援者本人等の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の市民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

② 救助活動の実施

自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者を救助する。

③ 受入れ先の確保及び移送

避難行動要支援者の受入れ先として、医療機関、社会福祉施設及び福祉避難所等を確保する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

④ 情報提供

在宅や避難所等にいる要配慮者に対して情報を提供するため、ファクシミリによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

⑤ 生活救援物資の供給

乳幼児、高齢者等の要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。

配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

⑥ 相談窓口の開設

「要配慮者支援班」は「市民班」と連携して、市役所や市民センター等に相談窓口を開設する。

各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及び相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

職員、民生委員、介護職員及び保健師等または、必要に応じて医療・保健・福祉専門職等の支援チーム等と連携することにより巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルヘルスケア等の巡回サービスを実施する。

避難所における支援

市は、ボランティア等と協力して、避難所へ移動した要配慮者について、その状況を把握し、次に示す適切な福祉サービスの提供に努める。

□避難所における支援内容

・要配慮者の要望把握や安全確保（DV 被害の防止等）のために、「要配慮者支援班」、「保健班」等の福祉・保健担当職員、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア等によって定期的な巡回を実施するとともに相談窓口を開設する。
・インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状況の悪化に的確に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
・介護用品、生理用品等の確保
・障害者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付
・要配慮者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）
・介助入浴サービスの実施
・要配慮者に配慮した情報提供体制
・出入口等の段差の解消、通路の確保、障害者用トイレの設置
・空調や騒音にも配慮し、可能な限り快適な環境を確保する。

このほか、本市は、埼玉県災害福祉支援ネットワークに参画しており、当該ネットワークから派遣される福祉専門職と連携し、避難所における要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行うものとする。

福祉避難所の開設

避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者については、必要に応じて市が福祉施設等へ開設要請を行い、福祉避難所を開設し保護する。開設にあたっては、福祉避難所運営マニュアルに基づき実施する。

なお、福祉避難所への移動については、原則、家族等の介助者の協力により行うものとするが、家族の協力が得られない場合は、十分に安全の確認をしたうえで地域住民やボランティア等により移送するか、市が移送を行う。このほか、福祉施設等で移送手段が確保できる場合には、避難所から福祉避難所への移送協力を求めるものとする。

□福祉避難所における支援内容

・避難生活に必要となる人員・物資の確保
・避難者管理、情報提供、保健・衛生に係る支援
・保健指導・医療救護活動（医療処置や治療、医療機関への移送）の実施

仮設住宅における配慮

仮設住宅に係る要配慮者への配慮事項を次に示す。

・仮設住宅には優先的に入居できる。
・要配慮者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする。
・トイレとの距離が遠くないこと。
・車いすが使用可能なこと。

１６．２ 外国人の安全確保

【本部班、情報整理班、広報班、国際班、市民班】

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい外国人に対し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

避難誘導の実施

避難情報を発令した場合、「国際班」は、「広報班」、「本部班」及び「情報整理班」と協力して、ホームページや広報車等を活用し、やさしい日本語や外国語による広報を実施するとともに、外国人に対する速やかな避難誘導を実施する。

安否確認の実施

「国際班」は、自治会、民生委員、防災関係組織等の情報をもとに、外国人の安否を確認するとともに、その調査結果を「本部班」を通じて埼玉県に報告する。

情報提供

「国際班」は、「広報班」との連携等により、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。

また、外国語通訳や翻訳ボランティア等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

各種相談

「国際班」は、「市民班」と協力して相談窓口を開設し、職員、外国語通訳及び翻訳ボランティア等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。

第１７　遺体の取扱い

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処理及び埋・火葬は、次に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行い、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、埼玉県、その他の関係機関の応援を得て実施する。



「遺体の取扱い」	
事項	担当班
１７．１ 遺体の捜索 (1) 捜索の依頼、届出の受付 (2) 捜索対象者 (3) 捜索の方法 (4) 関係市町への要請 (5) 費用及び期間	市民班 現地調査班
１７．２ 遺体の処理 (1) 実施者 (2) 遺体収容所（安置所）の開設 (3) 遺体の届出 (4) 遺体の処理 (5) 身元確認 (6) 遺体の収容（安置）・一時保存 (7) 費用及び期間	市民班
１７．３ 遺体の埋・火葬 (1) 対象 (2) 費用 (3) 期間 (4) 埋・火葬の手続 (5) 埋・火葬の方法	市民班 福祉班

１７．１ 遺体の捜索

【市民班、現地調査班】

遺体及び行方不明の状態にある者の捜索は、本市が埼玉県、自主防災組織及び日本赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察、自衛隊へ協力を要請する。

また、本市は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、警察と連携を図りながら問合せ等に対応するものとする。

捜索の依頼、届出の受付

「市民班」は、所在の確認できない市民に関する問合せや行方不明者の捜索依頼及び届出の受付を以下のとおり実施する。

□捜索の依頼、届出の受付

○相談窓口の開設
市役所内に、行方不明者に関する相談窓口を設置し、所在の分からない市民に関する問合せや行方不明者の捜索依頼、届出の受付を行う。

○記録の作成
届出にあたっては、行方不明者の住所、連絡先、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他特記事項等、必要事項を聴取し、記録しておく。

○本部への報告
届出のあったものは、前号の事項を記載した書面で災害対策本部に報告する。
ただし、状況により書面をもって報告することが困難な場合は、無線等をもって連絡する。

捜索対象者

遺体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

捜索の方法

行方不明者及び遺体の捜索は「現地調査班」が、自主防災組織及び日赤奉仕団及びその他関係機関の協力を得て実施する。

また、被害の規模により必要があるときは、警察、自衛隊等に支援の要請を行う。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体安置所に収容する。

関係市町への要請

市のみの捜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し捜索を要請する。

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

□関係市町への要請

・遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
・遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
・応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

費用及び期間

災害救助法が適用された場合の費用及び期間は、次のとおりである。

① 費　用

費用は、捜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人件費として当該地域における通常の実費とする。

② 期　間

期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

『 ➔ 資料２.20「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照 』

１７.２ 遺体の処理

【市民班】

実施者

遺体の収容及び処理は、「市民班」が実施する。

遺体収容所（安置所）の開設

市は、二次災害のおそれのない適当な公共施設等に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）を受けた後処理を行う。

遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- 警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、市が埼玉県に報告のうえ、警察等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
- 「市民班」は警察から引渡しを受けた遺体に必要な措置を施すための手続きを行うとともに、身元が判明した場合、できる限り速やかに遺族、親族に引き渡すための手続きを行う。
- 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容所に安置する。

身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

□身元確認にあたっての留意事項

・身元不明者の身元確認には、地元住民の協力を得て行う。
・身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。
　また、埋葬許可証を交付する。
・縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査のうえ引き渡す。

遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。

□遺体の収容等にあたっての留意事項

・延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、斎場等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
・死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との災害協定に基づき調達する。

『 ➔ 資料１.46「災害時における葬祭協力等に関する協定」参照 』

費用及び期間

災害救助法が適用された場合の費用及び期間は、次のとおりである。

① 費用

支給できる費用については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」を参照のこと。

② 期間

期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

『 ➔ 資料２.20「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照 』

１７.３ 遺体の埋・火葬

【市民班、福祉班】

「市民班」及び「福祉班」は、本部長が必要と認めた場合、災害の際の死亡者を応急的に埋・火葬する。

対象

災害で死亡した者の遺族が被災し、埋葬を実施することが困難な場合、又は死亡した者の

遺族がいない場合とする。

費用

① 支給対象

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬 ・骨壺又は骨箱

② 支給額

災害救助法が適用された場合、支給できる費用については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」を参照のこと。

『 ➔ 資料２.20「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照 』

期間

期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

埋・火葬の手続

市は、事故死等による遺体については、警察から引渡しを受けた後、埋・火葬する。

また、身元不明の遺体については、警察から引き継ぎを受けた資料を元に関係機関と連携し、その調査にあたる。

この場合の取り扱いは「福祉班」が「行旅病人行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

埋・火葬の方法

埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。斎場での火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。その際、近隣斎場までの遺体の搬送については、本市が負担するものとする。

また、身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、遺族に引き渡す。

なお、災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。

第１８　ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させ、市民の生活や社会活動に大きな影響を与えることから、市及び各防災関係機関は相互に連携を図り、応急対策及び広報活動を迅速に実施する。



「ライフラインの応急対策」	
事項	担当班
１８．１ 上水道施設 (1) 被害状況の調査 (2) 技術者及び作業員の確保 (3) 宿舎等の手配 (4) 復旧用資材の確保 (5) 復旧工事 (6) 災害時の広報	上下水道管理班 水道復旧班 広報班
１８．２ 下水道施設 (1) 活動体制 (2) 緊急点検 (3) 緊急措置 (4) 災害時の広報	下水道復旧班 広報班
１８．３ ガス施設 (1) 都市ガス施設 (2) ＬＰガス施設	都市ガス事業者 (一社)埼玉県ＬＰガス協会
１８．４ 電力設備 (1) 復旧活動 (2) 復旧順位	東京電力パワーグリッド(株)
１８．５ 電気通信施設 (1) 応急対策 (2) 復旧対策	ＮＴＴ東日本(株)
１８．６ 関係機関との調整	上下水道管理班 水道復旧班 下水道復旧班 広報班 都市ガス事業者 (一社)埼玉県ＬＰガス協会 東京電力パワーグリッド(株) ＮＴＴ東日本(株)

１８．１ 上水道施設

【上下水道管理班、水道復旧班、広報班】

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、「上下水道管理班」は速やかに上水道施設の応急復旧について対策を講ずる。

被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

技術者及び作業員の確保

「震災時における水道施設の応急復旧等に関する協定」に基づき、川越市管工事業協同組合へ復旧作業を要請するとともに建設業者の応援を求める。また、技術者が不足する場合は、県（生活衛生課）及び(公社)日本水道協会埼玉県支部に要請する。

宿舎等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具等の手配を行う。

復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、県（生活衛生課）及び日本水道協会埼玉県支部に要請する。

復旧工事

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ速やかに応急工事を行う。

災害時の広報

「上下水道管理班」は、地震災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状況について「広報班」を通じて市民に広報する。

□広報手段と広報事項

- 市民に対する広報は、広報車による巡回及び防災行政無線等のほか、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。
- 主な広報事項は、水道施設の被害状況、断水等の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。

１８．２ 下水道施設

【下水道復旧班、上下水道管理班、広報班】

地震により下水道施設が被害を受けた場合、「下水道復旧班」は、速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。
また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

活動体制

応急復旧は、「下水道復旧班」において実施し、必要に応じ民間業者の協力及び相互応援協定を締結している市町等に応援を要請する。

緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占用者など他機関からの情報、市民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施する。
点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

■緊急点検場所及び点検内容

点検場所	点検内容
中継ポンプ場 マンホールポンプ場	下水の流入状況の異常（流量､土砂の流入､石油等危険物の流入）の有無
マンホール	・下水の流出の有無 ・マンホール蓋、口環の変形等異常の有無 ・周辺路面の異常の有無 ・マンホール内の異常の有無［路上からの目視による］ （躯体､管きょ接合部､堆積物､流量･石油等危険物の下水流入状況等）
伏越	・マンホール内の異常の有無［路上からの目視による］ （躯体､管きょ接合部、下水流入状況､堆積物､ゲート等） ・管きょ埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 ・管きょ埋設場所の地表の異常の有無
管きょ埋設道路 の路面等	・路面、地表の異常の有無 （陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）

緊急措置

緊急措置については、道路、周辺に与える影響を考慮し、管きょについては二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあっては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

□緊急措置の内容

・安全柵、標識等の設置	・土のうによる浸水防止
・段差部のすり付け	・通行規制
・陥没部への土砂等による埋め戻し	・下水道の使用制限
・排水ポンプの設置	・その他

災害時の広報

「上下水道管理班」は、「広報班」を通じて、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。また、施設の被災状況によっては、未処理または処理が不十分なまま河川や海に放流されることになるため、市民に対して節水等による下水道使用の低減を呼びかけるものとする。

１８.３ ガス施設

【都市ガス事業者、(一社)埼玉県ＬＰガス協会川越支部】

都市ガス施設

地震災害によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、社会公共施設としての機能を維持することとする。

都市ガス事業者が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

□応急対策

・気象情報、被害情報、ガス施設等被害の状況及び復旧状況等の各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。
・ガス供給停止時、復旧作業中等の場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、市とサービス巡回車等による巡回広報を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、警察・消防等の防災関係機関、報道機関への協力を要請する。
・ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
・応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を優先的に行う。

□復旧対策

・非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
・救急病院、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

ＬＰガス施設

地震によりＬＰガス施設に被害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合において、ＬＰガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある。

（一社）埼玉県ＬＰガス協会が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

□対策本部の設置

埼玉県内に地震により重大な災害が発生した場合に、埼玉県内のＬＰガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、（一社）埼玉県ＬＰガス協会長は、埼玉県ＬＰガス災害対策本部を設置する。

□現地災害対策本部の設置

埼玉県ＬＰガス災害対策本部の本部長は、現地で災害対策を円滑にするため、局地的被害を受けた地域に現地災害対策本部を設置する。

□応急復旧対策

ＬＰガス販売業者は、事前に整備された応急復旧時の行動基準に従い、応急復旧対策を実施する。

また、ＬＰガス販売事業者は、大規模な地震が発生した場合、ＬＰガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策及び応援受入れ等に協力するものとする。

なお、円滑な応急復旧のための啓発活動として、ＬＰガスを使用したことがない仮設住宅入居者への啓発活動を行うとともに、救援活動により持ち込まれ不要となったカセットボンベ・ＬＰガス容器等の臨時供給容器の回収を行う。

１８.４ 電力設備

【東京電力パワーグリッド(株)川越支社】

東京電力パワーグリッド(株)川越支社は、各設備に有効な応急対策を講じ被害を最小限に防止するとともに、二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、生活関連施設としての機能を維持するものとする。

東京電力パワーグリッド(株)川越支社が実施する応急対策は、次のとおりである。

復旧活動

① 被害状況の把握

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努めることとし、あらかじめ計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握を行う。

② 被害の復旧対策

各設備所管箇所は、速やかに被害状況を掌握し、次に掲げる事項を明らかにした早期に復旧計画を立てる。

・復旧作業班の配置、復旧応援班の必要の有無
・復旧資機材の調達
・復旧作業の日程
・復旧・仮復旧の完了見込み
・宿舎、衛生、食料等の手配
・応急復旧（発電車等）の必要の有無
・その他必要対策

復旧順位

各施設の復旧順位は、原則として次頁による順位とするが、災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものから迅速に行う。

□送電設備

① 全回線送電不能の主要線路
② 全回線送電不能のその他の線路送電設備
③ 一部回線送電不能の重要線路
④ 一部回線送電不能のその他の線路

□変電設備

① 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所
② 都市部に送電する送電系統の送電変電所変電設備
③ 重要施設に配電する配電用変電所

□配電設備

① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給
② その他の回線

□通信設備

① 給電指令回線及び制御保護並びに監視回線通信設備
② 災害復旧に使用する保安回線
③ その他保安回線

１８．５ 電気通信施設

【ＮＴＴ東日本(株)埼玉事業部】

地震災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのあるときにおいて、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある。

ＮＴＴ東日本(株)埼玉事業部が実施する応急・復旧対策は、次のとおりである。

応急対策

① 災害時の活動体制

□災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

□情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

特に電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

・重要回線の確保
・特設公衆電話の設置
・通信の利用制限
・災害用伝言ダイヤル等の提供

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるとともに、通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施す

る。

復旧対策

① 復旧要員計画

被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講ずる。

被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする恐れがある場合は、災害時優先電話等の救済を目的とした対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事

復旧工事は、応急対策に引き続き、ＮＴＴ東日本(株)埼玉事業部に設置した災害対策本部の指揮により実施する。

１８．６ 関係機関との調整

【上下水道管理班、水道復旧班、下水道復旧班、広報班、埼玉県、都市ガス事業者、(一社)埼玉県ＬＰガス協会川越支部、東京電力パワーグリッド(株)川越支社、ＮＴＴ東日本(株)埼玉事業部】

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第１９　公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。



「公共施設等の応急復旧」	
事項	担当班
１９．１ 公共建築物 (1) 応急対策 (2) 被災建築物応急危険度判定 (3) 応急措置 (4) 電子計算機器の応急対策	各施設管理者 建築住宅班 情報処理班
１９．２ 道路施設 (1) 自動車専用道路、国道 (2) 県道 (3) 市道	道路班 建設管理班 広報班
１９．３ 河川施設 (1) 国及び県管理河川 (2) 市管理河川 (3) 広報	河川班 建設管理班 現地調査班 広報班
１９．４ 農業集落排水処理施設	下水道復旧班
１９．５ 鉄道 (1) 東日本旅客鉄道(株)の応急対策 (2) 東武鉄道(株)の応急対策 (3) 西武鉄道(株)の応急対策	東日本旅客鉄道(株) 東武鉄道(株) 西武鉄道(株)
１９．６ その他の施設 (1) 不特定多数の人が利用する公共施設 (2) 畜産施設等 (3) 医療救護活動施設 (4) 社会福祉施設	関係各班 農政班 医療班 要配慮者支援班

１９．１ 公共建築物

【各施設管理者、建築住宅班、情報処理班】

応急対策

各公共施設等の管理者は、地震災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保を図るとともに、自主的な災害活動による被害の軽減を図り、また、震災後における災害復旧が順調に行われるように、以下のような措置を講ずる。

・避難対策については、綿密な計画を立て万全を期する。
・地震時における混乱の防止措置を講ずる。
・緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
・避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
・収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
・被害状況を担当部に報告する。

被災建築物応急危険度判定

「建築住宅班」は、本市所有又は使用している建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の応急復旧対策での使用の可能性について判断を行う。

応急措置

「建築住宅班」は、被災建築物応急危険度判定の結果に基づき、本市所有の被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、人員、資機材が不足する場合は、「本部班」を通じて埼玉県に支援要請を行う。

電子計算機器の応急対策

「情報処理班」は、地震災害発生後、速やかに電子計算機器の被害状況を調査し、重要データの保全及び復旧に向け必要な措置を講ずる。

１９．２ 道路施設

【道路班、建設管理班、広報班】

道路施設は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員などを輸送する施設として重要な役割を果たす。特に、本市には関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道が通り、自動車専用道路として交通の要所となっている。そのため、自動車専用道路をはじめ緊急輸送路となる道路の災害応急対策を優先的に行うものとする。

自動車専用道路、国道

「道路班」は、国道 16 号については、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所へ、国道 254 号及び国道 407 号については、埼玉県川越県土整備事務所へ、自動車専用道路については、東日本高速道路(株)へ通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

県道

「道路班」は、県道については、埼玉県川越県土整備事務所へ通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

市道

① 道路のパトロール、道路被害状況の把握

「建設管理班」は、市道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置の要請を実施する。パトロール要員が不足するときは、部内他班に増員を要請し、部内で調整しても不足するときは「本部班」へ要請する。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 応援の要請（災対法第 29 条第２項）

指定地方行政機関に対し、橋りょう等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。

③ 応急対策

口基本方針

・救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。
・道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、ただちに排土作業、盛土作業、舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
・市は、被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め若しくは道路標識等の設置など必要な措置を講ずる。
・上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関がただちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。
・復旧資材、材料に不足が生じたときは、川越市建設業協会の協力を求めて確保するものとする。

口市道の応急対策

・路面の亀裂、地割れについては、土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
・路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により復旧する。
・路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
・市は、落下した橋りょう若しくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め若しくは道路標識等の設置など必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

『 ➔ 資料１.32「災害時における応急復旧業務に関する協定」参照 』

④ 広報

「道路班」は、「広報班」と連携して、通行不能箇所、迂回路、復旧見込みなどの広報を行う。

１９.３ 河川施設

【河川班、建設管理班、現地調査班、広報班】

市及び関係機関は、災害によって河川施設に被害が生じたときは直ちに応急復旧を実施する。

国及び県管理河川

本市を流れる荒川をはじめとする国管理河川について堤防及び護岸等について被害を確認した場合は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所へ、新河岸川をはじめとする県管理河川について被害を確認した場合は、埼玉県川越県土整備事務所へ通報し、必要に応じ応急措置を講ずる。

市管理河川

① 河川のパトロール、河川被害状況の把握

「河川班」は、パトロール要員が不足するときは「建設管理班」に要員の増員を要請し、部内で調整しても不足するときは「本部班」へ要請する。車両が不足するときは「管財輸送班」に確保依頼をするとともに、川越市建設業協会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と連絡調整する。

② 河川施設の災害応急対策

「河川班」は、市管理の河川施設の排水門及び排水ポンプ場等が破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、「現地調査班」と連携して、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

復旧資機材、材料に不足が生じたときは、川越市建設業協会の協力を求めて確保するものとする。

『 ➔ 資料１.31「災害時における応急復旧業務に関する協定」参照 』

広報

「河川班」は、「広報班」と連携して、被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

１９.４ 農業集落排水処理施設

【下水道復旧班】

地震により農業集落排水処理施設が被害を受けた場合、速やかに農業集落排水処理施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握し、必要に応じて緊急措置を講ずる。

１９.５ 鉄道

【東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)】

地震災害時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、大きな被害となるおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずることにより、輸送の確保を図るものとする。

東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)及び西武鉄道(株)が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

東日本旅客鉄道(株)の応急対策

① 東日本旅客鉄道(株)が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおりである。

運転規制

○地震が発生した場合の列車の運転取扱いは、次による。
- 12 カイン以上の場合は、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。
- 6 カイン以上 12 カイン未満の場合は、35 ㎞／h 以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- 6 カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

○列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。
- う回又は折り返し運転
- バス代行又は徒歩連絡

② 乗務員の対応

・運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
・列車を停止させる場合、その停止位置が、切取り、橋りょう上、又は陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。
・列車を停止させた場合、最寄りの駅の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。

③ 乗客の避難誘導

一般駅では、川越市の指定した避難場所に誘導する。

④ 事故発生時の救護活動

地震の発生と同時に旅客の避難状況を把握して、次の措置を行う。

・放送により状況を案内する。
・負傷者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先救護する。
・出火防止に努める。
・営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。
・被害の状況により救護所を開設する。

東武鉄道(株)の応急対策

東武鉄道(株)が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおりである。

① 運転規制

○運転指令者の取扱い

運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度４以上の報告を受けたときは、東武鉄道(株)「運転取扱実施基準」の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。

○駅長の取扱い

強い地震を感知又は地震計により震度４以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合わせ、運転指令者に報告する。

② 乗務員の対応

・速やかに安全な位置に停車し、異常の有無を確かめる。
・付近に異常を認めないときは、毎時 25 ㎞以下で注意運転する。
（注）列車進行中に感知できる地震は、震度４以上である。
・車内放送等により、乗客の不安除去につとめ、混乱防止をはかるとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。

③ 乗客の避難誘導

□列車乗客の避難

○通報連絡
車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。

○放送案内
車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。

○避難誘導
乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。

□駅における誘導避難

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により適切な旅客誘導を図る。

④ 事故発生時の救護活動

列車脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧及び救急活動については、東武鉄道(株)「運転取扱実施基準」及び「鉄道運転事故応急処理手続」により処理をする。

西武鉄道(株)の応急対策

西武鉄道(株)が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおりである。

① 運転規制

強い地震を感知したとき、または、緊急地震速報による震度４以上予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停車させ、その後の取扱いは次による。

・震度３以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。
・震度４を観測したときは、55 ㎞/h 以下で次駅または先行列車が停止していた位置まで注意運転をする。
・震度５弱を観測したときは、25 ㎞/h 以下で次駅または先行列車が停止していた位置まで注意運転を観測したをする。
・震度５強以上を観測したときは、要注意箇所等の点検をし、点検が終わるまで列車の運転を中止する。

② 乗務員の対応

列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断したとき、または緊急地震速報の予報を受信するか運転指令長から停止手配の指令があったときは、速やかに列車を安全な個所（橋りょう、架道橋下、築堤、切取箇所等はなるべく避ける。）に停止させる。

③ 乗客の避難誘導

駅における旅客の誘導避難は、次のとおりとする。

・駅長は係員を指揮して、旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。
・旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに地方公共団体等があらかじめ定めた広域避難場所の位置、災害に関する情報などを旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

④ 事故発生時の救護活動

列車乗務員が行う旅客誘導は次による。

○列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
○列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として降車させない。
ただし、火災その他により止むを得ず旅客を降車させる場合は次による。
・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
・特に乳幼児、妊産婦等に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
・隣接駅を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

１９.６ その他の施設

【医療班、農政班、要配慮者支援班】

不特定多数の人が利用する公共施設

各施設管理者は、施設利用者等をあらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

畜産施設等

「農政班」は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「情報整理班」に報告するとともに「川越農林振興センター」に報告する。

医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

社会福祉施設

施設の責任者は、速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、「要配慮者支援班」に連絡し、援助を要請する。
また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

《参考》

◆社会福祉施設

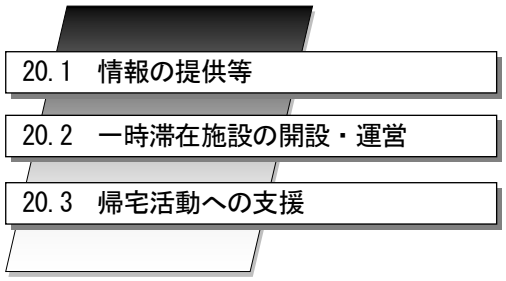
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年３月 28 日政令第 84 号）」（第６条）では、

老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設が社会福祉施設として定められている。

第２０　帰宅困難者への支援

本市の当面の対策目標である「東京湾北部地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は46,790 人、最終的な対策目標である「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は 47,399 人にのぼると想定されている（以上、「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年３月埼玉県）。

そのため、本市では埼玉県及び東京都をはじめとする関係機関と連携し、次に示す帰宅困難者への支援を行うものとする。



「帰宅困難者への支援」	
事項	担当班
２０．１ 情報の提供等	交通・帰宅困難者支援班
２０．２ 一時滞在施設の開設・運営 (1) 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設 (2) 一時滞在施設への誘導 (3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供	交通・帰宅困難者支援班
２０．３ 帰宅活動への支援 (1) 帰宅困難な通勤・通学者への支援 (2) 帰宅困難な観光客等への支援	交通・帰宅困難者支援班 食料・物資調達班 給水班、広報班

２０．１ 情報の提供等

【交通・帰宅困難者支援班】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

■関係機関からの情報の提供等

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供 広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報エリアメール（緊急速報メール）による発災直後の注意喚起
市	誘導	・緊急速報エリアメール（緊急速報メール）等による情報提供 ・ホームページ、防災情報メール、Ｘ等による情報の提供 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道機関	情報の提供 広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供
ＮＴＴ東日本(株)	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）のサービス提供 ・特設公衆電話の設置等
各携帯通信事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 （県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況）

＜帰宅困難者に伝える情報例＞

・被害状況に関する情報
・鉄道等の公共交通機関に関する情報
・一時滞在施設に関する情報

２０．２ 一時滞在施設の開設・運営

【交通・帰宅困難者支援班】

市は、県、警察、鉄道事業者等と連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

主要駅周辺等における一時滞在施設の開設

市は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

□一時滞在施設の運営の流れ

① 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
② 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
③ 施設利用案内等の掲示
④ 電話、特設公衆電話、ＦＡＸ 等の通信手段の確保
⑤ 警察、鉄道事業者等への一時滞在施設の開設報告

一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設の管理者は、受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供するための備蓄に努める。

市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報等を、受入れた帰宅困難者に提供する。

２０．３ 帰宅活動への支援

【交通・帰宅困難者支援班、食料・物資調達班、給水班、広報班】

帰宅困難な通勤・通学者への支援

市外へ通勤・通学し帰宅困難になっている市民の帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者へ一時休憩所の提供等を実施する。

また、市外からの通勤･通学者に対しては、所属する事業所及び学校が安全を確保し、帰宅を支援することを基本とし、市はこれに協力する。

なお、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・千葉市・さいたま市）では、一部フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストラン等）やガソリンスタンドと徒歩帰宅者支援の協定（九都県市「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」）を結んでおり、これら店舗では、一時休憩所として、トイレ、水道水を利用できるほか、道路交通情報なども入手可能である。

■支援の概要

実施機関	項目	対策内容
県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所の提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供

帰宅困難な観光客等への支援

職場や学校といった組織に属さない買い物客、観光客等については、情報・救援物資の提供を受けることが比較的難しいことから、行動の判断が付きにくく、駅周辺での滞留や不安による集団的な混乱を引き起こすことが予想される。

また、高齢者、障害者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者等は、避難に時間と支援を要することが多い。

そのため、本市は、これら帰宅困難者の安全確保と帰宅行動を支援するため、滞留場所周辺の避難場所や公共施設を、帰宅困難者のため一時滞在施設として開放し、誘導する。その際、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全に避難の誘導や避難の介助を行う。

一時滞在施設は、可能な限り駅の近くの避難所に設けるものとする。駅の近くに適当な避難所がない場合は、公共施設や民間施設を問わず、事前に指定した施設を一時滞在施設とする。

なお、一時滞在施設は、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう努める。

■支援の概要

担当班	支援項目	支援概要
交通・帰宅困難者支援班	一時滞在施設の提供	観光エリアや駅周辺の公共施設等を帰宅困難者のために一時滞在施設として提供
交通・帰宅困難者支援班、食料・物資調達班、給水班	飲料水、食料等の配布	一時滞在施設において、飲料水、食料、毛布の配布
交通・帰宅困難者支援班、広報班	災害情報の提供	地震情報、被災情報の提供
交通・帰宅困難者支援班	交通情報の提供	交通機関の運行状況、道路交通規制状況等に関する情報の提供

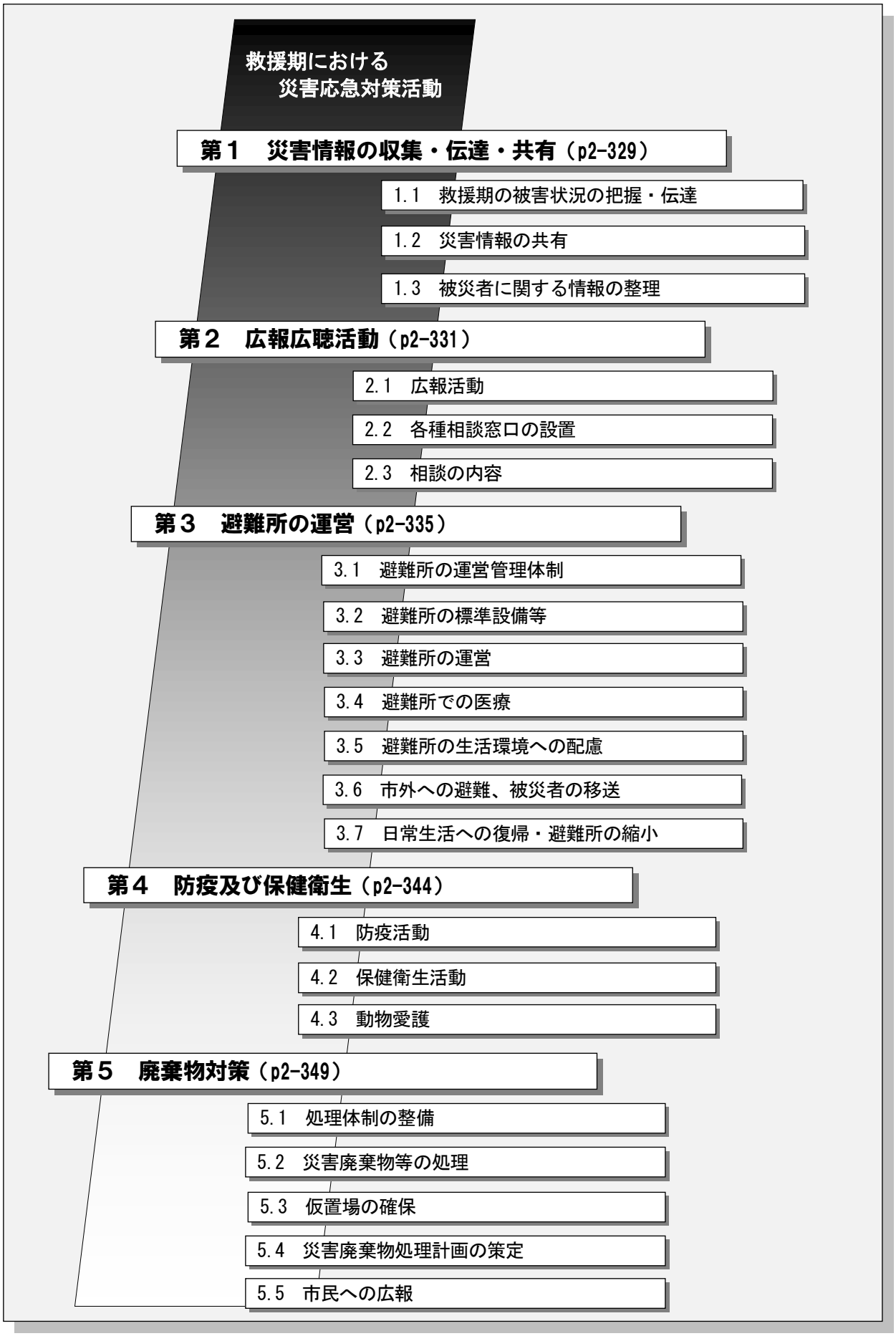
大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

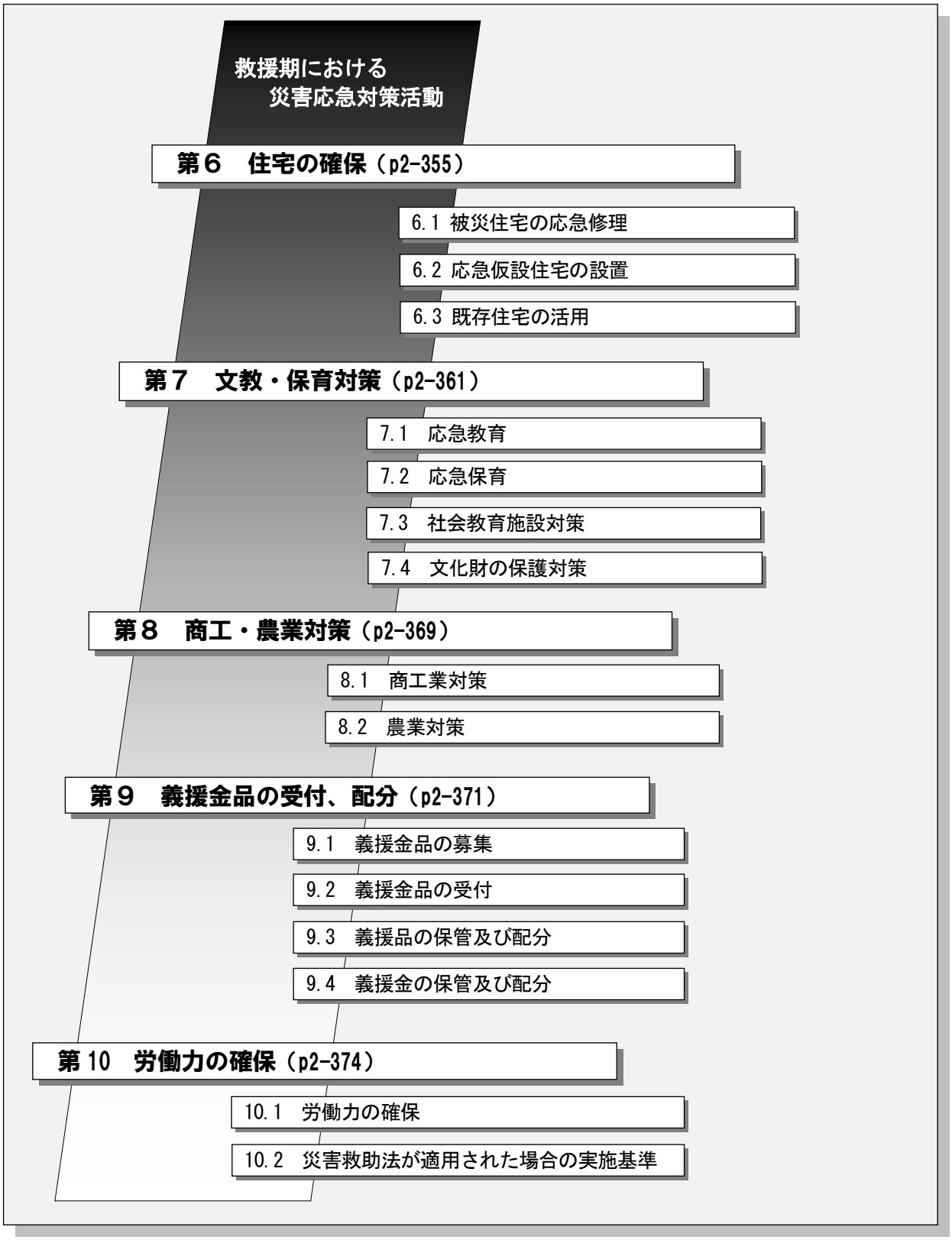
第３節　救援期における災害応急対策活動

本節では、救援期における災害応急対策活動について定める。

救援期とは、救急・救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動を展開する時期とする。

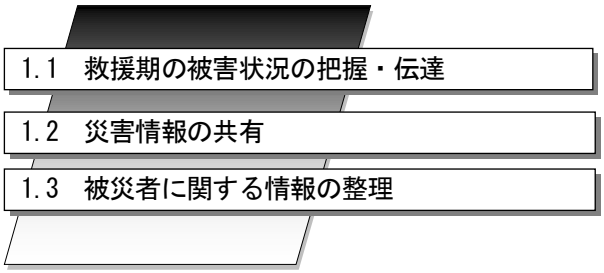
災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして、担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章第１節　『第１　配備体制と動員計画』」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。


救援期における
災害応急対策活動
第１　災害情報の収集・伝達・共有（p2-329）
1.1　救援期の被害状況の把握・伝達
1.2　災害情報の共有
1.3　被災者に関する情報の整理
第２　広報広聴活動（p2-331）
2.1　広報活動
2.2　各種相談窓口の設置
2.3　相談の内容
第３　避難所の運営（p2-335）
3.1　避難所の運営管理体制
3.2　避難所の標準設備等
3.3　避難所の運営
3.4　避難所での医療
3.5　避難所の生活環境への配慮
3.6　市外への避難、被災者の移送
3.7　日常生活への復帰・避難所の縮小
第４　防疫及び保健衛生（p2-344）
4.1　防疫活動
4.2　保健衛生活動
4.3　動物愛護
第５　廃棄物対策（p2-349）
5.1　処理体制の整備
5.2　災害廃棄物等の処理
5.3　仮置場の確保
5.4　災害廃棄物処理計画の策定
5.5　市民への広報


救援期における
災害応急対策活動
第６　住宅の確保（p2-355）
6.1 被災住宅の応急修理
6.2 応急仮設住宅の設置
6.3 既存住宅の活用
第７　文教・保育対策（p2-361）
7.1　応急教育
7.2　応急保育
7.3　社会教育施設対策
7.4　文化財の保護対策
第８　商工・農業対策（p2-369）
8.1　商工業対策
8.2　農業対策
第９　義援金品の受付、配分（p2-371）
9.1　義援金品の募集
9.2　義援金品の受付
9.3　義援品の保管及び配分
9.4　義援金の保管及び配分
第 10　労働力の確保（p2-374）
10.1　労働力の確保
10.2　災害救助法が適用された場合の実施基準

第１　災害情報の収集・伝達・共有

救援期において実施すべき災害情報の収集・伝達、及び配慮すべき災害情報の共有について、次に示す。



「災害情報の収集・伝達・共有」	
事項	担当班
１．１ 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報整理班
１．２ 災害情報の共有	情報整理班
１．３ 被災者に関する情報の整理	本部班

１．１ 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

【本部班、情報整理班】

「情報整理班」は、救援期においても、引き続き「本章 第２節 『第３ 災害情報の収集・伝達・共有』」の３．３による経過速報を適時更新し、県（災害対策本部川越支部）に報告することにより応援体制の強化を求める（留意事項、収集系統等については、第２節による。）。

応急対策が終了した場合（本市の災害対策本部を廃止した場合）は、７日以内に文書（「被害状況調」）で確定報告を行う。

『 ➔ 様式 11「経過速報」参照 』
『 ➔ 様式 24・25「被害状況調」参照 』

１．２ 災害情報の共有

【情報整理班】

「情報整理班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記載し、そのコピーを随時各部班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

・避難所の開設地点及び避難人数等	・ヘリポート	・物資輸送拠点
・応急仮設住宅の建設予定地	・ごみの集積地	・通行不能地点
・交通規制地点	・停電、断水区域	・その他必要な情報

また市は、市町村・都道府県の区域を越え市外へ避難した被災者、市内で受入れた被災者について、市町村の情報や物資を確実に届けることができるよう、避難元・避難先の市町村間で避難者情報を共有し、連携を図る。

１．３ 被災者に関する情報の整理

【本部班】

「本部班」は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者支援システムを活用する。被災者台帳には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況、援護の実施状況等を記載する。なお、台帳の作成に当たって必要な個人情報を利用できることとする。

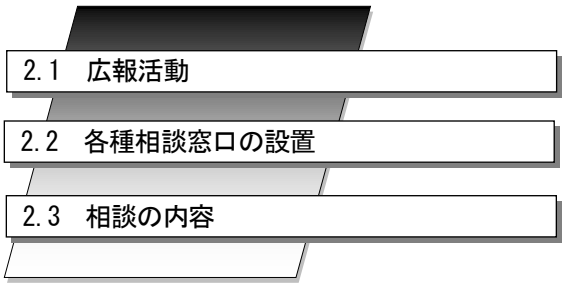
なお、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等が把握した避難行動要支援者の居場所や安否の確認の情報の把握に努める。

第２　広報広聴活動

市は、被災者が生活再建支援制度を容易に知ることができる環境の整備に努めるものとし、救援期においても、引き続き「本章 第２節　『第４　広報活動』」による市民等への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する（広報の方法等については「本章 第２節　『第４　広報活動』」による）。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、関係各部班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。なお、相談活動にあたっては、被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援に努めるものとし、さらには、外国人の相談に対応するため、外国語通訳スタッフの配置に努める。



「広報広聴活動」	
事項	担当班
２．１ 広報活動 (1) 広報内容と広報情報の収集機関 (2) 救援期及びそれ以降の広報内容 (3) 救援期及びそれ以降の広報手段	広報班 関係各班
２．２ 各種相談窓口の設置	市民班、関係各班
２．３ 相談の内容 (1) 生活再建相談 (2) 事業再建相談 (3) 個別専門相談（法律、医療） (4) ライフライン相談 (5) 消費生活相談 (6) 安否情報	市民班 関係各班

２．１ 広報活動

【広報班、関係各班】

広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

内　　容	収集機関
住宅の確保に関する情報	建築住宅班、建築指導班
義援金品の配布等に関する情報	福祉班、食料・物資調達班
災害弔慰金等の支給に関する情報	福祉班
保健衛生に関する情報	衛生班、保健班
融資等に関する情報	福祉班 農政班、食料・物資調達班

救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
３日～ １週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。 ・電気、ガス、水道等の復旧状況 ・電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ・公共交通機関の復旧情報 ・生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ・安否情報 ・相談窓口開設の情報
２～３週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
４週間目以後	避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。 ・災害関連の行政施策情報 ・通常の行政サービス情報

救援期及びそれ以降の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

□避難所収容者への広報

・広報紙、臨時広報紙の配布
・防災行政無線による伝達
・広報車による広報
・掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）

□避難所外の市民への広報

・市民センター等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
・インターネットによる広報
・報道機関への情報提供による広報
・避難所外の人でも見ることができる場所への広報掲示板の設置による広報

□市外避難者への広報

ファクシミリ、インターネット、報道機関への情報提供による広報

２．２ 各種相談窓口の設置

【市民班、関係各班】

「市民班」は、被災市民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各班及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

□相談窓口の設置

○市役所、市民センター等での相談窓口の設置
○各避難所の巡回相談
○電話相談窓口の設置
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファクシミリ等で対応する。
○他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
市、県、国等による支援事業についての相談及びあっせんについて実施する。

２．３ 相談の内容

【市民班、関係各班】

各種相談の内容は、次のとおりとする。

生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は、次の項目について実施する。

・罹災証明書の発行（福祉班）
・義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付等（福祉班）
・倒壊家屋の処理（廃棄物対策班）
・住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん（建築指導班、建築住宅班）
・その他生活相談

事業再建相談

事業再建のための、本市、埼玉県、国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。また、埼玉県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

・中小企業関係融資（食料・物資調達班）
・農業関係融資（農政班）
・その他融資制度

個別専門相談（法律、医療）

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、埼玉弁護士会川越支部等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

② 医療相談

「医療班」は、医療関係団体等の協力を得て、心身の健康に係る医療問題などの相談を実施する。

特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、必要により埼玉県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

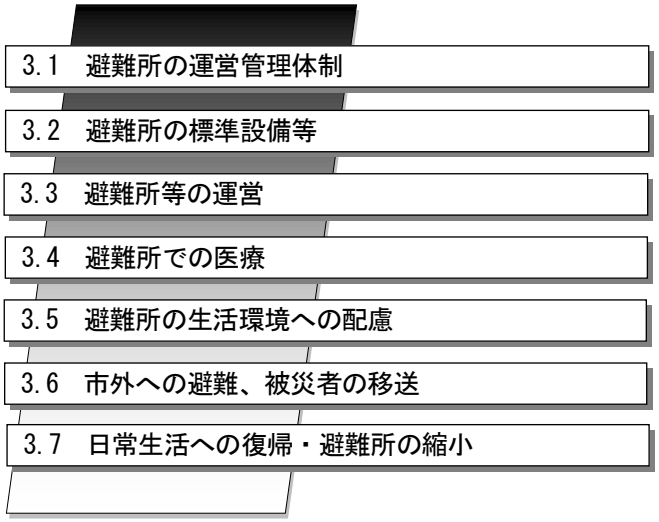
安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、市内外からの安否確認の問合せが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速で的確な情報の提供を行う。

なお、DV 避難者に関する安否情報については、DV 加害者から安否確認が入るなど追及の危険性があるため、取扱いには留意する必要がある。

第３　避難所の運営

避難所生活が長期に及ぶ場合の避難所の運営について次に示す。



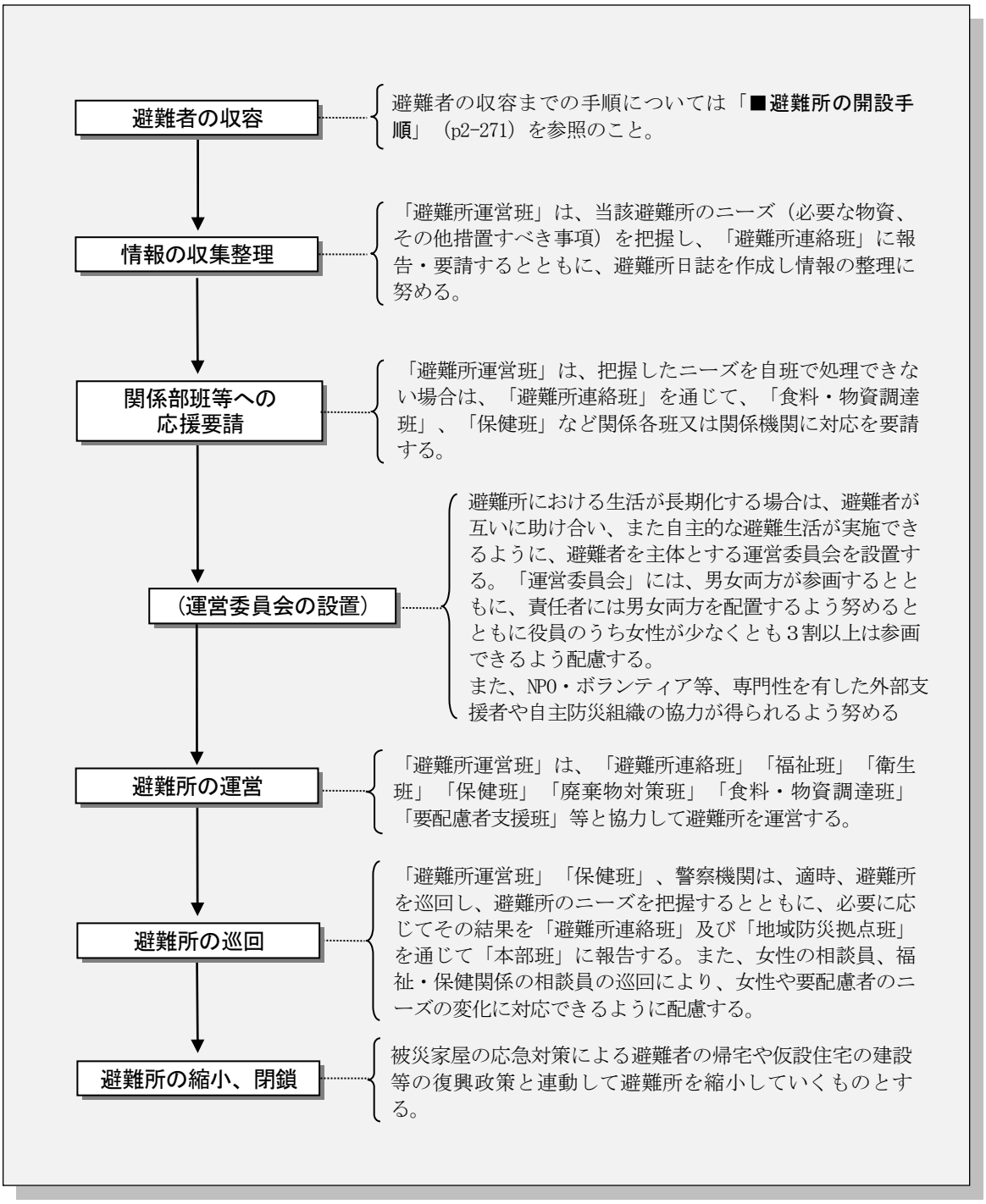
「避難所の運営」	
事項	担当班
３．１ 避難所の運営管理体制	避難所連絡班、避難所運営班 関係各班
３．２ 避難所の標準設備等	避難所運営班
３．３ 避難所等の運営 (1) 基本方針と留意点 (2) 避難所等での情報提供（広報） (3) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (4) 運営状況の報告 (5) 避難所の開設期間 (6) 避難所外避難者対策 (7) 災害救助法が適用された場合の費用等	 避難所運営班 避難所連絡班 食料・物資調達班 関係各班
３．４ 避難所での医療	医療班
３．５ 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生・感染症対策 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 要配慮者への支援 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) 避難所における感染症対策 (8) 多様なニーズに対するきめ細かな配慮 (9) その他の対策	 避難所運営班 福祉班 衛生班 保健班 廃棄物対策班 食料・物資調達班 要配慮者支援班 市民班
３．６ 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ	本部班、避難所連絡班 避難所運営班
３．７ 日常生活への復帰・避難所の縮小	本部班、避難所連絡班、避難所運営班

３．１ 避難所の運営管理体制

【避難所連絡班、避難所運営班、関係各班】

開設した避難所は、避難所開設・運営マニュアルに基づき運営を行うものとし、主に次のような運営管理体制・手順により運営する。

■避難所の開設から閉鎖までの手順



３．２ 避難所の標準設備等

【避難所運営班】

「避難所運営班」は、避難所の開設が３日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め、各部班及び関係機関はそれに協力する。

□特設コーナー

□広報広聴コーナー	□医療救護所（保健室等）	
□情報連絡室（無線、電話、ＦＡＸ等）	□更衣室	□授乳室

□資機材等

□寝具	□テレビ、ラジオ	□被服	□電源設備
□簡易シャワー	□日用品（タオル,歯ブラシ等）	□常備薬	□扇風機
□仮設トイレ	□特設・臨時電話	□簡易焼却炉	□ストーブ
□炊き出し備品	□暖房機	□網戸	□給水タンク
□畳・カーペット	□洗濯機	□パソコン	□乾燥機
□仮設風呂	□間仕切り用パーテーション	□掲示板	□簡易ベッド

□スペース

□駐車場	□仮設トイレ	□仮設風呂	□給水タンク
□簡易焼却炉	□掲示板	□資機材置場	

３．３ 避難所等の運営

【避難所運営班、避難所連絡班、食料・物資調達班、関係各班】

基本方針と留意点

避難所運営にあたっては、避難所開設・運営マニュアルに基づき実施するものとし、基本方針、留意点は以下のとおりとする。

□避難所運営のための４つの基本方針

・避難者が主体となった自主運営を原則とする。
・要配慮者や女性の視点に配慮した避難所づくりを行う。
・地域支援の拠点となる避難所を目指す。
・避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖する。

□避難所運営における留意点

・避難者により自主的に運営し、女性役員を登用し女性の要望や意見を反映する。
・要配慮者の特性に応じた情報や行動支援を行う。
・固定的役割分担意識を排除し、男女双方の視点に配慮するのに加え、性的マイノリティ(性的少数者)の方に対する周囲の理解促進に努める。
・ペット同行避難者を受入れ、ペット専用スペースにおいて飼い主自らによる適正なペットの飼育を徹底させる。

避難所での情報提供（広報）

「避難所運営班」は、避難所内に掲示板を設置して、避難者への情報提供を行う。

食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

「避難所運営班」は、避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、「避難所連絡班」及び「地域防災拠点班」を通じて、「食料・物資調達班」へ要請する。また、到着した食料や物資を受入れ、配布する。物資の受け取り、配布の際は、物品の受払簿に記入する。なお、生理用品・女性用下着の女性による配布、生理用品の女性トイレへの常備など、配布の方法を工夫する。

運営状況の報告

「避難所運営班」は、避難所の運営状況について毎日正午までに「避難所連絡班」に報告し、「地域防災拠点班」に情報提供を行う。

避難所の開設期間

避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。

なお、避難所を閉鎖した場合「本部班」は、その旨を速やかに埼玉県その他関係機関に報告する。ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、７日間とする。また、状況により期間を延長する場合は埼玉県知事の事前承認を受ける必要がある。

避難所外避難者対策

指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に係る情報の把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。

また、保健師や、福祉関係者等、必要に応じて医療・保健・福祉専門職等の支援チーム等と連携し、被災者に関する状況把握に努めるものとする。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者

等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

車中泊の被災者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとし、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報について車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

なお、必要に応じて、在宅・車中泊避難者への福祉サービスの提供が行えるよう、埼玉県へDWAT（災害派遣福祉チーム）を要請することとする。

《参考》
◆協定・届出避難所
指定避難所として指定していない施設であり、発災時に近隣の人が集まると想定される場合、事前に協定の締結や届出の提出をすることにより、協定・届出避難所として位置付けるもの。
なお、災害用物資を備蓄する必要があると考えられるため、避難所運営は地域コミュニティに委ねることが想定されるが、行政も物資の提供など必要な支援を行うこととする（「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」参照）。

災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年 埼玉県告示第 393号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。この場合、「避難所連絡班」は次の帳簿類を整え「本部班」に報告する。避難所開設に伴う費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、埼玉県の基準に準ずるものとする。

・避難者名簿
・救助実施記録日計票
・避難所用物資受払簿
・避難所設置及び収容状況
・避難所設置に要した支払証拠書類
・避難所設置に要した物品受払証拠書類

３．４ 避難所での医療

【医療班】

「医療班」は市医師会と連携をとり、避難所の設置が３日以上に及ぶ場合は、必要と判断さ

れる避難所に、被災者に医療を提供する施設（医療救護所）を併設する。医療救護所を設置しない避難所については、適時医療救護班を巡回させる。

医療救護所に配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等避難所及び周辺地域の状況に合わせ適時適切な対応を行う。また、必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

３．５ 避難所の生活環境への配慮

【避難所運営班、福祉班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要配慮者支援班、市民班】

避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるなど、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。必要に応じて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

また、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家・ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

（１）衛生・感染症対策

「廃棄物対策班」は、避難所におけるごみの分別、出し方について、また「衛生班」は、食品の衛生管理や感染症予防等、衛生面での配慮について「避難所運営委員会」に助言する。

（２）プライバシーの保護

「避難所運営班」及び「避難所運営委員会」は、避難所でのプライバシーの保護のため、幼児連れ、単身女性や女性のみの世帯等のエリアの設定など間仕切り等の設営に努める。

（３）防火・防犯

市は、必要に応じて「避難所運営委員会」への防火・防犯についての指導を、警察に依頼する。

（４）要配慮者への支援

避難所において、要配慮者用スペースを設けるものとし、一般の避難者と同一の区画では状況の悪化が懸念される場合は、要配慮者用スペースに誘導する。

また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。

このほか、「要配慮者支援班」は、「市民班」及び「福祉班」等の協力を得て、被災した要配慮者へ配慮した生活環境を実現するため、生活に必要な物資や人的援助のニーズ等についての相談体制を整備する。

（５）被災者の心身のケア

「本節 第４『４．２　保健衛生活動』」を参照する。

（６）集団生活のためのルールづくり

運営委員会は、避難所における集団生活のためのルールづくりを行う。

（７）避難所における感染症対策

「避難所運営班」は、「衛生班」等と連携して、避難所における感染症対策として、避難者の健康管理や、消毒・清掃・換気・ごみ処理・マスク着用等の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。特に発熱者等に対しては、発熱者等専用スペースを設け、感染症拡大を防止する。

（８）多様なニーズに対するきめ細かな配慮

避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女やこども、性的マイノリティ（性的少数者）等、避難者の特性によらず安全・安心な避難所生活が可能となるよう、多様なニーズや視点に配慮する。特に、男女別更衣室、男女別トイレ、女性専用の物干し場及び授乳室等は開設当初から設置できるように努めるとともに、キッズスペースや学習スペースの設置など、こども・若者の居場所の確保に努める。

また、女性やこどもに対する性被害を含めたあらゆる暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ、更衣室等の場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を増設するなど安全に配慮する。就寝場所等の巡回警備や防犯ブザーの配布、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努める。

さらに、女性に対する相談窓口を設置し、女性の相談員を配置するなど、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

また、性的マイノリティ（性的少数者）から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的マイノリティ（性的少数者）本人の明確な同意なしに性的指向・性自認に関する情報を他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

災害時の性的マイノリティに関する相談体制については、平時から性的少数者支援団体等との連携体制を検討しておく。

（９）キッチンカー等の災害対応車両の活用

内閣府が運用開始した災害対応車両登録制度を利用し、キッチンカー、トレーラーハウス、

トイレカー等の災害対応車両の活用を図り、避難者への温かい食事や快適なトイレの提供等に努める。

また、キッチンカーについては、埼玉県が締結した「災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施に関する協定」についても活用を図る。

（１０）その他の対策

□避難生活の長期化対策

・温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施）
・入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、障害者等に対する移動入浴車の巡回等）
・燃料の確保（ボンベ、コンロの調達）
・下着類の洗濯への対応
・心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等）
・要配慮者への配慮
（医療・福祉施設への移送・適切な方法による情報提供、軟らかい食品等）
・教室、保健室を利用した「要配慮者用スペース」の設置
・医療相談、診療の実施
・避難所におけるペットの飼育に関するルールづくり
・ボランティア活動に対する支援
・避難者の要望把握、要望への対応方策の検討
・避難所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には、車を駐車させないようにする。

３．６ 市外への避難、被災者の移送

【本部班、避難所連絡班、避難所運営班】

他市区町村への移送

「避難所運営班」は、被害が甚大であり市内の避難所に被災者を収容できない場合は「避難所連絡班」を通じて、「本部班」へその旨報告し、他市区町村への移送を要請する。

市内の避難所に収容余力がないときは、「本部班」は県災害対策本部に対して、移送を要請する。その場合、以下の点に配慮する。

・市外避難者の把握（氏名、避難先等）
・市外避難者の避難先のあっせん（埼玉県等と協議する。）
・鉄道が運行している駅までの移送
・市外避難者への広報（情報提供）

他市区町村からの受入れ

「避難所連絡班」は、「本部班」から他市区町村からの被災者の受入れを指示された場合

は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、埼玉県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

３．７ 日常生活への復帰・避難所の縮小

【本部班、避難所連絡班、避難所運営班】

避難所は学校等の公共施設であり、いずれ本来の業務を再開しなければならない。そのため、本市は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して避難所を縮小していくものとする。

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、「本部班」は避難所開設当初から確かな情報をもとに方針・方向性・指針を打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災者が三位一体となって作業を進めていく。

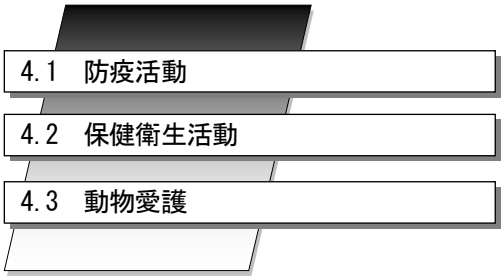
□被災者の移動を実施する場合の注意点

- 避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近くて、なるべく同一地域内の施設を準備すること。
- 移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとすること。
- 早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。
- 行政と住民との信頼関係を保持するために、常に相手の立場に立った応対をすること。

第４　防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。



「防疫及び保健衛生」	
事項	担当班
４．１ 防疫活動 (1) 実施体制 (2) 実施期間 (3) 活動内容 (4) 埼玉県に対する要請	衛生班
４．２ 保健衛生活動 (1) 食品衛生監視 (2) 栄養指導 (3) メンタルヘルスケア対策 (4) 被災者への保健管理及び保健指導	衛生班 保健班
４．３ 動物愛護 (1) 被災地域における動物の保護 (2) 避難所等における動物の適正な飼養 (3) 情報の交換 (4) その他	衛生班

４．１ 防疫活動

【衛生班】

水道の断水、汚水の溢水等により感染症がまん延するおそれがあるときは、次に示す防疫活動を実施する。

□被災時の防疫活動

・疫学調査
・清掃・消毒作業
・そ族・昆虫の駆除
・予防啓発

実施体制

防疫活動は「衛生班」が実施する。

実施期間

災害発生日から起算しておおむね７日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

活動内容

① 消毒・清掃

被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を住民の協力のもと実施する。

□消毒・清掃の対象

・給水給食施設　・家屋　・便所　・ごみ集積地、側溝等

□そ族、昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

② 保健指導

「衛生班」は、次に示す保健活動を実施する。

□活動内容

・避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
・パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。また、「保健班」に協力を求め、保健師や栄養士等による相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

埼玉県に対する要請

本部長は、市が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、埼玉県へ応援を要請する。

４．２ 保健衛生活動

【衛生班、保健班】

「衛生班」は、避難所生活者に対して食品衛生監視を行うとともに、必要に応じて保健衛生用資機材を調達する。また、「保健班」は、避難所生活者、応急仮設住宅生活者などを対象に栄養指導及びメンタルヘルスケア対策等を行う。

食品衛生監視

「衛生班」は、次の食品衛生監視活動を実施する。

□食品衛生監視活動内容

・救護食品の監視指導
・飲料水の簡易検査
・その他食品に起因する被害発生の防止

栄養指導

「保健班」は、次の栄養指導を実施する。

□栄養指導活動内容

・被災者に対する栄養相談
・災害時の影響・食生活支援の情報提供

メンタルヘルスケア対策

「保健班」は、「医療班」に協力を求め、市医師会等の協力のもと、メンタルヘルスケアを行う活動チームを編成し、避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルヘルスケア対策を実施する。また、行政関係者、ボランティア等へのメンタルヘルスケア対策については、「職員班」や「福祉班」と協力し、医療・保健・福祉専門職等の支援チームと連携して実施する。

□精神保健活動内容

・発症あるいは症状が悪化した精神障害者の相談
・精神科医療機関の紹介や連絡調整
・被災者の精神保健福祉相談

被災者への健康管理及び保健指導

避難所の収容者等については、避難生活が長期化した場合を考慮し、健康状態に不調を訴える者、特に、妊産婦、乳幼児、高齢者及び障害者等に対し、あるいはその予防措置として保健師等、必要に応じて医療・保健・福祉専門職等の支援チーム等による定期的な巡回相談を実施して、被災者の健康管理や保健指導を行うものとする。

また、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うよう努める。

４．３ 動物愛護

【衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

本市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。

被災地域における動物の保護

本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、埼玉県、獣医師会、川越市動物愛護推進員、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。

避難所等における動物の適正な飼養

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むこと、感染症予防等に鑑み、居住スペースへの動物の持込みは原則禁止とし、ペット専用スペースを設置し、同スペースにて飼養させることとする。

なお、ペットは必ずケージ等に入れ、避難所におけるペットの管理（餌や排泄物の処理等）は、原則として飼い主自らが行うものとする。

また、本市は、獣医師会などと協力して、避難所や応急仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

※ペット：家庭動物のうち、犬や猫など小型の動物を指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物、大型の動物や多数の動物、その他特別な設備が必要な動物等、管理が困難な動物については、原則として避難所での受け入れを行わないものとする。

情報の交換

本市は、埼玉県や獣医師会、及び次に説明する動物救援本部と連携して、以下の情報を収集、提供する。

・市内各所の被害及び避難所での動物飼育状況
・必要資機材、獣医師の派遣要請
・避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の預け入れ希望
・埼玉県及び他市町村への連絡調整及び応援要請状況

なお、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体が連携して設置する動物救援本部が実施する事項は次のとおりである。

・動物保護施設の設置
・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
・飼養困難動物の一時保管
・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
・動物に関する相談の実施等

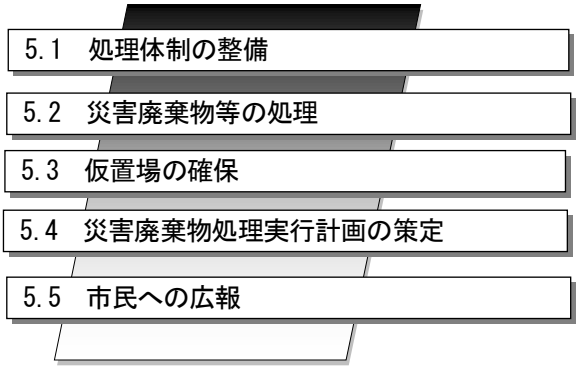
その他

「衛生班」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）に規定する特定動物（危険な動物）が逸走した場合、動物園、警察等の協力を得て収容し、管理する。

第５　廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、本市は、地震災害に起因して発生した廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処する必要があるもの（以下「災害廃棄物」という。）、及び災害におけるし尿等を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

災害廃棄物処理に関する事前の計画としては、川越市災害廃棄物処理計画に詳細を位置付けるが、災害発生時には改めて、被害状況等の情報収集を行い、川越市災害廃棄物処理計画に基づき本市が処理すべき災害廃棄物の量を推計し、処理体制、処理方法、処理期間等の方針及び具体的な内容について、川越市災害廃棄物処理実行計画として取りまとめるものとする。



「廃棄物対策」	
事項	担当班
５．１ 処理体制の整備	廃棄物対策班 環境保全班
５．２ 災害廃棄物等の処理 (1) 処理困難物 (2) 避難所ごみ (3) し尿 (4) 損壊家屋等 (5) 住宅関係障害物の除去	廃棄物対策班 環境保全班
５．３ 仮置場の確保	廃棄物対策班
５．４ 災害廃棄物処理実行計画の策定	廃棄物対策班
５．５ 市民への広報	廃棄物対策班 環境保全班

５．１ 処理体制の整備

【廃棄物対策班、環境保全班】

市内で発生する災害廃棄物の処理は、市が主体となり、以下の２施設を稼働して行うが、被災状況や災害廃棄物の発生量によって、本市での処理が困難と判断される場合は、協定等に基づき県内の他自治体、民間廃棄物処理業者へ協力・支援を要請する。また、県外の自治体での処理に向けた調整については県へ要請を行い、処理体制を整備する。

このほか、仮置場の運営やごみの分別等で多くの人員が必要となることから、必要に応じてボランティアによる協力を災害ボランティアセンターに要請する。

■処理施設

名称	所在地	電話	施工年度
東清掃センター	芳野台 2-8-18	049-223-2645	S61 年度
資源化センター	鯨井 782-3	049-234-0530	H21 年度

５．２ 災害廃棄物等の処理

【廃棄物対策班、環境保全班】

災害時には、通常の一般廃棄物とは異なる性状の廃棄物が大量に発生するため、適正に分別を行ったうえで処理を行う。

処理困難物

ｱ）アスベスト

アスベスト（石綿）は、その優れた特性から昭和 30 年～平成元年頃に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用されてきた。現在は、その危険性から使用は代替困難な一部の製品を除いて全面禁止されているものの、建築材料として現在も多くの既存建築物等に存在している。

□アスベストの処理

・アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成 29 年９月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。
・アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「石綿含有廃棄物等の適正処理について」（平成 23 年 3 月 31 日　環廃対発第 110331001 号、環廃産発第 110331004 号　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長　通知）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

ｲ）ＰＣＢ

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に 1950 年頃から使用されはじめ、1972 年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり 1974 年に法律により製造・輸入が禁止された。

災害廃棄物として排出されるＰＣＢ含有機器は、市が収集した後、専門処理業者へ処理を依頼する。

避難所ごみ

避難所ごみについては、平時と同様の分別で排出することを基本とする。収集場所や収集運搬ルートについては、避難所ごみの特性から、平時のルートとは異なる対応を求められることが想定されるため、避難者数及び避難所の設置・閉鎖の状況に応じて収集保管場所を確保するとともに、収集運搬ルートを決定のうえ、収集運搬体制を構築する。

処理については、市の処理施設で処理が可能な場合は平時と同様とする。

し尿

仮設トイレや避難所等のし尿の収集は、仮設トイレの設置数及び避難者数等の利用状況に応じて優先順位を決定し実施する。

また、上下水道施設が被害を受けた場合、水洗トイレの使用ができなくなることが想定され、推計した発生量を大きく上回る汲み取りし尿が発生し、収集体制の能力に不足が生じるおそれがある。このような場合には、他自治体、業界団体等に協力・支援を要請する。

収集したし尿は、環境衛生センターで処理することを基本とするが、施設の一部又は全部が被災するなどによって通常の稼働が困難となった場合は、他自治体の施設への処理の要請を行う。

損壊家屋等

損壊家屋等の解体・撤去等は、原則として所有者の責任で実施することになる。

ただし、国が災害廃棄物処理事業として公費負担の対象とし、本市が市の事業として行う場合は、つぎのとおりとする。

□公費負担の対象として市の損壊家屋等の解体・撤去事業を行う場合

- 申請方法等を被災者へ向けて広報する。
- 所有者の解体意思を確認後、解体申請の受付けと書類審査を行い、決定通知書を発行する。
- 現地調査を行い仕様書を作成し、解体の発注を行う。解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に解体撤去を実施する。
- 解体撤去完了後、所有者、市、業者の三者による現場立合いにて、完了を確認する。

住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」（「災害救助法施行令」第２条第２号）をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれき等とは異なる。

なお、必要に応じて埼玉県川越県土整備事務所に応援要請を行うものとする。

① 活動方針

住宅関係障害物除去に関する活動方針は、以下のとおりである。

・障害物の除去は、市長が行うものとする。
・一時的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
・労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。
・労力又は機械力が相当不足する場合は、川越市建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。
・効果的に除去作業を進めるために、川越市建設業協会との事前の協定締結等により協力体制を整備しておく。

② 災害救助法を適用した場合の実施基準

ｱ）対象

以下の条件に該当する住家を対象に実施する。

・障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
・障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
・自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
・住家が半壊又は床上浸水したものであること。
・原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

ｲ）対象者の選定

障害物除去対象者の選定は、市で行う。

また、障害物除去戸数は、半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

ｳ）期間

除去の期間は、原則災害発生の日から 10 日以内とする。

５．３ 仮置場の確保

【廃棄物対策班】

災害廃棄物の発生量等については、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月）」を参考に推計し、仮置場の候補地を選定している。

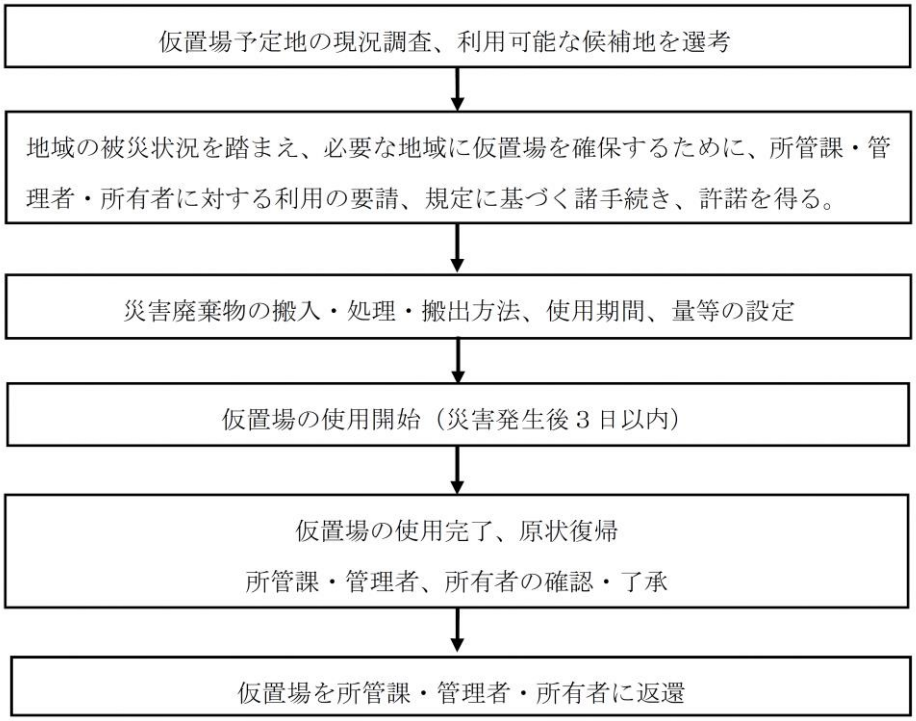
本市の仮置場の候補地は以下の４つである。発災時には被災規模、災害廃棄物の発生推計量、本市における過去の災害実績等を考慮し、仮置場の設置を検討するとともに、以下の手順により仮置場を確保する。

■廃棄物仮置場の候補地

名　称	所在地	総面積（㎡）	有効面積（㎡）	仮置可能量（㎥）
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	37,510
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	1,600	2,280
北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	8,470
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	7,410
合計	－	138,756	57,100	55,670

注）平成 25 年４月現在

■仮置場の確保



出典）川越市災害廃棄物処理計画（令和３年１月）

５．４ 災害廃棄物処理実行計画の策定

【廃棄物対策班】

実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物処理に向けた組織体制、業務内容、計画の対象と計画量、処理期間、処理体制、処理方法等の方針及び具体的な内容について、災害廃棄物処理実行計画としてとりまとめる。

５．５ 市民への広報

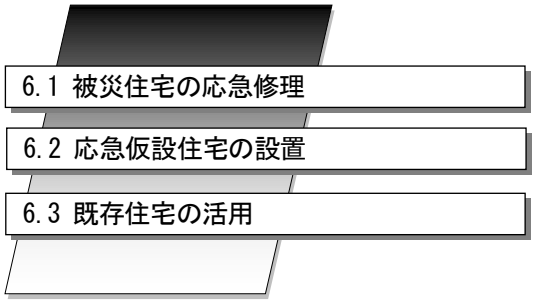
【廃棄物対策班、環境保全班】

市民に対して、ごみ処理、災害廃棄物処理に関する情報提供を迅速かつ的確に伝えるために、各種の情報媒体を活用し情報伝達を行う。特に排出の際は、分別を行うよう協力を求めるとともに、災害時は災害廃棄物の処理を優先するため、生活ごみの搬出削減についても協力を求めるものとする。

第６　住宅の確保

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できないものに対し、仮設住宅等の提供を行うとともに、既存住宅の活用などにより居住の安定を図る。

災害後の被災者の生活又は生活再建の支援を行う。



「住宅の確保」	
事項	担当班
６．１ 被災住宅の応急修理 ⑴ 実施主体 ⑵ 修理の対象 ⑶ 修理の基準 ⑷ 修理戸数 ⑸ 修理の期間 ⑹ 修理の方法 ⑺ 資機材・人員の確保 ⑻ 修理住宅の選定 ⑼ 災害救助法が適用された場合の費用等	建築指導班 総括現地調査班 現地調査班
６．２ 応急仮設住宅の設置 ⑴ 応急仮設住宅の設置 ⑵ 入居者の選定 ⑶ 応急仮設住宅の維持・管理 ⑷ 災害救助法が適用された場合の費用等	建築住宅班 管財輸送班 市民班
６．３ 既存住宅の活用 ⑴ 公的住宅の活用 ⑵ 民間賃貸住宅の活用	建築住宅班

６．１ 被災住宅の応急修理

【建築指導班、総括現地調査班、現地調査班】

（日常生活に必要な最小限の部分の修理）

災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者等に対して、日常生活に必要最小限度の部分に対して応急修理を行う。

（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を行う。

実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は埼玉県が行う。

ただし、埼玉県知事から委任された場合、災害救助法が適用されない場合において市長が特に必要と認めた場合は、市が実施するものとする。

修理の対象

（日常生活に必要な最小限の部分の修理）

① 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

② 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者。

③ 災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者。

（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

④ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

修理の基準

（日常生活に必要な最小限の部分の修理）

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、応急修理を行うものとする。

（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、ブルーシートの展張等を用いて行うものとする。

修理戸数

応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。

ただし、同一住家に２以上の世帯が同居している場合は、これを１世帯として取り扱う。

なお、被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により修理戸数を引き上げる必要があると認められるときは、埼玉県知事を通じ、内閣総理大臣の承認を受け戸数を引き

上げることができる。

修理の期間

日常生活に必要な最小限の部分の修理は、原則として災害発生の日から３ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月以内）に完了するものとする。

また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、原則として、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に修理できない場合は、埼玉県知事を通じ、内閣総理大臣の承認を受け必要最小限度の期間を延長することができる。

修理の方法

① 住宅の応急修理は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施する。

したがって、被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることなどは許されない。

② 応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行い、真に災害救助法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を十分調査のうえ決定する。

③ 市長は、住宅の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておく。

ただし、市が直営工事によって修理した場合は、この他に修理材料受払簿、大工・作業員等の出勤簿、材料輸送簿等を整理しておく。

□帳簿類一覧

- 救助実施記録日計票
- 住宅の応急修理記録簿
- 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- 住宅の応急修理関係支払証拠書類

資機材・人員の確保

「建築指導班」は、川越市建設業協会等に協力を求め、建設資機材や人員の確保を行う。また、建設資機材や建設業者が不足した場合は、埼玉県に対し、あっせん・調達を要請する。

修理住宅の選定

① 埼玉県が修理住宅の選定を行う場合、「建築指導班」及び「総括現地調査班」において被害程度の調査その他選定に協力する。

② 市が実施する場合、「総括現地調査班」及び「現地調査班」をもって被害程度を調査のうえ修理住宅の選定を行う。

災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市が埼玉県に請求できる。

６．２ 応急仮設住宅の設置

【建築住宅班、管財輸送班、市民班】

応急仮設住宅は、災害発生後の緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

なお、賃貸型応急住宅については、「本節　第６ 『６．３　既存住宅の活用』」を参照する。

応急仮設住宅の設置

災害のため住家が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急仮設住宅を設置し、その援護の万全を期する。

① 実施責任者

埼玉県が行う。

ただし、災害救助法が適用されない場合及び埼玉県知事から委任された場合は、市長（「建築住宅班」）が行う。

② 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりとする。

□応急仮設住宅の設置戸数

全焼、全壊又は流出世帯数の３割の範囲内

③ 設置場所

「管財輸送班」は、応急仮設住宅の設置場所をあらかじめ確保した市有地から選定する。

状況により他に設置する場合は、「本編 第１章 第２節 第９ 『９．１ 応急仮設住宅の事前計画 (2) 応急仮設住宅用地の設定』」に示す選定基準に照らして適切な設置場所を選定する。

④ 規模及び費用

建物の規模及び費用は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

⑤ 応急仮設住宅の設置期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、供与期間はその完成から２年以内とする。

⑥ 応急仮設住宅の構造

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立式とする。

⑦ 応急仮設住宅の建設

本市において応急仮設住宅を設置する場合は、災害救助法が適用された場合の設置基準に準じて、「建築住宅班」は次のとおり応急仮設住宅を建設する。

- 応急仮設住宅建設のための資機材を、(一社)プレハブ建築協会、川越市建設業協会及び関係団体等から調達する。
- 応急仮設住宅の建設を、建設業者と協力して実施する。

入居者の選定

「建築住宅班」は、埼玉県知事から市長への委任に基づき、被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき入居者を決定する。

- 住家が全焼、全壊又は流出した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもって、住家を確保することができない者

選定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先的に入居させる等、配慮するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等への配慮を行い、良好なコミュニティの形成に努める。

応急仮設住宅の維持・管理

応急仮設住宅は、埼玉県知事から市長への委任に基づき、「建築住宅班」は市営住宅に準じて維持・管理する。

① 家賃及び維持管理

家賃は無料とするが、維持補修については、入居者の負担とする。

② 相談窓口の設置

応急仮設住宅での、生活が長期化すると、生活環境の変化により、様々な不安や悩み、ストレスを抱えることが懸念される。また、他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくる。

そのため、「建築住宅班」は「市民班」と協力して入居者相談窓口を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。また、保健師等の専門職や必要に応じて医療・保健・福祉専門職等の支援チーム等の男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努める。

災害救助法が適用された場合の費用等

埼玉県知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市が埼玉県に請求できる。

６．３ 既存住宅の活用

【建築住宅班】

公的住宅の活用

「建築住宅班」は、公営住宅等の空家を一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

「建築住宅班」は、震災時に市営住宅等の空家の確保に努め、被災者に提供する。

② 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、市長が必要と認める者とする。
ただし、使用申し込みは一世帯一箇所とする。

・住宅が全焼、全壊又は流出した者 ・居住する住居のない者 ・自らの資力では住宅を確保できない者

③ 入居者の選定

「建築住宅班」は、確保した空家の募集計画を策定し、入居者の募集及び選定を行う。入居者の選定については、市が定める選定基準をもとに、その他の生活条件等を考慮して行うものとする。

民間賃貸住宅の活用

① 民間賃貸住宅の確保

「建築住宅班」は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部等の関係団体に対し、震災時の協力について働きかけを行い、借り上げ（賃貸型応急住宅）又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

② 入居資格及び入居者の選定

原則として、上記(1)の公的住宅に準じて実施する。

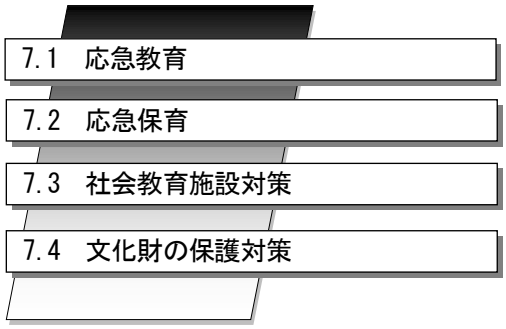
『 ➔ 資料１.21「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」参照 』

第７　文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「学校教育班」及び「保育班」並びに私立学校設置者は、関係機関の協力を得て児童生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、「文化財保護班」は市内の文化財について応急対策を講じ、「都市計画班」は重要伝統的建造物群保存地区内の建造物に係る被害状況を調査するものとする。

文教・保育対策の計画を次に示す。



「文教・保育対策」	
事項	担当班
７．１ 応急教育 (1) 児童生徒の安否確認 (2) 学校施設の応急復旧 (3) 応急教育の実施 (4) 教材・学用品の調達・支給 (5) 授業料の減免措置	学校教育班 教育財務班 給食班
７．２ 応急保育 (1) 保育園の応急措置 (2) 応急保育の体制整備 (3) 要保護児童の保護及び支援	保育班
７．３ 社会教育施設対策 (1) 公民館・図書館・体育館・博物館・美術館等の措置 (2) 学童保育室の措置	教育総務班 教育財務班 各施設管理者
７．４ 文化財の保護対策 (1) 情報の収集・伝達 (2) 収蔵・保管施設の応急対策 (3) 文化財の応急対策	文化財保護班 都市計画班

７．１ 応急教育

【学校教育班、教育財務班、給食班】

地震災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先とし、学校防災対応マニュアルに基づき、あらかじめ各学校で定めた学校防災計画に沿って対応する。更に、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

児童生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

① 在校時に地震が発生した場合

□児童生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設、周辺の被害状況等を速やかに把握し、「教育財務班」及び「学校教育班」へ報告する。

□児童生徒等の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。

□臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。
また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校教育班」へ速やかに報告する。「学校教育班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

② 不在時に地震が発生した場合

□被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、「教育財務班」及び「学校教育班」へ報告する。

□児童生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

□臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校教育班」へ速やかに報告する。「学校教育班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

① 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

② 避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を避難所とする場合は、以下の順とする。

また、学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第２節 第 12 『12.5 避難所の開設』」による。

屋内運動場（体育館）　⇨　普通教室　⇨　特別教室

③ 施設の応急復旧

○地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
○施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
○応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
○上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。
・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
○避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

① 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童生徒等に速やかに周知徹底を図る。

② 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

・臨時休業　・合併授業　・分散授業　・短縮授業
・二部授業　・複式授業　・これらの併用授業

③ 教職員等の確保

教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教職員の確保の応急措置を実施する。

・各学校において、教職員の出勤状況に応じ、一時的な教職員組織体制を整える。
・県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
・県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

④ 学校給食の措置

「給食班」は、学校再開に併せて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

□学校給食の一時中止条件

・学校給食施設で炊き出しを実施している場合
・感染症等の危険の発生が予想される場合
・災害により給食物資が入手困難な場合
・給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
・その他給食の実施が適当でないと認められる場合

⑤ その他、生活指導等

□登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

□心身の健康の保持

被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

□避難した児童生徒の指導

避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

□その他

災害のため、多数の児童生徒が学校区外他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び３学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように、国及び埼玉県に対し、要請する。

教材・学用品の調達・支給

市長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

① 支給の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

② 支給の実施

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講ずる。文房具及び通学用品については、本市が被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

③ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から１か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から 15 日以内とする。

④ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市が埼玉県に請求できる。

授業料の減免措置

市長は、川越市立川越高等学校の生徒のうち、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

７．２ 応急保育

【保育班】

「保育班」は、保育園の園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保を図るため、保育園において必要な応急措置を講ずる。

保育園の応急措置

園長（民間保育園長を含む。）は、地震災害時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次に示すような応急措置を講ずる。

① 園長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

② 園長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、

その結果を「保育班」に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育園の安全を確保する。

応急保育の体制整備

① 園長は、保育園児の罹災状況を調査する。

② 「保育班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

③ 園長は、受入れ可能な児童を保育園において保育する。

④ 園長は、災害の推移を把握し、「保育班」と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

⑤ 「保育班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、埼玉県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

要保護児童の保護及び支援

「保育班」は、保護者のいない児童などの要保護児童が確認された場合には、児童相談所と連携を図りながら保護及び支援の措置を講ずる。

□保護者のいない児童の保護

・親族による受入れの可能性の打診
・児童養護施設等での保護に向けた児童相談所との連携協力
・里親への委託保護に向けた児童相談所との連携協力

□支援等の措置

・母子父子寡婦福祉資金の貸付（こども家庭課）
・日本年金機構における遺族年金の早期支給手続き（市民課）
・遺児手当の支給（こども政策課）

７．３ 社会教育施設対策

【教育総務班、教育財務班、各施設管理者】

社会教育施設開館時に地震が発生した場合は、次の措置を講ずる。

公民館・図書館・体育館・博物館・美術館等の措置

・地震発生直後、火災の防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
・利用者の被災状況、施設の被害状況等について「教育総務班」に報告し、必要な指示を受ける。

学童保育室の措置

地震発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講ずるとともに、児童の被害状況等を確認し速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告する。

「教育財務班」は、災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。

７．４ 文化財の保護対策

【文化財保護班、都市計画班】

「文化財保護班」及び「都市計画班」は、市内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

情報の収集・伝達

「文化財保護班」及び「都市計画班」は、被害情報の迅速な把握に努め、文化庁・県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

収蔵・保管施設の応急対策

「文化財保護班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

文化財の応急対策

「文化財保護班」は、国、県及び市指定文化財等に被害の発生を確認した場合、また、「都市計画班」は、重要伝統的建造物群保存地区（H11.12.１選定）内の建造物、景観重要建造物等（景観法）及び都市景観重要建築物等（川越市都市景観条例（昭和 63 年条例第 21 号）に基づく指定）に被害の発生を確認した場合、次の措置を講ずる。

□文化財への対策

・国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
・上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
・市指定文化財にあっては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
・移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。
・重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、景観重要建造物等及び都市景観重要建築物等にあっては、管理者又は所有者が「都市計画班」に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
・早期に自治会や市民団体等と連携する。
・防災施設の管理及び点検を行い、適切な措置を講じる。

第８　商工・農業対策

地震災害による市内の商工業施設及び農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに、応急措置対策を講ずるものとする。



商工・農業対策	
事項	担当班
８．１ 商工業対策	食料・物資調達班
８．２ 農業対策 (1) 農業に関する被害状況の把握 (2) 農地及び農業用施設に対する応急措置	農政班 河川班

８．１ 商工業対策

【食料・物資調達班】

「食料・物資調達班」は、地震によって中小企業、商工業施設等に被害が生じた場合、商工会議所等と連携し、被害状況の迅速かつ適切な把握及び二次災害の防止に努める。

８．２ 農業対策

【農政班、河川班】

農業に関する被害状況の把握

「農政班」は、災害が発生したときは、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握を行い、被害調査結果を埼玉県に報告する。

農地及び農業用施設に対する応急措置

① 農地

河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、「農政班」は農作物の被害を考慮し、状況に応じてポンプ等による排水を行う。

② 用排水路

「河川班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ、防止に努める。

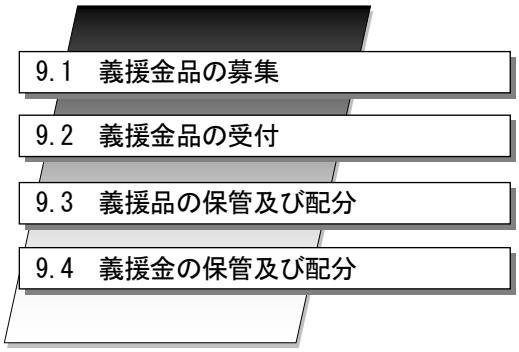
③ 農作物の応急措置

「農政班」は、農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等と連携して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第９　義援金品の受付、配分

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。

また、本市に寄託された被災者あての義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、保管及び本市と関係機関で構成する川越市義援金運営委員会による配分計画に基づく配分を行う。



「義援金品の受付、配分」	
事項	担当班
９．１ 義援金品の募集	福祉班、食料・物資調達班
９．２ 義援金品の受付 (1) 義援金品の受付 (2) 受領書の発行 (3) 川越市義援金運営委員会への報告	 福祉班 食料・物資調達班
９．３ 義援品の保管及び配分	食料・物資調達班
９．４ 義援金の保管及び配分 (1) 義援金の保管 (2) 義援金の配分	 福祉班

９．１ 義援金品の募集

【福祉班、食料・物資調達班】

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとする。募集に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を求めるとともに、広報紙、ホームページ、立看板及びポスターを用いるほか、各種関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。

義援品については、「避難所連絡班」等を通じて被災者の要望等を的確に把握し、食料及び生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行うものとする。その際、小口、混載の義援品の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、受付方針を周知する。また、義援金品について、集積及び配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

・一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見して分からない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしいという旨の呼びかけを各報道機関に依頼する。
・義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受入れる。

９．２ 義援金品の受付

【福祉班、食料・物資調達班】

義援金品の受付

市に寄託された義援金は、「福祉班」が受け付ける。受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行振込みとする。

義援品については「食料・物資調達班」で受け付けを行い、次に示す集積所に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。

また、避難所等に直接送付されたものについては、原則としてそこで直接受入れ、受入れが困難な場合は、仮受け後、上記各班に引き継ぐ。

■救援物資の集積所

名称	所在地	電話(049)	備考
川越運動公園	大字下老袋388-1	224-8765	敷地面積：135,000m^2
埼玉川越総合地方卸売市場	大字大袋650	240-2246	敷地面積：181,000m^2
川越市なぐわし公園	大字鯨井1216	239-0315	敷地面積：83,000m^2

受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

川越市義援金運営委員会への報告

「福祉班」は、義援金の受付状況を川越市義援金運営委員会に報告する。

９．３ 義援品の保管及び配分

【食料・物資調達班】

「食料・物資調達班」は、救援物資の集積所に義援品を保管する。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

ただし、応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長に協議のうえ、有効に活用する。

また、配分に際しては、一般救援物資と同様に関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

９．４ 義援金の保管及び配分

【福祉班】

「福祉班」は、送金された義援金を保管するとともに、川越市義援金運営委員会の計画に基づき配分する。

義援金の保管

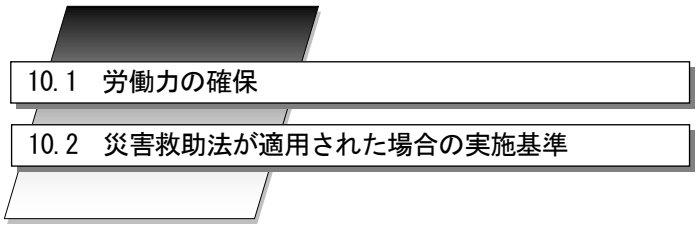
「福祉班」は、被災者に配分するまでの間、寄託された義援金を指定名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に川越市会計管理者に報告する。

義援金の配分

- 義援金の配分については、川越市義援金運営委員会を設置し、配分率及び配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。その際、埼玉県の義援金配分方針に従うものとする。
- 川越市義援金運営委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。「福祉班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- ただし、寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合は、各配分先の責任において処理する。
- 被災者に対し、市の広報紙、住民組織及び報道機関等の協力により、義援金の配分について広報する。
- 「福祉班」は、広報班を通じて義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- 「福祉班」は、被災者への配分状況について、川越市義援金運営委員会に報告する。

第１０　労働力の確保

「職員班」は、地震災害時において、本市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。



「労働力の確保」	
事項	担当班
１０．１　労働力の確保	職員班
１０．２　災害救助法が適用された場合の実施基準 (1) 実施責任者 (2) 労働力の内容 (3) 費用 (4) 期間	職員班

１０．１ 労働力の確保

【職員班】

地震災害時における労働力の確保は、各部において次のとおり行う。

・関係団体に対し協力要請する。
・公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。
　また、埼玉県に対しあっせん要請する。

１０．２ 災害救助法が適用された場合の実施基準

【職員班】

実施責任者

災害救助法を適用した場合の応急救助のために要員の雇上げによる労働力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き市長が実施する。

ただし、埼玉県知事の職権の一部を委任された場合、又は埼玉県知事の実施を待つことができない場合は、市長が実施する。

労働力の内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助のための輸送及び救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

・被災者の避難
・医療及び助産
・被災者の救出
・飲料水の供給
・救済用物資の整理分配
・遺体の捜索
・遺体の処置

費用

当該地域における通常の実費とする。

期間

応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、内閣総理大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇い上げることができる（特別基準）。

第３章　震災復旧・復興計画

地震は、いつ、どれくらいの規模で、どの地域に起きるか予測することは難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。

その場合、一刻も早く都市施設や地域産業の復旧、被災者の生活再建がなされるとともに、災害を糧にしてより震災に強いまちを後世に残していくことを目的とした復興がなされる必要がある。

そのため、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定等、復興の事前準備に努める。

なお、震災復旧・復興にあたっては、次の点に留意して速やかな復旧・復興に努める。

〇市民の意向を十分尊重した震災復旧・復興を行う。
〇原状復旧に留まらず、再度の災害を防止できる震災復旧・復興を行う。
〇復興後のまちの姿を明確にして、計画的な震災復旧・復興を行う。
〇被災者、被災事業者に対する生活再建等の支援をきめ細かく行う。
〇男女共同参画その他の視点を反映する。

また、特に大規模な被害を受けた場合、市民及び関係団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後のまちの姿を明確にして、計画的に震災に強いまちづくりを進めていくこととする。

震災復旧・復興計画

第１節　施設の復旧・復興対策（p2-377）
第２節　民生安定のための措置（p2-384）
第３節　激甚災害の指定（p2-401）

第１節　施設の復旧・復興対策

災害発生後、被災した施設の原状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える復旧事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

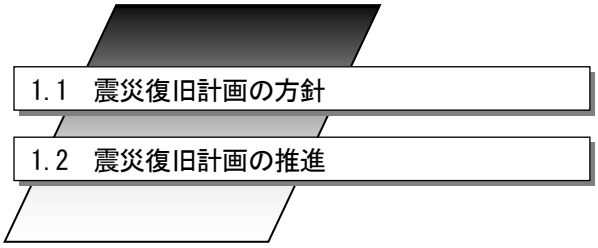
また、被災前の地域が抱える課題を解決し、被災を契機に都市や地域産業の構造をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関等との調整及び合意形成を行い、計画的に復興事業を推進する。



第１　震災復旧計画

公共土木施設を所管する関係各部班は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに震災復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関及び市民の代表者と連携して復旧計画を策定する。



１．１ 震災復旧計画の方針

【各課共通】

市は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すものとする。

また、震災に強い都市づくり等の中長期的課題への取組についても早急に検討し、復旧の基本方針を定めるものとする。

市の復旧の基本方針

① 迅速な意思決定等

災害発生後、市の被害状況を的確に把握・分析し、原状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「震災復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続などを実施する。

② 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続、事業実施に伴う人材の確保、情報収集、処理等には、多くの時間と作業を要することから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を参考に、事前に処理できる項目について対策を講ずる。

③ 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続を迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

計画への住民の意向反映

被災地の復旧は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

① 市民ニーズの把握

市民の復旧に対するニーズを迅速に把握し、計画に反映する。住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備する。

② 復興計画への反映

“災害に強いまちづくり”を踏まえた復興計画は、市民の利害関係に大きく影響することから、市民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

財政支援の検討

市の震災応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国・埼玉県に財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を求める。

計画推進のための職員の派遣の要請

震災復旧対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他協力を求める。

１．２ 震災復旧計画の推進

【各課共通】

本市の復旧は、震災応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成等により推進を図る。

復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、市は、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配置、応援、派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業計画の作成

本市は、震災応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する震災復旧事業計画を速やかに作成する。

震災復旧事業の種類は、次のとおりである。

□災害復旧事業の種類（その１）

① 公共土木施設災害復旧事業計画
- 河川公共土木施設復旧事業計画
- 道路公共土木施設復旧事業計画

② 農林水産業施設復旧事業計画
③ 都市災害復旧事業計画
④ 上、下水道災害復旧事業計画

□災害復旧事業の種類（その２）

⑤ 住宅災害復旧事業計画
⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
⑦ 公立医療機関、病院等災害復旧事業計画
⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
⑪ その他の計画

① 災害の再発防止

市は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

② 災害復旧事業期間の短縮

市は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

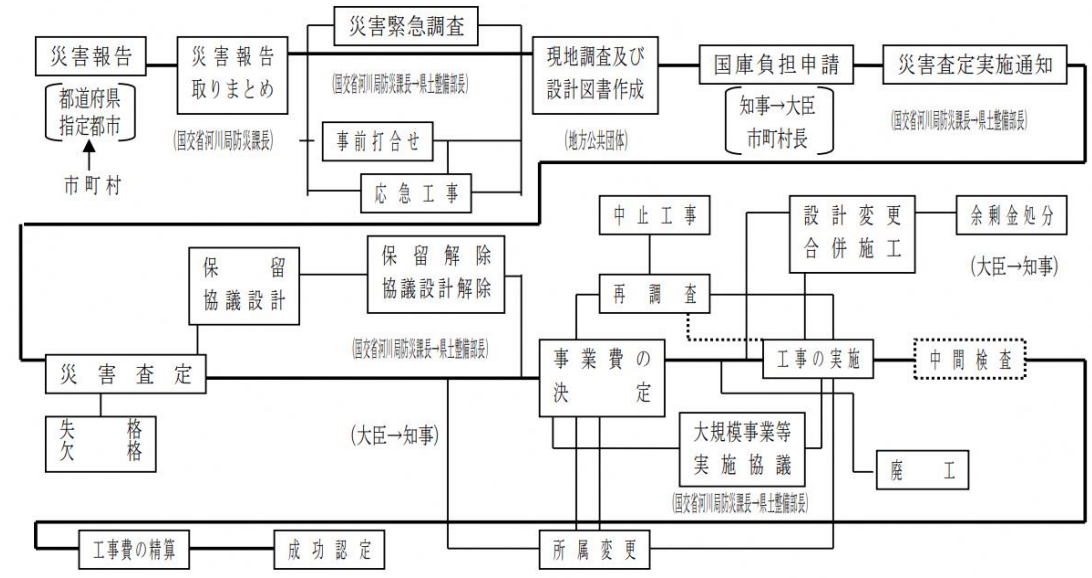
③ 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

④ 公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧（河川、橋りょう、道路）の取扱い手続は、次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧の取扱い手続



出典）「埼玉県地域防災計画（本編）」令和３年３月 埼玉県防災会議

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国若しくは埼玉県が

費用の全部若しくは一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

① 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。

なお、財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 水道法

② 激甚災害に係る財政援助措置

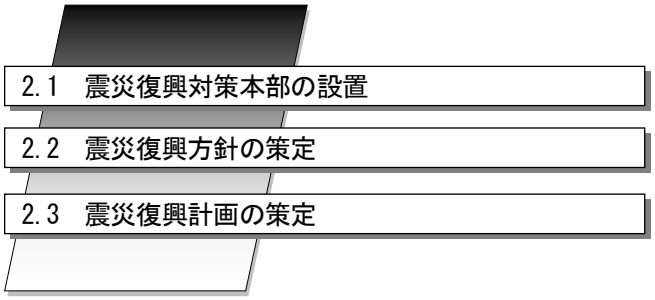
災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、埼玉県及び市は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

詳細については、「本章　『第３節　激甚災害の指定』」を参照のこと。

第２　震災復興計画

震災復旧を進めた後に、被災前の地域が抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。



２．１ 震災復興対策本部の設置

【各課共通】

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする「震災復興対策本部」を設置する。

また、震災復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて埼玉県職員の派遣を要請する。

２．２ 震災復興方針の策定

【各課共通】

関係者で構成される「震災復興検討委員会（仮称）」を設置し、震災復興方針を策定する。

なお、震災復興方針を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

２．３ 震災復興計画の策定

【各課共通】

震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

市街地復興計画のための行政上の手続の実施

① 建築基準法第 84 条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。

② 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

震災復興事業の実施

① 専管部署又はプロジェクトチームの設置

市は、震災復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。

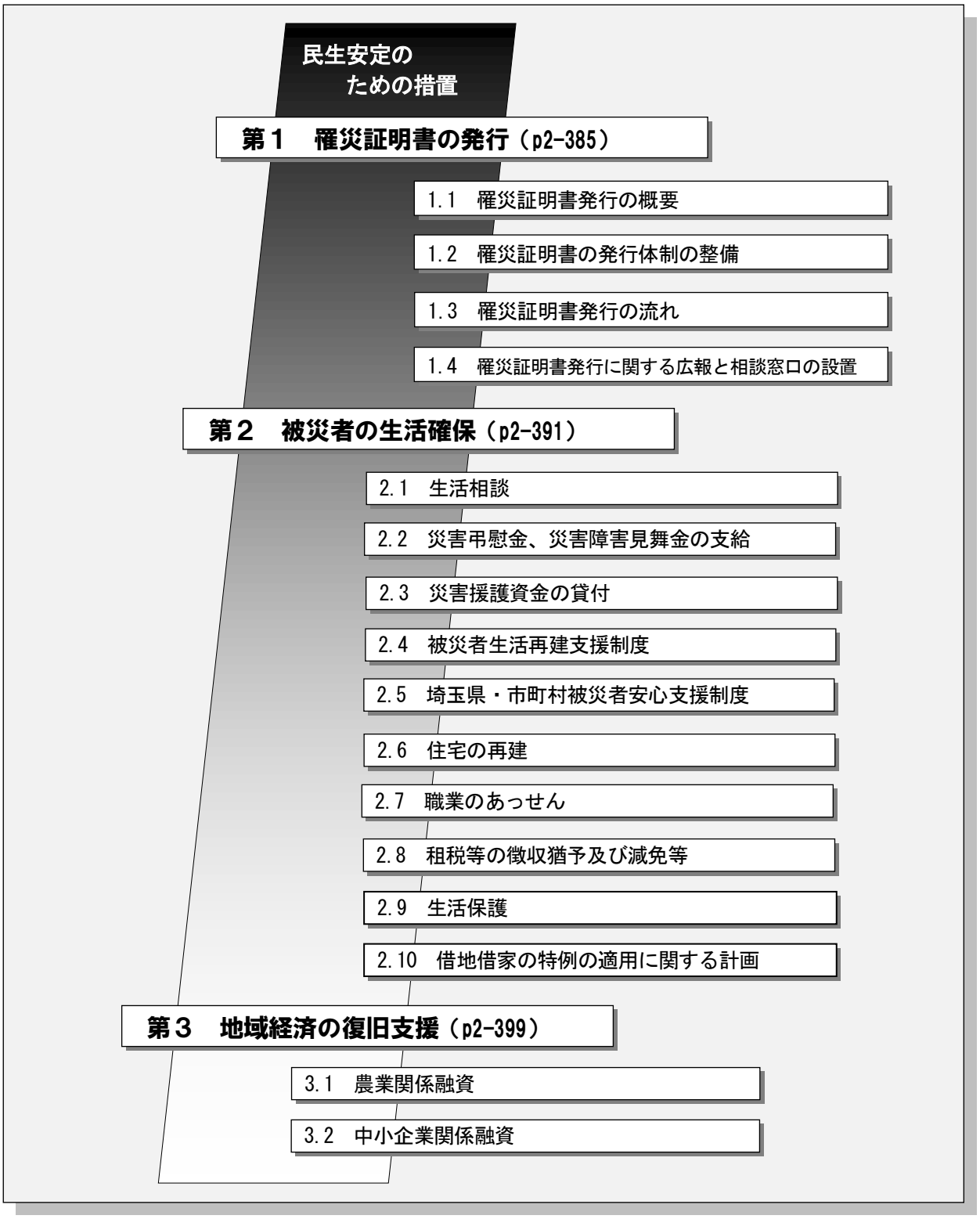
② 震災復興事業の実施

市は、震災復興計画に基づき、震災復興事業を実施する。

第２節　民生安定のための措置

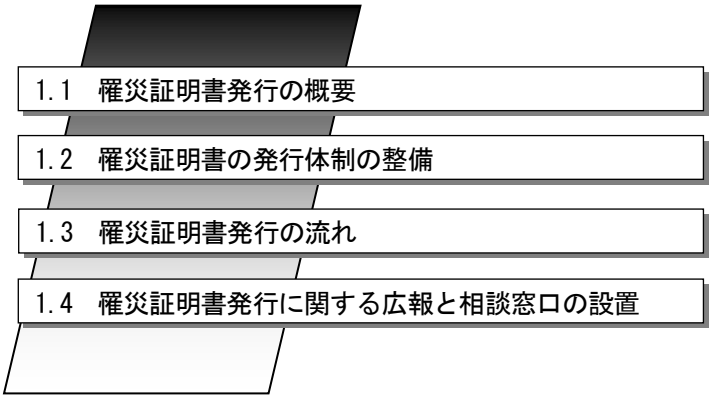
大規模な地震により、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。



第１　罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。



１．１ 罹災証明書発行の概要

【福祉班、建築指導班、消防組合】

罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行う。

なお、住家以外のものが罹災した場合において必要があるときは、市長が行う被災証明で対応する。

① 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊） ② 流出、床上浸水、床下浸水 ③ 火災に起因するもの

罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、「福祉班」が担当する。

ただし、火災による罹災証明は、消防長が行う。

罹災証明書の発行

市長が発行する罹災証明書は、罹災証明の対象となる住家に居住する世帯主に対して発行する。

消防長が発行する罹災証明書は、罹災証明の対象となる対象物に関係のある者に対して発行する。

証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

罹災証明の様式

罹災証明の様式は、所定の様式による。

『 ➔ 様式 26・27・28「罹災証明・被災届出証明申請書」参照 』

被災家屋の判定基準（上記①②に係るもの）

罹災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、１棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね１か月以内の状況をもとに、「被災家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

『 ➔ 資料１.88「災害に係る住家の被害認定の概要」参照 』

１.２ 罹災証明書の発行体制の整備

【総括現地調査班、現地調査班、福祉班】

市は、被災者支援を迅速に行えるよう次のとおり罹災証明書の発行体制を整える。

被災家屋調査員の登録

関係部署の職員を事前に登録するとともに、住家被害の調査の担当者の育成を図る。

判定基準等の研修

県の実施する担当者向け研修会を活用し、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

他の地方公共団体や民間団体との協力体制の確立

他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、協力体制をあらかじめ確立しておく。

調査携帯物品等の備蓄

「総括現地調査班」に、傾斜計、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

被災者支援システムの活用

市は、速やかな罹災証明書交付に向け、罹災台帳を整備し、被災者からの「罹災証明書」

発行の申請に対して、罹災台帳により確認のうえ遅滞なく発行が可能となる、被災者支援システムを活用する。

１．３ 罹災証明書発行の流れ

【総括現地調査班、現地調査班、福祉班】

罹災証明書の発行は、次の手順で実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等の活用なども検討する。

被災家屋調査の事前準備

被災家屋調査は、「総括現地調査班」及び「現地調査班」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

①被害地域の航空写真の撮影準備

②事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、「情報整理班」及び「総括現地調査班」に収集された情報をもとに被害全体状況を把握する。

③調査概要の検討及び調査全体計画の策定

④調査員の確保

・市職員の確保

・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請

・「調査チーム」編成と調査地区割りの検討

⑤調査備品等の準備

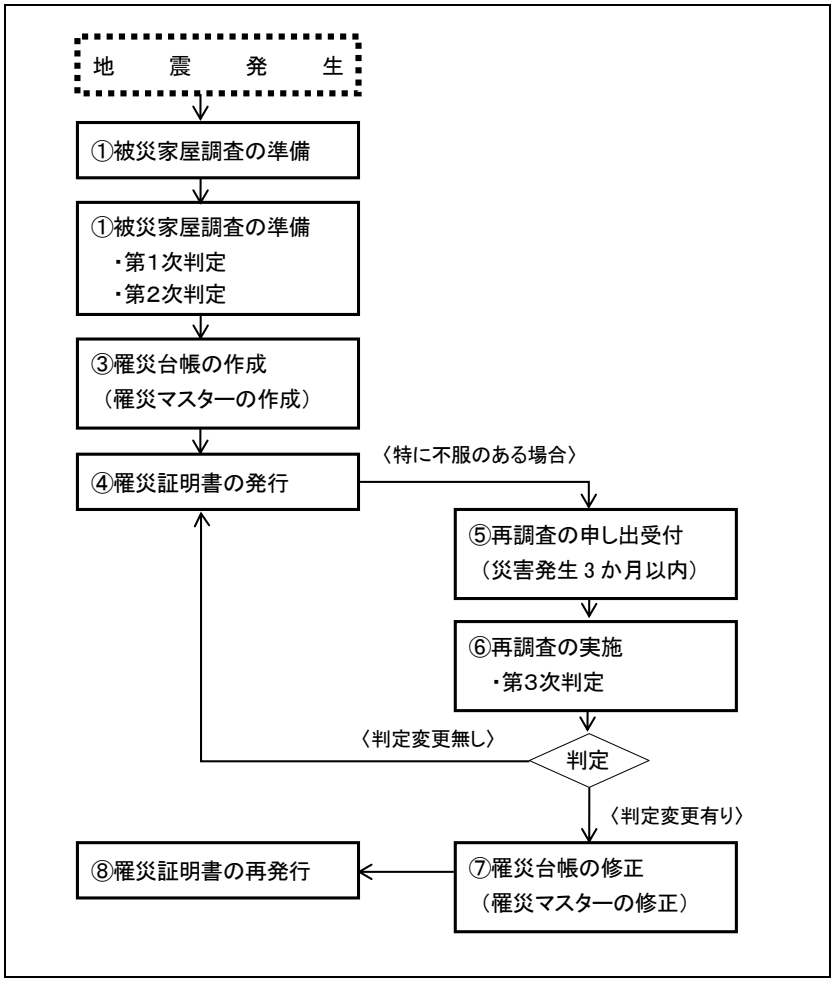
・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）

・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）

・調査員運搬用車両の確保、手配

・他都市応援職員等の宿泊所の確保

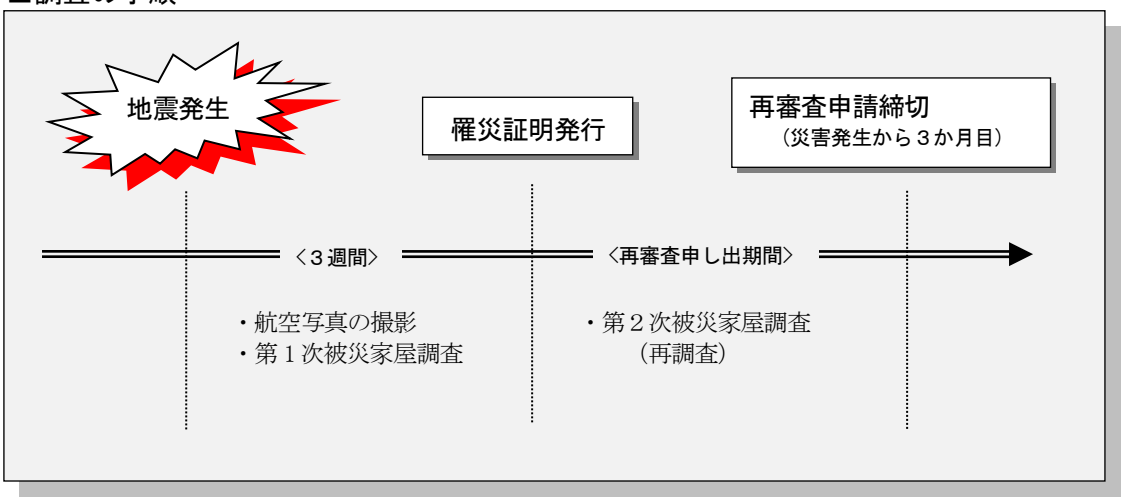
■罹災証明発行の流れ



被災家屋調査の実施

被災家屋調査は、次の手順で実施する。

■調査の手順



□調査方法

○航空写真の撮影
関係業者に依頼して地震発生後２週間以内に被災地の航空写真（1/4,000～1/5,000）を撮影する。

○第１次被災家屋調査
被災家屋を対象に外観から目視調査を行う。

○第２次被災家屋調査
第１次被災家屋調査の結果に不服のあった家屋及び第１次被災家屋調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、１棟ごとに立入り調査を実施する。

□「調査チーム」の編成

・２人１組で調査を実施する。
・調査員は、市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。
・必要がある場合は、他市職員の応援派遣の要請をする。

県等による支援

発災後、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を県が実施する場合、本市はこの参加に努める。また、県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付について、被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、人的支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、 定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により被災市町村間の調整を図ることが計画されており、本市は必要に応じて支援を受けるものとする。

罹災台帳の作成

「総括現地調査班」は、被災家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

罹災証明書の発行

「福祉班」は、罹災台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を遅滞なく発行する。

再調査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から３か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災台帳及び罹災マスターのデータを修正する。

なお、判定の困難なものについては、「調査チーム」内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

１．４ 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

【広報班、福祉班、総括現地調査班】

「広報班」は、罹災証明書に関する広報を、広報紙やホームページ等を用いて行い、必要に応じて報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図る。特に、地震後に実施される被災建築物応急危険度判定と被災家屋調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、「福祉班」は、「総括現地調査班」と連携して、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

第２　被災者の生活確保

地震により被害を受けた市民が、速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。



２．１ 生活相談

【市民班、情報収集連絡班、関係各班】

被災者の生活再建を支援するため、市役所、地域防災拠点等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

市民サポートセンターの開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、本市は、「市民サポートセンター（仮称）」を開設する。

市民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

① 各種手続の総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

② 各専門分野での相談

・医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅に関する相談を受ける。
・相談内容に的確に対応するため、必要に応じて国及び埼玉県の担当部局へ専門家の派遣を要請して対応する。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。

③ 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、災害時における各種法律上の相談に応じる。

④ 情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報紙等を通じた広報によって提供する。

⑤ その他

・被災者からの要望を『聞きっぱなし』に終わらせることのないようにする。
・必要に応じて避難所の巡回相談を行う。
・要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

『 ➔ 資料１.23「災害時における特別法律相談に関する協定（埼玉弁護士会川越支部）」参照 』

尋ね人相談

被災者の安否確認等の相談に対しては、相談窓口を開設し、次のような対応を実施する。なお、安否情報の提供にあたっては、個人の情報の保護に十分留意する（「本編　第２章　第3節 第２『２．３ 相談の内容』」参照）。

① 相談窓口の開設

□正確な情報の把握

「情報収集連絡班」は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、市民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し「市民班」に報告する。

□市民からの相談対応

「市民班」は、「情報収集連絡班」が収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を、「市民サポートセンター」に移設する。

② 情報の提供

・新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用
・臨時広報等の発行、避難所等への掲示
・ホームページの活用
・ＮＴＴ東日本(株)の「災害用伝言ダイヤル（171）」、災害用伝言板（Web171）、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等の活用

《参考》
阪神･淡路大震災の場合、情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について、全国各地の被災者の親戚・知人・友人等から照会が、市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮した。

２．２ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

【福祉班（福祉推進課）】

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給する。なお、死亡した場合は、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体に著しい障害を受けた場合は、その者に対して災害見舞金を支給する。

『 ➔ 資料２．27「災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給」参照 』
『 ➔ 資料１．89「川越市災害弔慰金の支給に関する条例」参照 』
『 ➔ 資料１．90「川越市見舞金等支給要綱」参照 』

２．３ 災害援護資金の貸付

【福祉班（福祉推進課）】

市は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、災害からの生活立て直しのための資金として、災害援護資金や生活福祉資金を貸付けることにより住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

災害援護資金

市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付を行う。

『 ➔ 資料２.28「災害援護資金貸付制度」参照 』

生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協

議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。

『 ➔ 資料２.27「生活福祉資金貸付制度」参照 』

２.４ 被災者生活再建支援制度

【福祉班（福祉推進課）】

制度の概要

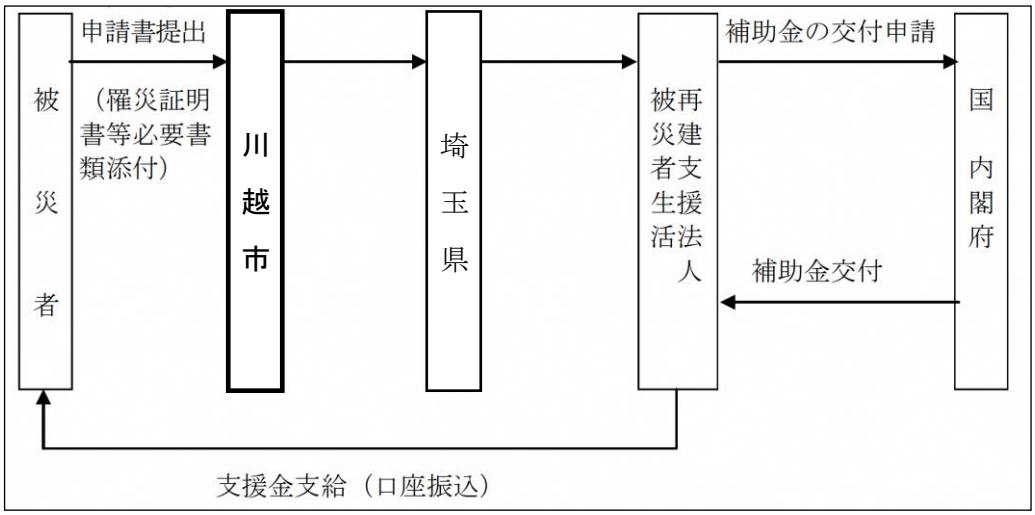
地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金が支給される。平成 10 年度から制度化されたが、平成 16 年度に居住安定支援制度が創設された。埼玉県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

『 ➔ 資料２.28「被災者生活再建支援制度」参照 』

支援金の支給

「福祉班（福祉推進課）」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

■支援金の支給手続



２.５ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

【本部班、福祉班（福祉推進課）、建築住宅班（建築住宅課）】

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記２.４）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成 26 年４月１日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和２年４月１日以降、中規模半壊世帯への支援については令和３年４月１日以降に発生した自然災害から適用。）。

□制度の概要

埼玉県・市町村生活再建支援金	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
埼玉県・市町村半壊特別給付金	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、再建方法に応じて埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
埼玉県・市町村家賃給付金	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
埼玉県・市町村人的相互応援	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

『 ➔ 資料２.31「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」参照 』

２.６ 住宅の再建

【建築住宅班（建築住宅課）】

火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定によって災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

災害復興住宅建設資金に基づく融資

災害復興住宅建設資金に基づく融資の詳細については、資料編参照のこと。

『 ➔ 資料２.31「災害復興住宅建設資金に基づく融資」参照 』

災害復興住宅補修資金に基づく融資

災害復興住宅補修資金に基づく融資の詳細については、資料編参照のこと。

『 ➔ 資料２.32「災害復興住宅補修資金に基づく融資」参照 』

埼玉県及び市の措置

① 災害復興住宅資金

埼玉県及び市は、被災地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

② 災害特別貸付金

災害によって滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合は、市長は罹災者の希望によって災害の実態を調査した上で、罹災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、罹災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込み希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

２．７ 職業のあっせん

【食料・物資調達班（雇用支援課）】

災害により離職を余儀なくされた罹災者に対する職業のあっせんについて、市は、離職者の状況を把握し、国（川越公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を国（川越公共職業安定所）に要請する。

２．８ 租税等の徴収猶予及び減免等

【関係各課】

罹災した納税義務者、特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令・条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予、減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

市税の徴収猶予及び減免

市長は、罹災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

国税等の徴収猶予及び減免

国及び埼玉県は、地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出、納付及び納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予並びに減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

国民健康保険税の徴収猶予及び減免

地震災害によって生活が著しく困難になった納税義務者等に対し、申請により被災の状況に応じて国民健康保険税を減免する。また、地震災害によって財産に損害を受けた納付義務者等が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に１年以内の延長を行う。

介護保険料の減免及び徴収猶予

災害により財産に著しい損害を受けた者に対し、申請により被災の状況に応じて介護保険料を減免する。

災害により財産に損害を受けた納付義務者等が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、６月以内において徴収を猶予する。

国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ、日本年金機構に免除申請者を進達する。

保育料の減額

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて、保育料を減額する。

２．９ 生活保護

【福祉班（生活福祉課）】

被災に伴う生活困窮者の生活確保のため、埼玉県及び市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査のうえ、最低生活を保証する措置を講ずる。

２．１０ 借地借家の特例の適用に関する計画

【建築住宅班（建築住宅課）】

計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれがあるときは、本部長（市長）は、迅速適切に「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用を図るものとする。

適用基準

災害が一定規模以上である場合、本部長（市長）の意見の申し出に基づき、罹災都市借地借家臨時処理法第 25 条の２に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

適用手続

本部長（市長）は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときは、所定の申請書を用いて、国土交通大臣あて申請する。

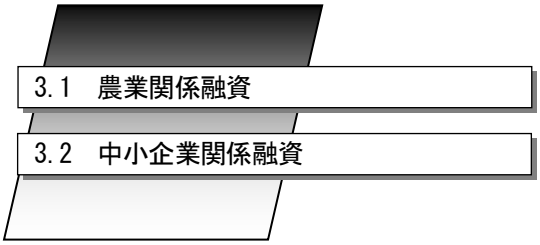
『 ➔ 様式 29「罹災都市借地借家臨時処理法の申請」参照 』

第３　地域経済の復旧支援

地震により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速化・適正化を図り、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講ずる。

なお、融資にあたっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、業務の迅速化・適正化に努める。



３．１ 農業関係融資

【農政班（農政課）】

災害によって被害を受けた農業者又は団体に対して復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の融資及び補償制度を周知し、その活用を促進する。

また、融資が円滑に行われるよう、業務の適正かつ迅速な実施を埼玉県及び関係機関に要請する。

□農業関係融資

・天災融資法第２条第１項の規定に基づく資金融資
・日本政策金融公庫（農林水産事業）の農林漁業セーフティネット資金融資
・埼玉県農業災害対策特別措置条例第３条に基づく資金融資
・農業保険法に基づく農業共済事業による補償

３．２ 中小企業関係融資

【食料・物資調達班（産業振興課）】

市は、被災中小企業及び商工業関係団体の情報収集並びに資金需要の把握を行い、被災した中小企業の再建を促進するための資金の融資制度を周知する。また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証並びに県制度融資などにより、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、埼玉県に要望する。

資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

中小企業に対する金融制度の周知

国、県、政府系金融機関等が行う金融の特別措置について、中小企業者に周知徹底を図る。

資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

《参考》

◆埼玉県の措置

埼玉県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施する。

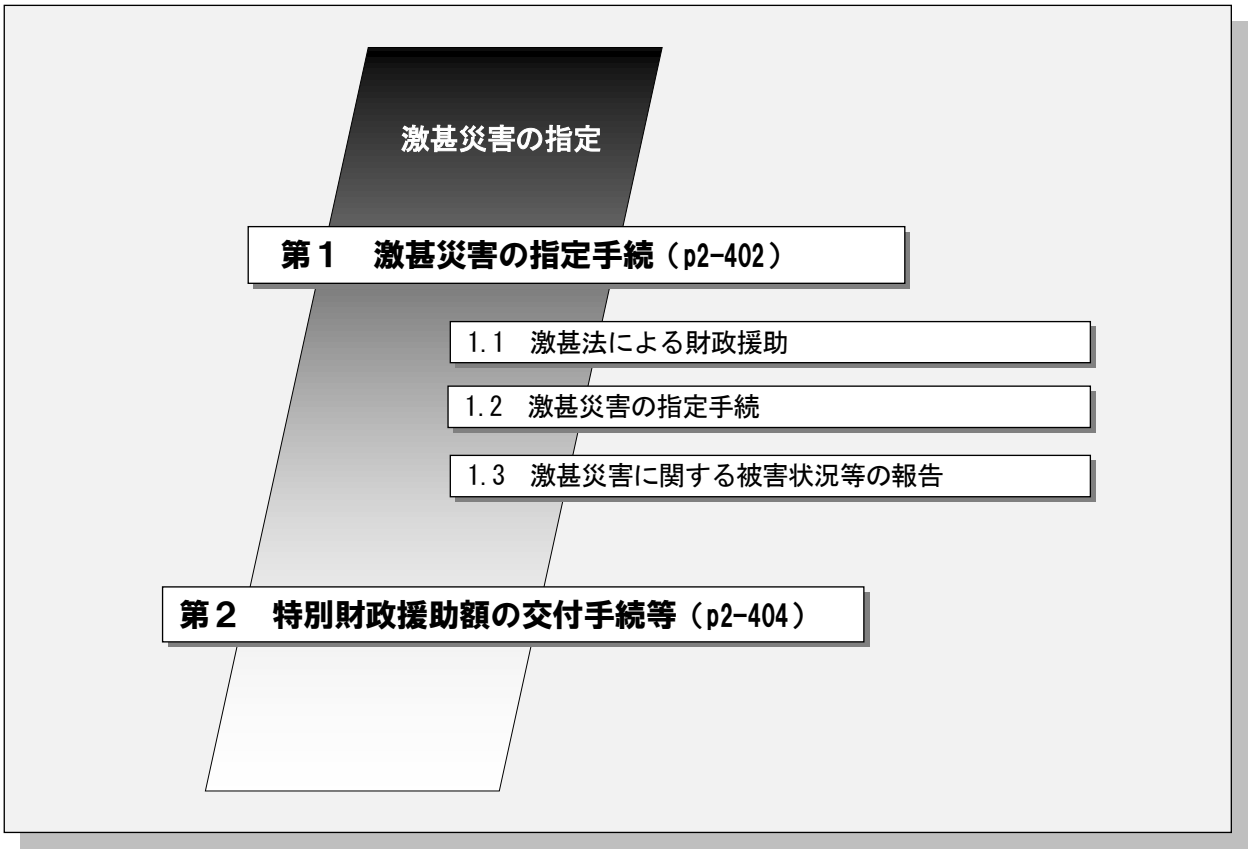
また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請する。

□中小企業関係融資

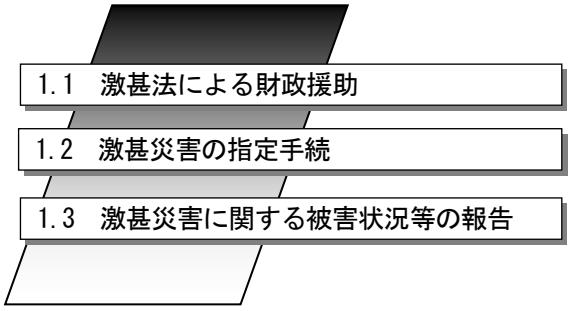
・被災中小企業に対する復興資金の貸付
・日本政策金融公庫（中小企業事業）の災害復旧貸付
・日本政策金融公庫（国民生活事業）の災害貸付
・商工組合中央金庫の貸付

第３節　激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。



第１　激甚災害の指定手続



１．１ 激甚法による財政援助

【関係各課】

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。

この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、罹災者に対する特別の助成措置を内容としている。

１．２ 激甚災害の指定手続

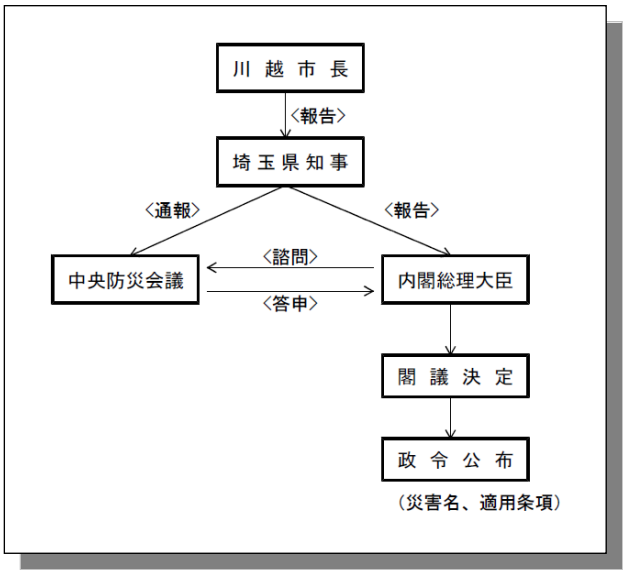
【関係各課】

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、埼玉県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、１月から 12 月までに発生した災害を一括して翌年の１、２月頃に手続をするが、「公共土木施設」及び「農地等」の措置について、査定見込額が明らかに指定基準を超えるとみられる場合においては、「中小企業関係の特例」又は「森林関係」の措置が適用される場合に限り、早期の指定が可能である。

■激甚災害指定の流れ



１．３ 激甚災害に関する被害状況等の報告

【本部班】

知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、災対法第 53 条第１項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告するものとする。

報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

・災害の原因
・災害が発生した日時
・災害が発生した場所又は地域
・被害の程度（災対法施行規則別表第１に定める事項）
・災害に対してとられた措置
・その他必要な事項

第２　特別財政援助額の交付手続等

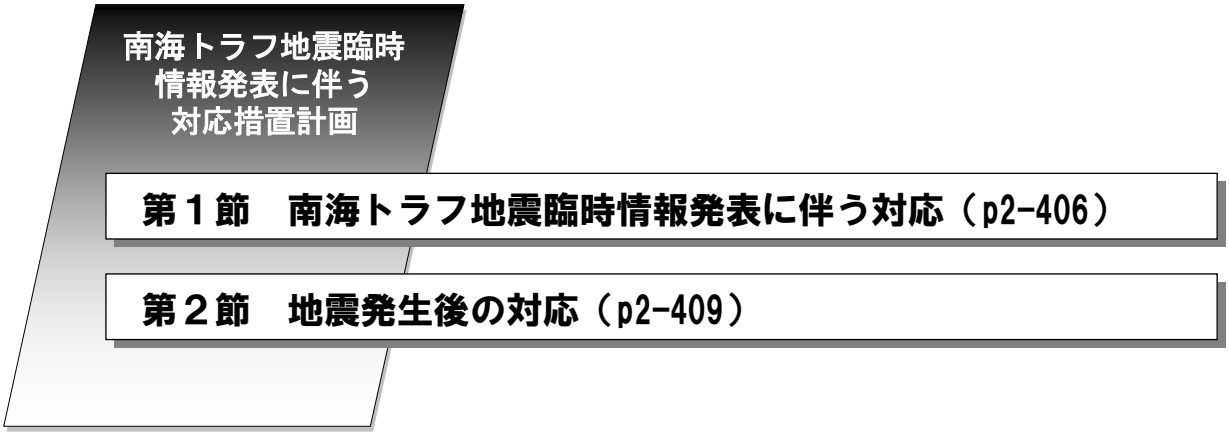
本部長（市長）は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、埼玉県知事に提出しなければならない。

■復旧に伴う財政援助の種類

事業名	国の財政援助等（根拠法令）	
	通常災害	激　甚　災　害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第３条１項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第３条	同上　第３条１項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第８条	同上　第３条１項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条	同上　第５条
都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水路）	建設省都市局長通達　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	―
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第３条１項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第55条	同上　第３条１項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法26条	同上　第３条１項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条､37条の２	同上　第３条１項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25･26条	―
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条、第95条	同上　第３条１項
婦人保護施設等災害復旧事業	売春防止法第39条、40条	同上　第３条１項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条、第62条	同上　第３条１項
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第59条	同上　第３条１項
堆積土砂排除事業	予算補助	同上　第３条１項
湛水排除事業	同上	同上　第３条１項・第10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第３条	同上　第８条１項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第３条	同上　第12条
事業協同組合等施設災害復旧事業	―	同上　第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	―	同上　第16条
私立学校施設災害復旧事業	―	同上　第17条
水防資材費	―	同上　第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第８条１項	同上　第22条
上水道・簡易水道災害復旧事業	水道法 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	予算補助
し尿処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	予算補助
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	同上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第７条	同上
災害特例債	―	災害対策基本102条１項 小災害特例債､歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	地方交付税法第15条、第16条 災害に伴う特別交付税の追加交付 災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	

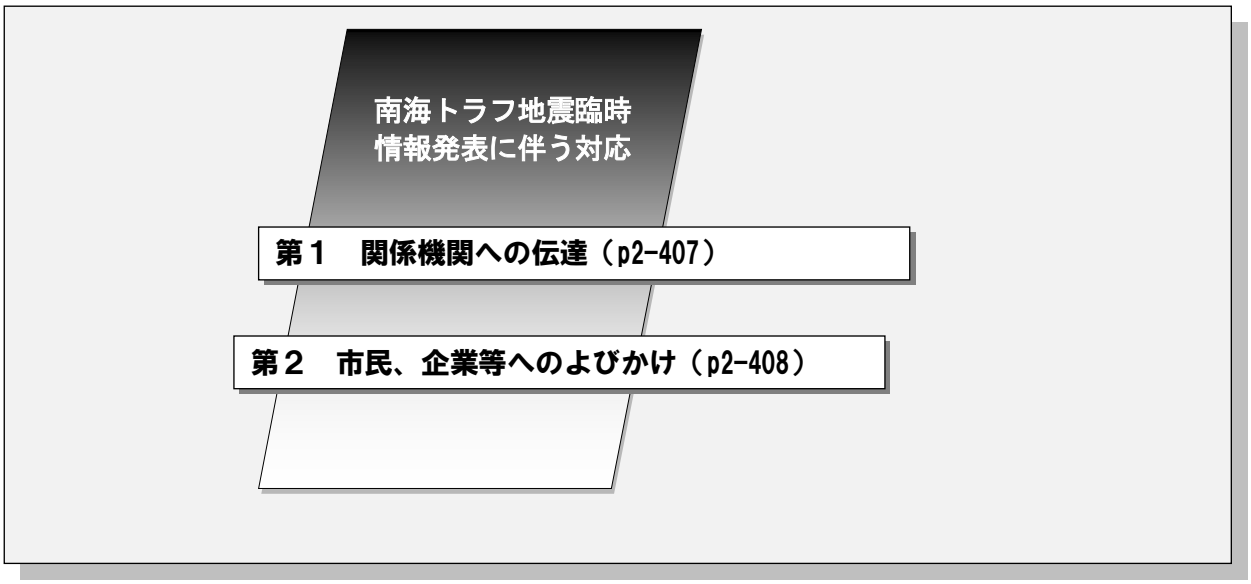
第４章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。同法に基づき、令和７年７月１日現在で、１都２府 27 県 723 市町村が推進地域に指定されている。本市域は、推進地域には指定されていないが、平成 24 年 8 月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度 5 強程度が推計されている。南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、本市でもかなりの被害が発生する可能性があるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置計画を定めるものである。



第１節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

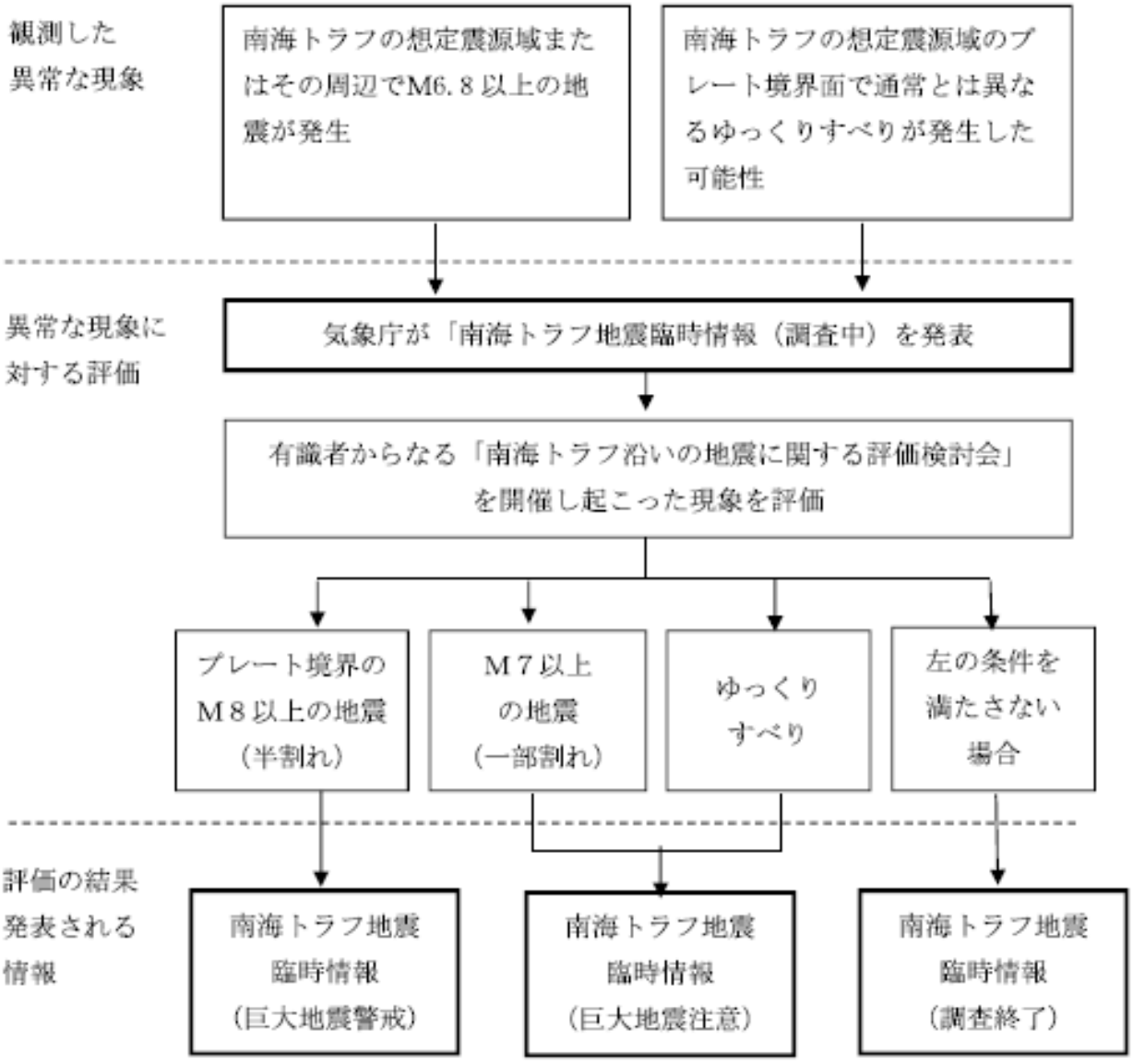
本節では、気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」の発表の流れ及び関係機関への伝達について定める。



第１　関係機関への伝達

市は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を県から受けた場合は、庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



第２　市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	２週間 （警戒：１週間） （注意：１週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	１週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難路の確認、家族との安否確認方法の確認等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

第２節　地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、 市及び防災関係機関は、「震災対策編　第２章　震災応急対策計画及び第３章　震災復旧・復興計画」に基づき対応を行う。

第５章　北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成17 年 9 月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和４年 9 月 30 日現在で、北海道から千葉県にかけての 1 道 7 県の 272 市町村が推進地域に指定されている。本市域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

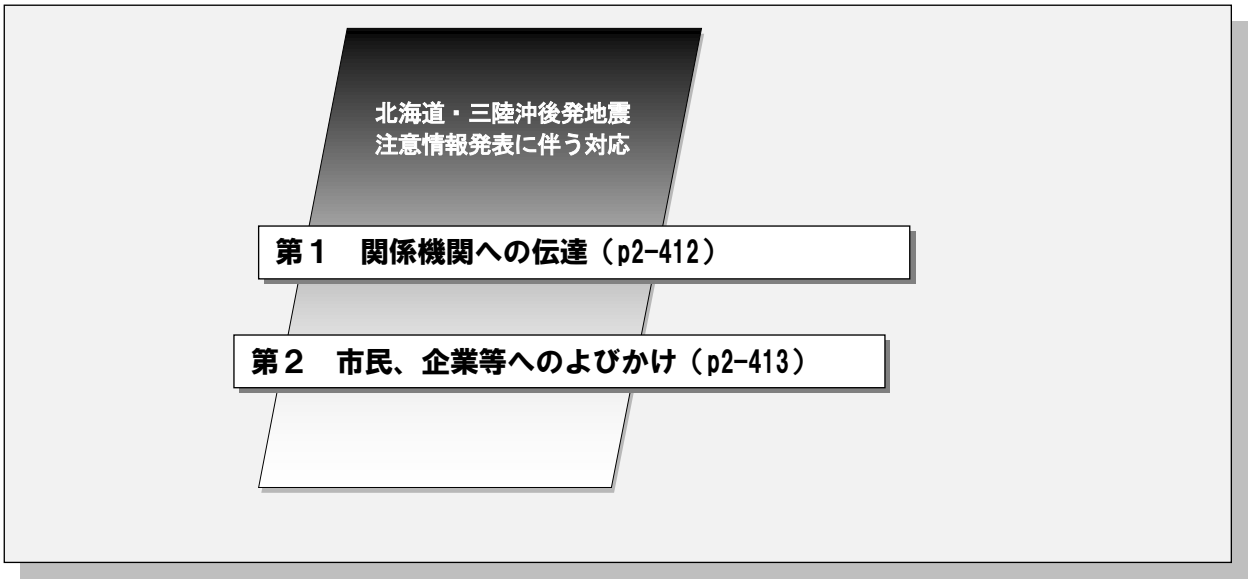
北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置計画

第１節　北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応（p2-411）

第２節　地震発生後の対応（p2-414）

第１節　北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応

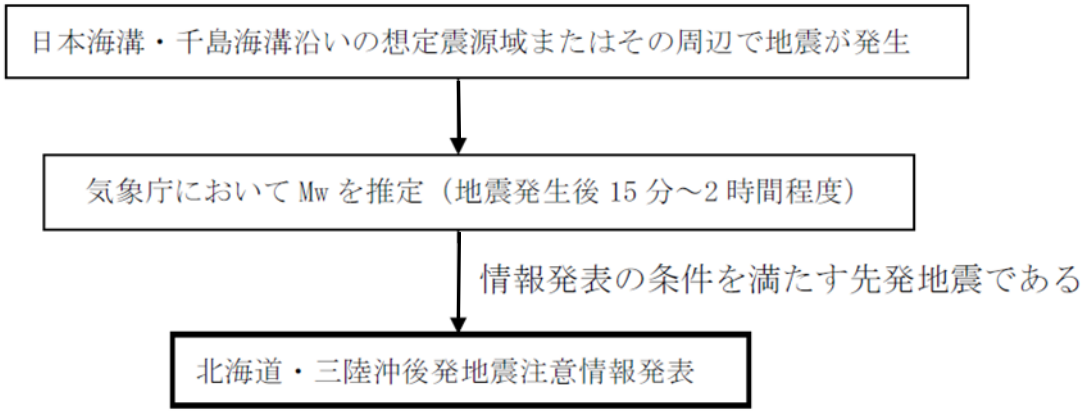
本節では、気象庁と内閣府による「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表の流れ及び関係機関への伝達について定める。



第１　関係機関への伝達

北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生し、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ発表される「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を県から受けた場合は、庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】



第２　市民、企業等へのよびかけ

市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から１週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第２節　地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、市及び防災関係機関は、「震災対策編　第２編　震災応急対策計画及び第３章　震災復旧・復興計画 」に基づき対応を行う。

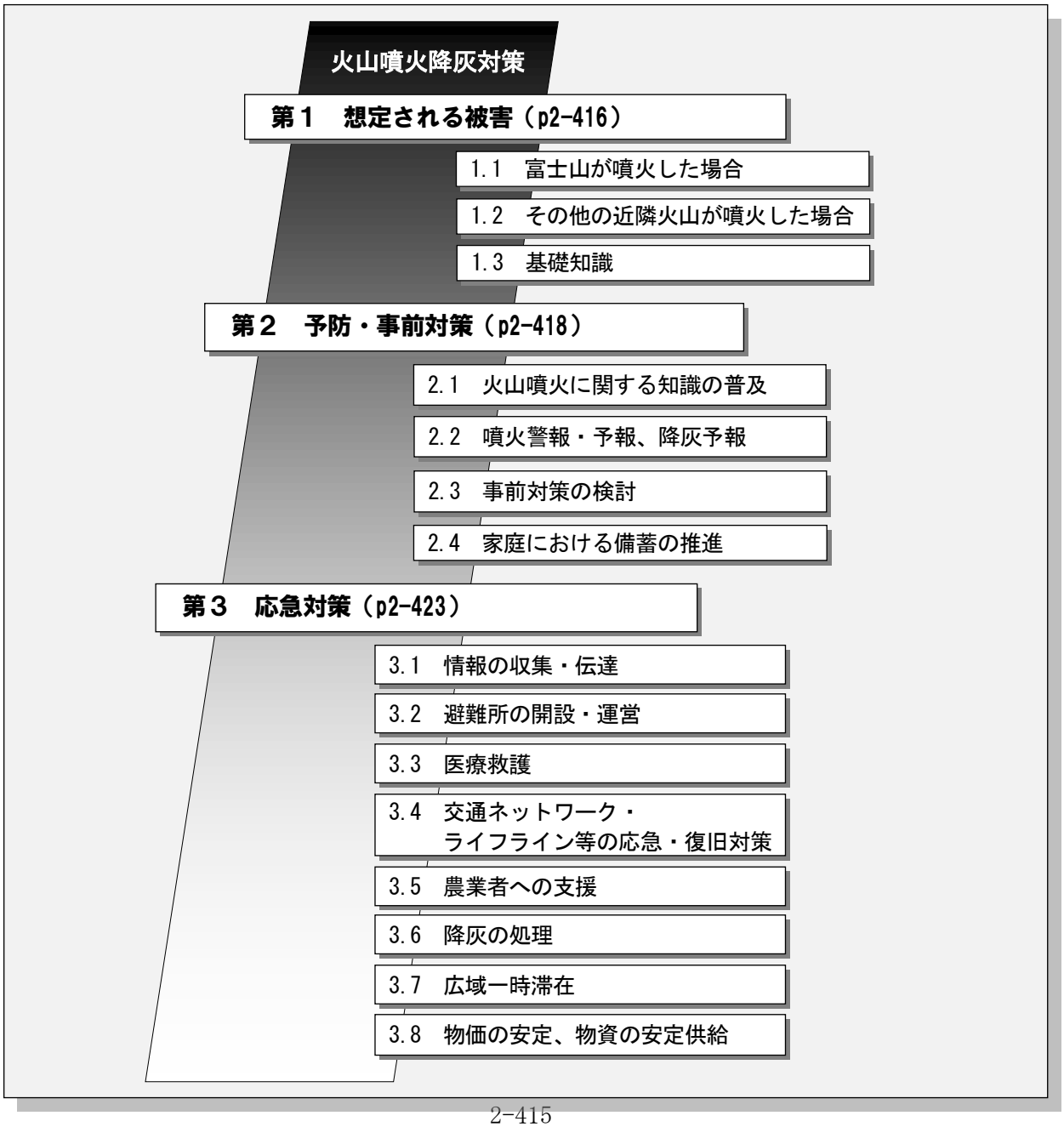
第６章　火山噴火降灰対策

埼玉県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和２年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県南部で場所により２～４㎝、県南東部の一部で８～１６㎝、北部の大部分及び秩父地域全体で０．５㎝以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。

また、浅間山については、天明３年（1783 年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

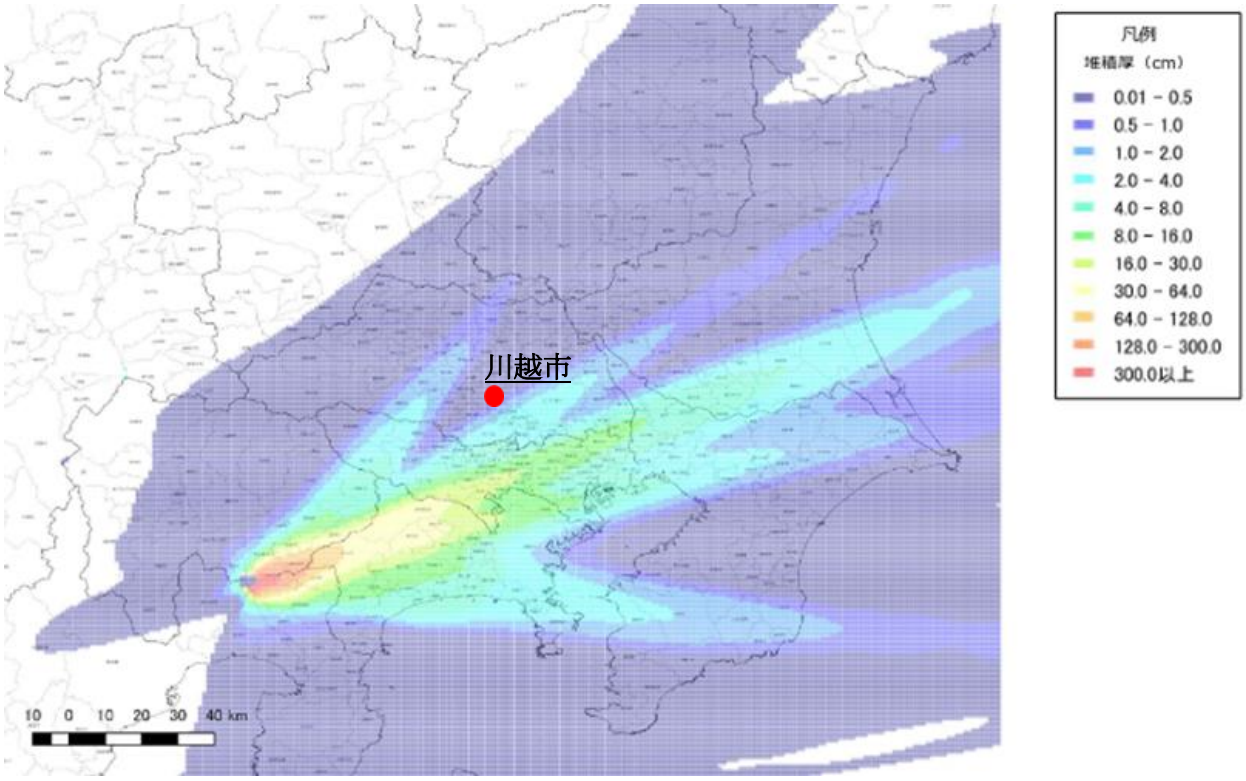


第１　想定される被害

1.1　富士山が噴火した場合
1.2　その他の近隣火山が噴火した場合
1.3　基礎知識

１．１ 富士山が噴火した場合

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和２年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県南部で場所により２～４㎝、県南東部の一部で８～１６㎝、北部の大部分及び秩父地域全体で０．５㎝ 以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性がある。



（出典：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「降灰シミュレーションのパラメータと計算結果」より抜粋）

１．２ その他の近隣火山が噴火した場合

その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合については、浅間山火山防災協議会が公表した火山ハザードマップ（降灰）（平成 30 年 3 月）、草津白根山防災会議協議会が作成した草津白根山火山ハザードマップ（降灰）（2019 年）において降灰の可能性が図示されているが、本市における降灰の可能性は示されていない（ハザードマップに本市は図示されていない）。

１.３ 基礎知識

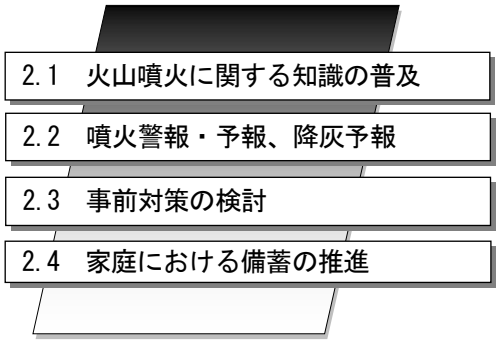
【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

○粒子の直径が２㎜ より小さな噴出物（２～0.063㎜ を砂、0.063㎜ 未満をシルトと細分することもある）
○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
○亜硫酸ガス（SO_2）、硫化水素（H_2S）、フッ化水素（ＨＦ）等の火山ガス成分が付着
○水に濡れると硫酸イオン等が溶出
○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
○硫酸イオンは金属腐食の要因
○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1,000℃と低い
○粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
　苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
　珪長質（シリカに富む）マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い
（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

第２　予防・事前対策



２．１ 火山噴火に関する知識の普及

【防災危機管理室】

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、防災週間や火山防災の日などを通じ、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

２．２ 噴火警報・予報、降灰予報

【防災危機管理室】

噴火警報(居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第４条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平時から噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、地域防災計画に定められた火山で運用される。噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧を下表に示す。

■噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表
（噴火警戒レベルが運用されている火山の場合）

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル５（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル４（高齢者等避難）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル３（入山規制）
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル２（火口周辺規制）
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル１（活火山であることに留意）

噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
※　噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

降灰予報

気象庁は、以下の 3 種類の降灰予報を提供する。

■降灰予報

降灰予報の種別	概要
降灰予報（定時）	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18 時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（速報）	・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10 分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
降灰予報（詳細）	・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰予報で使用する降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1㎜ 以上
やや多量	0.1㎜ 以上 1㎜ 未満
少量	0.1㎜ 未満

火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

① 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

② 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

③ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

２．３ 事前対策の検討

【関係各課】

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

□検討項目

・市民の安全、健康管理等
・降灰による空調機器等への影響
・視界不良時の交通安全確保
・農産物等への被害軽減対策
・上下水道施設への影響の軽減対策
・降灰処理、火山灰の処分場所

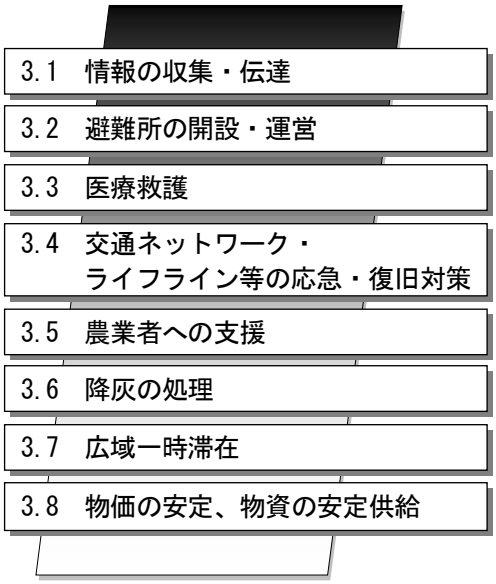
２．４ 家庭における備蓄の推進

【防災危機管理室】

富士山が噴火した場合、高速道路や幹線道路等への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

第３　応急対策

大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国、県、市及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。



３．１ 情報の収集・伝達

【本部班、情報整理班、情報収集連絡班、広報班】

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、市は、県に協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は、「第２編 第２章 第２節 第４『 ４．２　初動期の広報 』」を準用する。

□埼玉県災害オペレーション支援システムで取得する情報

・噴火警報・予報
・火山の状況に関する解説情報
・噴火に関する火山観測報
・噴火速報
・降灰予報

降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、埼玉県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県及び市は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

□降灰調査項目

・降灰の有無・堆積の状況
・時刻・降灰の強さ
・構成粒子の大きさ
・構成粒子の種類・特徴等
・堆積物の採取
・写真撮影
・降灰量・降灰の厚さ

降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰が予測される場合、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、Xなど）も活用する。

□とるべき行動（例）

○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。
※　ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

３．２ 避難所の開設・運営

【本部班、避難所連絡班、避難所運営班、学校教育班、上下水道管理班、給水班、医療班、保健班】

市は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、避難所を開設・運営する。なお、避難対策については、「第２編 第２章 第２節『 第12　避難活動 』、第２章 第３節 『 第３　避難所の運営 』 」を準用する。

また、降灰の影響により鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合は、一時滞在施設の開設・運営に努める。

帰宅困難者への支援については、「第２編 第２章 第２節 『第 20　帰宅困難者への支援 』 」を準用する。

避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

３．３ 医療救護

【医療班、保健班、消防組合】

医療救護活動については、「第２編 第２章 第２節 『 第７　医療救護 』」を準用する。

火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響など健康への被害が懸念されるため、対応が必要である。

３．４ 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【交通・帰宅困難者支援班、道路班、上下水道管理班、水道復旧班、下水道復旧班、
都市ガス事業者、(一社)ＬＰガス協会、東京電力パワーグリッド(株)、ＮＴＴ東日本(株)】

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「第２編 第２章 第２節 『 第８　交通対策 』、『 第９　緊急輸送道路の確保 』、『 第 18　ライフラインの応急対策 』 」を準用する。また、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

□大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和２年）では、以下の被害が想定されている。

・鉄　道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行の停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
・道　路：乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の堆積厚で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道の停止に伴う交通量増等による、速度の低下や渋滞が発生する。
・物 資 ：一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
・人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
・電　力：降雨時 0.3cm 以上の堆積厚で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上の堆積厚で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。
・通　信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
・上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなったり、断水が発生する。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
・下水道：降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
・建　物：降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
・健康被害：降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

３．５ 農業者への支援

【農政班】

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

３．６ 降灰の処理

【廃棄物対策班、環境保全班、道路班】

火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。
民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
また、道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

灰の回収

宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。
市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布するとともに、用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。
また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

仮置場の設置等

市は、仮置場の設置を行うとともに、火山灰の利用、処分について検討する。なお、最終処分場の確保が難しい場合は、県に対して広域的な処分を要請する。

３．７ 広域一時滞在

【本部班、学校教育班、避難所運営班】

市は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他市町村の住民を受入れる。

３．８ 物価の安定、物資の安定供給

【食料・物資調達班、広報班】

市は、県と協力し、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、市民や事業者に冷静な行動を求める。

第３編　風水害対策編

この計画は、本市で台風や集中豪雨などによる風水害や積雪による雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市及び防災関係機関が災害予防、災害応急対策、災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定するものである。

第３編　風水害対策編

第１章　風水害予防計画（p3-1）

- 第１節　風水害に強い都市環境の整備
- 第２節　風水害に強い防災体制の整備
- 第３節　市民と行政の協働よる防災対策
- 第４節　風水害に関する調査研究

第２章　風水害応急対策計画（p3-37）

- 第１節　活動体制の確立
- 第２節　警戒期における災害応急対策活動
- 第３節　発災初期における災害応急対策活動
- 第４節　救援期における災害応急対策活動

第３章　風水害復旧・復興計画（p3-107）

- 第１節　施設の復旧・復興計画
- 第２節　民生安定のための措置
- 第３節　激甚災害の指定

第４章　雪害対策計画（p3-113）

第５章　大規模水害計画（p3-122）

第１章　風水害予防計画

本市では、台風や豪雨等によって過去に洪水や内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害を受けてきたが、治水対策等を順次実施することで、古くから水害常襲地帯であった荒川や入間川流域の低地帯では被害がかなり減少している。

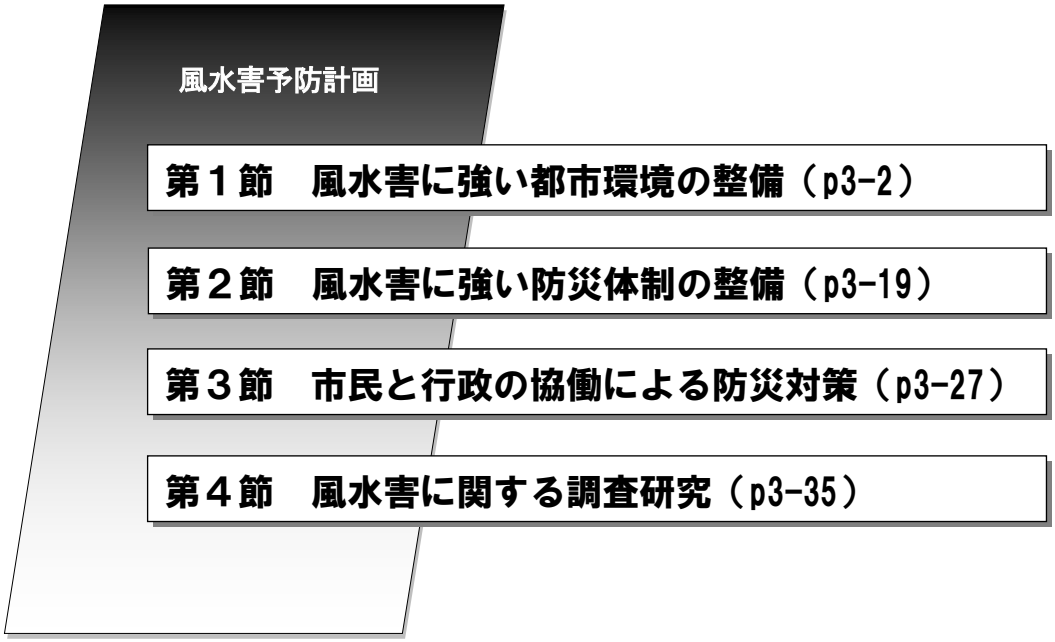
その反面、台地周辺の中小河川流域で市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が減少し、雨水の流出量が増えるなど、いわゆる都市型の水害の発生が見られるようになった。

特に、近年は気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、本市においても局地的集中豪雨により時間当たり 40㎜ 以上の降雨の影響で、中小河川流域や市街地を中心とした浸水被害が発生している。このほか、県内では竜巻による突風被害も発生しており、被害の多様化も見られる。今後もこれまでにない厳しい気象現象が起こりうる環境下において、本市は、その地理的・地形的条件から、大きな浸水被害を受ける危険性を有している。

このため、本市においても、荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」に参画し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う「流域治水」に取り組んでいるところである。

こうした背景を踏まえ、本市は風水害に強い都市環境の整備、体制づくり及び市民との協働を大きな柱として、次に示す風水害予防計画を推進する。

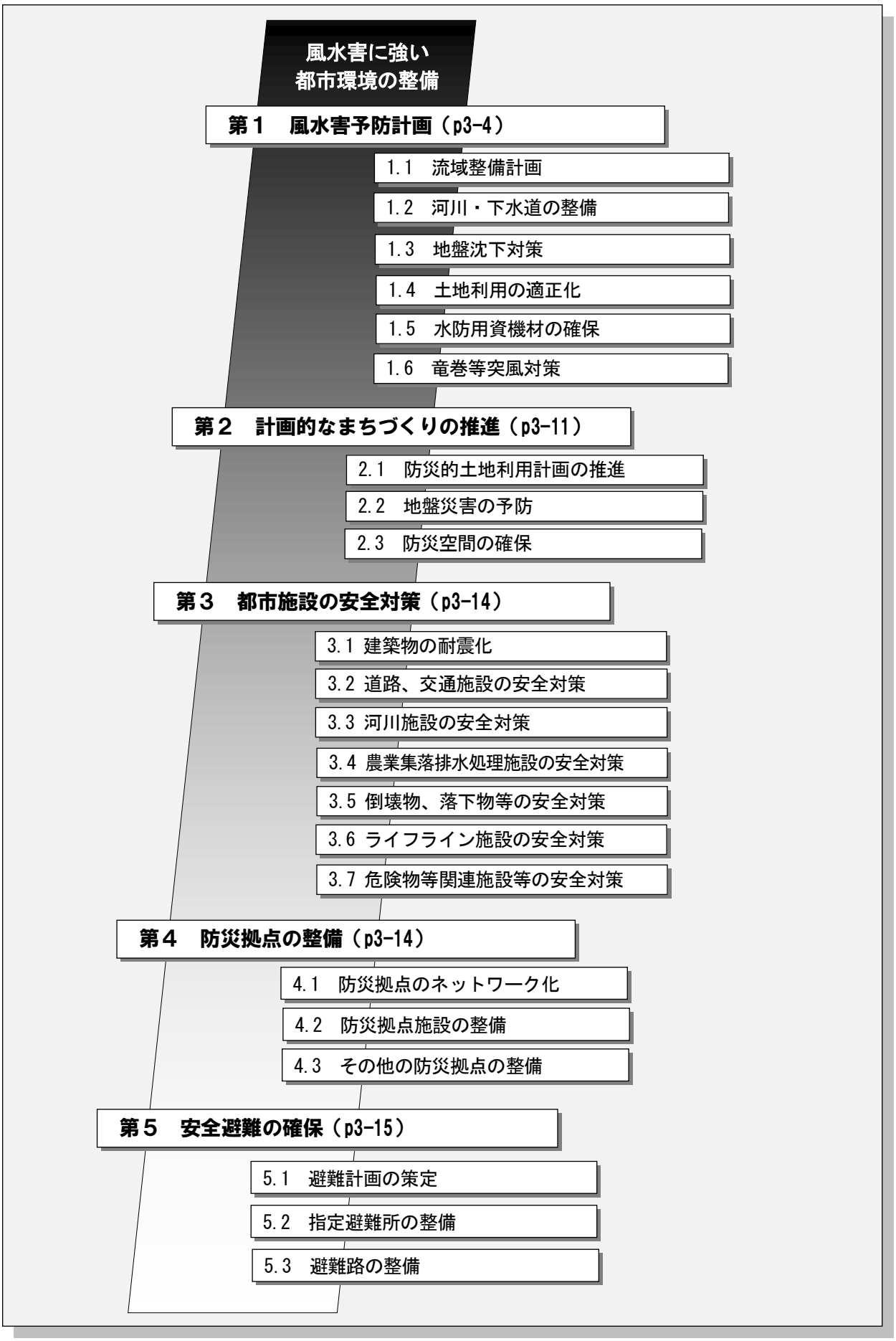
（計画内容は、必要に応じ適宜、震災予防計画を準用する。）



第１節　風水害に強い都市環境の整備

本市は、荒川をはじめとする河川に四方を囲まれており、常に水害の危険性を抱えている。そのため、これまでも治水事業を推進してきたが、依然として浸水する地域が残されている現状にある。

このため、本市は、流域整備計画を主軸とする風水害予防計画を策定し、風水害に強い都市づくりを推進するとともに、風水害に対する迅速な救援・救護活動の展開と日常生活の早期復旧を図るため、都市施設の安全化、防災拠点の整備、安全な避難環境の整備などを推進する。


風水害に強い
都市環境の整備
第１　風水害予防計画（p3-4）
1.1　流域整備計画
1.2　河川・下水道の整備
1.3　地盤沈下対策
1.4　土地利用の適正化
1.5　水防用資機材の確保
1.6　竜巻等突風対策
第２　計画的なまちづくりの推進（p3-11）
2.1　防災的土地利用計画の推進
2.2　地盤災害の予防
2.3　防災空間の確保
第３　都市施設の安全対策（p3-14）
3.1 建築物の耐震化
3.2 道路、交通施設の安全対策
3.3 河川施設の安全対策
3.4 農業集落排水処理施設の安全対策
3.5 倒壊物、落下物等の安全対策
3.6 ライフライン施設の安全対策
3.7 危険物等関連施設等の安全対策
第４　防災拠点の整備（p3-14）
4.1　防災拠点のネットワーク化
4.2　防災拠点施設の整備
4.3　その他の防災拠点の整備
第５　安全避難の確保（p3-15）
5.1　避難計画の策定
5.2　指定避難所の整備
5.3　避難路の整備

第１　風水害予防計画

四方を河川に囲まれている本市では、治水事業が重要な役割を担っているが、近年多発する集中豪雨等により浸水被害が発生していることから、その対策が求められている。

このため、地域特性を考慮した治水対策を進め、水害に強いまちづくりを目指す。



１．１ 流域整備計画

【河川課、下水道課】

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調整池・調節池の設置、流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

《方策》

(1) 雨水流出抑制の推進
(2) 洪水ハザードマップの公表

《内容》

雨水流出抑制の推進

本市では、市街化の進展により、道路や駐車場の舗装化、空き地の減少など、保水機能が低下している。このことにより、集中豪雨時などにおける雨水の流出量が増大し、局地的な浸水被害（都市型浸水）が頻発していることから、総合治水対策を実施する。

水害対策としては、雨水を河川や下水道施設に速やかに排水する流下型管きょ等の整備を基本とするが、その他の流域において雨水流出を抑制することにより、下流の河川や下水道施設への負担を軽減し、地下浸透による健全な水循環が図れる貯留・浸透施設の整備を推進する。

① 貯留施設の整備

次に示す各種事業により、貯留施設の整備を促進する。

・雨水を一時的に貯留し、ゆっくりと流出させるため、校庭や運動場の地盤を削って浅く広い面的な貯留スペースを造る。
・雨水調整池として用地を確保し、掘削整備する。
・公共用地の地下を掘削し貯留槽として整備し、道路、公園、校庭などと複合利用する。
・公共下水道の機能と兼ねて管内貯留させる。

② 浸透施設の整備

屋根に降った雨水を浸透井や浸透ます、浸透トレンチなどにより、地中に浸透させる。

また、道路においては、流出雨水を浸透側溝や透水性舗装により、地中に浸透させる事業を促進する。

水害ハザードマップの公表

平成 27 年５月に水防法が改正され、洪水予報及び水位周知を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害軽減を図るため、国土交通大臣は、荒川及び入間川流域が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定及び公表した。同様に県知事は、入間川流域や新河岸川流域が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として指定及び公表した。

これは、想定される最大規模の降雨を前提として、浸水が想定される区域及び深さを表示したものである（対象降雨の規模については2.1浸水想定河川にて詳述）。

これに伴い、川越市では「【国管理】荒川・入間川流域洪水ハザードマップ（想定最大規模）」、「【県管理】入間川流域洪水ハザードマップ（想定最大規模）」、「【県管理】新河岸川流域洪水ハザードマップ（想定最大規模）」、平成 15 年 8 月 5 日に川越市で観測された集中豪雨を基にした「内水ハザードマップ」をまとめた「水害ハザードマップ（2022年6月更新版）」を作成及び公表した。

なお、市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

１．２ 河川・下水道の整備

【河川課、下水道課、事業計画課】

四方を河川に囲まれた本市は、治水事業が重要な役割を担っている。特に、近年多発する集中豪雨等による浸水被害が各地区で発生していることから、治水対策が求められている。

治水事業については、国土交通省が荒川右岸堤防の嵩上げや、入間川右岸の排水樋管の改築など、水害を軽減するための事業を行っている。

また、県では、平成 10 年新河岸川河川激甚災害対策特別緊急事業として、新河岸川の改修事業、調節池新設・増設、樋門設置を行い、不老川でも河道改修、調節池等の整備を推進している。

本市も、このような事業との整合性を図りながら、治水整備基本計画（平成 11 年３月策定）に基づき、内水排除ポンプの設置、雨水管きょ整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画的に推進してきた。しかし、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面による甚大な被害が発生しており、その対策が求められている。

なお、本市の下水道の雨水整備状況は、整備面積 1,749ha、整備率 34.0%、管きょ延長は、合流管約 215km、分流雨水管約 132km となっている。

《方策》

(1) 河川整備
(2) 雨水整備
(3) 雨水の有効利用の促進
(4) 内水ハザードマップの活用

《内容》

河川整備

本市における河川整備の推進は、次のとおりである。

・準用河川久保川の河川改修を狭山市と協同して推進するとともに、準用河川天の川・古川・今福川の河川改修、普通河川の河川整備に努める。
・国、県及び関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を推進する。

雨水整備

本市における雨水整備の推進は、次のとおりである。

○［管きょ］公共下水道雨水管きょ整備事業の推進
都市の雨水排水に効果的な雨水管きょ整備事業は、排水先の河川管理者と十分な協議・調整のもと、公共下水道事業認可に基づき系統的・計画的に推進する。

○［調整池］雨水調整池等整備事業の推進
既設下水道管への負担軽減のため、雨水を一時的に貯留する調整池等整備事業を今後推進し、浸水被害の解消を図る。

○［ポンプ場］雨水ポンプ場整備事業の推進
地盤が低く河川に近い土地における浸水対策は、雨水ポンプ場整備が効果的であるため、排水先の河川管理者と十分な協議のうえ整備を推進する。

雨水の有効利用の促進

本市における雨水の有効利用の促進は、次のとおりである。

住宅の屋根に降った雨水を貯留する施設や浸透させる施設に対する補助金を交付し、下水道管きょへの雨水の一時的な流出抑制対策を図るとともに、雨水の有効利用を促進する。

内水ハザードマップの活用

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必

要がある。

本市は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成している。内水被害を軽減するため、内水ハザードマップを住民に周知し、避難路や避難場所等の確認、土のう設置箇所の検討等への活用を促していく。

１．３ 地盤沈下対策

【環境対策課】

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水位をリアルタイムで監視するテレメータシステムを平成 14 年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、本市は、地盤沈下対策として「埼玉県生活環境保全条例」により、第一種指定地域に指定されており、全ての用途の地下水の採取が規制されている。

１．４ 土地利用の適正化

【都市計画課、開発指導課】

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導を図る。

１．５ 水防用資機材の確保

【防災危機管理室、河川課、道路環境整備課】

市は、水害時の水防活動に必要な水防用資機材を常備し、その維持、管理に努める。

１．６ 竜巻等突風対策

【防災危機管理室、農政課、教育財務課、教育指導課】

埼玉県内では、平成 25 年９月に、２度にわたって大きな竜巻災害が発生した。

そのため、本市では、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる

必要がある。

《方策》

(1) 職員及び市民等への知識の普及
(2) 被害予防対策
(3) 活動体制の整備
(4) 適切な対処法の普及

《内容》

（１）職員及び市民等への知識の普及

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

① 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

市は、竜巻等突風の発生メカニズムや対処方法、並びに竜巻等突風から身を守る適切な避難行動について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

② 気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）等気象情報の普及

市は、気象防災速報（竜巻注意/竜巻発生）及びナウキャストの適中率及び予測精度など、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について普及を図る。

（２）被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、市は、被害の予防対策を図るとともに、市民等に対して予防対策の普及を図る。

市	○重要施設等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策 ○農作物における耐風対策の検討
市民	○ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ○屋内における避難場所の確保
学校	○飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策

（３）活動体制の整備

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制、並びに伝達体制を整備し、被害の防止を図る。

① 活動体制の整備

市は、竜巻等突風の発生メカニズムや気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）等の予測精度、竜巻等突風の特徴を踏まえ、気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）等の発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

② 住民への情報伝達体制

事前登録型の防災情報メール等に気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）を加え、住民への登録を促す。

防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

③ 目撃情報の活用

市職員、並びに防災関係機関等から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

（４）適切な対処法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市は、竜巻等突風への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

□竜巻から命を守るための対処法

・頑丈な建物への避難
・窓ガラスから離れる
・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
・避難時は飛来物に注意する

□気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）**発表時**	○空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ○竜巻ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（５～10 分程度ごと）に確認する。 ○安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用やこども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	○野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ○屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴）	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。

①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	○屋内 ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 ○屋外 ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

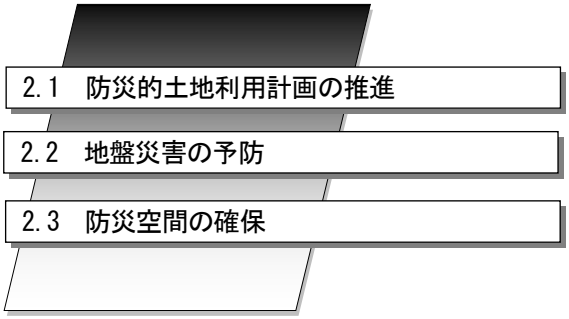
出典）「埼玉県地域防災計画（本編）」令和５年３月 埼玉県防災会議

第２　計画的なまちづくりの推進

本市は、これまでに風水害発生時に災害の危険性が高いと想定される区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては、依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による安全な市街地や公園の整備等による防災空間の確保並びに道路及び橋りょうの整備をより一層推進し、風水害に強いまちづくりを計画的に推進する。



２．１ 防災的土地利用計画の推進

【都市計画課、都市整備課、建設管理課】

本事項については
第２編　第１章　第１節　第１　『 １．１ 防災的土地利用計画の推進 』（p2-4）を準用する。

２．２ 地盤災害の予防

【防災危機管理室、開発指導課】

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を把握し、警戒避難体制を整備するなど災害を予防するための対策について定める。

《方策》

(1) 指定区域の状況
(2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制の整備
(3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策
(4) 危険が確認された盛土に対する是正措置

《内容》

（１）指定区域の状況

本市には、土砂災害警戒区域等が８か所ある。
これらの箇所はすべて川越台地の東南端の縁に位置している。
なお、埼玉県の指定する「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、以下「急傾斜地法」）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定は行われていないが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、以下「土砂災害防止法」）に基づく土砂災害警戒区域等の指定が平成 26 年１月に行われた。

『 ➔ 資料２．１「土砂災害警戒区域等一覧」参照 』

（２）土砂災害に対する住民の警戒避難体制の整備

本市は、土砂災害警戒区域等について、住民に対する周知、情報の収集・伝達体制の整備を図る。
また、レベル４土砂災害危険警報（警戒レベル４相当情報）が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。併せて、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

（３）土砂災害防止法に基づく土砂災害対策

本市は、土砂災害警戒区域等に指定されており、市は、当該区域において、次に示す警戒避難体制の整備等の対策を講ずる。

□土砂災害警戒区域における対策

・土砂災害警戒区域を含む住民組織や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
・土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
・土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
・土砂災害に関する注意報、警報、危険警報及び特別警報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。

□土砂災害特別警戒区域における対策

・住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設建築のための開発行為に関する許可
・建築基準法に基づく建築物の構造規制
・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対する移転等の勧告

□土砂災害防止法による区域指定（平成 26 年１月 28 日指定）

区分	内容	本市の指定状況
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	５箇所
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域	３箇所

『 ➔ 資料２．１「土砂災害警戒区域等一覧」参照 』

（4）危険が確認された盛土に対する是正措置

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

２．３ 防災空間の確保

【環境政策課、都市計画課、公園整備課、農政課】

本事項については
第２編　第１章　第１節　第１『 １．３ 防災空間の確保 』（p2-10）を準用する。

第３　都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の公共土木施設は、日常の市民生活及び社会・経済活動、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、本市及び防災関係機関は、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。

特に、洪水浸水想定区域等内の大規模工場等（※水防法施行規則の基準（延べ面積が１万平方メートル以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する）の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。

このほか、危険物等関連施設等については、危険物等取扱事業者が主体となり、安全対策を行うことが求められる。当該事業者は、危険物等取扱事業所が所在する地域の洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域、並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

本事項については
第２編　第１章　第１節　『 第２ 都市施設の安全対策 』（p2-12）を準用する。

第４　防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

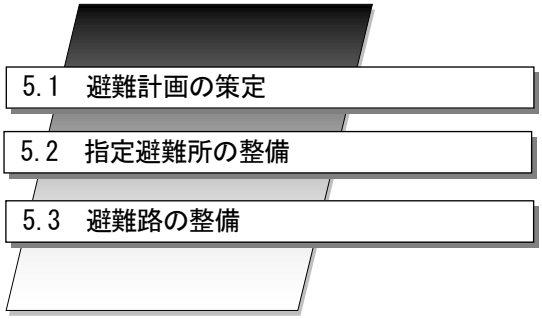
このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

本事項については
第２編　第１章　第１節　『 第３　防災拠点の整備　』（p2-27）を準用する。

第５　安全避難の確保

風水害による家屋の浸水や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者や、延焼火災等により危険が迫った地域の住民等の安全な避難活動が実施できるよう、本市の地域の特性を踏まえ、避難計画の策定、避難所の整備及び避難誘導体制の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

安全避難の環境整備を推進するために、必要な施策を次に定める。



５．１ 避難計画の策定

【防災危機管理室】

《方策》

(1) 避難計画策定の考え方
(2) 要配慮者関連施設の安全避難の確保
(3) 市民に対する避難計画等の適切な周知
(4) 洪水等に対する住民の警戒避難体制の整備

《内容》

（１）避難計画策定の考え方

緊急時に際し、その事態に即応した迅速かつ的確な避難措置を講じ、浸水想定区域内にある市民を安全区域に避難させるため、地域の実情に即した避難計画を策定する。

避難計画策定にあたっての避難行動の想定は、次のとおりとする。

■避難行動の想定

区分	避難の考え方
家屋倒壊等氾濫想定区域	早期に立退きが必要な区域。 避難情報に従って当該区域から安全な場所に速やかに確実に立退き避難する。
家屋倒壊等氾濫想定区域以外かつ想定浸水深 0.5m 未満の地域住民	原則避難しない。 （ただし、自主避難する場合は知人や親戚宅または最寄りの避難所等へ避難する。）
家屋倒壊等氾濫想定区域以外かつ想定浸水深 0.5m 以上の地域住民	原則、避難情報に従って安全な親戚・知人宅や市の指示する避難所へ避難する。 ただし、浸水の危険があっても、想定浸水深よりも高いところに居室がある、浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分ある場合は、自宅の上階にとどまること等により、安全を確保することも可能である。（屋内安全確保） （※一般的な２階建家屋の場合、想定浸水深３ｍ 以上の地域住民は、早期の立退き避難が必要になる。）

《参考》
◆家屋倒壊等氾濫想定区域
家屋倒壊等氾濫想定区域とは、家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食の発生することが想定される区域

（２）要配慮者利用施設の安全避難の確保

平成 29 年６月に「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」が施行されたことにより、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に

対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。

本市は、避難確保計画の作成等の支援や避難確保計画の内容の確認を行うとともに、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

《参考》
◆要配慮者利用施設
要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

『 ➔ 資料２.32「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」参照 』
『 ➔ 資料２.34「雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」参照 』

（３）市民に対する避難計画等の適切な周知

市民に安全かつ適切な避難を促すためには、市民への避難計画の周知が必要である。

このため、本市は、市民へのハザードマップや防災パンフレットの配布、市民や自主防災組織等との意見交換会、ワークショップの実施などを通じて、災害発生のメカニズムや当該地域の災害リスク、住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先、避難情報の意味合い（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味）等について、市民の理解を積極的に深めていくとともに、地域の避難計画は、こうした活動を通じて市民と協働して作成するものとする。

また、近年の集中豪雨における急激な水位上昇に迅速に対応することができるよう、上記の活動を通じて、地域住民等が現場で収集した情報をもとに自ら適切な避難行動を開始することができるような地域づくりを進めるものとする。

なお、市は避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底を図る。

（４）洪水等に対する住民の警戒避難体制の整備

市は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、避難情報の発令対象区域については、できるだけ細分化した地区名と合わせて伝達することが望ましい。ただし、細分化しすぎると伝達する地区数が増え、かえって居住者等にとってわかりにくい場合があることから、発令地区の単位及び発令対象区域をあらかじめ適切に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

「避難計画の策定」のその他の事項については
第２編　第１章　第１節　第４　『 ４.１ 避難計画の策定 』（p2-34）を準用する。

５．２ 指定避難所の整備

【防災危機管理室、教育財務課】

指定避難所は、集中豪雨等により河川氾濫の危険性が高まった地域の住民が安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

学校などの避難所の利用は、体育館に加えて、学校運営に支障が生じない範囲で、一部普通教室等も避難所として活用するため、トイレの洋式化など、施設の環境改善に努める。

また、浸水区域に位置する避難所のなかには避難所自体が床上浸水し、避難所として利用できない施設が発生することも考えられることから、代替の避難所を指定するなど住民の安全確保に努める。

本事項については
第２編　第１章　第１節　第４　『４．２ 避難拠点の整備』（p2-36）を準用する。

５．３ 避難路の整備

【防災危機管理室】

安全な避難活動を実施するためには、指定避難所の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備、誘導体制の確立等、避難誘導体制の整備を図る必要がある。

本事項については
第２編　第１章　第１節　第４　『４．３ 避難路の整備』（p2-45）を準用する。

第２節　風水害に強い防災体制の整備

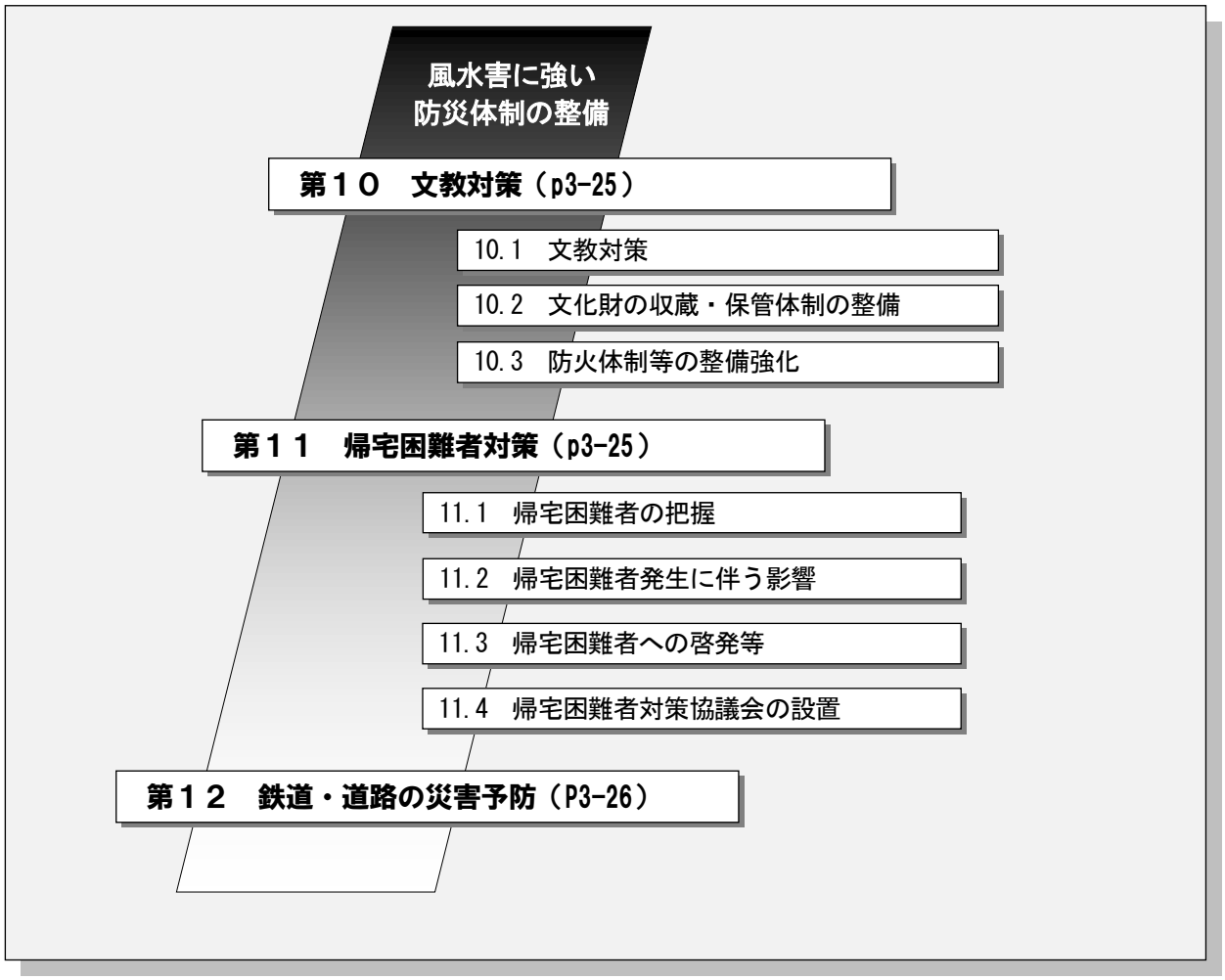
本市における風水害の危険性を見ると、荒川が氾濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水被害が発生することが予測されている。

このことから、今後、本市で起こり得る風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平時からの備えを充実させるとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理して、効率的・一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

災害に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。




風水害に強い
防災体制の整備
第５　災害時医療体制の整備（p3-23）
5.1　防災医療システムの整備
5.2　初動医療体制の整備
5.3　後方医療体制の整備
5.4　要配慮者者に対する医療対策
5.5　医薬品等の確保
第６　防疫体制の整備（p3-23）
6.1　防疫活動体制の整備
6.2　防疫薬品・資機材の確保
6.3　埋・火葬のための資材の確保及び斎場の安定的な運営
第７　緊急輸送体制の整備（p3-24）
7.1　緊急輸送道路の確保
7.2　緊急輸送車両等の確保
第８　廃棄物処理体制の整備（p3-24）
8.1　ごみ処理体制の整備
8.2　し尿処理体制の整備
8.3　広報体制の整備
8.4　相談・苦情等の想定
8.5　職員の教育訓練
8.6　災害廃棄物処理計画の見直し
第９　住宅対策（p3-25）
9.1　応急仮設住宅の事前計画
9.2　建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備
9.3　民間賃貸住宅等の把握


風水害に強い
防災体制の整備
第１０　文教対策（p3-25）
10.1　文教対策
10.2　文化財の収蔵・保管体制の整備
10.3　防火体制等の整備強化
第１１　帰宅困難者対策（p3-25）
11.1　帰宅困難者の把握
11.2　帰宅困難者発生に伴う影響
11.3　帰宅困難者への啓発等
11.4　帰宅困難者対策協議会の設置
第１２　鉄道・道路の災害予防（P3-26）

第１　災害活動体制の整備

本市において、荒川が氾濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水被害が発生し、救急・救助活動が実施されるが、同時に交通混乱等が発生し、被害の拡大をもたらすと考えられる。

このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第１　災害活動体制の整備 』（p2-55）を準用する。

第２　災害情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。

本市及び防災関係機関が災害対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。特に、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第２　災害情報収集・伝達体制の整備 』（p2-66）を準用する。

第３　非常用物資の備蓄

本市は、風水害発生時の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層の非常用物資の備蓄に努めるとともに、調達体制の整備を推進する。

また、荒川が氾濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水することから、備蓄品などが浸水被害に遭わないような対応も必要である。

なお、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者及び女性に十分配慮する必要がある。また、食料品については、アレルギー対象食材を表示したものの補充に努めるものとする。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第３　非常用物資の備蓄 』（p2-72）を準用する。

第４　消防体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、広域的な災害になることが予想され、より効果的な消防活動を展開する必要がある。このため消防機関は、人命の救助・救護活動を最優先に行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を投入するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

また、大規模な洪水等の発生時は、本市の消防力では対応が困難となり、広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護に万全を期すことが必要である。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第４　消防体制の整備 』（p2-83）を準用する。

第５　災害時医療体制の整備

大規模な災害において、多数の負傷者に対して迅速かつ的確に救助や医療救護を実施するため、平時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制を整備するとともに、要配慮者に対する医療支援、医薬品等の確保について、整備を図る。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第５　災害時医療体制の整備 』（p2-88）を準用する。

第６　防疫体制の整備

災害時においては、被災者の健康の確保を目的とした衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

そのため、本市では、活動を円滑に実施するため、防疫活動体制を整備するとともに、防疫薬品・資機材の確保を行う。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第６　防疫体制の整備 』（p2-95）を準用する。

第７　緊急輸送体制の整備

風水害発生直後の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議のうえ、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第７　緊急輸送体制の整備 』（p2-98）を準用する。

第８　廃棄物処理体制の整備

風水害時には、家屋の浸水被害や土砂災害等による家屋の倒壊等によって、木くず、コンクリートがら等、金属くず、腐敗性廃棄物、処理困難物等の通常の一般廃棄物とは異なる性状の廃棄物が大量に発生するとともに、避難所からの生活ごみやし尿に対する処理対策も必要となる。特に荒川氾濫による洪水の場合に発生する災害廃棄物の推計量は下記のとおりである。

このほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

■種類別の災害廃棄物の推計量（荒川氾濫による洪水）

総量（トン）	災害廃棄物（トン）								
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	危険物・有害物	思い出の品、貴重品	廃家電類	土砂
104,728	40,425	9,530	4,503	2,723	17,594	524	105	1,990	27,334

出典）埼玉県災害廃棄物処理指針

なお、水害の場合は地震と異なり、水害により水田に堆積した稲わらの発生も想定される。稲わらについては、関係機関と連携し、東清掃センター及び資源化センターで受入れ、処理を行うものとする。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第８　廃棄物処理体制の整備 』（p2-103）を準用する。

第９　住宅対策

風水害による浸水被害や土砂災害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

県は、災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、市はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

このため、あらかじめ応急仮設住宅の設置計画を策定し、想定罹災世帯数に応じた応急仮設住宅を迅速に供給できるよう、設置場所、資機材及び人員の確保体制を確立することが重要である。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第９　住宅対策 』（p2-108）を準用する。

第１０　文教対策

本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、本市はその保護・保存に努めているが、文化財の防火対策を図るため、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制づくりに努める。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第10　文教対策 』（p2-113）を準用する。

第１１　帰宅困難者対策

本市からは、毎日約 86,000 人の市民が他市区町村に通勤・通学（都内へは約 30,000 人）しており、首都圏で大規模水害が発生した場合には、多くの人が東京など市外で帰宅困難者になることが予想される。

また、本市には、市外から毎日約 73,000 人が通勤・通学しており、さらに、年間約 700 万人もの観光客が訪れている。これらの人たちも道路の損壊や交通機関の停止により市内で帰宅困難者となることが予想される。

そのため、本市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、市外からの観光客等に対しても災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、埼玉県及び関係機関等と協議し、実施していく。

本事項については
第２編　第１章　第２節　『 第11　帰宅困難者対策 』（p2-116）を準用する。

第１２　鉄道・道路の災害予防

特殊な気象条件下において、竜巻等突風が発生する可能性があり、それによる事故の発生など鉄道・自動車交通等の運行に支障が予想される。これらが発生した場合の被害等の軽減方策の強化について、以下のような対策を講じるよう関係機関に要請する。

・風速計の新設等による風の観測体制の整備 ・風観測の手引き等の作成 ・暴風設備の手引きの作成 ・運転規則、突風対策についての調査・研究

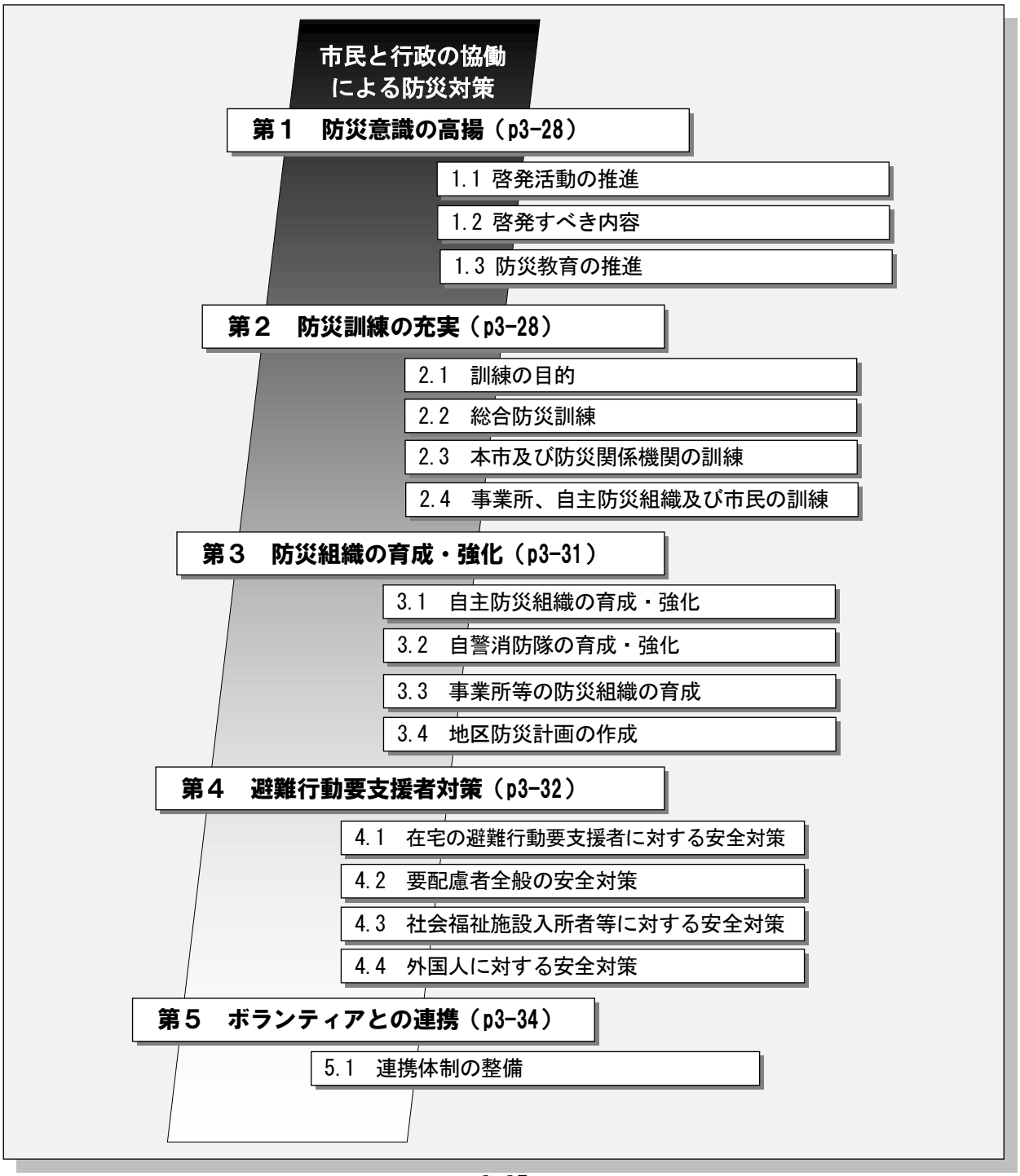
第３節　市民と行政の協働による防災対策

市民や事業所が日ごろから災害への備えをし、被災時に的確な対応をとることが、被害を軽減するうえで最も大きな力となる。

このことから、本市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

本市が実施する市民との協働による防災対策に係る施策を次に定める。



第１　防災意識の高揚

風水害による被害を未然に防止し軽減するうえで、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた学習活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

特に近年、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では、越辺川の堤防決壊により市内で浸水被害が発生した。水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成・配布など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

このほか、大規模な竜巻被害も発生しており、平成 25 年９月には熊谷市、越谷市、松伏町等で大きな被害を発生させた。竜巻等突風の予測は困難であるが、これが発生したときに適切な行動をとることができれば人的被害を軽減することは可能である。

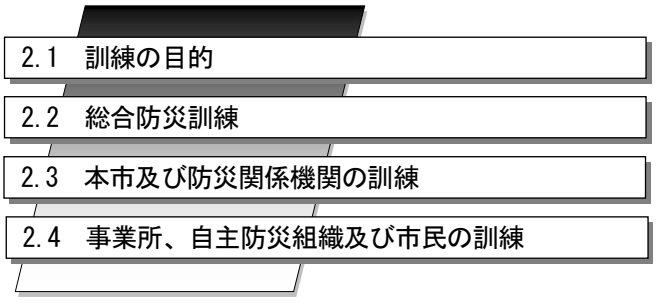
防災訓練時等の際に、「自らつくるマイ・タイムライン作成の手引き」や内閣府が公表するパンフレット「竜巻等突風災害とその対応」等を紹介する等、一般市民に対して風水害に対する身の守り方等についての啓発・普及を行う。

その他、本事項については
第２編　第１章　第３節　『 第１　防災意識の高揚 』（p2-123）を準用する。

第２　防災訓練の充実

本市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力の向上を図るとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を次に定める。



２．１ 訓練の目的

【防災危機管理室、消防組合、各課共通】

本事項については
第２編　第１章　第３節　第２『 ２．１ 訓練の目的 』（p2-130）を準用する。

２．２ 総合防災訓練

【防災危機管理室、消防組合、各課共通】

本事項については
第２編　第１章　第３節　第２『 ２．２ 総合防災訓練 』（p2-131）を準用する。

２．３ 本市及び防災関係機関の訓練

【防災危機管理室、河川課、消防組合、各課共通】

水防訓練

水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、次のとおり水防訓練を実施する。

① 実施の時期及び場所

台風期前の最も訓練効果の期待できる時期を選び、定期的に実施する。
訓練場所については、訓練の実施内容に合わせて選定する。

② 実施方法

本市、消防組合及び河川管理者が相互に協力して実施する。

③ 訓練内容

訓練は、以下のような内容の一部又は全部について実施する。

・水防工法訓練	・避難誘導訓練	・水防資機材輸送訓練
・通信、情報連絡訓練	・招集訓練	・広報訓練
・その他水防上必要な訓練		

応急水害対策訓練

本市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水害が発生しやすい地区（水害常襲地区）に配置する職員の水防知識及び技術の習得を図り、市民と協力して被害を最小限にするため、次

のとおり応急水害対策訓練を実施する。

① 実施の時期及び場所

出水期前の、最も訓練効果の期待できる時期を選び、実施する。
また、訓練場所については、訓練に適する場所を利用して実施する。

② 実施方法

本市は、消防組合の協力のもと、市職員を対象に実施する。

③ 訓練内容

訓練は、以下のような内容で実施する。

・排水ポンプ操作訓練
・情報収集伝達訓練
・その他応急水害対策上必要な訓練

土砂災害対策訓練

本市は、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の向上を図り、土砂災害による被害を最小限にするため、次のとおり土砂災害対策訓練を実施する。

① 実施の時期及び場所

６月の土砂災害防止月間を中心に実施する。訓練場所については、土砂災害警戒区域等にて行う。

② 実施方法

市職員及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に実施する。

③ 訓練内容

訓練は、以下のような内容で実施する。

・避難訓練
・情報収集伝達訓練
・その他土砂災害対策上必要な訓練

２．４ 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

【防災危機管理室、消防組合】

本事項については
第２編　第１章　第３節　第２『 ２．４ 事業所、自主防災組織及び市民の訓練』
（p2-136）を準用する。

第３　防災組織の育成・強化

大規模な風水害が発生した場合、本市及び防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災活動を実施することとなるが、道路及び橋りょうの損壊等により活動能力の低下又は阻害も予想され、市民は行政側の防災活動に頼ることのみにとどまらず、自ら進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、災害発生後における人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本市は、このような防災活動が効果的に実施されるよう、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日ごろから防災意識の高揚を図り、防災体制の万全を期する。

このほか事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

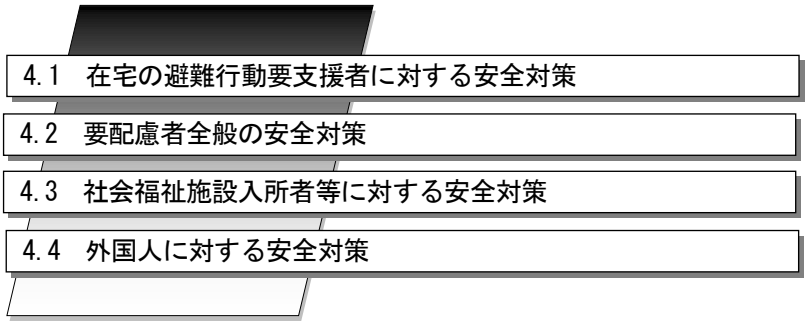
本事項については
第２編　第１章　第３節『 第３　防災組織の育成・強化 』（p2-138）を準用する。

第４　避難行動要支援者対策

風水害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合、要配慮者が、適切な防災行動をとることは容易でない。また、要配慮者の中でも特に要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者が被害を受ける事例が多く報告されている。

このため本市は、これら避難行動要支援者に対する防災環境の整備や支援等を中心とした防災対策を推進する。

本市の要配慮者の安全確保を推進するための施策を次に定める。



４．１ 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策

【防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課】

地域で暮らす要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者は、情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、災害時はより被害を受けやすくなる。

そのため、本市は在宅の避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力及び連帯の体制の確立に努めるものとする。

本事項については
第２編 第１章 第３節 第４ 『 ４． １ 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策 』（p2-147）を準用する。

４．２ 要配慮者全般の安全対策

【防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課地域包括ケア推進課、介護保険課】

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、地域での要配慮者支援体制の整備や要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備等を行うものとする。

本事項については
第２編 第１章 第３節 第４ 『 ４．２ 要配慮者全般の安全対策』（p2-153）を準用する。

４．３ 社会福祉施設入所者等に対する安全対策

【障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども家庭課、保育課、療育支援課】

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な避難行動要支援者の迅速な避難活動を支援するため、日ごろから連絡先を把握し、避難情報の伝達体制づくりに努める。

特に、荒川が氾濫した場合、市域東側の広い範囲が浸水すると予想されることから、洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等は、平時から円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努める。また水害時は施設入所者の状況の把握に努め、伝達される洪水情報や避難準備情報等に応じて迅速な対応を行うこととする。

なお、各施設への水防情報の伝達方法は、ファクシミリを基本とする。

『 ➔ 資料２.33「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」参照 』

本事項については
第２編　第１章　第３節　第４『 ４．３ 社会福祉施設入所者等に対する安全対策 』（p2-154）を準用する。

４．４ 外国人に対する安全対策

【防災危機管理室、国際文化交流課】

本市は、市内に在住する外国人が言葉や文化の違いから、風水害時にパニック等の混乱を起こさないように、外国人の安全確保に必要な対策を推進する。

本事項については
第２編　第１章　第３節　第４『 ４．４ 外国人に対する安全対策 』（p2-156）を準用する。

第５　ボランティアとの連携

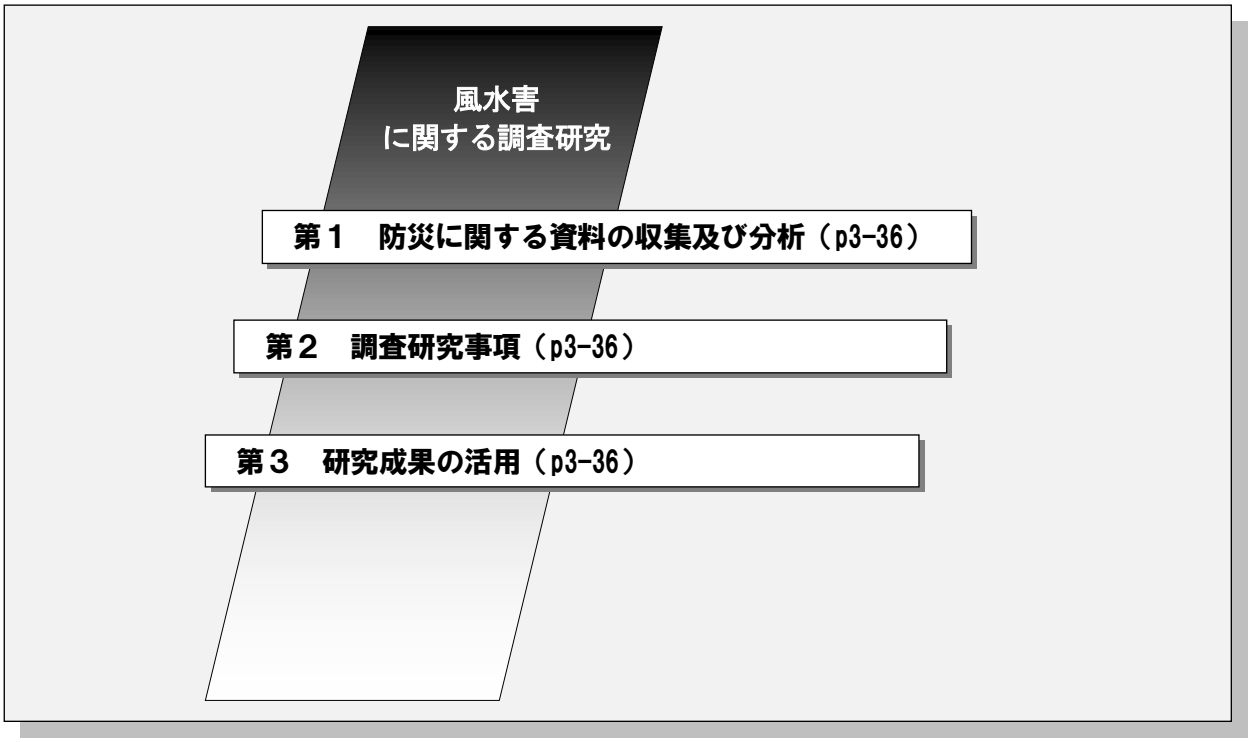
ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有する専門ボランティアと、避難所等における被災住民の世話や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としない一般ボランティアがあり、大規模災害時におけるボランティア活動が、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは、周知のとおりである。

このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平時から構築する必要がある。

本事項については
第２編　第１章　第３節　『 第５　ボランティアとの連携 』（p2-158）を準用する。

第４節　風水害に関する調査研究

風水害は、地域的特性を有し、自然的・社会的条件があいまって、複雑、多様な現象を示す。したがって、本市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、効果的な災害対策を推進するため、災害現象を科学的に分析し検討する調査研究を実施するよう努める。なお、調査研究に当たっては、男女別データの収集・分析に努める。



第１　防災に関する資料の収集及び分析

本市は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理して、必要に応じて活用できるよう努める。

第２　調査研究事項

調査研究事項は、次に示すとおりである。

・災害想定
・本市風水害の特質と最近の傾向
　（集中豪雨等による都市部の内水氾濫など）
・危険地区の実態把握と被害想定
・災害情報の収集伝達に関する総合的システム
　（中小河川の急激な増水に対応した避難情報の発令・伝達方法等）

第３　研究成果の活用

本市は、風水害に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第２章　風水害応急対策計画

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、本市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

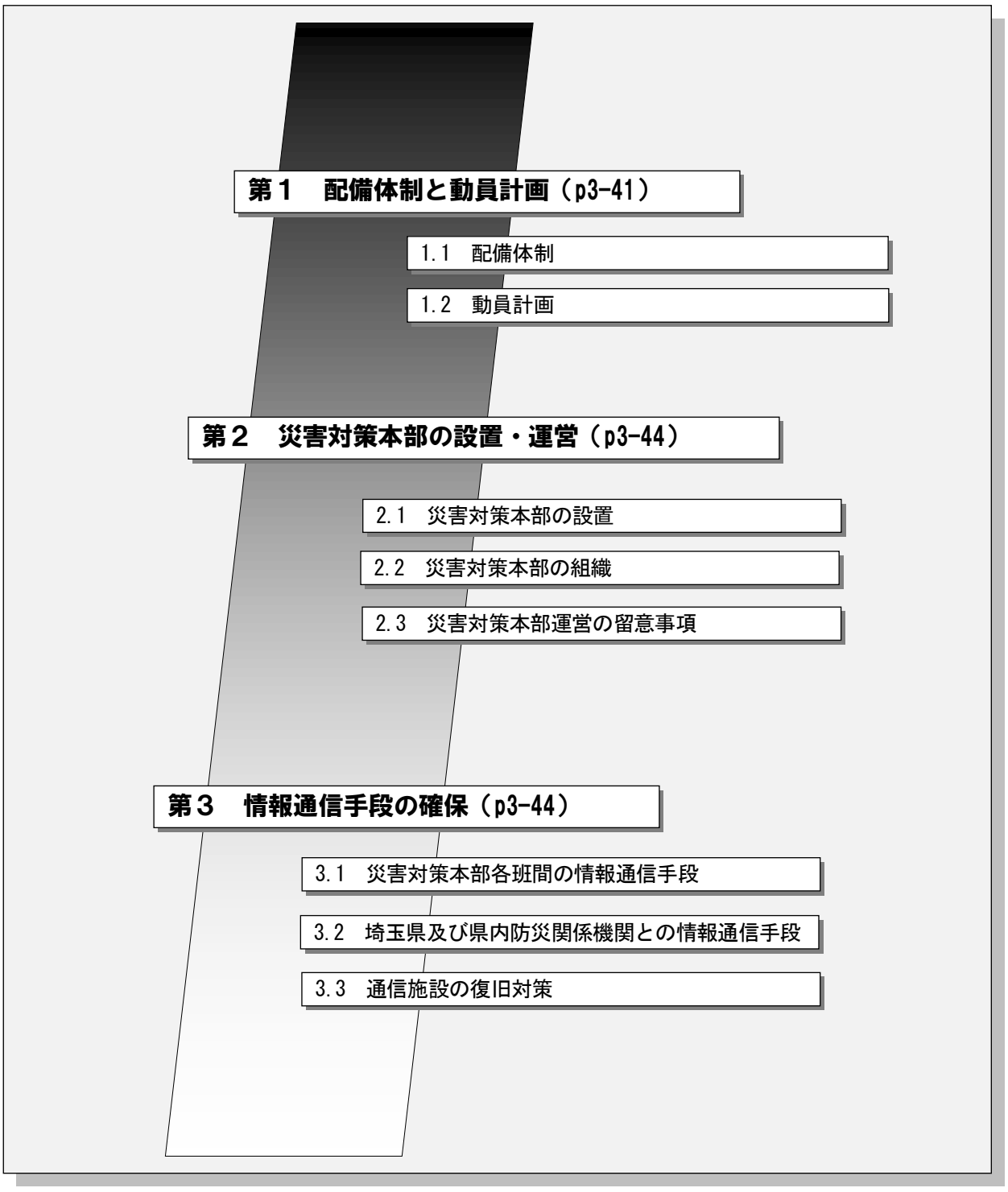
（計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策計画を準用する。）

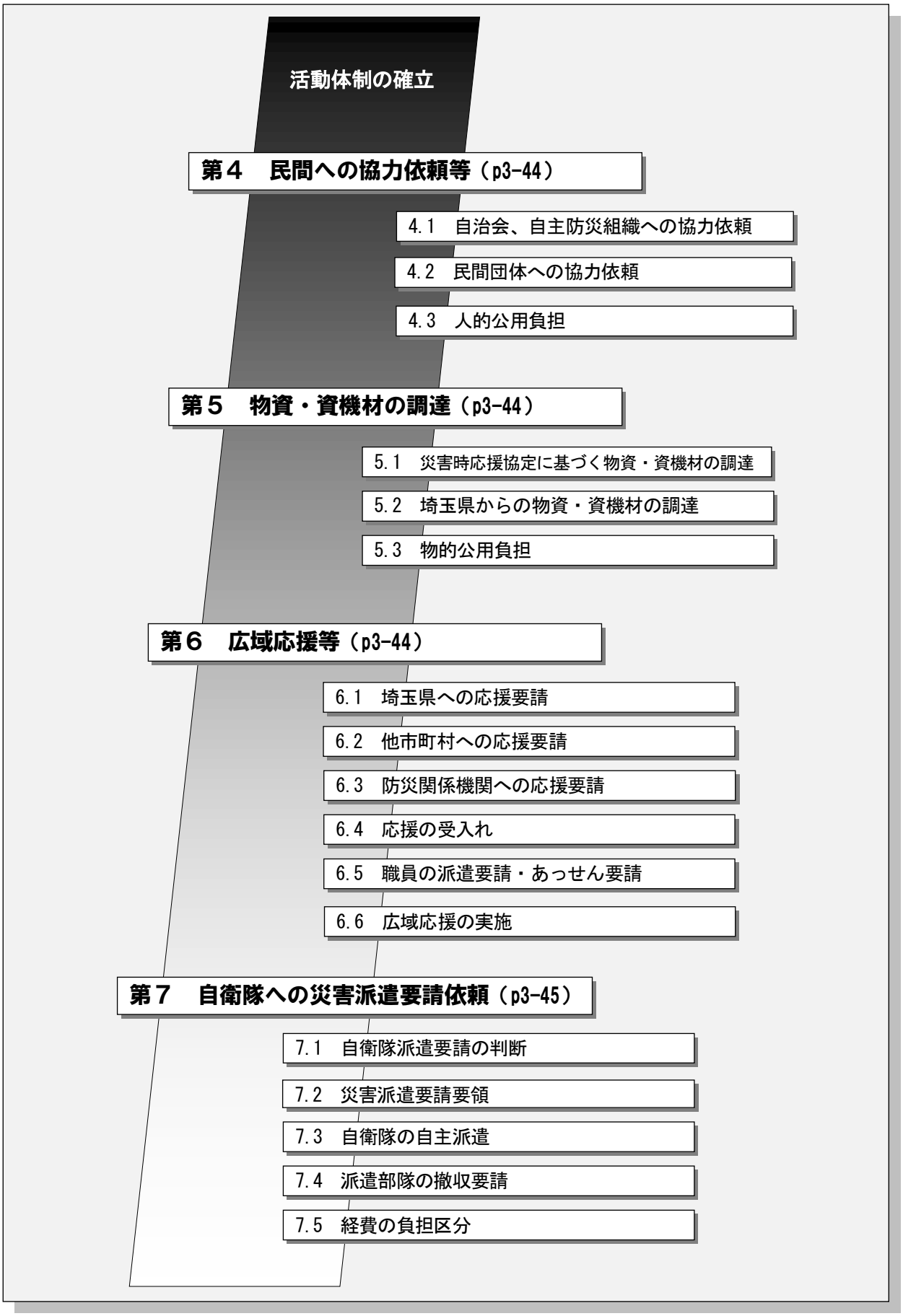
風水害応急対策計画

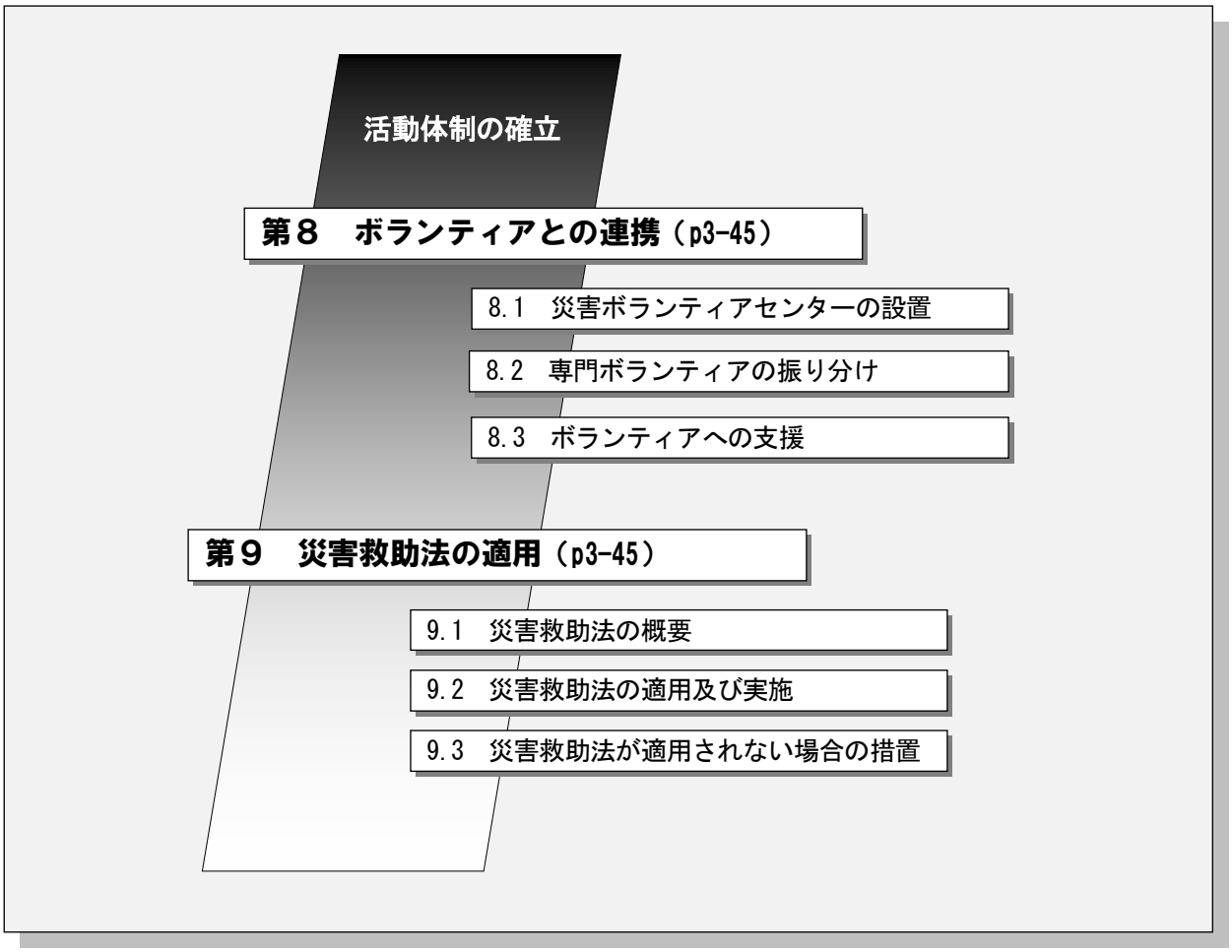
第１節　活動体制の確立（p3-38）
第２節　警戒期における災害応急対策活動（p3-46）
第３節　発災初期における災害応急対策活動（p3-82）
第４節　救援期における災害応急対策活動（p3-97）

第１節　活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市町、埼玉県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう市の活動体制を定める。

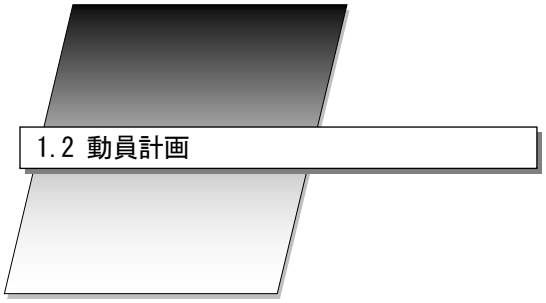



活動体制の確立
第４　民間への協力依頼等（p3-44）
4.1　自治会、自主防災組織への協力依頼
4.2　民間団体への協力依頼
4.3　人的公用負担
第５　物資・資機材の調達（p3-44）
5.1　災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達
5.2　埼玉県からの物資・資機材の調達
5.3　物的公用負担
第６　広域応援等（p3-44）
6.1　埼玉県への応援要請
6.2　他市町村への応援要請
6.3　防災関係機関への応援要請
6.4　応援の受入れ
6.5　職員の派遣要請・あっせん要請
6.6　広域応援の実施
第７　自衛隊への災害派遣要請依頼（p3-45）
7.1　自衛隊派遣要請の判断
7.2　災害派遣要請要領
7.3　自衛隊の自主派遣
7.4　派遣部隊の撤収要請
7.5　経費の負担区分


活動体制の確立
第８　ボランティアとの連携（p3-45）
8.1　災害ボランティアセンターの設置
8.2　専門ボランティアの振り分け
8.3　ボランティアへの支援
第９　災害救助法の適用（p3-45）
9.1　災害救助法の概要
9.2　災害救助法の適用及び実施
9.3　災害救助法が適用されない場合の措置

第１　配備体制と動員計画

災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、本市がとるべき活動体制及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。



「配備体制と動員計画」	
事　項	担当班
１．１ 配備体制	各班（各課）共通
１．２ 動員計画	各班（各課）共通 職員班、本部班 保健班

１．１ 配備体制

【各班（各課）共通】

本市の風水害対策に係る配備体制と配備基準は、以下のとおりである。

なお、洪水及び内水への対応については、川越市洪水対応タイムライン及び川越市内水対応タイムラインを活用して実施する。

■配備体制と配備基準〔風水害対策〕

配備区分			配備基準	活動内容
監視体制	第１配備	通常の組織をもって活動にあたる体制	本市を対象とする大雨等の気象警報が発表された場合	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。
	第２配備		・本市を対象とする大雨等の気象警報が発表され、警戒体制に備えて活動する必要がある場合	
警戒体制		警戒対策本部を設置し、警戒活動にあたる体制	・本市を対象とする大雨等の気象警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合 ・指定河川（荒川、入間川、小畔川、新河岸川）の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えるおそれがある場合 ・市民等から内水に関する情報が入った場合 ・台風の接近により、被害が予測される場合 ・その他、必要と認めた場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行うとともに非常体制に備える。
非常体制	第１配備	災害対策本部を設置して災害対策活動にあたる体制	・指定河川（荒川、入間川、小畔川、新河岸川）の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えるおそれがある場合 ・広域で内水氾濫が発生するおそれがある場合 ・台風の接近により、相当の被害が予測される場合 ・特別警報が発表された場合 ・その他、必要と認めた場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。
	第２配備		激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。

■配備体制の決定手続き

配備体制	決定手続き
監視体制	危機管理監が行い、副市長及び市長へ報告する。
警戒体制	副市長が行い、市長へ報告する。
非常体制	警戒対策本部会議で協議のうえ、市長の承認を得て行う。

《参考》
◆タイムライン
　タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。

『 ➔ 資料２.36「川越市洪水対応タイムライン」参照 』
『 ➔ 資料２.37「川越市内水対応タイムライン」参照 』

１.２ 動員計画

【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】

本事項については
第２編　第２章　第１節　第１『１．２　動員計画』（p2-171）を準用する。

第２　災害対策本部の設置・運営

本事項については
第２編　第２章　第１節　『 第２　災害対策本部の設置・運営 』（p2-175）を準用する。

第３　情報通信手段の確保

本事項については
第２編　第２章　第１節　『 第３　情報通信手段の確保 』（p2-181）を準用する。

第４　民間への協力依頼等

本事項については
第２編　第２章　第１節　『 第４　民間への協力依頼等 』（p2-185）を準用する。

第５　物資・資機材の調達

本事項については
第２編　第２章　第１節　『 第５　物資・資機材の調達 』（p2-187）を準用する。

第６　広域応援等

本事項については
第２編　第２章　第１節　『 第６　広域応援等 』（p2-189）を準用する。

第７　自衛隊への災害派遣要請依頼

本事項については
第２編　第２章　第１節　『 第７　自衛隊への災害派遣要請依頼 』（p2-198）を準用する。

第８　ボランティアとの連携

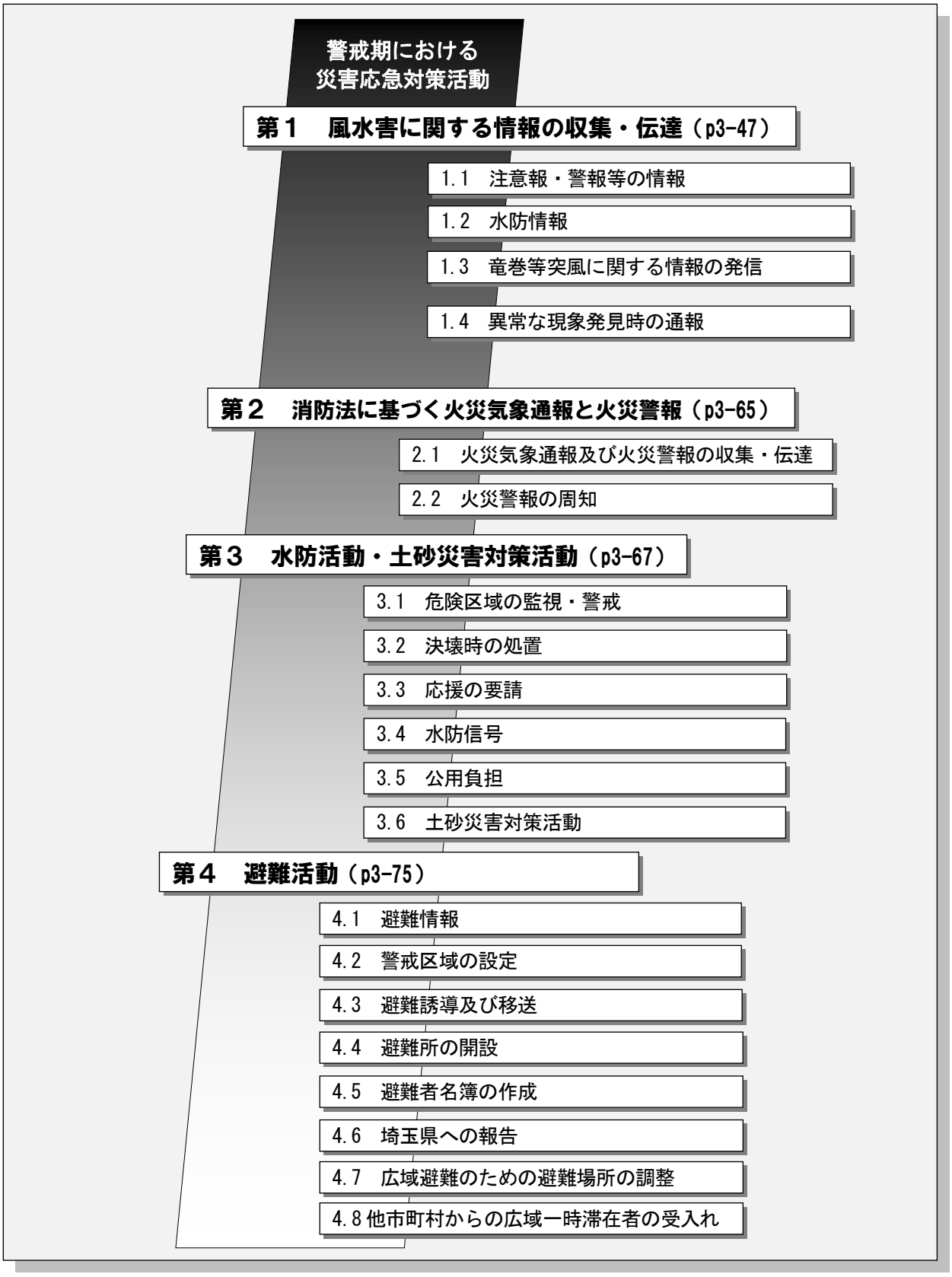
本事項については
第２編　第２章　第１節　『 第８　ボランティアとの連携 』（p2-204）を準用する。

第９　災害救助法の適用

本事項については
第２編　第２章　第１節　『 第９　災害救助法の適用 』（p2-208）を準用する。

第２節　警戒期における災害応急対策活動

本節では、気象警報発表時など災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

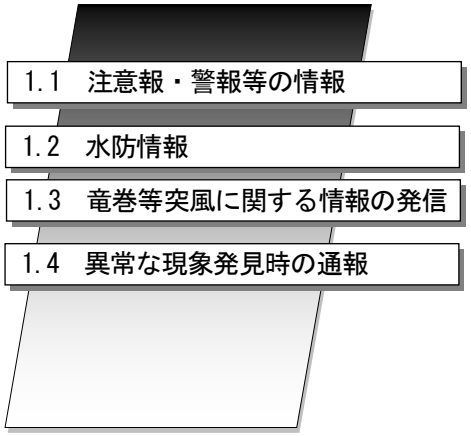


第１　風水害に関する情報の収集・伝達

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

一方で、警報発表から比較的間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。



「風水害に関する情報の収集・伝達」	
事項	担当班
１．１　注意報・警報等の情報 (1) 注意報・警報等の種類、発表基準等 (2) 注意報及び警報等の伝達 (3) 注意報及び警報等の伝達系統 (4) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用	防災危機管理室 河川課 熊谷地方気象台
１．２　水防情報 (1) 洪水予報 (2) 水防警報 (3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統	防災危機管理室 河川課
１．３ 竜巻等突風に関する情報の発信	防災危機管理室
１．４　異常な現象発見時の通報 (1) 発見者の通報 (2) 市長の通報	防災危機管理室

１．１ 注意報・警報等の情報

【防災危機管理室、河川課、熊谷地方気象台】

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき、注意報、警報、危険警報、特別警報等を発表し、関係機関に通知する。

大雨や強風などの気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きい危険な状況であるときには警報の一種として「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域（６地域）の名称を用いる場合がある。

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

注意報・警報等の種類、発表基準等

① 対象地域

特別警報・危険警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。なお、特別警報・危険警報・警報・注意報の発表にあたりテレビやラジオによる放送等では、市町村をまとめた地域（６地域）を用いることもある。天気予報は一次細分区域（３区域）に区分して発表する。

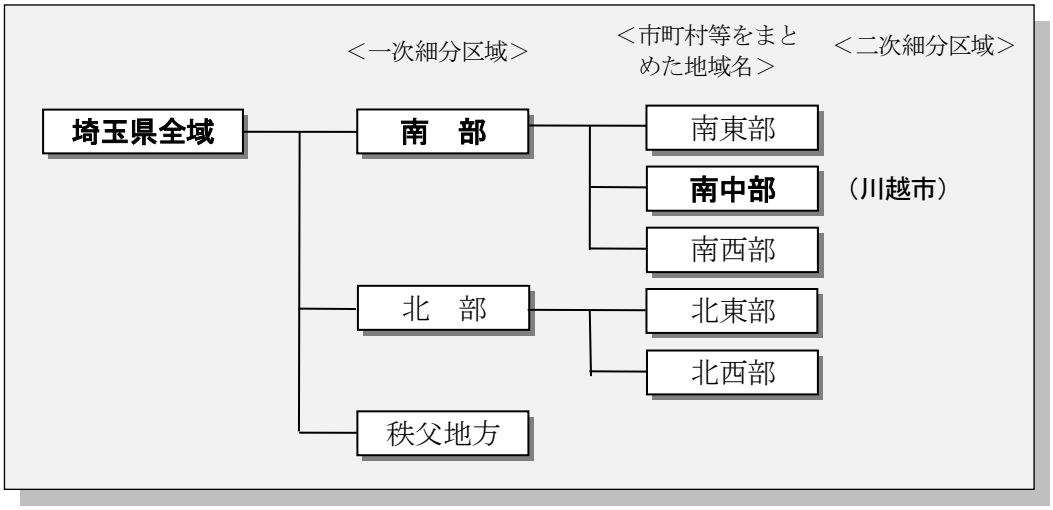
本市は、南部（一次細分区域）の南中部（市町村をまとめた地域）に該当する。

■埼玉県の地域細分



出典）気象庁「気象警報・注意報や天気予報の発表区域」

■埼玉県の地域細分



② 注意報及び警報の種類

気象庁が発表する注意報・警報等の種類は、次に掲げる「■特別警報・危険警報・警報・注意報・気象情報」のとおりである。

■警報・注意報発表基準一覧表（令和8年5月28日現在）発表官署　熊谷地方気象台

川　越市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた区域		南中部	
種類				**基準**
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	15
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	119
	洪水		流域雨量指数基準	九十川流域＝6.7、不老川流域＝22.7、久保川流域＝8.9、新河岸川流域＝21.6
			複合基準※1	九十川流域＝（7，6.4）、 久保川流域＝（7，8）、 新河岸川流域＝（13，15.5）、 荒川流域＝（7，80）
			指定河川洪水予報による基準	越辺川・都幾川・高麗川［入西・高坂橋・天神橋］ 入間川・小畔川［小ヶ谷・菅間・八幡橋］新河岸川［宮戸橋］ 入間川中流部［新富士見橋］荒川［治水橋］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	

注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	82
	洪水	流域雨量指数基準	九十川流域＝5.3、不老川流域＝18.1、久保川流域＝7.1、新河岸川流域＝17.2
		複合基準※1	九十川流域＝（5，5.3）、 不老川流域＝（5，17.6）、 久保川流域＝（5，7.1）、 小畔川流域＝（5，13.8）、 新河岸川流域＝（5，14）、 荒川流域＝（5，65.1）
		指定河川洪水予報による基準	越辺川・都幾川・高麗川［天神橋］ 入間川・小畔川［小ヶ谷・菅間・八幡橋］ 新河岸川［宮戸橋］入間川中流部［新富士見橋］荒川［治水橋］
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予測される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最少湿度 25%　実効湿度 55%	
	なだれ		
	低温	夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下※2	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※1：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2：冬季の気温は熊谷地方気象台の値

※3：現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報

・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

キキクル等

警報・注意報の発表判断に使用されている「指数」が、実際にどこで警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かる「キキクル（危険度分布）」が提供されている。その内容は以下のとおり。

種類	概要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

③ 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］２段階で発表される。当日から

明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨、土砂災害に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

④ 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの 3 時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

⑤ 埼玉県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の４つである。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析)された場合に、気象庁から「埼玉県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「埼玉県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「埼玉県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

⑥ 全般気象解説情報、関東甲信地方気象解説情報、埼玉県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する

情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。
　また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

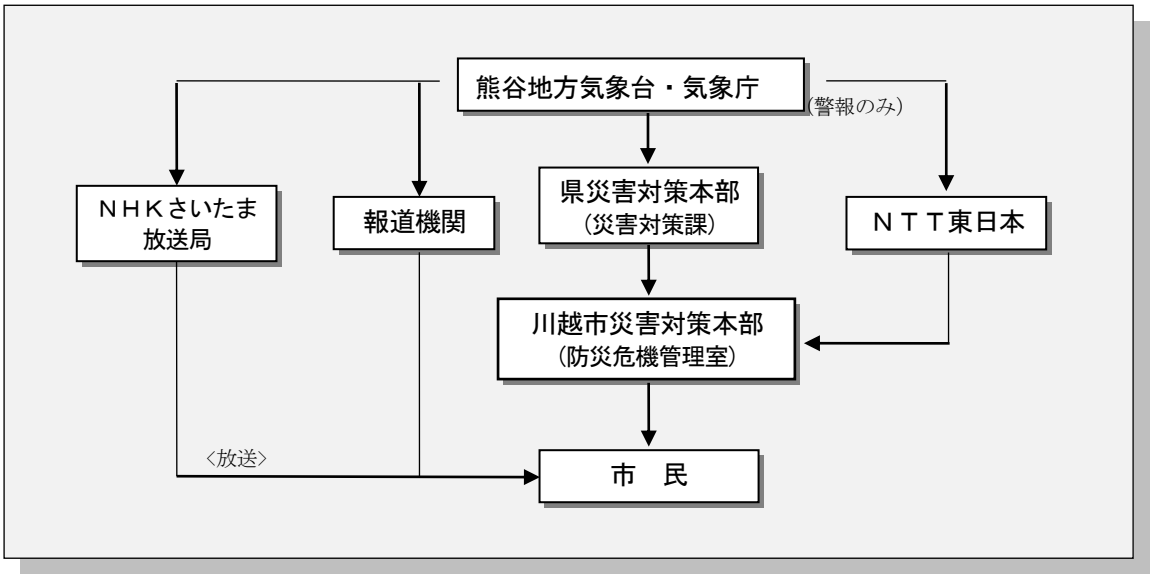
(2) 注意報及び警報等の伝達

市は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する（災対法第 56 条）。
特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民等へ周知する（気象業務法第 15 条の２）

(3) 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を次に示す。

■注意報・警報等の伝達系統図（本市及び市民への伝達系統のみ記載）



注）ＮＨＫについては、報道機関ではあるものの気象業務法に基づく伝達機関であり、他の報道機関との位置付けが異なることから、上記のように別記した。

(4) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。
　また、市は、避難情報の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

□熊谷地方気象台から直接連絡する場合

・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
①台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
②実況及び予想から大雨、氾濫、土砂災害、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替をした場合
③特別警報を警報に切り替えた場合
※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

１．２ 水防情報

【防災危機管理室、河川課、荒川上流河川事務所、川越県土整備事務所】

(1) 洪水予報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報実施区域、及び埼玉県知事が指定した河川について埼玉県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報実施区域とがある。

本市に関係する洪水予報を行う河川及び洪水予報の種類は、次のとおりである。

■洪水予報を行う河川（水防法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項）

予報区域名	河川名	区域		基準水位観測所（氾濫発生水位）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く。）まで	熊谷 (6.80)	3.50	5.00	5.50
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く。）まで	治水橋 (15.00)	7.50	12.80	13.30
入間川・小畔川	入間川	左岸	埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から荒川への合流点まで	菅間 (13.00)	8.00	11.50	12.00
		右岸	埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から荒川への合流点まで	小ケ谷 (4.00)	2.50	2.90	3.30
	小畔川	左岸	埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで	八幡橋 (5.20)	3.50	3.60	4.20
		右岸	埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで				
越辺川・都幾川・高麗川	越辺川	左岸	埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から高麗川合流点まで	入西 (4.10)	3.00	3.00	3.20
		右岸	埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水346番地先から高麗川合流点まで				
		左岸	高麗川合流点から都幾川合流点まで	高坂橋 (6.00)	3.50	4.10	4.60
		右岸	高麗川合流点から都幾川合流点まで				
		左岸	都幾川合流点から入間川合流点まで	天神橋 (4.10)	2.10	2.50	2.90
		右岸	都幾川合流点から入間川合流点まで				
	都幾川	左岸	埼玉県東松山市大字石橋字川原山2 番の1地先から越辺川への合流点まで	野本 (5.80)	3.50	4.50	5.00
		右岸	埼玉県東松山市大字下唐子字榎町83 番の3地先から越辺川への合流点まで				
	高麗川	左岸	埼玉県坂戸市大字森戸字市前1163 番地先から越辺川への合流点まで	坂戸 (5.20)	1.50	2.80	3.40
		右岸	埼玉県坂戸市大字森戸字赤城847 番地先から越辺川への合流点まで				

■洪水予報を行う河川（水防法第 11 条第１項及び気象業務法第 14 条の２第３項）

予報区域名	河川名	区　域		基準水位観測所（氾濫発生水位）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
新河岸川（しんがしがわ）	新河岸川（しんがしかわ）	左岸	埼玉県川越市大字大仙波1259-1地先から埼玉県和光市下新倉4197地先まで	宮戸橋（みやどばし）（8.48）	AP＋6.00	AP＋7.12	AP＋7.48
		右岸	埼玉県川越市扇河岸243-2地先から埼玉県和光市下新倉6丁目4198-1地先まで				
入間川（いるまがわ）中流部（ちゅうりゅうぶ）	入間川（いるまがわ）	左岸	埼玉県狭山市広瀬一丁目18地先（広瀬橋上流端）から川越市的場1127地先（入間川橋上流端）まで	新富士見橋（しんふじみばし）（50.38）	49.10	49.23	49.69
		右岸	狭山市鵜ノ木（広瀬橋上流端）から川越市池辺1969地先（入間川橋上流端）まで				

■洪水予報の種類

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル２～５に相当する。また、令和２年３月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通大臣と気象庁長官により洪水予報を実施する河川においては、レベル５大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報が発表される。また、洪水予報を行う支援システム等に障害が生じた際の緊急措置での発表など、以下の表に記載のない洪水予報を行う場合にも臨時の洪水予報が発表される。

種類	概要
レベル２氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき、レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、レベル３氾濫警報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）に発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。
レベル３氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、レベル４氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
レベル４氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
レベル５氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するとき、堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったときなど）、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

(2) 水防警報

水防警報は、水防法第 16 条により、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。

国土交通大臣あるいは埼玉県知事が実施し、埼玉県知事から本市に通知される水防警報は、次のとおりである。

①　国土交通大臣の行う水防警報

本市に関係する国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

■河川名及びその区域

水系	河川名	基準水位観測所（氾濫発生水位）		水防警報区域	発表を行うもの
荒川	荒川	熊谷（6.80）	左岸	自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先 至：同県上尾市大字平方横町 434 番の 1 地先	荒川上流河川事務所
			右岸	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先 至：同県川越市大字中老袋字田島 289 番の 1 地先	
		治水橋（15.00）	左岸	自：上尾市大字平方横町433番の5地先 至：戸田市早瀬 1 丁目 4335 番地先	
			右岸	自：川越市大字中老袋字田島301番の1地先 至：東京都板橋区三園 2 丁目 80 番の 1 地先	
	入間川	小ケ谷（4.00）	左岸	自：川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先 至：比企郡川島町大字角泉字亀尾 388 番地の 1 地先	
			右岸	自：川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先 至：川越市大字府川字高畑 1112 番の 8 地先	
		菅間（13.00）	左岸	自：比企郡川島町大字角泉字亀尾388番地の1地先 至：幹川合流点	
			右岸	自：川越市大字府川字高畑1112番の10地先 至：幹川合流点	
	小畔川	八幡橋（5.20）	左岸	自：川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東上線鉄橋上流橋 至：越辺川合流点	
			右岸	自：川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東上線鉄橋上流橋 至：越辺川合流点	
	越辺川	入西（4.10）	左岸	自：埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼天神下57 番の 2 地先 至：高麗川合流点	
			右岸	自：埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水346番地先 至：高麗川合流点	
		高坂橋（6.00）	左岸	自：高麗川合流点 至：都幾川合流点	
			右岸	自：高麗川合流点 至：都幾川合流点	
		天神橋（4.10）	左岸	自：都幾川合流点 至：入間川合流点	
			右岸	自：都幾川合流点 至：入間川合流点	
	高麗川	坂戸（5.20）	左岸	自：埼玉県坂戸市大字森戸字市前1163番地先 至：越辺川合流点	
			右岸	自：埼玉県坂戸市大字森戸字赤城847番地先 至：越辺川合流点	
	都幾川	野本（5.80）	左岸	自：埼玉県東松山市大字石橋字川原山2 番の1 地先 至：越辺川合流点	
			右岸	自：埼玉県東松山市大字下唐子字榎町83 番の3 地先 至：越辺川合流点	

■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	氾濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（危険水位）（m）
荒川	熊　谷	熊谷市榎町	3.50	5.00	5.50
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.50	12.80	13.30
入間川	小ケ谷	川越市大字小ケ谷	2.50	2.90	3.30
	菅　間	川越市大字鹿飼	8.00	11.50	12.00
小畔川	八幡橋	川越市大字名細	3.50	3.60	4.20
越辺川	天神橋	坂戸市大字赤尾	2.10	2.50	2.90
	高坂橋	坂戸市片柳	3.50	4.10	4.60
	入西	坂戸市沢木	3.00	3.00	3.20
都幾川	野本	東松山市下押垂	3.50	4.50	5.00
高麗川	坂戸	坂戸市上吉田	1.50	2.80	3.40

② 埼玉県知事の行う水防警報

本市に関係する埼玉県知事が水防警報を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

■河川名及びその区域

指定区間河川		基準水位観測所	水防警報区域		発表を行うもの
水系	河川名				
荒川	入間川	新富士見橋	左岸	自：狭山市広瀬1丁目18地先 広瀬橋上流端 至：川越市的場 1127 地先 入間川橋上流端	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
			右岸	自：狭山市鵜ノ木 広瀬橋上流端 至：川越市池辺 1969 地先 入間川橋上流端	
	新河岸川	宮戸橋	左岸	自：川越市大字大仙波1259-1地先 至：和光市下新倉 4197 地先	
			右岸	自：川越市大字扇河岸243-2地先 至：和光市下新倉6丁目4198-1地先	

■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名（氾濫発生水位）	地先名	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
入間川	新富士見橋（50.38）	狭山市上広瀬	A.P. 49.10	A.P. 49.23	A.P. 49.69
新河岸川	宮戸橋（8.48）	朝霞市宮戸	A.P. 6.00	A.P. 7.12	A.P. 7.48

③ 水防警報の種類と発表基準

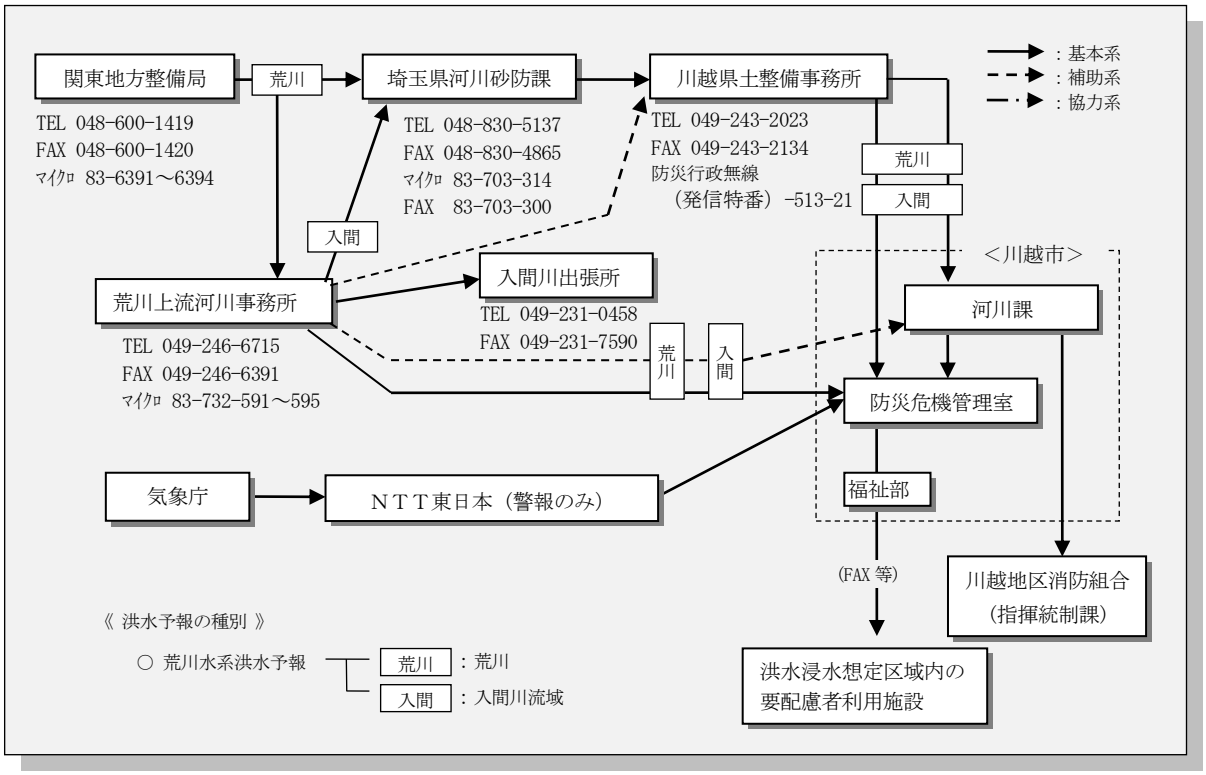
種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の確保、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する

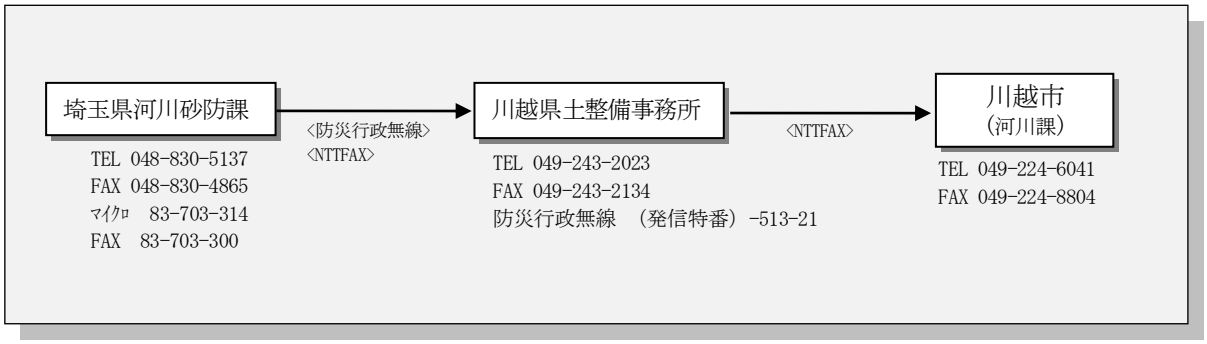
(3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統

①　国と気象庁が共同して発表する洪水予報の伝達系統（水防法第 10 条）

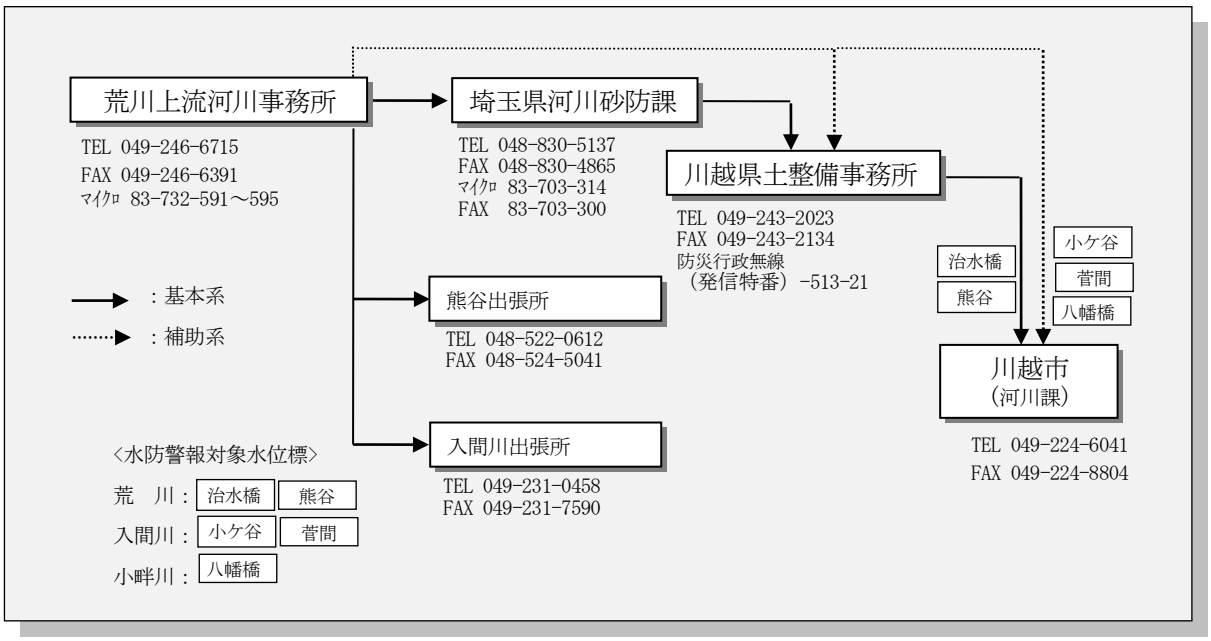
国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報及び荒川上流河川事務所長と熊谷地方気象台長が共同して発表する洪水予報の伝達系統は、次に示すとおりである。



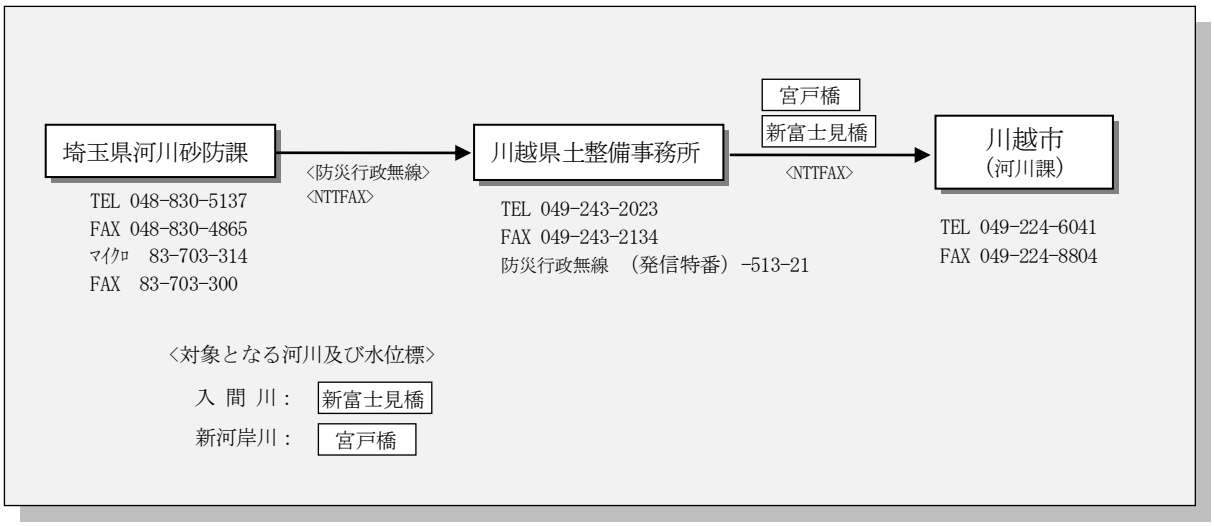
② 埼玉県知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の伝達系統
（水防法第 11 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第３項関連）



③ 国土交通大臣が発表する水防警報の伝達系統（水防法第 16 条関連）



④ 埼玉県知事が行う水防警報の伝達系統（水防法第 16 条関連）



１．３ 竜巻等突風に関する情報の発信

【防災危機管理室】

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。また、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう情報の付加等を行う。

□市町村単位での情報の付加に係る参考

①「竜巻」の注意喚起を含む気象解説情報及び雷注意報発表時における対応
（竜巻に関する情報・状況の確認）

○ 「竜巻」の注意喚起を含む気象解説情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び気象防災情報（竜巻注意/竜巻目撃）のその後の防災気象情報の発表について注意する。
○ なお、気象防災情報（竜巻注意/竜巻目撃）の前に発表される気象解説情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

②気象防災情報（竜巻注意/竜巻目撃）発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

○気象防災情報（竜巻注意/竜巻目撃）が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻ナウキャストを確認する。
○ 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
○ 竜巻ナウキャストを用い、本市が、実況及び予測で発生確度２、発生確度１、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻ナウキャストは、10 ㎞格子単位の表示であるため、本市が発生確度１又は２の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）
○ 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

③市内において気象の変化が見られ、かつ竜巻ナウキャストで発生確度２の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）
○ 市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻ナウキャストで本市が発生確度２の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
○ 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（気象防災情報（竜巻注意/竜巻目撃）が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（「**本編 第１章 第１節 第１『１．６　竜巻等突風対策』『⑷適切な対処法の普及』**」の「気象防災情報（竜巻注意/竜巻目撃）発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の２点がある。

④当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

（情報伝達）
○ 市内及び周辺において竜巻の発生したことを本市が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
○ 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（「**本編 第１章 第１節 第１『１．６　竜巻等突風対策』『⑷適切な対処法の普及』**」の「気象防災情報（竜巻注意/竜巻目撃）発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の２点がある。

１．４ 異常な現象発見時の通報

【防災危機管理室】

災対法第 54 条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第 54 条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第２項）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第３項）

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。（災対法第54条第４項）

市長が気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は、次のとおりである。

□気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項

○気象に関する事項

著しく異常な気象現象（例えば、竜巻等突風現象等）

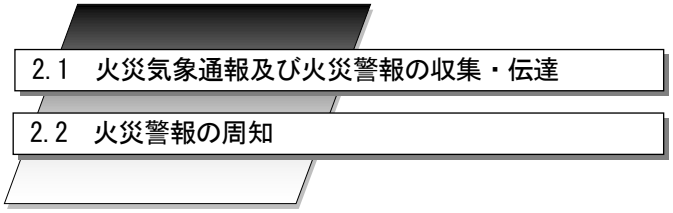
○地震・火山に関する事項

・火山関係
噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

・地震関係
数日間にわたり頻繁に感じるような地震

第２　消防法に基づく火災気象通報と火災警報

空気が乾燥して風が強い等の気象状況では、火災が起こりやすく、また、延焼しやすいことから、消防組合は「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用の禁止等、火災被害の未然防止、拡大防止のため市民への呼びかけを行う。



「消防法に基づく火災気象通報と火災警報」	
事項	担当班
２．１　火災気象通報及び火災警報の収集・伝達 (1) 火災気象通報 (2) 火災警報	消防組合
２．２　火災警報の周知 (1) 基本方針 (2) 周知方法	消防組合

２．１ 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

【消防組合】

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防組合は的確に火災警報を発令し、住民に対して警戒を呼びかける。

(1) 火災気象通報

消防法第２２条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市や消防局に伝達される。

□通報の実施基準

熊谷地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。 ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2) 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して火の使用の制限に協力を求めるための警報である。

市長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

２．２ 火災警報の周知

【消防組合】

(1) 基本方針

火災警報が発令されたとき、消防組合は、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

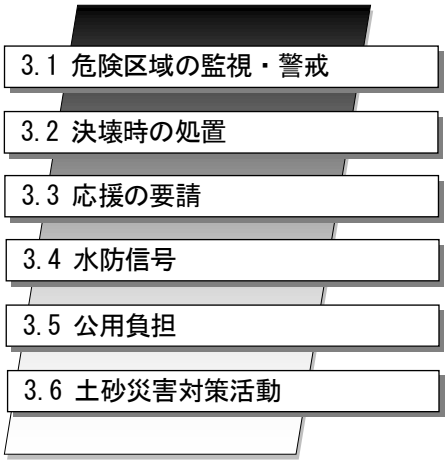
その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。

(2) 周知方法

・防災行政無線による方法 ・消防車両による方法 ・その他適切と認める方法

第３　水防活動・土砂災害対策活動

本市は、気象状況等から市域内に河川の氾濫、洪水その他の水害及び土砂災害の発生が予想される場合に、防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動及び土砂災害対策活動を実施する。



「水防活動・土砂災害対策活動」	
事項	担当班
３．１　危険区域の監視・警戒 (1) 水防に関する活動体制 (2) 水防機関の活動	本部班、現地調査班 河川班、消防組合、消防団
３．２　決壊時の処置 (1) 決壊時の処置 (2) 避難のための立退き (3) 水防解除	本部班、現地調査班、 河川班、消防組合、消防団
３．３　応援の要請 (1) 水防管理団体相互の協力応援 (2) 自衛隊に対する出動要請	本部班、川越県土整備事務所
３．４　水防信号	本部班
３．５　公用負担 (1) 公用負担の権限 (2) 損失補填	関係各班
３．６　土砂災害対策活動 (1) 土砂災害警戒情報の活用 (2) 情報の収集・伝達 (3) 避難誘導 (4) 二次災害の防止	本部班、現地調査班 要配慮者支援班 関係各班、消防団

３．１ 危険区域の監視・警戒

【本部班、現地調査班、河川班、消防組合】

(1) 水防に関する活動体制

本市は、水防法の定めるところにより、水防管理団体として本市域における水防を十分に果たすべき責任を有している。

このため、本市域における水防活動は本市、消防組合が中心となり、また警察署等関係機関と綿密な連携を図り、実施するものとする。

□水防組織

・水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
・水防の実務は、「現地調査班」、「河川班」、「消防組合」が行う。
・水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

① 常時監視

市長（水防管理者）は、「現地調査班」、「河川班」、消防組合及び消防団に随時市内河川の堤防、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認める箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

『 ➔ 様式 30「水位経過表」参照 』

② 非常警戒

市長（水防管理者）は、「現地調査班」、「河川班」、「消防組合」に出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び埼玉県川越県土整備事務所長に報告するとともに、水防作業を開始する。

③ 警察署への協力要請（水防法第 22 条）

市長（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、川越警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(2) 水防機関の活動

①　水防機関の非常配備

市長（水防管理者）は、洪水予報が発せられたときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、その後の情報把握に努め、消防組合を次の指示に支障のないような状態におくものとする。

□消防組合、消防団

消防局の体制は、状況に応じ、消防組合の定めるところにより警防本部及び署隊本部を設置し対応にあたるものとする。また、消防団は川越地区消防組合消防団条例の定めるところによる。

『 ➔ 資料 1.91「川越地区消防組合消防団条例」参照 』

□出動基準

市長（水防管理者）は、消防組合又は消防団に出動命令を下すのは、おおむね次の場合とする。

・水防警報により出動が要請されたとき
・埼玉県(県水防本部)から出動の指示があったとき
・市長（水防管理者）が必要と認めたとき

② 水防活動

水防組織等の活動は、埼玉県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

□活動内容

・幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。

・水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定（水防法第21条）し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。

・幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。

・巡視に際しては、埼玉県川越県土整備事務所と緊密な連絡を保ち実施するものとする。

『 ➔ 資料２.38「特別監視班担当地域一覧（水害対策）」参照 』
『 ➔ 資料２.39「現地調査班担当地域一覧（水害対策）」参照 』

３．２ 決壊時の処置

【本部班、現地調査班、河川班、消防組合、消防団】

(1) 決壊時の処置

①　通報

市長（水防管理者）、消防機関の長又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を埼玉県川越県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを埼玉県知事、関係各警察署その他必要な機関に連絡するものとする。この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、市長（水防管理者）は荒川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

② 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長（水防管理者）は警察署長に対して警察官の出動を要請する。

③ 居住者等の水防義務

市長（水防管理者）、消防機関の長又は消防団長は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立退き

① 立退き及び立退予定地等の居住民への周知

市長（水防管理者）は、洪水により著しい危険が切迫し、必要があると認めたときは、当該区域の居住者に、水防法第29条による立退き又はその準備を指示する。

また、市長（水防管理者）は、立退き予定地、立退き経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ市民に周知徹底しておくものとする。

② 立退きの通知

市長（水防管理者）は、立退きを指示した場合、直ちに埼玉県知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

(3) 水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者（市長）は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、埼玉県知事に対してその旨を報告しなければならない。

３．３ 応援の要請

【本部班、川越県土整備事務所】

(1) 水防管理団体相互の協力応援

①　協力応援

水防管理団体は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して、必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防機関の相互協力応援について、水防法第 23 条第 1 項に基づき水防管理者（市長）又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者（市長）は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。

② 県土整備事務所の指導

埼玉県川越県土整備事務所は、管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い、必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

③ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。

ただし、協議が整わない場合は、埼玉県知事がこれを調整する。

(2) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、市において発生する各種の災害に際し、市民の生命・財産を保護するため、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

３．４ 水防信号

【本部班】

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動にあたらせる。

「本部班」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

■水防法（昭和24年法律第 193号）第20条に基づく水防信号

信　号	サイレン信号	事　　項
第１信号	５秒　５秒 ●―15秒　●―15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの
第２信号	５秒　５秒 ●―６秒　●―６秒	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号	10秒　10秒 ●―５秒　●―５秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第４信号	１分　１分 ●―５秒　●―５秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示するもの

備考）１．信号は、適宜の時期継続するものとする。
　　２．危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

３．５ 公用負担

【関係各班】

(1) 公用負担の権限

水防法第 28 条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

□公用負担の行使

・必要な土地の一時使用
・土石、竹木その他資材の使用又は収用
・車両その他運搬具又は器具の使用
・工作物その他障害物の処分

(2) 損失補填

水防管理者（市長）は、公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

３．６ 土砂災害対策活動

【本部班、情報整理班、現地調査班、要配慮者支援班、関係各班、消防団】

(1) 土砂災害危険警報等の活用

本市域においては、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域が５箇所、土砂災害特別警戒区域が３箇所指定されており、台風や集中豪雨では崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害危険警報等を活用する。

《参考》

◆「埼玉県土砂災害警戒情報システム」

インターネットにより、県内における「土砂災害警戒情報の発表状況」、「注意報、警報の発表状況」及び「土砂災害危険度」を把握することができる。

・パソコン・スマートフォン：http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/
・携帯電話：http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/mobile/

(2) 情報の収集・伝達

① 「本部班」は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

② 「本部班」は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、自主防災組織、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示若しくは伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

③ 「本部班」は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、住民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

(3) 避難誘導

「現地調査班」は、危険箇所周辺の住民等の避難にあたっては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行う。

「要配慮者支援班」は「現地調査班」及び消防団と連携し、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な要配慮者に対して、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

(4) 二次災害の防止

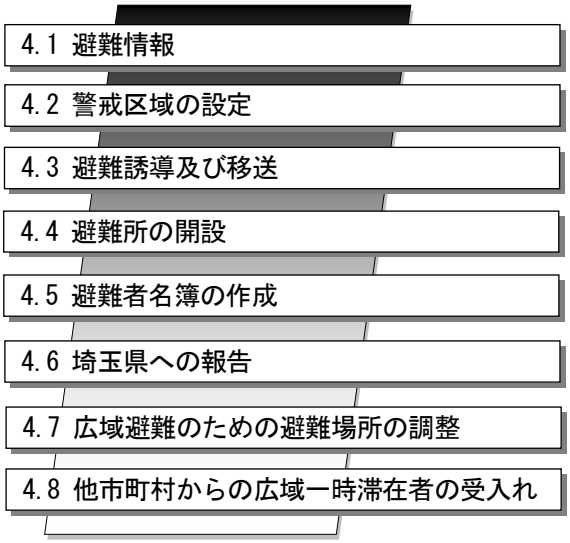
市及び埼玉県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

・降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
・安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難情報を継続するとともに、警戒区域の設定、立入り規制等の実施
・降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
・「情報整理班」は、「関係各班」からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、「本部班」に伝達する。
「本部班」は、把握できた範囲から直ちに埼玉県へ連絡する。
・「特別監視班」及び「道路班」は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の状況を確認する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
・「関係各班」は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめこまかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

第４　避難活動

本市への台風の接近、集中豪雨等に伴い、災害が発生するおそれがあるときは、市民の人命及び身体の保護のため、市長は、特に必要がある場合は、市民に対して避難情報を発令する。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導しなければならない。



「避難活動」	
事項	担当班
４．１　避難情報 (1) 実施責任者 (2) 避難情報の発令基準 (3) 避難情報の伝達内容と伝達方法 (4) 避難情報と市民等に求める避難行動 (5) 避難情報の解除 6) 関係機関の相互連絡	本部班、情報整理班、消防組合、警察署
４．２　警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告	本部班、情報整理班、河川班、消防組合、警察署
４．３　避難誘導及び移送	本部班、河川班
４．４　避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順	本部班、教育財務班 建築住宅班、学校教育班 避難所連絡班、避難所運営班 広報班、各施設管理者
４．５　避難者名簿の作成	避難所運営班
４．６　埼玉県への報告	情報整理班
４．７　広域避難のための避難場所の調整	本部班
４．８　他市町村からの広域一時滞在者の受入れ	要配慮者支援班、医療班 学校教育班、本部班、市民班 消防団

４．１ 避難情報

【本部班、情報整理班、消防組合、警察署】

市長は、住民等の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要がある場合は、地域の住民や来街者等の市民等に対して避難情報を発令する。

(1) 実施責任者

避難指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民等に危険が切迫し、市民等を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則的に市長が実施するものである。なお、避難指示の実施者については、関係法規に基づき次のように定められている。

■避難指示の実施責任者とその要件等

実施責任者	要　　件	根拠法令
市長 （市長が事務を行うことができない場合は知事）	市民の生命、又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める市民等に対し、避難のための立退きを指示する。	災対法第60条
警察官	・市長が避難情報を指示できないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災対法第61条 警察官職務執行法第４条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。	地すべり等防止法第25条

(2) 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、『川越市避難情報マニュアル【水害・土砂災害】』に定める。

水害については、水位等の基準を参考に、国又は県が発表する洪水予報、降雨予測や現状の水位、河川巡視等、現地の情報を含め、総合的に判断し、発令するものとし、土砂災害については、土砂災害危険警報等の発表や気象庁及び埼玉県による土砂災害発生危険性の予測、前兆現象の発見等を含めて総合的に判断し、発令する。

国土交通省大臣又は埼玉県知事は市長の行う避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、市長に水位情報に係る通知を行う。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。国（国土交通省、気象庁）及び都道府県は市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて必要な助言等を行うものとする。

(3) 避難情報の伝達内容と伝達方法

避難情報は、次表の伝達内容を明示して行うものとし、対象者や対象地域を明確にするとともに、避難先等のとるべき避難行動がわかるように伝達する。さらに、伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなどし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して、迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

なお、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、市長は、必要と認める地域の市民等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を適宜、指示する。なお、このほか必要に応じて自主避難について呼びかけを行う。避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。

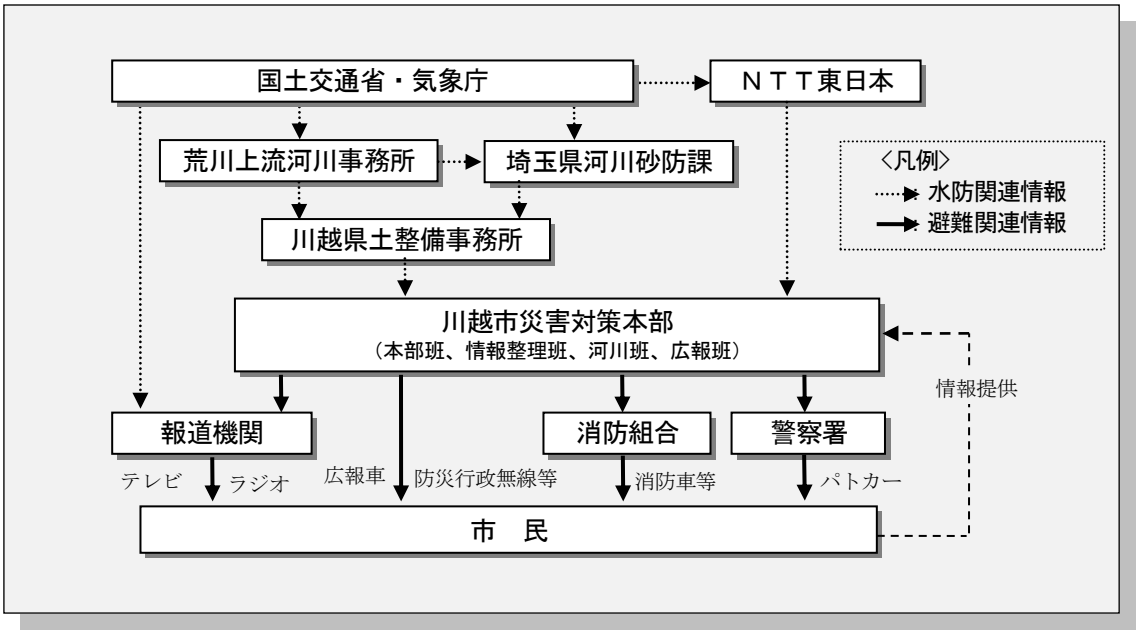
■避難情報の伝達内容と伝達方法

区　分	伝達内容	伝達方法
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	・対象者（高齢者や障害のある方など避難に時間を要する者） （その他、避難指示と共通）	・防災行政無線（同報系） ・広報車、消防車両 ・ホームページへの掲載 ・緊急速報エリアメール（緊急速報メール） ・Ｘ、フェイスブック、ＬＩＮＥ ・防災情報メール ・各市民センターでの情報提供 ・自主防災組織（地区・自治会・避難支援関係者）の会長（FAX、電話） ・テレビ、ケーブルテレビによる放送及び文字表示（J：COM）、ラジオ、コミュニティFMによる放送（小江戸FM） ・埼玉県災害オペレーション支援システムを使用した埼玉県防災情報メール、埼玉県公式LINE、Ｌアラート（災害情報共有システム）による情報の配信 ・関係機関の広報（消防車等、ﾊﾟﾄｶｰ）
【警戒レベル 4】 避難指示	・発令者 ・発令の理由 ・対象地区 ・避難先（避難所等） ・その他必要事項	
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	・避難先（相対的に安全な場所） （避難先以外は避難指示と共通）	

注）要配慮者については、視覚障害者は電話、口頭、聴覚障害者はファクシミリ等、日常的に福祉関係で実施している連絡体制を有効に活用する。

また、広報車で伝達する場合は、広報担当者の安全確保に配慮する。

■情報の伝達系統図



□災害の発生状況に関する情報

○河川が氾濫する等の災害が発生したこと
　発生場所、発生時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。
○災害の拡大についての今後の見通し

□災害への対応を指示する情報

・危険地区住民への避難情報
・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
・周辺河川への注意・監視
・誤った情報に惑わされないこと。
・冷静に行動すること。

(4) 避難情報と市民等に求める避難行動

市は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行う。市民や施設管理者等に対して求める避難行動は、以下のとおりとする。

■避難情報と住民等に対して求める避難行動

避難情報	発令時の状況	住民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	危険な場所から高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生※1又は切迫※2している状況	＜警戒レベル５緊急安全確保が発令された場合＞ ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル５緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

※1 災害発生：堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生

※2 災害の切迫：水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況

■用語の定義

用　語	定　義
避難	災害から命を守るための行動
立退き避難	指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
近隣の安全な場所	指定緊急避難場所ではないが、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの近隣のより安全で浸水しない場所・建物等
屋内安全確保	その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。 自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる「待避」や屋内の２階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。 ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと ・自宅等に浸水しない居室があること ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること
緊急安全確保	避難時の周囲の状況等により避難しなかったために、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すること。

(5) 避難情報の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められるときとする。

(6) 関係機関の相互連絡

市が避難の措置を実施した場合は、埼玉県にその内容について報告しなければならない。また、川越警察署、自衛隊及び報道機関にも情報提供をする。

埼玉県その他の機関が避難の措置を実施した場合も、同様に相互連絡を行う。

□避難の措置を実施した場合の埼玉県等への報告事項

・災害の様態及び被害の状況
・避難対象地域、住民数
・指示を発した日時
・避難所

４．２ 警戒区域の設定

【本部班、情報整理班、河川班、消防組合、警察署】

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市職員が現場にいない場合又はこれから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。

ただし、当該措置を講じたときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第21条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	市長、その委任を受けた市長の職権を行う市職員、消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第63条の職権を行使した場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第63条 第２項 水防法第21条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じ、かつ、市長又は市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第63条 第３項
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の２

(2) 伝達及び報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難情報の伝達方法を準用する。

４．３ 避難誘導及び移送

【本部班、河川班】

本事項については
第２編 第２章 第２節 第12『 12.４ 避難誘導及び移送』（p2-268）を準用する。

ただし、風水害の避難誘導における留意事項は、次のとおりである。

・誘導者は、できる限り危険な道路、橋、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。
・誘導にあたっては、できるだけ自治会単位の集団避難を行うものとする。
・避難行動要支援者については、その身体的状況等に配慮して車両等により移送する。また、介護者も同様とする。
・携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

４．４ 避難所の開設

【本部班、教育財務班、建築住宅班、学校教育班、避難所連絡班、避難所運営班、広報班、各施設管理者】

台風や集中豪雨などで河川の氾濫や内水氾濫が想定される場合、避難所を開設する。
勤務時間中に避難所の開設を行う場合は、市立の各学校が「本部班」又は「学校教育班」から連絡を受け、これを行う。

(1) 避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とする。
水害時には全ての避難所を開設せず、浸水が想定されない地域の避難所を開設することを原則とするが、状況に応じて洪水浸水想定区域内の避難所を開設するものとする。

(2) 収容対象者

避難所への収容対象者は、次に示すとおりである。なお、避難所では市外在住者やホームレスなど、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

□災害によって現に被害を受けた者

○住家が被害を受け、居住の場所を失った者
全壊（焼）、半壊（焼）、流出、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。

○現実に災害を受けた者
自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。（例：宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人等）

□災害によって現に被害を受けるおそれがある者

・避難情報が発令された場合
・避難情報は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

(3) 開設の担当者

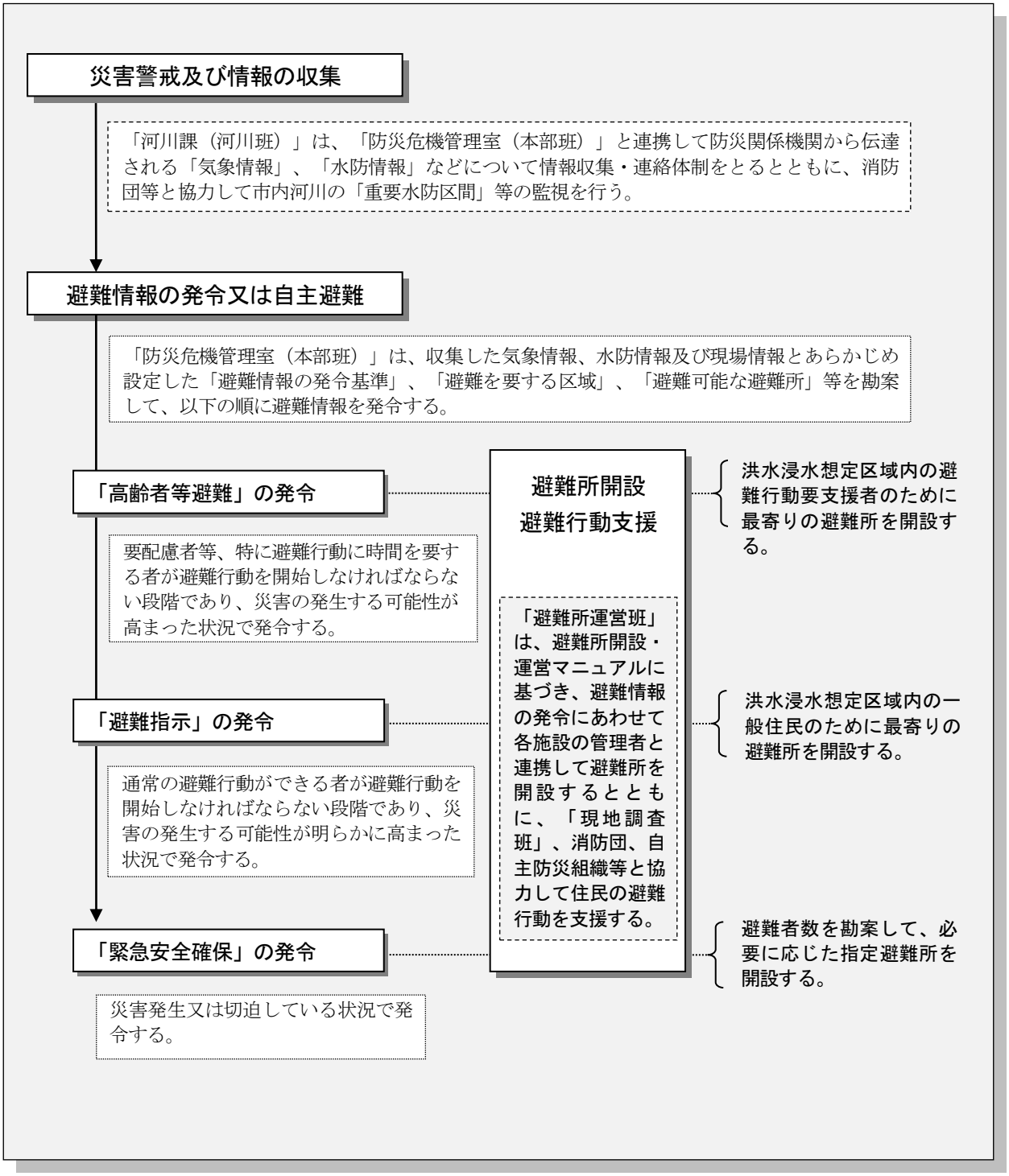
避難所等の開設は、「避難所運営班」又は施設の管理者が実施する（担当者は、複数指定しておくものとする。）。

(4) 開設手順

避難所の開設に際しての留意事項及び開設手順を次に示す。

□開設に際しての留意事項

① 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観及び内部について、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
② 電話、無線等により避難所開設を「防災危機管理室（災害対策本部が設置された場合は「避難所連絡班」）」に報告する。
報告の内容は、「開設の日時」、「場所」、「施設名」、「収容人員」等
③ 避難者の受入れスペースを指定する。スペースを指定するときは、おおむね１人当たり3.5㎡以上の面積を基本とし、床面へのテープ貼付、掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。



注）避難所の開設から運営については「**本章　第４節　『第３　避難所の運営』**」を参照のこと。

４．５ 避難者名簿の作成

【避難所運営班】

「避難所運営班」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、「避難所連絡班」に報告する。

４．６ 埼玉県への報告

【本部班】

市長（「本部班」）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数、収容人員及び開設期間の見込みを埼玉県知事に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に連絡する。なお、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告する。

４．７ 広域避難のための避難場所の調整

【本部班】

市は、市外への被災者の避難の必要がある場合は、他自治体との事前の協定締結に基づき、他自治体の避難場所へ被災者を受入れてもらえるよう調整を図ることを基本とする。

このほか、更なる受入れ調整が必要となる場合、市は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、必要に応じて市は国へ広域避難について助言を求めることができる。

４．８ 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ

【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、本部班、市民班、消防団】

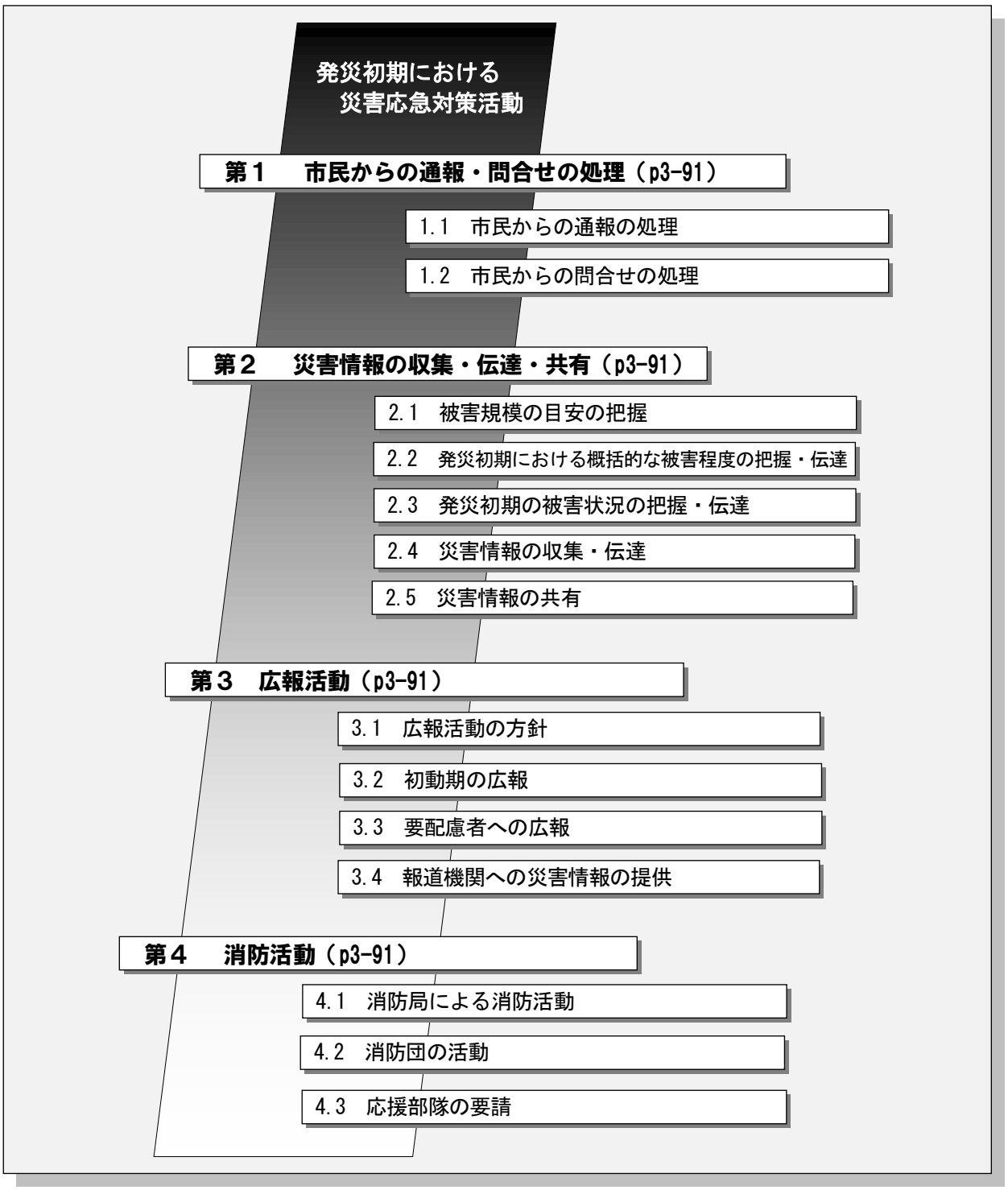
本事項については
第２編 第２章 第２節 第12『 12.６ 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ』
（p2-273）を準用する。

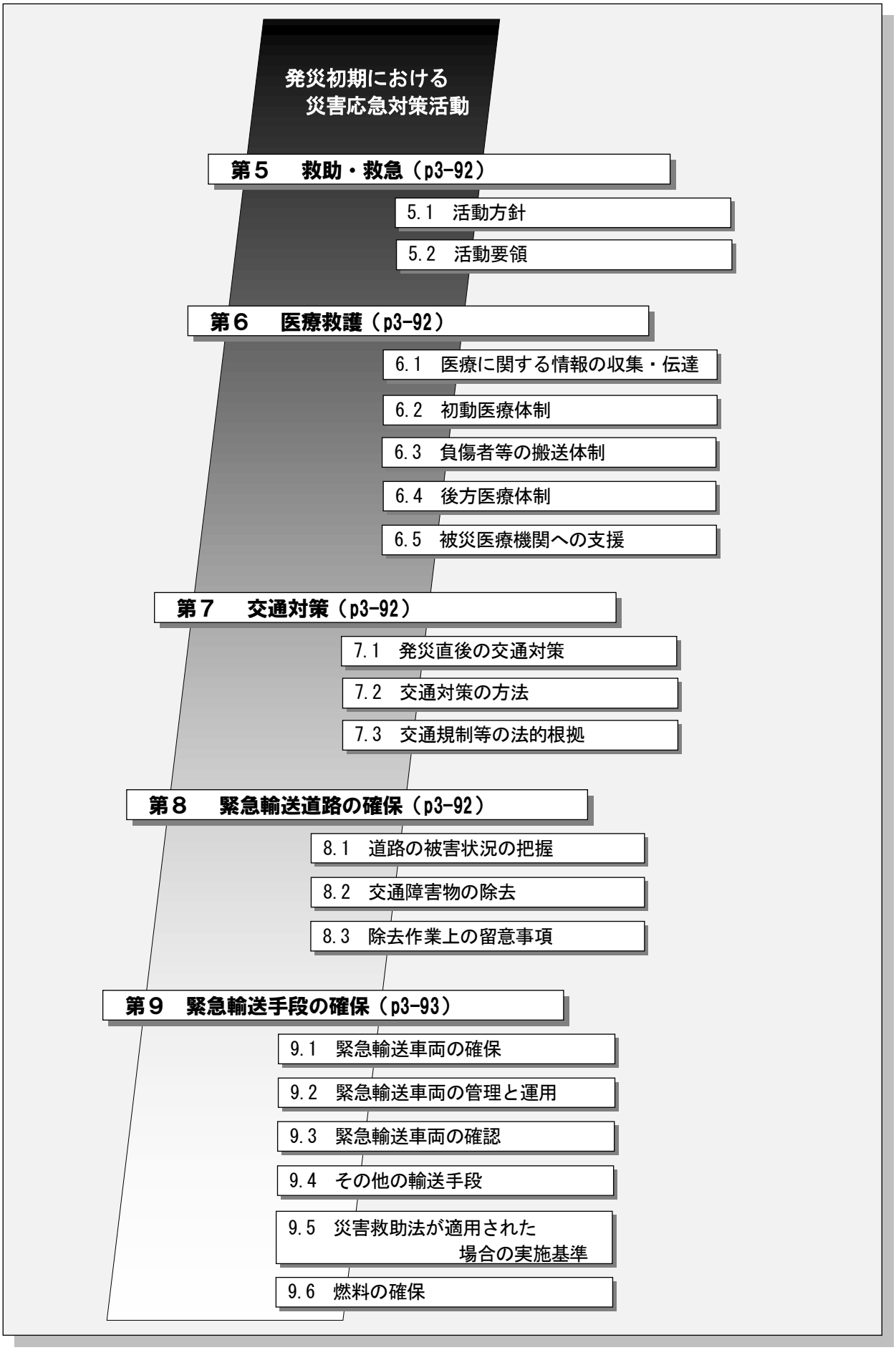
第３節　発災初期における災害応急対策活動

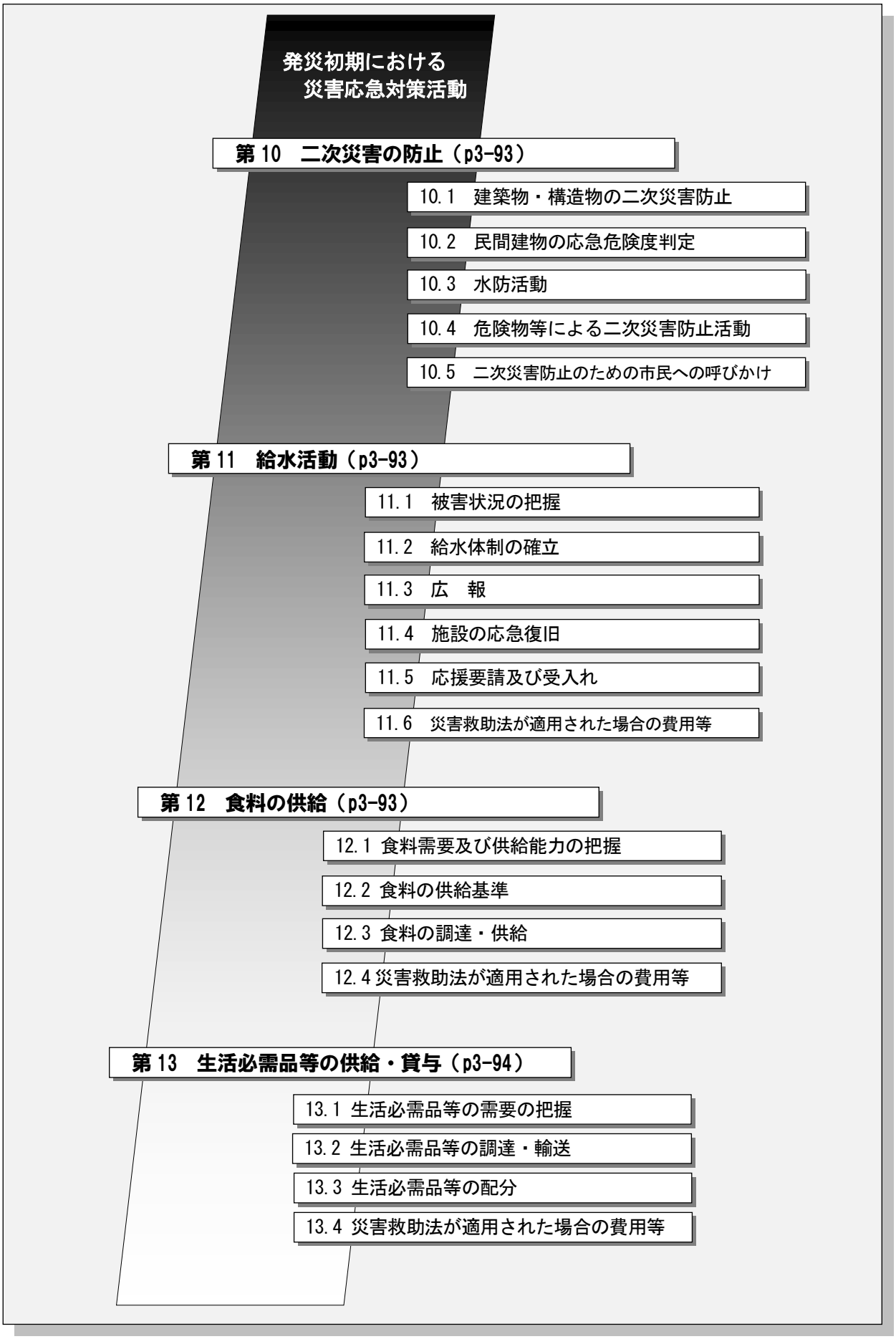
災害の発生に伴い、市は災害対策本部を設置して、災害応急対策活動を実施する。

発災初期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。なお、本市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合は、国が応急措置を代行する。

本市における活動項目は、次に示すとおりである。




発災初期における
災害応急対策活動
第５　救助・救急（p3-92）
5.1　活動方針
5.2　活動要領
第６　医療救護（p3-92）
6.1　医療に関する情報の収集・伝達
6.2　初動医療体制
6.3　負傷者等の搬送体制
6.4　後方医療体制
6.5　被災医療機関への支援
第７　交通対策（p3-92）
7.1　発災直後の交通対策
7.2　交通対策の方法
7.3　交通規制等の法的根拠
第８　緊急輸送道路の確保（p3-92）
8.1　道路の被害状況の把握
8.2　交通障害物の除去
8.3　除去作業上の留意事項
第９　緊急輸送手段の確保（p3-93）
9.1　緊急輸送車両の確保
9.2　緊急輸送車両の管理と運用
9.3　緊急輸送車両の確認
9.4　その他の輸送手段
9.5　災害救助法が適用された
場合の実施基準
9.6　燃料の確保


発災初期における
災害応急対策活動
第 10　二次災害の防止（p3-93）
10.1　建築物・構造物の二次災害防止
10.2　民間建物の応急危険度判定
10.3　水防活動
10.4　危険物等による二次災害防止活動
10.5　二次災害防止のための市民への呼びかけ
第 11　給水活動（p3-93）
11.1　被害状況の把握
11.2　給水体制の確立
11.3　広　報
11.4　施設の応急復旧
11.5　応援要請及び受入れ
11.6　災害救助法が適用された場合の費用等
第 12　食料の供給（p3-93）
12.1 食料需要及び供給能力の把握
12.2 食料の供給基準
12.3 食料の調達・供給
12.4 災害救助法が適用された場合の費用等
第 13　生活必需品等の供給・貸与（p3-94）
13.1 生活必需品等の需要の把握
13.2 生活必需品等の調達・輸送
13.3 生活必需品等の配分
13.4 災害救助法が適用された場合の費用等


発災初期における
災害応急対策活動
第 14　要配慮者の安全確保（p3-95）
14.1　高齢者、障害者等の安全確保
14.2　外国人の安全確保
第 15　遺体の取扱い（p3-100）
15.1　遺体の捜索
15.2　遺体の処理
15.3　遺体の埋・火葬
第 16　ライフラインの応急対策（p3-100）
16.1　上水道施設
16.2　下水道施設
16.3　ガス施設
16.4　電力施設
16.5　電気通信施設
16.6　関係機関との調整
第 17　公共施設等の応急復旧（p3-100）
17.1　公共建築物
17.2　道路施設
17.3　河川施設
17.4　農業集落排水処理施設
17.5　鉄　　道
17.6　その他の施設
第 18　帰宅困難者への支援（p3-101）
18.1　情報の提供等
18.2　一時滞在施設の開設・運営
18.3　帰宅活動への支援

第１　市民からの通報・問合せの処理

災害の発生に伴う市民からの通報及び問合せに対する処理については、以下のように定める。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第２　市民からの通報・問合せの処理 』（p2-221）
を準用する。

第２　災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第３　災害情報の収集・伝達・共有 』（p2-224）
を準用する。

第３　広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため「情報整理班」及び「広報班」は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第４　広報活動 』（p2-232）を準用する。

第４　消防活動

大規模な水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水、障害物の落下等により、人的な被害が予想される。

このことから消防組合は、消防の全機能を挙げて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第５　消防活動 』（p2-237）を準用する。

第５　救助・救急

大規模災害の発生時は、土砂崩れなどにより倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第６ 救助・救急 』（p2-242）を準用する。

第６　医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第７　医療救護 』（p2-247）を準用する。

第７　交通対策

浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出・救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第８　交通対策 』（p2-253）を準用する。

第８　緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第９　緊急輸送道路の確保 』（p2-257）を準用する。

第９　緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第 10　緊急輸送手段の確保 』（p2-257）を準用する。

第１０　二次災害の防止

本市は関係機関と協力して、大規模な風水害による建築物や土木構造物の二次災害の発生、危険物等施設からの危険物漏洩などによる人的被害の防止対策を行い、住民の安全の確保を図る。

本事項については
第２編 第２章 第２節 『第 11　二次災害の防止 』（p2-265）を準用する。

第１１　給水活動

市は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

本事項については
第２編　第２章　第２節 『 第 13　給水活動　』（p2-281）を準用する。

第１２　食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を来した者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

本事項については
第２編　第２章　第２節 『 第 14 食料の供給 』（p2-286）を準用する。

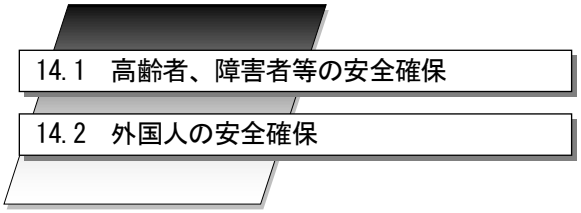
第１３　生活必需品等の供給・貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

本事項については
第２編　第２章　第２節 『 第 15　生活必需品等の供給・貸与 』 (p2-291)
を準用する。

第１４　要配慮者の安全確保

本市は、自治会、自主防災組織等と協力して、災害時において避難情報の入手が困難であったり、自分だけの力では避難が困難であったりするなどの、要配慮者に対する安全の確保及び必要な支援体制を確立する。



「要配慮者の安全確保」	
事項	担当班
１４．１　高齢者、障害者等の安全確保 (1) 高齢者等避難等の伝達 (2) 避難行動要支援者の避難支援 (3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動 (4) 名簿に登載されていない要配慮者の避難支援・安全確保 (5) 避難所における支援 (6) 福祉避難所の開設 (7) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (8) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (9) 仮設住宅における配慮 (10) 災害救助法が適用された場合の費用等	本部班 要配慮者支援班 広報班、建築住宅班 保健班、市民班
１４．２　外国人の安全確保	本部班、広報班 国際班、市民班

１４.１ 高齢者、障害者等の安全確保

【本部班、情報整理班、要配慮者支援班、広報班、建築住宅班、保健班、市民班】

(1) 高齢者等避難等の伝達

市は、避難行動に時間を要する要配慮者に対し、避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令する。

① 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の在宅の避難行動要支援者への避難情報の伝達

市は、防災行政無線（固定系）のほか広報車等を用いて高齢者等避難を伝達する。避難支援等関係者は、高齢者等避難に従い、避難行動要支援者に対する避難の支援活動を開始する。

② 洪水浸水想定区域の要配慮者関連施設への避難情報の伝達

「要配慮者支援班」は、洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設等の要配慮者関連施設に対して、高齢者等避難等の避難情報をファクシミリ等により伝達する。また、土砂災害の危険が高まっている場合は、土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設に対して同様の手段で高齢者等避難を伝達する。

『 ➔ 資料２.33「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」参照 』

(2) 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

① 避難支援等関係者は、平時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

② 避難行動要支援者名簿の平時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

③ 市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

④ 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

また、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に登載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

市は、名簿に登載されていない妊産婦や乳幼児等の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

(5) 避難所における支援

市は、ボランティア等と協力して、避難所へ移動した要配慮者について、その状況を把握し、次に示す適切な福祉サービスの提供に努める。

□避難所における支援内容

- 要配慮者の要望把握や安全確保（DV 被害の防止等）のために、福祉・保健担当職員、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア等によって定期的なパトロールを実施するとともに相談窓口を開設する。
- インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状況の悪化に的確に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
- 介護用品、生理用品等の確保
- 障害者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付
- 要配慮者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）
- 介助入浴サービスの実施
- 要配慮者に配慮した情報提供体制
- 出入口等の段差の解消、通路の確保、障害者用トイレの設置
- 空調や騒音にも配慮し、可能な限り快適な環境を確保する。

このほか、本市は、埼玉県災害福祉支援ネットワークに参画しており、当該ネットワークから派遣される福祉専門職と連携し、避難所における要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行うものとする。

(6) 福祉避難所の開設

避難所での生活において、特別な配慮を必要とする要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設し保護する。開設にあたっては、福祉避難所運営マニュアルに基づき実施する。

なお、福祉避難所への移動については、原則、家族等の介助者の協力により行うものとするが、家族の協力が得られない場合は、十分に安全の確認をしたうえで地域住民やボランティア等により移送するか、市が協力し移送を行う。このほか、福祉施設等で移送手段が確保できる場合には、避難所から福祉避難所への移送協力を求めるものとする。

(7) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

「要配慮者支援班」は、施設管理者と連携し社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 受入れ先の確保及び移送

「要配慮者支援班」は、医療機関、社会福祉施設等の受入れ先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

④ ライフライン復旧優先

施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部班」を通じて要請する。

⑤ 巡回サービスの実施

「要配慮者支援班」は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

(8) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策

「要配慮者支援班」は、関係機関、自主防災組織等と連携して在宅の避難行動要支援者の安全を確保する。

① 安否確認

自治会、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否を確認する。また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関、地域の市民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

② 救助活動の実施

自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、在宅の避難行動要支援者を救助する。

③ 受入れ先の確保及び移送

避難行動要支援者の受入れ先として、医療機関、社会福祉施設、福祉避難所等を確保する。また、輸送車両を確保し、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て移送する。

④ 情報提供

在宅や避難所等にいる要配慮者に対して情報を提供するため、ファクシミリ等による

情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

⑤ 生活救援物資の供給

避難行動要支援者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。

配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

⑥ 相談窓口の開設

「要配慮者支援班」は「市民班」と連携して、市役所や市民センター等に相談窓口を開設する。

各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回相談の実施

職員、民生委員、介護職員、必要に応じて医療・保健・福祉専門職等の支援チーム等により適宜巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルヘルスケア等の調整を行う。

(9) 仮設住宅における配慮

仮設住宅に係る要配慮者への配慮事項を次に示す。

・仮設住宅には優先的に入居。
・要配慮者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする。
・トイレとの距離が遠くないこと。
・車いすが使用可能なこと。

(10) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の福祉避難所の設置の費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年 埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。この場合、「要配慮者支援班」は原則として次の書類等を整え「本部班」に報告する。福祉避難所の設置に伴う費用は、消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として、埼玉県の基準に準ずるものとする。

１４．２ 外国人の安全確保

【本部班、情報整理班、広報班、国際班、市民班】

本事項については
第２編 第２章 第２節 第 16 『 16.2　外国人の安全確保 』 (p2-299)
を準用する。

第１５　遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処理及び埋・火葬は、次に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、埼玉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

本事項については
第２編　第２章　第２節 『 第 17　遺体の取扱い 』（p2-300）を準用する。

第１６　ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第 18　ライフラインの応急対策 』（p2-305）
を準用する。

第１７　公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

本事項については
第２編　第２章　第２節 『 第 19　公共施設等の応急復旧 』（p2-314）
を準用する。

第１８　帰宅困難者への支援

風水害が発生し、鉄道等が使用できなくなると帰宅困難者が発生することが想定されている。そのため、本市では埼玉県及び東京都をはじめとする関係機関と連携し、帰宅困難者への支援を行うものとする。

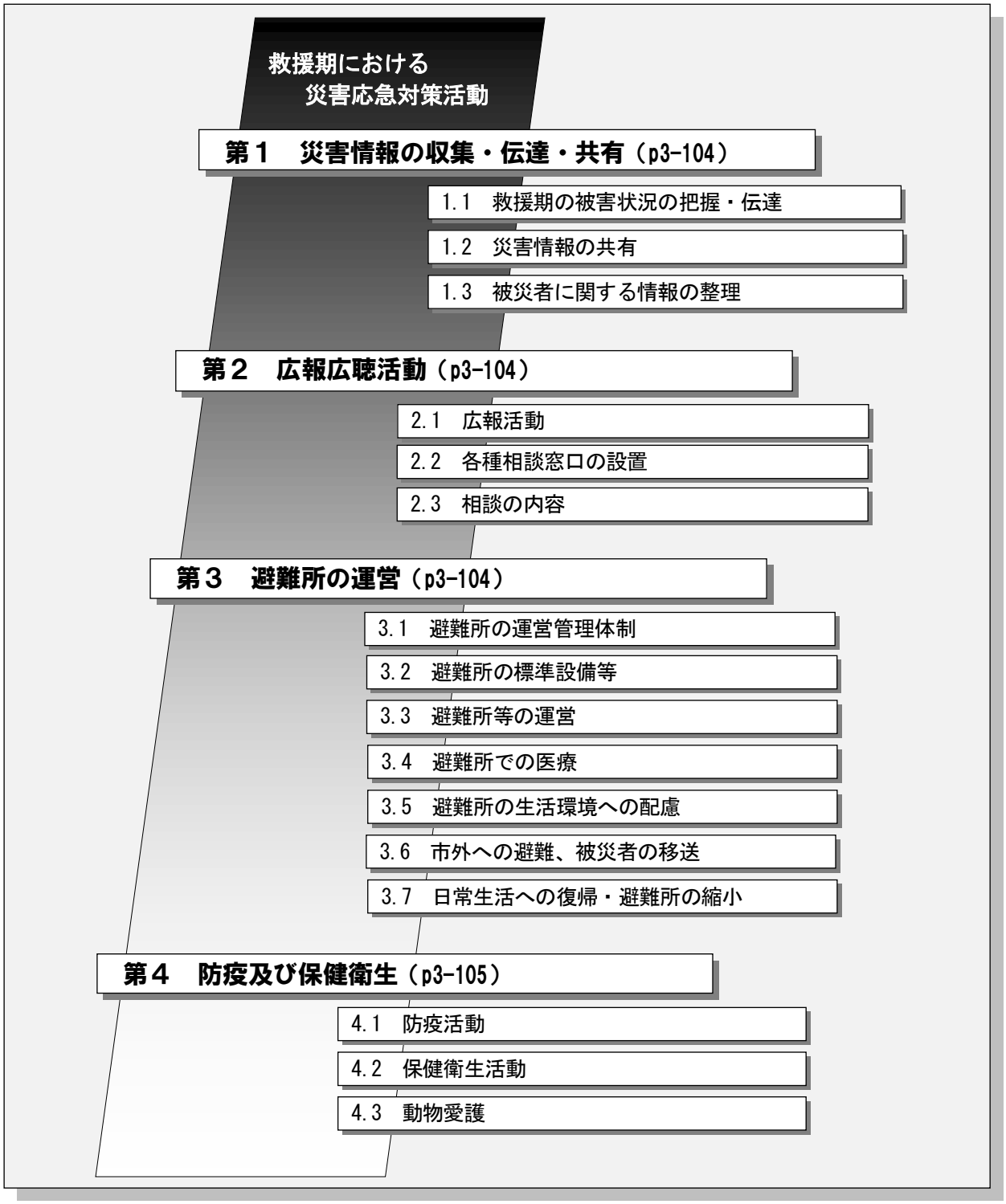
本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第 20　帰宅困難者への支援 』（p2-323）を準用する。

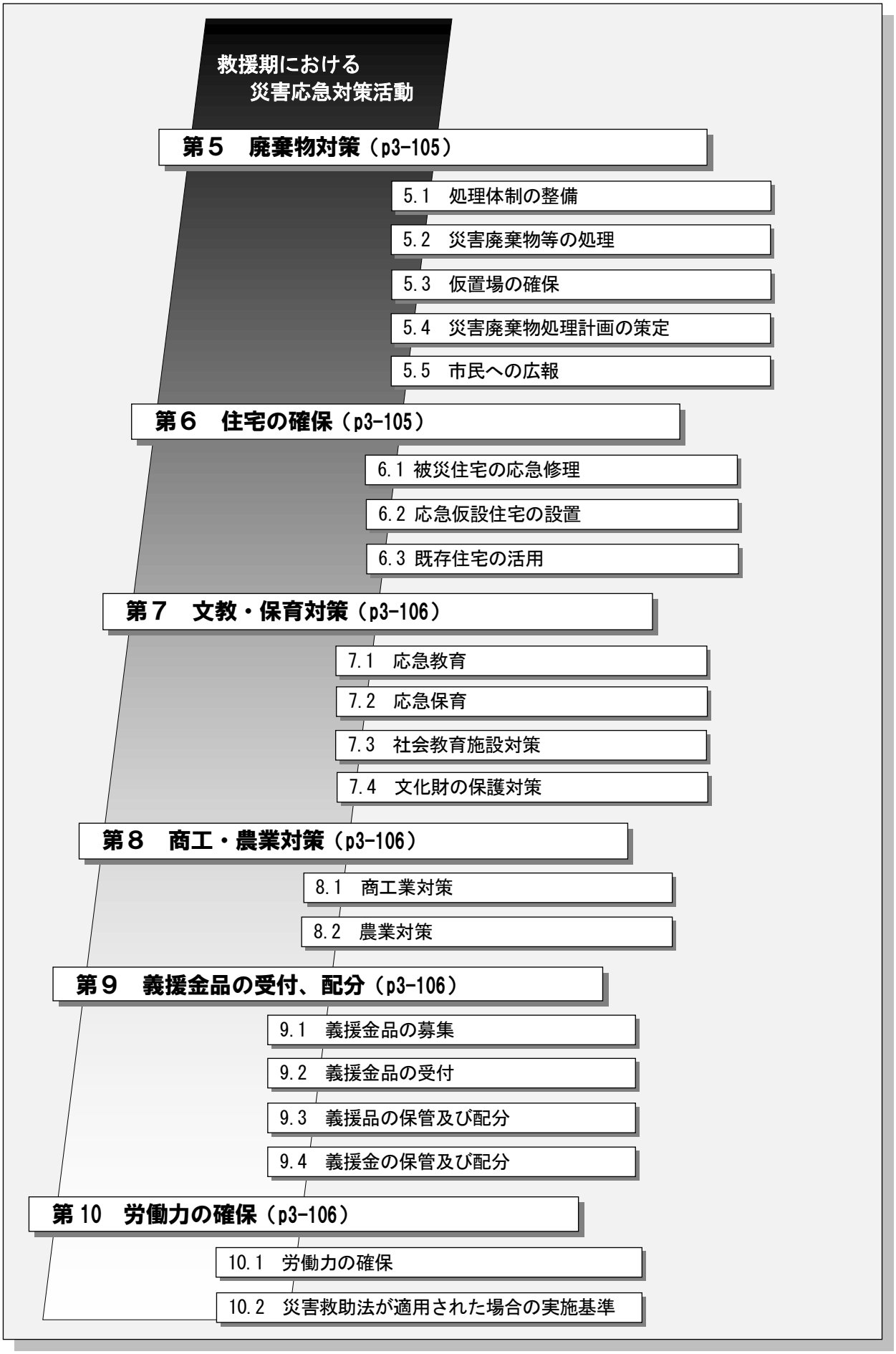
第４節　救援期における災害応急対策活動

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。

なお、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章　第１節　『第１　配備体制と動員計画』」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

救援期における活動項目は、次に示すとおりである。




救援期における
災害応急対策活動
第５　廃棄物対策（p3-105）
5.1　処理体制の整備
5.2　災害廃棄物等の処理
5.3　仮置場の確保
5.4　災害廃棄物処理計画の策定
5.5　市民への広報
第６　住宅の確保（p3-105）
6.1 被災住宅の応急修理
6.2 応急仮設住宅の設置
6.3 既存住宅の活用
第７　文教・保育対策（p3-106）
7.1　応急教育
7.2　応急保育
7.3　社会教育施設対策
7.4　文化財の保護対策
第８　商工・農業対策（p3-106）
8.1　商工業対策
8.2　農業対策
第９　義援金品の受付、配分（p3-106）
9.1　義援金品の募集
9.2　義援金品の受付
9.3　義援品の保管及び配分
9.4　義援金の保管及び配分
第 10　労働力の確保（p3-106）
10.1　労働力の確保
10.2　災害救助法が適用された場合の実施基準

第１　災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。
この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。

本事項については
第２編　第２章　第３節　『 第１　災害情報の収集・伝達・共有 』（p2-330）
を準用する。

第２　広報広聴活動

救援期においても、引き続き「本章　第３節　『第３　広報活動』」による市民等への広報を積極的に行う。
被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。その際、市外への避難者に対する広報についても留意する（広報の方法等については「本章　第３節　『第３　広報活動』」による）。
また、被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。
なお、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に努めるものとする。

本事項については
第２編　第２章　第３節　『 第２　広報広聴活動 』（p2-332）を準用する。

第３　避難所の運営

避難所の運営は、市の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。

本事項については
第２編　第２章　第３節　『 第３　避難所の運営 』（p2-336）を準用する。

第４　防疫及び保健衛生

被災地においては、浸水被害による衛生条件の悪化により感染症等の蔓延が懸念される。
また、長期にわたる避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。
そのため、本市は、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。
また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。

本事項については
第２編　第２章　第３節　『 第４ 防疫及び保健衛生 』（p2-345）を準用する。

第５　廃棄物対策

荒川氾濫による広範囲にわたる浸水被害により、大量の瓦礫等の災害廃棄物の排出が予想される。
また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災により、ごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。
本市は、被災地の住民の生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図るものとする。

本事項については
第２編　第２章　第３節　『 第５ 廃棄物対策 』（p2-350）を準用する。

第６　住宅の確保

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の供与を講じるとともに、罹災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

本事項については
第２編　第２章　第３節　『 第６ 住宅の確保 』（p2-356）を準用する。

第７　文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、「学校教育班」、「保育班」、私立学校設置者及び「要配慮者支援班」は、関係機関の協力を得て児童生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、「文化財保護班」は、市内文化財について応急対策を講ずるものとする。

> 本事項については
> **第２編　第２章　第３節　『 第７　文教・保育対策 』**（p2-362）を準用する。

第８　商工・農業対策

風水害による市内の商工業施設、農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに、応急対策を講ずるものとする。

> 本事項については
> **第２編　第２章　第３節　『 第８　商工・農業対策 』**（p2-370）を準用する。

第９　義援金品の受付、配分

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。

また、川越市義援金運営委員会を組織し、十分に協議のうえ策定した配分計画に従い配分する。

> 本事項については
> **第２編　第２章　第３節　『 第９　義援金品の受付、配分 』**（p2-372）を準用する。

第１０　労働力の確保

「職員班」は、地震災害時において、本市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

> 本事項については
> **第２編　第２章　第３節　『 第10　労働力の確保 』**（p2-375）を準用する。

第３章　風水害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良・復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

（計画内容は、震災復旧・復興計画を準用する。）

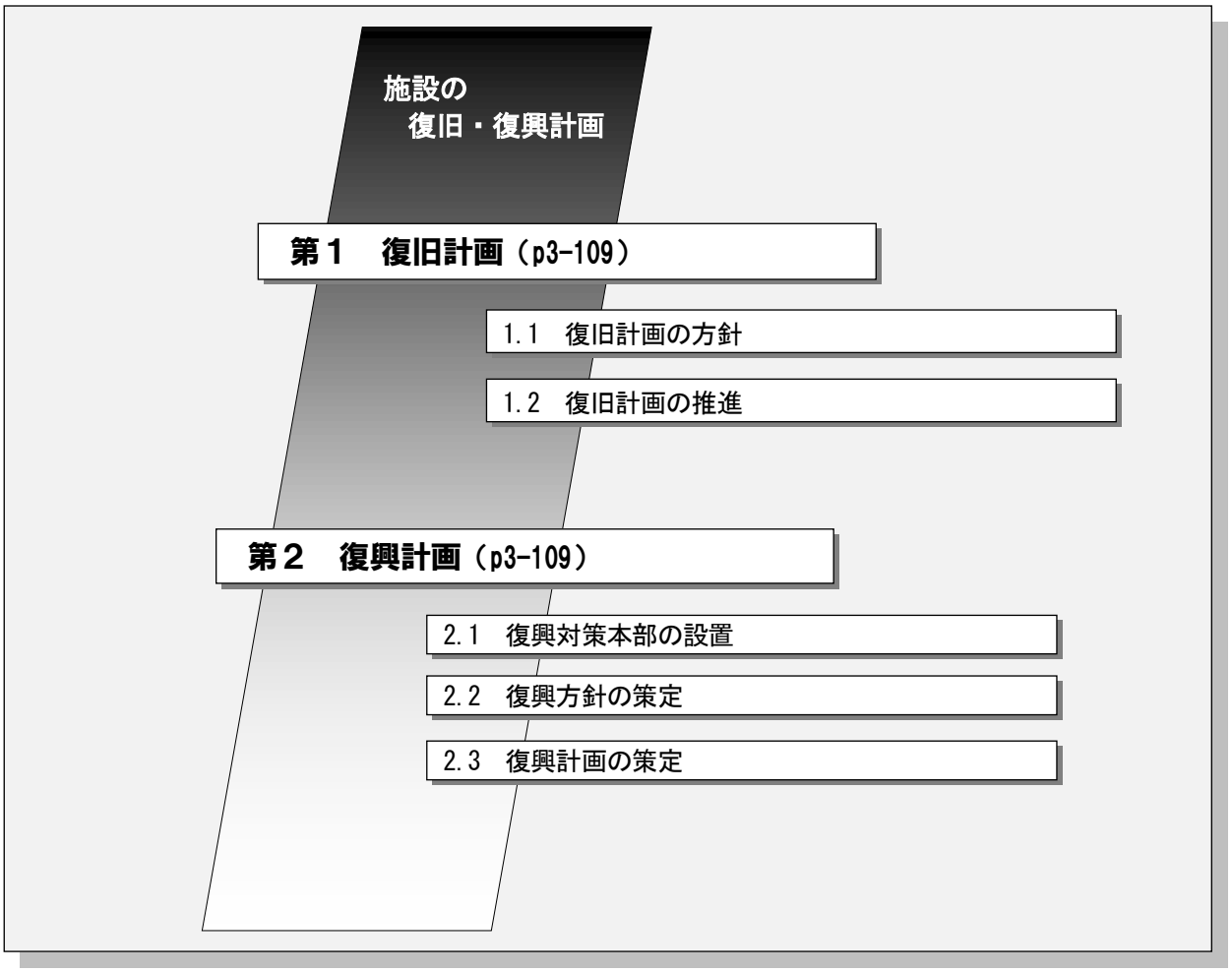
風水害復旧・復興計画

第１節　施設の復旧・復興計画（p3-108）
第２節　民生安定のための措置（p3-110）
第３節　激甚災害の指定（p3-112）

第１節　施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を実施するなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。



第１　復旧計画

公共土木施設を所管する関係各部班は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関及び市民の代表者と連携して復旧計画を策定する。

> 本事項については
> **第２編　第３章　第１節　『 第１　震災復旧計画 』**（p2-377）を準用する。

第２　復興計画

災害復旧を進めたのちに、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

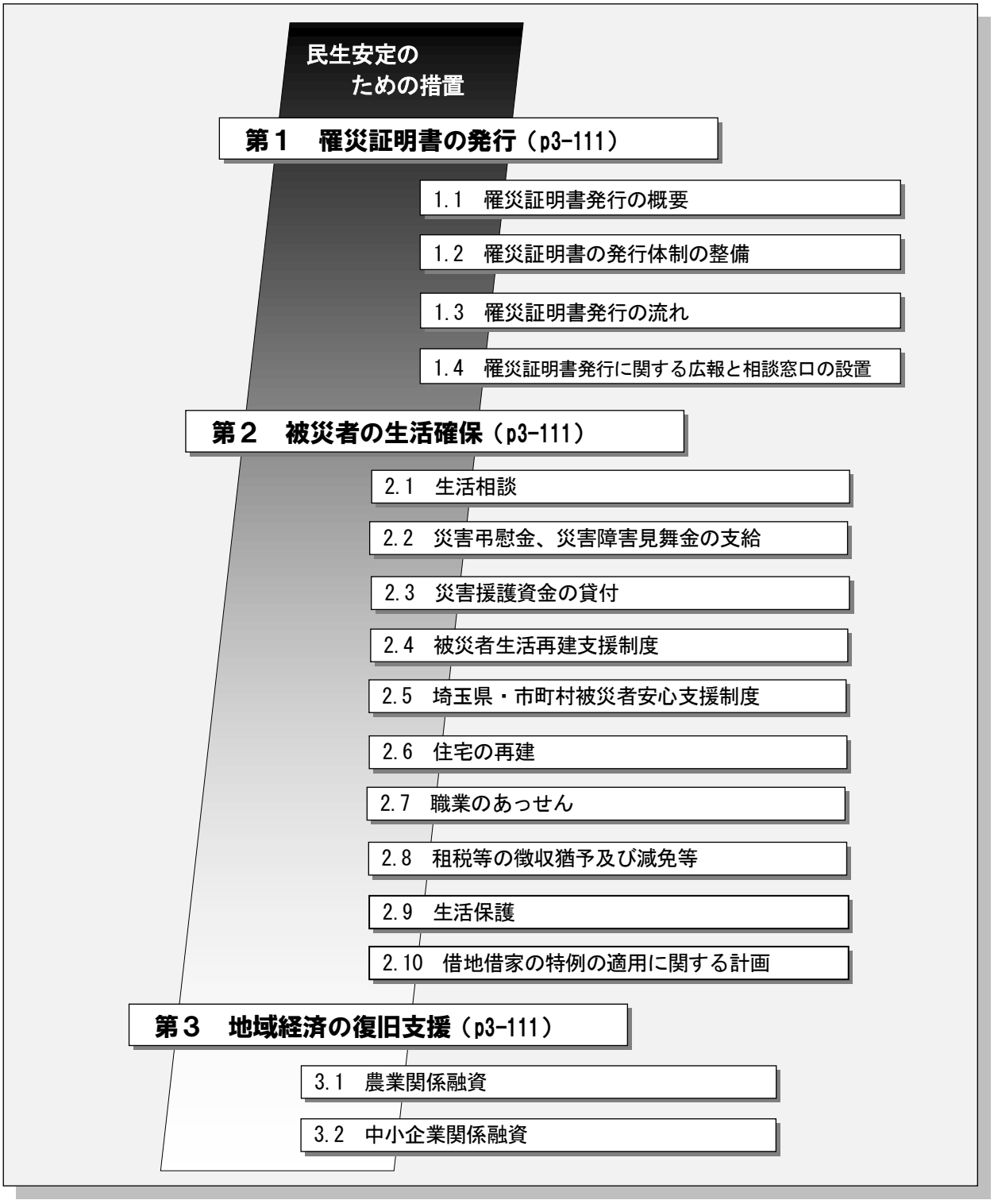
また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

> 本事項については
> **第２編　第３章　第１節　『 第２　震災復興計画 』**（p2-383）を準用する。

第２節　民生安定のための措置

大規模な風水害により、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。



第１　罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

本事項については
第２編　第３章　第２節　『 第１　罹災証明書の発行 』（p2-386）を準用する。

第２　被災者の生活確保

風水害により被害を受けた市民が速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

本事項については
第２編　第３章　第２節　『 第２　被災者の生活確保 』（p2-392）を準用する。

第３　地域経済の復旧支援

風水害により被害を受けた農林業者、中小企業者等の復旧に資するため、市及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、農林業者及び中小企業者に対する融資を実施して、事業の安定を図る。

本事項については
第２編　第３章　第２節　『 第３　地域経済の復旧支援 』（p2-400）を準用する。

第３節　激甚災害の指定

「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。



本事項については
第２編　第３章　『 第３節　激甚災害の指定 』（p2-401）を準用する。

第４章　雪害対策計画

埼玉県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

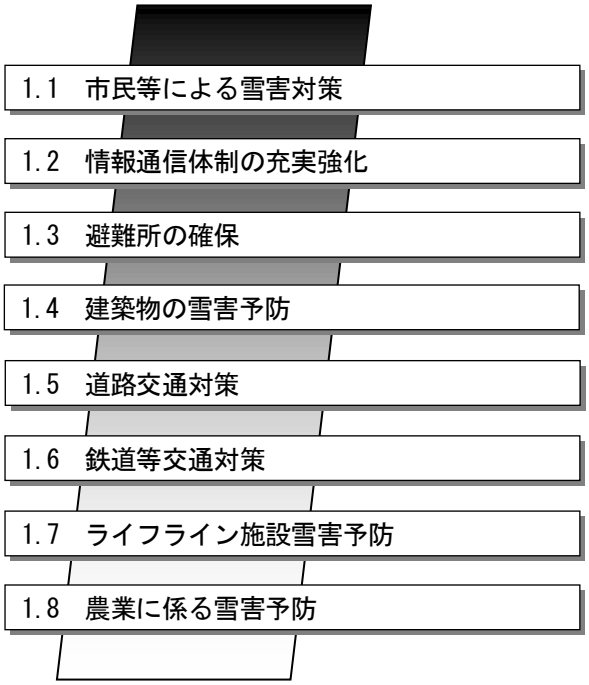
平成 26 年２月８日から９日、同月 14 日から 15 日にかけて大量の雪が降り、県内では、15 日に秩父で 98 ㎝、熊谷で 62 ㎝と、観測史上最大の積雪となった。この大雪に伴い、本市では農業施設への被害等が発生した。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を本計画に定めるものとする。



第１　雪害予防対策

大量の降雪による被害を低減するため、次の対策を講じる。



１．１ 市民等による雪害対策

【防災危機管理室】

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、平時から除雪作業用品の準備・点検を行うとともに、市民自らが一定期間を耐えるための食料や飲料水の備蓄、家屋等の耐雪化を進め、さらに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

(1) 市民が行う雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を

備えておくよう心がけるものとする。
　市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。

(2) 市民との協力体制の確立

　積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

(3) 地域コミュニティによる支援機能の強化

　大雪時には、除雪や高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

１．２ 情報通信体制の充実強化

【防災危機管理室】

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

　市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

　市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう､降雪･積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。
　市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

１．３ 避難所の確保

【防災危機管理室、教育財務課】

市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。
また、冬季のため、暖房器具や燃料等の確保・調達体制を整備する。

１．４ 建築物の雪害予防

【関係各課】

　市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

(3) 公共建築物への立入禁止措置の検討

建築物の設計荷重を上回る積雪があった場合には、建築物が倒壊するおそれがある。そのため、市は、大雪時における公共建築物への立入禁止措置について検討を行うものとする。

１．５ 道路交通対策

【道路街路課、道路環境整備課】

(1) 道路交通の確保

市は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、関係事業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

(2) 雪捨て場の事前選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ関係機関等と協議を行い、発災時における連携を図る。

(3) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県等との連絡体制をあらかじめ確立する。
異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

１．６ 鉄道等交通対策

【東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、東武鉄道(株)】

市は、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者等と連携し、広く市民に周知する。

１．７ ライフライン施設雪害予防

【事業計画課、上下水道管理センター、水道工務課、東京電力パワーグリッド(株)、
都市ガス事業者（一社）埼玉県ＬＰガス協会、ＮＴＴ東日本(株)】

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

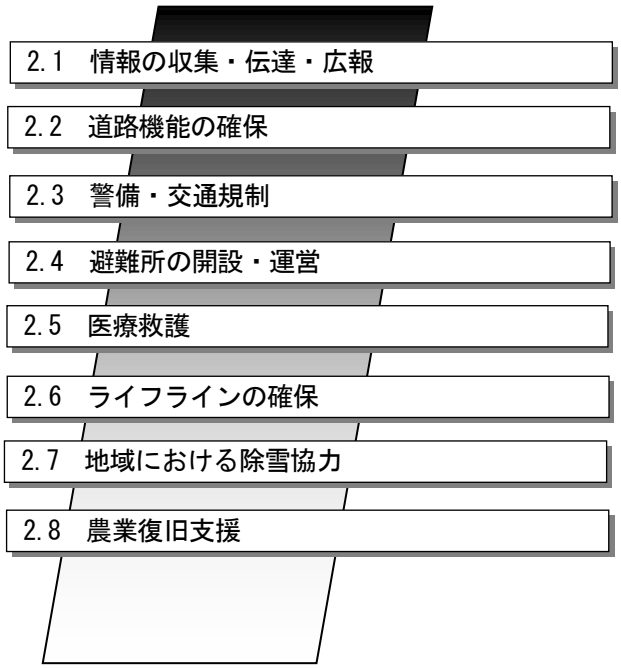
１．８ 農業に係る雪害予防

【農政課】

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

第２　雪害時の応急活動

大量の降雪により発生した各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。



２．１ 情報の収集・伝達・広報

【本部班、情報整理班、情報収集連絡班、広報班、情報処理班】

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、防災関係機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第３　災害情報の収集・伝達・共有 』（p2-224）及び**『 第４　広報活動 』**（p2-232）を準用する。

２．２ 道路機能の確保

【道路班、交通・帰宅困難者支援班】

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(1) 効率的な除雪

市は、異常な積雪時には、優先除雪道路の交通確保を最優先とし、関係機関及び関係団体等に応援を要請し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行うものとする。また、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

なお、除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保に配慮する。

さらに、市は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県や警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

２．３ 警備・交通規制

【道路班、交通・帰宅困難者支援班】

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

(1) 交通規制

① 緊急交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。交通規制にあたっては、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすことのないよう、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とする。

② 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、除雪を行う。積雪により大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすことのないよう、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とする。

なお、道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察署に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた警察署は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第８　交通対策 』（p2-253）を準用する。

２．４ 避難所の開設・運営

【本部班、避難所連絡班、避難所運営班、学校教育班】

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民等を収容するため、市は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第 12　避難活動 』（p2-270）及び **第２章　第３節　『 第３　避難所の運営 』**（p2-336）を準用する。

２．５ 医療救護

【医療班、保健班、福祉班、消防組合】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第７　医療救護 』（p2-247）を準用する。

２．６ ライフラインの確保

【上下水道管理班、ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

市は、県と連携し、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

本事項については
第２編　第２章　第２節　『 第 18　ライフラインの応急対策 』（p2-305）を準用する。

２．７ 地域における除雪協力

【自主防災組織】

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

２．８ 農業復旧支援

【農政班】

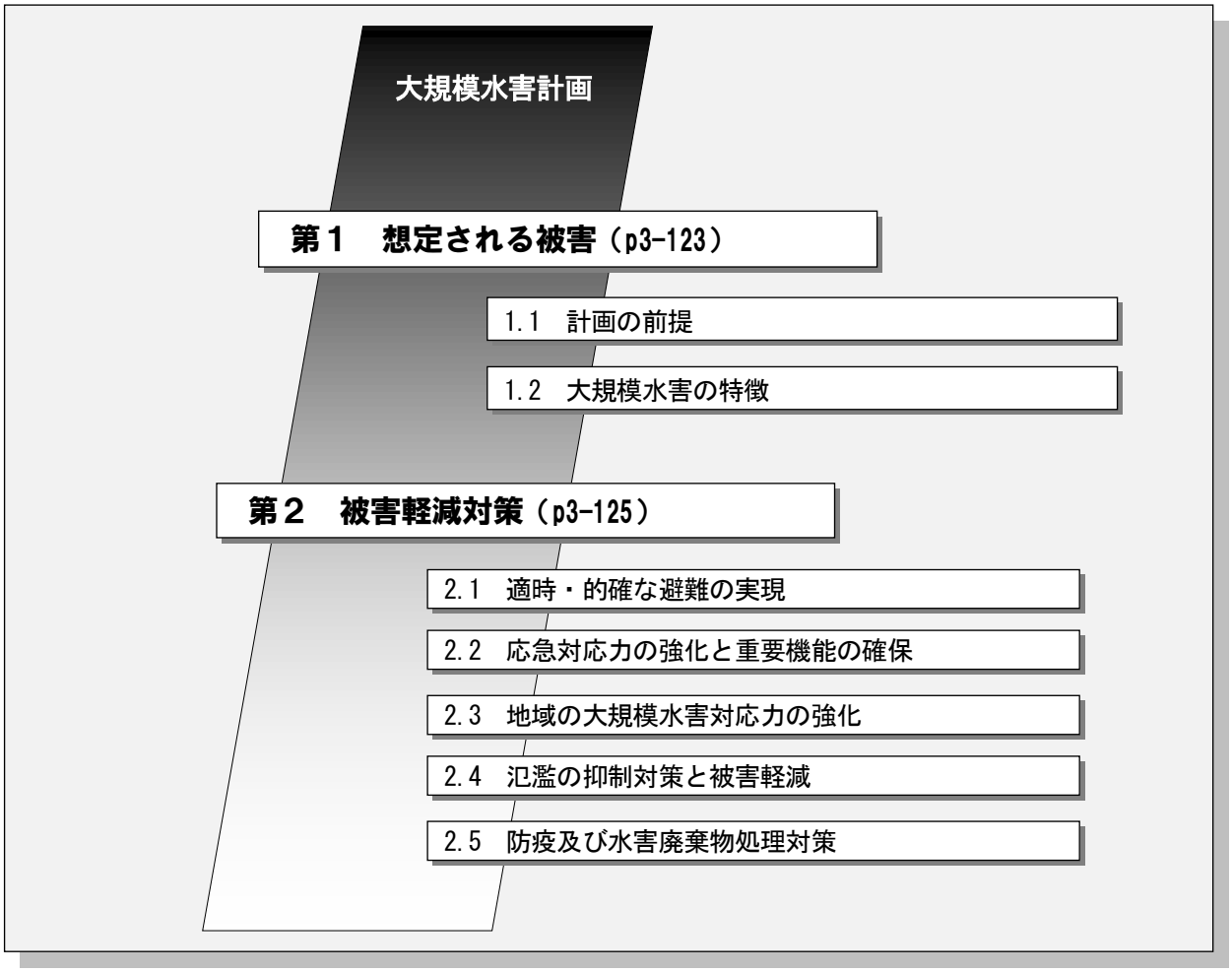
農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

第５章　大規模水害計画

近年、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では本市においても越辺川が氾濫し、甚大な被害が発生した。荒川流域に位置し、荒川をはじめ入間川や新河岸川等、多くの河川が流下する本市は、今後も大規模水害の発生が危惧されるところである。

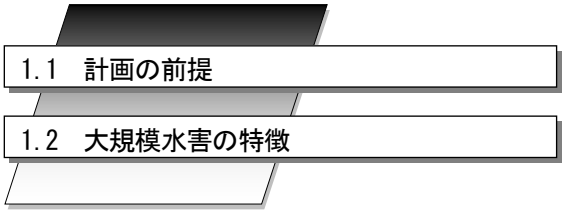
一方、大規模水害対策については、中央防災会議の「大規模水害対策に関する専門調査会（平成 22 年４月）」で検討され、平成 24 年９月、「首都圏大規模水害対策大綱」が策定された。これに続き、首都圏における大規模水害広域避難検討会では、大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向けて検討が進められている。また本市においても、荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」に参画し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う「流域治水」に取り組んでいるところである。

こうした背景を踏まえ、大規模水害に対応するため、必要な事項を本計画に定めるものとする。



第１　想定される被害

大規模水害計画の前提及び被害の特徴を次に示す。



１．１ 計画の前提

(1) 中央防災会議による大規模水害に係る被害想定結果

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会による荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定結果は次のとおりである。

□各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

（条件：ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約 550㎜/3 日）

類型名	想定決壊箇所	浸水面積（㎢）	浸水区域内人口（人）
①元荒川広域はん濫	鴻巣市大芦地先　左岸 70km	約 200	約 450,000
②荒川左岸低地はん濫	川口市河原町地先　左岸 21km	約 170	約 1,600,000
③入間川合流点上流はん濫	川島町山ヶ谷戸地先　右岸 53.2km	約 39	約 70,000
④荒川右岸低地はん濫	北区志茂地先　右岸 21km	約 110	約 1,200,000
⑤江東デルタ貯留型はん濫	墨田区墨田地先　右岸 10km	約 90	約 1,000,000

(2) 計画の前提

本市は、(1)で想定された箇所の決壊による影響はあまりない。しかしながら、決壊箇所によっては本市においても大規模水害の発生が皆無とは言えない。

そのため、大規模水害への対応について、本計画に定めるものとする。

１．２ 大規模水害の特徴

(1) 広大な浸水地域、深い浸水深

浸水面積や浸水区域内人口が広域かつ大規模な浸水となることも想定される。

また、浸水深が３階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

(2) 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。
また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

(3) 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

(4) 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

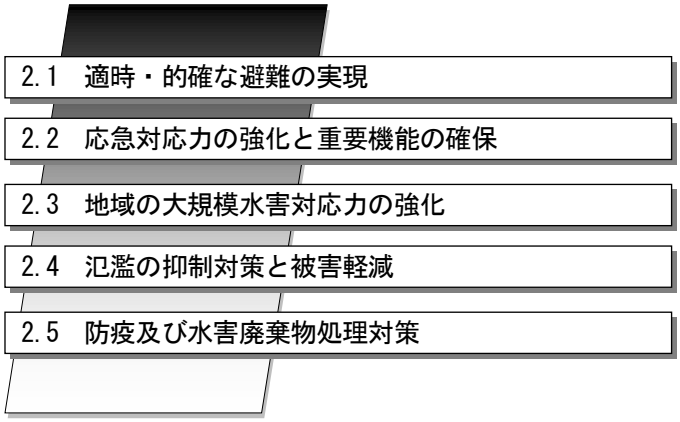
ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

(5) 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

第２　被害軽減対策

大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じる。



２.１ 適時・的確な避難の実現

【防災危機管理室、関係各課】

荒川については、広域かつ大規模な浸水が想定されており、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短いが、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域もある。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

(1) 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

(2) 大規模水害リスクに関する情報の普及

市は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

(3) 適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、市は、防災関係機関と連携し、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々な情報伝達手段を用いてわかりやすく発信する。

(4) 適時・的確な避難情報の発令

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難情報の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難情報の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

(5) 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

(6) 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

(7) 広域避難に向けた検討

市は、市を超える広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受入協定の締結や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

(8) 孤立者の救助体制の整備

市は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認及び救助が実施できるよう、防災関係機関との連携体制を整備する。

(9) 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市は、市医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

２．２ 応急対応力の強化と重要機能の確保

【防災危機管理室、河川課】

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応

急対策のために必要な防災拠点施設及び排水施設の機能維持を図る。

(1) 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

なお、大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

(2) 防災拠点の浸水危険性の把握

市は、大規模水害時における防災拠点の浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しい影響が生じる可能性の高い電源設備、情報通信機器等、停電時の対策を講じる。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

２．３ 地域の大規模水害対応力の強化

【防災危機管理室、消防組合】

自主防災組織や消防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

(1) 避難行動力の向上

市及び消防組合は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

(2) 水防活動の的確な実施

市は、消防団員の確保や水防訓練の充実を図るとととともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

(3) 事業継続に有効な建築構造・設備配置

事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や設備配置に努める。

２．４ 氾濫の抑制対策と被害軽減

【道路街路課、道路環境整備課、河川課、下水道課】

大規模水害の発生を回避するため、流域治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい県土を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

なお、「本編　第１章 第１節 『 第１　風水害予防計画 』」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 治水対策の着実な実施

市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理の着実な実施を関係機関に要請し、水害発生リスクの低減に努める。

(2) 排水対策の強化

市は、関係機関と連携し、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

(3) 道路の冠水対策

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の新設及び補修の推進に努める。

(4) 道路の流失対策

渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策推進に努める。

(5) 情報周知・広報による被害軽減

市は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

２．５ 防疫及び水害廃棄物処理対策

【管財課、資源循環推進課、保健予防課、衛生検査課】

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。

(1) 水害廃棄物の仮置場の候補地の選定

市は、仮置場として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握しておく。また、

廃棄物発生量を予測した上で、仮置場の必要量などの把握に努める。

(2) 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理の検討に努める。

(3) 衛生環境の確保

市は、県と連携し、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

(4) 広域連携による衛生環境の確保

市は、県と連携し、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

第４編　複合災害対策編

第４編　複合災害対策編

第１　複合災害対策計画（p4-1）

- 1.1　基本方針
- 1.2　予防・事前対策
- 1.3　応急対策

第２　最悪事態（シビアコンディション）への対応（p4-5）

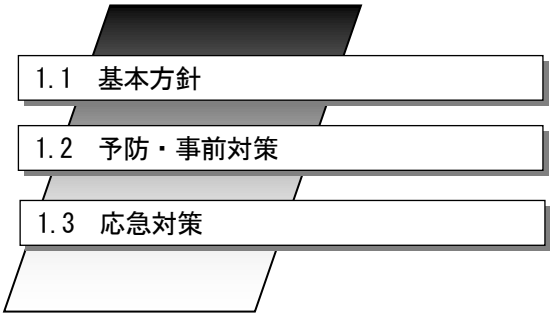
- 2.1　シビアコンディションへの対応
- 2.2　シビアコンディションの共有と取組の実施

第１　複合災害対策計画

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。



１．１ 基本方針

複合災害に対応するにあたっての基本的な方針は、次に示すとおりとする。

(1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各関係機関の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

１．２ 予防・事前対策

【関係各課】

(1) 複合災害に関する防災知識の普及

① 複合する可能性のある災害の種類

〇地震災害
〇風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
〇大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

② 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の３つのパターンに分けられる。

パターン	具体的なシナリオ例
パターン１	先発災害　巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 後発災害　巨大台風が直撃 影　響　河川氾濫が発生（荒川決壊など）
パターン２	先発災害　巨大地震の発生 後発災害　復旧・復興活動中（１年以内に巨大台風直撃） 影　響　先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ
パターン３	地震Ａ’　県内Ａ市で巨大地震発生 地震Ｂ’　市内で巨大地震がさらに発生 影　響　市内及び県内対応資源が不足し、対応困難

(2) 複合災害発生時の被害想定の実施

市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定の実施を検討する。

(3) 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、市は、複合災害により、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

(4) 情報連絡体制の整備

市は、防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を共有する体制を整備する。

(5) 避難対策

「第２編 第１章 第１節 『第４ 安全避難の確保』」に準じ、避難対策を行う。

(6) 災害医療体制の整備

「第２編 第１章 第２節 『第５ 災害時医療体制の整備』」に準じ、災害医療体制の整備を行う。

(7) 災害時の要配慮者対策

「第２編 第１章 第３節 『第４ 避難行動要支援者対策』」に準じ、災害時の要配慮者対策を行う。

(8) 緊急輸送体制の整備

「第２編 第１章 第２節 『第７ 緊急輸送体制の整備』」に準じ、緊急輸送体制の整備策を行う。

１．３ 応急対策

【関係各班】

(1) 情報の収集・伝達

「第２編 第２章 第２節 『第３ 災害情報の収集・伝達・共有』」に準じ、情報の収集・伝達を行う。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

(3) 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、関係機関と連携し、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

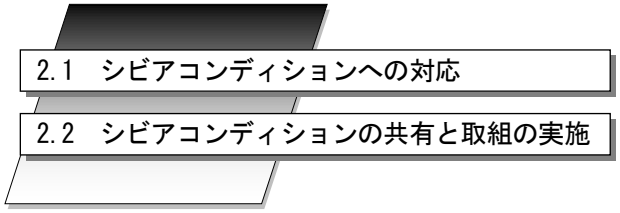
(4) 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第２　最悪事態（シビアコンディション）への対応

地域防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確立を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。



２．１ シビアコンディションへの対応

震災対策編は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

２．２ シビアコンディションの共有と取組の実施

本市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかり進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本市が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

このため、本市では科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビア・コンディション」として想定し、対策の方向性を検討する。

第５編　事故災害対策編

第５編　事故災害対策編

第１章　大規模事故災害への対応（p5-1）

- 第１節　大規模火災対策計画
- 第２節　危険物等災害対策計画
- 第３節　道路災害対策計画
- 第４節　鉄道事故対策計画
- 第５節　航空機事故災害対策計画
- 第６節　放射性物質事故災害対策計画

第１章　大規模事故災害への対応

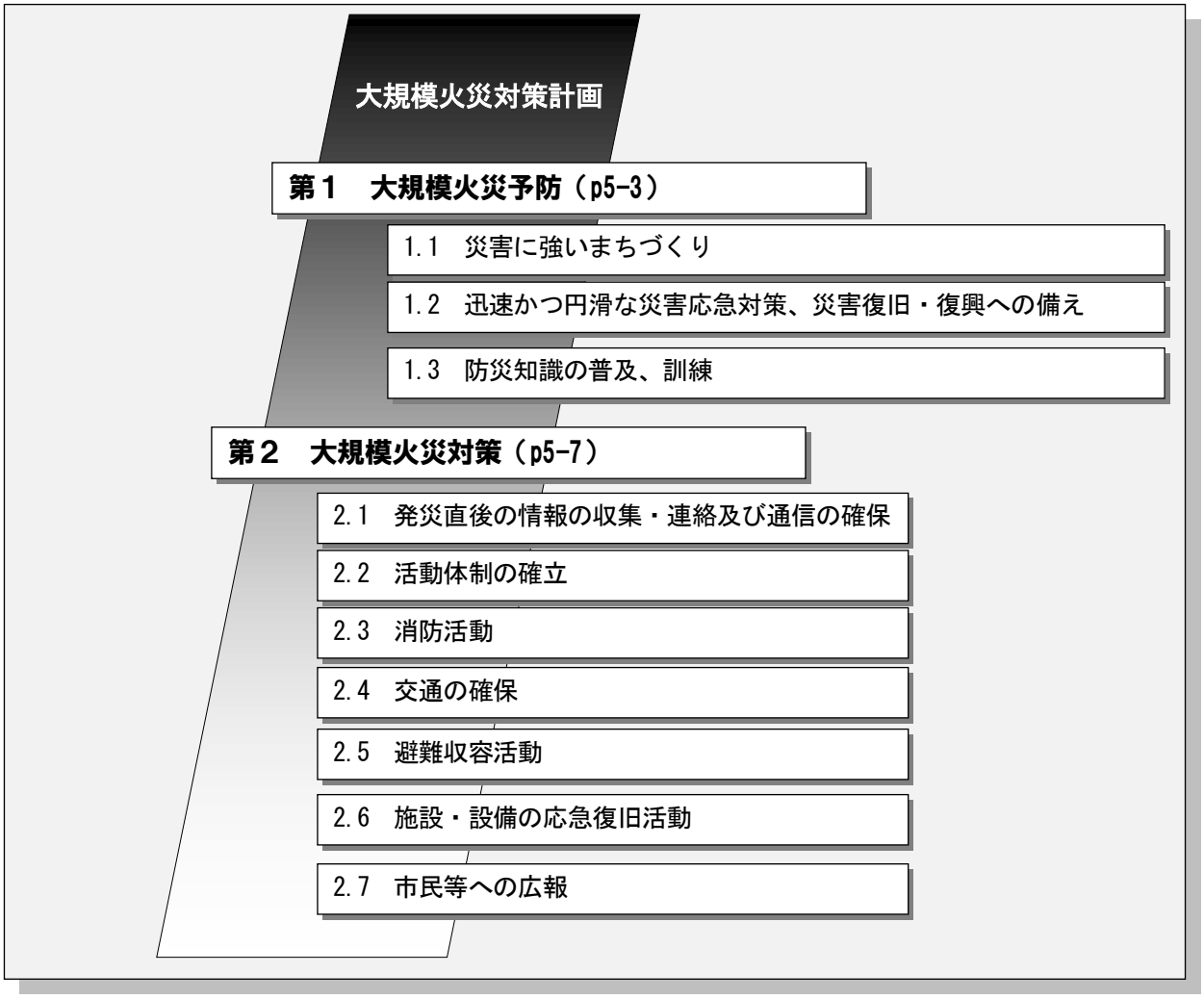
本市において発生が懸念される大規模災害であり、かつ本市地域防災計画で策定した震災対策編及び風水害対策編を準用することでは対応できないと考えられる大規模事故災害について、対策計画を以下のとおり策定する。



第１節　大規模火災対策計画

密集市街地での出火延焼等に伴い、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる、大規模火災の対策について定める。

なお、地震や風水害等、他の災害に伴い生じる火災で、かつ大規模火災に至らない火災については、本計画の各編に準ずる。



第１　大規模火災予防

1.1　災害に強いまちづくり
1.2　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
1.3　防災知識の普及、訓練

１.１ 災害に強いまちづくり

【防災危機管理室、都市計画部、消防組合、事業者】

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域又は準防火地域の防火性に配慮した地区計画の指定などを行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

市は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

① 消防用設備等の整備・維持管理

消防組合は、多数のものが出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル・旅館等の消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮できるよう、事業者による定期的な点検や適正な維持管理を促進する。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

② 建築物の不燃化

市は、建築物の不燃化を促進するため、都市計画法第８条第１項第５号の規定による防火地域又は準防火地域の指定拡大、市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備、消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用、高層建築物等に係る防災計画指導を行う。

１．２ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【防災危機管理室、消防組合、道路管理者、埼玉県、事業者等】

(1) 情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係都県、関係市町村、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 情報の分析整理

市は、平時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に活かす。

③ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第２編 第１章 第２節 『第２　災害情報収集伝達体制の整備』」に準ずる。

(2) 応急体制の整備

① 職員の体制

市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・ 連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

② 防災関係機関相互の連絡体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関と相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

また市は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、県は県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

(3) 消火活動体制の整備

市は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

市は、平時から消防局、消防署、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、緊急輸送道路の整備に努めるものとする。また、市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

① 避難誘導

市は、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するよう努める。また市は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

② 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。

また、指定避難所として指定された建物については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう取り組むとともに、必要に応じて、トイレの洋式化、空調設備の設置及び、換気や照明等施設の整備に努める。

なお、市は、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、これらの地域においては、あらかじめ指定緊急避難場所を選定・確保する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

市、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備する。

また、市は、住民等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。

(8) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

① 訓練の実施

市は県及び事業者と協力し、住民参加による大規模火災を想定した、消火、救助・救急活動等の実践的な訓練を実施する。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

市及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

１．３ 防災知識の普及、訓練

【防災危機管理室、消防組合】

(1) 防災知識の普及

消防組合は、市と連携して年２回、春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

市は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

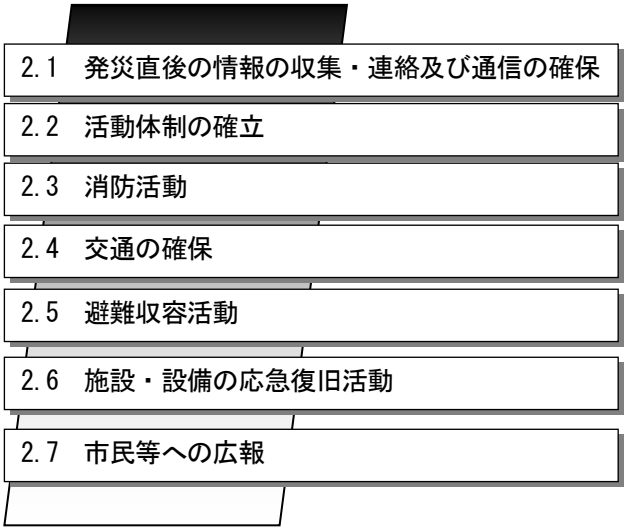
消防組合は、市民等に対し、消火器や住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の普及に努める。

市は、市民等に対し、避難用補助器具等の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第２　大規模火災対策



２.１ 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【本部班、消防組合、埼玉県、関係機関】

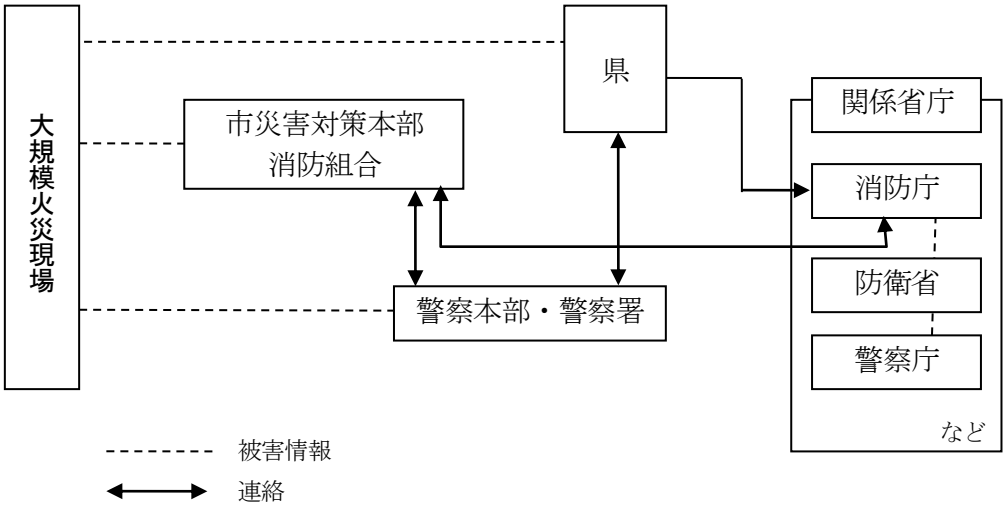
(1) 災害情報の収集・連絡

① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

② 大規模火災情報の収集・連絡

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



③ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、平時から相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２．２ 活動体制の確立

【本部班、職員班、埼玉県、事業者、関係機関】

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、本計画及び川越市災害対策本部条例並びに同要綱に基づき、川越市災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。なお、設置の際には、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

(3) 広域的な応援体制

市災害対策本部は、災害の規模や被害情報等から必要があると認める場合には、他の協定締結市町村に支援を要請するほか、自衛隊の災害派遣やその他、県を通じた広域応援等について、県知事へ要請を行うとともに、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡する。

２．３ 消防活動

【消防組合】

消防組合は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。このほか、「第２編 第２章 第２節『第５　消防活動』」に準ずる。

２．４ 交通の確保

【本部班、道路班、道路管理者】

(1) 緊急輸送活動

市は、車両や事業者との協定締結に基づくヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

２．５ 避難収容活動

【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、現地調査班、本部班、市民班、消防団】

発災時における避難誘導については、「第２編 第２章 第２節 第１２『12.４ 避難誘導及び移送』」に準ずる。

２．６ 施設・設備の応急復旧活動

【各班共通】

市は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

２．７ 市民等への広報

【情報収集連絡班、本部班、情報整理班、広報班、市民班】

(1) 被災者等への広報

市、県及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民等への広報

市は、市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 市民から問合わせの処理

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。

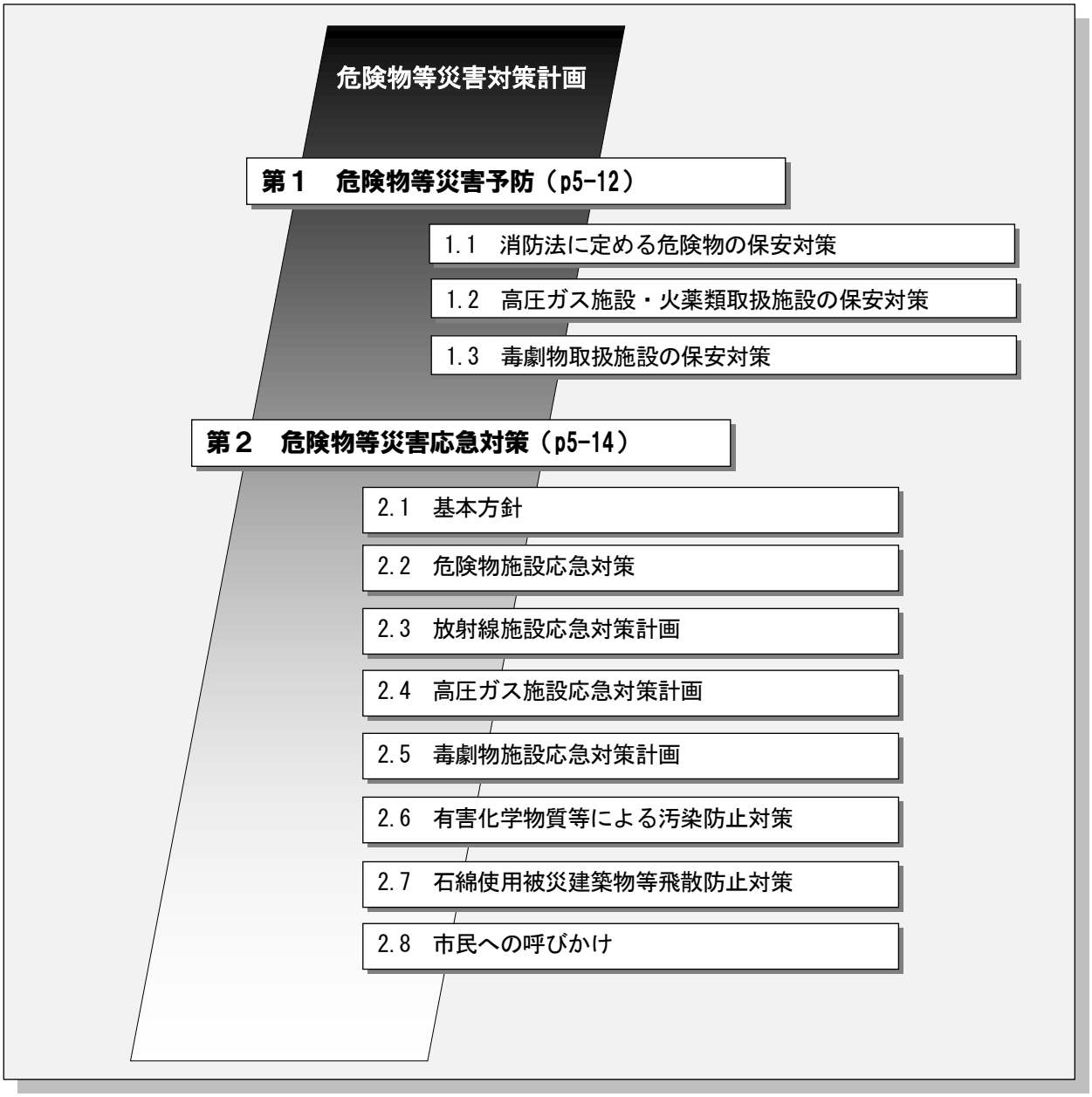
また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

なお、電話による問合せに対しては、「情報収集連絡班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。

第２節　危険物等災害対策計画

危険物質による災害の発生及び拡大の防止に向け、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進し、法令遵守の徹底を図る必要がある。

各危険物等取扱事業所等に対し、消防組合及び関係機関等による施設の立入検査の徹底等を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進するための対策について定める。



第１　危険物等災害予防

1.1　消防法に定める危険物の保安対策
1.2　高圧ガス施設・火薬類取扱施設の保安対策
1.3　毒劇物取扱施設の保安対策

１．１ 消防法に定める危険物の保安対策

【保健総務課、消防組合、警察署、事業者、埼玉県】

消防法で定める危険物は、それ自体が引火性、発火性、可燃性又は爆発性を有し、貯蔵、取扱いの適正を誤ると大規模火災等を招き、また、他の火災及び地震等の災害が誘因となって大火災等を誘発し、尊い人命・身体の損傷及び財産を滅失する危険が極めて大きい。

このため、これらの施設等の災害予防の徹底を期するため、次の措置等を講ずる。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物等関連施設の管理者は、消防法の規定（消防法第 12 条及び第 14 条の３の２）に基づき危険物等関連施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 立入検査の実施

消防組合は、危険物等関連施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱い方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、消防法の規定（消防法第１４条の２）に基づく予防規程の確立や同規程に基づき、指導を行う。

また、危険物の流出等を防止するため、一定規模以上のタンクについて、地盤沈下等の点検を行うよう指導を行う。

(3) 自主保安体制の確立

危険物等関連施設の管理者に対して、自主保安体制を整備するよう指導する。

(4) 危険物輸送車両の安全化

石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を大量に輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等安全機材及び危険物取扱免状等の携帯義務について、消防組合、警察署は定期的に検査を実施し、構造設備等の保安管理の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

１．２ 高圧ガス施設・火薬類取扱施設の保安対策

【消防組合、埼玉県】

高圧ガス設備等の安全化の促進に向け、県危機管理防災部化学保安課は、高圧ガス製造事業所に対する立入検査・保安検査を行うとともに、販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。このほか、防災関係機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締り方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。

消防組合は、火薬類取扱施設に対し立入検査を実施し、自主保安体制の確立を図る。

１．３ 毒劇物取扱施設の保安対策

【保健総務課、消防組合】

毒劇物取扱施設の安全化の促進に向け、川越市保健所は、毒劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させ、取扱責任者に対し、毒劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。

このほか、業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を行うとともに、毒劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物を取扱う電気めっきを行う事業者等（届出が必要な業務上取扱者）を特に重点的に指導する。

薬局等に対しては、可燃性薬品、毒劇物の保管設備について、防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

消防組合は、貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究するとともに、一定規模以上の同施設の防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

第２　危険物等災害応急対策



２．１ 基本方針

【消防組合、医療班、環境保全班】

市は、爆発物、有害物質等の危険物等による災害が発生したとき、又は災害によって危険物等関連施設等に危険がせまったときは、次に掲げる施設等を対象に、関係各機関は緊密な協調のもとに被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

・危険物等関連施設　　・火薬類取扱施設　　・高圧ガス施設 ・毒劇物施設　　・放射性物質施設　　・クリーニング施設 ・ＰＣＢ保管施設　・その他二次災害の危険性があると判断する施設

危険物等施設管理者又は付近住民等は、災害の発生又は危険を察知した場合、速やかに消防組合、市災害対策本部、警察署に連絡する。連絡を受けた市災害対策本部は状況を確認するとともに、周辺住民に広報し、避難を呼びかける。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、消防組合、警察署へ協力を要請する（地震発生時は、応急復旧が実施できないことが予想され、まず周辺住民を避難させることが最優先業務となる。）。

応急復旧活動にあたっては、危険物等施設管理者は、市災害対策本部等と連携して実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、消防組合、警察署へ協力を要請する。

２．２ 危険物施設応急対策

【消防組合】

消防組合は、緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動及び搬出の準備のための防護、その他自主的応急体制の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、被害拡大防止に努める。

２．３ 放射線施設応急対策計画

【消防組合】

放射線施設管理者は、放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じて、応急的危険場所の設定、関係機関等への連絡、危険場所の設定と放射線量の測定、被災者の救出救護、危険原因の応急的排除、危険場所内所在者の避難誘導、汚染の拡大防止、広報活動、その他必要な対応を実施する。

消防組合は、警防計画を樹立のうえ、火災に際しては施設の延焼を防止する消防活動を行い、汚染区域の拡大防止に努めるとともに、警察と連絡を取り、危険区域内の避難誘導に努める。

２．４ 高圧ガス施設応急対策計画

【消防組合】

施設管理者は、災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、消防部隊の責任者と連絡を密にして機敏な措置を取る。爆発、火災若しくは高圧ガスの漏出に際しては、状況に応じて、負傷者の救出救護、漏出防止措置、避難の指示、火気厳禁の広報、引火性・爆発性物品の移動を行う。

消防組合は、火災に際して、施設防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大の防止に努めるとともに、関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

２．５ 毒劇物施設応急対策計画

【保健総務課、消防組合】

川越市保健所は、毒劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物等が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し又はそのおそれがある場合、その保管施設等の責任者に、迅速的確な情報を保健所、警察署又は消防機関に連絡させるとともに、危険防止のための応急措置を講ずるよう指示し、その毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定する。

消防組合は、火災に際して、施設管理者と連絡を密にし、施設の延焼を防止するとともに、汚染区域の拡大の防止に努める。

２．６ 有害化学物質等による汚染防止対策

【環境保全班】

市は、災害に伴う有害物質の漏えい等により、人の健康及び生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合は、「大気関係事故時の対応マニュアル」及び「異常水質事故対応マニュアル」等に基づき、その施設等の責任者に迅速的確な情報を環境対策課に連絡させるとともに、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるよう指示する。

２．７ 石綿使用被災建築物等飛散防止対策

【環境保全班】

市は、石綿（アスベスト）が使用されている建築物等が災害により被害を受け、石綿が風等によって飛散するおそれがある場合は、「川越市災害時アスベスト対策初動マニュアル」及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（環境省）」に従い、その建築物の持ち主等に飛散防止措置を要請する。

２．８ 市民への呼びかけ

【広報班、関係各班】

関係各部班は、２．２～２．８の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第２編 第２章 第２節 『第４　広報活動』」に則って広報活動を行う。

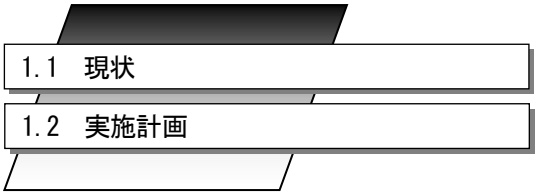
第３節　道路災害対策計画

地震や水害その他の理由により、高架橋の損壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落、落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

なお、本節において道路管理者とは、国土交通省関東地方整備局、埼玉県、市、東日本高速道路株式会社を示す。



第１　道路災害予防



１．１ 現　状

各道路施設管理者は、災害が発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報するとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

１．２ 実施計画

【道路管理者、市、埼玉県】

(1) 道路の安全確保

①　道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、地動及び水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

②　道路施設等の整備

ｱ）危険箇所の把握

道路管理者は、災害が発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害が発生するおそれのある道路区間を異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者や地域住民、道路利用者に広報するものとする。

ｲ）予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
・バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク

整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報を把握し、応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

ｳ）資機材の確保

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(2) 情報の収集・連絡

①　災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町、関係都県、警察、消防組合等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

②　通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第２編 第１章 第２節 『第２ 災害情報収集・伝達体制の整備』」に準ずるものとする。

(3) 災害応急体制の整備

①　職員の体制の整備

埼玉県、市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

②　防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との相互応援協定の締結を促進するなど、事前に関係機関との連携を強化しておくものとする。

また埼玉県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（ＳＭＡＲＴ）による人命救助活動等の支援体制を整備する。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、埼玉県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努める。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市及び埼玉県は協力して緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

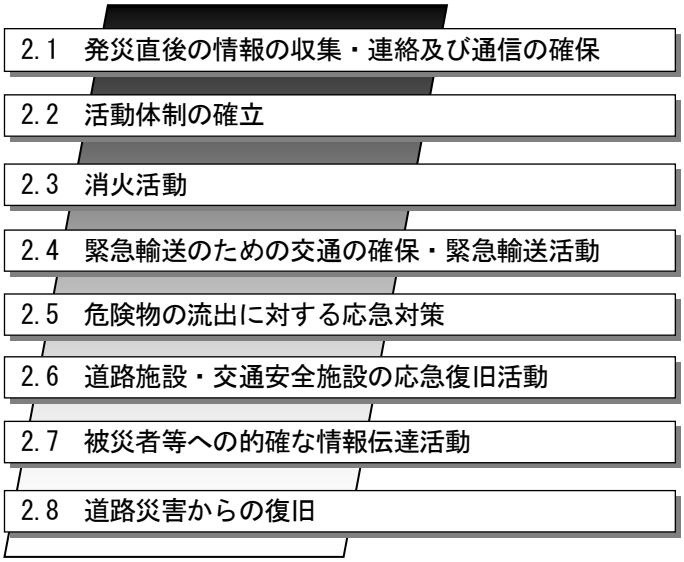
また、市、埼玉県及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、平時から広報体制を整備するとともに、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第２　道路災害応急対策

市域内で発生した道路災害に対して、本市及び関係機関が実施する応急対策を次に示す。



２．１ 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【市、道路管理者、埼玉県】

(1) 災害情報の収集・連絡

本市及び道路管理者並びに埼玉県が実施する被害情報の収集・連絡及び事故情報等の連絡は、次のとおりである。

□災害発生直後の被害情報の収集・連絡

○市
市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに埼玉県に連絡するものとする。

○道路管理者
道路管理者は、被害状況を埼玉県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

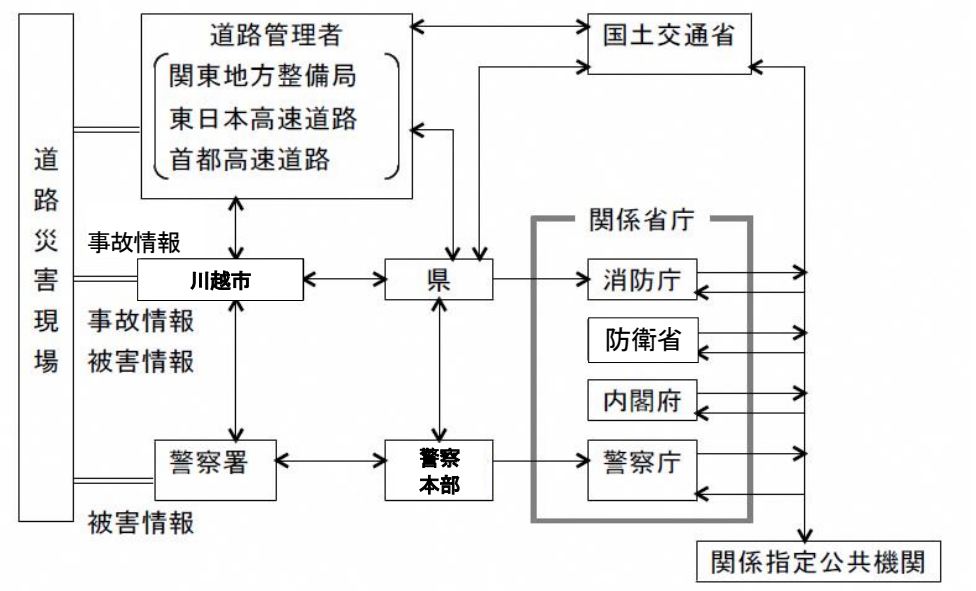
○埼玉県
埼玉県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

□事故情報等の連絡

○道路管理者
道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに埼玉県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

○埼玉県
埼玉県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察、各関係機関等へ連絡する。

■道路災害情報の収集・連絡系統



□応急対策活動情報の連絡

○市
市は、埼玉県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

○道路管理者
道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

○埼玉県
埼玉県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市町村に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２．２ 活動体制の確立

【市、埼玉県、道路管理者】

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに埼玉県に対し設置状況等を報告するとともに、埼玉県、関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請及び広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第２編 第２章 第１節 『第７ 自衛隊への災害派遣要請依頼』」によるものとし、広域的な応援要請は、「第２編 第２章 第１節 『第６ 広域応援等』」によるものとする。

(2) 埼玉県の活動体制

埼玉県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。また、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な対策を講ずるものとする。

２．３ 消火活動

【道路管理者、消防組合】

(1) 道路管理者

道路管理者は、埼玉県、警察、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防組合

消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速な消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

２．４ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【道路管理者、市、警察署】

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

２．５ 危険物の流出に対する応急対策

【道路管理者、消防組合】

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防組合

消防組合は、危険物の流出が認められた場合、直ちに被害拡大防止に努めるとともに、避難誘導活動を行うものとする。

２．６ 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【道路管理者】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

２．７ 被災者等への的確な情報伝達活動

【市、埼玉県】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市、埼玉県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

２．８ 道路災害からの復旧

【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

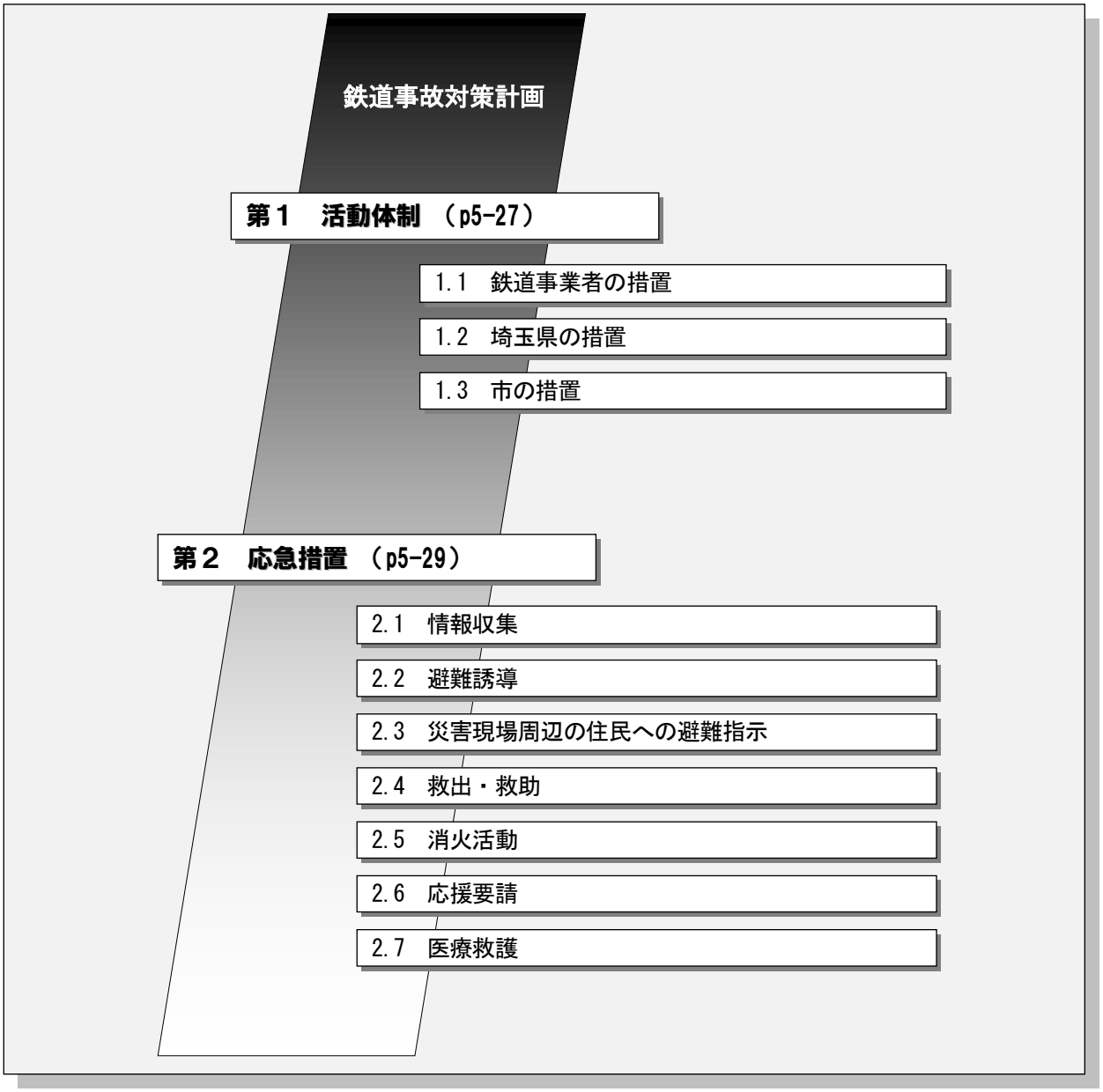
道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第４節　鉄道事故対策計画

本計画は、市内において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策、復旧等の諸対策について定める。

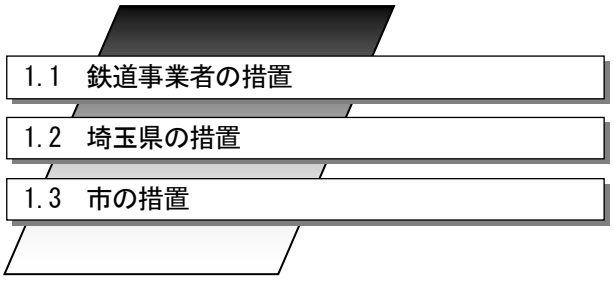
鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

大規模鉄道事故発生時の応急措置は、「第２編　第２章 震災応急対策計画」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。



第１　活動体制

市域内で発生した大規模な鉄道事故に対する本市、埼玉県及び鉄道事業者の活動体制を次に示す。



１．１ 鉄道事業者の措置

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

１．２ 埼玉県の措置

【埼玉県】

埼玉県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は埼玉県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、埼玉県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

埼玉県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたる。

□ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空隊のヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

□現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせる。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

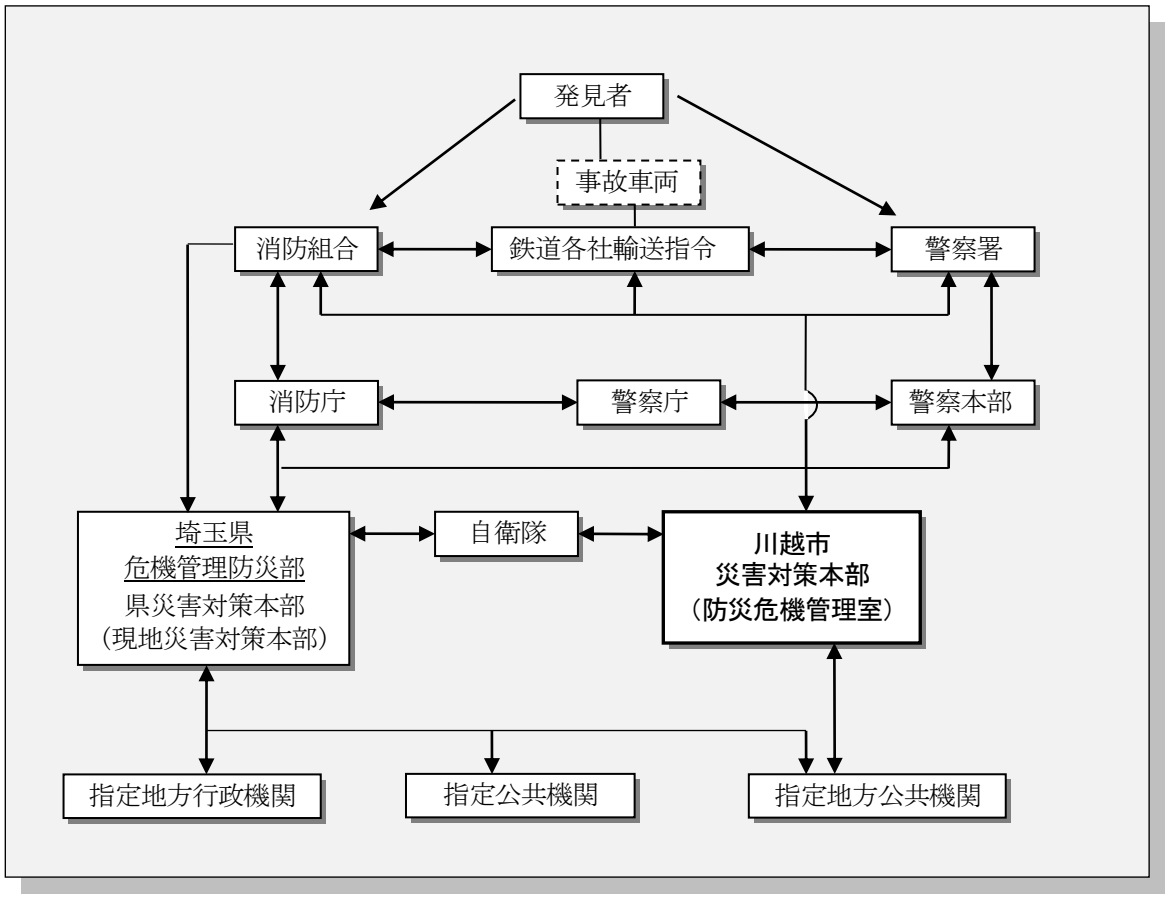
１．３ 市の措置

【防災危機管理室、消防組合】

本市は、市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

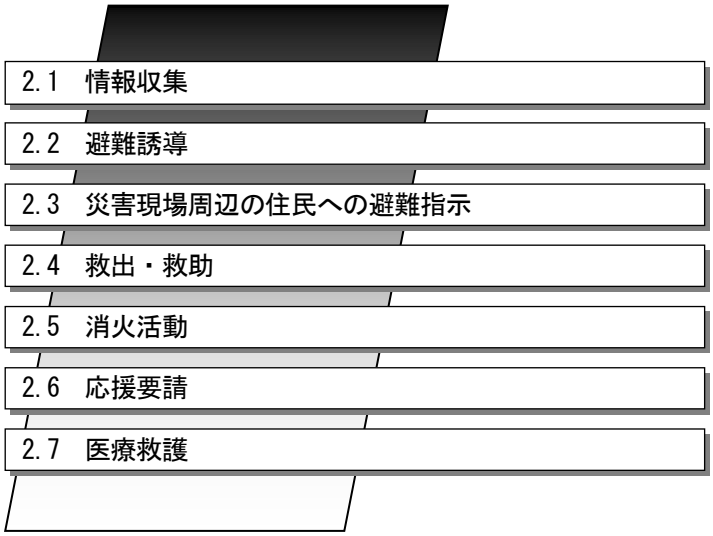
市内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、「第２編 第２章 『第１節 活動体制の確立』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

■鉄道事故の通報連絡体制



第２　応急措置

市域内で発生した大規模な鉄道事故に対して、本市及び関係機関が実施する応急措置を次に示す。



２．１ 情報収集

【防災危機管理室、消防組合】

市内に大規模な鉄道事故が発生したときは、「第２編 第２章 第２節 『第３ 災害情報の収集・伝達・共有』」に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、埼玉県へ報告する。

２．２ 避難誘導

【防災危機管理室、警察署、鉄道事業者、消防組合】

大規模な鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内、駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、警察、消防組合は、事業者と協力し、列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講ずる。

２．３ 災害現場周辺の住民への避難指示

【防災危機管理室、警察署、消防組合】

大規模な鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第２編 第２章 第２節『第12 避難活動』」に準じ、避難指示を行う。

２．４ 救出・救助

【消防組合、警察署】

「第２編 第２章 第２節 『第６ 救助・救急』」に準じ、消防組合を主体とした救出・救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

２．５ 消火活動

【消防組合】

大規模な鉄道事故が市街地で発生した場合は、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されるので、消防組合は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。このほか、「第２編 第２章 第２節　『第５ 消防活動』」に準ずる。

２．６ 応援要請

【防災危機管理室、消防組合】

大規模な鉄道事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関の相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第２編 第２章 第１節　『第６ 広域応援等』」に、また自衛隊への応援要請は「第２編 第２章 第１節 『第７ 自衛隊への災害派遣要請依頼』」に準ずる。消防相互応援、緊急消防援助隊への応援要請は、「第２編 第２章 第２節　『第５ 消防活動』」に準ずる。

２．７ 医療救護

【保健医療推進課、川越市医師会、消防組合】

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、「第２編 第２章 第２節 『第７ 医療救護』」に準じて、埼玉県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

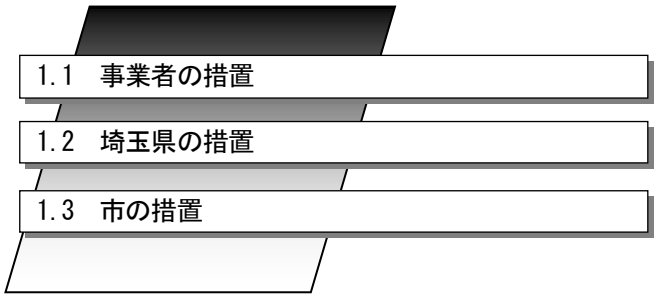
第５節　航空機事故災害対策計画

本計画は、市域内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、当該区域を管轄する、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。



第１　活動体制

市域に航空機事故が発生した場合における、本市、埼玉県及び事業者の活動体制を次に示す。



１．１ 事業者の措置

【事業者】

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突、火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第 76 条）

警察官又は消防団職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

１．２ 埼玉県の措置

【埼玉県】

(1) 責務

埼玉県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、埼玉県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

県地域防災計画に準じ、以下の基準による。

・県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、埼玉県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部、又は支部に代えて現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。
・県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、埼玉県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

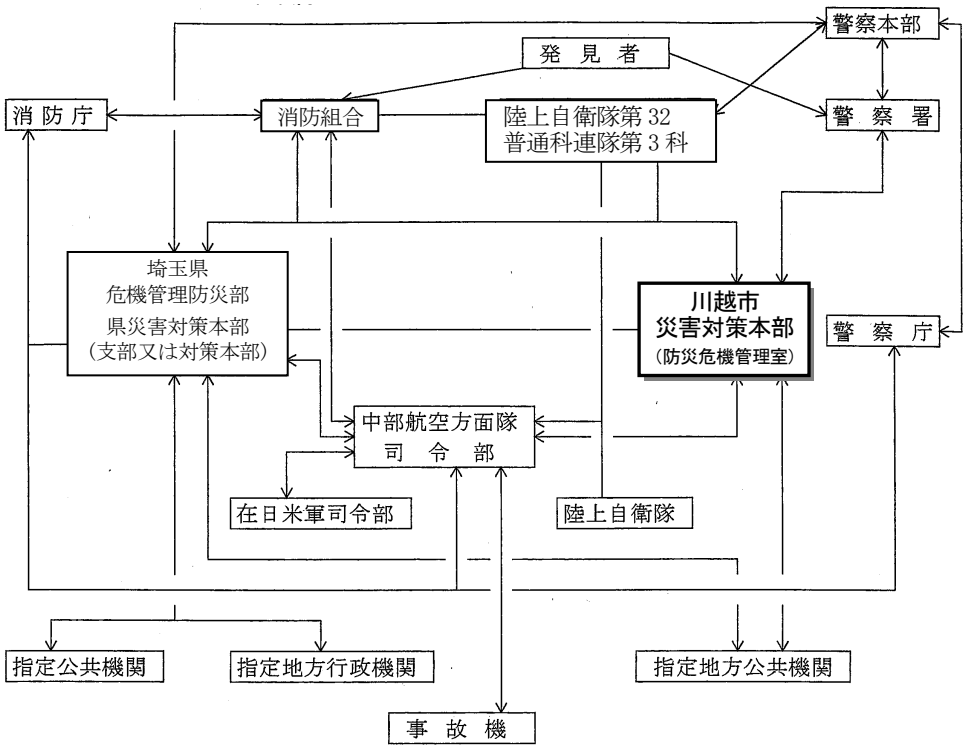
１．３ 市の措置

【防災危機管理室、関係各課】

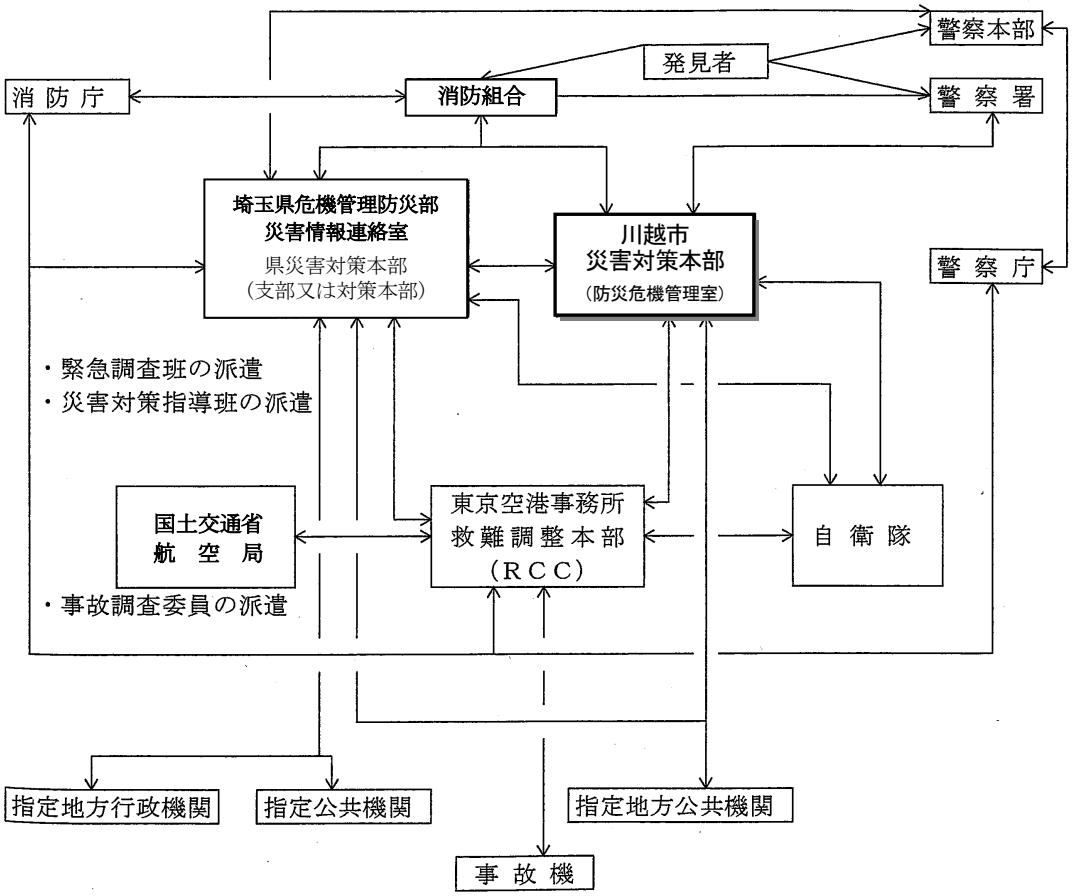
本市は、市域に航空機事故が発生した場合、他の市町村、埼玉県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

特に、市域に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、「第２編 第２章 第１節 『第２災害対策本部の設置・運営』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

■自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制

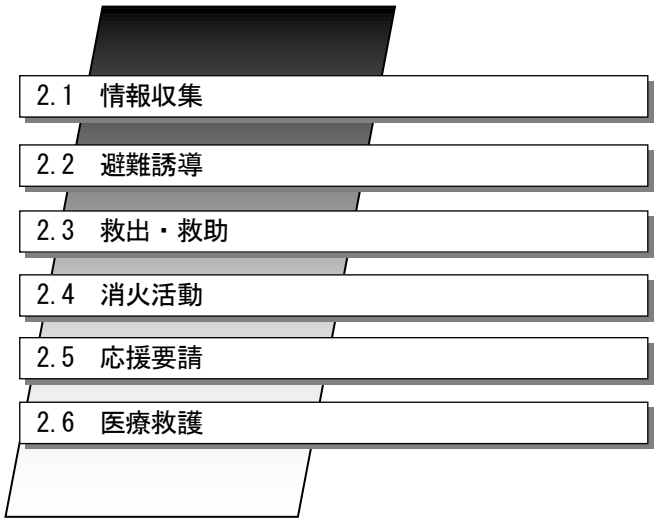


■民間航空機事故の連絡通報体制



第２　応急措置

市域内で発生した航空機事故に対して、本市及び関係機関が実施する応急措置を次に示す。



２.１ 情報収集

【防災危機管理室、消防組合、埼玉県】

(1) 本市

本市は、市域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて埼玉県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(2) 埼玉県

埼玉県は、県内に航空機事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。なお、緊急時の通信連絡手段は県地域防災計画に定める災害情報通信計画に準じ、次の各項によるものとする。

① ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

② 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び支部（地域機関）の職員又は航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

２．２ 避難誘導

【消防組合、事業者】

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

① 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

② 消防組合の対応

消防組合は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講ずる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命・財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、市地域防災計画「第２編 第２章 第２節 『第 12 避難活動』」に準じ、避難指示を行う。

２．３ 救出・救助

【消防組合、警察署】

本市は、「第２編 第２章 第２節 『第６ 救助・救急』」に準じ、消防組合を主体とした救出・救助活動を実施する。

また、必要に応じて協力者の動員、警察署への応援を要請する。

・事故救急対策本部等、消防組合を主体とした救出・救助活動にあたる。
・協力者の動員を行う。

２．４ 消火活動

【消防組合】

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防組合は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。このほか、「第２編 第２章 第２節 『第５ 消防活動』」に準ずる。

２．５ 応援要請

【防災危機管理室、消防組合】

航空機事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第２編 第２章 第１節 『第６ 広域応援等』」に、また、自衛隊への応援要請は「第２編 第２章 第１節 『第７ 自衛隊への災害派遣要請依頼』」に準ずる。消防相互応援、緊急消防援助隊への応援要請は、「第２編 第２章 第２節 『第５ 消防活動』」に準ずる。

２．６ 医療救護

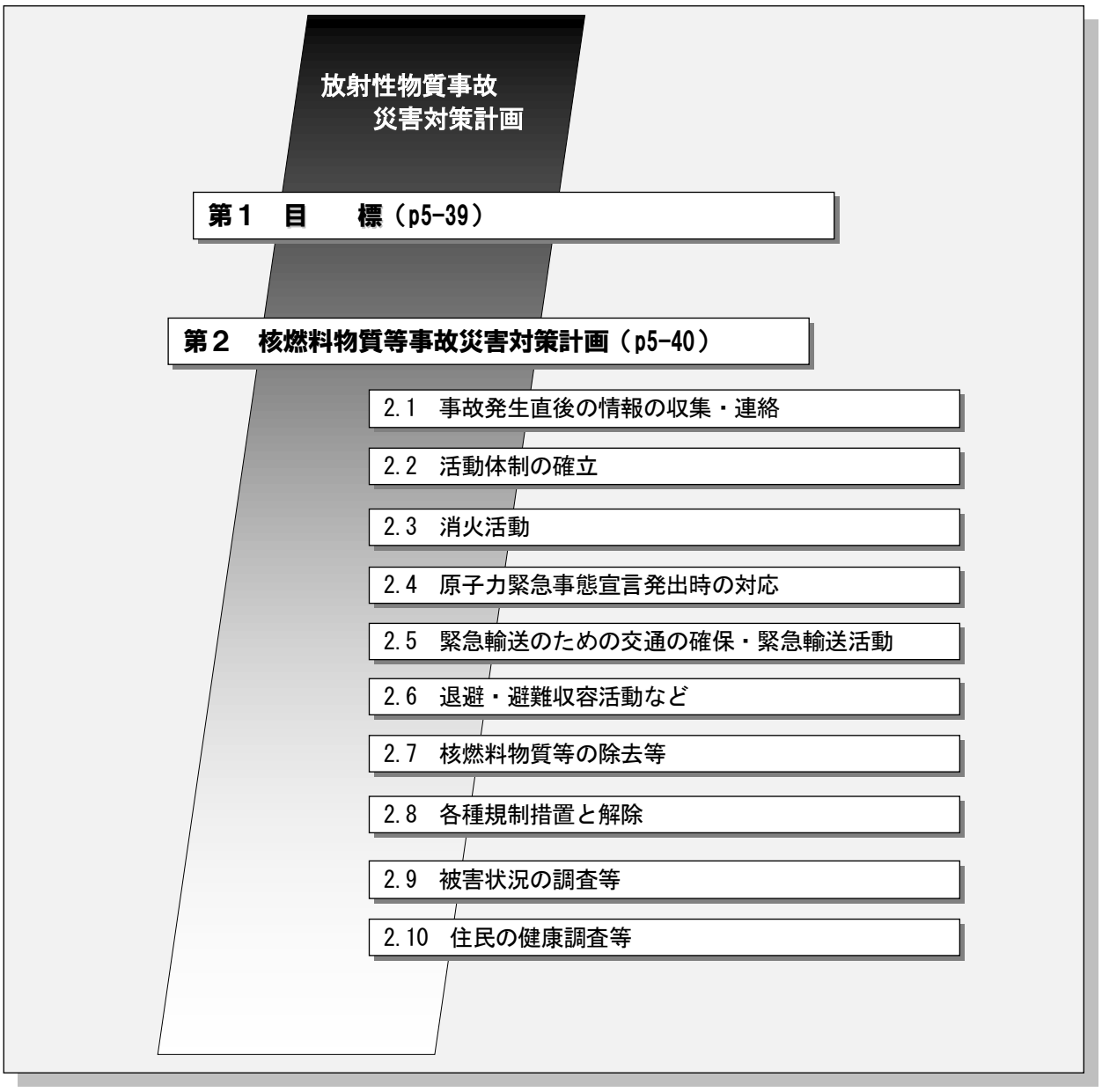
【保健医療推進課、川越市医師会、消防組合】

市域で航空機事故が発生した場合、「第２編 第２章 第２節 『第７ 医療救護』」に準じて、埼玉県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第６節　放射性物質事故災害対策計画

本市を通る自動車専用道路を利用して核燃料物質等の輸送が行われており、輸送中の事故により放射性物質事故災害の発生が想定されるほか、市外での放射性物質事故の発生が想定される。

本節では、迅速・的確な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。



第１　目標

本市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等を輸送するルートとなる自動車専用道路や、市外施設が想定される。

また、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等も想定される。

このうち、医療機関等の放射性同位元素使用施設においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。

そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故及び市外施設での事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを準用するものとする。

なお、本市を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのＡ型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、Ｂ型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、埼玉県内には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力施設はなく、本市はＰＡＺ（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね半径５㎞）やＵＰＺ（緊急防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね半径 30㎞）に含まれていない。

しかしながら、埼玉県の周囲には、東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力発電所が立地している。そのため、市は、県外の原子力発電所における事故が発生した場合に備え、連絡・活動体制、放射線量等の測定体制、問合せ対応窓口の設置等を整備する。

市は、これらの対策を講ずる場合にあっては、埼玉県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

《輸送容器の種類》

我が国の安全規制では、放射性輸送物（輸送容器に核燃料物質等が収納された状態のもの）の区分は、収納する核燃料物質等の比放射能（単位質量あたりの放射能）に従って、少ないほうからＬ型、Ａ型、Ｂ型に分けられる。Ａ型で輸送されるものの例としては、低濃縮の六フッ化ウランや二酸化ウラン、ウランの新燃料集合体などがある。

第２　核燃料物質等事故災害対策計画

市域内で発生した核燃料物質等輸送事故災害に対して、本市及び関係機関が実施すべき応急対策について、次に示す。



２．１ 事故発生直後の情報の収集・連絡

【市、埼玉県、原子力事業者等】

(1) 事故情報の収集・連絡

①　核燃料物質の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）第２条第１項第３号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第３条第２号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第 10 条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村、埼玉県及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

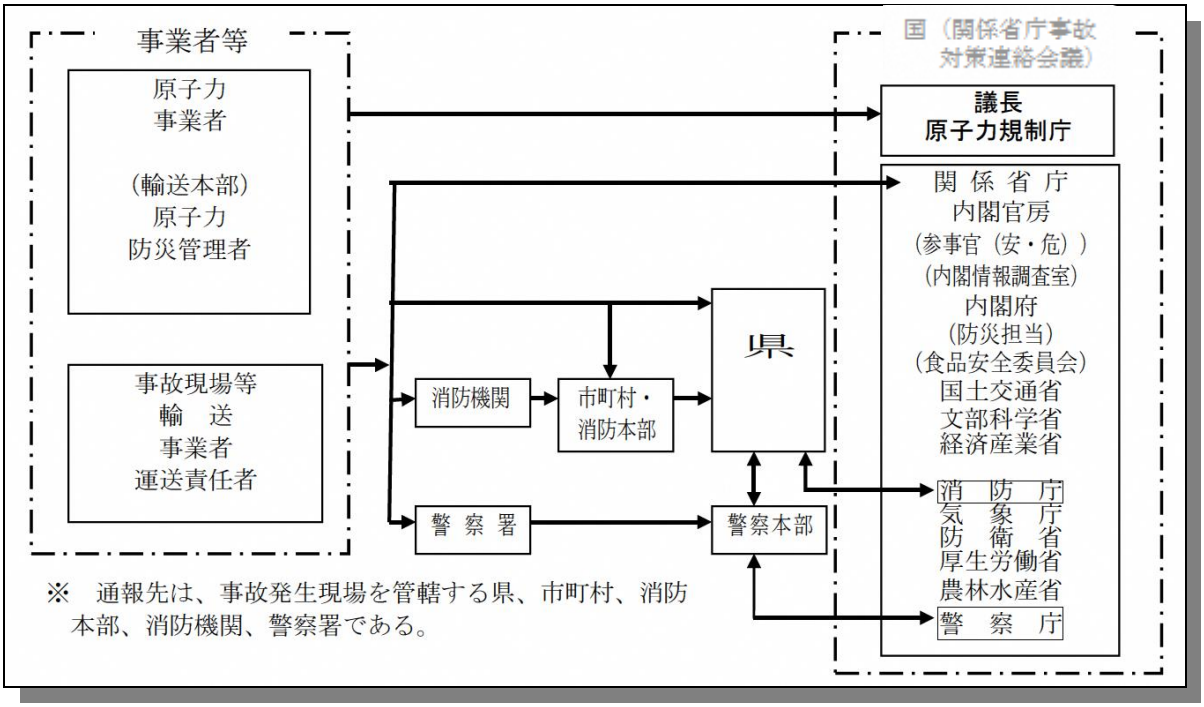
なお、市は、事業者などから受けた情報について、埼玉県、安全規制担当省庁等、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

・特定事象発生の場所及び時刻
・特定事象の種類
・検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
・気象状況（風向・風速など）
・周辺環境への影響
・輸送容器の状態
・被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
・応急措置
・その他必要と認める事項

② 核燃料物質の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質の事故情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。

■核燃料物質の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



③ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

市は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、市長は、埼玉県、国及び関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、埼玉県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、埼玉県に応急対策の活動状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、埼玉県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市、埼玉県及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

２．２ 活動体制の確立

【市、消防局、原子力事業者等】

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を扱う者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入り制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。

なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- 関係機関への通報・連絡
- 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- 消火及び輸送物への延焼防止
- 輸送物の移動
- 立入り制限区域の設定及び立入り制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入りを制限する）
- 汚染の拡大防止及び除染
- 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 消防機関の対応

核燃料物質事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び埼玉県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 市の活動体制

① 情報収集等

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報連絡体制、災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとし、関係機関相互の連携を図るものとする。

口情報収集のポイント

- 事故発生時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況（風向・風速）
- 放射性物質の放出（漏えい等）に関する情報
- 予想される災害の範囲、程度等
- その他必要と認める事項

② 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害応急対策を実施するために、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第２編 第２章 第１節 『第７ 自衛隊への災害派遣要請依頼』」によるものとする。

③ 広域的な応援体制の確立

市長は、災害応急対策を実施するために、必要があると認めるときは、「第２編 第２章 第１節 『第６ 広域応援等』」に準じて広域的な応援要請の確立を図るものとする。

２．３ 消火活動

【消防組合、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防組合は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。このほか、「第２編 第２章 第２節 『第５ 消防活動』」に準ずる。

２．４ 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【市、埼玉県】

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市及び埼玉県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、２．５ 以下の措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が

解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

２．５ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【市、埼玉県、警察署、道路管理者】

(1) 緊急輸送活動

市及び埼玉県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制にあたっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、文部科学省等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

２．６ 退避・避難収容活動など

【市、埼玉県】

(1) 退避・避難等の基本方針

市及び埼玉県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、国から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」若しくは「避難」の指示等の防護措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

『➔ 資料２.40「ＯＩＬと防護措置について」参照』

《参考》運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

放射性物質が環境中に放出された後の緊急時モニタリングの結果、空間放射量率が一定以上に上昇した場合には、一時移転などの防護措置を行います。このための判断基準としてＯＩＬ（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）を定めています。

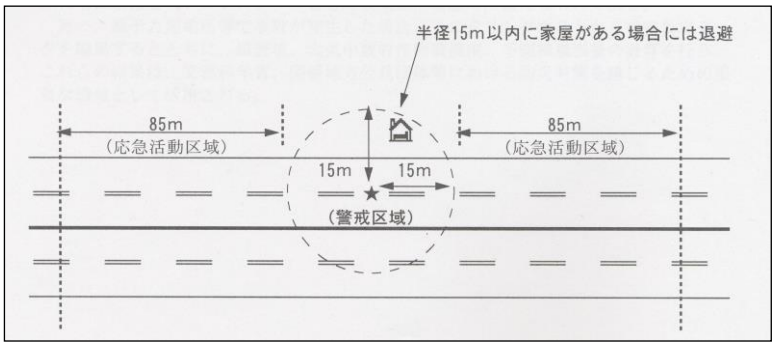
(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、空間放射線量率が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15mとする。

■警戒区域と応急活動区域（ ★：事故現場 ）



② 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町の長に通知するとともに、必要な「屋内退避」又は「避難」等の防護措置を、各地域住民に講ずるよう指示等するものとする。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第 72 条第１項の規定に基づき、受入れ先の市町村長に対し、収容施設の供与その他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設するものとする。この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

なお、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には，避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に、高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市、埼玉県及び防災関係機関は、核燃料物質等の事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

③ 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

２.７ 核燃料物質等の除去等

【原子力事業者等】

事業者等は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

２．８ 各種規制措置と解除

【市、埼玉県、警察署、原子力事業者等】

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

『 ➔ 資料２.40「ＯＩＬと防護措置について」参照 』

(2) 供給体制の整備

市及び埼玉県は、放射性物質事故により飲料水の摂取制限が行われた場合を想定し、飲料水の供給体制の整備を図る。なお、特に乳児に優先的に飲料水の供給を行う。

(3) 解除

市、埼玉県、原子力事業者等、消防組合等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は国及び専門家の助言を踏まえ、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

２．９ 被害状況の調査等

【市、埼玉県】

(1) 被災住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行うものとする。

(2) 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- 退避・避難等の措置
- 立入り禁止措置
- 飲料水、飲食物の制限措置
- その他必要と認める事項

また、市及び埼玉県は、学校の校庭等における空間放射線量や、飲料水、農畜産物、浄水発生土、下水汚泥等に含まれる放射性物質の測定体制の整備を図る。

２．１０ 住民の健康調査等

【市、埼玉県】

市及び埼玉県は、市内外から退避・避難した地域住民に対し、必要に応じ外部被爆簡易測定等の健康調査を実施して住民の健康維持を図るなど、不安解消に努め、民心の安定を図るものとする。

また、原子力災害医療が必要と認められる者に対しては、原子力災害医療可能施設と連携を図り、収容等を行うものとする。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

川越市地域防災計画

初版発行　　昭和39年８月
修正発行　　昭和62年３月
修正発行　　平成２年３月
修正発行　　平成11年３月
修正発行　　平成21年３月
修正発行　　平成25年３月
修正発行　　平成26年３月
修正発行　　平成27年３月
修正発行　　平成31年３月
修正発行　　令和２年３月
修正発行　　令和４年３月
修正発行　　令和５年11月
修正発行　　令和８年３月
修正発行　　令和９年　月

編　集　　川越市防災会議

事務局　　川越市防災危機管理室